岐阜市地域防災計画
（地震対策計画）

令 和 ８ 年 度

岐 阜 市 防 災 会 議

第１章　総　　則

第１節　計画の目的・性質等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１項　計画の目的
　第２項　計画の性質
　第３項　計画の構成
第２節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・　3
　第１項　実施責任
　第２項　処理すべき事務又は業務の大綱
　第３項　市民等の基本的責務
第３節　本市の特色及び災害要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　第１項　市地域の特色
　第２項　災害要因
第４節　被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　第１項　南海トラフ巨大地震の被害想定
　第２項　内陸型地震被害想定

第２章　地震災害予防

第１節　総　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　第１項　防災協働社会の形成推進
　第２項　震災に関する調査研究
第２節　防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
　（危機管理部・消防本部・基盤整備部・その他各部）
第３節　防災意識の啓発・防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　（危機管理部・消防本部・基盤整備部・教育部・福祉部・ぎふ魅力づくり推進部・
　経済部・その他各部）
第４節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
　（危機管理部・消防本部・基盤整備部）
第５節　自主防災組織の育成と強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
　（危機管理部・消防本部・市民協働生活部）
第６節　避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
　（危機管理部・福祉部・まちづくり推進部・都市建設部・保健衛生部・
　避難所施設を管理する部）
第７節　必需物資の確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
　（危機管理部・教育部・子ども未来部・保健衛生部）
第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策・・・・・・・・・・・・・・・・　40
　（福祉部・危機管理部・市民協働生活部・消防本部・ぎふ魅力づくり推進部・保健衛生部・
　子ども未来部）

第９節　医療（助産）救護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
（市民病院部・保健衛生部（保健所）・消防本部・教育部）
第 10 節　防疫対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
（保健衛生部（保健所））
第 11 節　文教対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（教育部・女子短期大学部・ぎふ魅力づくり推進部・市民協働生活部）
第 12 節　ボランティア活動の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
（市民協働生活部・福祉部・市社会福祉協議会）
第 13 節　防災通信設備等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
（危機管理部・消防本部・基盤整備部）
第 14 節　広域的な応援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
（危機管理部・消防本部・企画部）
第 15 節　緊急輸送網の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（基盤整備部・危機管理部・消防本部）
第 16 節　火災予防対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
（消防本部）
第 17 節　まちの不燃化・耐震化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
（まちづくり推進部・都市建設部・基盤整備部・消防本部）
第 18 節　液状化対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
（危機管理部・基盤整備部・上下水道事業部・まちづくり推進部・消防本部）
第 19 節　災害危険区域の防災事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
（都市建設部・まちづくり推進部・基盤整備部・経済部）
第 20 節　ライフライン施設対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
（上下水道事業部・基盤整備部・環境部・関係部（ライフラインに関係のある部）・
ライフライン事業者）
第 21 節　行政機関の業務継続体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
（行政部・危機管理部・各部）
第 22 節　企業防災の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
（経済部・危機管理部・財政部）

第３章　地震災害応急対策

第１節　活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第１項　準備体制
第２項　警戒体制（災害警戒本部設置）
第３項　非常体制（災害対策本部設置）
第４項　災害対策本部の設置・解散等
第５項　災害対策本部等の組織及び分担任務
第６項　体制の伝達

第７項　市職員の証票等
第２節　災害対策活動要員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
第１項　職員の動員
第２項　技術者等の雇上げ
第３項　従事命令等
第４項　市以外の関係機関に対する動員（応援）
第３節　ボランティア対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
（市民協働生活部・福祉部・市社会福祉協議会）
第４節　自衛隊災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
（本部事務室）
第５節　県防災ヘリコプターの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
（消防本部）
第６節　災害応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（本部事務室）
第７節　交通応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
（基盤整備部・危機管理部・消防本部）
第８節　輸送対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
（基盤整備部・経済部・市民協働生活部・市長公室部）
第９節　通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
（危機管理部・消防本部・行政部）
第 10 節　地震情報の受理・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
（危機管理部・消防本部・基盤整備部）
第 11 節　地震災害情報等の収集・伝達・報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
（関係各部）
第 12 節　災害広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
（市長公室部・危機管理部・都市建設部・まちづくり推進部・市民協働生活部）
第 13 節　消防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
（消防本部）
第 14 節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
（全ての部）
第 15 節　避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
（危機管理部・基盤整備部・都市建設部・まちづくり推進部・福祉部・保健衛生部・
消防本部・避難所施設を管理する部）
第 16 節　建築物・宅地の危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
（まちづくり推進部）
第 17 節　食料供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
（福祉部・保健衛生部・経済部）
第 18 節　給水活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
（上下水道事業部・消防本部・福祉部・保健衛生部）

第 19 節　生活必需品供給活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
（経済部）
第 20 節　応急住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
（まちづくり推進部・福祉部・上下水道事業部・環境部・保健衛生部・
市民協働生活部・都市建設部・基盤整備部・経済部・子ども未来部）
第 21 節　要配慮者・避難行動要支援者対策・・・・ ・・・・・・・・・・・・ 213
（福祉部・危機管理部・ぎふ魅力づくり推進部・保健衛生部・子ども未来部・
まちづくり推進部）
第 22 節　帰宅困難者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
（危機管理部・ぎふ魅力づくり推進部・市民協働生活部・行政部）
第 23 節　医療・救護活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
（市民病院部・保健衛生部（保健所）・福祉部・市民協働生活部・消防本部・
教育部）
第 24 節　救助活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
（消防本部）
第 25 節　遺体の捜索・取扱い・埋葬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
（市民協働生活部・保健衛生部（保健所）・消防本部・市民病院部）
第 26 節　防疫・食品衛生活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
（保健衛生部（保健所））
第 27 節　保健活動・精神保健 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
（保健衛生部（保健所）・消防本部）
第 28 節　環境衛生・廃棄物処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
（環境部・基盤整備部・まちづくり推進部・都市建設部・上下水道事業部・
危機管理部・ぎふ魅力づくり推進部）
第 29 節　文教災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
（教育部・女子短期大学部・ぎふ魅力づくり推進部・市民協働生活部）
第１項　学校施設の応急対策
第２項　文化財、その他の文教関係施設の応急対策
第 30 節　家庭動物等の救援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
（保健衛生部（保健所）・危機管理部）
第 31 節　産業応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
（経済部・ぎふ魅力づくり推進部）
第 32 節　公共施設の応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
（基盤整備部・経済部・危機管理部・公共施設を管理する部）
第 33 節　ライフライン施設の応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
（上下水道事業部・経済部・環境部・市長公室部（広報に関すること）・
関係部（ライフラインに関係のある部））

第４章　東海地震に関する事前対策

第１節　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259
第１項　東海地震に関する事前対策の意義
第２項　東海地震に関する事前対策の性質
第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
第４項　東海地震に関連する情報
第５項　東海地震に関する事前対策の体系
第６項　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針
第７項　地震防災応急計画の作成
第２節　活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 267
第１項　準備体制
第２項　警戒体制（災害警戒本部設置）
第３項　非常体制（災害対策本部設置）
第４項　災害対策本部の設置・解散等
第５項　災害対策本部等の組織及び分担任務
第６項　体制の伝達
第３節　協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 289
第４節　警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達・・・・・・・・・・・・ 290
第５節　広報対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 292
（市長公室部・危機管理部・消防本部・都市建設部・まちづくり推進部）
第６節　事前避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
（関係各部）
第７節　消防･水防対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 296
（消防本部・基盤整備部・危機管理部）
第８節　交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
（基盤整備部・危機管理部・市長公室部）
第９節　緊急輸送対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
（基盤整備部・経済部）
第 10 節　物資等の確保対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
（関係各部）
第 11 節　保健衛生対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
（市民病院部・保健衛生部（保健所）・環境部）
第 12 節　生活関連施設対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
（上下水道事業部）
第 13 節　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 ・・・・・・・・・・・・・・ 307
（危機管理部・ぎふ魅力づくり推進部・市民協働生活部）

第 14 節　公共施設対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
（基盤整備部・上下水道事業部・経済部・行政部・施設を管理する部）
第 15 節　大規模な地震に係る防災訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
（危機管理部・消防本部）
第 16 節　地震防災上必要な教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312
（危機管理部・消防本部・教育部・各部）

第５章　南海トラフ地震に関する対策

第１節　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
第１項　南海トラフ地震に関する対策の意義
第２項　南海トラフ地震に関する対策の性質
第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う
事務又は業務の大綱
第４項　南海トラフ地震防災対策推進地域
第２節　関係者との連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315
第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・・・・・・・・・・・・ 316
（危機管理部・消防本部・まちづくり推進部・都市建設部・基盤整備部）
第４節　南海トラフ地震臨時情報の受理・伝達・・・・・・・・・・・・・・ 317
第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制・・・・・・・・・・・・ 321
第１項　「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時
第２項　「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表後の
調査結果に基づく情報発表時の体制
第３項　災害対策本部等の組織及び分担任務
第６節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
発表時の災害応急対策・・・・・・ 323
第１項　「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された後
の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
第２項　災害応急対策をとるべき期間等
第３項　避難対策等
第４項　関係機関のとるべき措置
第５項　滞留旅客、帰宅困難者に対する措置
第７節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策・・ 329
第８節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 330
（危機管理部・消防本部）
第９節　地震防災上必要な教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331
（危機管理部・消防本部・教育部・各部）

第６章　地震災害復旧・復興

第１節　復旧・復興体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333
第２節　災害義援金品の募集配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335
（福祉部）
第３節　公共施設災害復旧事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
（関係各部）
第４節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成・・・・・・・・・・・・・・・ 340
（関係各部）
第５節　被災者の生活確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
（福祉部・市民協働生活部・危機管理部・財政部・経済部・
まちづくり推進部・消防本部）
第６節　被災中小企業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
（経済部）
第７節　農林漁業関係者への融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347
（経済部）

資　　料

1. 職員動員可能者数
2. 広域防災拠点施設
3. 赤十字奉仕団
4. 女性の会連絡協議会奉仕団
5. 市民消火隊一覧
6. 指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧
7. 指定緊急避難場所一覧
8. 広域避難場所一覧
9. 指定一般避難所一覧
10. その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設一覧
11. 指定福祉避難所一覧
12. 災害用備蓄食料等
13. 災害用備蓄食料等（帰宅困難者用備蓄品一覧）
14. 災害対応施設が設置されている公園一覧
15. 災害応急対策用資機材（防災備蓄倉庫及び防災資機材保有状況）
16. テント備蓄状況
17. 臨時離着陸場等一覧表
18. 土石流危険渓流
19. 自然傾斜
20. 人工斜面

21. 土砂災害（特別）警戒区域一覧
22. 要配慮者利用施設一覧
23. 市本部が確保している車両等
24. 管内民間所有車両数調
25. 管内舟艇保有の状況
26. 共同給食施設一覧
27. 炊出し施設場所等一覧
28. 製パン製造業者（学校給食製パン加工工場）
29. 主食米卸売業者
30. 米飯委託加工業者（学校給食用米飯委託加工工場）
31. 応急仮設住宅建設予定場所一覧
32. 管内病院調
33. ＤＭＡＴ指定病院
34. 岐阜市医師会医療救護隊編成表
35. 岐阜市歯科医師会医療救護隊編成表
36. 岐阜市薬剤師会災害時派遣編成表
37. 関係機関の連絡先

第１章　総　　則

第１節　計画の目的・性質等

第１項　計画の目的

１　「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、岐阜市防災会議が策定する計画であり、岐阜市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。

２　地震災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できる限りその被害の軽減を図ることを目的とする。

第２項　計画の性質

１　「地震対策計画」は、「岐阜市地域防災計画」の「地震対策計画」編として、東海地震、東日本大震災を始めとする海溝型地震や、阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震、平成28年（2016年）熊本県熊本地震、平成30年（2018年）大阪府北部地震といった、活断層による内陸型地震、その他令和6年（2024年）発生の能登半島地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

２　本計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき作成する、国土強靱化地域計画を指針とするものとする。

　このため、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。

３　「地震対策計画」は、岐阜市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途具体的に定める。

４　岐阜市は、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第３条第１項に定める強化地域に指定されていないが、第４章は、地震防災の強化を図るため強化地域に準じ同法第６条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第５章は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）」第５条の規定に基づく推進計画とする。

５　「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

第３項　計画の構成

この計画は、岐阜市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期すものである。

第１章　総則
第２章　地震災害予防
第３章　地震災害応急対策
第４章　東海地震に関する事前対策
第５章　南海トラフ地震に関する対策
第６章　地震災害復旧

第２節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１項　実施責任

１　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導及び助言等の措置をとる。

３　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

４　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市及びその他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

５　市民

大規模地震災害時においては、関係機関の活動が遅延し、又は阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第２項　処理すべき事務又は業務の大綱

防災の実施責任機関並びに処理すべき事務又は業務は、次による。

１　市

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
岐阜市	（１）　岐阜市防災会議に関する事務 （２）　防災に関する施設、組織の整備及び訓練 （３）　災害による被害の調査、報告及び情報の収集、伝達等 （４）　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 （５）　災害の防除と拡大防止

岐阜市	（６）　被災者の救護、救助その他保護 （７）　清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置 （８）　災害復旧資材の確保及び物価の安定 （９）　災害時における文教対策 (10)　被災産業に対する融資等の対策 (11)　被災市営施設の応急対策 (12)　災害対策要員の動員及び雇上 (13)　災害時における交通及び輸送の確保 (14)　民生の安定及び社会経済活動の早期安定 (15)　被災施設及び設備の復旧 (16)　関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (17)　防災活動推進のための公共用地の有効活用

２　県

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
岐阜県	（１）　岐阜県防災会議に関する事務 （２）　防災に関する施設、組織の整備及び訓練 （３）　災害による被害の調査報告及び情報の収集等 （４）　災害の防除と拡大防止 （５）　救助、防疫等被災者の救助及び保護 （６）　災害復旧資材の確保及び物価の安定 （７）　被災産業に対する融資等の対策 （８）　被災県営施設の応急対策 （９）　災害時における文教対策 (10)　災害時における公安の維持 (11)　災害対策要員の動員及び雇上 (12)　災害時における交通及び輸送の確保 (13)　災害時における防災行政無線通信の確保及び統制 (14)　被災施設及び設備の復旧 (15)　市町村が処理する事務及び事業の指導、指示、斡旋等 (16)　防災活動推進のための公共用地の有効活用

３　指定地方行政機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
木曽川上流河川事務所	（１）　河川管理施設等の管理 （２）　河川管理施設等の応急復旧 （３）　災害復旧工事の施工
岐阜国道事務所	（１）　道路施設等の管理 （２）　道路交通の確保

	（３）　道路施設等の応急復旧 （４）　災害復旧工事の施工
岐阜森林管理署	（１）　国土保全事業の推進 ア　治山事業の充実 イ　保安林の整備及びその適正な管理 （２）　災害予防対策 ア　森林施設の防災措置 イ　山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検及び予防対策 ウ　国有林野等からの林産物等の流出防止及びその対策 エ　国有林野の火災防止対策 （３）　災害応急対策 ア　災害応急対策又は災害復旧対策に必要な技術職員等の派遣 イ　災害応急対策又は災害復旧用資機材の貸付 ウ　災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給 （４）　災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
岐阜運輸支局	（１）　災害時における輸送の実態調査 （２）　災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令 （３）　災害による不通区間におけるう回輸送及び代替輸送等の指導 （４）　災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
岐阜地方気象台	（１）　地震情報の伝達 （２）　東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達 （３）　南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報、避難情報等の伝達 （４）　二次災害防止のための余震に関する情報､気象警報及び注意報等、気象等に関する情報の適時、適切な提供 （５）　緊急地震速報の利用の心得などの周知及び広報 （６）　防災訓練の実施及び関係機関との協力

４　自衛隊

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	（１）　防災に関する調査推進 （２）　関係機関との連絡調整 （３）　災害派遣計画の作成 （４）　防災に関する訓練の実施 （５）　災害情報の収集 （６）　災害派遣及び応急対策の実施 （７）　防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

５　指定公共機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
東海旅客鉄道株式会社	（１）　鉄道施設の整備 （２）　電気通信施設及び電力施設の整備 （３）　列車の運転規制に係る措置 （４）　う回輸送等に係る措置 （５）　列車の運行状況等の広報 （６）　鉄道施設等の応急復旧 （７）　鉄道施設等の災害復旧
NTT西日本株式会社	（１）　電気通信施設の整備及び防災管理 （２）　災害時における緊急通話の取扱い （３）　被災電気通信施設の調査と復旧
日本赤十字社	（１）　医療、助産、保護の実施 （２）　救護物資の備蓄及び配分 （３）　災害時の血液製剤の供給 （４）　義援金の募集配分 （５）　岐阜市赤十字奉仕団の指導
中部電力パワーグリッド 株式会社	（１）　電力施設の防災管理 （２）　災害時の電力供給 （３）　被災施設の電力施設の調査及び災害復旧
東邦ガス株式会社 東邦ガスネットワーク 株式会社	（１）　ガス施設の整備及び防災管理 （２）　災害時のガス供給 （３）　被災ガス施設の調査及び災害復旧
日本放送協会	（１）　市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知 （２）　市民に対する災害応急対策の周知 （３）　放送設備の保守及び整備

６　指定地方公共機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	（１）　農業用施設の整備及び防災管理 （２）　農業用施設の被害調査及び災害復旧
岐阜県ＬＰガス協会 岐阜支部	（１）　ガス施設の整備及び防災管理 （２）　災害時のガス供給 （３）　被災ガス施設の調査及び災害復旧
木曽川右岸地帯 水防事務組合	（１）　水防施設及び水防資機材の整備及び防災管理 （２）　水防計画の作成及び訓練 （３）　水防活動の実施

鉄道事業者	（１）　鉄道施設の整備 （２）　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 （３）　災害時の応急輸送対策 （４）　被災鉄道施設の調査及び災害復旧
一般自動車による 旅客等輸送機関	（１）　安全輸送の確保 （２）　災害対策人員の輸送確保 （３）　被災地の交通確保 （４）　緊急輸送車両借上げに対しての配車
報道機関	（１）　市民に対する防災知識の普及及び警戒宣言等の周知 （２）　市民に対する災害応急対策の周知 （３）　放送設備の保守及び整備
岐阜市医師会 岐阜市歯科医師会 岐阜市薬剤師会	（１）　医療及び助産活動の協力 （２）　防疫その他保健衛生活動の協力 （３）　医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

７　公共的団体

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	（１）　被害調査等応急対策への協力 （２）　農産物、林産物及び水産物等の応急対策についての指導 （３）　被災農林漁家に対する融資又は斡旋
商工会議所 商工会等	（１）　融資希望者のとりまとめ及び斡旋についての協力 （２）　物価安定についての協力 （３）　救助用物資、復旧用物資の確保についての協力又は斡旋
社会福祉協議会	（１）　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 （２）　ボランティア活動の推進 （３）　義援金及び義援物品の配分
岐阜市赤十字奉仕団 女性の会連絡協議会奉仕団	（１）　被災者の救助及び救護活動の協力 （２）　義援金の募集、受付及び配分の協力
女性防火クラブ 少年消防クラブ	（１）　火災予防の啓発

８　防災上重要な施設の管理者

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等医療施設の 管理者	（１）　避難施設の整備及び避難訓練の実施 （２）　災害時における病人等の収容及び保護 （３）　災害時における負傷者等の治療及び助産

社会福祉施設の管理者	（１）　避難施設の整備及び避難訓練の実施 （２）　被災時の入所及び要介護者等の入所保護 （３）　社会福祉施設の災害復旧
金融機関等 (岐阜市信用保証協会を含む)	（１）　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
学校法人	（１）　避難施設の整備及び避難訓練の実施 （２）　被災者に係る教育対策 （３）　被災施設の災害復旧
ガソリン等危険物取扱機関	（１）　ガソリン等危険物の防災管理 （２）　災害時におけるガソリン等の供給
高圧ガス取扱機関	（１）　高圧ガスの防災管理 （２）　災害時における高圧ガスの供給
火薬取扱機関	（１）　火薬類の防災管理
ラジオアイソトープ（Ｒ．Ｉ）取扱機関	（１）　Ｒ．Ｉの防災管理

９　地域住民の自主防災組織

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
自主防災組織	（１）　自主防災組織の整備 （２）　防災思想の普及 （３）　防災資機材の整備 （４）　防災訓練への参加 （５）　東海地震予知情報、避難情報等の伝達 （６）　南海トラフ地震臨時情報、避難情報等の伝達 （７）　組織的初期消火 （８）　負傷者等の救出救護 （９）　組織的避難 (10)　給食給水活動 (11)　避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助

第３項　市民等の基本的責務

１　市民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、県、その他防災関係機関が行っている

防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

２　事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど事業継続のための取り組みを通して、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第３節　本市の特色及び災害要因

第１項　市地域の特色

平野部は、地盤が軟弱であるため山間部に比べ液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。特に沖積層が厚く堆積した場所の地盤は軟弱であることから、被害が更に大規模となることが懸念される。

今日、岐阜、西濃地域などの平野部の都市では、住家や工場、ライフラインなどの施設が濃尾地震や昭和の東南海地震のころとは比べものにならないほど密集していることから、地震災害の潜在的な被害主体が当時に比べ著しく増大している。

第２項　災害要因

１　海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの４つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常にひずみが蓄積されている。

このひずみによる変形が、ある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震は、南海トラフに沿って繰り返し発生している巨大な海溝型地震である。

２　内陸型地震

活断層は、「最近の地質時代に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のあるとみなされる断層」と定義され、内陸型地震の原因となることから、その存在が重要視されている。

(1)　根尾谷断層

1891年に本巣郡根尾村（現 本巣市）を震源地として発生した濃尾地震は、根尾谷断層の活動により発生した地震であり、日本内陸部における有史以来最大の大地震である。この根尾谷断層は、福井県の大野市南部から南東へ向って本巣市根尾を横切り、本巣市(旧本巣町)、山県市、岐阜市、関市を経て美濃加茂市・可児市まで全長約80㎞にわたる左横ずれ断層である。また、国の天然記念物に指定され、長さ約１㎞にわたり、上下に約６ｍ、水平に約３ｍずれた本巣市根尾水鳥の断層崖は、濃尾地震の地震断層として有名である。

(2)　関ヶ原－養老断層系

滋賀県北部から伊吹山の西麓を通り、関ヶ原に伸びる断層（柳ケ瀬－関ヶ原断層帯）と、養老山系東麓～桑名～四日市へ伸びる断層（養老－桑名－四日市断層

帯）からなる。

(3)　阿寺断層帯

阿寺断層系は、岐阜県南東端の中津川市北東部から北西に向かって、中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧福岡町、旧付知町、旧加子母村）、下呂市下呂町を経て、下呂市萩原町北部へ至る全長約70kmにも及ぶ大断層で、日本における第一級の左横ずれ断層として知られている。この断層は、中津川市坂下町における木曽川の河岸段丘面の段差をはじめとして、断層露頭、低断層崖、鞍部の接続などの断層地形が各所にみられる。

(4)　岐阜－一宮線

岐阜－一宮線は、岐阜市付近から名古屋市北西部に延びる伏在断層とされてきたが、地震調査研究推進本部地震調査委員会により、

①濃尾断層の際に、この線に沿って水準点が移動したとされる点については、断層や撓曲による変化とは認められないこと、水平移動についても大きな変化は認められない。

②濃尾地震により生じたとされる被害の集中域については、実態について不明確な点が多い。

③愛知県が作成したボーリング資料をもとにした地質断面図では、断層変異が累積したことを示す証拠は認められない。また、愛知県が実施した反射法弾性波探査では、地下2000mより浅い地層中には上下方向の累積変異を示す断層及び撓曲は認められなかった。

以上のことから、岐阜－一宮線は活断層でないと判断された。

第４節　被害想定

市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的見地を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

なお、自然現象には、大きな不確定要素を伴うことから、想定には一定の限界があることに留意する。

第１項　南海トラフ巨大地震の被害想定

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、平成23年度に東海、東南海、南海地震の三連動による複合型地震の災害被害想定調査を実施し、地震の予測、液状化の予測、建物被害の予測、人的被害の予測、ライフライン被害の予測、交通施設被害の予測、急傾斜地崩壊危険予測、帰宅困難者予測、避難者予測、その他大規模地震災害に起因した被害の予測を行い、地震防災対策の指標とした。

その後、中央防災会議の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての一次報告を平成24年3月31日に、二次報告を平成24年8月29日に公表し、南海トラフ巨大地震の発生の可能性を示したことから、本市は、平成24年度に南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査を実施した。また、令和2年度には建物、人口の状況変化及び被害調査の新手法に基づく災害被害想定の再調査を実施し、地震防災対策の指標を変更した。

１　地震の予測、液状化の予測

南海トラフの巨大地震の発生の際の地震規模はM9.0程度と予測され、岐阜市内の震度は５強から６強となり、かつ３分程度継続して揺れるため、かなりの影響を受ける。地震動による強い揺れに加えて、揺れの継続時間が長いことの影響により南部のほぼ全域が液状化の危険性が高いと予想される。

２　被害想定

最も多くの出火が見込まれる冬の平日の夕食時(午後６時)及び人的被害が多く見込まれる就寝時(午前５時)における被害想定は、令和2年度に本市が実施した南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査によれば以下のとおりである。

建物被害	木造建物全半壊	36,818 棟
	非木造建物全半壊	6,311 棟
総出火件数	午後６時	55 件
	午前５時	17 件
人的被害 (死者・負傷者計)	午後６時	3,308 人
	午前５時	4,530 人

第２項　内陸型地震被害想定

岐阜県には、100に及ぶ活断層が分布するといわれており、東海地震や東南海地震等

の海溝型地震のみではなく、あらゆる地震に対する備えが必要である。特に、内陸型地震は、大きな被害が予想されており、発生確率は低いが過去の地震の傾向から海溝型地震に連動して、内陸型地震が発生する可能性があることから、令和2年度に本市が実施した被害想定調査において岐阜市に最も影響が大きい揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震について、地震防災対策の考慮の対象とする。

１　地震の予想

(1)　阿寺断層系

震源域が、岐阜市域から約50～70km離れているが、想定地震規模がM7.8と大きいため、岐阜市内の震度は５弱から５強となり、かなりの影響を受ける。

震源に近い市東部、地盤が弱い南西部では、地震動は比較的強く、また、一部の地盤が特に弱い区域では、強い地震動が予想される。

(2)　関ヶ原－養老断層系

関ヶ原－養老断層系における地震の規模は、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部／南部）がM7.6程度と地震調査研究推進本部が行っている長期評価で予想している。また、養老－桑名－四日市断層帯については被害想定調査でM7.7程度、市内における震度は６弱から６強と予測され、相当の地震動を受けることになり、震源に近い南西部に震度６強の範囲が多く分布する。内陸直下型であるため、地震継続時間は比較的短く、南海トラフの巨大地震より液状化の可能性は低いが、強い揺れが予測される地点がある。

(3)　濃尾断層帯

濃尾断層帯（主部／根尾谷断層）は、M7.3程度、同（主部／梅原断層帯）は、M7.4と地震調査研究推進本部が行っている長期評価で予想している。また、揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯については、令和2年度に本市が実施した被害想定調査でM7.7程度、市内における震度は一部地域で７、多くの範囲で６強と予測され、内陸直下型地震の中で本市への影響が最も大きいと予想される。

２　被害想定

最も多くの出火が見込まれる冬の平日の夕食時(午後６時)及び人的被害が多く見込まれる就寝時(午前５時)における被害想定は、「岐阜市災害被害想定調査(令和2年度)」「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査(平成23～24年度)」によれば以下のとおりである。

(1)　阿寺断層系（岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査）

建物被害	建物全半壊	1905棟
出火件数	午後６時	2件
	午前５時	0件
人的被害	午後６時	120人

（死者・負傷者計）	午前５時	173人

(2)　養老―桑名―四日市断層帯（岐阜市災害被害想定調査）

建物被害	木造建物全半壊	41,219 棟
	非木造建物全半壊	5,473 棟
出火件数	午後６時	73 件
	午前５時	23 件
人的被害（死者・負傷者計）	午後６時	3,803 人
	午前５時	5,002 人

(3)　揖斐川－武儀川断層帯（岐阜市災害被害想定調査）

建物被害	木造建物全半壊	54,284 棟
	非木造建物全半壊	7,445 棟
出火件数	午後６時	109 件
	午前５時	38 件
人的被害（死者・負傷者計）	午後６時	4,224 人
	午前５時	5,806 人

第２章　地震災害予防

第１節　総　則

第１項　防災協働社会の形成推進

１　基本理念

地震の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、地震災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことに重点を置き、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて地震災害に備え、地震災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、地震災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に防災対策を実施していくとともに、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

地震災害による被害の軽減を図るには、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切である。国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、地震災害による被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していくため、平時からの防災教育を推進し、住民の防災意識の向上や防災知識の普及を推進していく。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策や高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応する福祉的支援の仕組みの整備を実施するとともに、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

２　推進体制

(1)　「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」防災訓練等に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代への展開に努める。

(2)　災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えについて促進を図る。

(3)　男女共同参画その他多様な視点を取入れた防災体制の確立

市は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大するため、岐阜市防災会議の委員への任命など、男女共同参画そ

の他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4)　関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、地震災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

民間業者に委託可能な地震災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

また、関係機関及び企業等は、防災対策の検討等を通じて、平時からコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。さらに、復興事前準備を講ずることとする。

(5)　感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。

(6)　デジタル等新技術を活用した防災対策の推進

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

また、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進する。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるものとする。

(7)　災害ケースマネジメントの推進

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな福祉的な支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8)　災害マネジメント職員の育成

市は、総務省応急対策職員派遣制度による災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員への職員の登録により防災体制の強化に努めるものとする。

(9)　復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。

第２項　震災に関する調査研究

１　基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図る。

２　対策

市は、「岐阜市地震災害被害想定調査（平成24年10月）」を基に南海トラフ巨大地震、関ヶ原養老断層系における養老－桑名－四日市断層帯で地震が発生した場合に、市内で予想される地震の危険度を表した地震ハザードマップを作成。また令和2年度に「岐阜市災害被害想定調査」の見直しを行い、その結果をもとに地震防災対策の充実強化を図る。

なお、市内の建築物の状況や、各種対策の進捗によって、想定される被害量は変動することから、必要に応じ、被害想定の更新、見直しを行うよう留意する。

第２節　防災体制の整備

【実施担当部】（主として業務を実施する部、以下同じ）

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　基盤整備部

４　その他各部（行動計画の作成・参集体制に関すること）

〈方針〉

地震災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努めるとともに、各部が連携して地震災害対策活動を実施し被害の軽減を図る。

〈実施内容〉

１　災害応急対策組織の整備

(1)　組織整備と事務分掌

市は、災害対策本部を効率的に運用するため、他都市の災害を含め地震災害時における災害対策本部の運用を検証し、組織及び事務分掌等について毎年検討を加えることにより、本計画の実効性を高める。

(2)　組織（各部）行動計画の具体化の推進

各部は、防災対策に関する所掌事務を確実に実施するため、災害応急対策マニュアル等において具体的な計画を定め、毎年見直しを行う。また、広域的な地震災害に対応するための、原子力災害対策、避難対策、受援・支援対策、医療救護対策、救援物資滞留防止対策、災害廃棄物対策、ボランティア対策、業務継続対策等は、各部の役割分担、手順等についての具体的な計画を策定し、災害応急対策マニュアル等の具体化を推進する。

(3)　迅速な参集体制の整備

市は、地震災害時に速やかに地震災害応急対策を実施する体制を確保するため、職員の岐阜市職員参集システムへの登録の推進、及び各部における緊急連絡網の徹底、職員の徒歩による参集時間の予測などにより、勤務時間外に大規模な地震が発生し、通常の交通機関の利用ができない状況等においても、応急対策が早期に実現できるよう初動体制の強化に努める。参集体制の整備にあたっては、職員の安全にも配慮するとともに、退職者の活用や任期付雇用等の人材確保方策、緊急時に外部の専門家等の意見、支援を活用できるような仕組みの構築についても考慮する。

参照：職員動員可能者数（巻末資料）

(4)　複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない

可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早急に要請することも定めておくものとする。

２　防災施設、設備等の整備

市は、地震災害応急対策を実施するために必要な施設、設備、資機材の整備及び備蓄品の充実を図るとともに、その運用が適切に行えるよう維持管理に努める。

(1)　消防施設、設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防用水利並びに火災通報施設その他の消防施設、設備の維持管理に努め、地震災害時の即応体制の確立を図る。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対応するため、化学車、梯子車の維持管理には十分配慮するとともに、化学消火薬剤等の備蓄整備を図る。

(2)　救助施設、設備等

市は、人命救助に必要な車両、救助器具、担架及び救命胴衣等の救助用資機材の整備充実を図るとともに、これらを有効に活用するため、点検を定期的に実施するなど適切な維持管理に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、地震災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行う。

(3)　消防団の強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。また、市は、消防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

(4)　通信施設、設備等

市は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るとともに、有線通信が途絶した場合においても通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。また、万一これらの施設等に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

(5)　水防団の強化

市は、水防団の研修、訓練や災害時における水防活動拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るとともに、幅広い層の団員の入団促進等水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、水防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

(6)　災害対策本部施設の整備

市は、災害応急対策活動の中枢拠点として、災害情報の的確な収集・一元管理が可能となる災害対策本部を常設し、迅速な初動体制及び指揮命令機能の確立に努める。

また、万一の情報通信機能の断絶等不測の事態にも備え、災害応急対策活動が実施不可能になることを避けるため、消防本部６階大会議室を代替施設とする。

(7)　防災拠点施設の整備

ア　市地域防災拠点施設の整備

市は、地域の災害対策活動を円滑に実施するため、地域防災拠点（公民館、コミュニティ防災センター等）、地域避難拠点（小学校等指定拠点避難所）、その他防災拠点の整備を進める。

イ　市広域防災拠点施設の指定

市は、大規模災害時に円滑な受援体制の確立を図るため、次の機能を有する市広域防災拠点施設の指定を行うとともに、必要な施設の整備を図る。

(ｱ)　救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊等を受け入れるための拠点

(ｲ)　物資配分活動拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種、大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための地域内輸送拠点及び備蓄拠点

(ｳ)　ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

参照：広域防災拠点施設（巻末資料）

ウ　県広域防災拠点施設の指定

県は、大規模災害時に圏域内での災害対策活動を支援するため、圏域ごとに県広域防災拠点施設の指定を行う。

エ　県域を越える災害に備えた広域防災拠点施設

県は、超広域災害に備え、県境を越える広域的な災害対策活動のために必要となる国の広域防災拠点施設の整備について、周辺県や国と連携を図る。

オ　その他防防災に資する公共施設の整備

県及び市は、避難場所、避難路、防災拠点等の地震防災に資する公共施設について、関係機関と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図る。

カ　所有者不明土地の活用

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(8)　その他資機材、物資の調達

市は、災害により損壊した道路河川等の復旧等に必要な資機材及び業務の継続に必要な食料、飲料水、その他生活必需物資等の備蓄に努めるとともに、不足する場合の調達を迅速に行うため、民間との協定の締結を推進するとともに、随時協定締結者に確認を行うなど調達体制の充実を図る。

(9)　防災関係機関相互の連携体制

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。また、支援に際しては自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

第３節　防災意識の啓発・防災知識の普及

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　基盤整備部　　４　教育部　　５　福祉部
６　ぎふ魅力づくり推進部　　７　経済部　　８　その他各部（職員に対する防災教育）

〈方針〉

地震災害による被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身につけ、食料、飲料水、感染症対策品の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であるため、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の向上に努め、「共助社会」の実現に貢献できる人材育成を図る。また、大きな地震の後に同等又はそれ以上の地震が発生する恐れがあることや、南海トラフ巨大地震では広域的被害の発生や、複数の災害の同時発生の可能性があり、これに備える必要性があることについても啓発する。市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく配信する。さらに、近年多発する地震災害により市民の防災意識が高まる中で、タイミングを逸することなく、防災講話、イベント等を行い、防災知識の普及に努める。

なお、外国人（観光客含む）に対しては、言語の違いに配慮するとともに、地域において乳幼児、重病者、障がい者、高齢者、妊婦等の要配慮者を支援する体制が整備されるよう普及啓発を図る。

〈実施内容〉

１　地域住民に対する普及

市民が、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、ハザードマップ、チラシ等の配布、防災センターの展示教育設備の利用、地震体験車の利用、防災に関する講習会、イベント、研修等の開催、ぎふ防災安心メール、ラジオ（コミュニティＦＭ等）、テレビ、新聞、広報誌、ホームページ掲載等を通じた広報や災害図上訓練（ＤＩＧ）の普及促進等により、地震災害予防や地震災害応急対策等の知識の普及啓発、共助の重要性など市民の防災意識の高揚を図るよう努める。情報弱者となりやすい高齢者に対しては、イベント等を通じ、デジタル技術を活用した情報収集方法の普及に努める。

なお、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを統合した岐阜市総合防災安心読本を作成、配布するとともにアプリケーション版を作成、配信し、市民の防災意識の向上に努める。また、防災知識の普及に当たっては、デジタル技術を活用して、より分かりやすく災害リスクを伝えるよう努める。

また、避難行動要支援者を地域で支援する体制の整備、円滑な避難所運営の実施及び住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動など、避難に関する事項についても普及啓発を行う。

(1)　普及啓発を図る基本的事項

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、マスク、消毒液、体温計等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油､負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具･ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカー等の火災予防対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、ローリングストック、フェーズフリーな個人備蓄の考え方、ぎふ防災安心メールの登録による平時からの迅速な情報取得

イ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

ウ　地域の地形や河川の状況等の特性に応じて、発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動

エ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

オ　地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

カ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

キ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ク　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底

(2)　防災関連の行事を活用した啓発、普及

ア　市民防災の日

毎月１日を「市民防災の日」と定め、防災意識の向上、防災点検の励行、防災訓練や防災研修会への参加等を市民に呼びかける。

イ　岐阜県地震防災の日

県は、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図っている。

２　幼児、児童、生徒等に対する普及

学校（園）等は、幼児、児童、生徒等に対する防災指導資料を作成配布するなど、防災に関する教育の充実に努め、地震の発生等に関する基礎知識、地震への対応など防災に関する知識を身に付けさせる。特に、学校と家庭・地域とが連携して行う防災教育を推進し、幼児、児童、生徒等への普及を通してその保護者の防災意識の向上、自助行動の実践に繋がるような内容とするよう努める。

市は、デジタル技術等を活用するとともに、学校や地域、災害の経験者等多様な主体との連携により、防災のみならず、地域への理解を深められるよう努め、災害時の「共助社会」の担い手、ひいては未来の地域を支える人材の育成に資するよう努める。

また、自主防災組織と協力し防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、自助共助の意識及び防災技術の向上に努める。

３　障がいのある方に対する普及

視覚障がいや知的障がいなど障がいのある方に対応する防災指導資料を作成配布し、災害時の対応など防災知識の向上を図る。

４　外国人に対する普及

外国人市民向けの防災啓発講座を実施するとともに、パンフレット等の内容を多言語で作成するほか、コミュニティＦＭを利用した防災関係の放送を多言語により実施する。

５　職員に対する防災教育

防災関係法令、地域防災計画、水防計画、各部において処理すべき防災事務又は業務、要配慮者の特徴とニーズ等に関する研修会等を各部の担当者に実施する。なお、研修会等を受講した各部の担当者は、防災知識、技術の向上及び市本部の円滑な運用を図るため、所属において研修を実施する。また、各部は、災害活動を迅速、的確に行うため、所属で作成する災害応急対策マニュアルを所属職員に周知徹底を図る。

６　災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、地域住民や児童生徒等に対し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、地域で過去に発生した災害や災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味についても正しく普及啓発を行い、災害の教訓が後世まで伝承されるよう努める。

７　企業に対する普及

企業の防災意識、防災力の向上を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけるなど、地域貢献、地域との共生について意識啓発を図る。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

８　防災訓練への積極的参加

市、県及び防災関係機関等は、防災知識の普及や地震災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第４節　防災訓練

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　基盤整備部　　４　市民協働生活部

〈方針〉

防災訓練は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的に行い、地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいて、毎年その内容を見直し、発生可能性が高い複合災害を想定した実効性の高いものとするよう努める。

〈実施内容〉

１　訓練方法

内陸型地震を想定した訓練、南海トラフ巨大地震を想定した訓練など、地震規模や被害の想定を明確にし、想定した効果が得られるよう具体的な訓練環境設定を行うとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどより実践的な内容となるように努める。

(1)　応急対策体制の確認、評価等

市は、防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等各関係機関相互協力の円滑化を図る。

また、岐阜県及び中核市災害相互応援協定による応援職員派遣要請訓練を実施し、受援体制強化に努める。

(2)　住民の防災意識の向上

住民一人ひとりが、日常及び地震災害時に「自らが何をすべきか」を考えるとともに、地震災害に対する備えや適切な活動が行えるよう実践的な訓練を実施することにより、防災意識の向上と知識の普及啓発、地震災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3)　要配慮者等への配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、要配慮者・避難行動要支援者を地域で支援する体制の整備を図るとともに、被災時のニーズに対し、十分に配慮するよう努める。

２　訓練種別

(1)　総合防災訓練

ア　実施の時期

防災週間、その他防災に関係する日等、訓練に効果がある時期に実施する。

イ　実施地域

災害の発生するおそれのある地域、災害が発生した場合に被害が拡大するおそれのある地域等、訓練に効果がある場所で実施する。

ウ　実施方法

市、県、指定行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、

自主防災組織、地域住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき実践的な内容の応急対策活動を実施する。また、災害応援に関する協定に基づく団体、ＮＰＯ・ボランティアに対し訓練の参加を求める。

訓練科目	訓練実施機関
地震情報等伝達訓練	市内各関係防災機関等
通　信　訓　練	非常通信協議会、その他通信機関
避　難　訓　練	警察、消防機関等
救　出　訓　練	警察、消防機関、自衛隊
医　療　訓　練	市民病院、保健所及び民間医療機関
炊出しその他救出等訓練	市内各奉仕団、自主防災組織団体
消　防　訓　練	消防機関等
広域応援訓練	応援協定締結機関
そ　の　他　訓　練	関係機関

(2)　地域防災訓練

地域住民による自主防災組織が主となり、地域住民による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、応急救護訓練、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。訓練は、集合型防災訓練、発災型防災訓練又は災害図上訓練（ＤＩＧ）、避難所運営訓練（ＨＵＧ）などにより実施する。

(3)　その他の地震防災訓練

市は、次の地震防災訓練を適宜、繰り返し実施する。

ア　通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ　動員訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練

ウ　図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部事務室において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。

エ　災害対策本部設置訓練

災害時における災害対策本部事務室を早期設置するための訓練

オ　ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）及びＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の受入訓練

カ　その他

(4)　市は、訓練での課題等を整理し、必要に応じ改善措置を講じる。

第５節　自主防災組織の育成と強化

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　市民協働生活部

〈方針〉

大規模地震災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。

〈実施内容〉

１　自主防災組織づくり

現在、50の自主防災隊（団）が組織されている。市は、防災計画、地域防災コミュニティ計画の作成支援及び防災訓練等の指導を行い、その育成強化を推進するとともに、地域の実情に応じた防災資機材等の整備に努める。また、自治会加入を促進し、組織の強化を図るとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

(1)　組織の規模

組織的な活動を円滑に行うため、市民生活の基礎的な地域として一体性を有する自治会連合会等を単位とする。

(2)　地震災害時の組織の編成及び分担任務

自主防災隊(団)長	総括情報班	情報の収集及び伝達、災害広報
	消、水防班	消、水防活動、出火防止の広報
	救出救護班	負傷者の救出、救護
	避難誘導班	避難誘導、危険箇所等の把握
	避難行動要支援者支援班	避難行動要支援者の安否確認、その他支援
	給食給水班	炊出し、給食救援物資の配分の協力
	市民消火班（隊）	初期消火、避難路の確保、延焼防止 生活用水の確保

参照：市民消火隊一覧（巻末資料）

(3)　平常時の役割

ア　防災意識の向上及び防災知識の普及に関すること。

イ　地震災害予防に関すること。

ウ　防災訓練、防災研修会等の実施に関すること。

エ　消火資機材、避難誘導用具の整備に関すること。

オ　非常食等の備蓄指導、防災用資機材の取扱いに関すること。

カ　高齢者、障がい者、負傷者などの避難行動要支援者の把握に関すること。

キ　その他地震防災上必要な事項。

２　各自主防災組織の防災計画等の策定

各自主防災組織は、地震災害時の活動を迅速、的確に行うため、防災計画及び地域防災コミュニティ計画を策定し、随時見直しを図る。

なお、当該計画が、災害対策基本法第42条第3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ場合、当該計画を地区防災計画として市に提案することができる。

市は、地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を記載する。また、地震災害時に避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、各地域で協議会等を設置し、避難行動要支援者の支援行動マニュアルを策定する。

なお、「個別避難計画」が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

３　防災リーダーの育成

市は、自主防災組織からの推薦を受けた者を対象に、防災士育成支援事業を実施し、防災知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実させ、地域防災力の向上を図る。その際、避難所の運営にも様々な視点を取り入れ、避難者一人ひとりのニーズを把握し細やかな支援を行うため、女性の防災リーダーの育成に努めるものとする。

４　自主防災組織の現況

本市における自主防災組織の編成状況は、次のとおり。

ブロック	組　織　名	
中部1ブロック	金華自主防災隊	京町自主防災隊
	明徳自主防災隊	梅林自主防災隊
	白山自主防災隊	華陽自主防災隊
中部２ブロック	徹明自主防災隊	本郷自主防災隊
	木之本自主防災隊	本荘自主防災隊
	鏡島自主防災隊	
東部１ブロック	岩自主防災隊	芥見校区自主防災隊
	芥見南自主防災隊	芥見東自主防災隊
東部２ブロック	日野校区自主防災隊	長森西自主防災隊
	長森北自主防災隊	長森東自主防災隊
	長森南自主防災隊	
南部１ブロック	加納東自主防災団	加納西自主防災団
	茜部自主防災隊	厚見自主防災隊
南部２ブロック	三里自主防災隊	鶉自主防災隊
	市橋自主防災隊	日置江自主防災隊
	柳津町自主防災隊	

日光ブロック	早田自主防災隊	則武自主防災隊
	城西自主防災隊	島自主防災隊
北部１ブロック	三輪北自主防災隊	三輪南自主防災隊
	藍川自主防災隊	岩野田北自主防災隊
	岩野田自主防災隊	常磐自主防災隊
北部２ブロック	長良東自主防災団	長良西自主防災隊
	長良自主防災隊	鷺山校区自主防災隊
西部ブロック	木田自主防災隊	七郷自主防災隊
	黒野自主防災隊	西郷自主防災隊
	方県自主防災隊	合渡自主防災隊
	網代校区自主防災隊	

（令和8年4月1日現在50組織）

５　消防団、水防団、交番等との連携強化

各自主防災組織は、消防団、水防団、交番等との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

６　災害奉仕団との連携

各自主防災組織は、地域の災害奉仕団との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

奉　仕　団　名	事　務　局	電　話
女性の会連絡協議会奉仕団	教育委員会事務局　社会・青少年教育課	265-4141
岐阜市赤十字奉仕団	岐阜市社会福祉協議会	255-5511

参照：各奉仕団一覧（巻末資料）

７　防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材を、各コミュニティ防災センター等に配備している。なお、一部資機材については、各地域の小学校等指定拠点避難所に分散配備している。

施　設　名　称	所　　在　　地
岐阜市西部コミュニティ防災センター	下鵜飼1丁目105番地
岐阜市北部コミュニティ防災センター	八代1丁目11番13号
岐阜市南部コミュニティ防災センター	加納城南通1丁目20番地
岐阜市消防本部防災センター倉庫	美江寺町2丁目9番地
岐阜市日光資機材倉庫	日光町9丁目1番地3
岐阜市東部コミュニティ防災センター	芥見4丁目80番地
岐阜市長森コミュニティ防災センター	前一色1丁目2番1号
岐阜市市橋コミュニティ防災センター	市橋6丁目13番25号
岐阜市北東部コミュニティ防災センター	福富迎田6番地1

参照：災害応急対策用資機材（巻末資料）

８　事業所及び施設等の自衛消防組織

市は、事業所、施設等の自衛消防組織の整備充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

事業所及び施設等は、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努める。

第６節　避難対策

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　福祉部　　３　まちづくり推進部　　４　都市建設部
５　保健衛生部　　６　市民協働生活部　　７　避難所施設を管理する部

〈方針〉

大規模地震発生時において、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等が、避難場所に安全、迅速に避難できるよう避難路の安全を確保し、避難誘導体制の整備を図る。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、避難所における良好な環境生活の確保に努める。

〈実施内容〉

１　避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導や住民の安否情報の収集などが行えるよう避難計画を策定し、その内容について、訓練の実施や、ハザードマップ、防災マップの作成、配布などにより地域住民に周知徹底する。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

学校、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に避難の万全を期するものとする。

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

２　広域避難

(1)　市は、広域的な避難（一時滞在）に関する事項について、「岐阜市災害時受援・支援計画」により行うこととしているが、平常時より市外への避難について、周辺市町と調整を図るとともに、予想できる実施時の課題等を事前に検討する。

協定：災害時における越境避難に関する協定書

（岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、笠松町、北方町、岐南町）

加えて、観光客の受入を想定した避難対策についても検討するものとする。

(2)　市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該他の都道府県との協議を求めるほか事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に対して報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する

ことができる。

(3)　県は、市から協議要求があった場合は、他の都道府県と協議を行うものとする。

(4)　県は、市の地域や県域を越えた避難所開設や運営等について、周辺市町村や周辺県とその調整を図る。

(5)　市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者の受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

３　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達方法

避難情報の伝達方法は、次による。

(1)　高齢者等避難

広報車、防災行政無線、岐阜市ホームページ、岐阜市公式フェイスブック、
岐阜市公式ツイッター、岐阜市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール、
緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）、自主防災隊長へ電話連絡、
岐阜市気象・災害情報等メール配信サービス、民間事業者が運営するポータルサイト、
スマートフォンアプリ

(2)　避難指示、緊急安全確保

広報車、防災行政無線※、岐阜市ホームページ、岐阜市公式フェイスブック、
岐阜市公式ツイッター、岐阜市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール、
緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）、自主防災隊長へ電話連絡、
岐阜市気象・災害情報等メール配信サービス、民間事業者が運営するポータルサイト、
スマートフォンアプリ、岐阜放送・エフエム岐阜等報道機関への情報提供

注：防災行政無線により緊急安全確保、避難指示の伝達を行う場合はサイレンを吹鳴する。

４　指定緊急避難場所

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、図記号を用いた看板の設置等により地域住民への周知徹底を図る。また、防災公園の整備等、指定緊急避難場所の充実を図るとともに、災害時の施設開放責任者をあらかじめ定めるなど、管理体制を整備する。

自主防災組織や単位自治会は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、指定緊急避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧（巻末資料）
指定緊急避難場所一覧（巻末資料）

協定：大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書
（㈱トヨタオートモールクリエイト）
大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書
（㈱イトーヨーカ堂）

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（イオンリテール㈱東海カンパニー）
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（カワボウ㈱、イオンリテール㈱東海カンパニー）
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書（㈱ LIXILビバ）
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書（㈱エディオン）

５　広域避難場所

地震災害により地域全体が危険になった場合に避難する場所をいい、概ね次の基準による。

ア　面積は、概ね10ヘクタール以上の空地等であること。

イ　大火輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて木造地域から適当な間隔があること。

ウ　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の２%未満であり、かつ散在していること。また、多量の危険物等が貯蔵されていないこと。

エ　大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。

オ　大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率５%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。

カ　避難者の安全を図るために消防用水、飲料水等の整備及び応急救護所として利用できる建築物の確保が図れること。

参照：広域避難場所一覧　（巻末資料）

６　避難用道路

市は、市街地が大火となった場合、避難場所から広域避難場所又は郊外の安全な場所への避難を円滑に行うため避難用道路を次により選定し、関係機関との協力によりその整備と安全性の向上に努める。

(1)　概ね15メートル以上(付近の建物状況等によっては、７メートル以上)の幅員を有する道路であること。

(2)　避難用道路付近に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。

(3)　避難用道路は、できる限り相互に交差しないこと。

７　指定避難所等

市は、公共施設の中から被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、看板の設置等による指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、地域住民に周知徹底を図るとともに、良好な避難所生活を過ごせるよう、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する等環境の整備に努める。また、指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示しなければならないとされているところ、その公示内容を明確化するため「指定一般避難所（指定避難所のうち指定福祉避難場所を除く）」の場合は、その名称、所在地及びその他市町村長が必要と認める事項、「指定福祉避難所」の場合は、その名称、所在地、その他市町村

長が必要と認める事項及び受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨を公示する。

指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができることとし、その指定については、地震災害に対する施設の有効性を検討するとともに、指定避難所施設の管理について、指定管理者制度を導入している場合は、迅速に指定避難所を開設できるよう契約するとともに、指定避難所の設置にかかる役割分担等を定めるよう努める。

市は、指定避難所に指定する公共施設等のバリアフリー化、マンホールトイレ等災害用トイレの整備、トイレの洋式化など指定避難所施設の充実を進めるうえにおいて、要配慮者にも配慮した避難所施設の整備を図る。

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧（巻末資料）
指定一般避難所一覧（巻末資料）

(1)　指定一般避難所

指定避難所のうち被災者の滞在のために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮の上策定した指定基準に基づき、指定一般避難所を指定する。

覚書：災害時における施設開放に関する覚書（岐阜大学）

(2)　指定拠点避難所

指定避難所のうち、被災者の受け入れ及び支援の拠点となる施設を各地域において１箇所選定し、災害用備蓄食料、高齢者等に配慮した簡易トイレ、発電機、携帯電話の充電器等避難生活に必要な物資の備蓄を進める。

(3)　その他の避難可能施設

市は、指定避難所以外に、災害時に被災者の受け入れが可能な民間施設の確保に努める。確保する施設は、指定避難所の指定基準を準用し選定する。

参照：その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設一覧（巻末資料）

(4)　指定福祉避難所

指定避難所内の一般避難スペースでは生活に支障をきたす要配慮者のために、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、地震災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される社会福祉施設等を、地域や障がいの特性にも配慮のうえ、覚書を締結し指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、市は、指定福祉避難所への円滑な避難者の受け入れを図るため、指定福祉避難所の開設訓練及び運営マニュアルの策定、必要な物資の備蓄を行う。

参照：福祉避難所一覧（巻末資料）
覚書：災害時における○○施設への避難者受入れに関する覚書

また、社会福祉施設に限らず、要配慮者の受け入れが可能な施設の確保に努めるものとする。

協定:災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（岐阜長良川温泉旅館協同組合）
災害時における宿泊施設の提供に関する協定書（一般社団法人岐阜ホテル会）

８　車中避難地の確保

市は、あらかじめ、規模の大きな運動場や、指定一般避難所となる小中学校のグランドの一部などを、車中避難者を集約する屋外避難所の候補地として選定しておくものとする。

９　円滑な避難所運営への備え

(1)　避難所運営マニュアル等の策定等

市は、指定避難所の迅速な開設や、自主防災組織や指定管理者等を主体とした円滑な運営ができるよう、開設任務の役割分担を記した用紙や避難所運営マニュアルや避難所運営マニュアル（指定管理者編）をあらかじめ作成しておくものとする。

また、感染症への対応をまとめた避難所運営マニュアル（感染症対策編）を別途作成し、適宜更新するものとする。

避難所運営マニュアル等の作成にあたっては、要配慮者用スペースの確保、避難者のプライバシーの確保、車中避難者への支援、避難者のニーズの的確な把握と物資要請の円滑化、エコノミークラス症候群対策、感染症対策、生活用品等の代替品の活用事例等の内容を盛り込むよう留意する。

(2)　避難所の良好な生活環境確保

市は、避難所運営マニュアル等に沿った避難所運営のための各地域での避難所運営訓練（ＨＵＧ）の実施、専門家等との定期的な情報交換、避難施設ごとの開放可能なスペースや各スペースの開放優先度及び想定される用途等を定めた施設利用計画の策定、避難所の衛生状況を良好に保つための資機材の備蓄、避難者のニーズに応えるための民間事業者との協定締結などにより、避難所において良好な生活環境が確保されるよう備えるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合等の対応を含め、平時から防災部局と保健、福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

10　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、共有等、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努める。

各地域は、市の支援により避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、避難行動要支援者の安否確認の方法、避難誘導の担当者を定める等避難体制の整備を図る。

11　避難に関する普及・啓発

市は、市民の避難行動が、「自らの命は自ら守る」という意識のもとで的確に行われるよう、平常時から避難場所、避難所、災害危険区域等を明示した地震ハザードマップ、岐阜市総合防災安心読本等を活用して広報活動を実施する。

その際、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、地震災害発生後に住宅が倒壊せず自宅で生活が可能な場合は、避難所でなく自宅で避難生活を送ることについても、個人備蓄の必要性と併せて周知する。

12　住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。なお、避難状況の確実な把握や必要な支援についての情報の把握に向けて、市が指定した避難所・避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

13　避難所等における避難者の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所等における避難者の受入れについて、住民票の有無に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等に配慮しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

14　デジタル技術を活用した被災者支援

市は、被災者支援に係る手続等が円滑に行われるよう、デジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

第７節　必需物資の確保対策

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　教育部　　３　子ども未来部　　４　保健衛生部

〈方針〉

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合においても、大規模地震災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないことが予想されるため、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

そのため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、外部支援の時期を想定した最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料、物資等の確保を図る。

また、国等からの物資の支援を適切に受け入れるため、物流事業者等と連携し、支援物資を避難所まで円滑、確実に届ける体制整備を図る。

〈実施内容〉

１　公共備蓄

市は、公共備蓄の充実を図るとともに、その保管場所として指定拠点避難所及び中学校等に防災資機材倉庫を設置し、備蓄品の一部を集中的に管理するための、備蓄拠点となる施設を設置している。その備蓄品について、品目、数量、更新時期等に関する計画を策定するとともに、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、備蓄品の確保、管理に努めるものとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需品等

ア　食料、飲料水

被害想定を上回る避難者が発生することも想定し、指定拠点避難所、中学校等に食料等（約２３万５千食）、飲料水（約３万９千ℓ）等を備蓄しており、更にその充実を図るとともに、アレルギー体質、外国人などにも考慮した食料の備蓄に努める。

イ　生活必需品

生活必需品として紙おむつ、おしりふき、生理用品等を備蓄しており、更に女性、乳児、障がいのある人等に配慮した、生活必需品等の備蓄に努める。

参照：災害用備蓄食料等（巻末資料）

(2)　防災資機材

指定拠点避難所、中学校、コミュニティ防災センター、消防署、分署等に救助に必要な防災資機材等を配備しており、災害時に使用できるよう点検整備を行う。

参照：災害応急対策用資機材（巻末資料）

(3)　テント

コミュニティ防災センター、学校等にテントを備蓄しており、地震災害時に使用できるよう維持管理する。

参照：テント備蓄状況（巻末資料）

(4)　感染症対策資機材

医師や看護師等が救護所で医療活動を実施するときに備え、サージカルマスク、グローブ、エプロンを市内の小中学校等に配備する。

２　物資確保体制の整備

市は、各関係機関や民間事業者と生活物資の確保等に関する応援協定を締結するなど、調達から避難所までの輸送体制の構築及び体制の整備充実に努める。また、大規模な災害発生の恐れがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

さらに、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を災害時相互応援協定締結都市、各関係機関及び民間事業者から受けられるよう、総合防災訓練への相互参加や意見交換、支援要請訓練の実施、協定の締結などにより、連携の強化を図る。

協定：災害時の熱源確保に関する覚書（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）
災害時における燃料の確保に関する覚書（岐阜県石油商業組合岐阜支部）
災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）
緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（イオンリテール㈱東海カンパニー）
災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）
災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定
（岐阜流通センター協同組合連合会）
災害時における食糧供給に関する協定書（㈱コガネパン）
災害時における物資の輸送等に関する協定（赤帽岐阜県軽自動車）
災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定
（岐阜県トラック協会岐阜支部）
災害時における物資供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

また、災害時相互応援協定締結都市、各関係機関及び民間事業者からの円滑な物資支援が受けられるよう、総合防災訓練への相互参加や意見交換、支援要請訓練の実施などにより、連携の強化を図る。

３　個人備蓄等

(1)　個人備蓄

ア　　市民は、食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計等、最低限の生活を確保するための備蓄品や感染症対策品を、世帯人数の３日分以上を目標に各自備蓄するよう努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮する。飲料水の備蓄にあたっては、１人１日３ℓを基準とし、貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、破損しないものとする。

イ　市民は、各自非常持出品の準備に努める。(救急箱、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池等)

ウ　家庭動物を飼養する市民は、同行避難や避難所での飼養のための準備をしておくものとする。

(2)　自主防災組織における共同備蓄

個人備蓄の不足を考慮し、自主防災組織で共同備蓄に努める。

第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策

【実施担当部】

１　福祉部　　２　危機管理部　　３　市民協働生活部　　４　ぎふ魅力づくり推進部
５　消防本部　　６　保健衛生部　　７　子ども未来部

〈方針〉

大規模地震災害時においては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が被害を受けるケースが多くなる。今後、高齢化等により、避難行動要支援者数は益々増加することが予想されるため、市、社会福祉施設等の関係機関は、本計画及び「岐阜市避難行動要支援者支援計画」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者支援体制を確立する。

〈実施内容〉

１　避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第４９条の１０第１項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。作成の方法は次のとおりとする。

(1)　名簿登録に係る意向調査

市は、以下に掲げる要件に該当する要配慮者に対して、「避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査書」（避難行動要支援者名簿登録申請・個別避難計画作成・計画情報提供書）」により、名簿登録に係る意向を調査し、「避難のための支援が必要」と申し出た者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿に登録する。

【避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査対象とする要配慮者】

区分	要件
①高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度１～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１～６級）
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１～３級）

なお、名簿の作成に必要となる個人情報は、災害対策基本法第４９条の１０第３項の規定に基づき、福祉部及び保健衛生部が保有する要配慮者の情報を目的外使用して、対象とする要配慮者に関する情報を把握する

《情報の内容》

(ｱ)氏名　(ｲ)生年月日　(ｳ)性別　(ｴ)住所又は居所
(ｵ)電話番号その他連絡先　(ｶ)避難支援等を必要とする事由
(ｷ)要配慮者の区分　(ｸ)調査書の回答の有無
(ｹ)個別避難計画作成の有無　(ｺ)個別避難計画作成の優先度
(ｻ)災害リスク

(2)　調査書の提出がない場合の判断

次に掲げる要件のいずれかに該当する者を避難行動要支援者として取り扱い、避難行動要支援者名簿に登録する。該当しない場合は、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

区分	要件
①高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度３～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１級・２級又は３・４級（下肢・体幹・脳原性移動機能障害））
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）

(3)　名簿登録の意向調査対象とする要配慮者以外の者

避難支援等を必要とする事由があり、自力での避難が困難であると申し出があった場合は、避難行動要支援者名簿に登録する。

(4)　社会福祉施設入所者及び長期入院患者

施設において支援がなされるため、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

２　名簿の外部提供

(1)　市は、地震災害の発生に備え、平常時から避難行動要支援者名簿を、以下の避難支援等関係者へ提供する。

①　災害対策基本法第２条の２第２号に規定する自主防災組織
②　民生委員法に規定する民生委員及び児童福祉法第１６条に規定する児童委員
③　消防組織法第１８条第１項に規定する消防団
④　社会福祉法第１０９条第１項に規定する社会福祉協議会
⑤　警察法第５３条第１項に規定する警察署

(2)　平常時からの名簿の外部提供にあたっては、岐阜市避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関する条例第３条の規定により、避難行動要支援者となる本人の同意を要しないものとする。

提供の際、名簿の情報漏えいを防止するため、避難行動要支援者名簿の提供を受ける者に対し、「避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書」の提出を求め、名簿情報を適正に管理するよう徹底する。

３　名簿の更新

危機管理部は、避難行動要支援者名簿の情報を、常に最新のものとするため、福祉部及び保健衛生部が保有する要配慮者情報を、月１回、避難行動要支援者名簿の管理するシステムに反映し、データの更新を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

作成した避難行動要支援者名簿、要支援同意者名簿は、概ね１年に１回を目安に、新旧

の名簿の交換により、更新を行う。

４　個別避難計画の作成（地域ぐるみの支援体制）

(1)　個別避難計画作成の推進及び支援

災害時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、各自主防災組織は、「岐阜市避難行動要支援者支援計画」を指針とし、他の避難支援等関係者等と連携し避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」作成を推進する。

市は、避難行動要支援者名簿の提供等により、個別避難計画作成を支援する。また、計画作成の優先度が高いと判断された避難行動要支援者について、その生活を支援している介護支援専門員又は相談支援専門員が所属している福祉事業所等と連携を図り、個別避難計画作成の推進に向けた参画について検討し、制度の周知・啓発等に努める。

(2)　避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者である、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）及び警察署は、災害時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を適切に活用し、個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し、平常時から見守り活動を行う。

(3)　円滑な避難のための立退きを行うための配慮

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者の避難支援を早い段階から実施できるよう、避難準備情報を適切に発令する。発令にあたっては、分かりやすい表現に努めるとともに、多様な手段を活用して伝達する。また、市は、支援の中心となる自治会長、民生委員に防災ラジオを配布し、支援の初動体制の充実を図る。

(4)　避難支援を行う場合の避難支援等関係者の安全確保

避難支援関係者本人が被災することのないよう、あくまで可能な範囲での支援を行うよう徹底する。

５　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

市は、地域における避難行動要支援者の支援体制の強化、また、避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、避難行動要支援者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域で防災訓練、防災教育等が行われるよう指導する。

６　施設、設備の整備

(1)　市は、避難行動要支援者が緊急時に通報する緊急通報システムを順次、設置するとともに、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップの作成、普及に努める。

(2)　市は、指定避難所での要配慮者の受入れに備え、要介助者用トイレ等、必要な資機材の備蓄に努める。

(3)　市は、福祉施設管理者の協力により、一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者等の受入れ体制の充実を図るとともに、高齢者や障がい者等が、福祉避難所での生活において必要とする災害時用折りたたみベッドの設置を進めるなど日常生活用具等の円滑な調達供給に努める。

(4)　市は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。

７　要配慮者利用施設等の保安対策

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。

８　人材の確保とボランティアの活用

市は、避難所生活において要配慮者を介助する者等を確保するため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めるとともに、ボランティアの活用と活動の支援を図る。

９　外国人（観光客含む）等に対する防災対策

市は、外国人（観光客含む）が地震災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、インターネット、ＳＮＳなど多様な手段を用いた多言語による情報伝達を図るとともに、災害時用指さし会話シートの作成及び備蓄、指定緊急避難場所及び指定一般避難所を示す看板及び避難所における避難者カードの多言語化、災害行動マニュアルの配布を行う。

第９節　医療（助産）救護体制の整備

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）　２　市民病院部　　３　消防本部
４　教育部

〈方針〉

大規模地震災害時には、多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の機能停止、混乱も予想されるため、医療（助産）救護活動が迅速に実施できるよう、医療（助産）体制の整備拡充を図る。

〈実施内容〉

１　災害時医療救護計画に基づく活動

(1)　災害時医療救護計画

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と締結する災害協定を基に策定した災害時医療救護計画に基づき、医療救護施設（救護所）や搬送などの医療救護活動を行う。

なお、保健衛生部は、必要に応じ災害時医療救護計画の見直しを図る。

協定：災害時における医療救護に関する協定（岐阜市医師会）
災害時における歯科医療救護に関する協定書　（岐阜市歯科医師会）
災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書（岐阜市薬剤師会）

(2)　関係機関の調整

保健所長は、市医療救護本部において、医療救護情報を集約し、市医師会長とともに関係機関の調整を図る。

２　効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、市及び医療機関は連携してトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、地震時に多発する傷病の治療に関する技術等の取得に努める。

《トリアージの基準例》

○傷病者

優先度	処　置	識別	疾　病　状　況	診　　断
1	最優先	赤	生命の危機的状態で直ちに処置の必要な者	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心障害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待　機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度の者	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保　留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度の者	小骨折外傷、範囲小熱傷（体表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まない者、精神症状を呈する者
4	死　亡	黒	生命兆候のない者	すでに死亡している者

○歯科的疾病者

優先度	処 置	識 別	疾病状況	診　断	対　応
2	待 機	黄	著しい咀嚼困難で痛みの激しい者、出血の多い者	顎骨折、顎関節骨折、顎骨亀裂骨折、歯槽骨骨折、口腔内裂傷等	救護所において患者が医療機関を受診するにあたる応急処置を行う
3	保 留	緑	咀嚼困難で痛みのある者、ない者、出血のある者	顎関節損傷、歯槽骨亀裂骨折、歯牙破折、歯牙打撲、歯牙脱臼、歯牙亜脱臼、口腔内裂傷等	救護所において応急処置を行う

※トリアージ・タッグの常備　消防本部、保健所、各保健センター、市民病院、市医師会で常備すること。

３　災害医療の普及・啓発

市は、救急蘇生法、応急手当、トリアージの実施方法、必要性等に関し、市民への普及啓発に努める。

４　医薬品等の確保体制の確立

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医薬品等の確保体制に努める。

(1)　救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

市は現在、地震災害のため助産の途を失った者の救援対策として分娩セットを、避難者の口腔ケア対策のため、歯ブラシを備蓄している。

(2)　医療用血液の備蓄(岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

５　県の医療（助産）救護体制の整備

市は、以下の県が実施する医療救護体制整備の情報を得ながら、県と連携を図る。

(1)　災害拠点病院等の整備

県は、地域の実情に応じて、災害時において、重症患者の処置及び収容並びに医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の整備等の充実に努めるものとする。

参照：管内病院調（巻末資料）

(2)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の整備

県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を行う病院を岐阜ＤＭＡＴ指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、岐阜ＤＭＡＴ運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

参照：ＤＭＡＴ指定病院（巻末資料）

(3)　災害医療コーディネーターの養成

県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。

(4)　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の整備

県は、災害による被災者のストレスケア等の支援体制の整備のため、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の整備に努めるものとする。

(5)　災害支援ナースの整備

県は、災害時の看護支援体制の強化のため、災害支援ナースの整備に努めるものとする。

(6)　災害薬事コーディネーターの養成

県は、被災地の医薬品等や薬剤師に関する情報の把握やマッチングを迅速・的確に行うため、災害薬事コーディネーターの養成を推進するものとする。

(7)　日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携

県は、災害時における医療関係団体が組織するチーム等への情報共有体制やリハビリテーション、栄養支援を強化するため、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）及び日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携を推進するものとする。

第10節　防疫対策

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）

〈方針〉

地震災害時においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生と蔓延の危険性が増大することから、「避難生活を過ごされる方々の健康生活に関するガイドライン」（厚生労働省）、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」等により、的確、迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

〈実施内容〉

１　防疫体制の確立

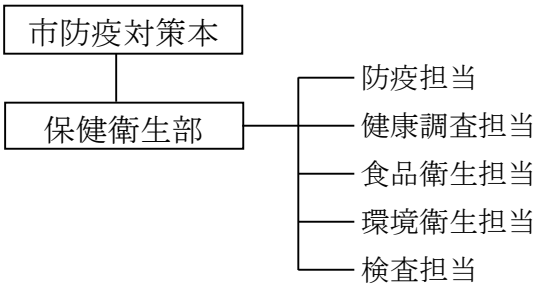

２　防疫用薬剤等の備蓄

保健衛生部は、防疫用薬剤を備蓄するとともに、調達計画を策定する。

３　感染症患者等に対する搬送体制の確立

保健衛生部は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、搬送体制の確立を図る。

第 11 節　文教対策

【実施担当部】

１　教育部　　２　女子短期大学部　　３　ぎふ魅力づくり推進部
４　市民協働生活部

〈方針〉

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という）の土地、建築物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒、学生（以下「児童、生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全の確保を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。また、文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

〈実施内容〉

１　文教施設、文化財施設の不燃化、耐震構造の促進

(1)　文教施設

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、構造物の不燃化、耐震化に努める。

(2)　文化財施設

指定文化財等の施設を災害から防護するため、施設の耐震対策、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。

２　文教施設の防災機能の向上

文教施設は、指定避難所としている中で、小学校は、地域避難拠点として指定拠点避難所に位置付けているため、教育機能に併せ、施設のバリアフリー化やマンホールトイレ等災害用トイレの整備等防災機能の向上を図っている。

３　施設の予防対策

(1)　文教施設

ア　組織の整備

施設の補強、補修等が、迅速的確に実施できるよう、職員の任務の分担及び作業員の配置等について、平常時からその組織を整備する。

イ　施設、設備の点検等

平常時から施設、設備の点検を実施し、危険箇所又は設備の故障等の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、これらの補修、補強又は修理を行う。

ウ　資材等の整備

地震災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備する。

(2)　文化財施設

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し、被害の拡大防止に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、火災予防に努める。

４　危険物の災害予防

化学薬品、その他の危険物を取扱い、又は保管する学校等にあっては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならない。特に地震災害時における安全の確保について、適切な予防措置を講じる。

５　防災教養

(1)　文教施設

市教育委員会、県及び学校等の管理者は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、又は講習会、研修会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。また、各学校は、全職員の協力を得て、常に児童、生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童、生徒等を通じて、その地域における防災知識の普及、防災意識の向上を図り、併せて地震災害の未然防止と地震災害時の応急対策についても十分周知させる。

なお、このため学校等は、次の事項に留意してその普及に努めること。

ア　防災知識の普及は、通常の教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、運動会等の機会をとらえて、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

イ　地震災害時にあっては、児童、生徒等の生命尊重、安全避難を第一とし、地震及び地震による二次災害等それぞれの場合における生命の安全確保を図るため、施設、設備の状況、地形条件等を十分に考慮して適切な避難計画を策定し、事前に児童、生徒等に周知を図ること。この場合において、特に低学年の児童には、よく理解させ徹底するとともに、盲ろう学校及び身体に障がいのある児童、生徒等の在学する学校等においては、避難方法や救助方法について詳細な計画を策定し、その安全確保に努めること。また、緊急地震速報を活用した訓練を実施すること。

ウ　学校等は、児童、生徒等の通学路の危険箇所について事前に調査し、登下校の指導や地震災害予防の知識について理解させ徹底すること。

エ　学校等は、消火作業や搬出作業等の応急対策活動に児童、生徒等を従事させる場合は、安全を確保したうえで実施させること。この場合において、学校等の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分に検討を行い、無理な活動を要求しないこと。

(2)　文化財施設

指定文化財の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設の職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期す。

６　避難その他の訓練

(1)　文教施設

学校等の経営者又は管理者は、関係職員に対して防災に対する認識を深めさせるとともに、地震災害時に適切な処置がとれるよう、地震情報の伝達、児童、生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を策定し、災害状況に適応した訓練を実施する。

なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア　計画及び訓練は、学校の種別、規模、施設設備の状況、児童、生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じ、具体的かつ適切なものとすること。

イ　訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童、生徒等の自主的な活動により十分な効果を得られるよう努めること。

ウ　訓練は、地震災害の特性を考慮し、実効性のあるものとすること。

エ　訓練は、毎学期１回程度実施すること。特に「防災週間」(8月30日～9月5日)、「県民防災の日」（10月28日）、「市民防災の日」（毎月１日）、「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)の期間等に実施することが、より訓練の重要性を認識できることから、この期間に実施するよう努めること。

オ　訓練の実施に当たっては、施設、設備、器具及び用具等について事前に点検するとともに、事故防止に努めること。

カ　地震災害時における組織活動が円滑に行われるよう、平素から全職員及び児童、生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底すること。

キ　緊急地震速報が配信可能な施設においては、緊急地震速報への対応を訓練内容に取り入れるよう努めること。

(2)　文化財施設

ア　指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日の「文化財防火デー」にあわせて、文化財防火訓練を実施するよう努めること。

イ　計画の策定及び訓練の実施に当たっては、消防機関の協力を得ること。

ウ　訓練実施後は、十分な評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ関係計画の修正を図ること。

7　臨時休校の特例

地震災害が発生した場合の学校の臨時休校等については、次による。

(1)　市立学校

地震災害の発生が予想される場合の市立学校の臨時休校等については、市教育委員会が決定して行う。

なお、女子短期大学については、個別の計画による。

(2)　国、県立学校

国及び県のそれぞれの計画による。

(3)　私立学校

学校管理者が決定し、徹底を期す。

第12節　ボランティア活動の環境整備

【実施担当部】

１　市民協働生活部　　２　福祉部　　３　市社会福祉協議会

〈方針〉

大規模地震災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る必要がある。

そのため、日本赤十字社岐阜県支部、市社会福祉協議会やＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、平常時の登録、研修制度、地震災害時におけるボランティア活動の環境を整備する。

〈実施内容〉

１　ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を重視しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びＮＰＯ等との連携を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

２　ボランティアの組織化及びネットワーク化の推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を図り、地震災害時にＮＰＯ・ボランティアが連携して活動できるよう、ボランティアの活動及び調整の体制、活動上の安全確保、被災者ニーズの情報提供方策等について意見や情報交換を行う会議を開催するなど、団体相互間のネットワーク化を図る。

また、市は、市社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努める。

３　災害ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動が、円滑かつ効果的に行われるよう、受入れ体制づくりについて支援する。また、ボランティアの登録状況について把握する。

(1)　対象者

ア　18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

イ　15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ｱ)　グループの活動であること

(ｲ)　グループに20歳以上の指導者がいること

(ｳ)　原則として県内の活動に限ること

(2)　登録後の活動要請

次の場合に市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア　地震災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
イ　地震災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

４　ボランティア活動の推進

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア計画により地震災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアコーディネーターの育成に努める。なお、市は、ボランティアコーディネーターの育成について支援する。

５　ボランティア活動拠点の整備

市は、地震災害時に災害ボランティア活動の拠点となるぎふメディアコスモスに、必要な情報機器、設備等の整備を図る。また、関係機関は、災害ボランティアセンターの設置訓練の実施に努め、迅速な開設及び円滑な運営のための体制確保を図る。

６　「総合ボランティア部会」の設置等

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との連携を保つとともに、本部事務室に総合ボランティア部会（市民協働生活部、市社会福祉協議会）を設置し、生活支援、医療など分野ごとにボランティアを所管する組織との連絡調整を図る。

第13節　防災通信設備等の整備

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　基盤整備部

〈方針〉

大規模地震発生時には、通信の途絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは応急対策の遅れにつながる。また、被災者のニーズにあった対策を講ずるためにも、迅速な情報収集伝達体制を確立するとともに情報通信体制の多重化の促進を図る。

〈実施内容〉

１　市

(1)　岐阜市防災行政無線

同報系防災行政無線のデジタル化が完了している。機器調整や屋外子局の増設等により、不感地域の解消、聞き取りやすさの向上を図るとともに、落雷への対策を実施するなど、市民への情報伝達を確実に実施できるよう努める。移動系防災行政無線は、デジタルＭＣＡ無線により整備し、機動的な情報収集伝達体制の充実を図っている。

また、同報系防災行政無線整備に併せて、地域の防災担当者などの自宅や地域防災拠点である公民館等に戸別受信機を設置し、更なる情報伝達体制の充実を図っている。

定期的な点検等の適切な維持管理を実施するとともに、中長期的な視点による計画的な設備の更新や長寿命化により、ライフサイクルコストの低減を図る。

(2)　衛星携帯電話

機動性のある緊急通信手段として、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備し、情報収集体制の充実を図っている。

(3)　一般加入電話による通信

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、一般加入電話の中でも重要な回線は、災害時に通信制限を受けにくい災害時優先電話に指定し、災害時の通信確保に努めている。

(4)　特設公衆電話

ＮＴＴ西日本岐阜支店との覚書に基づき、大規模災害時に被災者が安否確認に使用す通信手段として、特設公衆電話を市役所庁舎、市内５０公民館、文化センター、ハートフルスクエアＧ及びぎふメディアコスモスに事前設置している。

覚書：特設公衆電話の設置等に関する覚書（ＮＴＴ西日本岐阜支店）

(5)　岐阜市総合防災情報システム

地域防災拠点である公民館とのネットワークにより、情報を収集し集約する岐阜市総合防災情報システムを整備し、的確な地震災害応急対策を図っている。

(6)　岐阜市緊急地震速報受配信システム

Ｊ-ALERTシステムで受信した地震情報を伝達する、岐阜市緊急地震速報受配信システムを整備し、人的被害の軽減を図っている。（配信先：市役所庁舎、市民病院、消防本

部、教育施設、福祉施設、その他不特定多数の者が出入りする市有施設）

(7)　災害時緊急割り込み放送

株式会社シティエフエムぎふ及び株式会社エフエム岐阜と契約し、ＦＭラジオ放送中に緊急割込みによる地震災害情報を放送することにより、市民への情報伝達の充実を図っており、この災害時緊急割り込み放送を受信する防災ラジオの普及に努める。なお、この災害時緊急割り込み放送はＪ-ALERTシステムとも連動しており、緊急地震速報や大規模テロ情報などの国民保護に関わるような情報も伝達することができる。

(8)　緊急速報メール

株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社と契約し、市民及び旅行者など岐阜市内で当該契約会社の携帯電話所有者に対し、地震災害情報をメール配信することにより、市民等への情報伝達の充実を図っている。

(9)　ぎふ防災安心メール

市内に発表される気象情報、避難指示などの避難情報、災害情報や防災行政無線で放送される行政情報などを携帯電話やパソコンにメールを配信し、平時からに迅速に情報を取得し、行動できる体制づくりを推進するものとする。

(10)　消防無線

消防無線の適切な運用により、被害の軽減を図っている。

(11) アマチュア無線

岐阜市ボランティアハム連絡協議会との協定等により、アマチュア無線による情報収集体制の充実を図る。

協定：災害時の情報の収集に関する協定（岐阜市ボランティアハム連絡協議会）

(12) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築など、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(13) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

(14) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(15) 保守点検の実施等

通信設備、非常用電源設備等については、保守点検を実施するとともに、的確な操作の徹底、適切な管理を行うこととする。

(16) 低軌道衛星を利用した通信

通信障害発生時における通信体制の確保や無線不感地帯への対策として、スターリンク等の新技術を用いた通信体制を整備していく。

２　県

(1)　岐阜県防災行政無線

県は、有線が途絶した場合でも、市町村及びその他防災関係相互間等との通信を確保するため防災行政無線を整備し、迅速、的確な情報伝達を行っている。

(2)　被害情報集約システム

県は、災害時に市町村が災害情報を入力することにより、関係機関の間で情報の共有化を図るとともに、報道機関に情報を提供し、メディアを活用した情報伝達を行う被害情報集約システムを整備し、迅速、的確な情報伝達を行っている。

(3)　Ｌアラート（災害情報共有システム）

被害情報集約システムに入力した内容は、自治体が発する災害関連情報等を多様なメディアを通じて一括配信するシステムであるＬアラートにより、地域住民に迅速かつ効率的に提供される。

第14節　広域的な応援体制の整備

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　企画部

〈方針〉

大規模地震災害時には、一地域の防災機関では対応が不十分になることが考えられるため、他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、速やかに地震災害対策活動等が実施できるよう、広域的な応援体制の整備を図る。また、周辺市町村が被災し、本市が県から後方支援基地として位置付けられた場合、後方支援を担える体制となるよう、必要な準備を進める。

〈実施内容〉

１　県域を越えた広域相互応援

(1)　県外の都市との災害時相互応援協定（市が協定を締結）

市は、同時に被災する可能性の少ない、遠隔市等との災害時の相互応援に関する協定等の締結を推進する。

現在、尼崎市、神戸市、奈良市、藤沢市、富山市、飯田市、調布市、広野町、相模原市、一宮市、中核市及び鵜飼サミット関連自治体との間で災害時相互応援協定を締結している。平時より総合防災訓練への相互参加や防災対策に係る意見交換などにより、協定締結自治体との連携強化を図る。

協定：各応援協定

(2)　他の都道府県との災害時相互応援協定（県が協定を締結）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、中部９県１市の災害時等の応援に関する協定、隣接県(石川県、福井県)との相互応援に関する協定が締結されている。

２　県内の災害時相互応援

(1)　岐阜県広域消防相互応援協定

「消防組織法」第39条の規定に基づき、消防に関して相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

協定：岐阜県広域消防相互応援協定

(2)　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

「災害対策基本法」第67条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し相互に応援するため、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結している。

なお、この協定では、被災市町村からの応援要請に基づかない自主的な相互応援体制についても規定している。市は訓練実施等により協定の実効性向上に努めるものとする。

協定：岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

３　応援協力体制の拡充・強化

(1)　広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2)　自衛隊災害派遣

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3)　緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う「緊急消防援助隊」の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。また、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の円滑な受入れと迅速な活動を実現するため、消防署に近接した場所に、ヘリコプター離着陸場を有する「救助活動等拠点施設」を整備することとし、緊急消防援助隊の都道府県大隊や航空小隊との円滑な連携を図る。

(4)　警察災害派遣隊

県警察は、国内の大規模地震災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応ができ、高度の救出能力と自活能力を有する管区警察局単位等の「警察災害派遣隊」の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。その際、陸路進出が困難な場合に備え、資機材等の小型化・軽量化に配意するものとする。

(5)　広域航空消防応援

「消防組織法」第44条に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いて行う消防に関する応援は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、その要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(6)　現地情報連絡員（リエゾン）

市は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、国土交通省中部地方整備局に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請し、公共土木施設の被災状況等の情報交換の実施に努める。

協定：災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

第15節　緊急輸送網の整備

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　危機管理部　　３　消防本部

〈方針〉

大規模地震災害時には、道路、橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

〈実施内容〉

１　緊急輸送道路

(1)　緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を地震災害発生後の緊急輸送の確保の観点から、広域的な役割を果たすもの、地区内の地震災害応急対策の輸送の役割を果たすもの等、その役割により区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

ア　第１次緊急輸送道路

岐阜市及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ　第３次緊急輸送道路

第１次、第２次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(2)　緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、社会資本整備重点計画に基づき整備の推進に努めるとともに、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭に置いた早期復旧が可能な耐震化を図る。

また、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(3)　緊急用河川敷道路

羽島市桑原町から岐阜市長良橋通りまでの長良川左岸河川敷道路で、伊勢湾又は国道21号から岐阜市中心部までの緊急輸送を担うものであり、その整備の進捗状況に合わせ活用する。

２　臨時離着陸場の選定

市は、緊急輸送手段として有効と考えられる場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急、救助、林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定、確保する。

３　臨時離着陸場等の整備

市は、公共建築物や病院の屋上ヘリポート、高層建築物の屋上救助用スペースの設置を指導する。また、臨時離着陸場においてヘリコプターが安全に離着陸できるよう維持管理に努める。

参照：臨時離着陸場等一覧表（巻末資料）

４　救助活動等拠点施設の整備

市は、ヘリコプター離着陸場を有する「救助活動等拠点施設」を消防署と隣接する場所に整備し、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう維持管理に努める。

５　緊急通行車両の周知・普及

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第16節　火災予防対策

【実施担当部】

１　消防本部

〈方針〉

大規模地震災害が発生した場合、同時多発火災や時間、季節、風速等によっては大火災となるおそれがあるため、地域及び事業所等の火災予防の徹底を図るとともに、迅速に消火活動を行う体制を整備する。

〈実施内容〉

１　火災予防の指導

(1)　地域住民に対する指導

消防本部は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の研修会等において、火災予防の周知徹底、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置指導など住宅防火対策の推進を図る。

(2)　要配慮者に対する指導

消防本部は、要配慮者宅（一人暮らしの高齢者等）を訪問し、住宅火災予防の啓発を行い、住宅火災による焼死防止対策の推進を図る。

(3)　防火対象物の管理者等に対する指導

ア　防火対象物における立入検査は、「岐阜市火災予防査察規程」に基づき計画的に実施し、特に「消防法」で定める防火管理者、防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成等を必要とする防火対象物については、指導強化を図る。

イ　地震災害時等において大火とならないよう、「消防法」で規定する危険物施設等における立入検査は、「岐阜市火災予防査察規程」に基づき計画的に実施し指導強化を図る。

(4)　火災危険地域の指導

消防本部は、地震災害時等において大火が予想される火災危険地域（柳ヶ瀬地区・問屋町地区・玉宮地区）については、災害、消火活動の障害等について調査を行い、危険な箇所については是正指導を図る。

２　初期消火体制等の確立

(1)　初期消火体制の確立を図るため、防災訓練等において初期消火訓練を実施するとともに、初期消火対策として整備している街頭消火器の設置箇所について、市民へ周知を図る。

(2)　火災発生時における避難路の確保、延焼防止を実施するため、自主防災組織で編成された市民消火隊に対し、消火訓練を実施する。

３　消防力の整備強化

(1)　消防力の強化

消防本部は、消防力の整備指針に定める水準を目標として、消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア　消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

イ　大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

ウ　必要な資機材等の整備

エ　救出活動を阻害する障害物除去のための、大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

オ　同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

(2)　消防水利等の確保

消防本部は、消防水利の基準に適合するよう消防水利を適正に配置するとともに、同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

ア　防火水槽の整備

イ　緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ　水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体との協議

第17節　まちの不燃化・耐震化

【実施担当部】

１　まちづくり推進部　　２　都市建設部　　３　基盤整備部　　４　消防本部

〈方針〉

阪神･淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物も倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化、不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進するとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努め、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える地震災害が発生した場合において、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

〈実施内容〉

１　建築物の防災対策

(1)　防災上重要な市有建築物の安全化

地震災害時に、応急対策活動の拠点となる庁舎や指定避難所となる市有施設について、非構造部材を含む耐震化対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2)　一般建築物の耐震化

建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震化の推進を図る。特に大規模地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断、耐震改修については、重点的にこれを推進する。

ア　耐震化に関する住民相談の実施

耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震改修に関する技術指導、啓発等に努める。

イ　建築物等耐震化促進事業の実施

建築物等耐震化促進事業については、一定の条件により、次のとおり補助金を支給し促進を図る。

(ｱ)　木造住宅耐震診断事業（無料耐震診断）
(ｲ)　建築物耐震診断事業
(ｳ)　特定建築物等耐震改修計画策定事業
(ｴ)　木造住宅耐震改修工事事業
(ｵ)　分譲マンション耐震改修工事事業
(ｶ)　特定建築物耐震改修工事事業
(ｷ)　緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事事業
(ｸ)　要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事等事業
(ｹ)　要安全確認計画記載建築物耐震改修工事等事業

(ｺ)　特定天井耐震改修工事等事業

ウ　耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震改修等についての資料配布、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

エ　建築士事務所協会等の協力

建築物の設計、施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震化の推進に努めるとともに、「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を通じて被災建築物応急危険度判定士の養成等に努める。

(3)　被災した建築物、宅地の危険度判定体制の整備

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、再度の地震や降雨等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、被災建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士を養成し、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める「判定要綱」及び「判定業務マニュアル（震前対策編）」に基づき、平常時から事前に準備するよう努める。

また、判定士の応援の受け入れ、チーム編成、判定結果の取りまとめ等を行う応急危険度判定コーディネーターを養成し、建築物、宅地の危険度判定体制の強化を図る。

(4)　震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ震前判定計画を作成する。

(5)　防災上重要な市有施設の天井の脱落防止等

市は、防災上重要な市有施設の天井の脱落防止等の落下物対策を講じるとともに、エレベーターにおける閉じ込め防止対策を図る。

(6)　一般建物の窓ガラス等の落下物防止対策

地震災害時に一般建物の建築物の窓ガラス､看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア　繁華街等の道路沿いにある３階建て以上の建築物を対象に、落下物の実態調査を行うよう努める。

イ　実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物については、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

ウ　建築物の所有者又は管理者に対しては、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(7)　ブロック塀等(石塀を含む)の倒壊防止対策

住民に対し、ブロック塀等の点検方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。また、ブロック塀等を新設又は改修しようとする住民に対しては、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に定める基準の遵守を指導する。更に、ブロック塀等を設置している住民に対しては、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、道路に面したブロック塀等の撤去や生け垣の設置に対する補助金を支給し、ブロック塀等の除却の促進に努める。

(8)　耐震シェルター等の設置促進

市は、地震発生時に住宅居住者の生命、身体の安全を確保するため、一定の条件により耐震シェルター等の設置に対し補助金を支給し、設置促進を図る。

(9)　一般建物における家具類の転倒防止対策

市は、あらゆる機会を捉え住宅における家具類の転倒防止について普及啓発に努めるとともに、特に地震時の死傷率が高い避難行動要支援者を対象に、家具固定器具の設置に対する補助制度を設け、住宅における家具固定の促進を図る。

２　建築物不燃化の促進

(1)　防火、準防火地域の指定

建築物が密集し、地震による火災により多くの被害が発生するおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建設を促進する。

(2)　屋根不燃化区域の指定

防火、準防火地域以外の市街地における木造等建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、指定の拡大を進める。

(3)　建築物の防火の促進

建築物の新築、増改築等における防火については、建築基準法に基づき指導するとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ、事業の推進を図る。

ア　既存建築物に対する改善指導

百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対しては、防火及び避難の安全を確保するため、建築物防災対策要綱に基づき、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ　消防機関が実施する防火基準適合表示制度による表示マーク交付に際しては、消防機関と連携して建築構造、防火区画、階段の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

３　道路、河川施設等の防災対策

(1)　道路施設の整備

地震災害発生後の緊急輸送を確保等するため、道路、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図る。

ア　道路の整備

道路防災総点検等に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次、対策を実施する。また、防災上重要な経路を構成する道路について、緊急時の交通を確保し、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性、信頼性を高めるために電線共同溝等の整備を図るとともに、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。更に市街地においては、消防活動が困難である区域の解消、又は道路空間が有する

延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を策定する。

イ　橋梁の整備

道路防災総点検等の結果緊急性が高いと判断した橋梁や、地震災害時の緊急輸送の観点から優先度が高い緊急輸送道路や幹線道路などの橋梁について、順次、耐震補強を実施する。

(2)　河川管理施設の整備

安全と利用の両面から、河川管理施設の整備を推進する。

ア　河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し整備を図る。

イ　河川空間の整備

河川の防災、避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時における避難場所としての一時的活用を図る。

ウ　消防水利の強化

水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、消火活動に河川水を利用できるよう、河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)また、用水路、ため池等が利用できるよう改善を図る。

エ　河川管理施設等の整備拡充

地震災害により堤防決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急に備えて、管理施設(観測施設)等の整備拡充を図る。

４　都市の防災対策

(1)　都市防災の推進

過密化した都市の地震災害を防止、被害の軽減を図るため、土地利用の規制、誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

《都市防災基本方針等》

ア　都市防災の目標

地域の災害特性を踏まえ、都市を構造的に強化することにより、地震災害による被害を防止、軽減するまちづくりを促進する。

イ　都市防災の基本方針

(ｱ)　地震災害の危険性を軽減する都市空間の創造

(ｲ)　地震災害を防ぎょし、安全な避難を可能とする都市構造の創造

(ｳ)　安全で快適な都市環境の創造

ウ　土地利用の規制、誘導の方針

地震災害に強い都市づくりを目指し、地震災害危険を軽減する都市空間を形成するため、基盤施設整備の促進によるオープンスペースの確保、大規模空地の防災的利用、防災上重要な農地、緑地の保全、整備等の総合的、計画的な土地利用施策を推進する。

エ　防災基盤施設の整備方針

地震災害時における市街地大火災等の災害の発生や拡大を軽減し、災害時の安全な避難を可能とするため、避難場所、避難路、防災緑地の整備を推進する。

オ　市街地の整備方針

市街地の地震災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備や建築物の不燃化を推進し、災害危険度の軽減を図る。

力　実現化の方針

被害想定調査結果等から地震被害の大きい地域は、早期に整備を進め、特に、火災による延焼の危険性が高い地域から優先的に、避難場所、避難路等の整備、建築物の不燃化の促進等を図る。

(2)　防災空間の確保

ア　緑の基本計画の策定

「都市緑地法」に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」を策定し、防災空間の確保に努める。

イ　風致地区の指定

「都市計画法」に基づく風致地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

ウ　都市公園の整備

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止又は避難場所としての防災効果を発揮する、防災空間の確保に努める。特に、避難場所や、救援及び復旧の活動拠点となる公園については、災害対応施設の設置に努める。

参照：災害対応施設が設置されている公園一覧（巻末資料）

(3)　市街地の開発等

ア　市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地については、市街地再開発事業等を促進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

イ　住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存ずる地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ　土地区画整理事業の促進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。なお、現在、鷺山中洲土地区画整理事業および加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業が施行されている。

(4)　空き家対策の推進

市は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の除却等を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

第 18 節　液状化対策

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　基盤整備部　　３　上下水道事業部　　４　まちづくり推進部
５　消防本部

〈方針〉

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

〈実施内容〉

１　液状化危険度に関する意識啓発

市は、液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握を進め、一般住宅の予防的工法の周知など、液状化危険度に関する意識啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発する。

２　基幹交通網における復旧計画の策定

市は、被害想定調査結果に基づく道路等ライフライン被害について、重要度を考慮した復旧の計画を策定する。

３　建築物の液状化対策

市は、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築物については、地盤改良等安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

市は、被害想定調査結果に基づき、地域防災拠点や避難所等の公共施設の液状化対策等について検討し、液状化による被害の軽減を図る。

４　消防水利の液状化対策

市は、被害想定調査等の結果に基づき、消防水利の液状化対策等を進めるとともに、代替水利の確保に努める。

５　堤防の耐震対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化現象等による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害による二次被害を防ぐため、堤防の点検及び耐震対策等を適切に行う。

第19節　災害危険区域の防災事業の推進

【実施担当部】

１　都市建設部　　２　まちづくり推進部　　３　基盤整備部　　４　経済部

〈方針〉

本市の32%は山地であり、地震災害時においてがけ崩れ、山崩れの危険性が潜在する一方、主要市街地は比較的良好な地盤に立地しているが、その周辺部は軟弱地域となっており、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等の発生のおそれがある。また、大規模な地震が発生した場合、これらの被害により一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命危険が発生するおそれがあるため、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

〈実施内容〉

１　適正な土地利用

地盤災害の予防対策として、基本的には、「土地基本法」の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに「都市計画法」や「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画をはじめとする各種個別の法令や計画等により、適正かつ安全な土地利用への誘導、規制を図る。

２　造成地の対策

(1)　造成地等の規制

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく「宅地造成等工事規制区域（市全域）」及び「都市計画法」に基づく開発許可制度において一定規模以上の造成等行為を許可制度とし、法に基づく技術基準が確実に守られるよう指導を行う。また、盛土等に伴う災害を防止するため、危険な盛土等への対策を進める。

(2)　既存盛土等造成地の調査

市は、市内の既存の盛土等について分布等の調査を進め、順次、適切な対応を行う。

３　土砂災害防止事業

土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を促進し、有害行為等の制限等を図るとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を行う。

(1)　砂防

山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、対策工事（砂防堰堤等）を促進する。

参照：土石流危険渓流（巻末資料）

(2)　急傾斜地

急傾斜地(傾斜角30度以上、がけ高さ５m以上)崩壊による被害を軽減するため、対策工

事（擁壁工等）を促進する。なお、急傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地において崩壊等の危険のある土留め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する

参照：自然傾斜（巻末資料）・人工斜面（巻末資料）
土砂災害(特別)警戒区域一覧（巻末資料）

(3)　総合的な土砂災害対策

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び非常時の避難場所及び避難経路を記載したハザードマップを作成、配布するとともに、土砂災害危険箇所表示看板の設置等により、地域住民に対し警戒避難に必要な事項を周知する。

４　老朽ため池の整備

(1)　農業用ため池の整備

農業用ため池のうち、下流地域に洪水の発生のおそれがあるなど、決壊した場合に影響が大きいものについて、地震・豪雨耐性評価を実施し、緊急度等を勘案の上順次、堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図る。

(2)　総合的な農業用ため池対策

農業用ため池の決壊に伴う浸水危険箇所及び非常時の避難場所を記載した農業用ため池ハザードマップを作成、配布し、地域住民に対し周知するとともに、緊急連絡体制の整備に努める。

５　住居移転事業

(1)　防災のための集団移転促進事業

災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域については、防災のための集団移転の促進を図り、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努める。

(2)　がけ地近接危険住宅の移転

「県建築基準条例」で指定された「災害危険区域」及び建築を制限している区域に存ずる住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図り、本制度の活用について、地域住民の積極的な理解と協力を得るよう努める。

第20節　ライフライン施設対策

【実施担当部】

１　上下水道事業部　　２　基盤整備部　　３　環境部　　４　関係部（ライフラインに関係のある部）　　５　ライフライン事業者

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断は、都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、安否確認、住民の避難、救命救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

なお、水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

〈実施内容〉

１　上水道施設対策（上下水道事業部）

水道事業者は、地震災害時の上水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても水道の安定供給と二次災害の防止のため、上下水道耐震化計画等に基づき、次により水道施設の整備を行う。

(1)　上水道の確保

取水、配水施設等の耐震化の強化を図るとともに、配水池に圧力調整機能を持った弁類を設置し、二次災害の防止及び応急用飲料水等を確保する。

(2)　配水管の新設、改良

配水管の布設にあっては、耐震管を採用し、配水管の耐震化を図る。特に、重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を集中的に進める。

(3)　水源のネットワーク化

給水ブロック内における水源間の相互通水及び給水ブロック間をつなぐ連絡管を整備し、水源のネットワーク化を図る。

(4)　電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

(5)　復旧工事用資材の備蓄、調達

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工事用資材について製造業者と優先調達に関する契約を締結する。

(6)　応急給水用器材の備蓄

応急給水活動を実施するため、給水タンク等を備蓄する。

(7)　応援配水の実施

給水区域において配水が不可能となった場合に、住民の生活に必要な水を確保するこ

とを目的とした応援配水を行うため、協定に基づき、配水連絡管を設置する。

協定：上水道相互連絡管設置に関する協定書（羽島市、岐南町、笠松町、関市）
上水道相互連絡管の管理に関する覚書（岐南町、関市）

(8)　応援要請

ア　岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

イ　災害時における応急復旧に関する協定に基づき、岐阜市指定管工事協同組合に応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援を要請する。

ウ　災害時における水道資材の供給に関する協定に基づき、協定事業者に資材の供給を要請する。

協定：岐阜県水道災害相互応援協定
災害時における応急復旧に関する協定書（岐阜市指定管工事協同組合）
災害時における水道資材の供給に関する協定書
（株式会社クボタ中部支社、株式会社クボタケミックス中日本支社）

２　下水道施設対策（上下水道事業部）

下水道施設管理者は、地震災害時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能維持と二次災害の防止のため、上下水道耐震化計画等に基づき、次の対策を行う。

(1)　下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

(2)　下水道施設設備の安全性の確保

(3)　下水道施設が損傷した場合に最低限の処理機能を確保できるような施設の耐震化

(4)　下水道台帳の整備

(5)　中部ブロック災害応援体制の整備

(6)　応援要請

災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定に基づき、応援を要請する。

(7)　重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

(8)　防災訓練の実施

協定：災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定書
（住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店）
災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定
（岐阜県、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定
（岐阜県、公益社団法人日本上下水道コンサルタント協会中部支部）
災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定
（岐阜県、岐阜県環境整備事業協同組合）
岐阜県・日本下水道事業団災害支援協定
（岐阜県、地方共同法人日本下水道事業団）

３　電気施設対策（中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社）

電気事業者は、地震災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

(1)　電力供給施設の耐震性の確保
(2)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(3)　要員の確保
(4)　被害状況収集体制の整備
(5)　広域的応援体制の整備

４　都市ガス施設対策

都市ガス事業者は、地震災害時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止のため、次の対策を行う。

(1)　都市ガス施設の耐震化
(2)　遮断バルブの設置促進（ブロックごとに遮断バルブの設置）
(3)　ガス供給地域における地震計の設置
(4)　地震対応型マイコンメーターの設置促進
(5)　防火、消火施設設備の充実
(6)　保安電力の確保
(7)　要員の確保
(8)　代替熱源による供給体制の整備
(9)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(10)　広域的相互応援体制の整備

５　ＬＰガス対策（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）

ＬＰガス事業者は、地震災害時のＬＰガス施設の災害及びＬＰガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止のため、次の対策を行う。

(1)　貯蔵施設、充填施設の耐震性の確保
(2)　「高圧ガス保安法」に基づく供給設備、消費設備の設置
(3)　要員の確保
(4)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(5)　広域的相互応援体制の整備

６　鉄道施設対策

鉄道事業者は、地震災害時の旅客の安全、円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

(1)　鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
(2)　地震計設置による早期点検体制の確立
(3)　耐震列車防護装置等の整備増強
(4)　防災資機材の整備点検
(5)　要員の確保

７　通信施設対策

通信サービス事業者は、地震災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するため、次の対策を行う。

(1)　電話通信施設、設備の耐震化
(2)　災害対策機器の配備
(3)　重要通信の確保
(4)　要員の確保

８　放送施設対策

放送事業者は、地震災害時における住民への情報伝達手段として放送の有効性を認識し、地震災害時においても放送機能を確保するため、次の対策を行う。

(1)　送信所、放送所の建物、構造物の安全性の強化
(2)　放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全対策
(3)　放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の設置
(4)　二次災害発生防止のための防止設備等の配置
(5)　建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

９　電線類対策

道路管理者は、電線類の地中化等無電柱化を推進する。

また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

10　ライフラインの代替機能及び電力の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）及び電力の確保に努める。

(1) 地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度の整備
(2)　指定避難所その他公共施設での井戸の堀削
(3)　生活用水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
(4)　指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
(5)　指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
(6)　指定避難所への災害用バルクシステムの設置
(7)　仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
(8)　各種メディアの活用（アマチュア無線、タクシー無線、インターネット）
(9)　太陽光エネルギーなど新エネルギーシステムの導入

11　道路占用物件の迅速な復旧への備え

災害によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、市及びライフライン事業者は、道路占用物件の仮復旧工事の手続きの簡素化など、復旧を迅速に実施するための事項についてあらかじめ整理しておくものとする。

第21節　行政機関の業務継続体制の整備

【実施担当部】

１　行政部　　２　危機管理部　　３　各部

〈方針〉

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。そのため、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に業務基盤を立ち上げるための業務継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））を策定しているが、実効性の点検や計画の是正を行うなど、大規模地震災害時においても適切な業務の執行を図る。

〈実施内容〉

１　行政におけるＢＣＰの策定

(1)　庁舎対策

市役所庁舎は、市が実施する災害応急対策の中枢拠点であり、災害時において確実に機能を発揮するため、適切な維持管理を行うとともに、個別の施設計画により保全に努める。

(2)　災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

ア　各部は、通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務、地域防災計画に定める災害応急対策業務、災害復旧業務又は災害発生後の新規発生業務のうち優先度が高い業務（以下「非常時優先業務」という。）を定めるとともに、当該業務を踏まえた部内における応援可能リストの作成、各部所管の施設のライフラインの寸断に対する計画及び所属職員の執務環境に関する計画を定め、部内における業務を継続するために必要な個別具体的な計画を策定しているが、随時見直しを図る。

イ　行政部は、各部が非常時優先業務を確実に実施できる体制を構築するため、職員の安否確認や派遣に関する指針を示す。

ウ　危機管理部は、非常時優先業務が目標時間までに実施できるよう、職員参集体制について定める。

(3)　非常時優先業務の執行環境

行政部は、電気、水、食料、多様な通信手段の確保など、ライフラインの寸断や職員の執務環境に関する対策を整理し、必要に応じ更新を行う。また各部に対して、「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供等を継続的に行うものとする。

(4)　意思決定順位

業務継続にあたり、市長不在時の指揮命令系統の確立のため命令権者の順位を定めておくものとする。

(5)　計画の作成及び管理

非常時優先業務、応援可能リスト、ライフラインの寸断に対する計画及び職員の執務環境に関する各種計画を踏まえて全体的な計画を策定し、これを対外的に公開している

が、改訂等の継続的な管理を行う。

２　行政機関における個人情報等の分散保存

行政部は、業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存を図るため、ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定している。

第22節　企業防災の促進

【実施担当部】

１　経済部　　２　危機管理部　　３　財政部（個人事業主の相談）

〈方針〉

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続、あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割を十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

〈実施内容〉

１　企業の取り組み

企業は、大規模地震発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの地震災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入などによる資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直しなど、事業継続のための取り組みをはじめとした、防災活動の推進に努める。

(1)　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(2)　二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止を図る。

(3)　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために、ＢＣＰを策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを定める。

(4)　地域貢献、地域との共生

大規模地震が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も

早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供、更には、技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動を行う。また、平常時からこれら主体との連携を密にする。

２　企業防災の促進のための取り組み

市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価、ＢＣＰの策定の促進に関する情報をはじめとした企業防災に資する情報の提供、ＢＣＰの策定に係る提供や相談体制の整備などにより、企業の防災力向上を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけなどを行う。

(1)　事業継続の取り組み支援

ア　事業継続力強化計画の策定

商工会議所と市は、中小企業等による事業継続力強化の取組をはじめとした防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定を行うものとする。

イ　ＢＣＰの策定促進

市内企業向けセミナーの開催などを行い、ＢＣＰ策定を支援するとととともに、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発する。

ウ　情報の提供

企業がＢＣＰの策定等事業継続のための取り組みを実施するためには想定リスクを考慮する必要があるため、市は、災害被害想定結果やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2)　災害対応体制の整備

市は、商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、地震災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

また、市は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理する。

第３章　地震災害応急対策

第１節　活動体制

体　制　等		地震（震度）	南海トラフ地震に関連する情報	気象、水位要件
準 備 体 制		**市内で震度３の地震発生を発表したとき（発表は、「気象庁」）**	※南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときに、災害対策本部事務室設置準備	①　次の注意報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき・大雨注意報・洪水注意報 ②　境川の馬橋観測所の水位が、9.80mに達したとき ③　長良川・境川以外の河川が、水防団待機水位に達したとき
警戒体制（災害警戒本部設置）	第一警戒体制			①　次の警報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき ②　大雨警報・洪水警報・暴風警報 ③　境川の馬橋観測所の水位が9.80mを超え、水防団待機水位まで上昇するおそれがあるとき ④　長良川が、水防団待機水位に達したとき ⑤　長良川・境川以外の河川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ⑥　岐阜市及び岐阜市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき
	第二警戒体制	**市内で震度４の地震発生を発表したとき**	※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	①　長良川・境川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ②　長良川・境川以外の河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において土砂災害警戒情報の基準に達するおそれがあるとき ④　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき ⑤　県内の他自治体に、特別警報が発表されたとき（**大雪特別警報除く**）

非常体制（災害対策本部設置）	第一非常体制			①　長良川が、避難判断水位（長良橋観測所は出動水位）に達したとき ②　長良川以外の河川が、氾濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③　岐阜市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ④　岐阜市に大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき ⑤　岐阜市に特別警報が発表されたとき又は岐阜市において特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ⑥　その他局所的な災害で、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
	第二非常体制	**市内で震度５弱以上の地震発生を発表したとき**	※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	①　災害により、市内の広域に被害が発生するおそれがあるとき

※１　市長は、必要に応じ、上記体制をとるよう命じる。

【市本部の体制】

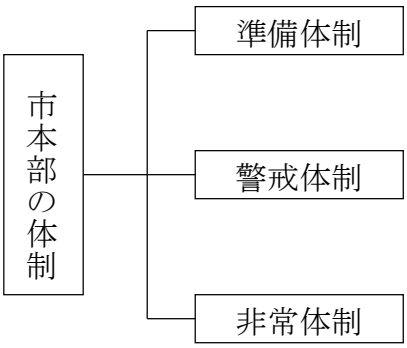

第１項　準備体制

市は、市内で震度３の地震が発表されたとき準備体制をとり、情報収集及び各関係機関、市民への情報伝達等を行う。

準備体制　（１名以上の体制）

基　準	体制をとる部（班）	分担任務
気象庁が市内で震度３の地震発生を発表したとき	危機管理部(1名以上)	①　情報収集、伝達
	消防本部(当務員)	①　災害活動 ②　情報収集、伝達

第２項　警戒体制（災害警戒本部設置）

市は、市内で震度４の地震が発表されたとき災害警戒本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

警戒体制　（13部83名以上の体制）

基　準	体制をとる部（班）	分担任務
①　気象庁が市内で震度４の地震発生を発表したとき ②　その他市長がこの体制を命じたとき	危機管理部 （5名以上　次長、対策審議監又は課長を含む）	①　情報収集、伝達 ・市施設の被害状況の収集 ・自主防災隊長に地域の被害状況の収集 ・各メール配信 ・本部連絡員等への情報伝達 ②　非常体制への移行の検討、準備 ③　自主避難に伴う事務 ・避難所開設依頼 ・関係自主防災隊長に連絡 ・派遣職員へ出向依頼 ・防災行政無線放送 ・各メール配信
	消防本部（14名）	①　消防庁舎、消防施設の被害状況の確認 ②　災害活動 ③　被害情報の収集、伝達 ④　巡回
	基盤整備部 （18名以上　団長2名以上含む）	①　管理施設の被害状況の確認 ②　情報収集、伝達 ③　河川、道路、急傾斜地等のパトロール ④　その他災害対応
	まちづくり推進部（9名）	①　管理施設の被害状況の確認 ②　応急危険度判定の準備 ③　高齢者等避難等広報準備 ④　その他災害対応
	都市建設部（12名）	①　管理施設の被害状況の確認 ②　高齢者等避難等広報準備 ③　その他災害対応
	経済部（9名）	①　山林その他管理施設の被害状況の確認 ②　基盤整備部が行う巡回の応援 ③　その他災害対応
	行政部 （1名　管財班） （1名　デジタル戦略班）	①　管理施設の被害状況の確認 ②　集中管理車に関すること ③　災害対策本部事務室の開設準備

	福祉部(2名)	①　管理施設の被害状況の確認 ②　住家被害の状況把握 ③　福祉施設の状況把握 ④　避難行動要支援者に関すること
	教育部(2名)	①　管理施設の被害状況の確認 ②　学校施設等への情報提供 ③　その他災害対応
	ぎふ魅力づくり推進部(2名)	①　観光施設の被害状況の確認 ②　その他災害対応
	上下水道事業部(2名)	①　上下水道施設の被害状況の確認 ②　その他災害対応
	市民協働生活部(4名)	①　管理施設の被害状況の確認 ②　防災資機材の貸出し準備
	市長公室部（広報広聴班2名）	①　マスコミへの情報提供 ②　ホームページ等の災害情報の掲載
《災害警戒本部室の組織》 警戒本部室は、16階南東会議スペースに設置する。 ・警戒本部長（危機管理部の課長） ・警戒副本部長(基盤整備部の団長) ・警戒本部員 ・危機管理部・基盤整備部・まちづくり推進部・都市建設部・経済部(各1名)		《災害警戒本部室の任務》 ①　災害応急対策の活動方針の指示 ②　地震災害情報などの情報収集及び情報伝達

第３項　非常体制（災害対策本部設置）

市は、市内で震度５弱以上の地震が発表されたとき災害対策本部を設置し、災害情報を一元的に把握、共有しつつ、本計画に定める災害予防及び災害応急対策を実施することにより、被害の軽減を図る。

非常体制

基　準	体制をとる部
①　気象庁が市内における震度５弱以上の地震発生を発表したとき ②　その他市長がこの体制を命じたとき	全ての部（全職員）

(1)　市長は、地震被害の程度から判断し、体制をとる部（本部事務室員含む。）を減ずる等変更を行う。

なお、この場合において、危機管理部長は、市長に意見を具申することができる。

(2)　市長は、地震被害の程度から判断し、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。

なお、この場合において、危機管理部長は、市長に意見を具申することができる。

第４項　災害対策本部の設置・解散等

１　設置に関する意見の具申

震度５弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。

なお、震度４以下の地震が発生した場合、被害の状況に応じ危機管理部長は、災害対策本部の設置について副市長に報告後、市長に意見を具申することができる。

２　設置場所

災害対策の中枢機能を担う災害対策本部室及び災害対策本部事務室を６階に設置。ただし、市役所庁舎が被災し使用できない場合は、消防本部６階会議室に設置する。

災害の状況により、庁舎６階災害対策本部室及び本部事務室以外の会議室を使用し、臨時に設置することができる。

３　解散

市長は、地震災害に伴う災害応急対策が概ね終了したとき、災害対策本部を解散する。

第５項　災害対策本部等の組織及び分担任務

１　災害対策本部の組織編制

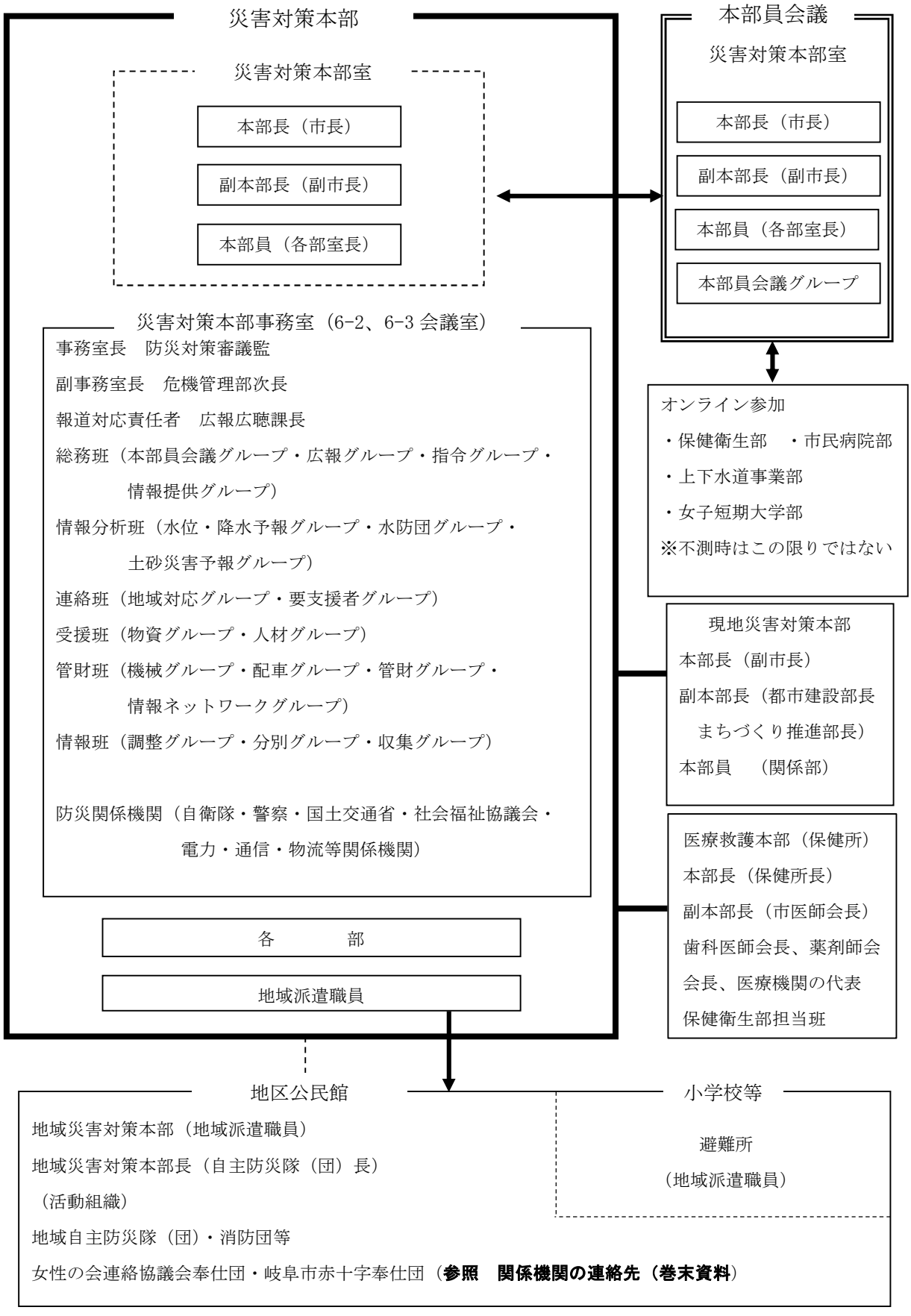

２　災害対策本部室及び災害対策本部事務室の配置図

（１）災害対策本部室配置図

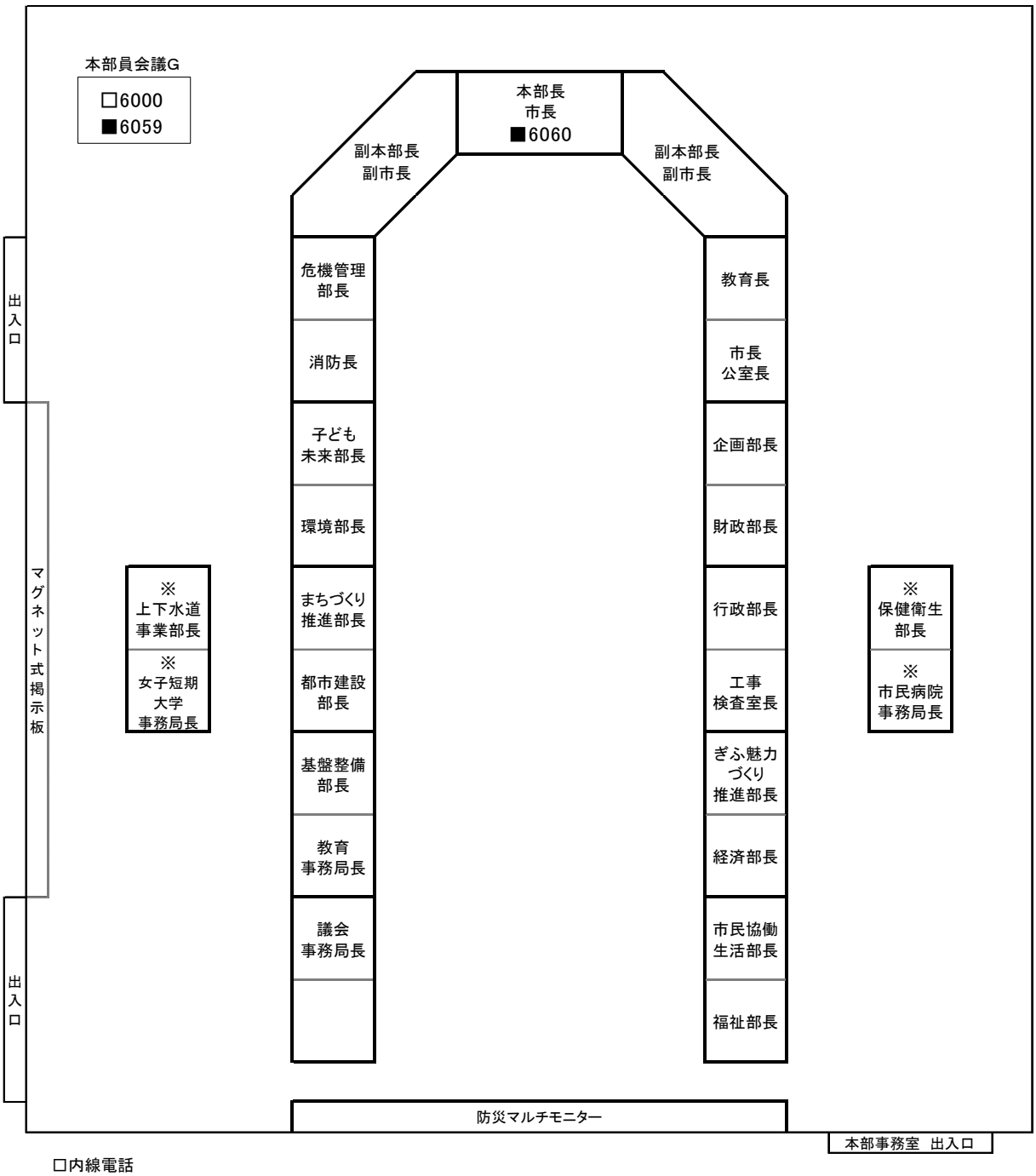

□内線電話
■PHS

オンラインによる本部員会議参加
【第一非常体制時】 保健衛生部長　上下水道事業部長
【第二非常体制時】 市民病院事務局長　女子短期大学事務局長
※オンラインシステムに不測の事態が生じオンラインで参加できない場合は、災害対策本部室に参集することとする。

（２）災害対策本部事務室配置図

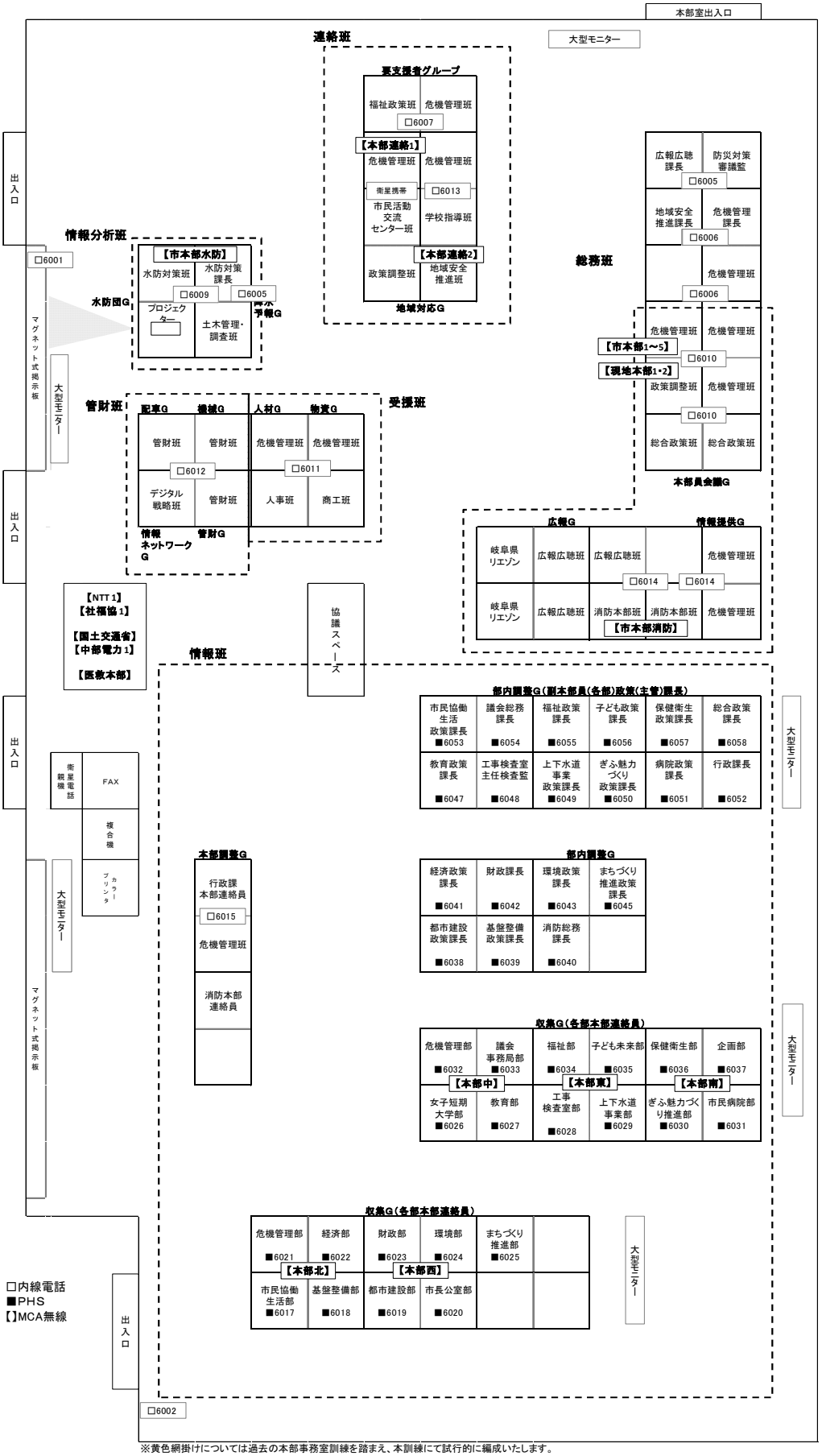

※黄色網掛けについては過去の本部事務室訓練を踏まえ、本訓練にて試行的に編成いたします。

３　本部長等及び本部員会議

(1)　市本部長・市副本部長

ア　市本部長には市長を、市副本部長には副市長を充てる。

イ　市本部長不在又は事故ある場合の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定める。

第一順位　副市長　　第二順位　危機管理部長　　第三順位　理事の職にある者

(2)　本部員・副本部員

ア　本部員には部長を、副本部員には政策（主管）課長を充てる。

イ　副本部員は、危機管理部等から連絡を受けた災害情報等を部内に伝達する。

(3)　本部員会議

市本部長が必要と認めたときは「本部員会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。

ア　市本部の体制及び職員の動員（各部班の応援含む。）に関すること。

イ　被害拡大防止対策に関すること。

ウ　自衛隊の応援要請に関すること。

エ　災害救助法の適用及び非常体制の規模、期間の決定に関すること。

オ　その他災害対策に関する総合的な調整に関すること。

4　本部事務室各担当及び分担任務等

(1)　本部事務室の各担当及び分担任務

組織名		担　当	分担任務
事務室長		防災対策審議監	①　災害の推移により、本部員会議の開催について本部長に意見を具申すること ②　本部事務室の調整に関すること
報道対応責任者		広報広聴課長	①　報道発表に関すること
副事務室長		危機管理課長	①　事務室長を補佐すること
総務班	本部員会議グループ（7 名）	危機管理班（4名） 総合政策班(1名) 未来創造研究班（1名） 政策調整班（1名）	①　本部員会議の開催に関すること（事務局） ②　災害の現況及び対応状況を把握し、事務室長に報告すること ③　職員参集状況の確認
	情報提供グループ（5 名）	危機管理班(2名) 広報広聴班(1名) 消防本部班(2名)	①　岐阜市総合防災情報システムにおける被害の情報区分の点検等に関すること ②　市ホームページの災害情報入力 ③　県被害情報集約システムへの避難情報、被害状況等への入力、必要情報等の確認 ④　緊急速報メール配信 ⑤　同報系防災行政無線（SNSへの配信連動）による広報及び記録
	広報グループ(2名)	広報広聴班(2名)	①　市政記者室での定期的なプレス発表に関すること

連絡班	地域対応グループ(6名)	危機管理班(2名) 地域安全推進班(1名) 政策調整班(1名) 学校指導班（1名） 市民活動交流センター班 (1名)	①　避難所開設の連絡、調整に関すること ②　地域派遣職員等への連絡に関すること ③　岐阜市総合防災情報システムに避難所開設等に係る入力 ④　自主防災組織に関すること
	要支援者グループ(2名)	福祉政策班(1名) 危機管理班（1名）	①　福祉避難所の開設、受入れ等の調整に関すること
受援班	人材グループ(2名)	危機管理班(1名) 人事班(1名)	①　国（自衛隊）、県（警察・県支部）、防災関係機関及び応援協定締結市との連絡調整に関すること ②　応援職員の受入れ等の調整に関すること
	物資グループ(2名)	危機管理班(1名) 商工班（1名）	①　物資調整・輸送調整等支援システムへの避難所、物資に係る入力 ②　応援物資の受入れ等の調整に関すること
情報分析班	水位・降水予報グループ (2名)	水防対策班(1名) 土木管理・調査班(1名)	①　河川、道路、急傾斜地等の情報の収集に関すること
	水防団グループ(1名)	水防対策班(1名)	①　水防団の招集、運用に関すること ②　水防団派遣職員からの情報収集に関すること
管財班	管財グループ(2名)	管財班(2名)	①　車両の確保に関すること ②　車両用燃料の確保に関すること
	機械設備グループ(2名)	管財班(2名)	①　本部事務室における電話等の設置に関すること ②　庁舎用発電機の運用、維持管理に関すること
	配車グループ(1名)	管財班(1名)	①　配車に関すること
	情報ネットワーク グループ(1名)	デジタル戦略班(1名)	①　本部事務室における情報ネットワークの確保に関すること
情報班	本部調整グループ(3名)	行政課本部連絡員(1名) 危機管理班(1名) 消防本部連絡員(1名)	①　本部事務室における役割の調整に関すること
	部内調整グループ (19名)	各副本部員	①　各部の各班に災害応急対策活動を指示すること
		企画部・行政部・ぎふ魅力づくり推進部・経済部・福祉部・保健衛生部・環境部・まちづくり推進部・都市建設部・基盤整備部・消防本部・教育部・上下水道事業部・市民協働生活部・財政部・工事検査室部・子ども未来部・市民病院部・議会事務局部	
	収集グループ (21名)	各本部連絡員	①　電話により災害情報、現場情報等を聴取すること ②　市民からの安否情報の問合せ等に対応すること
		市長公室・企画部・ぎふ魅力づくり推進部・基盤整備部・経済部・福祉部・保健衛生部・環境部・まちづくり推進部・都市建設部・上下水道事業部・教育部・市民協働生活部・財政部・工事検査室部・市民病院部・子ども未来部・女子短期大学部・議会事務局部・危機管理部(2名)	

(2)　本部連絡員

ア　各部に１名、本部連絡員を置く。

イ　本部連絡員は、災害対策本部設置時には本部事務室を設置し、本部事務室情報班収集グループ員として活動する。

エ　本部連絡員は、平常時においては防災情報等を部内に伝達する。

(3)　部内連絡員

ア　各部に１名以上、部内連絡員を置く。

イ　部内連絡員は、災害対策本部設置時には所属の副本部員（政策（主管）課長）からの指示を班長に伝達する。

(4)　災害対策本部事務室設置要員

地震災害時（震度５弱以上）の本部事務室の設置は、本部事務室各班員及び本庁舎付近に居住する職員（各部１名派遣）により行う。

(5)　関係機関連絡要員等

関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、応援職員、応急対策職員等との連絡調整を図り、必要に応じて連絡要員等を受け入れる。関係機関の連絡要員等は総合に連携し活動するものとする。

５　現地災害対策本部

(1)　特定の地域に被害が集中し、市本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域の適切な場所又は地区公民館に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2)　現地本部の組織は、次による。

ア　現地本部長　副市長

イ　現地副本部長　第一編成　都市建設部長
　　第二編成　まちづくり推進部長

ウ　現地本部員　第一編成　総合政策班・選管事務局班（各１名）・都市建設政策班（２名）
　　第二編成　政策調整班・監査班（各１名）・まちづくり推進政策班（２名）

６　地域災害対策本部

(1)　自主防災隊(団)長は、次により地区公民館等に地域災害対策本部を設置する。

ア　地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたとき。

イ　市本部から、地域災害対策本部の設置要請があったとき。

参照：地域災害対策本部の設置場所　別表１（P109～P111）

(2)　地域災害対策本部の組織

地域災害対策本部の組織は、各地域で策定する地域防災コミュニティ計画等による。

7　地域派遣職員等

(1)　地域派遣職員

市本部長（市本部が設置されていない場合は、危機管理部長。以下この項目において「市本部長等」という。）は、自主防災組織の災害応急対策活動の支援を行うため、次により職員を派遣する。

なお、地域派遣職員は原則年度当初に各地域６～９名を選任するとともに、各地域の派遣職員の中から当該地域の責任者を指定するものとする。

派遣基準	派遣先	任務
①　地域災害対策本部が設置されたとき ②　避難所が地区公民館に開設されたとき ③　高齢者等避難が発令されたとき ④　その他本部長等が必要と認めたとき	①　地域災害対策本部 ②　避難所（小学校） ③　その他市本部長等が指示した場所	①　災害状況の把握、自主防災隊(団)長と災害応急対策活動の調整に関すること ②　市本部及び現地本部との連絡調整に関すること ③　被害情報及び避難情報の収集、総合防災情報システムへの入力に関すること ④　防災関係機関等と災害応急対策に係る協議に関すること ⑤　避難所運営マニュアル、避難所運営マニュアル（指定管理者編）、避難所運営マニュアル（感染症対策編）に基づく活動に関すること ⑥　避難行動要支援者の安否確認及び要配慮者の避難所での生活状況の把握に関すること ⑦　市本部に要配慮者の福祉避難所への移動要請に関すること ⑧　物資の要請に関すること ⑨　地域活動の記録に関すること ⑩　地域防災訓練の参加に関すること ⑪　なお、地域派遣職員責任者は、地域派遣職員の業務が円滑に行われるよう監督、指導及び助言を行う

(2)　水防団派遣職員

市本部長は、地震災害時において水防団活動が実施されていない場合、地域の避難状況の把握又は地域派遣職員の応援等のため、次により職員を派遣する。

担当名	派遣基準	派遣先	分担任務
水防団担当 （各水防団等1名）	①　市内で震度5弱以上の地震が発生したとき ②　その他本部長等が必要と認めたとき	①　市本部長が指示した地域又は避難所等	①　地域派遣職員が派遣されていない避難所における避難情報の収集に関すること ②　地域派遣職員の応援に関すること

８　災害対策本部の各部、各班

部・班		分　担　任　務
各　部　共　通		1　部内の災害対応マニュアルの策定に関すること 2　部関連に関する防災広報、広聴に関すること 3　災害応急対策に必要な人員の確保に関すること 4　職員の安否確認、参集状況及び参集時に収集した被害状況等の市本部への報告に関すること 5　部に関する情報の収集、調査及び市本部への報告に関すること 6　市本部、各部、部業務関係機関との連絡調整に関すること 7　部に必要な資機材、車両等の調達に関すること 8　部が管理する施設の防災管理及び当該施設の避難所開設に関すること（職員の派遣含む。） 9　災害救助法に基づく災害救助の実施に関すること 10　部関連の災害記録に関すること 11　他部への応援に関すること 12　非常時優先業務の策定及び見直しに関すること 13　応援可能リストの作成、所管施設のライフラインの寸断に対する計画及び部内所属職員の執務環境に関する計画の策定並びに見直しに関すること 14　部内の業務継続計画の策定及び見直しに関すること
市長公室部 （市長公室長）	秘　書　班	1　本部長の秘書に関すること 2　災害見舞及び視察者に関すること 3　災害活動に協力した機関、団体及び個人の表彰に関すること
	広報広聴班	1　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 2　災害関係の広報に関すること 3　災害状況の記録撮影に関すること
企　画　部 （企画部長）	総合政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 3　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること
	大学改革推進班	1　総合政策班の分担任務に関すること
	未来創造研究班	1　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること 2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
	政策調整班	1　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 2　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること 3　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること
	統計分析班	1　部の共通任務に関すること 2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること 3　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること

	岐阜薬科大学 キャンパス整備推進班	1　部の共通任務に関すること 2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること 3　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
財政部 （財政部長）	財政班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害予算等市財政に関すること
	行財政改革班	1　部内他班が実施する被災住宅等の調査･実施の応援に関すること
	税制班	1　税務関係班の連絡調整に関すること 2　災害に伴う市税の減免に関すること 3　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査・実施に関すること
	市民税班	1　災害に伴う市税の減免に関すること 2　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査・実施に関すること
	資産税班	1　災害に伴う市税の減免に関すること 2　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査・実施に関すること
	納税班	1　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査・実施に関すること
行政部 （行政部長）	行政班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害関係文書、物品の郵送、受理、配布、発送及び印刷に関すること 3　通常業務における危機管理に関して「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供
	内部統制推進班	1　部内他班の応援に関すること
	人事班	1　災害関係職員の動員、安否確認、派遣に関すること 2　災害時の他都市からの職員受入れに関すること 3　人事管理に関して「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供
	職員育成班	1　災害時の他都市からの職員受入れに関すること
	職員厚生班	1　罹災職員の福利厚生に関すること 2　災害対策本部の食料の確保に関すること
	デジタル戦略班	1　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 2　災害時の情報システムの管理に関すること 3　市の情報ネットワークの確保に関すること
	競輪事業班	1　競輪場駐車場への応援隊の受入れに関すること 2　競輪施設の災害対策に関すること
	管財班	1　市有財産(各課所管の施設を除く)の総合災害対策に関すること 2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 3　非常用電話の設置に関すること 4　施設の使用許可に関すること

		5　庁舎被災時における代替施設に関すること 6　集中管理車の管理に関すること 7　庁舎の帰宅困難者対策に関すること 8　庁舎のライフライン（各部所管の施設等は除く。）の寸断に対する計画に関すること 9　庁舎等財産管理に関して「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供
	契　約　班	1　災害時に必要な物品の調達に関すること
	会　計　班	1　災害関係費の出納に関すること 2　義援金の出納に関すること 3　災害時に必要な物品の出納に関すること
	選管事務局班	1　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること 2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること
	監　査　班	1　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること 2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること
工事検査室部 （工事検査室長）	工事検査室班	1　部の共通任務に関すること 2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること
ぎふ魅力づくり推進部 （ぎふ魅力づくり推進部長）	ぎふ魅力づくり推進政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　ぎふ魅力づくり推進部所管施設の被害状況の情報収集に関すること
	観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ班	1　観光案内所の災害対策に関すること 2　観光客等の災害対策に関すること 3　国際会議場、岐阜城、道の駅柳津交流センター、岐阜市文化産業交流センター、岐阜市長良川鵜飼伝承館の災害対策に関すること 4　他都市からの救援物資受入れの応援に関すること 5　帰宅困難者の対策に関すること 6　シェアサイクルポートの地震災害対策に関すること
	文化芸術班	1　文化センター、市民会館の災害対策に関すること 2　文化センター、市民会館に避難所を開設及び運営に関すること
	国　際　班	1　災害時の在留外国人（観光客含む）対策に関すること
	市民スポーツ班	1　体育施設の災害対策に関すること 2　市有体育館の災害対策に関すること 3　市有体育館に避難所を開設すること
	文化財保護班	1　文化財の災害対策に関すること
	鵜飼観覧船事務所班	1　舟艇の確保(借り上げ)、船員の手配に関すること 2　他都市からの救援物資受入れの応援に関すること
	歴史博物館班	1　歴史博物館の災害対策に関すること

		2　歴史博物館に避難所を開設及び運営管理に関すること 3　文化財保護班の応援に関すること
	ぎふメディアコスモス事業班	1　メディアコスモスの災害対策に関すること
	図　書　館　班	1　図書館施設の災害対策に関すること
	科　学　館　班	1　科学館施設の災害対策に関すること 2　科学館に避難所を開設及び運営管理に関すること
経　済　部 （経済部長）	経済政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　経済部所管施設の被害状況の情報収集に関すること 3　災害対策用物資の支給計画に関すること
	商　工　班	1　災害対策用物資の確保及び運搬に関すること 2　電気、ガス等の災害復旧対策に関すること 3　災害救助用物資の確保及び運搬に関すること 4　他都市からの救援物資受入れに関すること 5　民間企業の事業継続支援に関すること 6　被災中小企業者等に対する融資に関すること 7　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
	中心市街地みらい戦略班	1　商工班の分担任務に関すること
	企業立地推進班	1　商工班の分担任務に関すること
	労働雇用班	1　岐阜市勤労会館･岐阜市勤労者ふれあいセンターの災害対策に関すること 2　商工班の応援に関すること
	農　林　班	1　農林関係の被害状況の報告書の作成に関すること 2　災害救助用食糧の確保及び運搬に関すること 3　被災農家に対する融資の斡旋に関すること 4　災害時における種苗生産資材、肥料等の対策に関すること 5　災害時における病害虫の発生予防及び防除に関すること 6　災害時における農作物、農業施設の調査、応急対策に関すること 7　災害時における林地等の調査及び応急対策に関すること 8　農業関係の凍霜害対策に関すること 9　障害物の除去及び処理に関すること 10　農地及び農業生産施設の災害対策に関すること 11　治山施設及び林道のパトロールに関すること 12　土木管理班及び河川班のパトロールなどの応援に関すること

	畜　産　班	1　家畜の避難対策に関すること 2　災害時における畜産の調査及び応急対策に関すること 3　死亡家畜の処理対策に関すること 4　家畜の診療、防疫対策に関すること 5　家畜資材及び生産物の流通対策に関すること 6　畜産班管理施設及び家畜の災害対策に関すること
	農地整備班	1　農業用ため池の点検および災害対策に関すること 2　その他農業水利施設の点検および災害対策に関すること 3　土地改良区および農業用施設維持管理団体からの被害状況の情報収集に関すること 4　たん水農地の排水対策に関すること 5　経済政策班の分担任務に関すること
	中央卸売市場班	1　市場内の連絡調整に関すること 2　市場施設の災害対策に関すること 3　場内業者の被害調査に関すること 4　災害時における業務対策に関すること 5　災害時における生産物等の入荷対策に関すること
	食肉地方卸売市場班	1　食肉地方卸売市場施設の災害対策に関すること 2　災害時における食肉等の入荷対策に関すること
	農業委員会事務局班	1　経済政策班の分担任務に関すること
市民協働生活部 （市民協働生活部長）	市民協働生活政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　市営墓地の災害対策に関すること 3　災害時における遺体の取扱いに関すること（検視後の安置及び埋葬に関すること） 4　災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること 5　ボランティア部会の設置に関すること 6　市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 7　関係各部と連携のもとに、応急仮設住宅入居者の管理に関すること
	市民活動交流センター班	1　ボランティア受入れ窓口の開設に関すること 2　公民館の災害対策に関すること 3　公民館に避難所の開設を指示すること 4　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
	男女共生・生涯学習推進班	1　コミュニティセンター、ハートフルスクエアーGの災害対策に関すること 2　コミュニティセンター、ハートフルスクエアーGに避難所の開設を指示すること 3　ボランティア受入れ窓口の開設の応援に関すること

	市民相談・消費生活班	1　部内の共通任務に関すること 2　被災者の生活確保のための生活相談に関すること 3　災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること
	人権啓発センター班	1　黒野共栄館、早田教育集会所の災害対策に関すること 2　黒野共栄館、早田教育集会所に避難所を開設及び運営管理に関すること
	市　民　班	1　事務所班関係任務の連絡調整に関すること 2　市災害状況の事務所班への連絡に関すること 3　事務所施設の被害状況の把握と災害対策に関すること 4　義援用物品の受理及び配分計画に基づく運搬に関すること
	西部事務所班	1　事務所施設の災害対策に関すること 2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること
	東部事務所班	1　事務所施設の災害対策に関すること 2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること
	北部事務所班	1　事務所施設の災害対策に関すること 2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること
	南部東事務所班	1　事務所施設の災害対策に関すること 2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること
	南部西事務所班	1　事務所施設の災害対策に関すること 2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること
	日光事務所班	1　事務所施設の災害対策に関すること 2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること
	柳津地域事務所班	1　事務所施設の災害対策に関すること 2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること
	国保・年金班	1　災害に伴う国民健康保険料の減額に関すること 2　災害に伴う医療費の減免に関すること 3　国民年金保険料の免除に関すること 4　福祉年金支給停止者の解除に関すること 5　特別障害給付金支給停止者の解除に関すること 6　災害備蓄品(小学校・コミセン)の運搬に関すること
	斎　苑　班	1　斎苑の災害対策に関すること 2　災害時の火葬に関すること
福　祉　部 （福祉部長）	福祉政策班	1　部の共通任務に関すること。 2　福祉避難所の受入れ調整、ヘルパーの派遣調整、備蓄物品に関すること 3　被災住家の調査、実施に関すること 4　義援金品の募集及び配分に関すること

		5　災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること 6　災害援護資金の貸付に関すること 7　罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること 8　関係各部と連携のもと、応急仮設住宅入居者の管理に関すること 9　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
	指導監査班	1　災害時の社会福祉施設の運営管理に係る指導に関すること
	介護保険班	1　災害に伴う介護保険料、利用料の減免に関すること 2　福祉政策班の応援に関すること 3　被災住家等の調査、実施に関すること
	生活福祉一班	1　炊出し及び食品の給与に関すること 2　被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること 3　被災住家等の調査、実施に関すること
	生活福祉二班	1　炊出し及び食品の給与に関すること 2　被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること 3　被災住家等の調査、実施に関すること
	生活福祉三班	1　炊出し及び食品の給与に関すること 2　被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること 3　被災住家等の調査、実施に関すること
	障がい福祉班	1　ワークサポートみやこ、ワークサポートあおやぎ、ワークサポートやないづ、ワークサポートあすなろ、みやこ障害者センター、みやこ園、白杖園、障害者生活支援センター、ポッポの家施設の災害対策に関すること 2　上記福祉施設への避難者受入れに関すること 3　障がい者への支援体制に関すること 4　福祉政策班の応援に関すること
	恵光学園班	1　恵光学園の災害対策に関すること 2　上記施設への避難者受入れ及び運営管理に関すること
	高齢福祉班	1　和楽園、友楽園、西部福祉会館、高齢福祉会館、三田洞神仏温泉みやこ老人センター、三楽園、柳津高齢者福祉センター 施設の災害対策に関すること 2　上記福祉施設への避難者受入れに関すること 3　その他社会福祉施設の災害対策に関すること
	福祉医療班	1　福祉施設への避難者受入れに関すること(高齢福祉班の応援) 2　福祉政策班の応援に関すること
	柳津分室班	1　福祉政策班の応援に関すること
子ども未来部 (子ども未来部長)	子ども政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害時の子ども支援全般に関すること 3　関係各部と連携のもとに、応急仮設住宅入居者の管理に関するこ

		と
	子ども・若者総合支援センター班	1　子ども･若者総合支援センターの避難所を開設及び運営管理に関すること 2　岐阜北幼児支援教室､加納幼児支援教室の災害対策に関すること
	子ども支援班	1　梅林児童館、黒野児童館、東児童センター、加納児童センター、西児童センター、日光児童センター、本郷児童センター、長良児童センター、長森児童センター、岩野田児童センター、サンフレンド・みわ児童センター、サンフレンド・うずら児童センター、柳津児童館施設の災害対策に関すること 2　上記福祉施設への避難者受入れ及び運営管理に関すること 3　ドリームシアター岐阜施設の災害対策に関すること 4　ドリームシアター岐阜に避難所を開設及び管理運営に関すること 5　被災ひとり親世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること
	子ども保育班	1　保育所施設の災害対策に関すること 2　保育施設における大気中の放射線モニタリング結果の取りまとめに関すること
保健衛生部 （保健所） (保健衛生部長)	保健衛生政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　保健所機能の確保に関すること 3　薬品、資材の調達に関すること 4　救護所用衛生資材、分娩資機材の備蓄に関すること 5　遺体の取扱いに関すること(検視までとする) 6　医師会等関係機関との事前調整に関すること 7　救急医療の調整（医師会等との連絡調整）に関すること 8　医療、衛生施設の被害状況調査に関すること 9　医師会等応援要請（医療救護本部の設置）に関すること 10　健康危機管理に関すること 11　岐阜保健所、災害医療コーディネーターとの連携 12　災害対策本部と医療救護本部の連絡に関すること 13　応援・派遣保健師等の調整に関すること 14　救護所・避難所等への保健師派遣の調整に関すること 15　温泉源施設、供給管等の災害対策に関すること 16　関係各部と連携のもとに､応急仮設住宅入居者の管理に関すること
	健康づくり班	1　被災者等への栄養・食生活支援に関すること 2　保健衛生政策班の応援に関すること
	保健予防班	1　保健活動チームの編成、健康管理に関すること 2　被災者等への保健指導に関すること 3　保健衛生政策班の応援に関すること
	地域保健班	1　難病患者等における人工呼吸器使用者の安否確認に関すること

		２　被災者等への保健指導に関すること３　災害派遣精神医療チーム（DPAT）との調整に関すること
	感染症・医務薬務班	１　被災者の検病調査に関すること ２　感染症発症時の疫学的調査に関すること ３　感染患者の移送、患者宅の消毒に関すること ４　臨時予防接種に関すること
	食品衛生班	１　炊出し施設及びその他食品関係施設の監視、指導に関すること ２　食品汚染の調査に関すること ３　保健衛生政策班の応援に関すること
	生活衛生班	１　屋外等の消毒に関すること ２　飲料水(水道水を除く)の安全確保に関すること ３　環境衛生に関すること ４　家庭動物の保護に関すること
	食肉衛生検査所班	１　食肉の衛生確保に関すること ２　保健衛生政策班の応援に関すること
	中保健センター班	１　被災者の検病調査に関すること ２　救護所・福祉避難所等への保健師派遣に関すること ３　被災者等への保健指導に関すること ４　感染症発生時の疫学的調査に関すること ５　感染患者の移送に関すること ６　救護所・避難所等の消毒に関すること ７　臨時予防接種に関すること ８　被災地の防疫活動に関すること
	南保健センター班	１　被災者の検病調査に関すること ２　救護所・福祉避難所等への保健師派遣に関すること ３　被災者等への保健指導に関すること ４　感染症発生時の疫学的調査に関すること ５　感染患者の移送に関すること ６　救護所・避難所等の消毒に関すること ７　臨時予防接種に関すること ８　被災地の防疫活動に関すること
	北保健センター班	１　被災者の検病調査に関すること ２　救護所・福祉避難所等への保健師派遣に関すること ３　被災者等への保健指導に関すること ４　感染症発生時の疫学的調査に関すること ５　感染患者の移送に関すること ６　救護所・避難所等の消毒に関すること ７　臨時予防接種に関すること

		8　被災地の防疫活動に関すること
	衛生試験所班	1　各種試験検査に関すること 2　食品等の放射線モニタリングに関すること 3　保健衛生政策班の応援に関すること
市民病院部 （病院事務局長）	医療救護班	1　災害救助その他医療、救護の実施に関すること
	病院政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　関係機関との調整に関すること
	病院財務班	1　医療薬品等の調達に関すること
	病院施設班	1　病院施設の災害対策に関すること
	経営企画班	1　病院政策班の応援に関すること
	医事班	1　災害救助の諸帳簿作成及び事務手続きに関すること
	看護専門学校班	1　学校施設の災害対策に関すること 2　学生の災害救助活動の協力に関すること
環境部 （環境部長）	環境政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　国、県、関係団体との調整に関すること 3　災害廃棄物処理実行計画に関すること 4　関係各部と連携のもとに、応急仮設住宅入居者の管理に関すること
	環境施設班	1　一般廃棄物施設の災害対策に関すること 2　災害時における施設整備に関すること 3　災害廃棄物の放射線モニタリングに関すること
	産業廃棄物指導班	1　産業廃棄物処理対策に関すること 2　仮置場に関すること
	環境事業班	1　災害時のごみ収集、処理に関すること 2　災害時のし尿収集、処理に関すること 3　災害時における浄化槽の指導に関すること
	ゼロカーボンシティ推進班	1　環境政策班の応援に関すること 2　災害時のごみ、リサイクル対策に関すること 3　環境政策班の応援に関すること
	環境保全班	1　化学物質流失等、環境保全対策に関すること 2　石綿飛散防止対策に関すること 3　大気中の放射線モニタリングに関すること
	東部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ班	1　プラント施設の災害対策に関すること

		2　災害時のごみ処理に関すること
	掛洞プラント班	1　プラント施設の災害対策に関すること 2　災害時のごみ処理に関すること
	寺田プラント班	1　プラント施設の災害対策に関すること 2　災害時の浄化槽汚泥の処理に関すること
	リサイクルセンター班	1　プラント施設の災害対策に関すること 2　災害時のごみ処理に関すること
危機管理部 （危機管理部長）	危機管理班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害対策全般の連絡調整に関すること 3　災害対策本部事務室長、副事務室長、事務室員の業務に関すること 4　被災者生活再建支援金の申請及び支給に関すること（市民の受付窓口は、福祉部福祉政策班） 5　地下街等における避難計画に関すること 6　県への被害報告に関すること 7　行政部関係各班との連携をもとに、各部が策定する「業務を継続するために必要な計画」の策定及び見直しの支援に関すること（但し、全庁的な事項のみ） 8　防災行政無線の管理、統制及び災害情報の伝達に関すること
	水防対策班	1　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 2　河川管理施設の運転、操作及び管理人（操作人）との連絡調整に関すること 3　市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理に関すること 4　水防団との連絡調整に関すること
	地域安全推進班	1　災害時の交通安全対策に関すること 2　災害時の防犯対策における警察との協議情報共有に関すること 3　災害備蓄品(小学校・コミセン)の運搬に関すること
消防本部 （消防長）	消防総務班	1　部内の共通任務に関すること 2　関係機関との連絡調整に関すること 3　物資の調達輸送に関すること 4　消防団の招集及び運用に関すること 5　情報収集、広報に関すること
	消防班	1　消防隊からの災害情報の収集に関すること 2　消防機械の修理整備、指導に関すること 3　災害救助救出に関すること 4　救助救出資機材の管理に関すること 5　緊急消防援助隊の受援に関すること 6　自衛隊の誘導に関すること 7　市民消火隊の活動に関すること

	救　急　班	1　救急業務に関すること 2　医療機関及び関係機関との連絡に関すること 3　県支部へのＤＭＡＴの派遣要請に関すること
	予　防　班	1　火災予防に関すること 2　火災原因の調査及び損害調査に関すること 3　広報に関すること
	指　令　班	1　消防救急通信の運用及び出動指令に関すること 2　火災警報及び地震情報に関すること 3　無線電話機の管理に関すること 4　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
	中消防署班	1　消防施設の災害対策に関すること 2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む） 3　各地域に設置される救護所での救護に関すること 4　災害時における遺体の捜索に関すること 5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること
	南消防署班	1　消防施設の災害対策に関すること 2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む） 3　各地域に設置される救護所での救護に関すること 4　災害時における遺体の捜索に関すること 5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること
	北消防署班	1　消防施設の災害対策に関すること 2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む） 3　各地域に設置される救護所での救護に関すること 4　災害時における遺体の捜索に関すること 5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること
	瑞穂消防署班	1　消防施設の災害対策に関すること 2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む） 3　各地域に設置される救護所での救護に関すること 4　災害時における遺体の捜索に関すること 5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること
	山県消防署班	1　消防施設の災害対策に関すること 2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む） 3　各地域に設置される救護所での救護に関すること 4　災害時における遺体の捜索に関すること 5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること
	本巣消防署班	1　消防施設の災害対策に関すること 2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む）

		3　各地域に設置される救護所での救護に関すること 4　災害時における遺体の捜索に関すること 5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること
まちづくり推進部 （まちづくり推進部長）	まちづくり推進政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　運搬用、連絡用稼動車両の掌握に関すること 3　まちづくり推進部管理施設の被害調査及び報告書の作成に関すること 4　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること 5　中山道加納宿まちづくり交流センターの災害対策に関すること
	建築指導班	1　民間建築物の応急危険度判定に関すること 2　屋外広告物の災害対策に関すること 3　まちづくり推進政策班の応援に関すること
	開発・盛土指導班	1　土地開発地域の災害対策に関する指導に関すること 2　被災宅地の危険度判定に関すること 3　まちづくり推進政策班の応援に関すること
	公共建築班	1　市有建築物の応急修理に関すること 2　民間建築物の応急危険度判定に関すること 3　市有建築物の被害調査に関すること 4　罹災証明書の判定等に基づく住宅の応急修理に関すること 5　応急仮設住宅の計画及び建設の応援に関すること 6　まちづくり推進政策班の応援に関すること
	住宅・空家対策班	1　応急仮設住宅の計画及び建設に関すること 2　応急仮設住宅の管理に関すること 3　市営住宅の災害対策に関すること 4　既存市営住宅への特定入居に関すること 5　関係各部との連携のもと、既存市営住宅の入居者管理に関すること 6　まちづくり推進政策班の応援に関すること
都市建設部 （都市建設部長）	都市建設政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　避難情報に伴う広報及び避難誘導など避難に関する指揮全般に関すること 3　避難状況等の諸調査及び報告に関すること 4　都市建設部管理施設の被害調査及び報告書の作成に関すること 5　災害時における地下街等施設への連絡に関すること 6　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること
	都市計画班	1　市営駐車場施設の災害対策に関すること 2　避難情報等に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること
	交通政策班	1　コミュニティバスの災害対策に関すること

		2　避難情報等に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること
	市街地再開発班	1　再開発事業地等の災害対策に関すること 2　避難情報等に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること
	鉄道高架推進班	1　岐阜駅前広場の災害対策に関すること 2　避難情報等に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること
	公園整備班	1　公園施設の災害対策に関すること 2　街路樹の災害対策に関すること 3　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること
	区画整理班	1　土地区画整理区域内の災害対策に関すること 2　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること
	歴史まちづくり班	1　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること
基盤整備部 （基盤整備部長）	基盤整備政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること 3　各班との連絡調整に関すること 4　救助用資材の確保及び器具の収集に関すること 5　救助用舟艇の確保に関すること 6　災害対策のための労力の確保及び出動数等の記録及び集計に関すること 7　基盤整備部管理施設の被害に関する報告書の作成に関すること
	広域事業推進班	1　交通不能箇所の調査に関すること（道路建設班の応援）
	土木管理班	1　急傾斜地等のパトロール及び避難情報に関すること 2　交通規制に関する連絡調整に関すること 3　災害時の輸送経路の選定に関すること 4　道路情報の収集に関すること 5　基盤整備政策班の応援に関すること 6　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 7　自転車等駐車場施設の災害対策に関すること
	土木調査班	1　急傾斜地等のパトロール及び避難情報に関すること 2　交通規制に関する連絡調整に関すること 3　災害時の輸送経路の選定に関すること 4　道路情報の収集及びパトロールに関すること 5　基盤整備政策班の応援に関すること 6　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること

	道路建設班	1　道路、橋梁の災害対策及び現場指揮に関すること 2　交通不能箇所の調査及び復旧対策に関すること 3　障害物の除去に関すること
	道路維持班	1　道路の被害調査及び応急修理に関すること 2　道路施設のパトロール及び応急修理に関すること 3　道路附属物の災害調査及び復旧に関すること 4　道路障害物の調査及び撤去に関すること
	河川班	1　河川関係、急傾斜地帯等の災害対策及び現場指揮に関すること 2　河川管理施設(排水機、樋門扉、堤防)の情報収集とパトロール及び市内全域(管理者を問わず)の河川パトロールに関すること 3　河川管理施設の運転、操作及び管理人（操作人）との連絡調整に関すること 4　市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理に関すること
	公共用地班	1　各班との連絡調整に関すること 2　救助用資材、器具の収集に関すること
上下水道事業部 (上下水道事業部長)	上下水道事業政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　被害状況の情報収集に関すること 3　応急活動等に必要な資源（人、物、資金、情報等）の確保に関すること 4　災害関係費の出納に関すること
	営業班	1　災害時における応急給水活動に関すること 2　応急仮設住宅への上下水道管布設に関すること
	上水道事業班	1　災害時における応急給水活動に関すること 2　上水道の水道施設の災害対策に関すること
	下水道事業班	1　下水道施設（下水道管路）の災害対策に関すること
	上水道施設班	1　水源施設の災害対策に関すること 2　水道水の水質検査に関すること 3　水道水の放射線モニタリングに関すること
	下水道施設班	1　下水道施設（処理場、ポンプ場）の災害対策に関すること 2　下水道放流水の水質検査に関すること
	水質管理班	1　水道水及び下水道放流水の水質検査に関すること 2　水道水の放射線モニタリングに関すること
	維持管理班	1　災害時における応急給水活動に関すること 2　上水道の水道施設の災害対策に関すること
女子短期大学部 (短大事務局長)	女子短大総務管理班	1　学校施設の災害対策に関すること 2　学校に避難所を開設及び運営管理に関すること

		3　学生の災害活動の協力に関すること
	女子短大新大学設置推進班	1　女子短大総務管理班の分担任務に関すること
教　育　部 (教育委員会事務局長)	教育政策班	1　部内の共通任務に関すること 2　教育関係義援物品の受付対策に関すること 3　教科書、学用品の被害対策に関すること 4　学校班との連絡調整に関すること 5　教育、文化関係の被害調査の報告及び取りまとめに関すること
	教育施設班	1　教育施設の災害対策に関すること 2　学校班との連絡調整に関すること 3　教育、文化関係の被害調査及び報告書の作成に関すること ただし、取りまとめは教育政策班とする
	学校指導班	1　災害時に教職員の欠員を生じた場合の対策に関すること 2　災害時の授業困難な場合の応急教育対策に関すること 3　被害児童、生徒の学用品、教科書の損失調査及び支給計画に関すること 4　災害活動に協力する生徒との連絡調整に関すること 5　学校班との連絡調整に関すること 6　教育研究所の避難所開設及び運営管理に関すること 7　学校に避難所の開設を指示すること 8　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
	幼児教育班	1　災害時に教職員の欠員を生じた場合の対策に関すること 2　災害時の保育困難な場合の応急教育対策に関すること 3　被災園児の教材の損失調査及び支給計画に関すること 4　幼稚園班との連絡調整に関すること 5　幼稚園に避難所の開設を指示すること
	幼稚園班	1　幼稚園施設の災害対策に関すること 2　幼稚園の避難所開設及び運営管理に関すること 3　災害救助用教材の支給計画に関すること 4　災害時の幼稚園給食の対策及び実施に関すること 5　幼稚園班相互の災害時の協力に関すること
	小学校班	1　学校施設の災害対策に関すること 2　学校の避難所開設及び運営管理に関すること 3　児童災害活動の指導に関すること 4　災害時の授業実施に関すること 5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること 6　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること 7　学校班相互の災害時の協力に関すること

	中　学　校　班	1　学校施設の災害対策に関すること 2　学校の避難所開設及び運営管理に関すること 3　生徒災害活動の指導に関すること 4　災害時の授業実施に関すること 5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること 6　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること 7　学校班相互の災害時の協力に関すること
	特別支援学校班	1　生徒災害活動の指導に関すること 2　災害時の授業実施に関すること 3　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること 4　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること 5　学校班相互の災害時の協力に関すること
	義務教育学校班	1　学校施設の災害対策に関すること 2　学校の避難所開設及び運営管理に関すること 3　生徒災害活動の指導に関すること 4　災害時の授業実施に関すること 5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること 6　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること 7　学校班相互の災害時の協力に関すること
	商業高等学校班	1　学校施設の災害対策に関すること 2　学校の避難所開設及び運営管理に関すること 3　生徒災害活動の指導に関すること 4　災害時の授業実施に関すること 5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること 6　学校安全支援班との連絡調整に関すること
	学校安全支援班	1　児童、生徒の健康管理と学校の環境衛生に関すること 2　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校施設における大気中の放射線モニタリング結果の取りまとめに関すること 3　災害時における学校給食の対策に関すること
	社会・青少年教育班	1　青少年会館施設の災害対策に関すること 2　青少年会館に避難所を開設及び運営管理に関すること 3　少年自然の家施設の災害対策に関すること 4　少年自然の家に避難所を開設及び管理運営に関すること 5　ドリームシアター岐阜施設の災害対策に関すること 6　ドリームシアター岐阜に避難所を開設及び管理運営に関すること 7　災害活動に協力する女性の会連絡協議会奉仕団との連絡調整に関すること

		8　学校安全支援班との連絡調整に関すること
議会事務局部 （議会事務局長）	議会総務班	1　部の共通任務に関すること 2　議員への情報提供に関すること 3　議員からの情報収集に関すること 4　議員の安否確認に関すること
	議事調査班	1　議員への情報提供に関すること 2　議員からの情報収集に関すること 3　議員の安否確認に関すること

９　支援本部

岐阜市以外の市町村で大規模な地震被害が生じ、岐阜市の支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする支援本部を設置し、岐阜市災害時受援・支援計画に基づき全庁的な対応を行う。ただし、市内において災害が発生した場合は、市内の対応を優先する。

支援本部の組織及び運営については、岐阜市緊急支援本部及び復興支援本部要綱の規定するところによるものとする。

第６項　体制の伝達

１　伝達手段

(1)　勤務時間内

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
準備体制	危機管理部（庁内放送は、管財課に依頼）	全部（職員）	庁内放送 庁内メール
警戒体制			
非常体制			

(2)　勤務時間外

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
準備体制	守衛室	危機管理部当番員	電話連絡
警戒体制	消防本部	本部連絡員	電話連絡
	危機管理部	メール登録者	職員参集メール
非常体制	危機管理部	メール登録者	職員参集メール

地震災害時における非常体制の参集は、原則、自己覚知により参集する。なお、各部は、緊急連絡網を作成し必要な情報を伝達すること。

２　伝達経路図

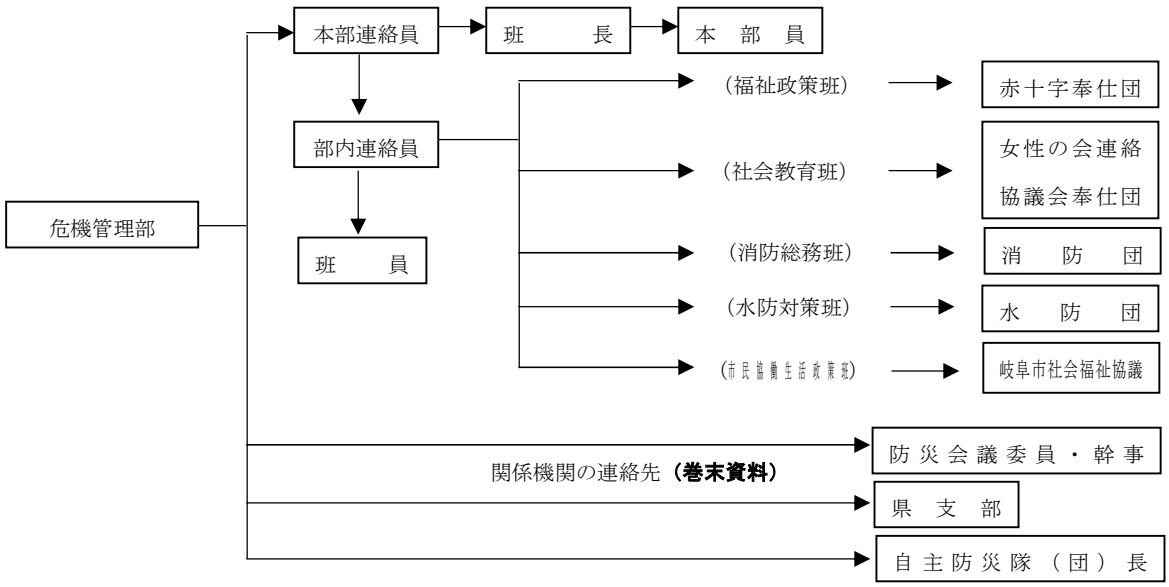

第７項　市職員の証票等

１　岐阜市職員証

「岐阜市職員証」は、市本部職員の身分証明とするとともに、「災害対策基本法」第83条第2項(強制命令の執行に伴う立ち入り検査時の身分証票)による身分を示す証票とする。

２　防災服及び腕章

災害応急対策を実施する者は、防災服及び次に示す腕章を着用する。なお、ベストの着用をもって腕章に代えることができる。

(1)　本部長、副本部長腕章

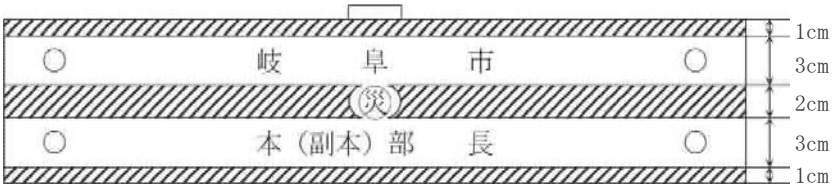

(2)　部長腕章（本部員）

(3)　本部事務室長腕章

(4)　本部副事務室長腕章

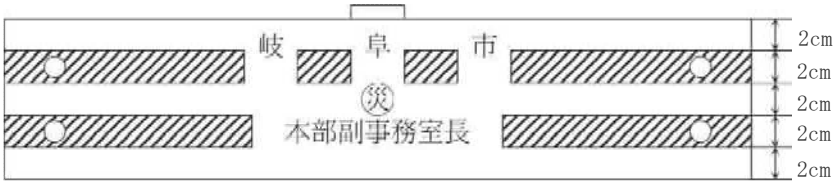

(5)　副本部員・班長腕章

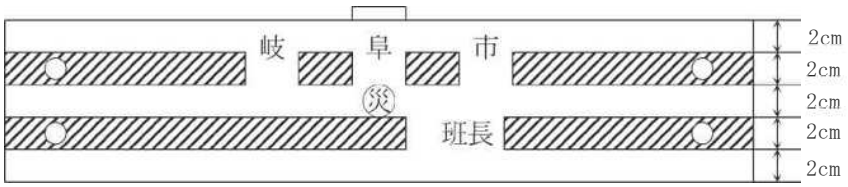

(6)　本部連絡員腕章

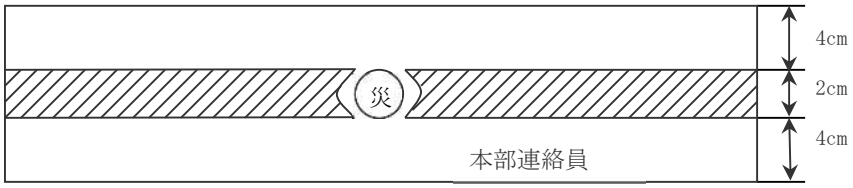

(7)　班員腕章

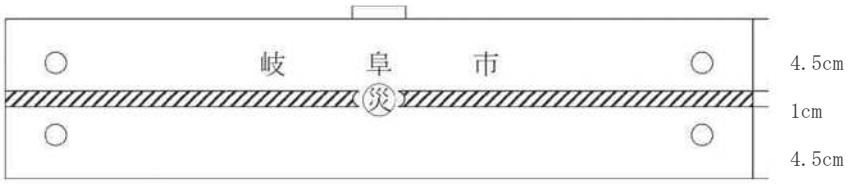

(注)

１．腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

２．地は白色、字は黒色とし、線は赤色とする。

３．ホック止めとする。

３　標旗等

災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗を付する。

地色は赤色とする

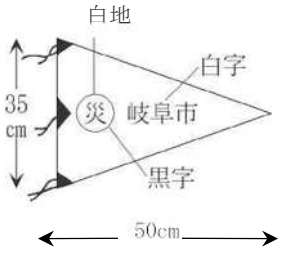

地　域　災　害　対　策　本　部　設　置　場　所　　別表１

名　　称	設　置　場　所	住　　所	電話番号
金　華　地域災害対策本部	金　華　公　民　館	大工町1	265-7203
京　町　〃	京　町　〃	京町3丁目19	266-0348
明　徳　〃	明　徳　〃	明徳町11	264-3321
徹　明　〃	徹　明　〃	金宝町4丁目1	266-0351
白　山　〃	白　山　〃	白山町2－1	264-0422
梅　林　〃	梅　林　〃	金竜町6丁目6	246-9079
本　郷　〃	本　郷　〃	本郷町3丁目1	253-7975
華　陽　〃	華　陽　〃	華陽5-11	246-1883
木之本　〃	木之本　〃	木ノ本町1丁目18	253-7351
本　荘　〃	本　荘　〃	此花町6丁目29	253-5389
日　野　〃	日　野　〃	日野西4丁目2-6	245-0530
長　良　〃	長　良　〃	長良259	294-1962
長良西　〃	長良西　〃	万代町2丁目5-1	233-8090
長良東　〃	長良東　〃	長良宮路町3丁目5-1	294-3674
島　〃	島　〃	北島7丁目6-12	294-3774
早　田　〃	早　田　〃	学園町2丁目35	232-2343
城　西　〃	城　西　〃	萱場東町1丁目1	294-5128
三　里　〃	三　里　〃	六条東2丁目14-9	273-6811
鷺　山　〃	鷺　山　〃	鷺山北町1401-2	294-1665
加納東　〃	加納東　〃	加納西丸町1丁目73-2	273-6848
加納西　〃	加納西　〃	加納高柳町1丁目1	273-6923
則　武　〃	則　武　〃	則武209-2	231-1407
常　磐　〃	常　磐　〃	上土居838	294-3663
長森南　〃	長森南　〃	切通5丁目3-14	246-9069
長森北　〃	長森北　〃	野一色4丁目11-3	247-3129
長森西　〃	長森西　〃	北一色5丁目5-1	247-3152
長森東　〃	長森東　〃	水海道2丁目10-1	247-9591
木　田　〃	木　田　〃	木田479-5	239-2472
岩野田　〃	岩野田　〃	粟野西2丁目33	237-2619
岩野田北　〃	岩野田北　〃	粟野東2丁目33-3	237-2934
名　　称	設　置　場　所	住　　所	電話番号

黒　野　地域災害対策本部	黒　野　公 民 館	下鵜飼1564-3	239-0280
方　県　〃	方　県　〃	安食443-2	238-8005
茜　部　〃	茜　部　〃	茜部新所4丁目126-2	273-6935
鶉　〃	鶉　〃	中鶉7丁目11	274-0900
西　郷　〃	西　郷　〃	中西郷4丁目236	239-2473
七　郷　〃	七　郷　〃	西改田字川向3	239-5165
市　橋　〃	市　橋　〃	市橋4丁目10-10	273-6849
岩　〃	岩　〃	岩滝西1丁目612	242-2270
鏡　島　〃	鏡　島　〃	鏡島西2丁目2-47	253-7982
厚　見　〃	厚　見　〃	上川手198-5	273-6429
日置江　〃	日置江　〃	日置江1859-1	279-2410
芥　見　〃	芥　見　〃	芥見2丁目98	242-3209
芥見東　〃	芥見東　〃	大洞桜台1丁目26-2	241-1062
藍　川　〃	藍　川　〃	加野3丁目3-1	241-1063
合　渡　〃	合　渡　〃	寺田3丁目11-1	253-6095
三輪南　〃	三輪南　〃	太郎丸1034	229-3362
三輪北　〃	三輪北　〃	北野東356	229-3212
網　代　〃	網　代　〃	秋沢2丁目297	239-9645
芥見南　〃	芥見南　〃	芥見南山3丁目12-1	241-2143
柳　津　〃	柳　津　〃	宮東1丁目1	388-2026

第２節　災害対策活動要員の確保

第１項　職員の動員

【実施担当部】

１　各部

〈方針〉

大規模地震災害時において、地震災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、災害対策要員を確保する。

〈実施内容〉

１　動員の体制

(1)　動員人員

ア　準備体制及び警戒体制

第３章第１節第１項及び第２項に定める人員とする。

イ　非常体制

職員全員とする。

(2)　動員の計画

各部は、動員の系統、職員の動員順序、あるいは連絡の方法について、具体的な計画を災害応急対策マニュアルで定める。

(3)　自主参集

職員は、勤務時間外において動員の連絡がない場合においても、報道等により災害が発生し、又は発生の恐れがあることを覚知した場合は、自ら参集することを所属長に連絡後、速やかに勤務場所に参集する。

参照：職員動員可能者数（巻末資料）

(4)　参集を除外する者

次の者は、参集を除外する。

ア　けが、病気等により許可を得て休暇中の職員

イ　その他所属長が参集を除外すると認めた職員

(5)　参集状況報告

各部は、班ごとの参集人員を取りまとめ、速やかに本部事務室長に報告及び提出をする。**（様式１号）**

２　参集時の注意事項

(1)　参集者の服装・携行品

参集者は、応急活動に適した服装で、手袋、タオル、懐中電灯、食糧、飲料水、その他非常用品等を携行する。

(2)　参集途上の緊急措置

参集途上において救助等を要する災害現場に遭遇したときは、必要に応じて付近住民

と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、所属に連絡する。

(3)　被害状況の報告

職員が参集途上に知り得た情報は、各部で取りまとめ速やかに本部事務室長に提出する。**（様式１号）**

３　職員の応援

災害応急対策等を実施する際に職員が不足するときは、職員派遣マニュアルに基づき、職員の応援を実施する。

(1)　市本部における応援順位

ア　部内での職員派遣による応援

イ　他部からの応援

ウ　市本部をもって不足する場合は、県本部に職員の派遣要請を行う。

エ　ア～ウにおいても災害時応急対策等のための人員(職員等)が不足する場合は、「災害応援に関する協定書」等により他都市の職員の派遣を要請する。

オ　他都市等から職員を受け入れる場合や派遣する場合は、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

(2)　応援要請方法

ア　各部は、部内での職員派遣を実施しても職員が不足する場合は、他部からの職員の応援を要請するため、本部連絡員を通じ本部事務室長に「職員の応援に関する要請書」**（様式２号）**を提出する。

イ　本部事務室長は、職員の活動状況、応援要請の内容から総合的に判断し、応援派遣することができると判断した場合は、行政部人事班に応援派遣職員の動員を指示する。

ウ　行政部人事班は、本部事務室長から応援職員の派遣について指示された場合は、職員の活動状況、応援要請の内容から派遣可能な部と調整を行い、応援派遣職員を動員する。

４　職員の健康管理、惨事ストレス対策

(1)　市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

(2)　救急、救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(3)　消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第２項　技術者等の雇上げ

【実施担当部】

１　関係各部（担当業務ごとに、各班において実施）

〈方針〉

災害応急対策の実施が、災害対策本部の職員及び奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労務者等を雇上げ、災害応急対策に当たらせる。

〈実施内容〉

１　雇上げの許可等

雇上げの実施については、事前に本部事務室長の許可を得るものとし、許可を得るいとまのないときは、事後においてその都度本部事務室に報告する。

２　給与の支払

賃金等の給与額は、その時における地域の慣行料金以内(職業安定所の業種別標準賃金以内)によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによる。

３　労務者従事記録

労務者を雇上げた班は、次の記録を作成し、整備保管する。

(1)　労務者出役表**（様式３号）**

日々の出役の状況を確認記録する。

(2)　賃金台帳**（様式４号）**

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

４　災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員雇上げの範囲その他の基準等は、次による。

(1)　賃金職員雇い上げの範囲

ア　被災者避難のための賃金職員

原則として認めないが、市本部長の指示による避難で、特に誘導賃金職員を必要とするとき。

イ　医療及び助産の移送賃金職員

医療班では処置できない重症患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員又は医療班の移動に伴う賃金職員（医療班員を背負って急流を渡るような賃金職員）を必要とするとき。

ウ　被災者の救出

被災者を救出するための賃金職員を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水するための医療品の配布等に賃金職員を必要とするとき。

オ　生活必需物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食糧品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降ろし、上乗、運搬）又は配分に賃金職員を必要とするとき。

カ　遺体の捜索

遺体の捜索に賃金職員を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

キ　遺体の処置等

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため賃金職員の必要が生じたときは、県支部救助班を経由して県本部防災班に範囲外賃金職員について要請する。

県本部防災班は、要請その他により範囲外賃金職員を認めたときは、内閣総理大臣にその旨を申請し、承認を得て実施することを原則とする。

なお、要請、申請に当たって、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　賃金職員の雇上げを要する目的又は救助種目
(ｲ)　賃金職員の所要人数
(ｳ)　雇上げを要する期間
(ｴ)　賃金職員雇上げの理由
(ｵ)　賃金職員雇上げを要する経費

(2)　賃金職員雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3)　費用の限度

同項２　給与の支払に示す費用による。

(4)　報告その他事務手続き

各班は、賃金職員を雇上げたとき「救助日報」**（様式５号）**により、毎日その状況を県支部救助班を経由して県本部防災班に報告する。なお、賃金職員雇上げに関する記録は、「労務者従事記録」**（様式６号）**によるが、災害救助分については、判然と区分し整頓する。

第３項　従事命令等

【実施担当部】

１　消防本部　　２　基盤整備部　　３　関係各部

〈方針〉

地震災害応急対策実施のための要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

〈実施内容〉

１　従事命令等の種類及び執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員　消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者　水防団長 消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害対策基本法第71条	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項、第3項	警察官・自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

２　従事命令等の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	市区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市長の従事命令)	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

３　従事命令等の執行

従事命令の執行については、消防作業のための従事命令は消防吏員、水防作業のための従事命令は基盤整備部吏員、「災害対策基本法」による従事命令は市本部長から委任を受けた吏員が担当する。なお、「災害対策基本法」第65条に基づいて警察官又は自衛官が従事命令を発した場合は、本部事務室に通知する。

４　公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を取消すときは、「公用令書」を交付する。
なお、市長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要としない。
上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

(1)　災害救助法による従事命令**（様式７号）**
(2)　災害救助法による従事命令の取り消し**（様式８号）**
(3)　災害対策基本法による従事、協力命令**（様式９号）**
(4)　災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令**（様式10号）**
(5)　災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令**（様式11号）**

５　実費弁償

消防法第29条第5項、水防法第24条及び災害対策基本法第65条第1項による従事命令を発した場合の実費弁償は、行わない。ただし、災害対策基本法第71条第2項及び災害救助法第30条第1項により、市長が従事命令等を発した場合の実費弁償は、県が行う。

６　損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区　　分	災害救助(知事命令)	災害対策基本法(知事命令)	市長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	岐阜市消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障がい扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障がい補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障がい補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	**様式12号**	**様式13号**	市で定める様式

７　その他

(1)　従事台帳の作成

従事命令を発した吏員の所属する班は、「従事者台帳」**（様式14号）**を作成し、整備保管する。

(2)　従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故等により作業に従事することができない場合は、理由書を添付して市長に届け出る。

第４項　市以外の関係機関による動員（応援）

【実施担当部】

１　行政部

〈方針〉

地震災害応急対策実施のための要員が、市地域において確保できないときは、県支部の担当班に応援要請する。

〈実施内容〉

１　応援要請先

県支部の応援要請先は、次による。

(1)	医療関係者	県支部保健班
(2)	家畜医療関係者	県支部家畜保健衛生班
(3)	土木建築関係者	県支部土木班
(4)	水道工事関係者	県支部保健班
(5)	一般労務者(救助用賃金職員)	県支部総務班(救助係)
(6)	市町村所属奉仕団	県支部総務班(救助係)、教育班

２　応援要請手続き

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(1)　従事すべき作業の内容(労務の種別)
(2)　所要人員
(3)　就労期間(○日○時～○日○時)
(4)　集合の場所(移送の方法)
(5)　携行品その他必要条件

３　市が全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合の応急措置の代行

(1)　県による代行

県は、被災により市が全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、下記の権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

ア　警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(2)　国による代行

国土交通省等は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち以下の権限に

より実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

ア　緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第３節　ボランティア対策

【実施担当部】

１　市民協働生活部　　２　福祉部　　３　市社会福祉協議会

〈方針〉

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。

そのため、関係団体との連携体制の構築を図りつつ、災害ボランティア計画によりボランティアに対するニーズや支援活動の全体像を把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

〈実施内容〉

１　災害ボランティアの支援に関する対応

(1)　災害ボランティアセンターの設置及び運営

ア　市社会福祉協議会は、地震災害が発生した場合において、その被害の状況により災害ボランティア活動が必要と認められるときは、市本部と協議のうえ原則としてぎふメディアコスモスに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティアセンターの運営を担う。

イ　市本部及び市社会福祉協議会は、地震災害時における災害ボランティアセンターの運営及び災害ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保する。

ウ　市社会福祉協議会は、著しい被害を受けた地域、地理的な課題等のため、災害ボランティアセンター分室（サテライト）の設置が必要である時には、市本部と協議のうえ、その設置場所を確保する。

(2)　総合ボランティア部会の設置

災害ボランティアセンターが設置された場合には、本部事務室に総合ボランティア部会（市民協働生活部・市社会福祉協議会）を設置し、災害ボランティアセンターとの調整を図る。

(3) 連携のとれた支援活動の展開

市は、市社会福祉協議会、ＮＰＯ等のボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するとともに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるなど、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

２　市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、地震災害のため必要があると認めたときは、市社会福祉協議事務局内に、市社会福祉協議会災害対策本部（市社協災対本部）を設置する。市社協災対本部は、市本部と協議のうえ災害ボランティア活動が必要と判断した場合は、災害ボランティ

アセンターの設置を決定する。活動の詳細については、災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書のほか、別に定める岐阜市災害ボランティア計画（市）及び岐阜市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（市社会福祉協議会）による。

(1)　市社協災対本部の業務

ア　災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定及び運用

イ　市本部と協議の上、災害ボランティアセンター設置及び撤収の決定

ウ　その他、市社会福祉協議会が実施している事業の災害対応に関する総合調整

(2)　災害ボランティアセンターの業務

ア　被災情報の把握

イ　ボランティアニーズの把握

ウ　災害ボランティアの募集及び受付

エ　災害ボランティア活動の情報発信

オ　災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問合せへの対応

カ　ボランティア活動保険の加入手続き

キ　災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出し、保管及び管理

ク　災害ボランティア活動に必要な移動支援

ケ　被災状況、避難情報、インフラ等の復旧計画、復旧情報、ボランティアによる支援活動の状況、特に支援を必要とする者の情報及び災害ボランティア活動に必要と認められる情報についての、市本部との情報共有

コ　関係機関及び関係団体の間の連絡、調整、仲介等

サ　その他、災害ボランティアセンターの活動に必要な業務

協定：災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書（岐阜市社会福祉協議会）

３　専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護、建築物応急危険度判定等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、総合ボランティア部会等関係機関と連携を密にし、受付、派遣に係る調整等を行う。

４　日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、岐阜市赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤援助事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

５　感染症流行時における災害ボランティアの受入れ

感染症流行時においても、甚大な災害が発生した場合には多くのボランティアを受入れることが予測されるため、感染症の専門家に意見を伺いながら受入れに必要となる感染症対策について整理する。

第４節　自衛隊災害派遣要請

【実施担当部】

１　本部事務室

〈方針〉

市長は、災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、「災害対策基本法」第68条の２の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

〈実施内容〉

１　災害派遣要請の基準

(1)　地震災害が発生し、人命、財産を保護するための地震災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

(2)　地震災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

２　災害派遣の要請

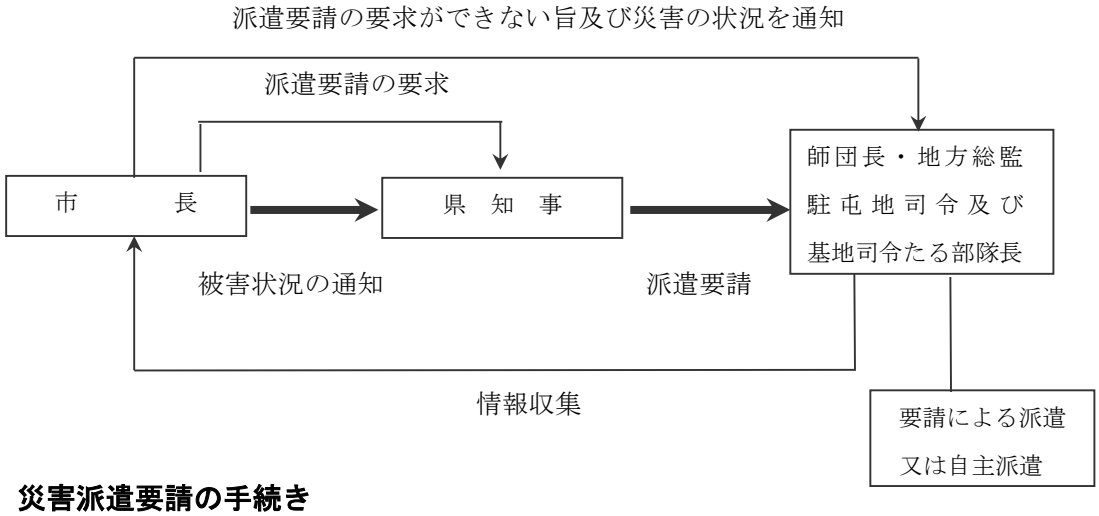

３　災害派遣要請の手続き

(1)　市長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」**（様式15号）**により、県知事に自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。また、要請を行った場合は、必要に応じてその旨及び市内の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。（担当：本部事務室　連絡班）

(2)　市長は、県知事に自衛隊の派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに当該通知した旨を県知事に通知する。

４　自衛隊情報連絡員の派遣依頼

地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、自衛隊に対して市本部に自衛隊情報連絡員の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図る。

連絡先　自衛隊岐阜地方協力本部総務課（長良福光）
電話　　058-232-3127

５　連絡調整窓口

(1)　岐阜県防災課
電　話　　058-272-1111（内線9907～9910）　058-272-1034（直通）
ＦＡＸ　　058-271-4119　　400-2-9907～9910（防災行政無線）

(2)　陸上自衛隊第35普通科連隊第３科(守山)
電　話　　052-791-2191　(内線4832　夜間、休日内線4509)
ＦＡＸ　　052-791-2191　(内線4839)

(3)　航空自衛隊第１輸送航空隊司令部防衛部（小牧基地）
電　話　　0568-76-2191　(内線4032・夜間内線4017)

(4)　航空自衛隊第２補給処企画課（岐阜基地）
電　話　　058-382-1101　(内線2682・夜間内線2225)
ＦＡＸ　　058-382-4899

６　自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、「自衛隊法」に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

７　災害派遣部隊の活動範囲

(1)　被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2)　避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3)　遭難者の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4)　水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5)　消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6)　道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7)　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8)　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要するものについて行う。

(9)　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10)　救援物資の無償貸与又は譲渡

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11)　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12)　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

８　受入れ体制

本部事務室は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、次の事項に留意し、その受入れ体制に万全を期す。

(1)　派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定（本部事務室長が、状況に応じ決定する）

(2)　作業計画及び資器材の準備（作業計画担当：本部事務室本部員会議グループ・情報処理グループ）

(3)　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

(4)　住民の協力

(5)　派遣部隊の誘導（担当：消防本部）

(6)　活動状況の報告（担当：本部事務室総務班情報提供グループ）

９　県警の協力

本部事務室は、自衛隊派遣を円滑に実施するため必要があると認めたときは、県本部警察部（警備第二班担当）と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を依頼する。

10　要請事項の変更

本部事務室は、派遣に当たって要請依頼した事項を変更する必要が生じたときは、直ちに順序を経て、県本部危機管理班に連絡する。

連絡を受けた危機管理班は、陸上自衛隊第10師団長又は航空自衛隊岐阜基地司令と協議して変更する。

11　経費の負担区分

(1)　自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下記を基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営並びに救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼動させるため必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ　市が管理する有料道路の通行料

(2)　その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度決定する。

12　派遣部隊撤収時の手続き

(1)　市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、「自衛隊の撤収要請書」**（様式16号）**により撤収を依頼する。

(2)　派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、本部事務室長が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

13　自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

(1)　派遣要請

ア　派遣要請は、「災害派遣要請依頼」**（様式15号）**の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

イ　派遣要請は事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

(2)　発着場選定基準

ア　地面は堅固で傾斜６度以内であること。

イ　周囲にあまり障害物がないこと。少くとも２方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、下図のとおり障害物があっても離着陸は可能である。

〈発着場〉

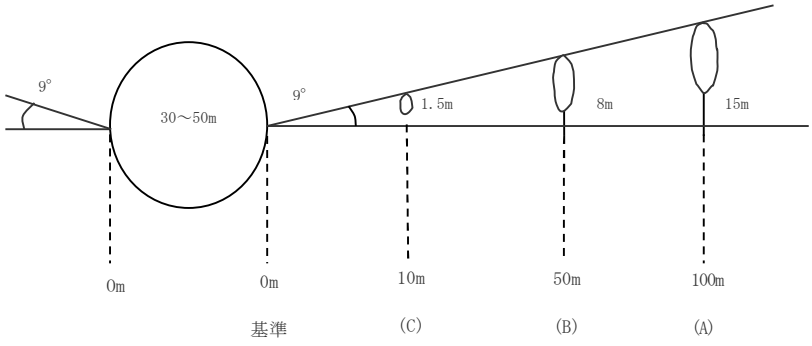

①　小型機(OH-6)の場合　（カッコ内は夜間）

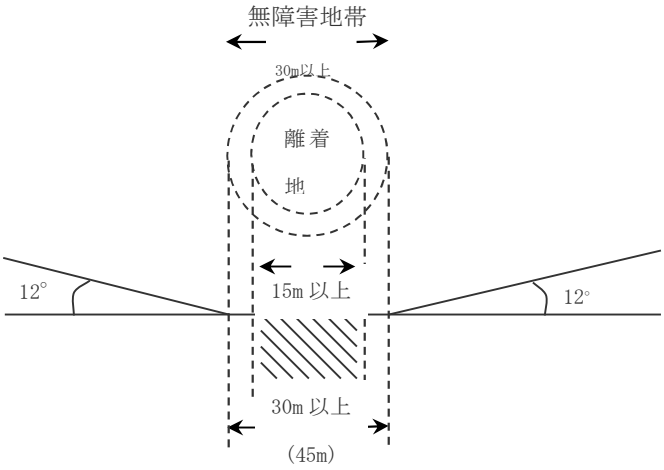

②　中型機(HU-1)の場合　（カッコ内は夜間）

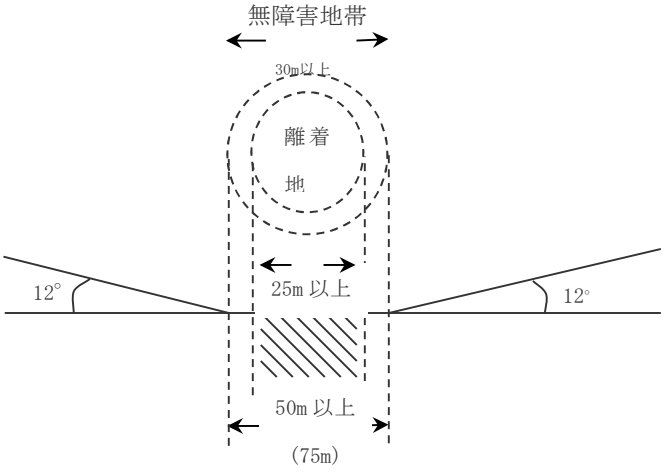

③　大型機（CH－47Ｊ）の場合

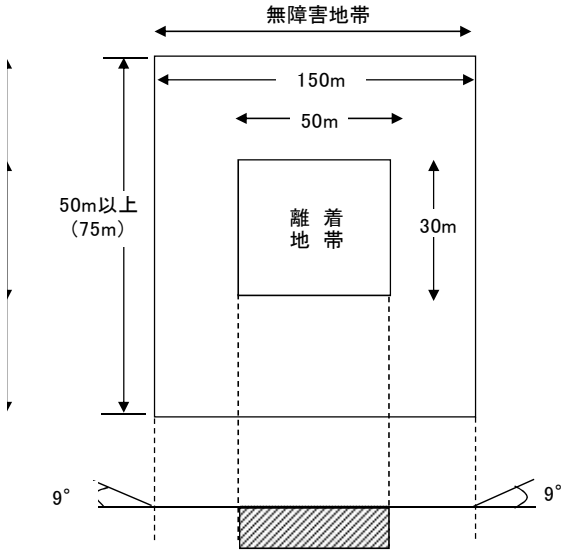

(3)　着陸上の標示

風向きに対して、石灰等でⒽを書くこと。

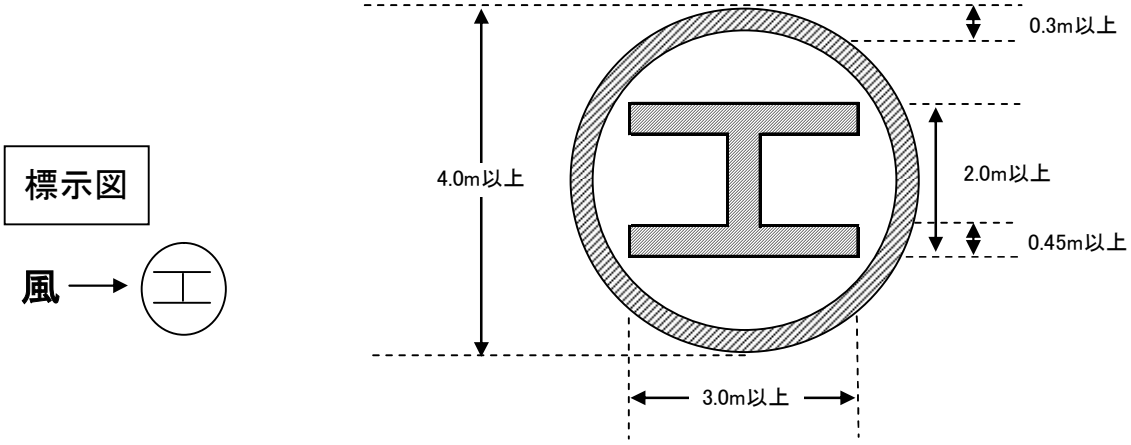

（注）斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

（吹流し）　　（旗）

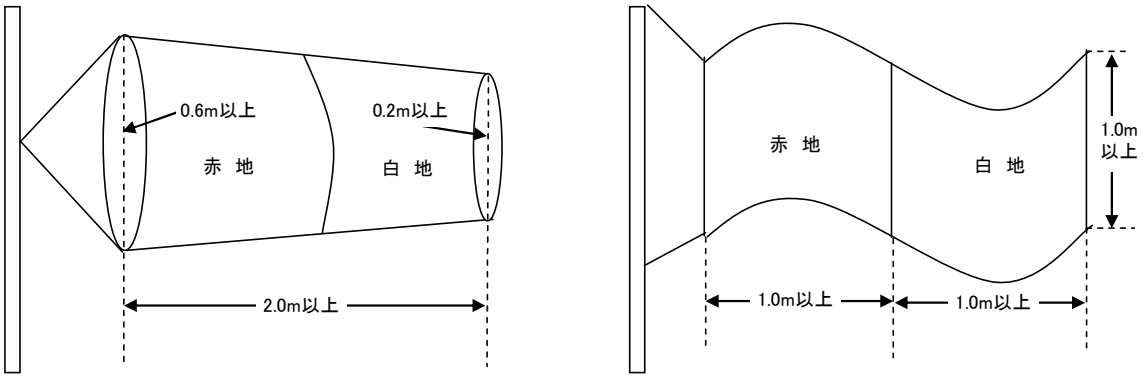

(4)　発着場における安全

ア　発着場は平面にし、必要に応じ撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ　発着場の半径 25m以内には、人が入らないこと。

ウ　ヘリコプターによる物資等を輸送する場合には、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

エ　市は、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプター発着の障害とならないようにすること。

参照：臨時離着陸場等一覧表（巻末資料）

第５節　県防災ヘリコプターの活用

【実施担当部】

１　消防本部

〈方針〉

大規模地震災害が発生し、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、地震災害応急対策の充実強化を図る。

〈実施内容〉

１　岐阜県防災ヘリコプターの応援要請

市は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県防災航空センターに、次の事項について電話連絡するとともに、「防災航空隊出場要請書」**（次ページ）**をＦＡＸ送信する。

(1)　災害の種別
(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況
(3)　災害発生現場の気象状況
(4)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(5)　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段
(6)　その他必要な事項

２　岐阜県以外の防災ヘリコプターの応援要請

市は、地震災害が拡大し、岐阜県防災ヘリコプター以外の防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

防災航空隊出場要請書

防災航空隊長　様

要請団体機関名
代表者氏名
電話
FAX

1 発信者	所属(課)　　職・氏名
2 要請日時	年　月　日（　曜日）　時　分
3 消防覚知日時	年　月　日（　曜日）　時　分
4 災害種別	(1)火災 (2)山岳事故又は遭難 (3)水難事故 (4)自然災害 (5)その他(　)
5 要請内容	(1)救急 (2)捜索救助 (3)空中消火 (4)偵察 (5)機材・物資等空輸 (6)その他(　)
6 発生場所目標	場所　(市 町 村)　番地 県別マップル P 北緯　度　分　秒 ／ 東経　度　分　秒
7 事故概要又は災害概要	
8 気象（災害現場）	天候　風向　風速　m/s　気温　℃ 視程　km　(　警報　注意報)
9 出場先離着陸場	離着陸場所(　)管理番号(　) 主運用波 4　統制波(1・2・3)　コールサイン(　) 搭乗者(　)名 (内訳　)
10 搬送先離着陸場	離着陸場所(　)管理番号(　) 主運用波 4　統制波(1・2・3)　コールサイン(　)
11 傷病者等	住所　携帯電話 氏名　生年月日　・　・　・　歳　男・女 傷病名　程　度（重・中・軽）
12 現場指揮本部	指揮者氏名　携帯電話 主運用波4　統制波(1・2・3)　コールサイン
その他特記事項	

※以下の項目については、防災航空隊で記入し、出場決定後、連絡します。

1 航空隊活動指揮者無線種別	コールサイン ぎふけんヘリ(　Ⅰ　・　Ⅲ　) 主運用波4　統制波(1・2・3)
2 到着予定時間	年　月　日　時　分 頃
3 活動予定時間	時間　分
※ その他の特記事項	

防災航空隊第1事務所　TEL　058－385－3772
FAX　058－385－3774

受信者	

第６節　災害応援要請

【実施担当部】

１　本部事務室

〈方針〉

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、その規模に応じて、国、県、市町村等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築し、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

〈実施内容〉

１　相互応援協定に基づく応援要請

(1)　県外の協定市町(尼崎市、神戸市、奈良市、藤沢市、富山市、飯田市、調布市、相模原市、一宮市、広野町)との間に締結した「災害時相互応援協定」、「中核市災害相互応援協定」及び「全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定」に基づき、当該首長に応援を求める。

協定：各応援協定

(2)　県内の市町村とは、次の災害時相互応援協定に基づき、当該市町村等に応援を求める。

ａ　**岐阜県及び市町村災害時相互応援協定**

ｂ　**岐阜県広域消防相互応援協定**

(3)　緊急消防援助隊

市地域において、地震等による大規模な災害が発生した場合に、「消防組織法」に基づき県又は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援を求める。

２　その他の活動に関する応援要請

(1)　県等に対する応援要請

市地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。(災害対策基本法第68条)

また、緊急を要すると判断した場合には、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し直接、災害応急対策の実施を要請する。

なお、大規模災害時には、被災市町村への応援の円滑な実施のため、総務省において応急対策職員派遣制度が運用される。

(2)　他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め災害対策の万全を期す。(災害対策基本法第67条)

(3)　応援職員の派遣及び受入対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対

し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

３　経費の負担

国から本市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から本市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、「災害対策基本法」等の規定により実施する。

なお、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度又は事前に相互で協議して定める。

《地震災害時における広域応援の体系》

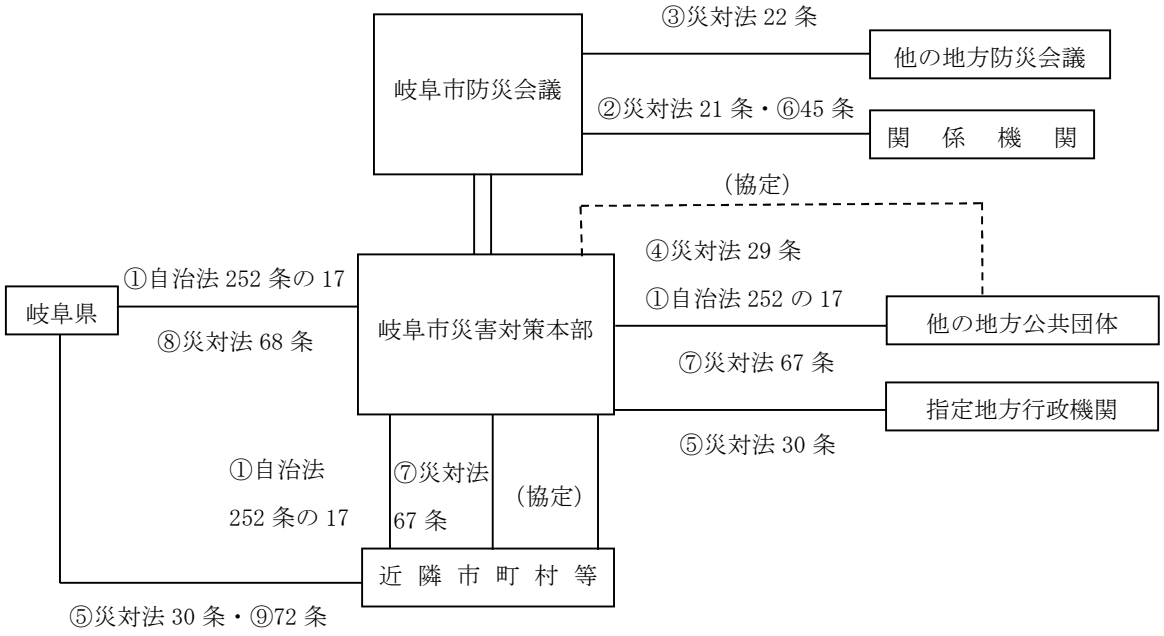

①地方自治法252条の17(地方公共団体相互間の職員派遣)
②災害対策基本法21条(関係行政機関等に対する協力要求)
③　〃　22条(地方防災会議等相互の関係)
④　〃　29条(職員の派遣の要請)
⑤　〃　30条(職員の派遣の斡旋)
⑥　〃　45条(地方防災計画の実施の推進のための要請等)
⑦　〃　67条(他の市町村長等に対する応援の要求)
⑧　〃　68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)
⑨　〃　72条(都道府県知事の指示)

第７節　交通応急対策

【実施担当部】

１　基盤整備部（市道関係）　　２　危機管理部　　３　消防本部

〈方針〉

大規模地震災害により、道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限(以下「規制」という。)並びにこれに関連した応急対策を行う。

〈実施内容〉

１　輸送道路の確保

(1)　道路施設の被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに道路パトロールの実施、道路管理用カメラの活用等により、道路及び交通の状況を把握する。

市本部は、県、警察等から道路に関する情報を入手し、救援、災害復旧体制の早期確立を図る。

(2)　道路施設の情報の提供

地震災害が発生した場合に道路管理者は、災害発生箇所、災害の概要、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ確実に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3)　放置車両等の撤去等

警察官は、災害対策基本法第７６条第１項に基づく交通規制が実施された区間において、一般の車両等が緊急通行車両の通行の障害となることにより、地震災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある場合は、当該車両等を道路外の場所に移動するよう命じる。

なお、当該車両等の所有者等がその場にいない場合は、警察官が自ら移動させる。この場合において、警察官がその場にいない場合は、消防吏員が警察官に代わって当該措置を行う。

(4)　道路啓開の実施

基盤整備部は、地震災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合は、速やかに道路啓開作業を行う。

(5)　警備事業者との連携

本部事務室は、緊急輸送の確保のため必要がある場合は、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用し交通規制を行う。

２　発見者等の通報

(1)　発見者等の通報

地震災害時に、道路施設の被害等により通行が危険であり又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。

(2)　市本部における措置

市本部は、通報を受けたとき、市道にあっては速やかに必要な範囲の規制をするとともに、その旨を警察機関に連絡し、その他の道路にあっては、その路線管理機関又はその地域を所管する警察機関に速やかに通報する。

３　交通規制の実施

(1)　規制の種別

ア　道路法に基づく規制(第46条第１項)

道路管理者は、道路施設の破損、決壊等により、その保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ　道路交通法に基づく規制(第4条から第6条)

県警察は、地震災害時において道路における危険を排除し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められる場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　災害対策基本法に基づく規制(第76条)

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2)　規制の実施者等

規制の実施は、関係道路管理者及び警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意し、次の区分により行う。

区　分	実　施　者	範　　囲
道路管理者	国(岐阜国道事務所)	一般国道21号、22号、156号
	県(県支部土木班)	国道(国が管理するものを除く。) 県道
	市本部(土木管理班)	市道
警察機関等	公安委員会(県本部警察部)	隣県に影響を及ぼす規制､規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1ヵ月を超えるもの
	警察署長(県支部警察班)	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1ヵ月以内)規制

(3)　市が実施する応急的な対応

ア　市本部は、市道において規制をするいとまのない場合は、直ちに道路交通法に基づき規制を実施するよう警察関係機関に通報する。

イ　市長は、「災害対策基本法」第 60 条により避難の指示をし、又は同法第 63 条により警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。

(4)　交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等にかかる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底する。

４　規制実施の報告等

(1)　報告系統

基盤整備部は、交通規制を行ったときは、県支部土木班に報告するとともに、県支部警察班に通知する。

(2)　基盤整備部は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　禁止、制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

５　規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)により標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法により、応急的に通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地で規制を行う。

(1)　規制標識

「道路法」又は「道路交通法」によって規制したときは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）」及び「道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）」第1条の2の規定又は「災害対策基本法」によって規制した場合は、「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）」様式第９の規制標識を設置する。

(2)　規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に、次の事項を明示して表示する。

ア　禁止、制限の対象

イ　規制する区間又は区域

下記の事項については明示が可能な場合に表示する。

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路の表示

６　車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときや、県公安委員会からの要請、国からの指示があったときは、次の方法により緊急通行車両の通行を確保する。

(1)　車両等の移動命令

道路管理者は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第 76 条の 6）

(2)　指定区間の周知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、情報板、ラジオ、防災行政無線などの手段により、指定区間内に周知する。

(3)　道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

(4)　措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

７　緊急通行車両の届出等

(1)　緊急通行車両の届出等

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両事前申出書」を、県又は県公安委員会に提出する。

なお、県又は県公安委員会は、緊急通行車両であると認定したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。

参考：「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（P139）

(2)　事前申出

危機管理部は、緊急通行車両として使用する車両について事前に県公安委員会に申出を行い、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けることが出来る。

(3)　標章の掲示

緊急通行する車両は、「標章」を当該車両の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備える。

〈緊急通行車両確認証明書〉

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

知　　事 ㊞
公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通行経路</td><td colspan="2">出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

〈標章〉

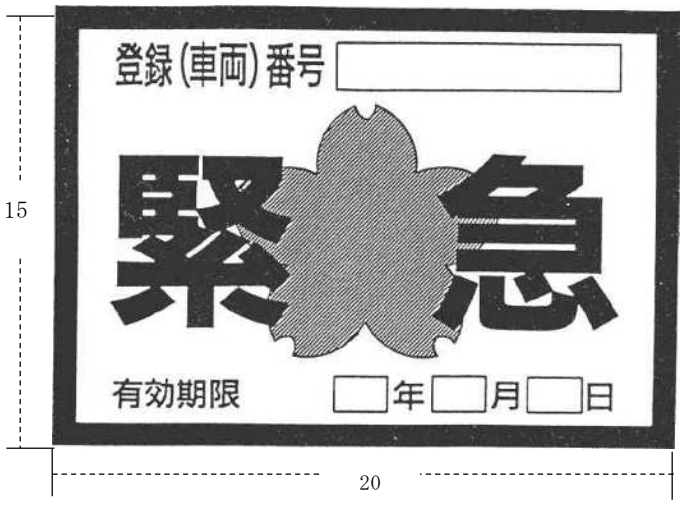

単位（cm）

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

第８節　輸送対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　経済部　　３　市民協働生活部　　４　市長公室部

〈方針〉

大規模地震発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、災害時救援物資輸送計画により被災者及び地震災害応急対策要員の輸送、あるいは地震災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

〈実施内容〉

１　災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

(1)　貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
(2)　鉄道、軌道等による輸送
(3)　舟艇による輸送
(4)　航空機による空中輸送
(5)　賃金職員等による輸送

２　輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、概ね次による。

(1)　確保順位
ア　市有車両
イ　農業協同組合等公共的団体所属の車両
ウ　事業者所有の車両
エ　その他自家用車両等
(2)　事業用貨物自動車の借り上げ
ア　小型車両　本部事務室（連絡班）及び県本部
イ　大型車両　県本部
ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げ使用する。
(3)　舟艇の確保、船員の確保
個人所有の舟艇の借り上げは、基盤整備部が鵜飼観覧船事務所班の協力を得て、現地において避難した世帯のものを優先して借り上げて確保する。
(4)　鉄道、軌道による確保
道路の被害等により、自動車の輸送が不可能なとき、洪水時に人員を輸送する場合又は物資、資材等の確保が他府県等遠隔地のため鉄道等によって輸送することが適当なときは、本部事務室連絡班において調整を図る。なお、鉄道による輸送の場合は、「鉄道運賃減免実施基準」に定める要領を参考に実施する。

(5)　空中輸送

本部事務室は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県本部に輸送条件を示して要請する。

(6)　賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送する。輸送のための労力の確保は、**本章第２節第２項技術者等の雇上げ**に定めるところによる。

(7)　強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。強制従事の方法は、**本章第２節第３項従事命令等**に定めるところによる。

参照：市本部が確保している車両等（巻末資料）
管内民間所有車両数調（巻末資料）
管内舟艇保有の状況（巻末資料）
協定：災害時における救命ボート等の提供に関する協定（（有）カワダ建設）
災害時等におけるバス車両による人員輸送に関する協定（岐阜乗合自動車（株））

３　市本部における自動車、舟艇の確保

(1)　輸送を実施する班は、自動車等の輸送力の確保を要するときは、本部事務室に次の輸送の条件(以下本節において「輸送条件」という。)を明示して確保を要請する。

ア　輸送区間又は借り上げ期間
イ　輸送量又は車両の台数等
ウ　集合の場所及び日時
エ　その他の条件

(2)　本部事務室は、前記要請があったときは、車両等保有班の状況等を考慮し、使用車両等を決定する。

(3)　市本部以外の車両等を使用することを決定したときは、車両については本部事務室が、舟艇については基盤整備政策班が担当して確保する。

４　輸送の応援

市本部において自動車、舟艇等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して、応援の要請をする。ただし、緊急を要するときは、隣接市町村に直接応援を要請する。

５　輸送記録

災害輸送を行った班は、次の記録を作成し整備保管する。

(1)　車両使用書　**様式17号**
(2)　輸送記録簿　**様式18号**

６　費用の基準及び支払

輸送業者による輸送又は車両等の借り上げは、慣行料金（国土交通省の認可を受けてい

る料金以内）による。なお、自家用車等の借り上げについては、借り上げ謝金(運転手付き等)として輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね８割程度以内)で所有者と協議し定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手付きの場合は賃金)程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、「輸送明細書」**様式19号**を請求書に添付して提出する。

7　災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、「災害救助法」による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1)　輸送、移送の範囲

ア　罹災者を避難させるための移送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

イ　医療及び助産のための移送

重篤患者のため医療班で処置できない者等の移送及び医療班関係者の移送

ウ　被災者救出のための輸送

救助のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ　飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送

オ　生活必需物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及びその他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ　遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送

キ　遺体処置のための輸送

遺体処置のための医療班員又は衛生材料等の移送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送

(2)　上記輸送範囲外の輸送

本部事務室は、県支部救助班を経由して、県本部防災班に範囲外輸送について要請する。

なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　輸送の種類及び輸送物資の内容

イ　輸送区間又は距離

ウ　輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ　輸送を実施しようとする期間

オ　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ　輸送を要する理由

キ　その他

(3)　輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(4)　費用の限度

６　費用の基準及び支払いに示す費用の基準による。

(5)　報告その他手続事務等

本部事務室は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況をとりまとめ、「救助日報」**（様式５号）**により毎日その状況を県本部防災班に報告する。なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区分し、本部事務室(市本部解散以後は、警戒本部)において整理、保管する。

８　留意事項

(1)　輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に当たる。

(2)　緊急輸送車両等の確保に必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備える。

９　緊急物資の地域内輸送拠点の運用

(1)　地域内輸送拠点

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、次の場所を地域内輸送拠点として使用し、緊急物資の受け入れ、仕分け作業を行う。

また、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

地域内輸送拠点

名　　称	所　在　地
岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1
岐阜市東部体育館	岐阜市芥見 4 丁目
岐阜市柳津中部防災施設	岐阜市柳津町丸野 2 丁目 52
岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター内

協定：災害時における生活用物資の調達、輸送及び保管に関する協定
（岐阜流通センター協同組合連合会）

(2)　備蓄拠点

市は、北部防災備蓄拠点（旧上下水道事業部庁舎）・南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）を備蓄拠点として使用し、地域内輸送拠点で仕分けされた緊急物資の備蓄及び各避難所への運搬を行う。

(3)　滞留防止対策

ア　経済部は、地域内輸送拠点に輸送された物資を食料、生活必需品、薬品等に分別し、その品目、数量を市本部に報告する。

イ　本部事務室は、各地域に必要な物資の品目、数量を把握し、緊急物資の受け入れ、輸送の調整を行う。

市長公室部は、市のホームページに地域内輸送拠点の地図及び必要な緊急物資の品目、数量を掲載する。なお、緊急物資が充足した場合には、その旨を市のホームページに掲載する。

ウ　基盤整備部は、道路の被災状況等から緊急物資の輸送経路を決定する。

エ　経済部及び市民協働生活部は、基盤整備部が決定した輸送経路により、避難所等に緊急物資を迅速に搬送する。

オ　本部事務室は、物資の運搬等において、人員確保のため、消防団の応援が必要な場合は、災害対応活動終息後の消防団の団員派遣及び団車両活用について消防本部（警防本部）経由で応援を要請する。

（物資運搬等に係る消防団への連絡体制）

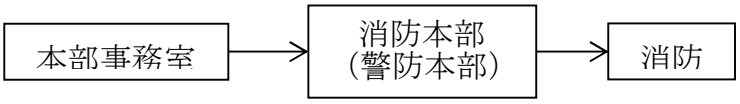

第９節　通信の確保

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　行政部

〈方針〉

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を確実に行い、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

〈実施内容〉

１　通信の種類

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況によっても異なるが、概ね次の方法により実施する。

(1)　有線通信施設による通信

ア　一般加入電話による通信

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができるため、災害時優先電話の利用により通話を行う。

イ　警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

ウ　鉄道電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

エ　その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあっては、当該敷設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

(2)　無線通信施設による通信

ア　市防災行政無線

本部事務室は、同報系防災行政無線を使用し、災害情報を市民に伝達する。また、移動系防災行政無線（ＭＣＡ無線）及び同報系防災行政無線のアンサーバック機能を使用し、災害の情報収集、伝達を行う。

なお、防災行政無線は、「岐阜市防災行政無線設備管理運用規程」「岐阜市防災行政無線設備管理運用要領」「岐阜市同報系防災行政無線の通報に関する基準」「岐阜市移動系防災行政無線に関する基準」「子局の放送に関する基準」により運用する。

イ　県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要する場合は、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

ウ　消防無線による通信

被災現地と本部事務室との通信で、消防無線によることが適当なときは、消防無線積載車を現地に派遣して本部事務室との通信を行う。

エ　警察無線による通信

防災行政無線及び消防無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

オ　非常無線通信による通信

一般加入電話及び自局の無線による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、「岐阜市ボランティアハム連絡協議会」に対し、アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達について協力を要請するとともに、他の機関の無線局の協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼する。

協定：災害時の情報の収集に関する協定（岐阜市ボランティアハム連絡協議会）
災害時における情報提供の協力に関する協定（岐阜県タクシー協会岐阜支部）

(3)　インターネット、携帯電話、携帯メールによる通信

災害時に、災害対策本部においてインターネット及び携帯電話を利用した画像伝送により被災状況等を把握するとともに、携帯Ｅメールを利用して災害に関する情報を伝達する。

(4)　衛星携帯電話による通信

大規模災害が発生し、有線通信施設等の施設が被害を受け通信不能となった場合は、衛星携帯電話による通信を確保する。

(5)　電報による通信

災害時における電報(非常)の取扱いは、発信紙の余白に「非常」と朱書きして電報サービス取扱所に申込む。

(6)　ＩＰ無線及びスターリンクによる通信

災害時に、被災現地又は消防本部と本部事務室との通信で、モバイル通信網を活用したＩＰ無線と低軌道周回衛星（スターリンク）を介し、エリア・環境に左右されない通信を行う。

(7)　(1)から(6)までの方法により通信できないときは、急使によって連絡する。

(8)　文書による通報

通信で行った場合は、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。なお、通信の発受記録及び文書による通報は、**本章第11節地震災害情報等の収集、伝達、報告**及びそれぞれの「災害応急対策の計画」に定めるところによる。

２　通信の確保

各部は、災害発生後直ちに情報伝達手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行う。

無線系統図

① 岐阜市移動系防災行政無線（ＭＣＡ無線）300 機

・各無線機⇒各中継局　（２Ｗ　　930.025MHz～939.975MHz）

・各中継局⇒各無線機　（40W　　850.025MHz～859.975MHz）

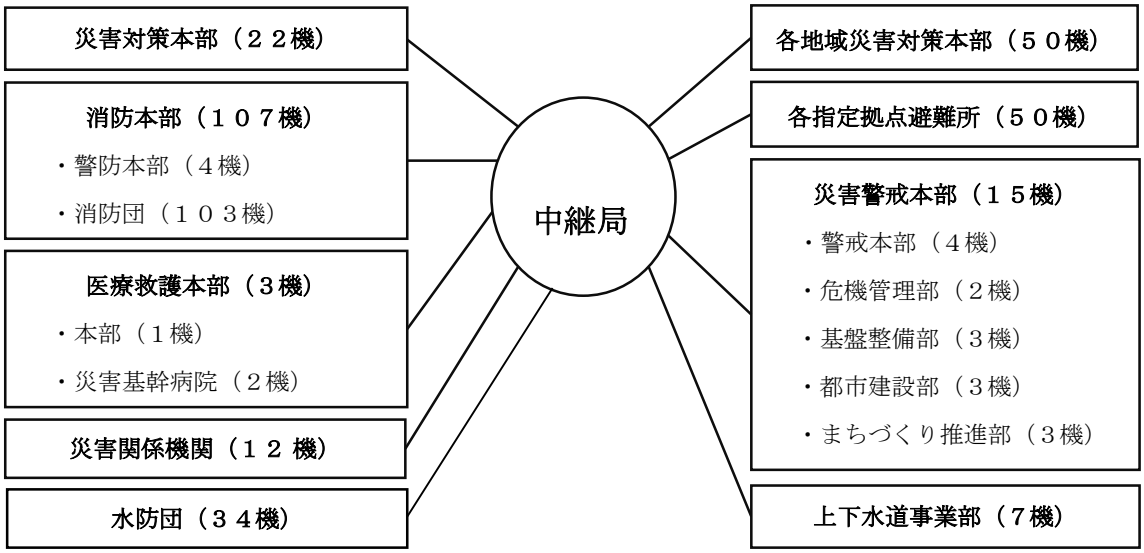

② 岐阜市同報系防災行政無線

・基地局⇒中継局　（0.1W　58.250MHz）　　・中継局⇒各無線機（0.1W　65.315MHz）

・再送信子局⇒子局（西秋沢公民館 1W 59.345MHz、なかよし公園 1W 59.375MHz、
岐阜トヨタ㈱第２工場 0.5W 65.375MHz、もえぎの里 0.1W 59.345MHz、
石田公園・岩田公民館 0.01W 59.345MHz、日野中央公園　0.01W 59.72 MHz 、
石谷公民館 0.005W 59.48MHz）

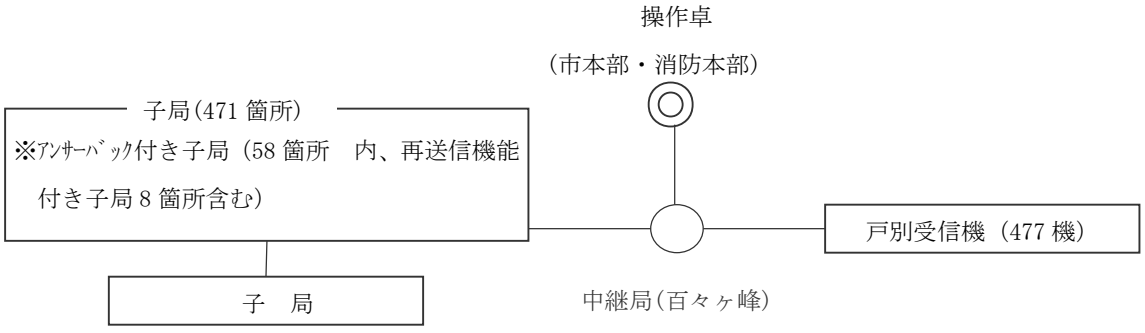

③ 岐阜県防災行政無線

・衛星系（通信衛星）

・地上系（岐阜情報スーパーハイウェイ）

・移動系（２６０ＭＨｚデジタル無線）

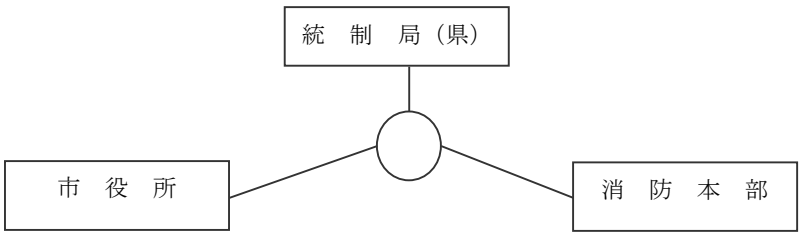

④　消防・救急デジタル無線

基地局７局

ぎふしょうぼうどどがみね（5W）　ぎふしょうぼうとうなん（5W）　ぎふしょうぼう（10W）
ぎふしょうぼうやまがた（10W）　ぎふしょうぼうみやま（10W）　ぎふしょうぼうねお（5W）

1チャンネル 活動波 1FH　　2チャンネル 活動波 2FH　　3チャンネル活動波 3FH
4チャンネル 活動波 4FH　　5チャンネル 主運用波４（FH-FL）県内共通波
6チャンネル 本巣波 1FH　　7チャンネル 本巣波 2FH　　8チャンネル 山県波 1FH
9チャンネル 山県波 2FH　　10チャンネル 東南波 1FH　　11チャンネル 東南波 2FH
（12チャンネル 本巣波 1FL　　13チャンネル 山県波 1FL　　14チャンネル東南波 1FL
15チャンネル 東南波 2FL　　12～15チャンネルは携帯無線のみ実装）
16チャンネル 統制波 1,2,3（切替選択）※すべての周波数を実装

基地局　　（移動局10W・5W・2W）

ぎふしょうぼうどどがみね
（5W　活動波、主運用波、統制波いずれも全て実装）

ぎふしょうぼう
（10W　活動波 1、活動波 2、主運用波 4、統制波 1,2,3 実装）
＊バックアップ基地局

消防本部（車載 11・携帯 15 ・可搬 1）
中消防署（車載 26 ・携帯 20 ）
東分署（卓上型移動局 1 ）
南消防署（車載 17 ・携帯 14）
北消防署（車載 22 ・携帯 20 ）
瑞穂消防署（車載 12 ・携帯 11 ）
山県消防署（車載 11・携帯 10）
本巣消防署（車載 17・携帯 15）

☆防災相互波（アナログ無線）
1チャンネル 158.35MHz（携帯24台）

☆署活系無線機（アナログ無線）
6チャンネル 400MHz帯（215台）

第 10 節　地震情報の受理・伝達

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　基盤整備部

〈方針〉

地震災害応急対策活動に役立てるため、気象庁、県本部等からの地震情報を迅速かつ的確に収集し、伝達する。

〈実施内容〉

１　地震情報の発表

気象庁は、県内の観測点で震度１以上を観測した場合、又は必要と認める場合は、次のとおり地震情報を発表する。

情報の種類	発　表　基　準	内　　容
震　度　速　報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配はない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した 地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

遠地地震に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表[*1]。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

※1　国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

※2　なお、震度速報、震源、震度情報で用いる地域名は、岐阜県の場合、「岐阜県飛騨」、「岐阜県美濃東部」、「岐阜県美濃中西部」となり、岐阜市は「岐阜県美濃中西部」に属する。

２　地震情報の伝達体制

市は、震度４以上の地震情報又は長周期地震動階級が３以上の予想情報を受理したときは、直ちに同報系防災行政無線子局、広報車、自主防災組織の伝達組織により伝達するとともに、被害が発生するおそれがある場合には、避難指示等の措置を行う

《気象庁発表地震情報の伝達系統図》

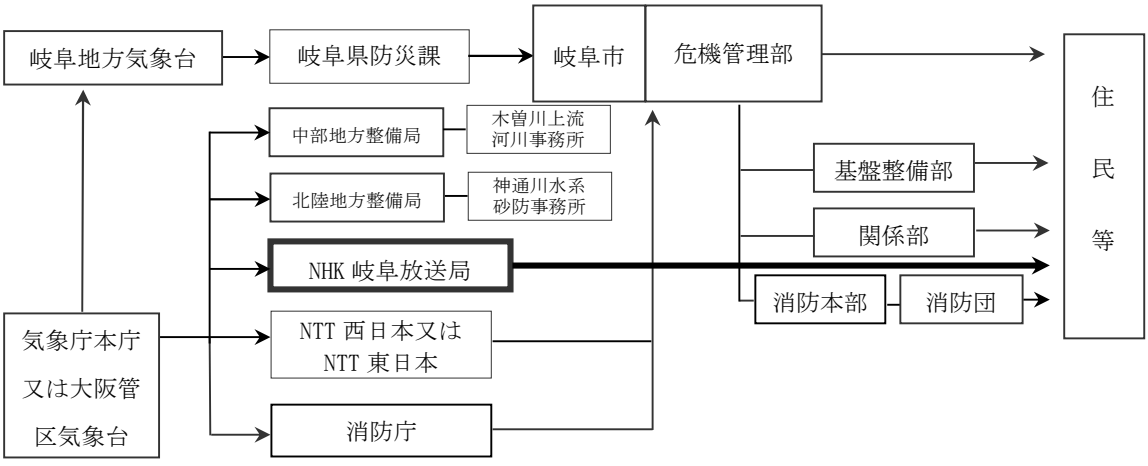

注）太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 9 条の規定に基づく法定伝達先

注）太線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

《岐阜県震度情報ネットワークシステムの伝達系統図》

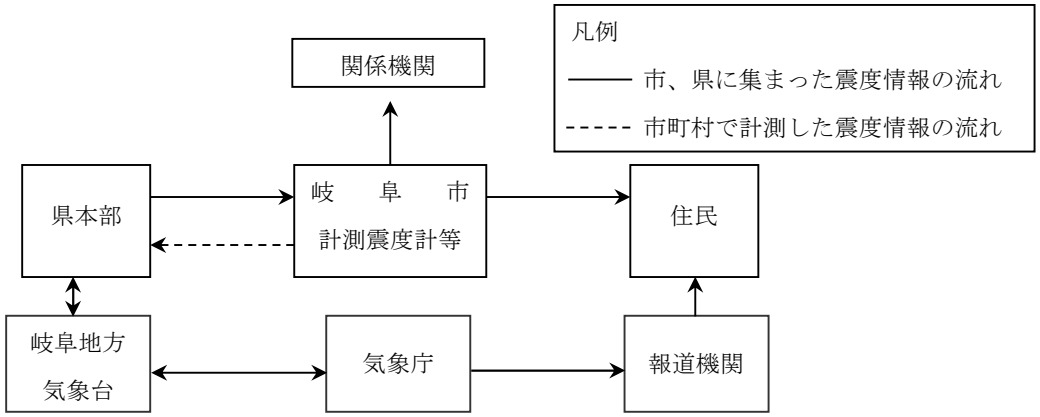

３　緊急地震速報の伝達

ア　緊急地震速報の発表について

気象庁は、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（以下の表））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度 3 以上またはマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区	緊急地震速報や震度情報で用いる区域名	市町村名
岐阜県	岐阜	岐阜美濃中西部	岐阜市

イ　市は、J-ALERT システムで受信した緊急地震速報を、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民に迅速かつ的確に伝達するとともに、岐阜市緊急地震速報受配信システムにより、市役所庁舎、市民病院、消防本部、教育施設、福祉施設、その他不特定多数の者が出入りする市有施設に伝達する。なお、今後も必要に応じ、緊急地震速報配信計画により、配信先を拡充する。

第 11 節　地震災害情報等の収集・伝達・報告

【実施担当部】

１　関係各部

〈方針〉

地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関との連携や情報収集、さらには報道機関への情報提供は不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策実施状況等の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

〈実施内容〉

１　被害状況等調査、報告等

市は、地域内に地震災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害等の発生状況等の情報を収集するとともに、「災害対策基本法」第53条、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）」及び「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防応第111号）」に基づき、県にその状況を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県に報告する。

市は、迅速かつ的確な地震災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場などにおいて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進しているが、被害が甚大で、被害の調査が市において不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため市単独では調査できないときは、県支部等に応援を求めて行う。

２　調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、概ね次の各号の基準のいずれかに該当したときに、被害のあった事項について行う。

(1)　**本章第１節第１項及び第２項**により準備体制、警戒体制をとったとき。
(2)　**本章第１節第３項**により非常体制をとり災害対策本部を設置したとき、又は県が、災害対策本部を設置したとき。
(3)　市内において、地震災害により住家の被害が発生したとき。
(4)　災害の発生が、県下広域及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
(5)　災害復旧費が、国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
(6)　小規模な災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるとき。

３　被害情報の収集

市は、地震災害による被害規模の早期把握のため、次により情報収集を行う。

(1)　本部事務室収集グループは、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ

来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

(2)　被害が広範囲にわたる場合は、県防災航空隊に航空偵察を要請する。なお、県防災航空隊が対応できない場合は、県を通じて他県の防災航空隊又は自衛隊に対し航空偵察を要請する。

また、必要に応じ、関係団体に対し、小型無人機（ドローン）による情報収集を依頼する。

(3)　地域派遣職員は、自主防災組織等の地域住民から情報を収集し、岐阜市総合防災情報システムに入力する。

(4)　本部事務室指令グループは、必要に応じて岐阜市ボランティアハム協議会等から無線通信による情報を収集する。

(5)　**本節５**における調査実施担当部で調査班を編成し、現地で情報の収集に当たる。

(6)　参集職員は、途上における被害状況等の情報収集を行い、本部事務室に報告する。

(7)　甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

協定：災害時における支援協力に関する協定（岐阜中央郵便局）
災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）
災害時における小型無人機による情報取集に関する協定
（（一社）災害対策建設協会JAPAN47）
災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書
（（一社）DPCA、（一社）地域再生・防災ドローン利活用推進協会）

４　被害調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定ではないが、人的被害（行方不明者の数を含む）と直接つながる被害（住家等一般被害）状況の調査、報告を他の被害調査に優先して行う。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市への住民登録への有無にかかわらず、市の区域内で行方不明になった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

５　被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施する。ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で市単独では調査が困難な場合は、（一社）岐阜県測量設計業協会や（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等に協力を求めるとともに、県支部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行う。

調　査　事　項	調 査 実 施 担　当　部	協力応援機関	県報告事項等
住家等一般被害	福　祉　部 財　政　部 （まちづくり推進部）	自治会	住家等の一般被害状況の調査、報告

	（行　政　部）		
社会福祉施設被害	福　祉　部		社会福祉施設被害状況の調査、報告
医療衛生施設被害	保健衛生部 （経済部） （ぎふ魅力づくり推進部） （環境部）	市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会	医療、衛生施設被害状況の調査、報告
水道施設被害	上下水道事業部		水道施設被害状況の調査、報告
商工業関係被害	経　済　部	商工会議所 商工会	商工業関係被害状況の調査、報告
観光施設被害	ぎふ魅力づくり推進部	〃	観光施設被害状況の調査、報告
農業関係被害 （水産関係を含む）	経　済　部	県支部地域農業改良普及班 県支部農林班 農業委員会 農政推進委員会 土地改良区 農業協同組合 漁業協同組合 畜産振興会	農業関係被害状況の調査、報告
林業関係被害	経　済　部	農業委員会 森林組合	林業関係被害状況の調査、報告
土木施設被害 都市施設被害	基盤整備部 都市建設部 まちづくり推進部 （上下水道事業部）	県支部土木班	土木施設被害状況の調査、報告 都市施設被害状況の調査、報告
教育・文化関係被害	教　育　部 市民協働生活部 ぎふ魅力づくり推進部	私立学校も含む	教育関係被害状況の調査、報告
市有財産被害	行　政　部 （各　部）		市有財産被害状況の調査、報告
火災の情報	消　防　本　部		消防職団員の活動状況 火災等の情報被害状況等の収集、報告
総合被害状況	本部事務室	各部からの報告を取りまとめる	総合被害状況の調査、報告

協定：災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定
（（一社）岐阜県測量設計業協会）
災害時における橋梁に係る被害状況調査に関する協定（岐阜県橋梁会）
災害時おける応急対策活動に関する協定（岐阜県瓦葺組合岐阜支部、岐東支部）
災害時における家屋被害認定調査等に関する協力協定
（（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

６　報告事項及び報告様式

報　告　事　項	報　告　様　式
住家等の一般被害状況の調査、報告	・住家等一般被害状況等報告書**（様式20号）** ・住家等一般被害調査表**（様式21号）**
社会福祉施設被害状況の調査、報告	・社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書**（様式22号）** ・社会福祉施設等被害調査表**（様式23号）**
医療、衛生施設被害状況の調査、報告	・医療衛生施設被害状況等報告書**（様式24号）** ・医療、衛生施設被害状況報告書**（様式25号）**
水道施設被害状況の調査、報告	・医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）**（様式26号）**
商工業関係被害状況の調査、報告	・商工業関係被害状況等報告書**（様式27号）**
観光施設被害状況の調査、報告	・観光施設被害状況等報告書**（様式28号）**
農業関係被害状況の調査、報告	・農業関係被害状況報告（概況、中間、確定）**（様式29号）** ・農作物（農産）被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式30号）** ・樹体被害報告書（概況、中間、確定）**（様式31号）** ・畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式32号）** ・蚕糸関係被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式33号）** ・水産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式34号）** ・漁船被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式35号）** ・漁具被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式36号）** ・水産業関係共同利用施設被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式37号）** ・養殖施設被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式38号）** ・養殖物被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式39号）** ・農地（耕地）関係被害状況等報告書**（様式40号）**
林業関係被害状況の調査、報告	・林業関係被害状況等報告書**（様式41号）** ・林地被害箇所表（概況、中間、確定）**（様式42号）** ・林地荒廃防止施設災害箇所表（概況、中間、確定）**（様式43号）** ・林道施設被害報告書（概況、中間、確定）**（様式44号）** ・林地災害等報告書（速報）**（様式45号）** ・造林地等被害（即報、概況、確定報告）**（様式46号）** ・苗木被害報告書（概況、中間、確定）**（様式47号）** ・苗ほ施設被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式48号）** ・林産物被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式49号）** ・林産物等被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式50号）** ・林野火災被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式51号）**
土木施設被害状況の調査、報告 都市施設被害状況の調査、報告	・土木施設被害状況報告書**（様式52号）** ・都市施設被害状況報告書**（様式53号）**
教育関係被害状況の調査、報告	・教育・文化関係被害状況等報告書**（様式54号）**

市有財産被害状況の調査、報告	・市有財産被害状況等報告書**（様式55号）** ・市有財産被害調査表**（様式56号）**
消防職団員の活動状況 火災等の情報被害状況等の収集、報告	・消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）**（様式57号）** 「火災報告取扱い要領」による。
総合被害状況の調査、報告	・総合被害状況調**（様式58号）** ・法定被害状況報告書**（様式59号）** ・災害総合被害状況調**（様式60号）**

７　報告区分

種　別　区　分	調　査　報　告　事　項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する	発生の都度即時 **（様式61号）**
災害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日提示 **（様式62）**
中間調査即報	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況が概ね確定したとき **（様式62号）**
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内**（様式62号）**

（注）毎日定時に報告を必要とする場合は、県からその時刻、回数、期間の指示がある。

８　報告の留意事項

被害状況の報告については、次の事項に留意すること。

(1)　即時報告(災害即報)

「火災・災害等即報要領」第３　直接即報基準に該当する火災、災害等を覚知したときは、県への第一報に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引続き、消防庁に対して行う。また、119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により、県に報告するとともに直接消防庁に報告する。

(2)　概況報告

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるため、速やかにその概要を的確に調査し報告する。

(3)　中間(変動)報告

本調査報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるため、変動あるいは判明の都度速やかに調査し報告する。

(4)　確定(詳細)報告

本調査報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の

費用負担を決定する場合もあるので正確な被害調査、報告を要する。

なお、本調査に当たって、応急対策の計画で定める調査報告事項と併せて行う等、できる限り正確を期す。

(5)　電話報告と文書報告との関係

本計画による報告は、通常、電話報告することになるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告する。

(6)　情報発受記録の整備

情報の発受信に当たっては、発受信両機関とも記録を整備し保管する。なお、電話、口頭等による発受信は、様式によって記録する。

(7)　被害情報集約システムの活用

本部事務室又は危機管理部は、被害状況を県被害情報集約システムに入力する。

９　被害状況の報告

(1)　各班は、被害状況等の取りまとめを行い、本部事務室情報提供グループに提出する。

(2)　本部事務室情報提供グループは、各班等から提出された被害状況等を集計し県本部又は県支部各班へ報告する。なお、県本部又は県支部に報告できない場合にあっては、直接消防庁その他報告の必要がある行政機関に報告する。

その際、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報について国及び県等との共有を図るものとする。また、画像情報については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ提供に努めるものとする。

(3)　「災害救助法」が適用された場合は、**本節10**により報告する。

(4)　本部事務室長は、情報提供グループによる県等へ報告が困難な場合は、調査を実施した班の属する部の副本部員に、県等への報告を当該部で実施するよう依頼する。

(5)　準備体制、警戒体制時には、本部事務室が設置されていないため、危機管理部が、各班の取りまとめた被害状況等を集計し、県支部に報告する。

10　部門別被害状況の調査、報告

各部門別の被害その他の状況と、実施又は実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の区分に従って行う。

(1)　住家等一般被害状況の調査、報告

人的被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他の応急救助等実施の基礎資料とするための必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

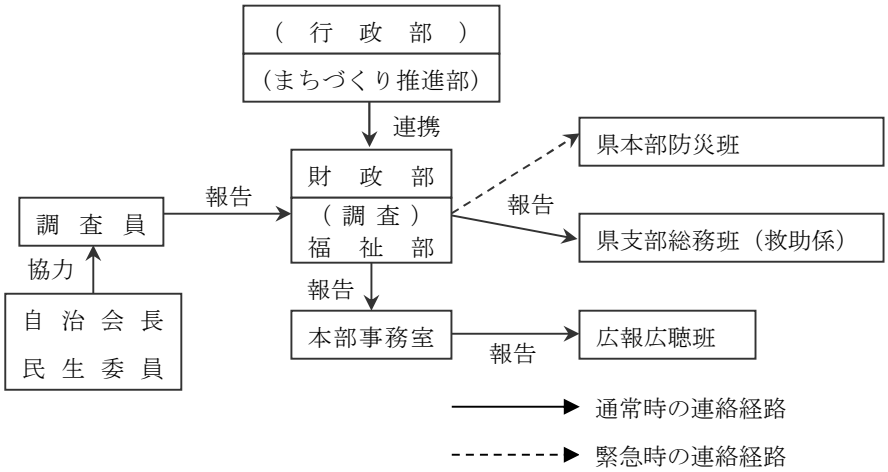

イ　調査、報告事項及び様式

「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**に定める各事項については、「住家等一般被害調査表」**（様式21号）**によって調査、報告する。

(ｱ)　概況調査のうち、個々についての調査が不可能な場合は、被災地域(地区等)の世帯数、面積、被災の状態等を考慮の上、当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についても当該地域の平均世帯人員等により計算する方法もやむを得ない。

(ｲ)　詳細(確定)調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」**（様式21号）**によって各校区別に調査員を派遣し、世帯別に調査し、これを福祉部において集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し正確を期す。

(ｳ)　人的被害のある場合、福祉部、保健衛生部、市民協働生活部、消防本部等との協力により死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たる。

(ｴ)　福祉部、財政部で調査が困難な場合又は市営住宅及び市有建物の被害調査については、まちづくり推進部、行政部等と連携して行う。

ウ　被害状況判定の基準等

地震災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、おおむね次の基準による。

■　災害救助法による被害状況認定基準

被害等区分	判　定　基　準
死　者	遺体が確認できた者又は遺体を確認することができないが､死亡したことが確実な

	者
行方不明	１　所在が不明となり、かつ、死亡の疑いのある者 ２　家屋倒壊のため生埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重　　症	１か月以上の治療を要する見込みの者
軽　　症	１か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全　　失 （全壊・全焼・全流出）	１　損失部分の床面積が、その建物の延面積の70%以上に達した程度のもの ２　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、その住家の損失割合が50%以上に達した程度のもの ３　被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半　　失 （半壊・半焼・半流出）	１　損失部分の床面積が、その建物の延面積の20%以上70%未満のもの ２　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの ３　被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	住家の浸水が床上以上に達した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子を数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住　　家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非 住 家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
一　　棟	「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母家に付属している風呂、便所等は母家に含めて１棟とするが、２以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は２棟とする。
一　　戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含めた一群の建物単位をいう。
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を一世帯とする。）

（注）１　同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位を被害として扱う。
①全失　②半失　③床上浸水　④床下浸水　⑤一部破損

２　破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

３　住家の附属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その附属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）

４　遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で、被災地が明確でない場合にあっては、その者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。

５　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市地域で行方不明になった者について、県警察との協力により、正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。

６　非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。

なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調べにおいて調査計上される、公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上する。

■　被災者生活再建支援法による被害状況認定基準

被害状況の認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年６月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月年6月付内閣府（防災担当））」により行う。

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない」の６区分とする。

被害の程度		認　定　基　準
全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。

	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊		住宅が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

（注）１「住家被害戸数」については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
２「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
３「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
４「構造耐力上主要な部分」とは、住家の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（はり、けた、その他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

(2)　社会福祉施設被害状況の調査、報告

社会福祉施設の地震災害による被害状況を把握し、利用者の保護と施設応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

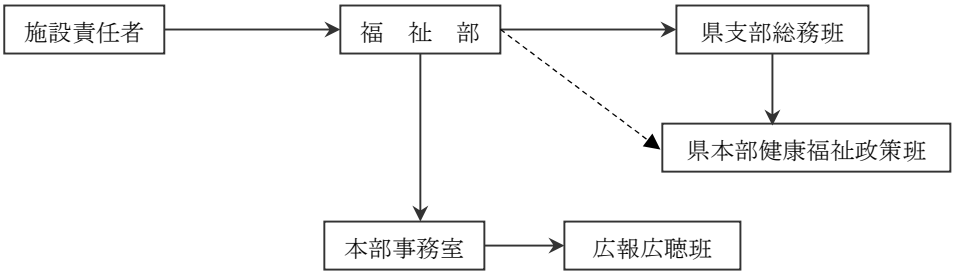

イ　調査、報告事項及び様式

「社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」**（様式22号）**に定める事項について調査、報告する。

ウ　被害程度の判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、**本節10(1)ウ「被害状況判定の基準等」**の例による。

エ　調査、報告の方法

(ｱ)　建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**と重複計上されるため、調査、報告、集計に当たっては留意して取扱う。

(ｲ)　確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表」**（様式23号）**を添えて提出する。

オ　報告書記載作成の方法

(ｱ)　各施設責任者は報告書を作成し、福祉部に報告する。福祉部は、これらを集計して本報告を作成する。（文書による提出に当たっては、各施設別報告書を添えて報告する。）

(ｲ)　報告に当たっては、施設名称、被害室名及び利用者の措置並びに今後の対策等を備考欄に記載する。

(3)　医療、衛生施設被害状況等の調査、報告

医療、衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

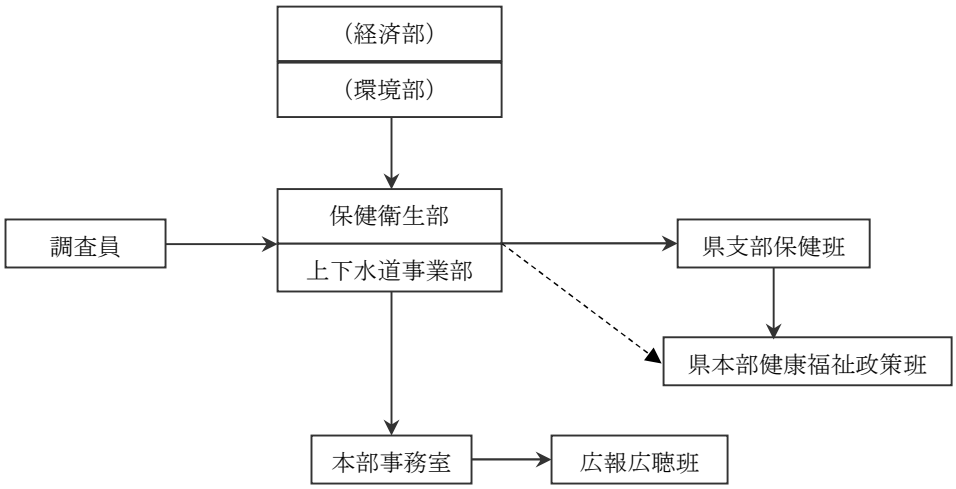

イ　調査、報告事項様式

「医療衛生施設被害状況等報告書」**（様式24号）**に定める事項について調査、報告する。

なお、水道施設については、「医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）」**（様式26号）**に定める事項について、調査、報告する。

ウ　医療、衛生施設の範囲

調査は、公営、民間経営すべてについて計上する。

エ　調査、報告の方法

(ｱ)　施設の調査に当たっては「医療、衛生施設被害状況報告書（概要・中間・確定）」**（様式25号）**によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(ｲ)　被害状況

被害状況のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**と重複計上されるので、調査、報告、集計に当たっては留意して取扱う。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみ計上する。

(4)　商工業及び観光施設被害状況の調査、報告

商工業及び観光施設の地震災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

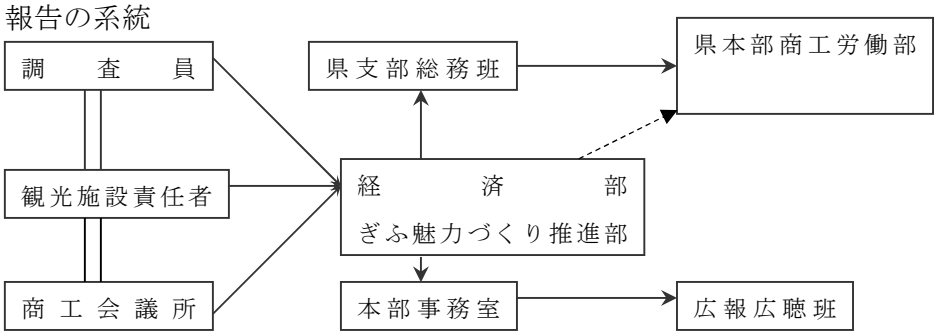

イ　調査、報告事項及び様式

「商工業関係被害状況等報告書」**（様式27号）**及び「観光施設被害状況等報告書」**（様式28号）**に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ　調査の基準（商工業関係）

(ｱ)　建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。

なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数を計上せず件数と被害額のみを計上とする。

(ｲ)　建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、（　）外書として計上する。

(ｳ)　建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

(ｴ)　共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

(ｵ)　間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。

(ｶ)　被害形状に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。（例：材木、農産加工品製造品等）

エ　調査の基準（観光施設関係）

(ｱ)　区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、ロープウェイ、観光ヤナ（漁具としてのヤナを除く）、遊船、桟橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。

(ｲ)　建物、施設欄のうち、建物被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。

(ｳ)　本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**の非住家と重複計上される。

(5)　農林関係被害状況等の調査、報告

農林業関係（水産業含む。）の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

被害状況の調査は、経済部において行う。ただし、実際の調査に当たっては、県支部農林班、農業委員会、農政推進委員会、土地改良区、農業協同組合、森林組合、畜産振興会、漁業協同組合と協力し、又は協力を得て行う。

なお、特に農作物の被害調査は、県支部農林班員の立合応援を求めて、統一した的確な被害の把握に努める。

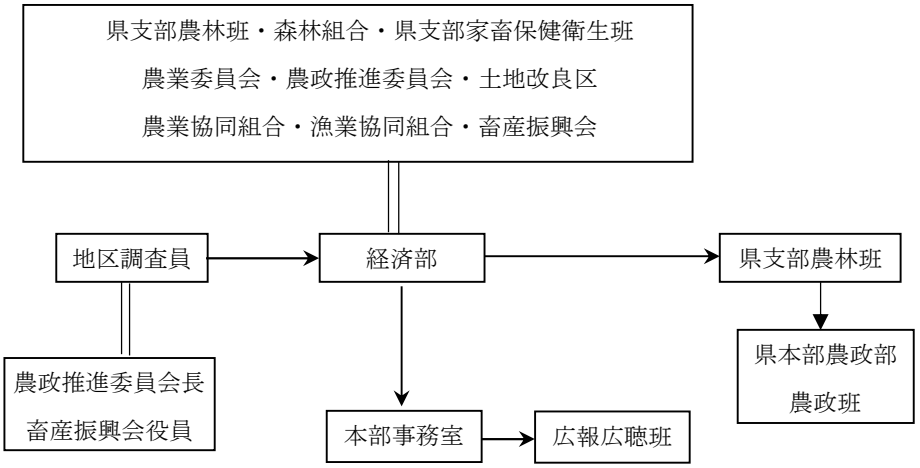

イ　調査、報告事項及び様式

農改、農産、畜産、水産、耕地関係に区分し、農業関係については**（様式29号～40号）**、林業関係については**（様式41号～51号）**の定める事項を調査、報告する。

ウ　報告期限

(ｱ)　概要報告については、災害発生　３日以内

(ｲ)　中間報告については、災害発生　９日以内

(ｳ)　確定報告については、災害終息後　15日以内

エ　調査の基準等

被害状況調査に当たっての判定の基準は、概ね次による。

(ｱ)　農地等の被害区分

流失　その筆の耕地の厚さの１割以上が流失した状態のものをいう。

埋没　土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

(ｲ)　農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

(ｳ)　冠水　作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったものをいう。

(6)　土木施設及び都市施設被害状況等調査、報告

土木施設及び都市施設の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

調査は、基盤整備部、都市建設部及びまちづくり推進部が県本部建設班又は県支部土木班の協力を得て行い、報告は次の系統により行う。

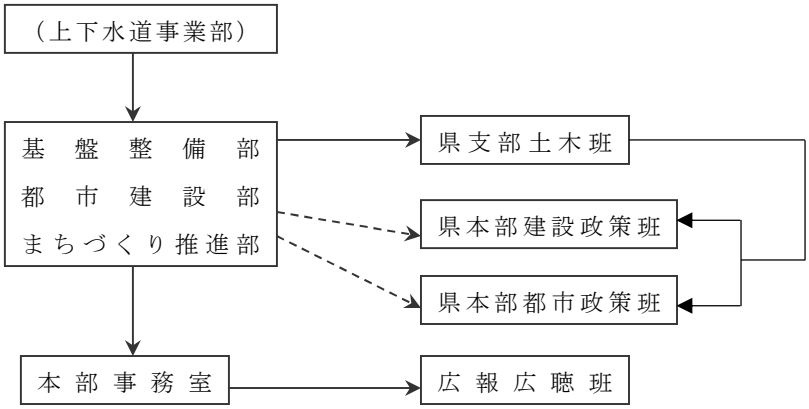

イ　調査、報告の範囲

土木、都市施設全般について行う。ただし、土木施設のうち国の直轄施設の被害は参考的に調査、報告する。

ウ　調査、報告事項及び様式

土木施設被害状況報告書**（様式52号）**・都市施設被害状況報告書**（様式53号）**に定める事項について調査、報告する。国の直轄施設については該当欄に(　)外書する。

(7)　教育・文化関係被害状況の調査、報告

教育関係(私立を含む。)、文化関係の被害状況を掌握し、施設の応急対策等の基礎資料として、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

(ｱ)　市町村施設等

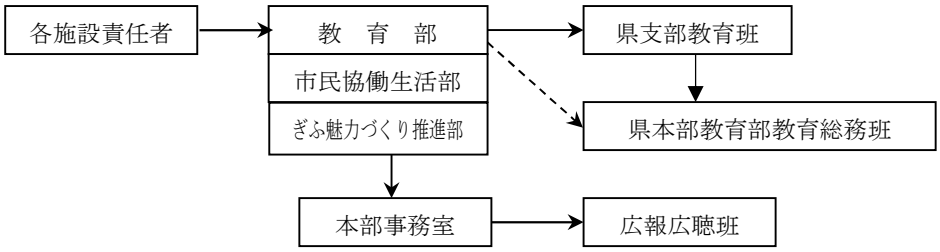

(ｲ)　県施設

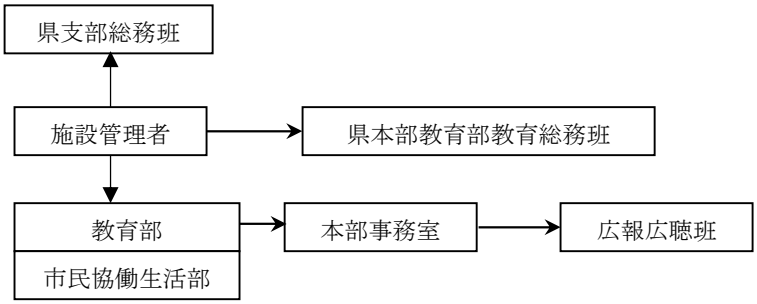

(ｳ)　私立施設

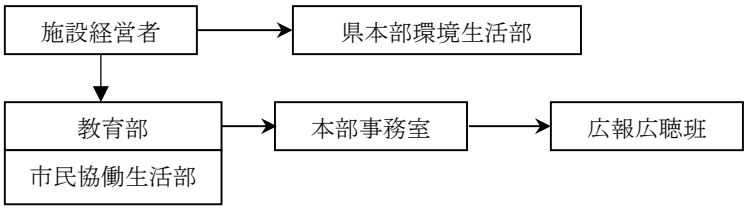

イ　調査、報告事項及び様式

「教育・文化関係被害状況等報告書」**（様式54号）**に定める各事項について、調査、報告する。

ウ　被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、概ね次の基準による。

(ｱ)　全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

(ｲ)　半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

(ｳ)　一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害をうけた建物の状態をいう。

エ　用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準による。

(ｱ)　当該学校の使用に供されている建物

教員住宅を除き、それ以外の建物に付属する建築設備及び付帯設備をいう。

(ｲ)　建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物、例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

(ｳ)　土地

学校敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設をいう(校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物(樹木は除く。)等)をいう。

(ｴ)　設備

校具、教材、教具、机いす等の物品、例えば、生徒用及び教師用の机、いす、書棚、楽器、図書、視聴覚教具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ　報告書記載作成の方法

(ｱ)　区分欄は、次のように区分する。

a　市立施設

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校・短期大学・大学・図書館・公民館・体育施設・青少年の家等

b　私立施設

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学等

(ｲ)　文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。

(ｳ)　建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上する。したがって、要補修以上の被害がある建物は、重複して計上される。

(8)　市有財産被害状況等の調査、報告

市有財産等の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

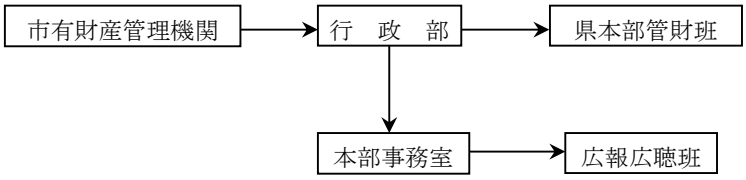

イ　調査施設の範囲

市有財産(物品を含む)のほか借用財産(無籍建物等を含む)にあっても、その復旧等が市の責任において実施しなければならないものを含める。なお、次の施設についての調査報告は、それぞれの施設被害状況調査によるが市本部各班の市有財産被害の集計に当たっては(　)外書きする。

(ｱ)　市営社会福祉施設

(ｲ)　市立病院　保健所

(ｳ)　市教育委員会施設

ウ　調査、報告事項及び様式

「市有財産被害状況等報告書」**（様式55号）**に定める各事項について、調査、報告する。

エ　調査、報告の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は、次による。

(ｱ)　建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**の判定基準による。

(ｲ)　その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。

a　給食施設と給水施設の被害があったときは２件

b　自転車２台と更紙2,000枚の被害は３件(備品については１点１件とし、消耗品については１品種１件とする。)

オ　調査、報告の方法

調査、報告に当たっては、次の点を留意して扱う。

(ｱ)　調査に当たっては、「市有財産被害調査表」**（様式56号）**により施設別に調査作成し、これを集計する。なお、上記調査表は、「市有財産被害状況等報告書」**（様式55号）**において被害確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(ｲ)　本被害のうち、建物については「住家等一般被害」の住家(公舎等)及び非住家その他と重複計上される。

(9)　消防被害状況の調査、報告

火災による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査する。

ア　調査、報告の系統

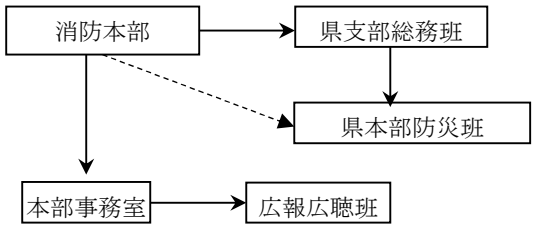

イ　火災、爆発等による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合等で、「火災･災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準、社会的影響基準に該当する場合に報告する。

ウ　調査、報告の基準

「火災・災害等即報要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事させたときは、「消防職団員活動状況報告書（概況・中間・確定）」**（様式57号）**に定める事項について調査、報告する。

(10)　総合被害状況等の収集、報告

被害状況等は、本部事務室において次の方法によって集計する。

住家一般被害等の情報	福祉部本部連絡員	本部事務室
社会福祉施設の被害及び応急救助の情報	福祉部本部連絡員	
医療衛生施設の被害等の情報	保健衛生部本部連絡員	
観光施設の被害等の情報	ぎふ魅力づくり推進部本部連絡員	
商工業、農業(水産を含む)関係の被害等の情報	経済部本部連絡員	
林業関係の被害等の情報	経済部本部連絡員	
土木施設及び都市施設の被害等の情報	基盤整備部本部連絡員	
水道施設の被害等の情報	上下水道事業部本部連絡員	
教育関係の被害等の情報	教育部本部連絡員	
市有財産の被害等の情報	行政部本部連絡員	
消防に関する情報	消防本部　本部連絡員	
水防に関する情報	基盤整備部本部連絡員	

ア　情報の集計、報告及び通報

本部事務室は、「総合被害状況調」**（様式58号）**及び「法定被害状況報告書」**（様式59号）**に定める事項について集計を行う。広報班は、集計した被害状況のうち、「法定被害状況報告書」**（様式59号）**については、報道機関(記者クラブ)及び県警察に通報する。

なお、「総合被害状況調」**（様式58号）**に災害総合被害状況調**（様式60号）**を添付し、市本部における対策資料にするほか、必要に応じて報道機関(記者クラブ)その他関係機関に通報する。

第 12 節　災害広報

【実施担当部】

１　市長公室部　　２　危機管理部　　３　都市建設部　　４　まちづくり推進部
５　市民協働生活部

〈方針〉

住民の安全確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等のあらゆる広報手段を活用して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

〈実施内容〉

１　災害情報の収集

本章第１１節地震災害情報等の収集・伝達・報告に定める事項以外の地震災害情報収集は、次の要領により収集する。

(1)　広報広聴班職員を現場に派遣して地震災害現場写真を撮影する。
なお、広報広聴班職員で対応できない場合は、当該職員以外の職員を現場に派遣して地震災害現場写真を撮影させる。

(2)　広域的に情報収集する場合は、県防災航空隊に、市地域内の地震災害現場の写真撮影を要請する。

(3)　一般市民等から寄せられた写真、資料を本部事務室において収集する。
なお、県本部広報班の要望があれば、これらの写真を提供する。

２　広報手段別の広報活動

広報は、情報の混乱を避けるため関係機関と十分に連携を保ち、時機を逸せず行う。

(1)　報道機関による広報

ア　情報提供

報道機関に対する情報提供は、本部事務室広報グループが、庁舎内に設置した「災害時プレスセンター」又は記者クラブで行い、報道機関への情報提供の一元化を図る。なお、報道機関への情報提供は、次による。（発表時判明している事項について行う。）

(ｱ)　災害の種別(名称)及び発生年月日
(ｲ)　災害発生の場所
(ｳ)　被害調査及び発表の時限
(ｴ)　被害状況「法定被害状況報告書」**（様式59号）**
(ｵ)　「災害救助法」適用の有無
(ｶ)　市本部等における応急対策の状況

（ｷ）　災害窓口開設の状況

イ　報道機関との連携

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、広報広聴班は「災害時の放送に関する協定」に基づく、あらかじめ定められた手続きにより、岐阜放送㈱等に対し、テレビ等による広報事項の放送を依頼する。

協定：災害時の放送に関する協定（岐阜放送）

災害時の放送に関する協定（シーシーエヌ㈱）

各避難所での情報不足による混乱発生を避けるため、新聞販売店と「災害時の情報提供に関する協定」を締結しており、必要な場合は協定に基づき避難所へ新聞を配布する。

協定：災害時の情報提供に関する協定（ＡＳＡ岐阜販売、岐阜新聞城南会、岐阜新聞城北会、中日新聞岐阜支部販売店会、毎日新聞岐阜専売会、岐阜西読売会岐阜支部）

(2)　防災行政無線による広報

同報系防災行政無線による広報は、本部事務室指令グループが行うものとし、市内一斉、地域別又はグループ別での放送により、効果的に広報を実施する。

(3)　コミュニティＦＭによる広報

株式会社シティエフエムぎふ緊急割込み放送による広報は、危機管理部が行うものとし、外国人（観光客含む）への広報は、ぎふ魅力づくり推進部の協力により行う。

確認書：災害時等における緊急放送に関する確認書（㈱シティエフエムぎふ）

(4)　インターネットよる広報

岐阜市公式ホームページ・ＳＮＳの広報は、本部事務室情報提供グループが行うものとし、市域全体の被害概要、開設中の避難施設一覧、各種支援に関する情報などについて、最新の情報を掲載する。

(5)　緊急速報メールによる広報

緊急速報メールによる広報は、本部事務室情報提供グループが行う。

(6)　アマチュア無線による広報

アマチュア無線による広報は、アマチュア無線団体の協力により本部事務室情報提供グループが行う。

(7)　写真速報

写真による速報は、市役所（市本部）や市内主要箇所(岐阜駅前等)に掲示する。

(8)　「広報ぎふ」による広報

「広報ぎふ」の特集号発行により市内各世帯に地震災害情報を広報する。

(9)　広報車による広報

都市建設部等は、広報車により地震災害情報を広報する。

３　余震等への警戒の呼びかけ

強い地震の後には、同規模又はさらに強い地震が発生する可能性もあることから、本部事務室は、防災行政無線などを活用し、余震やさらに強い地震への警戒の必要性について広報する。

４　デマの発生防止対策

本部事務室は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力により正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実を入手したときは、その解消のため適切な措置をする。

５　住民の安否情報

本部事務室情報処理グループが、防災情報システムにより安否情報を収集し、本部事務室収集グループにより一般住民からの安否照会に対応する。

その際、被災者等の権利利益を不当に侵害することや、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集を行うなど、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

６　総合的な情報提供・災害窓口の開設

本部事務室は、住民からの意見、要望、問合せ、罹災証明の発行等に対応するため、「災害窓口」を開設する。その際の設置場所は、市役所庁舎１階エントランスモール等とする。

７　安否不明者等の氏名等公表に係る連携協力

市は、県が策定した「災害時における行方不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に沿って対応するものとし、住民基本台帳事務における支援措置の有無確認等必要な協力を行うものとする。

第 13 節　消防活動

【実施担当部】

１　消防本部

〈方針〉

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより市民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、避難の安全確保を始め、重要な地域及び対象物の消火、救助及び救急活動等に当たり、市民の生命、身体及び財産を保護する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

〈実施内容〉

消防活動に対しての消防機関の地震災害応急対策は、「市計画」に定めるほか「岐阜市消防計画」及び「岐阜市大震消防対策」の定めるところによる。

岐阜市消防計画及び岐阜市大震消防対策は、別冊のとおりとする。

第 14 節　災害救助法の適用

【実施担当部】

１　全ての部

〈方針〉

市本部長は、大規模地震災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、「災害救助法（昭和22年法律118号）」の適用を要請する。同法が適用され、県本部長から災害救助活動について委任を受けた場合又は災害が切迫し、県本部長による災害救助活動を待ついとまがない場合は、市本部長がこれを実施し、被災者の保護と秩序の安定を図る。

〈実施内容〉

１　災害救助法の概要

(1)　災害が発生した場合

地震災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、被害を受けた者の保護と社会秩序の保全を図るために「災害救助法」が適用される。この制度は、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、「災害救助法」第 13 条第 1 項の規定により知事がその権限に属する事務を市長が行うよう通知した場合、救助の一部を市長が行うことができる。救助の種類、程度、方法及び期間については、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、地震災害発生直後は、市が一時繰替支弁することがある。

また、県及び市は、地震災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

(2)　災害が発生するおそれがある場合

災害発生前であっても住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生する恐れがある段階から関係機関との総合調整等を行う国の災害対策本部が設置されることとなり、併せて、当該本部が設置されたときは、都道府県知事等は、本部の所管区域とされた市町村の区域内において、「災害救助法」が適用される。

２　災害救助法の適用基準

(1)　適用の基準

本市において「災害救助法」が適用されるのは、次の場合である。

ア　本市において150世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

イ　県内において1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本市において75

世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

ウ　県内において7,000世帯以上の住家が滅失したとき又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする**内閣府令で定める特別の事情**※1がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、**内閣府令で定める基準**※2に該当したとき。

オ　災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

※1　内閣府令で定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2　内閣府令で定める基準

1　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

2　災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2)　被害計算の方法等

ア　住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

イ　被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。

ウ　飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

エ　災害の種別は限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

３　災害救助法との関係

(1)　市域に「災害救助法」が適用された場合、市本部長が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法により救助業務に移行される。

(2)　市域に「災害救助法」が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれを実施する。

(3)　実施した応急救助については、「災害救助法」が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては、市単独の救助で処理する。

４　救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分	摘要
避難所の設置及び受入れ	7日以内	各班	避難所へ派遣された市職員
炊出し及び食品の給与	7日以内	生活福祉一班 生活福祉二班 生活福祉三班	
飲料水の供給・運搬	7日以内	営業班	
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	経済政策班	確保及び輸送は県本部が行う
医療	14日以内	地域保健班 各保健センター班 医療救護班	医療班派遣については、県本部、日赤支部においても実施する
助産	分娩した日から7日以内		
仮設住宅の建設	災害発生日から20日以内	住宅班	
住宅応急修理	3ヵ月以内	福祉政策班 公共建築班	
障害物の除去	10日以内	道路建設班	
学用品の給与	教科書1ヵ月 文房具・通学用品15日以内	学校指導班	確保及び輸送は県本部が行う
災害にかかった者の救出	3日以内	各消防署班	
遺体の捜索	10日以内	各消防署班	
遺体の処置	10日以内	保健衛生政策班	
遺体の埋葬	10日以内	市民協働生活政策班	
応急救助のための人夫	各救助の実施期間	各班	県本部
応急救助のための輸送			

注　実施期間は、助産を除き災害発生の日からの期間である。

５　災害救助実施状況の報告

市本部事務室は、それぞれの担当班からの報告に基づき、救助日報**(様式５号)**を作成し、毎日午前8時30分までにその状況を県本部防災班に報告する。

救助日報に関し、各班から本部事務室に対する報告は、報告事由の発生の日の翌朝までに文書(出先機関については、電話)により行う。

■救助種類別業務報告一覧

報告事項		報告様式		その都度報告	日報	期間指定報告	担当班
		様式 NO	様式名称				
被害	概況報告	20	住家等一般被害状況報告書	○			福祉政策班 災害対策本部総務班
	中間報告			○			
	確定報告					○2 日以内	
避難所設置	開設報告	－	－	○			各班（地域派遣職員）
	受入れ状況報告	5	救助日報		○		
	閉鎖報告	－	－	○			
炊出し状況報告		5	救助日報		○		生活福祉一、二、三班
飲料水供給・運搬状況報告		5	救助日報		○		営業班
必需品給与被服寝具生活	世帯構成員別被害報告	63	世帯構成員別被害状況			○2 日以内	経済政策班
	支給状況報告	5	救助日報		○		
	支給完了報告	－	－	○			
仮設住宅設置	住宅対策報告	66	住宅総合災害対策報告書			○5 日以内	福祉政策班
	入居該当世帯報告	67	応急仮設住宅入居該当調			○5 日以内	
仮設住宅設置	着工報告	5	救助日報		○		住宅班
	竣工報告	5	救助日報		○		
	入居報告	－	－	○			
住宅応急修理	住宅対策報告	66	住宅総合災害対策報告書			○5 日以内	福祉政策班
	住宅応急修理該当世帯報告	68	住宅応急修理該当世帯調			○5 日以内	
	着工報告	5	救助日報		○		公共建築班
	竣工報告	5	救助日報		○		
障害物除去	住宅対策報告	66	住宅総合災害対策報告書			○5 日以内	道路建設班
	障害物除去該当世帯報告	69	障害物除去該当世帯調			○5 日以内	
	障害物除去状況報告	5	救助日報		○		
	障害物除去完了報告	－	－	○			
医療・助産	医療班出動要請	－	－	○			保健衛生政策班（医療救護班）
	医療班出動報告	71	医療班出動編成表	○			
	医療・助産実施状況報告	5	救助日報		○		
罹災者救出状況報告		5	救助日報		○		消防班

学用品支給	被災教科書報告	72	被災教科書報告書			○5 日以内	学校指導班
	学用品給与状況報告	5	救助日報		○		
	学用品給与完了報告	－	－	○			
遺体捜索状況報告		5	救助日報		○		消　防　班
遺体処理状況報告		5	救助日報		○		保健衛生政策班
埋葬救助状況報告		5	救助日報		○		市民協働生活政策班
輸送賃金職員雇上げ状況報告		5	救助日報		○		基盤整備政策班
救助期間、程度、方法の特別申請		－	－	－	－	各救助実施期間中	

※　各節に共通する様式

１　救助実施記録日計票**（様式 73 号）**　２　救助の種目別物資受払状況**（様式 74 号）**

６　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれがある者	① 基本額 避難所設置費 1 人 1 日につき 360 円 ② 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内 ※協議の上期間延長あり	① 費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材、建物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費を含む ②避難にあたっての輸送費は別途計上 ③避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置	災害が発生する恐れのある場合において、被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者	① 基本額 避難所設置費 1 人 1 日につき 360 円 ② 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害救助法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	① 費用は災害が発生する恐れがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備のための賃金職員等借上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ② 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 ① 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ② 基本額 1 戸当たり平均 7,089,000 円以内 ③ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	① 着工期間 災害発生の日から 20 日以内 ② 供与期間 2 年以内	① 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。 ② 同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会に利用する施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) ③ 高齢者等を数人以上受け入れる「福祉仮設住宅」を設置することができる。
		○賃貸型応急住宅 ① 規模 建設型応急住宅に準じる ② 基本額 地域の実情に応じた額	① 災害発生の日から速やかに借上げ、提供 ② 供与期間は建設型応急住宅に準じる	① 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする
炊き出しその他による食品の給与	① 避難所に受け入れられた者 ② 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等で炊事ができない者	1 人 1 日につき 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	① 支出範囲 主食費、副食費、燃料費等 ② 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th colspan="2">費用の限度額</th><th>期　間</th><th colspan="3">備　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>災害のため飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td colspan="2">地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 7 日以内※厚生労働省と協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">① 支出範囲
水の購入費、給水・浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費、資材費
② 輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な家財を亡失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">世帯人員別基本額（下記表による金額（単位 円）以内）

夏季（4 月～9 月）
冬季（10 月～3 月）
（夏季・冬季の季別は災害発生日をもって決定）</td><td>災害発生の日から 10 日以内
※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">① 給与、貸与範囲
・被服、寝具、身のまわり品
・日用品
・炊事用具、食器
・光熱材料
② 備蓄物資の価格は年度当初の評価額
③ 現物給付に限る</td></tr>
<tr><td>世帯区分
被害程度等</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td><td>6 人以上 1 人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊・全焼流出</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊・半焼床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
<tr><td>医療の給付</td><td>災害のため医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="2">① 救護班が使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費は実費
② 一般の病院等による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内
③ 施術者による場合は、協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内
※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">給付範囲
・診察
・薬剤、治療材の給与
・処置、手術その他治療及び施術
・病院又は診療所への受入れ
・看護
※患者等の輸送費は、別途</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者で、災害により助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="2">① 救護班が使用した衛生材料は、実費
② 助産師による場合は、慣行料金の 8 割以内の額</td><td>分娩した日から 7 日以内
※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">給付範囲
・分娩の介助
・分娩前、分娩後の処置
・脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与
※妊婦等の移送費は、別途</td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にあるもの</td><td colspan="2">地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 3 日以内
※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">① 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。
② 輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
災害にかかった住宅の応急修理	【大規模半壊・中規模半壊・半壊】 ① 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者 【準半壊】 災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】 １世帯あたり 739,000 円以内 【準半壊】 １世帯あたり 358,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第23条の3第1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	応急修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水により学用品を亡失し、又は毀損したため就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校児童生徒、高等学校等生徒	① 教科書 教科書等の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ② 文房具・通学用品 1 人につき ・小学校及び義務教育学校前期課程児童 5,500 円以内 ・中学校及び義務教育学校後期課程生徒 5,800 円以内 ・高等学校等生徒 6,300 円以内	① 教科書 災害発生日から 1 月以内に完了 ② その他学用品 災害発生日から 15 日以内に完了	① 備蓄物資は評価額 ② 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者	1 体につき ・12 歳以上 232,200 円以内 ・12 歳未満 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了 ※協議の上期間延長あり	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる
死体の捜索	災害により現に行方不明であり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者	地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内に完了	① 支出範囲 ・舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費、購入費 ・修繕費・燃料費等 ② 輸送費、人件費は別途計上 ③ 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡したものと推定している。

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
死体の処置（埋葬は除く）	災害の際死亡した者	① 死体の洗浄、縫合、消毒：1 体につき 3,700 円以内 ② 死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時：通常の実費 ・上記が利用出来ない場合：1 体につき 5,900 円以内 ・救護班以外の検案：当該地域の慣行料金	災害発生の日から 10 日以内に完了	① 検索は原則として救護班 ② 輸送費、人件費は別途計上 ③ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で、自己資力では除去することができない者	市内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均 1 世帯あたり 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	① 除去範囲 ・居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分 ② 支出範囲 ・スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、購入費 ・輸送費 ・賃金職員等の雇上費
輸送費、賃金職員雇上費の支出範囲	① 被災者の避難 ② 医療、助産 ③ 被災者の救出 ④ 飲料水の供給 ⑤ 死体の捜索 ⑥ 死体の処置（埋葬除く） ⑦ 救済用物資の整理配分 ⑧ 避難者の避難に係る支援	地域における通常の実費	救助の実施期間	対象⑧について、災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバスの借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員借上費

第 15 節　避難対策

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　基盤整備部　　３　都市建設部　　４　まちづくり推進部
５　福祉部　　６　保健衛生部　　７　消防本部　　８　避難所施設を管理する部

〈方針〉

大規模地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあり、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。市は、「災害対策基本法」等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

〈実施内容〉

１　応急措置概要

(1)　高齢者等避難

地震に伴う災害が発生するおそれがある場合は、危険区域の住民に高齢者等避難を伝達し、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要し緊急避難の対応が困難な者を予め指定した避難所への避難を開始させるとともに、通常の避難行動ができる住民に対して避難準備を開始させる。

(2)　避難指示

避難していない住民に対して、危険な場所から全員避難するよう避難行動に移らせる。

(3)　緊急安全確保

地震災害が実際に発生していることを把握した場合又は地震災害が切迫している場合に、可能な範囲で発令し、命を守る行動及び直ちに安全確保を求める。

２　避難指示の実施者

(1)　市長の措置（災害対策基本法第60条第1項）
(2)　水防管理者（市長）の措置（水防法第29条）
(3)　県知事の代行措置（災害対策基本法第60条第5項）
(4)　県知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
(5)　警察官の措置（災害対策基本法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）
(6)　自衛官の措置（自衛隊法第94条第1項）

３　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施

(1)　実施責任者

ア　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は、市長とする。

イ　市長が不在又は事故ある場合の実施責任者順位を次のように定める。

第一順位　副市長　　第二順位　危機管理部長　　第三順位　理事の職にある者

(2)　伝達等

情　報　種　別	伝達内容	伝達手段	担当部長（部）
高齢者等避難	①避難対象地域 ②避難先 ③事前避難すべき理由 ④その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線 ③岐阜市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ④岐阜市公式ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ ⑤岐阜市公式ツイッター ⑥岐阜市公式ＬＩＮＥ ⑦緊急割り込み放送(防災ラジオ自動起動) ⑧緊急速報メール ⑨自主防災隊長へ電話連絡 ⑩総合防災情報システムメール ⑪民間事業者ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ ⑫スマートフォンアプリ	危機管理部長
避難指示	①避難対象地域 ②避難先 ③避難路 ④避難指示の理由 ⑤その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線（サイレン吹鳴） ③岐阜市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ④岐阜市公式ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ ⑤岐阜市公式ツイッター ⑥岐阜市公式ＬＩＮＥ ⑦緊急割り込み放送(防災ラジオ自動起動) ⑧緊急速報メール ⑨自主防災隊長へ電話連絡 ⑩総合防災情報システムメール ⑪民間事業者ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ ⑫スマートフォンアプリ ⑬岐阜放送､ｴﾌｴﾑ岐阜等報道機関への情報提供	

緊急安全確保	①避難対象地域 ②避難先 ③避難路 ④緊急安全確保の理由 ⑤その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線（サイレン吹鳴） ③岐阜市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ④岐阜市公式ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ ⑤岐阜市公式ツイッター ⑥岐阜市公式ＬＩＮＥ ⑦緊急割り込み放送(防災ラジオ自動起動) ⑧緊急速報メール ⑨自主防災隊長へ電話連絡 ⑩総合防災情報システムメール ⑪民間事業者ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ ⑫スマートフォンアプリ ⑬岐阜放送､ｴﾌｴﾑ岐阜等報道機関への情報提供	
避難者受入れ （高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したとき）		上記各広報に併せて実施	①避難所開設調整 危機管理部 ②避難所開設 施設管理する部

注：表中の伝達手段のうち防災行政無線について、特に緊急性の高い情報である避難指示、緊急安全確保の伝達を行う場合は、切迫した状況であることを確実に伝達するため、放送時にサイレンを吹鳴する（60秒吹鳴→5秒休止→60秒吹鳴 の後に音声放送)。

(3)　住民に対する関係機関の連絡フロー

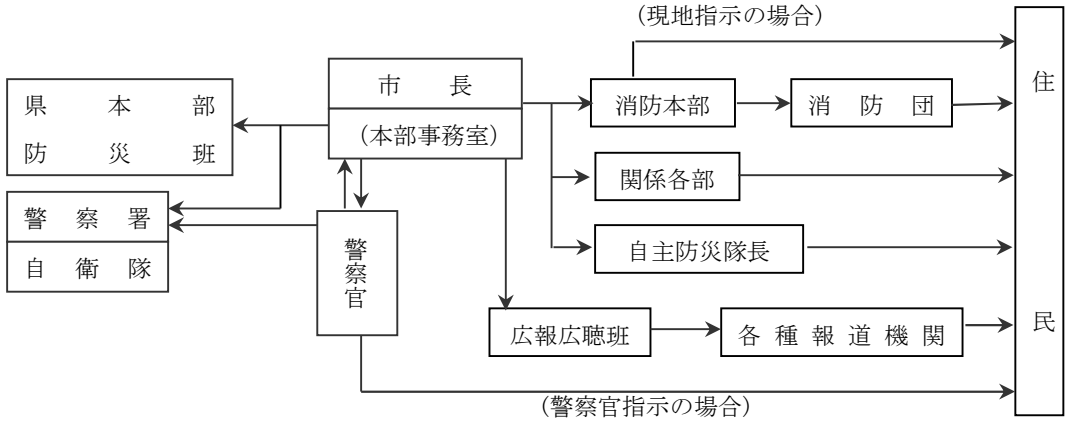

(4)　伝達を要する機関

ア　病　　院　　保健衛生政策班

イ　保 育 所　　子ども保育班

ウ　小中高等学校及び幼稚園　　教育政策班

エ　要配慮者が入所している施設

介護保険班、障がい福祉班、高齢福祉班、子ども支援班

参照：要配慮者利用施設一覧（巻末資料）

４　避難所の開設

(1)　避難所の開設

危機管理部は、地震災害により住民の避難、受入れの必要が生じたときは、地震災害の状況に応じ適切な避難所を開設する。その際、施設の安全性を確認するとともに、当該避難所においてライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合などにおいては、あらかじめ指定避難所として指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。開設した場合は、同報系防災行政無線による放送、自主防災隊長への電話連絡、メール配信、被害情報集約システムへの入力等により、開設状況を伝達するとともに岐阜県へ報告すること。

なお、感染症の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保する。

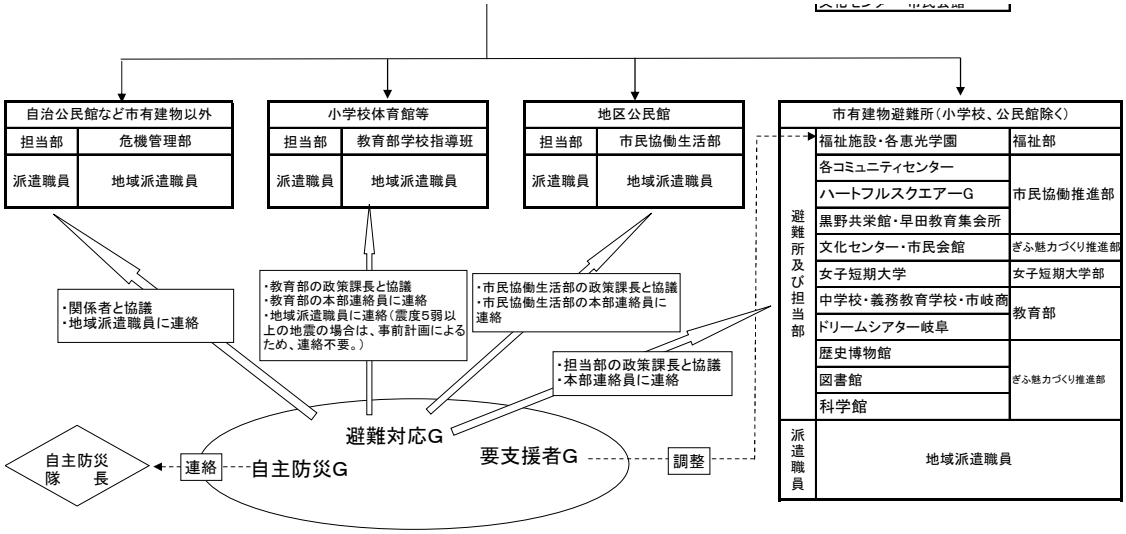

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧　（巻末資料）

指定一般避難所一覧　（巻末資料）

その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設一覧（巻末資料）

(2)　避難所における措置

ア　避難者の受入れ

イ　避難者に対する給水、給食措置

ウ　負傷者に対する医療救護措置

エ　被災者に対する生活必需品の供給措置

オ　その他被災状況に応じた応急救護措置

(3)　指定福祉避難所の開設

避難所で避難生活が困難な要配慮者に対しては、福祉部が指定福祉避難所への受入れ調整を行う。

なお、福祉部は、必要に応じ市社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人等に要請してヘルパーの派遣に努める。

参照：福祉避難所一覧　（巻末資料）

(4)　避難所開設状況の報告

地域派遣職員（本部担当）は、受入れ状況を確実に把握し、岐阜市総合防災情報システムに入力する。

なお、市本部総務班情報処理グループは、システム情報等を活用し、次の記録を作成する。

ア　救助実施記録日計票**（様式 73）**

イ　救助日報**（様式５号）**

ウ　救助の種目別物資受払状況**（様式 74 号）**

エ　避難所設置及び受入れ状況**（様式 75 号）**

オ　避難所用施設及び器物借用整理簿**（様式 76 号）**

５　避難誘導

(1)　実施責任

避難誘導は、都市建設部及びまちづくり推進部を中心とし、消防団員、警察官との連携を図りつつ、自主防災組織の協力も得て実施する。

(2)　地域別避難誘導順位

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(3)　避難者別避難誘導順位

第１順位　傷病者、心身障がい者、高齢者等の避難行動要支援者

第２順位　防災活動従事者以外の者

第３順位　防災活動従事者

(4)　避難誘導実施者の留意事項

小学校等就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市、施設間の連絡、連携に努める。

(5)　避難行動をとる者の留意事項

ア　できる限り、自治会ごとに集団で避難を実施する。なお、集団避難においては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、必要に応じ脱落等を防ぐためロープ等により確保に努める。また、集団の配列においては、避難行動要支援者を中央の安全な場所に位置させる。

イ　避難時の服装は、夏期等でも身体の露出を避け、できる限り厚着をするとともに、災害の状況に応じ座布団等で頭部保護する。

ウ　夜間は、懐中電灯を活用し安全を図る。

エ　避難は、徒歩を原則とするが、身体の障がい等により徒歩での避難が困難な場合は、車両等により避難する。

協定：災害時における要援護者の輸送協力に関する協定（岐阜県タクシー協会岐阜支部）

オ　避難場所等へ緊急的に避難した後、一定の安全が確認できた段階において、自宅等が損壊し生活できない者は避難所で生活を送り、自宅で生活可能なものは、できる限り個人備蓄を活用し在宅避難生活を送る。

６　避難所の運営

避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」、「避難所運営マニュアル（指定管理者編）」、「避難所運営マニュアル（感染症対策編）」により運営する。（在宅被災者への対応を含む。）

(1)　避難所における生活環境維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものとするため、避難所開設当初からパーテーションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況、避難者の健康状態及び避難所の衛生状態等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるものとする。

また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、様々な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営管理に努める。なお、長期避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアにも努める。また、避難所環境の維持、向上のための物資については、市の備蓄品を活用するほか、必要な応じ、関係団体との協定を活用し確保する。

協定：災害時における物資の供給に関する協定（大丸板紙加工株式会社）
災害時における畳の提供に関する協定（5 日で 5000 枚の約束。実行委員会）
災害時等における避難所生活環境向上に係る資材等の提供に関する協定
（（一社）日本カーペットタイルリセット協会）
災害時における物資調達に関する協定書（岐阜県テント・シート工業組合）

(2)　避難所に滞在することができない被災者の生活環境確保

市は、在宅での避難者や、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、**本章第17節食料供給活動、第18節給水活動、第19節生活必需品供給活動**に基づく必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。さらに、市、福祉関係、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するように努めるものとする。

・在宅避難者等

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

・車中泊避難者等

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(3) エコノミークラス症候群対策

市は、指定拠点避難所に備蓄しているエコノミー症候群への注意や予防法を記載したリーフレットを配布、掲示し、注意喚起を行う。指定避難所の避難者、車中避難者、在宅の避難者等へ広く注意喚起するにあたり、必要に応じ消防団車両による広報を実施する。

また、保健活動チームの巡回時等に、予防効果のある弾性ストッキングを、必要性の高い避難者に配布する。

(4)　ボランティアの活用

市本部は、自主防災組織や岐阜市災害ボランティアセンターと連携を図り、被災者のニーズを的確に把握し、岐阜市赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を得て、避難所の生活環境の保持に努める。

また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の自治体等に対し協力を求めるものとする。

(5)　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

まちづくり推進部は、避難者の健全な住生活の早期確保や、学校が指定避難所として使用される場合における学校教育の早期再開のため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努める。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

７　自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、次により避難活動を実施する。

(1)　避難指示等の地域内居住者への伝達の徹底
(2)　避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
(3)　高齢者、傷病者、身体障がい者等の支援を要する者の介護及び搬送
(4)　防火、防犯措置の徹底
(5)　組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
(6)　地域内居住者の避難の把握

８　避難対策に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、避難状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における受入れ期間の延長

市本部は、地震災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、地震災

害発生の日から５日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域

ウ　延長を要する理由又はその状況（具体的に）

エ　その他（期間延長を要する避難所名及び受入れ人員）

９　避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。なお、解除に関する情報伝達は、発令時と同じ手段により実施することを原則とする。

第 16 節　建築物・宅地の危険度判定

【実施担当部】

１　まちづくり推進部

〈方針〉

大規模地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「協議会」という。）が定める「判定要綱及び判定業務マニュアル」に基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

〈実施内容〉

１　判定実施本部の設置等

(1)　判定実施本部の設置

災害対策本部事務室は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合又は宅地が大規模かつ広範囲に被災し危険度判定を要すると判断した場合は、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じる。

(2)　被災建築物応急危険度判定実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長は、建築指導課長とし、実施本部員、判定実施者（部内）については、被災建築物応急危険度判定実施本部長が指名する。

(3)　被災宅地危険度判定実施本部長

被災宅地危険度判定実施本部長は、開発・盛土指導課長とし、判定本部員、判定実施者（部内）については、被災宅地危険度判定実施本部長が指名する。

２　被災建築物応急危険度判定

(1)　被災建築物応急危険度判定士の要請

判定実施本部は、まちづくり推進部の職員のみでは被災建築物危険度判定を実施することが困難な場合には、県知事へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(2)　判定作業の準備

まちづくり推進部は、判定がスムーズに行えるよう判定作業実施の当日までに以下を準備する。

ア　判定マップと判定街区の割り当て
イ　判定士受入れ名簿と判定チーム編成
ウ　判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品
エ　判定建物の範囲（規模、用途）

(3)　判定作業の広報

災害対策本部事務室は、同報系防災行政無線やマスコミ機関等により、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(4)　判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定士は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口もしくは外壁等の見やすい位置に「緑：調査済」「黄：要注意」「赤：危険」を表示する。

(5)　判定結果の集計・報告

被災建築物応急危険度判定士は、判定終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

３　被災宅地危険度判定

(1)　判定実施本部等の組織編成

判定実施本部長は、被災宅地の全般的な状況、対象宅地の想定数、動員できる職員数等を勘案して判定実施本部等を組織する。また、判定活動を円滑に進めるために、連絡網を整備する。

(2)　岐阜県への支援要請

判定実施本部長は、宅地判定士等、判定資機材、輸送手段、宅地判定士等の宿舎等の確保、車両等の確保などについて、岐阜県判定支援本部長に対し支援要請を行う。

(3)　判定作業の準備

ア　判定実施計画の作成

判定実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等（火災・大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救助、立ち入り禁止区域、避難場所等）に基づき、判定実施計画を作成する。また、被災の範囲、被災地の状況等や判定作業の進行に応じて見直しを行う。

イ　判定実施区域の設定

被災地の状況等を考慮し、判定実施区域のゾーニングと優先順位付けを行う。

ウ　判定調査体制の整備

判定実施計画、判定実施区域等を勘案して実施可能な調査体制を整備する。

エ　判定実施対象施設

擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面、自然斜面、排水施設、その他

オ　判定実施期間

地震災害発生後、速やかに実施し、２週間程度以内に終了する。

(4)　判定作業の広報

災害対策本部事務室は、同報系防災行政無線やマスコミ機関等により、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(5)　判定結果の表示

被災宅地危険度判定士は、応急危険度判定結果を、見やすい位置に「大：立ち入り禁止」「中：立ち入り制限」「小：当面問題なし」を表示する。

(6)　判定結果の協力依頼

判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力依頼あるいは宅地造成等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合は、避難指示、応急措置等を行う。

(7)　判定結果の集計・報告

被災宅地危険度判定士は、判定終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

４　被災建築物及び被災宅地の危険度判定と住家被害認定調査との連携

被災した建築物と宅地の危険度判定に係る情報について、効率的に判定業務を行うため、それぞれの判定業務において情報共有できるよう連携を図るとともに、住家被害認定の調査業務に必要となる情報を提供する。

５　各種調査の趣旨の周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることから、市は、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第 17 節　食料供給活動

【実施担当部】

１　福祉部　　２　保健衛生部　　３　経済部

〈方針〉

大規模地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

〈実施内容〉

１　実施体制

(1)　実施主体

炊出し及び食品給与の実施は、生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班が、健康づくり班の協力を得て行う。

小学校、中学校等、共同給食施設を利用して炊出しを行う場合は、各保健センター班の協力を得て行う。

参照：共同給食施設一覧（巻末資料）

(2)　供給活動における配慮

被災者への食料等を供給する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても食料等が供給されるよう努める。

食事制限やアレルギー対応等食事に対する配慮が必要な被災者にも安全な食料等が供給されるよう、管理栄養士等と連携する。

また、市は在宅避難者等の支援拠点において、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

さらに、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

２　実施場所

炊出しの実施は、中学校、小学校等の調理、給食施設等を利用して行う。なお、当該炊出し実施場所以外に避難所を開設している場合は、各避難所に運搬する。

参照：炊出し施設場所等一覧（巻末資料）

３　炊出しの方法

炊出しは、自主防災組織、女性の会連絡協議会、ボランティア等の協力者又は炊き出しを受ける者の協力を得て、供給可能な対象数とその内容などを把握したうえで実施する。炊出しには、備蓄食料や支援食料を活用するほか、弁当等による実施も検討する。

(1)　主食

主食は、通常135,000食備蓄しているアルファ化米とするが、食料提供期間及び避難者数等から、備蓄のアルファ化米の不足が予測される場合は、早急に協定等により米、パンを供給する。

なお、主食の確保が困難な場合は、確保条件を示して県支部総務班を経由し県本部農政班に要請する。

(2)　副食

食料の提供が長期に及ぶと予想される場合は、協定等により副食を供給する。なお、副食は、缶詰、びん詰、梅干し、つけ物等輸送配分に便利なものとする。

(3)　湯茶

防疫上生水の飲用を避けるため、炊出しに併せ必ず湯茶の供給を行う。

(4)　献立

炊出し用献立は、災害条件あるいは地理条件によって一定できないが、できるだけ栄養価等を考慮する。

(5)　責任者の立会い

炊出しの場所には、生活福祉一班員、生活福祉二班員及び生活福祉三班員が赴く。

(6)　業者委託

市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。

参照：製パン製造業者・主食米卸売業者・米飯委託加工業者（巻末資料）
災害用備蓄食料等（巻末資料）

４　食料の運搬

生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班は、市所有車両あるいは共同給食施設所有車両等を使用し、食料の運搬を行う。

５　食料、燃料の確保

炊出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等は、生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班からの情報を基に、商工班及び経済政策班において調達確保する。

なお、炊出しに必要な米穀等は、市内の米穀業者等から購入する。市は、都市ガスの供給停止に備え、指定拠点避難所にプロパンガスボンベを設置している。燃料が不足する場合は、岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部との協定により、プロパンガスの提供を受ける。

【食料】

協定：災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）
緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（イオン㈱中部カンパニー）
災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）
災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定

（岐阜流通センター協同組合連合会）

災害時における食糧供給に関する協定書（㈱コガネパン）

【燃料】

覚書：災害時の熱源確保に関する覚書　（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）

災害時における燃料確保に関する覚書（岐阜県石油商業組合岐阜支部）

６　応援等の手続

市本部において炊出し等食品の給与及び物資の調達ができないときは、「災害救助食料（米穀）緊急引渡申請書」**（様式第77号）**により、県農政部農産園芸課に要請、又は「災害時における炊き出し支援の要請書」**（様式第77号-1）**により、県健康福祉部 生活衛生課を通じて、（一社）岐阜県調理師連合会に支援を要請する。

ただし、緊急を要するときは、次の事項を明示し、直接隣接市町村に応援等を要請する。

(1)　炊出しの実施

ア　所要食数(人数)

イ　炊出し期間

ウ　炊出し食品送付先

(2)　物資の確保

ア　所有物資の種別数量

イ　物資の送付先及び期日

７　食品衛生

炊出しにおいては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1)　炊出しの施設には、飲料適水を十分供給する。

(2)　供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。

(3)　炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

(4)　供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意する。

(5)　使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管に注意する。

(6)　炊出し施設は、学校の調理、給食施設等を利用し、湿地、ほこりが多い場所等、衛生上、炊出しに不適切な場所は避ける。

(7)　腹痛、下痢、嘔吐等の発症者があった場合は、直ちに本部事務室に連絡するとともに、医師の手配を行う。

(8)　食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を把握するとともに、食品品質の低下を防ぐため、できる限り涼しい場所に保管する。

８　食料供給に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、食糧供給状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における炊出し期間の延長

市本部は、地震災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、地震災害発生の日から７日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域及び対象人員

ウ　延長を要する理由又はその状況

９　その他事務手続き

炊き出しの場所へ赴く、生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班員は、各炊出し場所に責任者を派遣し、次の諸記録を作成し、整備保管させるともに炊出しの状況を報告させる。各班は、報告を受けた内容をとりまとめ、市本部へ報告する。市本部は救助日報（様式5号）により県本部に報告する。

(1)　救助実施記録日計票**（様式73号）**

(2)　救助の種目別物資受払簿**（様式74号）**

(3)　炊出し給与状況**（様式78号）**

(4)　炊出し協力者、奉仕者名簿**（様式79号）**

第 18 節　給水活動

【実施担当部】

１　上下水道事業部　　２　消防本部　　３　福祉部　　４　保健衛生部

〈方針〉

大規模地震災害により飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、飲料水の供給を迅速かつ的確に行う。

〈実施内容〉

１　実施体制

(1)　実施主体

飲料水供給の直接の実施は、上下水道事業部が担当し、消防本部、生活福祉一班、生活福祉二班、生活福祉三班、生活衛生班の協力を得て、次の担当区分により実施する。

ア　飲料水の確保(上水道施設班、営業班、上水道事業班)

イ　飲料水の運搬(消防署班、営業班、上水道事業班、維持管理班)

(2)　給水活動における配慮

炊き出し場所での給水にあたっては、炊き出し担当班（生活福祉一班、生活福祉二班）と協力し、円滑に実施するよう努める。

被災者への給水等を実施する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても給水等が実施されるよう努める。

(3)　備蓄品の活用による給水活動の補完

発災直後においては、**第２章第７節必需物資の確保対策**により備蓄している飲料水を被災者に提供し、飲料水を確保する。

また、市は、拠点となる避難所に浄水器を備蓄しており、給水活動により十分な給水が得られない場合には、自主防災組織の協力を得て、耐震性貯水槽の水を浄水器によって浄化し、被災者に提供する。

２　給水方法

飲料水は、概ね次の方法により確保し、供給する。

(1)　被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車(タンク車を含む)に積載し又は容器により給水拠点等に運搬供給する。

(2)　水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、充分な清掃及び消毒を行い、水質検査(通常の理化学検査)を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(3)　水道以外の水源を使用する場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(4)　給水順序

飲料水の供給に当たって順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行う。

ア　避難所及び炊出し場所
イ　病院(基幹病院及び人工透析病院を優先する)
ウ　断水地域の住民、施設

(5)　給水用機械器具保有の状況は、次のとおり。

保管場所／種類	鏡　岩 水源地	雄　総 水源地	本　荘 水源地	下川手 水源地	市　橋 水源地	西　郷 水源地	黒野第2 水源地	三輪第2 水源地	木　田 水源地
給水タンク	(1000ℓ)2 (2000ℓ)1 (600ℓ)5	(1000ℓ)2	(1000ℓ)7	(1000ℓ)3			(1000ℓ)2	(1000ℓ)2	(1000ℓ)1 (600ℓ)2
非常用給水袋背負い式(6ℓ)	(6ℓ)600	(6ℓ)300	(6ℓ)200	(6ℓ)200	(6ℓ)300	(6ℓ)100	(6ℓ)100	(6ℓ)100	

保管場所／種類	則　武 倉　庫	芥見野村 水源地	日野第2 水源地	一日市場 水源地	柳　津 水源地	佐　波 水源地	上下水道事業部 本庁舎	計
給水タンク	(1000ℓ)2 給水車(2000ℓ)1	(1000ℓ)1		(1000ℓ)1	(1000ℓ)1	(1000ℓ)1	給水車(1700ℓ)1 給水車(3800ℓ)1	(1000ℓ)　25 (2000ℓ)　1 (600ℓ)　7 給水車(1700ℓ)　1 給水車(2000ℓ)　1 給水車(3800ℓ)　1
非常用給水袋背負い式(6ℓ)	(6ℓ)1400	(6ℓ)200	(6ℓ)100	(6ℓ)100			(6ℓ)7250	(6ℓ)10950

３　応援等の手続き

市本部において飲料水の供給のできない時の応援等の手続きは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規定の定めるところによる。上水道事業班及び維持管理班は、災害の発生したときは災害時における応急復旧に関する協定に基づき岐阜市指定管工事協同組合に協力を求め、その損傷箇所の発見及び復旧に努める。

また、広報活動、電話対応及び給水活動について応援が必要と認められるときは、水道施設の災害に伴う応援協定に基づき、応援を要請する。

協定：災害時における応急復旧に関する協定書（岐阜市指定管工事協同組合）
岐阜県水道災害相互応援協定
水道施設の災害に伴う応援協定書
（株式会社ジェネッツ（現・ヴェオリア・ジェネッツ株式会社））

４　給水供給に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、給水状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における給水期間の延長

市本部は、地震災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、地震災害発生の日から７日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域及び対象人員

ウ　延長を要する理由

５　水道施設の応急復旧

上下水道事業部は、地震災害による水道事故に対処するため、次の事項を参考にし、緊急時の対応方針をあらかじめ災害応急マニュアル等により定めておく。

(1)　災害時の連絡体制

(2)　被災状況の把握、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等

(3)　応急給水の方法

(4)　必要な応急復旧用及び給水用資機材の備蓄、手配等の方法

(5)　水道等の衛生確保の方法

６　その他事務手続き

水道施設に被害があったとき本部事務室は、次の諸記録を作成し県支部総務班に報告する。ただし、水道事業者は、「岐阜県水道災害対策実施要領」に基づき県薬務水道課に報告する。

(1)　救助実施記録日計票**（様式73号）**

(2)　飲料水の供給簿**（様式80号）**

(3)　救助の種目別物資受払簿**（様式74号）**

第 19 節　生活必需品供給活動

【実施担当部】

１　経済部

〈方針〉

大規模地震災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することが出来ない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

〈実施内容〉

１　実施体制

物資の確保は、商工班がこれに当たり、被災世帯に対する割当及び支給計画は、経済政策班において行う。

２　生活必需品供給対象者

供給対象者は、地震災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、かつ、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者。なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

３　生活必需品の支給品目

生活必需品は、現物をもって行う。

供給品目	品　名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、まな板、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ちり紙、洗面用具、石鹸等
光熱材料	マッチ、ろうそく、ライター、固形燃料、懐中電灯等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

協定：災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）
緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（イオン㈱中部カンパニー）
災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）
災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定

（岐阜流通センター協同組合連合会）
災害時における物資の輸送等に関する協定（赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合）
災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定
（岐阜県トラック協会岐阜支部）

４　物資の輸送・調達

被災者に対する物資の輸送は、経済政策班が地域ごとに配分計画を作成し行う。

なお、輸送にあたっては、次の点を留意する。

(1)　物資の荷造りは、地域ごとに行う。

(2)　輸送は、原則として自動車輸送とする。

(3)　自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の的確を期す。

(4)　引継に当たっては「救助用物資引継書」**（様式 81 号）**に記載し、授受を明確にする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

５　物資の割当

物資の割当ては、次の方法で行なう。

(1)　割当台帳の作成

救助用物資割当台帳**（様式82号）**を全失世帯と半失世帯(床上浸水世帯を含む。)に区分して作成する。

(2)　割当の基準

市本部長が指示した基準による。

(3)　注意事項

物資の割当てについては、次の事項を留意する。

ア　割当ての基準(市本部長が指示したときは、その指示)を変更してはならない。

イ　世帯人員は、罹災者台帳に記載された人員で、地震災害発生の日における構成人員による。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定する者は除く。

ウ　世帯の全員が、「災害救助法」適用外市町村に転出したときは除く。

エ　地震災害発生後出生した者があるときは、本部事務室に連絡した上で割当てる。

オ　性別、年齢等により区分のある物資は、実情にあわせて割り当てる。

６　物資の支給方法

物資の支給場所は、事務所、避難所、事務所等とし、物資の支給は、地域派遣職員が自主防災隊（団）の協力により行う。

７　物資の保管

経済政策班及び地域派遣職員は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの保管場所を

選定するとともに、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、市本部長の指示のあるまで経済政策班が責任を持って保管する。

なお、市本部長は、当該物資保管場所の警備について警察機関に要請する。

８　生活必需品供給に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、生活必需品供給状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における生活必需品供給期間の延長

市本部は、地震災害発生の日から10日以内に打ち切ることができない場合は、地震災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請については、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間
イ　延長を要する地域
ウ　延長を要する理由
エ　延長を要する地域ごとの世帯数等

９　その他事務手続き

(1)　救助用物資引継書**（様式81号）**
(2)　救助用物資割当台帳**（様式82号）**
(3)　救助実施記録日計票**（様式73号）**
(4)　物資の給与状況**（様式83号）**
(5)　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

10　生活保護法による被服等の支給

「災害救助法」が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、福祉事務所がその必要を認めた場合、「生活保護法」により次の物資を支給する。

(1)　被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

(2)　家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

第 20 節　応急住宅対策

【実施担当部】

１　まちづくり推進部　　２　福祉部　　３　上下水道事業部　　４　環境部
５　保健衛生部　　６　市民協働生活部　　７　都市建設部　　８　基盤整備部
９　経済部　　10　子ども未来部

〈方針〉

大規模地震災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅の毀損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

なお、被災直後における住宅の対策については、**本章第１５節避難対策**に定める避難所の開設及び受入れによる。

〈実施内容〉

１　住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種類及び順位による。

対策種別			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替をして住居とする。
		(3)借　用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設受入れ	(1)市営住宅入居	既存市営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	(1)災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2)地滑り等関連住宅融資	
	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による応急仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない世帯のために応急仮設住宅を供与する。

住宅の修繕	1 自　費　修　繕		被災者が自力(自費)で修繕をする。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者に対して市が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1 自　費　除　去		被災者が自分(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し土砂石等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注)１　対策順位は、その種別によって対象者が異なり、また、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

２　「住宅の確保」のうち、４及び５の建設は、住家の全壊、全焼及び全流失（以下「全壊等」という。）した世帯を対象としたものである。

３　「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

２　住家等の被害状況調査

応急仮設住宅の建設、応急修理、障害物の除去は、住家被害の調査結果に基づき実施するため、福祉部等は、全壊等被害規模の大きな住宅等についての調査報告は、迅速に実施する。

３　応急仮設住宅の建設及び入居

地震災害のため住家が全壊等し、又は被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

なお、仮設にあたっては、国有財産や民間賃貸住宅の借り上げ、空き家等の利用についても考慮する。

(1)　実施体制

応急仮設住宅の建設は、福祉部の調査に基づき、まちづくり推進部において建設業者に請負わせて建設に当たる。ただし、市本部において実施できないときは、県支部総務班(救助係)に応援を要請するものとし、特に民間賃貸住宅の借り上げを行う場合には、岐阜県と不動産団体との協定を活用し迅速な確保に努める。

(2)　建築予定場所

応急仮設住宅建設の予定場所は、原則として被災現地周辺とし、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先的に選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。

参照：応急仮設住宅建設予定場所一覧（巻末資料）

(3)　建築の基準

ア　建築の基準、期間等については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、着工状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における着工期間の延長

市本部は、地震災害発生の日から20日以内に着工できない場合は、地震災害発生の日から20日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　期間の延長を要する地域

(ｳ)　期間の延長を要する理由(具体的に)

(ｴ)　その他(期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等)

(4)　建設資材及び用地の確保

ア　建設資材

建設のための資材は、原則として受注業者が確保する。

ただし、地震災害時における混乱等により確保することが困難な場合は、まちづくり推進部は県本部（林政班又は産業政策班等）に斡旋を申請する。

イ　用地

まちづくり推進部は、応急仮設住宅の用地に関し、地震災害に対する安全性に配慮するとともに、あらかじめ必要戸数分の建設可能な用地を把握しておく。

(5)　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の入居手続は、**第６章第５節２罹災証明書の交付、同３被災者台帳の作成**に基づき関係各部が連携して行うものとする。入居者の管理は、入居者台帳により、福祉部が、まちづくり推進部、上下水道事業部、環境部、保健衛生部、子ども未来部、市民協働生活部等と連携のもとに行う。

入居後は、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに配慮する。

ア　家賃及び維持管理

(ｱ)　家賃は、無料とする。

(ｲ)　維持補修は、入居者の負担とする。

(ｳ)　地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

(ｴ)　維持補修に当たって原形が変更されるときは、市長に届け出て承認を受け実施する。

イ　入居者台帳の作成

応急仮設住宅入居者台帳**(様式84号)**を作成し、「災害救助法」による応急仮設住宅入居誓約書**（様式85号）**とともに整備保管しておく。

ウ　貸与期間等

被災者を応急仮設住宅へ入居させる場合は、その趣旨や貸与期間が２ヵ年であること等を説明し、「応急仮設住宅入居誓約書」**（様式85号）**を徴してから入居させる。

(6)　要配慮者への配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、応急仮設住宅への入居は、優先的に行う。なお、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

(7)　応急仮設住宅建設の着工及び竣工

まちづくり推進部は、着工報告及び竣工報告(写真添付)を、県本部防災班に提出する。

(8)　備付け帳簿等

福祉政策班は次のアからエに関して、入居者の管理を行う班は次のオ及びカについて、まちづくり推進政策班は次のキに関して諸記録を作成し、整備保管しておくとともに、救助日報の作成に必要な事項を市本部に報告する。市本部は、救助日報（様式5号）により、県本部に報告する。

ア　救助実施記録日計票**(様式73号)**

イ　救助の種目別物資受払状況**(様式74号)**

ウ　住宅総合災害対策報告書**(様式66号)**

エ　応急仮設住宅入居該当世帯調**(様式67号)**

オ　応急仮設住宅入居者台帳**(様式84号)**

カ　災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書**(様式85号)**

キ　敷地貸借契約、建設請負契約等関係書類

協定：災害時における建築物に係る応急対策に関する協定（岐阜県建築工業会）
災害時における建築物に係る応急対策に関する協定（岐阜市建築技術協会）

４　住宅の応急修理

地震災害のため住宅が半壊（焼）もしくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者に対し、住宅の応急修理を行う。

(1)　修理対象世帯の報告

福祉政策班は、次の各条件に適合する対象者の申請に基づき、修理予定者の被害程度及び資力を確認し、「住宅応急修理該当世帯調」**(様式68号)**により遅滞なく県本部防災班に報告する。

ア　災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者（大規模半壊世帯）

イ　災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯）

ウ　災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯）

(2)　実施体制

住宅の応急修理は、福祉政策班による前記(1)「修理対象世帯の報告」に基づき、まちづくり推進部が、対象工事の区別・審査を行う。なお、応急修理は、居室、便所、炊事場等、日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(3)　修理の基準、期間等

ア　修理の基準、期間等については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、修理状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における修理期間の延長

市本部は、地震災害発生の日から１か月以内に修理することができない場合は、地震災害発生の日から１か月以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請にあたっては、次の事項を明示する。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　期間の延長を要する地域

(ｳ)　期間の延長を要する理由(具体的に)

(ｴ)　その他(期間の延長を要する地域ごとの修理戸数等)

(4)　修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として請負業者が確保する。ただし、地震災害時における混乱等により確保することが困難なときは、まちづくり推進部は、県本部（林政班又は産業政策班等）に斡旋を申請する。

(5)　修理の着工及び竣工

まちづくり推進部は、着工報告及び竣工報告を、県本部防災班に提出する。

(6)　備付帳簿等

福祉政策班は次のア及びイに関して、まちづくり推進政策班は次のウ及びエ関して諸記録を作成し、整備保管しておくとともに、救助日報の作成に必要な事項を市本部に報告する。市本部は、救助日報（様式5号）により、県本部に報告する。

ア　住宅総合災害対策報告書**(様式66号)**

イ　住宅応急修理該当世帯調**(様式68号)**

ウ　住宅応急修理記録簿**(様式86号)**

エ　修理請負契約関係書類等

５　障害物の除去

地震災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等で、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、障害物の除去を行う。

(1)　除去対象世帯の選定

福祉政策班は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し「障害物除去該当世帯調」**(様式69号)**により、地震災害発生後５日以内に県本部防災班に報告

する。

ア　住宅が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。

イ　自己の資力では、障害物を除去することができない世帯であること。

ウ　高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等において、自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、除去すべき障害の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。

なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておく。

(2)　実施体制

障害物の除去は、福祉政策班による上記「除去対象世帯の選定」に基づき、基盤整備部及び経済部が、奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、若しくは機械器具を借り上げて、直接又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、市本部において実施不可能なときは、次の事項を明示して県本部防災班に応援の要請をする。

ア　応援を要する地域(作業場所)

イ　障害物の除去を要する戸数及び状況

ウ　応援を求める内訳(人員、機械、器具等)

エ　応援を求める期間

オ　その他

(3)　除去の基準、期間等

ア　除去の基準、期間等については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、除去状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における除去期間の延長

市本部は、地震災害発生の日から10日以内に障害物を除去できない場合は、地震災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　期間の延長を要する地域

(ｳ)　期間の延長を要する理由(具体的に)

(ｴ)　その他(期間の延長を要する地域ごとの戸数等)

(4)　報告事務手続

福祉政策班は次のア、エに関して、基盤整備部及び経済部（除去を実施した部）は、次のイ、ウに関して諸記録を作成し、整備保管しておくとともに、救助日報の作成に必要な事項を市本部に報告する。市本部は、救助日報（様式5号）により、県本部に報告する。

ア　障害物除去該当世帯調**(様式69号)**

イ　障害物除去記録簿**(様式87号)**

ウ　除去工事その他関係書類

エ　障害物除去対象者選考関係書類

覚書：災害時の応急対策に関する覚書（岐阜土木工業会）

６　住宅対策等の調査報告

福祉政策班は、地震災害が終了し住宅の被害が確定したときは、その他関係各班と協力して、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の種類により希望者を調査する。

(1)　希望調査

被災者に対し住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するなどして、次の希望者を調査し取りまとめる。

ア　公営住宅入居希望者
イ　公庫資金借入希望者
ウ　生活融資資金借入希望者
エ　母子福祉資金借入希望者
オ　父子福祉資金借入希望者
カ　寡婦福祉資金借入希望者
キ　社会福祉施設入居希望者
ク　応急仮設住宅入居希望者
ケ　住宅応急修理対象者
コ　障害物除去対象者

(2)　調査の注意事項

調査に当たっては、次の点に留意して行う。

ア　制度種別が極めて多く、かつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。

イ　建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する「災害救助法」による制度については、特に正確を期すよう努めること。

ウ　各制度別重複計上を避けるため、本人の第１希望のみにより計上するのではなく、その世帯条件等も十分考慮して、適切な種別が希望できるよう指導すること。

エ　各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと。

(ｱ)　応急仮設住宅と各種公営住宅
(ｲ)　応急仮設住宅と各種資金融資
(ｳ)　住宅の応急修理と各種資金融資
(ｴ)　障害物等の除去と各種資金融資

(3)　報告

福祉政策班は、調査が完了し、その対策を取りまとめたときは、「住宅総合災害対策報告書」**（様式66号）**により県本部防災班に報告する。

７　低所得世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、父子世帯あるいは寡婦世帯について、地震災害により住宅を失

い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

(1)　母子福祉資金の住宅資金
(2)　父子福祉資金の住宅資金
(3)　寡婦福祉資金の住宅資金
(4)　災害援護資金の貸付（岐阜県社会福祉協議会）

８　生活保護法による家屋修理

生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班は、「災害救助法」が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、「生活保護法」により、次の方法で家屋の修理をする。

(1)　家屋修理費等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2)　土砂等の除去費

家屋修理費の一環として前記(1)による基準の範囲内において、土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員借上費等

９　社会福祉施設への入所

福祉部は、地震災害により住宅を失い、又は破損等によって居住することができなくなった要介護者等の入所は、年齢、障がい等の程度により必要性の高い者を優先する。

また、施設の被害状況、避難者数等の状況等から、市区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

10　公営住宅法による災害公営住宅の建設

公営住宅は、大規模災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に、低所得被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し入居させる。

(1)　地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合
ア　被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき
イ　市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
ウ　滅失戸数が市の区域内の受託戸数の10％以上のとき
(2)　火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
ア　被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
イ　滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
(3)　建築戸数

被災滅失住家戸数の３割以内、激甚災害は５割以内とする。

(4)　建築費の国庫補助

建築時に要する費用（標準建築費まで）の３分の２

第 21 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

【実施担当部】

１　福祉部　　２　危機管理部　　３　ぎふ魅力づくり推進部　　４　保健衛生部
５　子ども未来部　　６　まちづくり推進部

〈方針〉

大規模地震発生時、要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救護体制を整備することが必要である。

そのため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な場面において、きめ細かな施策を行う。

〈実施内容〉

１　要配慮者対策

(1)　具体的な対策

市本部は、要配慮者を支援するため、できるだけきめ細かな対策を講ずる。

【対応策】

ア　要配慮者が必要な支援内容の把握(時系列で)

イ　要配慮者のニーズに応じた救護、援護

- 特別な食料(粉ミルク、液体ミルク、離乳食、形態調整食、かゆ食、アレルゲン除去食品、慢性疾患患者用特別用途食品)を必要とする者に対し、その確保、提供
- 要配慮者用資機材(車イス、要介護者・障がい者用トイレ、ベビーベッド、ダンボールベッド等)の提供
- ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣
- 情報提供
- 人工透析及び難病患者等への医療の確保等

ウ　指定避難所等での要配慮者への配慮

エ　要配慮者向け相談所の開設

オ　福祉避難所としての社会福祉施設の活用、ヘルパーの派遣

カ　寝たきりの高齢者や障がい者等の福祉避難所への搬送手段の確保
(岐阜県タクシー協会岐阜市部との協定による輸送協力、地域住民による搬送等)

キ　要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

協定：災害時における生活必需物資の調達に関する協定（株式会社トーカイ）
災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定(日本福祉用具供給協会)
災害時における物資の供給に関する協定（大丸板紙加工株式会社）
災害時における要援護者の輸送協力に関する協定(岐阜県タクシー協会岐阜支部)

(2)　情報把握

市本部は、関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿、個別避難計画や地図等を

利用するなどして、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

なお、避難行動要支援者を発見した場合は、次の情報を把握する。

ア　指定避難所等への移動の可否

イ　施設緊急入所等の緊急措置の有無

ウ　居宅での生活が可能な場合には、居宅保健福祉サービスの必要性

(3)　避難行動要支援者の避難誘導

住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織の避難行動要支援者支援班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

(4)　避難所での要配慮者の把握

市本部は、避難所等における高齢者や障がい者等の要配慮者等の状況について、地域派遣職員を通じて把握する。

また、福祉的支援の必要がある要配慮者が福祉避難所を利用できるよう、保健師等を避難所に派遣し、要配慮者の振り分け（スクリーニング）を行う。

(5)　岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜ＤＷＡＴ）の派遣要請

市本部は、避難所等の高齢者や障がい者等の要配慮者に、福祉的な支援を行う人材を必要とする場合には、本部事務室から県本部に、岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するよう要請する。

また、福祉避難所において資器材等が不足した場合は、「福祉避難所向け資器材等の融通に係る手続について（平成29年4月1日付）」で県の定める様式により、必要物品名及びその数量を記載の上、県本部に資器材等の融通を依頼する。

(6)　日本栄養士会災害栄養チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）の派遣要請

市本部は、避難所等において要配慮者や避難者に対する栄養・食生活支援や緊急栄養補給物資の支援を行う日本栄養士会災害栄養チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）の派遣を岐阜県栄養士会へ要請する。

(7)　災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請

市本部は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

２　社会福祉施設等の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を地震災害から守るため、次のような対策を講ずる。

(1)　入所者の保護

ア　迅速な避難

あらかじめ定められた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。避難については、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ　臨時休園等の措置

保育所にあっては、保育を継続することにより、乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。また、児童館、児童センター、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、

実情に応じた措置をとる。

ウ　負傷者等の救出、応急手当

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防本部に応援を要請する。また、医療その他の救助を必要とする場合は、本部事務室及び県支部総務班(救助係)に連絡又は要請する。

エ　施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市、県などの協力を得ながら施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ　施設職員等の確保

地震災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、本部事務室、県支部総務班(救助係)に連絡しその応援を要請する。

力　食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について、本部事務室、県支部総務班(救助係)に連絡しその支援を要請する。

キ　健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ、職員等の健康管理(特にメンタルケア)には、十分配意する。

(2)　被災者の受入れ(福祉避難所)

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後余裕スペース等を活用して、要配慮者等一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等のうち援護の必要性の高い者を優先する。

３　外国人（観光客含む）対策

ぎふ魅力づくり推進部は、公益財団法人岐阜市国際交流協会とともに「岐阜市災害時多言語支援センター」を設置し、シティエフエムぎふの緊急割込み放送や、インターネット等を利用して、多言語による正確な情報を伝達するとともに、避難所等の巡回や外国人（観光客含む）からの相談に対応するなど、避難所等に通訳ボランティアを派遣し、外国人（観光客含む）に対して必要な情報の提供を行う。

第22節　帰宅困難者対策

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　ぎふ魅力づくり推進部　　３　市民協働生活部　　４　行政部

〈方針〉

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

なお、多くの人が一斉に帰宅しようとすると、各地で混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、火災や沿道建物からの落下物により死傷するなど、大変危険な状態になるほか、救助・救命活動や消火活動、救援物資輸送などの応急対策活動の妨げにもなるため、まずは、むやみに移動を開始しないことを原則とする。

〈実施内容〉

１　事業所における帰宅困難者対応体制の整備

地震災害により、公共交通機関が途絶した場合、通勤、通学者の中から多数の帰宅困難者が発生するおそれがあり、帰宅困難者の関係のある企業、学校、宿泊施設（以下この節において「事業所」という。）において応急対策を実施する必要がある。

そのため、事業所においては、帰宅困難者対策を事務所防災計画に位置づけ、一定期間従業員等が滞在できるよう、食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄を進めるなど、対策の推進に努める。

２　情報提供

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、災害発生当初は、固定電話や携帯電話はかかりにくくなる可能性があるため、安否確認の手段として、災害用伝言ダイヤル１７１、携帯電話災害用伝言板、ｗｅｂ１７１などの利用について広報する。

また、防災行政無線、報道機関、インターネット、市役所1階エントランスモール大型モニター等により、帰宅困難者に次の情報を提供する。

(1)　余震、火災、建物被害情報
(2)　鉄道、道路の被害状況、運行状況や代替輸送の情報
(3)　帰宅経路情報
(4)　帰宅支援施設情報
(5)　コンビニエンスストア等の支援ステーションの情報

３　避難所対策、救援対策

事業所等での対応ができない帰宅困難者に対する対策は、次による。

(1)　避難所対策

ア　駅周辺における滞留者

市本部は、ハートフルスクエアーG、じゅうろくプラザなどＪＲ岐阜駅周辺において一時滞在施設の確保を図る。なお、必要に応じ、地域の避難状況を確認し、収容可能な避難所に受け入れる。

ＪＲ岐阜駅周辺一時滞在施設一覧

施設名	利用面積（㎡）	収容人数（人）	区域	備考
アクティブG	3,520	1,170	駅西	
じゅうろくプラザ	2,690	1,190	駅西	ホールを含む
ＪＲ岐阜駅	3,830	1,270	駅中	
アスティ岐阜	1,270	420	駅中	
ハートフルスクエアG	2,970	990	駅東	図書館を含む
合計	14,280	5,040		

イ　公共施設利用者等

多くの市民が利用する市役所庁舎１階の市民交流スペースを、災害時の一時帰宅困難者の受け入れスペースとして活用する。同スペースに設置のモニターで災害情報を提供するほか、特設公衆電話や携帯電話の充電等に活用できる非常用コンセントを設け、一時帰宅困難者の連絡手段を確保する。

(2)　救援対策

市は、帰宅困難者を救援するため、食料（約８千食）、飲料水（約２千ℓ）のほか、災害用簡易トイレ、寝袋等を備蓄している。

参照：災害用備蓄食料等（帰宅困難者用備蓄品一覧）（巻末資料）

(3)　帰宅困難者の安否連絡手段の確保

市は、帰宅困難者の一時滞在施設である市役所庁舎、ハートフルスクエアーG等に、特設公衆電話を事前設置している。

第23節　医療・救護活動

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）　　２　市民病院部　　３　福祉部
４　市民協働生活部　　５　消防本部　　６　教育部

〈方針〉

大規模な地震の発生により、医療機関自体も被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められ、また医療機関は被災しなくても、ライフラインが途絶すると高度な医療行為はできなくなる恐れがあるため、災害時医療救護計画により医療機関の被害状況を早急に把握し、迅速に医療救護班を編成するとともに、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

〈実施内容〉

１　医療班の編成

被災地の現地において医療、助産救助を実施するため、市民病院医療救護班は、市民病院医療班を編成し、必要に応じ出動する。

市民病院医療班は、概ね次により編成するが、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

班　名	班　　編　　成				
	医　師	看護師、助産師 又は保健師	薬剤師	事務職員	計
第１班（医　療）	１名	２名	１名	１名	５名
第２班（助　産）	１名	２名	１名	１名	５名
計	２名	４名	２名	２名	10名

（注）運転士については必要に応じ編成に加える。

２　救助対象者

(1)　医療救助

ア　負傷又は疾病により医療を必要とするが、地震災害のため医療の途を失った者。

イ　地震災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2)　助産救助

地震災害時（地震災害発生前後７日以内）に分娩した者で、地震災害のため助産の途を失った者。（死産、流産を含む。）

３　実施の方法

医療の実施は、地震災害の規模等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

(1)　市民病院医療班派遣による方法

市民病院医療救護班は、被災現地において医療の必要があるときは、それぞれ必要な現地に市民病院医療班を派遣して医療を実施する。

なお、この場合において市民病院医療班は、被災現地に近い救護所又は救護病院を利用(使用)して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあっては、各保健センター班と協力して、テント等により野外に現地救護所を設置する。また、本部事務室は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、県支部及び隣接市町村と連携をとり、初期医療体制の充実を図る。

(2)　救護病院による方法

医療救護本部は、被災地の医療機関（医療施設）によって、医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の代表者と協議して救護病院を設置し、平常時の取扱いに準じて医療を実施する。救護病院で重症患者等を受け入れきれないとき、必要に応じ救護病院に臨時の被災負傷者を受け入れる施設を確保する。この場合、生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班は、生活保護世帯に対し、生活保護法による医療券を患者に交付し、患者は、医療機関に医療券を提出して診療を受ける。

参照：管内病院調（巻末資料）

注１　医療機関には、はり、あんま、きゅう師を含む。

注２　福祉事務所長は、市本部長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発行する。なお、市本部は、福祉事務所長に「医療券」の発行を要請するいとまがないときには「診療依頼書」を発行し、「診療依頼書」に「災害」と朱書きして、直接救助対象者に交付するとともに、その旨を福祉事務所長に連絡する。

(3)　救護所による方法

被害が甚大な時は、市は原則小学校の保健室に救護所を設置し、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会及び岐阜市薬剤師会に要請して、医療活動を行う。

参照：岐阜市医師会医療救護隊編成表（巻末資料）
岐阜市歯科医師会医療救護隊編成表（巻末資料）
岐阜市薬剤師会災害時派遣編成表（巻末資料）

協定：災害時における医療救護に関する協定（岐阜市医師会）
災害時における歯科医療救護に関する協定書（岐阜市歯科医師会）
災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書（岐阜市薬剤師会）
災害時における救護病院指定に関する協定

(4)　移送、受入れ

各保健センター班は、医療を要する者の状態が重症で、施設(病院)への受入れを必要とするときは、保健衛生政策班に連絡し、保健衛生政策班は被災地に近い適切な医療施設に連絡し受入れ体制を確認した後、消防本部に当該病院への救急搬送を要請する。

なお、多数の重症者を搬送する必要があり、救急車が確保できない場合は、消防団又は自主防災組織等の協力により搬送する。

(5)　応援等

市民病院医療救護班長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難

なときは、次の方法によって他機関と共同して実施する。

ア　保健衛生政策班は、市民病院医療救護班の報告等により県支部総務班及び県本部防災班にその旨連絡し応援の要請をする。

イ　連絡、報告及び要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　医療、助産救助実施の場所

(ｲ)　対象者及び医療機構の状況

(ｳ)　実施の方法及び程度(医療班何箇班派遣、何科○○名入院等)

(ｴ)　その他必要な事項

(6)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請

消防本部救急班は、地震災害の状況から災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣が必要な場合は、本部事務室を通じ県支部に派遣要請をし、県支部から県本部に派遣要請をする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターの助言及び支援を適宜受けるものとする。

参照：ＤＭＡＴ指定病院（巻末資料）

《医療（助産）救護活動体制》

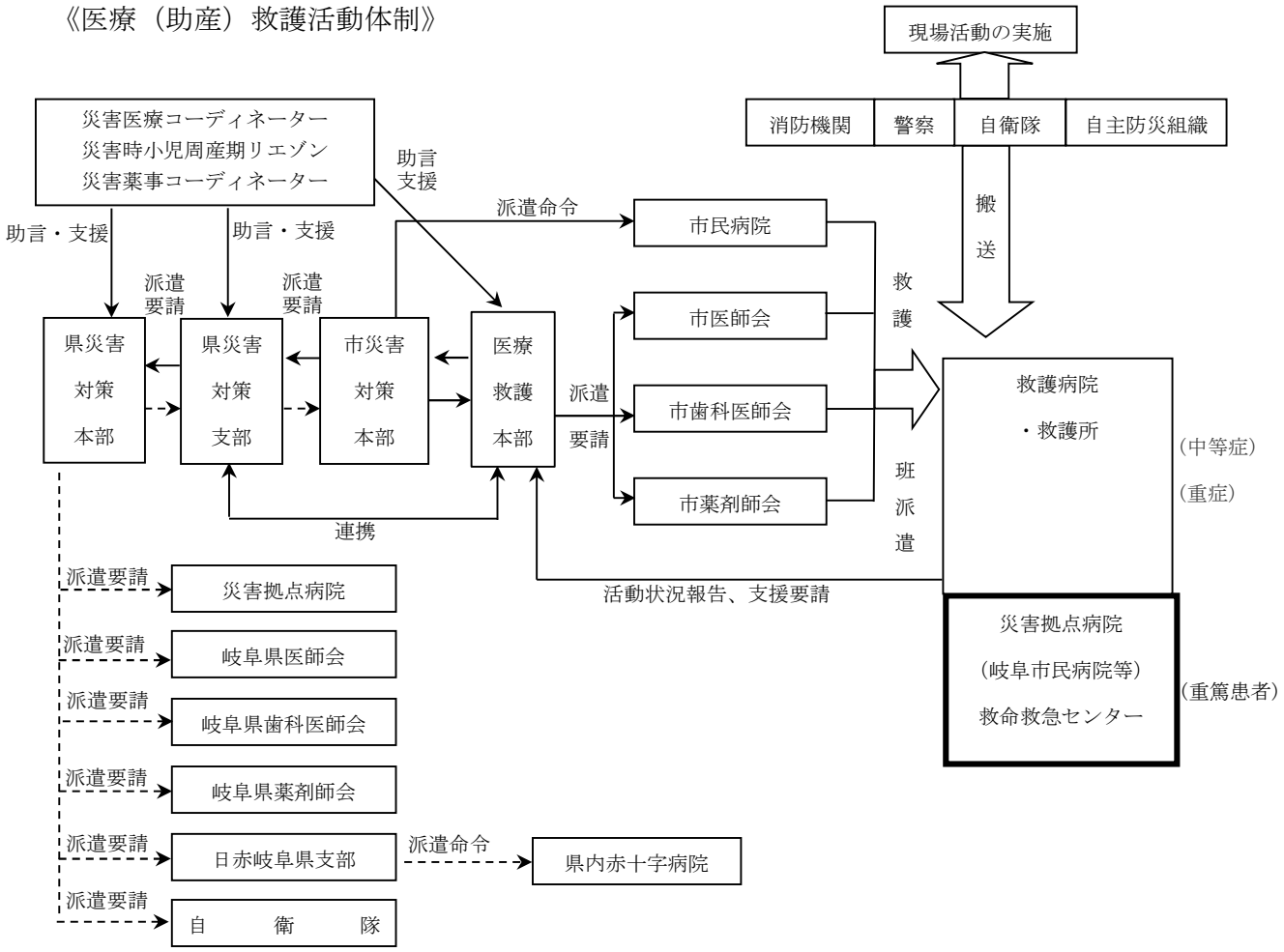

――― は、派遣要請、派遣命令等の情報伝達経路

------ は、県対策本部の派遣要請の情報伝達経路

(7)　後方医療活動の要請

市は、必要に応じて後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、市は、県及び関係機関と連携し、市内の医療機関等から、岐阜県災害時広域受援計画に定める広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施する。また、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターの助言及び支援を適宜受けるものとする。

４　医薬品等の確保

(1)　医薬品等（血液を除く。）の確保

医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、市民病院医療救護班の所持品を使用するとともに、各部の調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じる場合は、「医薬品等調達要請書」**（様式第70号）**により県支部総務及び関係機関に調達を依頼する。

なお、地域内輸送拠点に緊急物資として医薬品の提供があった場合には、保健衛生部は医薬品の分別のため、協定に基づき地域内輸送拠点への薬剤師の派遣を薬剤師会に要請するとともに、必要な医薬品を救護所等に輸送する。

(2)　血液の確保

血液については、岐阜県赤十字血液センターに要請する。

《医薬品等確保系統図》

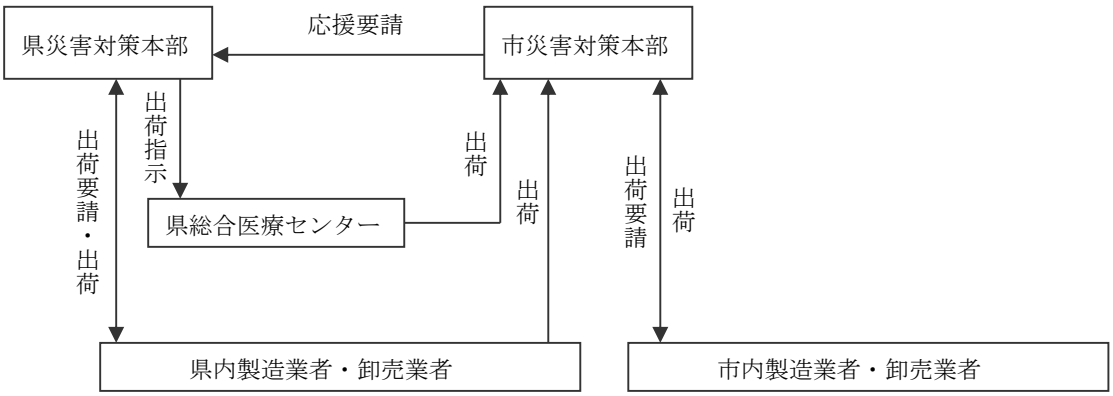

５　医療、助産に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間及び経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、医療、助産状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における医療、助産の期間延長

市本部は、医療救助については地震災害発生の日から14日以内、助産については地震災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、医療救助については地震災害発生の日から14日以内、助産については地震災害発生の日から７日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間
イ　延長を要する地域
ウ　延長を要する理由
エ　救助を要する患者数、病状等

６　保険制度等への切替え

医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切られ、平常時の医療機構にもどるため、市民協働生活部、福祉部等は、下記保険制度等を所管する関係機関と緊密な連絡をとり、継続診療を要するものについて、速やかにそれらの制度の医療給付に切り替えるよう、適用の決定、資格確認書等の再交付等に努める。

(1)　国民健康保険　　市国保・年金課
(2)　健康保険　　日本年金機構　年金事務所
(3)　労働者災害保険　　労働基準局
(4)　生活保護　　福祉事務所
(5)　児童福祉　　施設経営者
(6)　身体障がい者福祉　　福祉事務所
(7)　戦傷者戦没者遺族援護　　〃
(8)　未帰還者留守家族援護　県地域福祉国保班
(9)　結核予防　　市保健所
(10)　精神保健　　〃
(11)　医療費融資　　市社会福祉協議会

７　その他事務手続き

市民病院部は、「救助日報」**（様式５号）**により県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を作成し整備保管する。

(1)　医療班出動編成表**（様式71号）**
(2)　医療救護活動報告書**（様式95号）**
(3)　医療班医薬品衛生材料使用記録**（様式88号）**
(4)　病院診療所医療実施状況**（様式89号）**
(5)　助産台帳**（様式90号）**
(6)　救助実施記録日計票**（様式73号）**
(7)　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

第 24 節　救助活動

【実施担当部】

１　消防本部

〈方針〉

大規模地震災害により生命、身体が危険となった者を迅速に救出し、負傷者については医療機関に受け入れるものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

〈実施内容〉

１　対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

(1)　地震災害のため生命身体が危険な状態にある者。

(2)　地震災害のため行方不明の状態にあって、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者。

２　救助活動

被災者の救出は、時間の経過とともに救命率が低下するため、迅速な対応を行う。

(1)　被災直後においては、各消防署班及び消防団、警察等が救助救出を行い、この場合において、指揮は消防が執る。

なお、指揮隊長等は、必要に応じ自主防災隊に協力を求める。

(2)　市本部長は、市の消防力等では救出が困難な場合には、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材についての応援を要請する。また、状況により「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市本部長は、「岐阜県広域消防相互応援協定」及び「岐阜県広域消防応援基本計画」の定めるところにより応援を要請する。

(3)　緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市本部長（市本部長から委任を受けた場合は消防長）がこれを指揮し、迅速に部隊の配置を行う。

(4)　市は、「災害対策基本法第63条」、「消防法第23条の2・第28条・第36条」により警戒区域を設定する。なお、災害活動実施者の二次災害防止を図るため、災害活動時における職員等の退避について、避難計画に定めている。

(5)　市は、重機等災害救助活動に必要な機械器具が必要な場合は、覚書に基づき岐阜土木工業会に必要な機械器具及びその操作員を要請する。また、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用するものとする。

覚書：災害時の応急対策に関する覚書（岐阜土木工業会）

３　救出に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、救出の状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、地震災害発生の日から３日以内に打ち切ることができない場合は、地震災害発生の日から３日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間
イ　延長を要する地域
ウ　延長を要する理由又はその状況
エ　救出を要する人数

４　その他事務手続き

消防本部は、次の諸記録を作成し整備保管する。また、被災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」**(様式５号)**により、本部事務室及び県支部総務班(救助係)経由県本部防災班に電話等により報告する。

(1)　救助実施記録日計票**（様式73号）**
(2)　被災者救出状況記録簿**（様式91号）**
(3)　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

協定：災害時における救助作業等応急措置用資機材の提供に関する協定
（（一社）岐阜県自動車整備振興会岐阜北支部）
災害時における救助作業等応急措置用資機材の提供に関する協定
（（一社）岐阜県自動車整備振興会岐阜南支部）
災害時における被災車両の撤去に関する協定
（（一社）日本自動車連盟中部本部岐阜支部）

第 25 節　遺体の捜索・取扱い・埋葬

【実施担当部】

１　市民協働生活部　　２　保健衛生部（保健所）　　３　消防本部　　４　市民病院部

〈方針〉

大規模地震時に死亡した者の捜索、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制を確立し、遺体安置場所を確保するとともに、火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。

〈実施内容〉

１　遺体の捜索

(1)　捜索の方法

消防本部は、警察、消防団及び自主防災組織の協力により遺体の捜索を実施する。ただし、消防本部は、生命がある者又は生命がある可能性がある者の救出に必要な人員以外の者を遺体の捜索に当たらせる。なお、必要に応じ、市民協働生活政策班及び保健衛生政策班は、これに協力する。

(2)　応援の要請

ア　市本部は、地震災害の状況又は遺体が流失したこと等により他市町村にあると認められるときは、県支部総務班に応援の要請をする。

ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町村本部又は下流の市町村本部に捜索応援を要請する。

イ　応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　遺体が埋没し、又は漂着していると予想される場所

(ｲ)　遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、持物等

(ｳ)　応援を求めたい人数又は舟艇、器具

(ｴ)　その他必要な事項

(3)　県防災ヘリコプターの出場要請

消防本部は、災害の状況により上空からの捜索が必要な場合は、県防災ヘリコプターの出場要請により捜索を依頼する。

(4)　遺体の捜索の基準

ア　遺体の捜索に関する対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、捜索状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、地震災害発生の日から10日以内に捜索を打ち切ることができない場合は、地震災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　延長を要する地域

(ｳ)　延長を要する理由
(ｴ)　延長することによって捜索されるべき遺体件数

(5)　報告及び事務手続

消防本部は、本救助を実施したときは、ア記録の各項目について整備保管するとともに、イ報告の各項目について毎日市本部へ報告する。市本部は、報告を受けた内容を、他の救助に係る報告とともにとりまとめ、県支部総務班(救助係)を経由して、県本部に救助日報**（様式５号）**により報告する。

ア　記録
(ｱ)　遺体捜索状況記録簿**（様式92号）**
(ｲ)　救助実施記録日計票**（様式73号）**
(ｳ)　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**
(ｴ)　遺体捜索用機械器具修繕簿**（様式93号）**

イ　報告
(ｱ)　実施月日
(ｲ)　実施の地域
(ｳ)　実施の状況及び方法
(ｴ)　捜索対象遺体数

２　遺体の取扱い

(1)　遺体の取扱い体制

ア　身元が判明しており、遺族に引き渡せる場合

遺体を発見した場合に市民協働生活政策班及び保健衛生政策班は、警察に連絡し、警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族に引き渡す。

イ　身元が判明していない場合又は遺族に引き渡しが困難な場合

遺体識別のため、保健衛生政策班は遺体を取扱う場所を借り上げ(仮設)、医療班又は医師が奉仕団体等の労力奉仕により、遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。ただし、市本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める。

なお、遺体を取扱う場所の借り上げ（仮設）ができない場合は、市民総合体育館、南部スポーツセンター又は北部体育館等を遺体の取扱い場所とする。

(2)　遺体の取扱いの基準

ア　遺体の取扱いに関する対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、取扱いの状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、地震災害発生の日から10日以内に取扱うことを打ち切ることができない場合は、地震災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間
(ｲ)　延長を要する地域

(ｳ)　延長を要する理由
(ｴ)　延長することによって捜索されるべき遺体件数

(3)　報告及び事務手続

本部事務室は、遺体の取扱い台帳**（様式94号）**を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を、県支部総務班(救助係)を経由して県本部防災班に救助日報**（様式５号）**により報告する。なお、遺体の取扱いを医療班が実施したときは、医療救護活動報告書**（様式95号）**により、その実施状況を報告する。

３　遺体の収容、安置等

(1)　市民協働生活政策班は、市民総合体育館、南部スポーツセンター又は北部体育館等を遺体の一時安置場所とする。なお、遺体数などに応じて、寺院及び葬儀式場等の施設に依頼し、遺体の一時安置を行う。

(2)　市本部長は、遺体搬送について警察に協力要請するとともに、車両を借上げ、遺体を安置場所まで搬送する。

(3)　市民協働生活政策班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業指導のための要員を確保する。

(4)　医事班は、検視調書（写し）を引き継ぎ、「遺体取扱い票」**（様式96号）**並びに「遺体及び所持品引取書」**（様式97号）**を作成する。

(5)　市民協働生活政策班及び保健衛生政策班は、棺に氏名及び番号を記載した札を添付する。

(6)　遺族等から遺体引き受けの申出があった時は、「遺体取扱い票」**（様式96号）**により整理のうえ引き渡す。

(7)　遺体引受人が見つからない遺体については、市本部長を身元引受人として、遺体火(埋)葬許可証の発行手続きをとるよう本部事務室に要請する。

４　遺体の火（埋）葬等

(1)　遺体の火（埋）葬

火（埋）葬の実施は、市民協働生活政策班等において行うとともに、棺、骨つぼ等の遺族への支給については現物給付をもって行う。

なお、火（埋）葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に火（埋）葬する。
イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。
ウ　被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の火（埋）葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(2)　広域調整

大規模な地震災害が発生し、火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、「岐阜県広域火葬計画」に基づき県本部生活衛生班に調整を依頼する。

なお、この際の費用負担は、「災害救助法」の定めるところにより行う。

(3)　遺体の埋葬の基準

ア　遺体の火（埋）葬に関する対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、火（埋）葬状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、地震災害発生の日から10日以内に火（埋）葬を打ち切ることができない場合は、地震災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延長要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　延長を要する地域

(ｳ)　延長を要する理由

(ｴ)　火（埋）葬を要する遺体数

(4)　報告及び事務手続

市民協働生活政策班は、埋葬救助を実施したときは、「埋葬台帳」**（様式98号）**を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を県支部総務班(救助係)を経由して、県本部防災班に「救助日報」**（様式5号）**により報告する。

参考：火葬場及び墓地施設

種　別	所在地	名　称	経営者	電話番号
火葬場	上加納山4717番地4	岐阜市斎苑	岐阜市	245-0228
〃	松山町13番地	黙山火葬場	民　間	263-4448
墓　地	上加納山4717番地4	上加納山墓地	岐阜市	245-0228
〃	加納堀田町2丁目11番地1	加納穴釜墓地	〃	214-2176
〃	大洞2丁目324番地	大洞墓地	〃	241-1159
〃	柳津町宮東2丁目90番地	柳津北宮浦墓地	岐阜市	214-2176
〃	柳津町宮東3丁目62番地	柳津宮東墓地	岐阜市	214-2176

参考：葬具販売一覧表（岐阜県葬祭業協同組合員）

業者名	営業場所	電話	業者名	営業場所	電話
㈱市川葬典	本町3丁目18	262-0042	(合)合羽屋葬具店	本町5丁目36	262-0897
㈱鈴　木	加納本町4丁目27	272-1923	㈱戸羽新	美園町1丁目3	262-4445
㈱野々村葬儀社	忠節町3丁目12	262-9222	(有)千手堂野々村葬祭	徹明通6丁目8	251-2058
㈱不　破	真砂町11丁目12	262-2355			

協定：災害時における支援協力に関する協定書（(一社)全日本冠婚葬祭互助協会）

第26節　防疫・食品衛生活動

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）

〈方針〉

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、大規模地震災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所等において、的確かつ迅速に実施する。また、被災地における食品の安全性を確保するため、炊出し施設等に対して食中毒の防止の指導を行う。

〈実施内容〉

１　防疫活動

(1)　県への協力

県が行う被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送は、感染症・医務薬務班感染症対策班及び各保健センター班等が協力して行う。

なお、感染症患者の搬送で緊急を要する場合は、消防本部が救急車で搬送する。

(2)　市町村の防疫活動

防疫活動は、感染症・医務薬務班感染症対策班及び生活衛生班の統括のもと各保健センター班等が、次の事項を実施する。

ア　防疫資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒

イ　ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布

ウ　避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施、消毒剤等の配布

エ　臨時予防接種又は予防内服薬の投与

オ　感染症の発生状況及び防疫活動等の広報の実施（広報手段は、本章第１２節災害広報による。）

(3)　応援の要請市本部は、被害が甚大で市単独で防疫活動の実施が不可能又は困難なときは、隣接市町、県及び（一社）岐阜県ペストコントロール協会から応援を得て実施する。

協定：災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定

（(一社）岐阜県ペストコントロール協会）

地震災害時における防疫に関する報告は、次による。

ア　被害状況の報告

感染症・医務薬務班及び生活衛生班は、防疫を必要とする地震災害が生じたときは、防疫に関する情報を「医療衛生施設被害状況等報告書」**（様式24号）**により、県支部保健班を経由して県支部健康部に毎日電話及び文書で報告する。

イ　災害防疫所要見込額の報告

感染症・医務薬務班及び生活衛生班は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」**（様式99号）**により作成し、県本部保健班を経由して県本部保健医療班に

提出する。なお、その概要については、できる限り事前に電話等で報告する。

ウ　災害防疫完了報告

感染症・医務薬務班及び生活衛生班は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が完了した日から20日以内に「災害防疫業務完了報告書」**（様式100号）**を作成し、県本部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。

(4)　本部事務室で備付を要する記録

ア　災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）

イ　防疫経費所要額調及び関係書類

ウ　清潔方法及び消毒方法に関する書類

エ　ねずみ、昆虫等の駆除に関する書類

オ　家庭用水の供給に関する書類

カ　患者台帳

キ　防疫作業日誌

２　食品衛生活動

(1)　避難所施設等の食中毒防止活動

地域派遣職員は、炊き出しを開始した場合に本部事務室に連絡するとともに、県から派遣される食品衛生監視員及び食品衛生班員と協力して、食中毒の防止を図る。

保健活動チームは避難所巡回時に、保健所及び各保健センターに備蓄している手指用消毒剤、使い捨て手袋等、マスク及びペーパータオル等を必要に応じ配布する。

(2)　食中毒発生時の対応

地域派遣職員は、避難者に食中毒症状を呈する者の発生を覚知した場合は、本部事務室に連絡する。本部事務室は、直ちに医療班を派遣し対応を図るとともに、食品衛生班及び感染症・医務薬務班に連絡する。

第 27 節　保健活動・精神保健

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）　　２　消防本部

〈方針〉

地震災害時は、被災による外傷などの直接的な影響のほか、生活環境の悪化により、様々な健康への悪影響をもたらす可能性があり、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠である。また地震災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱える被災者の心のケア対策が必要となる。

そのため、心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、被災者の健康保持と生活環境の改善につながる必要な支援を行う。

〈実施内容〉

１　保健活動

(1)　保健活動

市は、県の協力を得て保健活動チーム及び栄養・食生活支援サポートチームを編成し被災者の健康管理活動を行う。

《保健活動チームの編成（例）》

ア　避難所巡回保健チーム	（医師　1　保健師　2　薬剤師　1）
イ　精神科チーム	（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
ウ　歯科チーム	（歯科医師、歯科衛生士）
エ　リハビリチーム	（医師、理学・作業療法士、保健師、看護師）
オ　栄養士チーム	（管理栄養士、栄養士　1～2）
カ　臨床心理チーム	（臨床心理士　1～2）
キ　家庭訪問チーム	（保健師　1～2）
ク　仮設住宅訪問チーム	（保健師　1～2）
ケ　避難所巡回検診チーム	（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師臨床衛生検査技師）

(2)　活動内容

市は、県と連携して、保健活動チーム及び栄養・食生活支援サポートチームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に共同して活動する。

ア　避難所、自宅及び仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備

イ　避難所における巡回健康相談等の実施

ウ　エコノミークラス症候群に対する注意喚起

エ　訪問指導の実施及び強化

結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化及び一般家庭への健康調査と保健指導の実施

オ　避難所等の巡回栄養・食生活相談

慢性疾患患者、アレルギー患者、高齢者及び障がい者等へ配慮した食事内容の提案、配給食品の確認、栄養状態に応じた特定保健用食品やサプリメントの配布、食品衛生に関する指導の実施

カ　定例保健事業の実施

キ　仮設住宅における訪問指導とグループ指導の実施

ク　機能している医療機関等の情報収集

(3)　市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、国へ災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

２　精神保健

管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

(1)　精神障害者の住居等、生活基盤の早期確保

ア　住居をなくした精神障がい者の被災地外の施設への入所等の促進

イ　精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

(2)　精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保

(3)　24時間精神科救急体制の確保

ア　被災地外の精神科チーム配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置

イ　夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

(4)　治療、通所を中断した通院・通所者の治療、通所機会の提供

閉所した診療所、通所施設の代替施設の設置(精神科救護所等)と早期再開

(5)　被災者の心のケア

ア　民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の普及、啓発

イ　心の健康に関しての相談体制の充実

ウ　精神科医、保健師等による常設の相談実施

エ　民間の諸機関の協力による24時間電話での相談を受ける体制整備

オ　避難所等への相談所開設

カ　在宅避難者、車中避難者、仮設住宅等への巡回相談

キ　医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

(6)　被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施する。

(7)　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請

市本部は、被災者のストレスケア等のため、必要な場合は、県に対し災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

第 28 節　環境衛生・廃棄物処理

【実施担当部】

１　環境部　　２　基盤整備部　　３　まちづくり推進部　　４　都市建設部
５　経済部　　６　上下水道事業部　　７　危機管理部　　８　教育部

〈方針〉

大規模地震時には、大量のごみ、し尿等廃棄物や、がれき等が発生し、環境衛生の悪化、災害復旧の遅延が想定されるため、災害廃棄物処理計画によりこれらの迅速な収集、処理体制を確保する。

〈実施内容〉

１　ごみ、し尿の処理活動

環境部は、ごみ収集運搬とし尿収集運搬の編成をあらかじめ部の災害応急対策マニュアル等により定めておく。

２　清掃の方法

(1)　ごみ処理

ごみの収集及び処分は、環境事業班が次の方法により実施する。

ア　ごみの収集

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。

イ　収集方法

ごみの収集については、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災地域の住民及びごみ収集班に、災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

ウ　ごみの処分

(ｱ)　災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等については、十分検討し、計画的にごみの処分を行う。

(ｲ)　収集したごみについては、最終処分場の不足が予想されることから、可能な限り再利用・再資源化を図る。再利用・再資源化ができないものについては、木材系、可燃系、混合廃棄物は焼却処理、不燃物は破砕した後、焼却処理する。焼却処理した際に発生する残さは、最終処分場に埋め立てる。

また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。

(2)　災害廃棄物の処理

ア　発生への備え

災害廃棄物の広域処理を含めた処理・処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場の確保、計画的な収集、運搬及び処分について、災害廃棄物処理計画に具体的に定めることとし、その実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災

害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。

イ　災害廃棄物の処理

発生した地震災害の規模及び災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づいて災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

また、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て産業廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどし、効率的に産業廃棄物等の処理を行う。

なお、まちづくり推進部及び環境部は、建物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき解体等を行うよう指導、助言する。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。

ウ　市民等への啓発・広報

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみ・生活ごみを含めた廃棄物処理に関する情報について、ホームページ等において公開するなど周知に努める。

災害廃棄物処理スケジュール

実施事項	1年目						2年目		3年目	
	1～2ヵ月	3～4ヵ月	5～6ヵ月	7～8ヵ月	9～10ヵ月	11～12ヵ月	1～6ヵ月	7～12ヵ月	1～6ヵ月	7～12ヵ月
一次仮置場の指定・設置	→									
災害廃棄物の搬入	→	→	→							
粗選別	→	→	→	→	→					
災害廃棄物の収集・搬入	→	→	→	→	→	→				
実行計画の策定	→									
二次仮置場の指定・設置	→	→	→	→						
破砕・選別	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
焼却	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
最終処分	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
仮置場の閉鎖										→
再資源化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

(3)　し尿処理

し尿の汲取処分は、環境事業班が次の方法により実施する。

ア　し尿の収集

し尿の汲取収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲取りを要する地区から順次実施する。

イ　収集方法

し尿の汲取収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

ウ　し尿の処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

３　その他の関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は次による。

(1)　便所の仮設

指定避難所開設に伴う仮設便所は、原則として、マンホールトイレ、災害救助用の組立式トイレ及び簡易トイレとする。なお、閉鎖に当たっては、便器を消毒後処理する。また、指定避難所以外の場所にし尿貯留槽が装備された便所を設置する場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により、汚染しない場所を選定し、避難人員100人に対して、大小便器をそれぞれ１個以上設置する。（「建築設計資料集成３」（昭和55年7月25日本建築学会）及び阪神・淡路大震災の実績）

４　事務処理

環境政策班は、被害の内容が国庫補助の対象に該当すると思料される事業について、次の報告書を県本部に提出する。

(1)　廃棄物処理施設被害状況の報告について**（様式101号）**

(2)　災害廃棄物処理事業の報告について**（様式102号）**

５　清掃能力の現況

(1)　ごみ処理施設

施設名称	所在地	型式	1日処理能力
東部クリーンセンター	芥見6丁目368	旋回流型流動床焼却炉	450ｔ
		２軸せん断型破砕機及び回転型破砕機	36t/6h
掛洞プラント	奥字掛洞375	全連続燃焼式ストーカ炉	150ｔ
リサイクルセンター	木田5丁目62-2	カン、ビン類選別圧縮 ペットボトル、 プラスチック製容器包装圧縮梱包	カン　6.5t ビン　16.8t ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ　10.3t ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器 包装圧縮梱包 20.0t

(2)　し尿処理施設

施設名称	所在地	型式	1日処理能力
寺田プラント	寺田1丁目11	スクリュープレス式脱水機	160kℓ
衛生センター	境川5丁目147	改造型脱窒素処理方式	100kℓ

(3)　最終処理場

施設名称	所在地	埋立総容量
大杉一般廃棄物最終処分場	大字山県岩字大杉奥洞1045	270,000㎥

(4)　ごみ、し尿処理運搬車両

班　別		大　型	中　型	小　型	計
ごみ処理	直営	－	10	26	36台
	委託	－	－	40	40台
し尿処理	直営	－	1	3	4台
	委託	－	5	1	6台

６　応援等の手続き

市は、災害廃棄物処理体制の充実のため、関係団体と協定を締結しており、必要な場合は応援を要請する。

協定：災害時における廃棄物の処理等に関する協定
（岐阜県清掃事業協同組合、岐阜再生資源事業協同組合）
災害時における廃棄物の処理等に関する協定（（一社）岐阜県産業環境保全協会）
災害時における廃棄物の処理等に関する無償団体救援協定
（岐阜県環境整備事業協働組合）

また、地震災害により市の行政機能が低下し、災害廃棄物の処理が困難となった場合、県に災害廃棄物の代行処理（地方自治法第252条の14）を要請できるほか、市が廃棄物処理特例地域に含まれ、一定の要件（処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等）を勘案して必要と認められる場合には、国も災害廃棄物の処理を代行できることとされているため、必要に応じ県又は国に対し代行処理を要請する。

第29節　文教災害対策

【実施担当部】

１　教育部　　２　女子短期大学部　　３　ぎふ魅力づくり推進部
４　市民協働生活部

〈方針〉

大規模地震災害時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障をきたさないよう必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

第１項　学校施設の応急対策

１　学校施設の災害防止対策

施設管理者は、地震災害の発生を承知し、あるいは地震災害が発生したときは、被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、必要に応じ補修、補強その他の対策をとる。

２　地震情報等の把握、伝達

(1)　市立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校（以下「市立の小中学校等」という。）関係

市教育委員会及び各施設管理者は、市立小中学校等学校施設における地震災害対策実施のため、地震情報等の把握に努め、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

(2)　市立の小、中学校等を除く市立学校(岐阜女子短期大学、市立岐阜商業高等学校等、以下「市立の高校、大学等」という。)関係

各施設管理者は、地震災害対策実施のためラジオ、テレビ等の放送に留意して、地震情報等の把握に努める。

(3)　私立学校関係

各施設管理者は、各関係機関との連絡を密にするとともに、地震災害対策実施のためラジオ、テレビ等の放送に留意して、地震情報等の把握に努める。

３　防疫措置等

(1)　清掃の実施

施設管理者は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全に万全を期す。

(2)　防疫措置

施設管理者は、地震災害時にあっては児童生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。

なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期す。

(3)　心の健康管理

施設管理者は、被災した児童、生徒等及び救助活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

４　教育活動の早期再開

(1)　市立の小中学校等関係

市立の小中学校等に関する地震災害の応急対策は、別の計画で定めるほか、本計画の定めるところによる。

ア　学校施設の確保（被害程度別応急教育予定場所）

被害の程度による学校施設の使用は、次による。なお、学校が避難所に使用される場合は、避難者及び児童、生徒に対し、それぞれ支障とならないよう徹底を図る。

(ｱ)　応急的な修理で使用ができる程度の場合は、応急修理により使用する。

(ｲ)　学校の一部校舎が使用できない程度の場合は、特別教室、屋内体育施設等を使用する。

なお、施設が不足するときは、二部授業等の方法による。

(ｳ)　校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合は、隣接学校の校舎等又は公民館等公共施設を使用する。

なお、この場合において、教育部と当該公共施設管理者との協議で施設利用を決定するものとし、その決定事項は、教職員及び市民に徹底する。また、地区が全体的に被害を受け、利用すべき公共施設がないときは、応急仮設校舎を建設する。

(ｴ)　市の公共施設で対応できない場合は、教育長と市本部長との協議により他市町村の施設利用の応援（協力）要請を決定し、教育部は、県支部教育班に対して、次の事項を明示し施設利用の応援（協力）を要請する。

a　応援を求める学校名
b　予定施設名又は施設種別
c　授業予定人員及び室数
d　予定期間
e　その他の条件

イ　施設の応急復旧

学校指導班は、できる限り速やかに被災校舎等の応急復旧を行う。

なお、応急復旧を実施する場合、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため、写真の撮影保存等に留意する。

ウ　教育職員の対策

地震災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法により補う。

(ｱ)　学校内調整

欠員が少数の場合には、学校内において調整する。

(ｲ)　市内調整

学校内で解決できないとき学校長は、教育部に教職員の派遣を要請する。教育部は、市内の学校間において調整する。

(ｳ)　他市町村調整

市内で解決できないときは、教育長と市本部長との協議により他市町村の教職員の応援要請を決定し、教育部は、県支部教育班に対して、次の事項を明示し、教職員の応援を要請する。

a　応援を求める学校名

b　授業予定場所

c　派遣要請をする人員(必要に応じその内訳)

d　派遣予定期間

e　派遣職員の宿舎、その他の条件(学校班と教育部と協議の上、処理する。)

(ｴ)　国との調整

国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)の構築に向け、県及び市教育委員会が連携し速やかに支援を受けられる受援体制の確保に努めるものとする。

エ　応急教育の実施

地震災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めたときは、臨時に授業を行わないことができる。(岐阜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則第4条第3項、岐阜市特別支援学校管理規則第5条第3項)

ただし、学校指導班は、できる限り速やかに応急授業の実施に努めるとともに、応急教育の実施については、次の点に留意して行う。

(ｱ)　地震災害時の授業については、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失した児童、生徒の負担にならないように留意する。

(ｲ)　教育の場が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童、生徒の保健等に留意する。

(ｳ)　通学道路その他の被害状況に応じ、通学等の危険防止を指導し徹底する。

オ　緊急連絡網の作成等

緊急休校その他の事態に備えて、学校関係者は、学校と児童、生徒との連絡の方法を定める。

カ　教育長への災害報告

学校長は、学校指導班に対して、次の場合に地震災害の報告をするとともに、教育長の指示を求める。

(ｱ)　教室の一部変更の場合(報告)

(ｲ)　二部授業の場合

(ｳ)　公民館等他の公共建物を使用する場合

(ｴ)　隣接学校等を使用する場合

(ｵ)　被災者の使用のため授業不能の場合

(ｶ)　その他被害激甚のため授業不能の場合

キ　被害児童、生徒の調査報告

教育部は、地震災害により被災した児童、生徒について調査し、「災害により被災した児童生徒数調」**（様式103号）**により県本部に報告する。

(2)　市立の高校、大学等関係

市立の高校、大学等の地震災害応急対策は、別の計画で定めるほか、本計画の定めるところによる。

ア　学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、**上記４(1)市立の小中学校等関係**に定める計画による。ただし、他施設利用のための応援要請等の手続は、次の方法による。

なお、学校が避難所に使用される場合は、避難者及び児童、生徒に対し、それぞれ支障とならないよう徹底を図る。

(ｱ)　応援の要請

学長又は学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、本部事務室に他施設利用の応援を要請する。

(ｲ)　応援の指示等

要請を受けた本部事務室は、当該学校以外の市立の高校、大学等に対し、施設利用の応援（協力）を要請する。

なお、市立の高校、大学等施設が利用できないときは、教育施設として適切な公共施設等の管理者に対し、当該施設の使用について協力を要請する。

イ　応急教育の実施

学長又は学校長は、次の点に留意して応急教育を実施する。

(ｱ)　学生等の教科書その他の教材の損失状況等を考慮して行う。

(ｲ)　地震災害に伴う交通機関の状況又は他施設利用による通学の関係等を考慮して行う。

ウ　教材、学用品の確保

地震災害により教科書等を失った者に対し、その取得が困難なときは、学校において取りまとめて調達の斡旋をする。この場合において、被災学生の負担についての軽減に努める。

エ　授業料の減免その他

学長又は学校長は、地震災害により住家の被害を受けた学生等に対して、「市立学校学生等被災状況報告書」**（様式 104 号）**により、速やかに調査を行い、被災学生数が相当数に達し、授業料の減免、育英補助等の必要を認めるときは、その措置を講じる。

(3)　私立学校関係

私立学校の地震災害応急対策は、それぞれの学校経営者が計画を策定し、その実施にあたるものとするが、公費負担等に関係のある事項については、本計画の定めるところによる。

ア　被害状況の調査

学校施設に被害があったとき私立学校経営者は、「私立学校施設被害状況報告書」**（様式105号）**に定める事項について、速やかに調査し、教育政策班に報告する。

イ　被災児童、生徒及び教職員の調査報告

私立学校経営者は、私立学校の児童、生徒及び教職員等の属する世帯の住家の被害状況について、「被災児童生徒及び教職員数調」**（様式106号）**により速やかに調査し、教育政策班に報告する。

５　学校給食関係

(1)　被災状況の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と、地震災害に伴う準要保護児童生徒の給食費補助に関する調査、報告は、次による。

ア　学校給食用物資の被害状況調

学校長又は学校給食パン指定加工業者若しくは学校給食米飯指定加工業者、学校給食小麦粉指定加工業者は、学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書」**（様式107号）**により、速やかに調査し、教育部に報告する。

なお、教育部は、速やかに県支部教育班に報告する。

イ　児童、生徒被災状況調

学校長は、児童、生徒の属する世帯の被害状況を「児童生徒被災状況報告書」**（様式108号）**により、速やかに調査し教育部に報告する。

なお、教育部は、速やかに県支部教育班に報告する。

(2)　給食の実施

学校長は、次の事項に留意し、給食を実施する。

ア　給食用施設、設備が浸水した場合等にあっては、クレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄するなど衛生管理に配慮する。

イ　給食用施設、原料等が被災し、給食が実施できないときは、教育部に連絡し、速やかに応急措置を行う。

ウ　学校が避難所として使用され、給食施設が炊出し施設に利用された場合は、学校給食と、炊出しとの調整に留意する。

６　学用品等の支給

(1)　災害救助法適用時における学用品支給基準

この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１４節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、給水状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

なお、期間内に学用品を支給することが困難なときは、教育部は、県支部教育班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請する。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域

ウ　延長を要する理由

エ　延長を要する地域ごとの、児童、生徒数

(2)　災害救助法適用時の教材学用品の調達配給

教材学用品の調達配給は、次の区分に従って行う。なお、学校指導班において調達困難な場合は、「被災教科書報告書」**（様式72号）**を各小中学校班及び義務教育学校班において５部作成、学校指導班に４部提出する。学校指導班は、速やかに（地震災害発生後５日以内）県支部教育班に３部を提出する。

ア　被災児童生徒の調査は、学校指導班と各小中学校班及び義務教育学校班で実施する。
イ　被災教科書の調査報告は、学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班で調査し県支部にて県本部へ報告する。
ウ　教科書及び文房具の調達は、県本部の指示により学校指導班が実施する。
エ　教科書及び文房具の配給は、学校指導班が実施する。

(3)　災害救助法適用外における教科書等の斡旋

「災害救助法」が岐阜市に適用されたが、教科書を失った児童、生徒の属する世帯の被害が、床上浸水又は半壊に達しない場合又は同一時の災害において近隣市町村に「災害救助法」が適用されたが、岐阜市には「災害救助法」の適用を受けなかった場合で、その災害により教科書を失った児童、生徒に対しては、学校指導班が**前記(1)**と同様に一括で調達、斡旋する。

ただし、経費については、本人負担とする。

(4)　教科書及び文房具の輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、教育部と協議のうえ市本部事務室が調整する。

なお、物資輸送の授受は、「学用品引継書」**（様式110号）**により記録を残す。また、教科書の輸送が販売取扱店から直接学校指導班及び学校班に送付されたときは、納品書を学校指導班において取りまとめ、県本部防災班に提出する。

(5)　被災児童生徒及び教科書被災状況の調査報告

ア　被災児童生徒の調査

学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班は、地震災害終了後速やかに児童、生徒又は父兄についての「被災児童生徒名簿」**（様式109号）**を作成する。また、本名簿には、住家の被害がない場合においても教科書を失った者については、調査作成する。

なお、本名簿作成に当たっての被災程度の区分は、福祉部で調査作成されている調査表又は罹災者台帳等による程度区分により行う。

イ　被災教科書等調査集計

学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班は、「被災児童生徒名簿」**（様式109号）**により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」**（様式72号）**を作成する。

ウ　被災教科書等の報告

(6)　学用品の割当及び配分

県本部の指示により、学校指導班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当て支給する。

ア　割当て

学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班は、県本部からの学用品支給基準（１人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」**（様式111号）**により割当てる。

なお、割当てに当たっては、児童、生徒の被害区分(程度)を罹災者台帳による程度区分等と照合し、正確を期す。

イ　支給

学校指導班及び学校班は、受領書と引換えに学用品を各児童生徒に支給する。

なお、被災児童、生徒が縁故地への避難により支給できないときは、学校指導班又は学校班において保管し、本人の登校を待って支給する。

ウ　剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管する。

(7)　その他の事務手続

学校指導班及び学校班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、学用品の保管、配給の状況を「救助日報」**（様式5号）**により、各小中学校班及び義務教育学校班は学校指導班へ、学校指導班は市本部へ毎日報告する。また、市本部は救助日報**（様式5号）**により県本部に報告する。

ア　被災児童生徒名簿**（様式109号）**
イ　被災教科書報告書**（様式72号）**
ウ　学用品引継書**（様式110号）**
エ　学用品の給与状況**（様式111号）**
オ　救助実施記録日計票**（様式73号）**
カ　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

第２項　文化財、その他の文教関係施設の応急対策

１　災害の防止対策

文化財、その他の文教関係の管理者は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、その被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、必要に応じ補修、補強その他の対策をとる。

２　応急復旧等の措置

文化財、その他の文教関係の管理者は、文教施設等に被害を受け業務の運営に支障が生じ、又はそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

３　公民館その他社会教育施設の対策

ぎふ魅力づくり推進部、市民協働生活部及び教育部は、文化財、公民館その他社会教育施設等に地震災害が発生したときは、被害状況を県本部に報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。

なお、被災時において、公民館その他の社会教育施設等は、地震災害応急対策で避難所、地域災害対策本部等に利用するため、施設を所管する部は、迅速に開放する。

４　文化財関係

ぎふ魅力づくり推進部は、被災文化財について、県文化財保護審査会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう、所有者又は管理者に被害文化財個々についての対策を指示し指導する。

岐阜市内に所在する文化財の内容は、別冊「岐阜市の教育」による。

第 30 節　家庭動物の救援

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）　　２　危機管理部

〈方針〉

大規模地震災害時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

〈実施内容〉

１　岐阜市被災動物救援計画

市は、「岐阜市被災動物救援計画」に基づき、生活衛生班により被災動物救援体制の構築を図るとともに、岐阜県被災動物救援本部等と連携して、必要な対策を講ずる。

２　被災地域における動物の保護

市は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。

３　動物の適正な飼育体制の確保

(1)　家庭動物と同行可能な避難所の設置

市は、避難所を設置するにあたり、テント等を備蓄し、家庭動物と同行可能な避難所の設置に努める。

(2)　避難所での家庭動物の把握

市内各所の避難所において、飼い主とともに避難してきた家庭動物の受入状況を含む避難状況等を把握し、避難所において飼い主が適正に家庭動物の飼育ができるよう努める。

(3)　避難所等での飼育について

避難所において家庭動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。また、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応を講ずるものとする。

(4)　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について

同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。

４　特定動物の逸走対策

特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第 31 節　産業応急対策

【実施担当部】

1　経済部（商工業、農作物、畜産、林地、水産）
2　ぎふ魅力づくり推進部（観光客等）

〈方針〉

大規模地震災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、適切な措置をとる。

〈実施内容〉

1　商工業の応急対策

(1)　物価安定計画

経済政策班は、地震災害発生に伴って物価が高騰し、又は高騰が予想されるときは、速やかに県及び関係団体と物価安定について協議し、消費の物価安定を図るため自主規制及び県の方針に対する協力を徹底する。

(2)　災害融資計画

商工班は、被災中小企業者のための災害相談業務を行うとともに、必要に応じ、緊急融資制度の創設、市費預託、信用保証料の補てんを行う。

(3)　復旧資材の確保、斡旋について市本部から要請のあったときは、商工班は、業者(団体)等に協力を依頼する。なお、市内において確保が不可能なときは、県本部に対して確保、斡旋の要請をする。

県内の主な業者(団体)は、次のとおりである。

資　材　名	業者(団体)住所・氏名	連　絡　先
トタン、釘、針金	岐阜亜鉛鉄板会 大垣市馬場34（東海商事内）	TEL 0584-89-3727 FAX 0584-89-5888
ガラス	岐阜県板硝子商協同組合 揖斐郡大野町黒野2350-2（小里硝子建材㈱内）	TEL 0585-32-0240
セメント	岐阜県セメント卸協同組合 岐阜市中鶉3-88	TEL 277-1820 FAX 277-1822
畳・上敷き	岐阜地区畳組合連合会 岐阜市藪田東2-3-7（篠田畳店内）	TEL 271-7429 FAX 271-7429
木材	岐阜県木材協同組合連合会 岐阜市六条江東2丁目5番6号 （ぎふ森林文化センター内）	TEL 271-9941 FAX 272-3858

2　観光客等の応急対策

(1)　体制の整備

観光施設や運動施設等には、不特定多数の人が集まるため、地震災害時パニック等の混乱が予想される。

そのため、観光施設の経営者又は管理者は、施設利用者の安全を図るため責任者を定めておくほか、平常時から救助その他の組織を整備するとともに、施設ごとに具体的な計画を策定しておく。

(2)　応急対策

観光施設の経営者又は管理者は、地震情報その他地震災害条件を把握し、施設利用者に徹底するとともに、緊急時における避難予定先、経路誘導の方法を徹底しておく。

(3)　応援要請

観光施設の経営者又は管理者は、地震災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市本部又は警察官に応援の要請をする。この場合に要する経費は、観光施設経営者の負担とする。

３　農作物の応急対策

(1)　営農指導班の編成

地震災害時における経済部内の連絡調整は、次による。

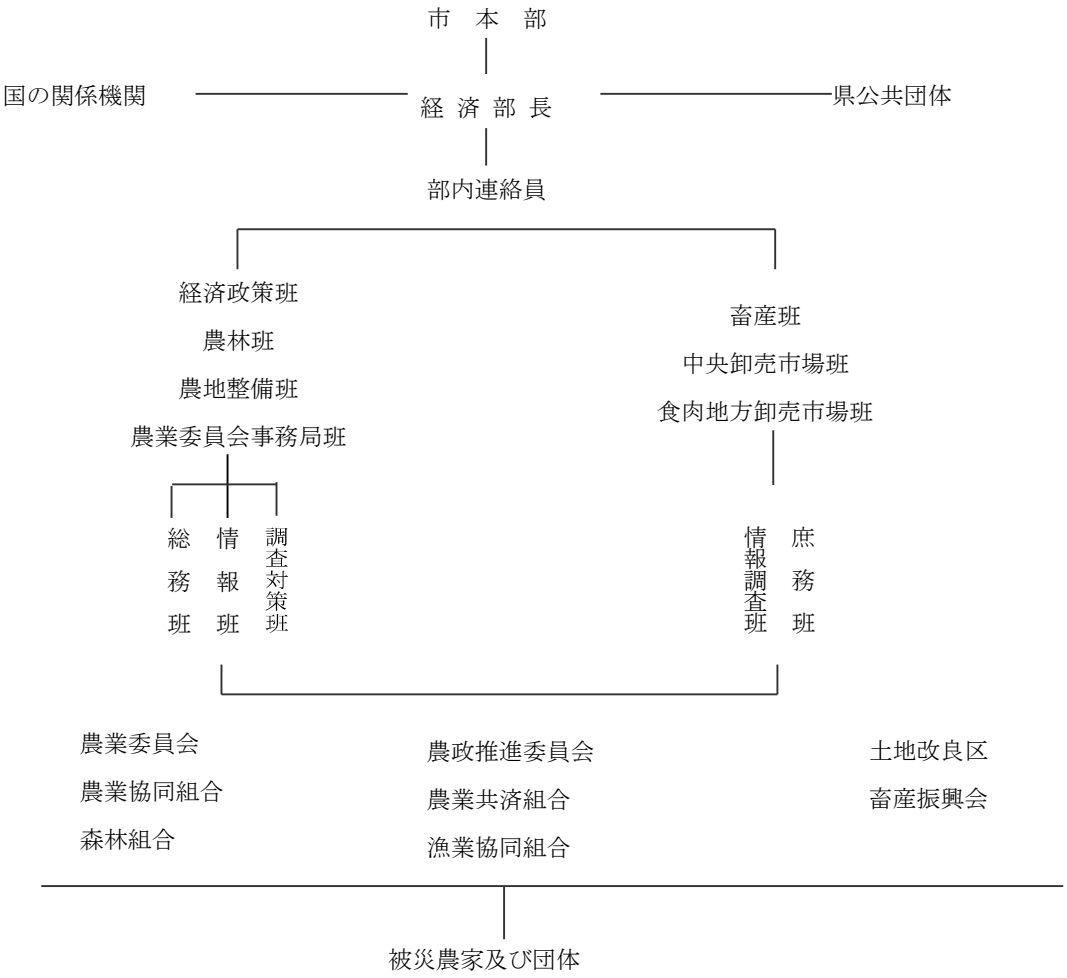

４　畜産の応急対策

(1)　組織編制

畜産関係の地震災害応急対策の実施は、畜産班が行うほか、次の組織による。

ア　畜産班における協力組織

畜産班は、次の協力機関(以下「関係機関」という)の協力を得て地震災害応急対策に当たる。

畜産振興会、農業協同組合、県支部(家畜保健衛生班、農林班、地域農業改良普及班)
県獣医師会、県農業共済組合

イ　死亡家畜処理班の編成

地震災害時の死亡家畜の処理は、速やかに実施するよう、関係機関の協力を得て行う。

ウ　家畜診療及び防疫班の編成

地震災害時における家畜の診療及び畜舎の消毒、緊急予防注射等の家畜伝染病予防を実施するため、家畜診療班及び防疫班を編成する。

なお、必要により関係機関の協力を求める。

(2)　応急対策

家畜の応急対策は、次により実施する。

ア　家畜の避難

畜産班は、地震災害により家畜の避難が必要な場合は、避難場所について県支部家畜保健衛生班と連絡をとり、家畜飼育者に避難させるよう指導するとともに、必要に応じ関係機関の協力を求める。

イ　死亡家畜の処理

畜産班は、関係機関の協力を得て処理する。

ウ　家畜の診療

畜産班は、地震災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、診療に当たる。なお、市において実施ができないときは、県に要請する。

エ　家畜の防疫

畜舎等の消毒、緊急予防注射は、関係機関の協力を得て実施する。

オ　飼料等の確保

畜産班は、避難家畜に対する飼料、薬等が現地において確保できないときは、県に確保、斡旋の要請をする。

カ　畜産生産物の流通対策

畜産班は、被災地域内において畜産農家の生産物が地震災害に伴う交通途絶などにより搬送ができないときは、関係の機関に対して搬送の協力を要請する。

５　林地等の応急対策

(1)　林地の対策

経済部は、地震災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの

については、県支部農林班を経由し、県本部林政班にその緊急復旧を要請する。

(2)　造林木の対策

ア　倒木対策

経済部は、地震災害により倒木したもののうち、倒木起こしにより対応可能なものについては、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起こしを実施するよう指導する。

イ　資材の調達

経済部は、地震災害に備えて、倒木復旧に必要な木越し機、縄等を常備するよう努める。なお、地震災害時にこれら資機材が不足するときは、県に確保、斡旋を要請する。

(3)　苗木種子の確保

経済部は、地震災害により、苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保、斡旋を要請する。

(4)　被害木の処理

経済部は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について指導するとともに、被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。

なお、県行造林の被害については、県がその早期処理に努める。

(5)　特用林産物及び施設の対策

経済部は、地震災害のため、特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗又は種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請する。

(6)　地震災害時における緊急復旧事業

地震災害に際し緊急復旧を必要とする施設については、「山林施設災害関連事業」により復旧を図る。

第 32 節　公共施設の応急対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　経済部　　３　危機管理部　　４　公共施設を管理する部

〈方針〉

大規模地震災害時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行う。

〈実施内容〉

１　道路施設の応急対策

(1)　応急対策

道路管理者は、地震災害発生後速やかに、道路パトロール等により管理する道路の被害状況を調査し、緊急輸送道路など主要（幹線）道路を優先的に車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2)　応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するため路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。また、市は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

協定：災害時における被災車両の撤去等に関する協定

（(一社)日本自動車連盟中部本部岐阜市部）

２　河川施設の応急対策

河川、ため池等の管理者は、地震災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

３　土砂災害防止施設の応急対策

(1)　土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

基盤整備部は、県と協力して、土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等が発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、危機管理部は基盤整備部と連携し、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2)　応急対策

基盤整備部は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。また、被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器の設置

に努める。

なお、異常が発生した場合には、危機管理部は基盤整備部と連携し、避難指示が迅速に発令できるよう情報伝達を図る。

４　治山施設の応急対策

(1)　応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2)　応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため土木工業会、土木建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

(3)　応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材(木材等)の活用を考慮する。

５　公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、地震災害対策の拠点施設や避難施設などとしての利用が想定されることから、各施設管理者は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

覚書：災害時の応急対策に関する覚書（岐阜土木工業会）

災害時における家屋被害認定調査等に関する協力協定

（岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

災害時における橋梁に係る被害状況調査に関する協定（岐阜県橋梁会）

災害時おける応急対策活動に関する協定（岐阜市土木企業共同体）

災害時における建築物にかかる応急対策に関する覚書（岐阜県建築工業会）

災害時における建築物に係る応急対策に関する覚書（岐阜県建築技術協会）

第 33 節　ライフライン施設の応急対策

【実施担当部】

１　上下水道事業部　　２　経済部　　３　環境部　　４　市長公室部（広報に関すること）
５　関係部（ライフラインに関係のある部）

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、地震災害応急対策に支障をきたすとともに、市民生活に大きな混乱が生じる。

そのため、事業者間の広域的な支援体制を整備し早期復旧を図る。

〈実施内容〉

１　水道事業者の応急復旧対策

(1)　緊急要員の確保

上下水道事業部は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

(2)　被害状況調査及び復旧計画の策定

上下水道事業部は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送、配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3)　復旧資機材業者及び指定給水装置工事事業者への協力要請

上下水道事業部は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するとともに、協定に基づき、水道施設の応急復旧及び資材の提供を要請する。

協定：災害時における応急復旧に関する協定書（岐阜市指定管工事協同組合）
災害時における水道資材の供給に関する協定書
（株式会社クボタ中部支社、株式会社クボタケミックス中日本支社）

(4)　応急復旧の目標期間の設定

《目標期間》

ア　３日まで:給水拠点による給水（１人１日３ℓ）
イ　10日まで:幹線付近の仮設給水栓（１人１日20ℓ）
ウ　21日まで:支線上の仮設給水栓（１人１日100ℓ）
エ　28日まで:仮配管による各戸給水や共用栓（１人１日250ℓ）

(5)　県への応援要請

本部事務室は、上下水道事業部による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

また、「上水道相互連絡管設置に関する協定書」に基づき他の水道事業者に対し応援要請を行う。

協定：岐阜県水道災害相互応援協定
上水道相互連絡管設置に関する協定書（羽島市、岐南町、笠松町、関市）

(6)　重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

２　下水道管理者の応急復旧対策

(1)　緊急要員の確保

上下水道事業部は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

(2)　被災状況の把握及び応急対策

上下水道事業部は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ施設等について、被害の拡大防止及び二次災害発生防止、暫定機能の確保等の地震災害応急対策を実施する。

(3)　下水道施設の応急措置に係る応援要請

上下水道事業部は、協定に基づき、下水道施設の応急措置について応援を要請する。

協定：災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定書
（住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店）

３　電気施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

経済部は、地震災害時には中部電力パワーグリッド㈱から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、本部事務室に報告する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を中部電力パワーグリッド㈱及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2)　電力会社の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

電力会社は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

エ　復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断、渋滞等を予想して、ヘリコプターによる空輸など多面的な輸送手段により実施する。

オ　地震災害時における危険予防措置

電力会社は、地震災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

カ　高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ　地震災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安などを報道機関や広報車による巡回公報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク　重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

協定：災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社）

(3)　大規模災害時における計画停電対策

電気事業者により、特定の地域・時間において計画停電が実施された場合、市民生活への影響を最小限に抑える。

また、市民や事業者に対し、計画停電について理解し、備えを行うため、広報や情報発信など、事前対策を実施するよう努める。

４　都市ガス施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

経済部は、地震災害時には都市ガス会社から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、本部事務室に報告する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2)　都市ガス会社の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

都市ガス会社は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ　復旧用資機材及び輸送手段

都市ガス会社は、通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、地震災害時の輸送手段の確保に努める。

オ　緊急措置

都市ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの開閉措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

カ　復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて復旧支援を㈳日本ガス協会に要請する。

キ　臨時供給

都市ガス会社は、緊急供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて、関係エルピーガス事業者等と協議し、早期に行うよう努める。

ク　地震災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ケ　重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

５　鉄道施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

本部事務室は、地震災害時には関係鉄道事業者から被災状況、列車の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。また、バス輸送事業者、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、バス代行輸送等により生活交通を確保する。

(2)　鉄道事業者の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

鉄道事業者は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、市本部への情報提供を行う。

エ　駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、火災等に伴う混乱の防止、駅構内及び列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導等の地震災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ　輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他車線との振替輸送等の措置を講ずる。

カ　資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保する。

キ　応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において地震災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ク　地震災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

６　電話（通信）施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

本部事務室は、地震災害時には電気通信事業者から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2)　電気通信事業者の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

電気通信事業者は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

電気通信事業者は、被害状況の早期収集に努める。

エ　通信の確保

電気通信事業者は、地震災害時に際し、次により臨機な措置をとり、重要通信の確保を図る。

(ｱ)　臨時回線を作成するほか、必要に応じ臨時公衆電話の設置等を図る。

(ｲ)　重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

(ｳ)　非常、緊急の電話及び電報は、一般の手動電話又は電報に優先して取扱う。

(ｴ)　警察、消防、鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ　資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図り、不足すると予想される資機材については、関連会社等の在庫確認を行い緊急確保に努める。

カ　応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、地震災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求めるなど必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

キ　災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク　重要施設への優先的復旧

電気通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

7　放送施設

(1)　市の応急対策

本部事務室は、地震災害時には放送事業者から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集する。市長公室部は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

(2)　放送事業者の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

放送事業者は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ　放送の継続確保

(ｱ)　放送事業者は、放送機器等の傷害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。

(ｲ)　放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は､臨時スタジオを開設し、

放送の継続確保を図る。

オ　応急復旧

傷害、損傷した機器・設備等について資機材の確保調達を行い、地震災害復旧に先立ち応急補修、仮工事を実施し機器・設備等の機能回復の早期実現を図る。

第４章　東海地震に関する事前対策

第１節　総　則

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う対応について

平成２９年１１月より「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、令和元年５月の内容の見直しにより、「南海トラフ地震臨時情報」の発表が開始されている。これに伴い、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応を含む、南海トラフ地震への対応は、第５章で定めている。

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始と併せ、東海地震に対する警戒宣言の発令は凍結されているが、東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含む。）は廃止されていないことから、本章については、国の対応方針が定まった際に、見直すこととする。

第１項　東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の情報が発表され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図るものである。

第２項 東海地震に関する事前対策の性質

１　「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害を軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。なお、本市は「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第３条第１項に定める強化地域に指定されていないが、地震防災の強化を図るため強化地域に準じ、計画を作成する。

２　「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、「第３章災害応急対策」に定めるところにより対応する。

３　市及び関係機関は、「東海地震に関する事前対策」に基づいて、それぞれ必要な具体的対策等を定め、その実施に万全を期す。

第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章第２節に準ずる。

第４項　東海地震に関連する情報

東海地震に関連する情報は、危険度が低い情報から順に「東海地震に関連する調査情報（臨

時、定例)」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」で、次のとおり気象庁が発表する。

１　東海地震に関連する調査情報（臨時、定例）

(1)　臨時

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査の状況を発表

(2)　定例

毎月の定例の判定会で評価した結果を発表（防災対応は、特にない）

２　東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表

３　東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表

第５項　東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

体系図

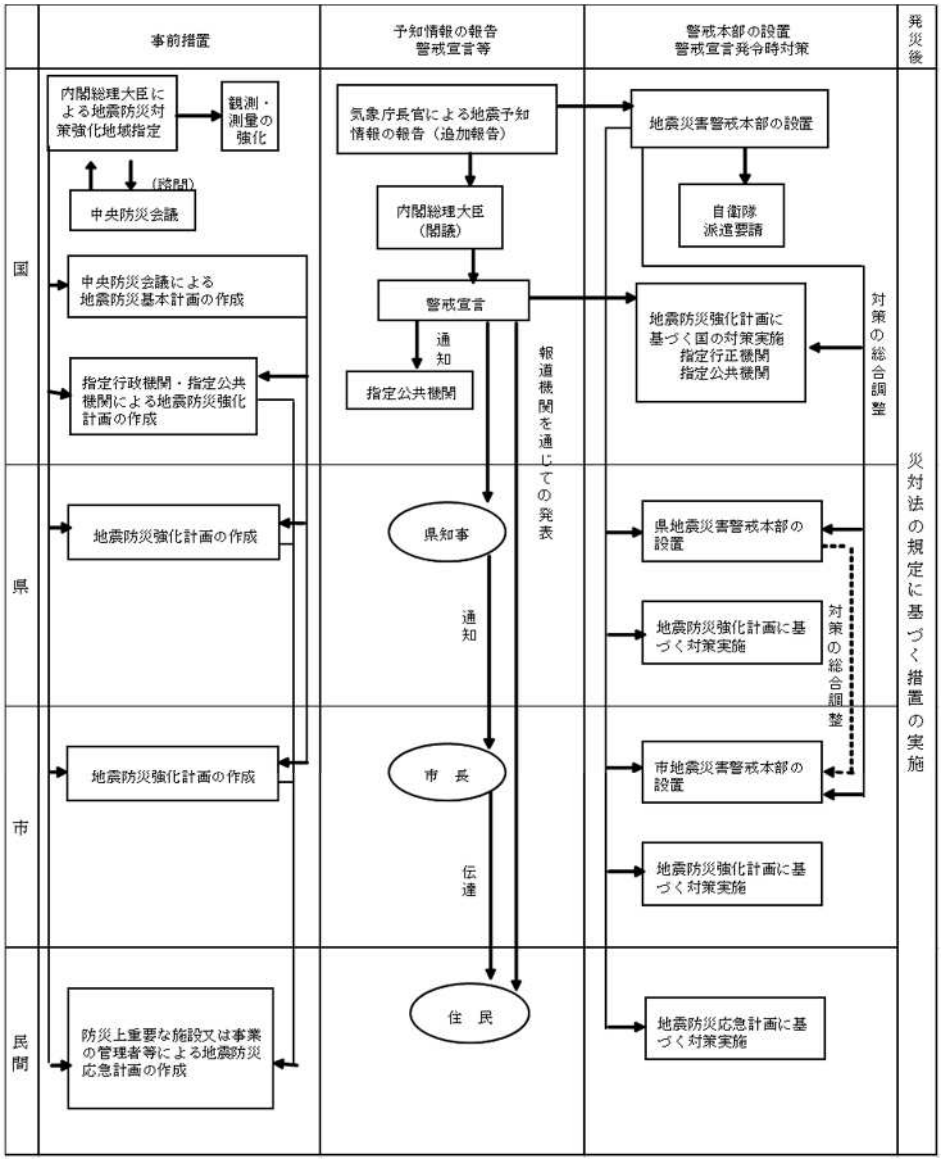

第６項　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市、防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する対策及び警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

第７項　地震防災応急計画の作成

警戒宣言発令時対策を円滑に行うため、事業所等は事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

地震防災応急計画の基本となるべき事項は、次のとおりである。

計画的に定めるべき事項	計画的に明示すべき事項	計画等の作成にあたって留意すべき事項
第１節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 【各計画において共通して定めるべき事項】 １　東海地震に関する情報等の伝達等	警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報の内容その他これに関連する情報(以下「東海地震に関する情報等」という。)については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を定める。	就業時間内及び就業時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定めるほか、防災関係機関等の特定の電話以外の公衆通信は、規制される場合があるので、代替伝達方法等も定める。
２　地震防災応急対策の実施要員の確保等	具体的な要員の確保を図る。なお、必要に応じ、指揮機能をもった組織を設置する場合においては、当該組織の内容等を定める。	東海地震に関する情報等の伝達等について、伝達者についても定めること。なお、所要要員の不時の欠員に備え代替要員も考慮する。
３　発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	警戒宣言時において講ずることが妥当な災害応急対策の実施準備活動を定める。（災害応急対策に必要な資機材の調達手配、災害応急対策を実施する人員体制の事前配備、防災関係機関への連絡等については、その内容を定める。）	
４　工事中、建築物等の工事の中断等	工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全上実施すべき措置についての方針を定める。（地震の発生の危険から、原則として工事中断の措置を講ずる。）	補強、落下防止等の措置を実施する必要がある場合は、作業員の安全管理について留意する。

【個別の計画において定めるべき事項】 1　病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設 (1)　東海地震に関する情報等の顧客等への伝達 (2)　顧客等の退避又は安全確保のための措置 (3)　施設の安全性を踏まえた措置 (4)　病院関係	その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者(以下「顧客等」という)に対し、当該東海地震に関する情報等を伝達する方法を定める。 顧客等の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置について定める。なお、当該施設が避難対象地区にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法等を定める。 営業を継続する場合の理由(施設の安全性)を記載する。 病院においては、患者等の保護等の方法及び内容について具体的に定める。	顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動がとれるよう、情報の適切な伝達方法等も定める。 顧客等が適切な退避等の行動がとれるよう、避難場所の位置、交通の規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。 耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、営業を継続することができる。（施設個々の耐震性を十分考慮する。）
2　石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (1)　周辺の地域に対し影響を与える現象の発生防止 (2)　発災に備えて、準備すべき措置	緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止、落下、転倒その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について定める。(時間帯に応じ具体的に定める。) 施設内部における消防等の体制、救急要員、救急資機材の確保等救急体制について定める。	この場合定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、社会的、技術的に実効性のあるものとし、また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全を考慮した実行性のあるものとする。 必要がある場合には、施設周辺地域の居住者等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

3　地方鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業関係 (1)　東海地震に関する情報等の旅客等への伝達 (2)　運行等に関する措置 (3)　運行の停止等の結果生ずる滞留旅客等に対する措置	旅客等に対し、東海地震に関する情報等を伝達する方法について定める。（この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、バス等に対する伝達方法についても具体的に明示する。） 1　警戒宣言発令時の運行規制等の内容及び不要不急の旅行等の自粛要請の措置。 2　警戒宣言発令時までの運行継続の内容。 3　鉄道事業、軌道事業については、強化地域内へ進入する予定の列車に対しては進入を禁止するとともに、強化地域内を運行中の列車に対しては最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機すること等の措置。ただし、震度６弱未満の地域における対応については、安全に運行可能か判断した上でその対応を定める。 4　索道事業については、運送中の旅客を停留場まで運送後、運転を停止する。 5　一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線中に地震の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止、その他運行上の措置を定める。 規制等の結果生ずる滞留旅客等に対しては、とりあえず講ずべき安全及び保護のための措置等を定める。	旅客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとれるよう情報の適切な伝達方法について講ずる。 旅客等が適切な退避等の行動をとれるよう避難又は交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。 警戒宣言発令前の段階から、あらかじめ情報提供する。 警戒宣言発令されるまでは、需要に応えるため極力運行を継続する。
4　学校	幼稚園、小・中学校等保護を必要とする幼児、児童、生徒等がいる学校にあっては、これらの者に対する保護の方法を定める。学校が避難対象地区にあるときは、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を定める。	幼児、児童、生徒等の保護者の意見を聞いた上、実態に即した保護の方法を定める。

5　社会福祉施設	入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分考慮して具体的にその内容を定める。 社会福祉施設が避難対象地区にあるときは、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を定める。	施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性について検討する。(情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多い。)
6　放送事業	東海地震に関する情報等の正確かつ迅速な報道に努める。 東海地震に関する情報等の発表及び発災に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。 発災後も円滑な放送を継続し各種の情報を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容を定める。	報道に際しては、東海地震に関する情報等と併せて強化地域内の居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。 強化地域外の居住者等に対しても、冷静かつ適切な対応を促すための情報提供に努める。
7　水道、電気及びガス事業 (1)　水道事業者等 (2)　電気事業 (3)　ガス事業	警戒宣言発令時において飲料水の供給を確保継続すること及び居住者等が自ら緊急貯水を実施するよう留意する。 発災後に備えて、応急給水のための貯水及び人員、資機材等の事前配備、応急復旧体制の整備、他の地方公共団体からの応援給水等を内容とする計画を定める。 必要な電力を供給する体制を確保する。 発災後に備えて応急復旧に必要な資機材、要員の確保、他の電力の緊急融通等を内容とする計画を定める。 ガス設備について、安全確保のための所要の事項を定める。 1　発災後に緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合は、これを実施すべきこと及び実施体制を定める。 2　発災時における需要者側のガス栓の閉止等の必要な措置についての広報の実施体制を定める。 3　発災後に備えて応急復旧に必要な資機材、要員の確保等の内容とする計画を定める。	水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、警戒宣言が発令された場合において各所における応急給水が必要である。 警戒宣言が発令された場合においても地震防災応急対策活動の基盤となるもので、その供給の継続を確保することが不可欠である。 警戒宣言が発令された場合においても、その供給の継続を確保する。

８　その他の施設 (1)　道路 (2)　工場等の勤務人員が千人以上のもの	警戒宣言発令時において講ずる道路管理上の措置を定める。 警戒宣言発令時の緊急点検及び巡視の実施必要箇所並びに実施体制。 当該工場等に勤務し又は出入する者(以下「職員等」という。)に対する東海地震に関する情報等の伝達方法及び職員等の退避等の安全確保のための措置を定める。	警戒宣言発令前の段階から、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。 〈発災による道路の危険度〉 橋梁、トンネル及び法面の内、危険度が特に高いと予想されるもの。 地震発生の危険にかんがみ作業員の安全に配慮する。 当該工場等に置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く作業員等の工場等からの退避、帰宅等の行動計画を定める。
第２節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項	各計画主体は強化地域に係る大規模な地震を想定し、警戒宣言発令前の準備体制、警戒宣言発令に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係る防災訓練を年１回以上実施し、その実施内容、方法等を定める。 地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係る防災訓練を年１回以上実施し、その実施内容、方法等を定める。	他の計画主体等と共同して訓練を行う。 居住者等の協力及び参加を得る。 努めて関係地方公共団体等防災関係機関の実施する防災訓練に参加する。
第３節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を定める。 顧客、収容者等に対する教育・広報の実施方法及びその内容を定める。	〈教育内容〉 ア　警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 イ　東海地震の予知に関する知識 ウ　東海地震予知情報等の内容 エ　予想される地震に関する知識 オ　東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 力　職員等が果たすべき役割

		キ　地震防災対策として現在講じられる対策に関する知識 ク　今後地震対策としてとりくむ必要のある課題 〈教育内容〉 ア　警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 イ　東海地震の予知に関する知識 ウ　東海地震予知情報等の内容 エ　予想される地震に関する知識 オ　東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 カ　正確な情報入手の方法 キ　防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 ク　各地域における崖地崩壊危険地域等に関する知識 ケ　各地域における避難場所及び避難路に関する知識

第２節　活動体制

体　制　等		東海地震の情報	地震（震度）	気象、水位要件
準 備 体 制		**東海地震に関連する調査情報（臨時）**	市内で震度３の地震発生を発表したとき	①次の注意報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき・大雨注意報・洪水注意報 ②境川の馬橋観測所の水位が、9.80mに達したとき ③長良川・境川以外の河川が、水防団待機水位に達したとき
警戒体制（災害警戒本部設置）	第一警戒体制			①次の警報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき ・大雨警報・洪水警報・暴風警報 ②境川の馬橋観測所の水位が9.80mを超え、水防団待機水位まで上昇するおそれがあるとき ③長良川が、水防団待機水位に達したとき ④長良川・境川以外の河川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ⑤岐阜市及び岐阜市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき
	第二警戒体制	**東海地震注意情報**	市内で震度４の地震発生を発表したとき	①長良川・境川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ②長良川・境川以外の河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③岐阜市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において土砂災害警戒情報の基準に達するおそれがあるとき ④大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき ⑤県内の他自治体に、特別警報が発表されたとき

非常体制（災害対策本部設置）	第一非常体制			①長良川が、避難判断水位（長良橋観測所は出動水位）に達したとき ②長良川以外の河川が、氾濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③岐阜市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ④岐阜市に大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき ⑤岐阜市に特別警報が発表されたとき又は岐阜市において特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ⑥その他局所的な災害で、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
	第二非常体制	**東海地震予知情報**	市内で震度５弱以上の地震発生を発表したとき	①災害により、市内の広域に被害が発生するおそれがあるとき

※　市長は、必要に応じ、上記体制をとるよう命じる。

【市本部の体制】

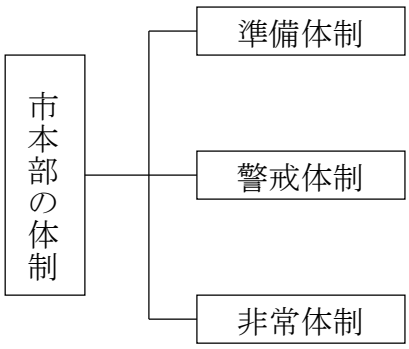

第１項　準備体制

市は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき準備体制をとり、情報収集、各関係機関、市民への情報伝達を行う。

１　準備体制

基　準	体制をとる部（課）	分担任務
東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	危機管理部(1名以上)	①情報収集、伝達
	消防本部(当務員)	①情報収集、伝達

第２項　警戒体制（災害警戒本部設置）

市は、東海地震注意情報が発表されたとき災害警戒本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

１　警戒体制（各部の参集人員は、各部の災害応急対策マニュアルにより定める。）

基　準	体制をとる部（課）	分担任務
東海地震注意情報が発表されたとき	危機管理部 （5名以上　次長、対策審議監又は課長含む）	①情報収集、伝達 ・自主防災隊長に連絡 ・防災行政無線放送 ・各メール配信 ・本部連絡員等への情報伝達 ②非常体制への移行の検討、準備
	消防本部	①消防庁舎の地震対策の確認 ②火災予防広報 ③機械器具の点検 ④消防車積載器具の増強、燃料確認等 ⑤情報収集、伝達
	基盤整備部	①管理施設の地震対策の確認 ②急傾斜地等地域の広報 ③情報収集、伝達
	まちづくり推進部	①管理施設の地震対策の確認 ②広報 ③情報収集、伝達
	都市建設部	①管理施設の地震対策の確認 ②広報 ③情報収集、伝達
	経済部	①管理施設の地震対策の確認 ②基盤整備部が行う広報の応援 ③情報収集、伝達
	行政部	①管理施設の地震対策の確認 ②集中管理車に関すること ③災害対策本部事務室の開設準備
	福祉部	①管理施設の地震対策の確認 ②情報収集、伝達
	教育部	①管理施設の地震対策の確認 ②学校施設等への情報提供 ③情報収集、伝達
	ぎふ魅力づくり推進部	①管理施設の地震対策の確認 ②情報収集、伝達

東海地震注意情報が 発表されたとき	上下水道事業部	①上下水道処理施設の地震対策の確認 ②情報収集、伝達
	市民協働生活部	①管理施設の地震対策の確認 ②防災資機材の貸出し準備 ③情報収集、伝達
	市長公室部	①マスコミへの情報提供 ②ホームページ等への災害情報の掲載
《災害警戒本部室の組織》 警戒本部室は、庁舎16−１会議室に設置する。 ・警戒本部長（危機管理部の課長） ・警戒副本部長(基盤整備部の団長) ・警戒本部員 ・危機管理部, 基盤整備部, まちづくり推進部, 都市建設部, 経済部(各1名)		《災害警戒本部室の任務》 ①情報収集及び情報伝達

２　警戒体制の強化（更に現象が進展した場合）

市は、東海地震注意情報が発表され、更に現象が進展した場合には、警戒体制を強化し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。なお、分担任務については、下記に定めるほか各部の災害応急マニュアルにより定める。（非常体制時に移行することを考慮し、非常体制時の分担任務において緊急性の高いものについては、実施すること。）

警戒体制の強化（各部の参集人員は、各部の災害応急対策マニュアルにより定める。）

基　準	体制をとる部	分担任務
東海地震注意情報が 発表されたとき （更に現象が進展した場合）	危機管理部(全員)	①　情報収集、伝達 ・自主防災隊長に連絡 ・防災行政無線放送 ・各メール配信 ・本部連絡員等への情報伝達 ②　非常体制への移行の検討、準備
	消防本部	①　消防庁舎の地震対策の確認 ②　火災予防広報 ③　機械器具の点検 ④　消防車積載器具の増強、燃料確認等 ⑤　情報収集、伝達
	基盤整備部	①　急傾斜地等地域のパトロール、広報 ②　管理施設の地震対策の確認 ③　情報収集、伝達
	まちづくり推進部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　広報 ③　情報収集、伝達

東海地震注意情報が 発表されたとき （更に現象が進展した場合）	都市建設部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　広報 ③　情報収集、伝達
	経済部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　基盤整備部が行う広報の応援 ③　情報収集、伝達
	行政部	①　集中管理車に関すること ②　管理施設の地震対策の確認 ③　災害対策本部事務室の開設準備
	福祉部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　園児の帰宅に関する検討 ③　情報収集、伝達
	教育部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　学校施設等への情報提供 ③　園児、生徒の帰宅に関する検討 ④　情報収集、伝達
	ぎふ魅力づくり推進部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　情報収集、伝達
	上下水道事業部	①　上下水道施設の地震対策の確認 ②　情報収集、伝達
	市民協働生活部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　防災資機材の貸出し準備 ③　情報収集、伝達
	市長公室部	①　マスコミへの情報提供 ②　ホームページ等への災害情報の掲載
	企画部	①　情報収集、伝達 ②　災害対策本部事務室の開設準備
	財政部	①　情報収集、伝達 ②　災害対策本部の開設準備
	工事検査室部	①　情報収集、伝達
	子ども未来部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　情報収集、伝達
	保健衛生部	①　管理施設の地震対策の確認 ②　医師会、医療機関への情報提供 ③　情報収集、伝達

<table>
<tr><td rowspan="4">東海地震注意情報が
発表されたとき
（更に現象が進展した場合）</td><td>市民病院部</td><td>①　管理施設の地震対策の確認
②　情報収集、伝達</td></tr>
<tr><td>環境部</td><td>①　管理施設の地震対策の確認
②　情報収集、伝達</td></tr>
<tr><td>女子短期大学部</td><td>①　管理施設の地震対策の確認
②　学生の帰宅に関する検討
③　情報収集、伝達</td></tr>
<tr><td>議会事務局部</td><td>①　議員への連絡
②　情報収集、伝達</td></tr>
<tr><td colspan="2">《災害警戒本部室の組織》
警戒本部室は、16階南東会議スペースに設置する。
・警戒本部長（危機管理部の課長）
・警戒副本部長(基盤整備部の団長)
・警戒本部員
危機管理部,基盤整備部,まちづくり推進部,
都市建設部,経済部,教育部,福祉部,市民協働生活部(各1名)</td><td>《災害警戒本部室の任務》
①　情報収集及び情報伝達</td></tr>
</table>

第３項　非常体制（災害対策本部設置）

市は、東海地震予知情報が発表されたとき災害対策本部を設置し、本計画に定める災害予防及び災害応急対策を実施することにより、被害未然防止及び軽減を図る。

１　非常体制

基　準	体制をとる部
東海地震予知情報が発表されたとき	全ての部（全職員）

(1)　市長は、必要に応じ、体制をとる部（本部事務室員含む。）を減ずる等変更を行う。なお、この場合において、危機管理部長は、市長に意見を具申することができる。

(2)　市長は、必要に応じ、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。なお、この場合において、危機管理部長は、市長に意見を具申することができる。

第４項　災害対策本部の設置・解散等

１　設置に関する意見具申

東海地震予知情報が発表された場合、災害対策本部を設置する。なお、危機管理部長は、東海地震注意情報が発表された場合の状況に応じ、災害対策本部の設置について副市長に報告後、市長に意見を具申する。

２　設置場所

災害対策の中枢機能を担う災害対策本部室（常設）及び災害対策本部事務室を６階に設置する。ただし、東海地震の情報内容によっては、消防本部６階会議室に設置する。

３　解散

災害対策本部は、概ね次の基準により市長が解散する。

(1)　当該災害にかかる災害予防及び応急対策が概ね終了したとき。

(2)　地震災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

第５項　災害対策本部等の組織及び分担任務

１　災害対策本部の組織編制

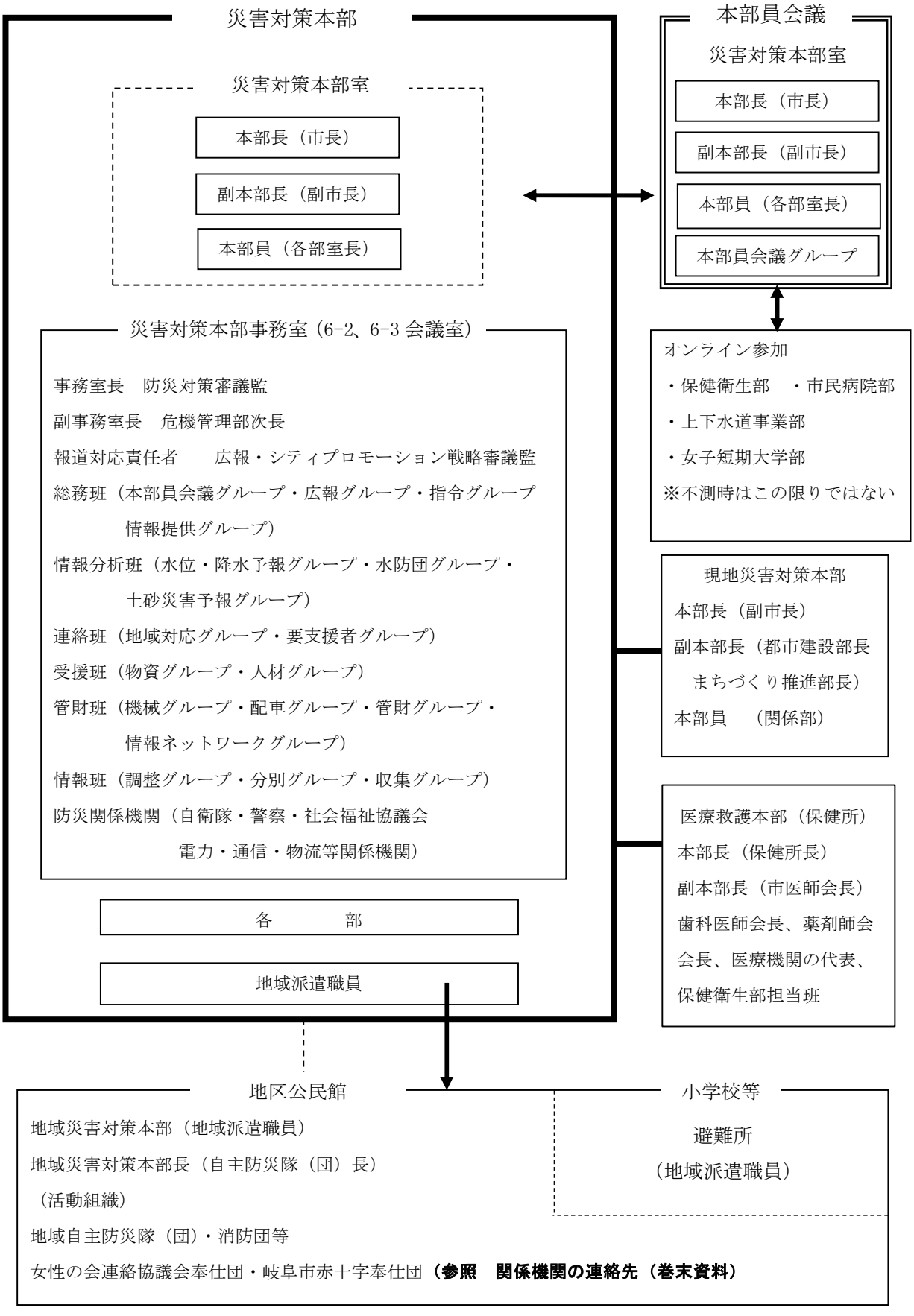

２　災害対策本部室及び災害対策本部事務室の配置図

（１）災害対策本部室配置図

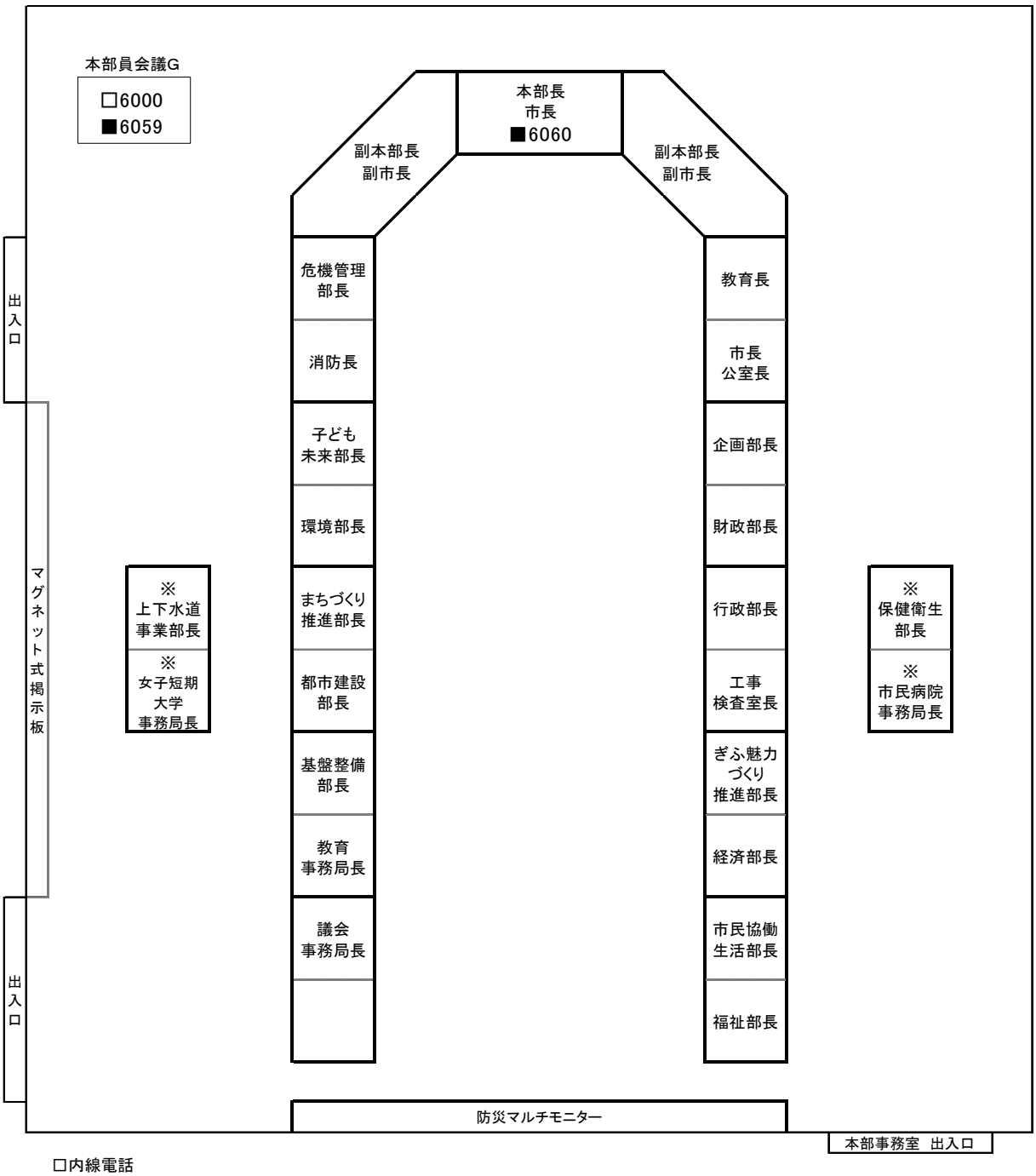

□内線電話
■PHS

オンラインによる本部員会議参加
【第一非常体制時】 保健衛生部長　上下水道事業部長
【第二非常体制時】 市民病院事務局長　女子短期大学事務局長
※オンラインシステムに不測の事態が生じオンラインで参加できない場合は、災害対策本部室に参集することとする。

（２）災害対策本部事務室配置図

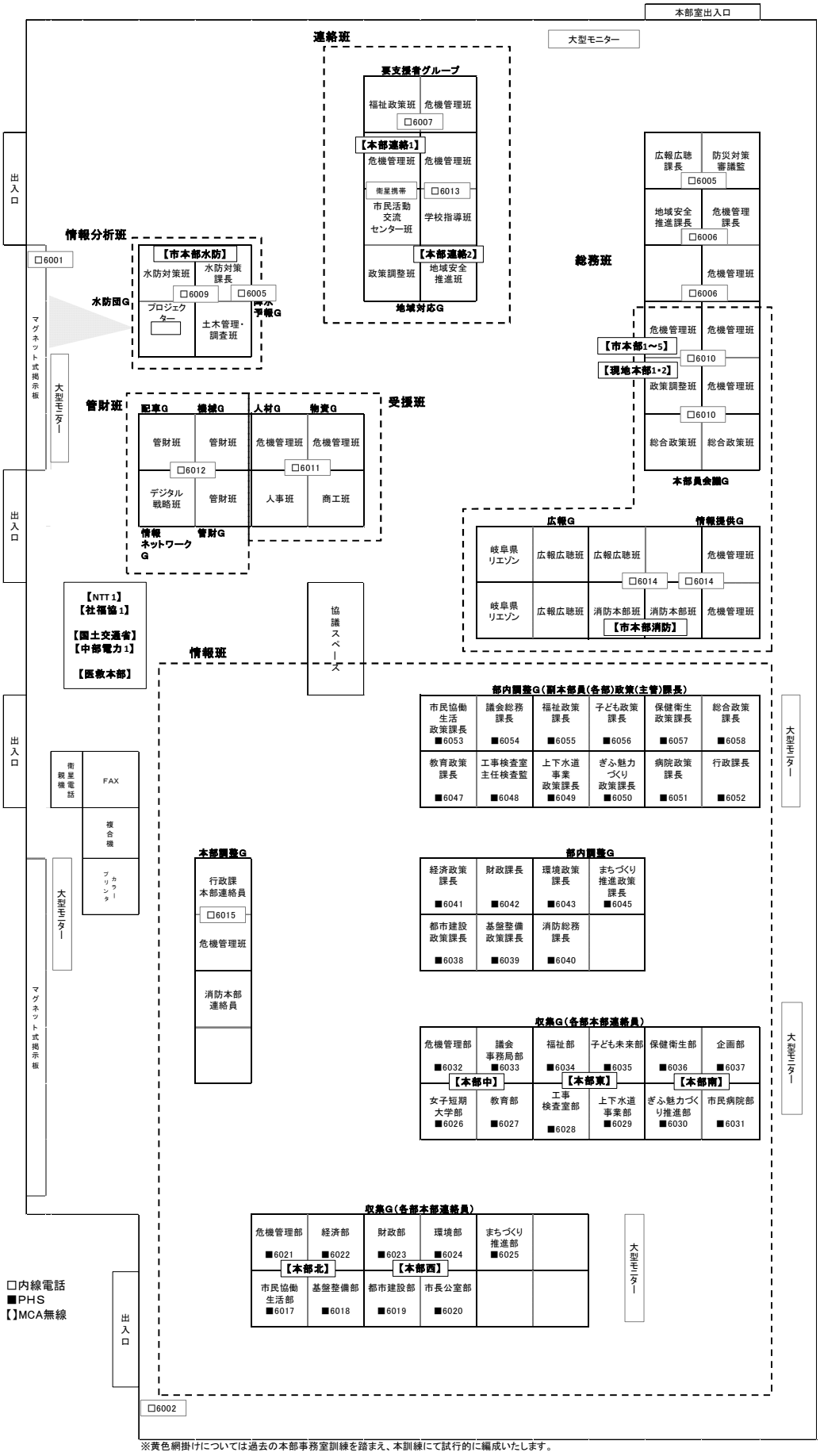

※黄色網掛けについては過去の本部事務室訓練を踏まえ、本訓練にて試行的に編成いたします。

３　市本部長等及び本部員会議

(1)　市本部長・市副本部長

ア　市本部長には市長を、市副本部長には副市長を充てる。

イ　市本部長不在又は事故ある場合の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定める。

第一順位　副市長　　第二順位　危機管理部長　　第三順位　理事の職にある者

(2)　本部員・副本部員

ア　本部員は部長を、副本部員は政策（主管）課長を持って充てる。

イ　副本部員は、危機管理部等から連絡を受けた災害情報等を部内に伝達する。

(3)　本部員会議

市本部長が必要と求めたときは「本部員会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。

ア　市本部の体制及び職員の動員（各部班の応援含む。）に関すること。

イ　被害拡大防止対策に関すること。

ウ　その他災害対策に関する総合的な調整に関すること。

４　本部事務室各担当及び分担任務等

(1)　本部事務室の各担当及び分担任務

組織名		担　当	①　分担任務
事務室長		防災対策審議監	①　災害の推移により、本部員会議の開催について本部長に意見を具申すること ②　本部事務室の調整に関すること
報道対応責任者		広報・シティプロモーション戦略審議監	①　報道発表に関すること
副事務室長		危機管理部課長	①　事務室長を補佐すること
総務班	本部員会議グループ（7 名）	危機管理班（4名） 総合政策班(1名) 未来創造研究班（1名） 政策調整班（1名）	①　本部員会議の開催に関すること（事務局） ②　災害の現況及び対応状況を把握し、事務室長に報告すること ③　職員参集状況の確認
	情報提供グループ（5 名）	危機管理班(2名) 広報広聴班(1名) 消防本部班(2名)	①　岐阜市総合防災情報システムにおける被害の情報区分の点検等に関すること ②　市ホームページの災害情報入力 ③　県被害情報集約システムへの避難情報、被害状況等への入力、必要情報等の確認 ④　緊急速報メール配信 ⑤　同報系防災行政無線（SNSへの配信連動）による広報及び記録
	広報グループ(2名)	広報広聴班(2名)	①　市政記者室での定期的なプレス発表に関すること

連絡班	地域対応グループ(6名)	危機管理班(2名) 地域安全推進班(1名) 政策調整班(1名) 学校指導班（1名） 市民活動交流センター班(1名)	①　避難所開設の連絡、調整に関すること ②　地域派遣職員等への連絡に関すること ③　岐阜市総合防災情報システムに避難所開設等に係る入力 ④　自主防災組織に関すること
	要支援者グループ(2名)	福祉政策班(1名) 危機管理班（1名）	①　福祉避難所の開設、受入れ等の調整に関すること
受援班	人材グループ(2名)	危機管理班(1名) 人事班(1名)	①　国（自衛隊）、県（警察・県支部）、防災関係機関及び応援協定締結市との連絡調整に関すること ②　応援職員の受入れ等の調整に関すること
	物資グループ(2名)	危機管理班(1名) 商工班（1名）	①　物資調整・輸送調整等支援システムへの避難所、物資に係る入力 ②　応援物資の受入れ等の調整に関すること
情報分析班	水位･降水予報グループ(2名)	水防対策班(1名) 土木管理･調査班(1名)	①　河川、道路、急傾斜地等の情報の収集に関すること
	水防団グループ(1名)	水防対策班(1名)	①　水防団の招集、運用に関すること ②　水防団派遣職員からの情報収集に関すること
管財班	管財グループ(2名)	管財班(2名)	①　車両の確保に関すること ②　車両用燃料の確保に関すること
	機械設備グループ(2名)	管財班(2名)	①　本部事務室における電話等の設置に関すること ②　庁舎用発電機の運用、維持管理に関すること
	配車グループ(1名)	管財班(1名)	①　配車に関すること
	情報ネットワークグループ(1名)	デジタル戦略班(1名)	①　本部事務室における情報ネットワークの確保に関すること
情報班	本部調整グループ(3名)	行政部、消防本部の本部連絡員(各1名)　危機管理班(1名)	①　本部事務室における役割の調整に関すること
	部内調整グループ(19名)	各副本部員	①　各部の各班に災害応急対策活動を指示すること
		企画部・行政部・ぎふ魅力づくり推進部・経済部・福祉部・保健衛生部・環境部・まちづくり推進部・都市建設部・基盤整備部・消防本部・教育部・上下水道事業部・市民協働生活部・財政部・工事検査室部・子ども未来部・市民病院部・議会事務局部	

	収集グループ （21名）	各本部連絡員	③　電話により災害情報、現場情報等を聴取すること ②　市民からの安否情報の問合せ等に対応すること
		市長公室・企画部・ぎふ魅力づくり推進部・基盤整備部・経済部・福祉部・保健衛生部・環境部・まちづくり推進部・都市建設部・上下水道事業部・教育部・市民協働生活部・財政部・工事検査室部・市民病院部・子ども未来部・女子短期大学部・議会事務局部・危機管理部(2名)	

(2)　本部連絡員

ア　各部に１名、本部連絡員を置く。

イ　本部連絡員は、災害対策本部設置時には本部事務室を設置し、本部事務室情報班収集グループ員として活動する。

(3)　部内連絡員

ア　各部に１名以上、部内連絡員を置く。

イ　部内連絡員は、災害対策本部設置時には所属の副本部員（政策（主管）課長）からの指示を班長に伝達する。

(4)　災害対策本部事務室設置要員

東海地震予知情報が発表されたときの本部事務室の設置は、本部事務室各班員及び本庁舎付近に居住する職員（各部１名派遣）により行う。

５　地域災害対策本部

(1)　自主防災隊長は、次により地区公民館等に地域災害対策本部を設置する。

ア　東海地震の情報により、災害応急対策を実施する必要があると認めたとき。

イ　市本部から、地域災害対策本部の設置要請があったとき。

参照：地域災害対策本部の設置場所　第３章地震災害応急対策第１節別表１

(2)　地域災害対策本部の組織

地域災害対策本部の組織は、各地域で策定する地域防災コミュニティ計画等による。

６　地域派遣職員

市本部長（市本部が設置されていない場合は、危機管理部長。以下この項目において「市本部長等」という。）は、自主防災組織の災害応急対策活動の支援を行うため、次により職員を派遣する。

なお、地域派遣職員は原則年度当初に各地域６～９名を選任するとともに、各地域の派遣職員の中から当該地域の責任者を指定するものとする。

派遣基準	派遣先	分担任務
①地域災害対策本部が設置されたとき ②避難所が地区公民館に開設されたとき ③その他本部長等が必要と認めたとき	①地域災害対策本部 ②その他本部長等が指示した場所	①災害状況を把握し、自主防災隊(団)長と災害応急対策活動の調整を図ること ②市本部及び現地本部への連絡に関すること ③被害情報及び避難情報を収集し総合防災情報システムに入力すること ④防災関係機関等と災害応急対策に関し協議を行うこと ⑤避難所運営マニュアル、避難所運営マニュアル（感染症対策編）に基づく活動に関すること ⑥要配慮者の避難所での生活状況の把握に関すること ⑦市本部に要配慮者の福祉避難所への移動要請を行うこと ⑧物資の要請に関すること ⑨地域の活動を記録すること ⑩地域防災訓練の参加に関すること
		責任者は地域派遣職員及び避難所派遣職員の業務が円滑に行われるよう監督、指導及び助言を行う

７　災害対策本部の各部、各班

部	班	分担任務
市長公室部	秘書班 広報広聴班	1　本部長の秘書に関すること 2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 3　広報に関すること
企画部	総合政策班 未来創造研究班 政策調整班 統計分析班 岐阜薬科大学キャンパス整備推進班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 3　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること 4　災害対策本部事務室の開設準備に関すること 5　他班の応援に関すること
財政部	財政班 行財政改革班 税制班 市民税班 資産税班 納税班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害予算等市財政に関すること 3　災害対策本部事務室の開設準備に関すること 4　他班の応援に関すること
行政部	行政班 内部統制推進班 人事班 職員厚生班 デジタル戦略班 競輪事業班 管財班 契約班 会計班 選管事務局班 監査班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 3　災害対策本部の食料の確保の確認に関すること 4　災害時の情報システムの管理に関すること 5　市の情報ネットワークの確保に関すること 6　競輪施設の地震対策の確認に関すること 7　市有財産(各課所管の施設を除く)の地震対策の確認に関すること 8　庁舎の帰宅困難者対策に関すること 9　非常用電話の設置に関すること 10　集中管理車の管理に関すること 11　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること
工事検査室部	工事検査室班	1　部の共通任務に関すること 2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること 3　他班の応援に関すること
ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策班 観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ班 文化芸術班 国際班 市民スポーツ班 文化財保護班 鵜飼観覧船事務所班 歴史博物館班 ぎふメディアコスモス事業班 図書館班 科学館班	1　部内の共通任務に関すること 2　他都市からの災害救助用食料、物資の受入れに関すること 3　共同給食施設における地震対応の確認に関すること 4　国際会議場、岐阜城等所管する観光交流施設の地震対策の確認に関すること 5　文化センター、市民会館の地震対策の確認に関すること 6　文化センター、市民会館に避難所を開設及び運営に関すること

ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策班 観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ班 文化芸術班 国際班 市民スポーツ班 文化財保護班 鵜飼観覧船事務所班 歴史博物館班 ぎふメディアコスモス事業班 図書館班 科学館班	7　在留外国人（観光客含む）対策の確認に関すること 8　体育施設の地震対策の確認に関すること 9　市有体育館の地震対策の確認に関すること 10　市有体育館に避難所を開設すること 11　舟艇の確保(借り上げ)、船員の手配の確認に関すること 12　レンタルサイクルポートの地震対策の確認に関すること 13　歴史博物館の災害対策に関すること 14　歴史博物館に避難所を開設及び運営管理に関すること 15　メディアコスモスの地震対策の確認に関すること 16　図書館施設の地震対策の確認に関すること 17　科学館の地震対策に関すること
経済部	経済政策班 商工班 中心市街地みらい戦略班 企業立地推進班 労働雇用班 農林班 畜産班 農地整備班 中央卸売市場班 食肉地方卸売市場班 農業委員会事務局班	1　部の共通任務に関すること 2　災害救助用食料、物資の確保及び配分計画の確認に関すること 3　共同給食施設における地震対応の確認に関すること 4　災害対策用物資の確保及び運搬の確認に関すること 5　電気、ガス等の連絡調整に関すること 6　岐阜市勤労会館等所管避難所施設の地震対策の確認に関すること 7　災害救助用食糧の確保及び運搬の確認に関すること 8　急傾斜地及び道路のﾊﾟﾄﾛｰﾙなど土木管理班の応援に関すること 9　農地及び農業用施設の地震対策の確認に関すること 10　河川パトロールなど河川班の応援に関すること 11　治山施設及び林道のパトロールに関すること 12　家畜の避難対策の確認に関すること 13　畜産班管理施設及び家畜の地震対策の確認に関すること 14　市場内の情報伝達、調整に関すること 15　市場施設の地震対策の確認に関すること 16　食肉地方卸売市場施設の地震対策の確認に関すること 17　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
市民協働生活部	市民協働生活政策班 男女共生・生涯学習推進班 市民活動交流センター班 市民相談・消費生活班 人権啓発センター班 市民班 西部事務所班 東部事務所班 北部事務所班 南部東事務所班 南部西事務所班	1　部内の共通任務に関すること 2　ボランティア部会の設置の確認に関すること 3　市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 4　コミュニティセンター、ハートフルスクエアーGの地震対策の確認に関すること 5　コミュニティセンター、ハートフルスクエアーGに避難所の開設を指示すること 6　公民館の地震対策の確認に関すること 7　避難所の開設を公民館に指示すること 黒野共栄館、早田教育集会所の地震対策の確認に関すること 8　黒野共栄館、早田教育集会所に避難所を開設及び運営管理に関すること 9　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること

	日光事務所班 柳津地域事務所班 国保・年金班 斎　苑　班	10　災害備蓄品(小学校・コミセン)の運搬の確認に関すること 11　事務所班関係任務の確認、調整に関すること 12　地震情報の事務所班への連絡に関すること 13　事務所施設の地震対策の確認に関すること 14　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること 15　斎苑・市営墓地の地震対策の確認に関すること 16　予知情報発表時の火葬に関すること
福　祉　部	福祉政策班 指導監査班 介護保険班 生活福祉一班 生活福祉二班 生活福祉三班 障がい福祉班 恵光学園班 高齢福祉班 福祉医療班 柳津分室班	1　部の共通任務に関すること 2　福祉（二次）避難所の受入れの確認に関すること 3　炊出し及び食品の給与の確認に関すること 4　ワークサポートみやこ、ワークサポートあおやぎ、ワークサポートやないづ、ワークサポートあすなろ、みやこ障害者センター、みやこ園、白杖園、障害者生活支援センター、ポッポの家施設の地震対策の確認に関すること 5　恵光学園の地震対策の確認に関すること 6　第二恵光の地震対策の確認に関すること 7　第三恵光の地震対策の確認に関すること 8　ワークス恵光の地震対策の確認に関すること 9　ケアホーム恵光の地震対策の確認に関すること 10　和楽園、友楽園、西部福祉会館、天満ホーム、三田洞神仏温泉、みやこ老人センター、三楽園、柳津高齢者福祉センター、施設の地震対策の確認に関すること 11　その他社会福祉施設の地震対策の確認に関すること 12　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
子ども未来部	子ども政策班 子ども・若者総合支援センター班 子ども支援班 子ども保育班	1　部の共通任務に関すること 2　災害時の子どもの支援の確認に関すること 3　子ども・若者総合支援センター、岐阜北幼児支援教室 、加納幼児支援教室の地震対策の確認に関すること 4　子ども・若者総合支援センターに避難所を開設及び管理運営に関すること 5　梅林児童館、黒野児童館、東児童センター、加納児童センター、西児童センター、日光児童センター、本郷児童センター、長良児童センター、長森児童センター、岩野田児童センター、サンフレンドみわ・児童センター、サンフレンドうずら・児童センター、柳津児童館施設の地震対策の確認に関すること 6　ドリームシアター岐阜施設の地震対策の確認に関すること 7　ドリームシアター岐阜に避難所を開設及び管理運営に関すること 8　保育所施設の地震対策の確認に関すること

保健衛生部 （保健所）	保健衛生政策班 衛生試験所班 健康づくり班 保健予防班 地域保健班 食品衛生班 生活衛生班 感染症・医務薬務班 食肉衛生検査所班 中保健センター班 南保健センター班 北保健センター班	1　部内の共通任務に関すること 2　薬品・資材の調達の確認に関すること 3　医師会等及び関係機関との確認、調整に関すること 4　救護所・福祉避難所等への保健師派遣の確認に関すること 5　被災者等への栄養・食生活支援に関すること 6　家庭動物の保護の確認に関すること 7　被災地の防疫活動の確認に関すること 8　感染症対策に関すること
市民病院部	医療救護班 病院政策班 病院施設班 医事班 看護専門学校班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害救助その他医療、救護の確認に関すること 3　病院施設の地震対策の確認に関すること 4　関係機関との確認、調整に関すること 5　医療薬品等の調達の確認に関すること 6　学校施設の地震対策の確認に関すること
環境部	環境政策班 環境施設班 産業廃棄物指導班 環境事業班 資源循環班 脱炭素社会推進班 環境保全班 東部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ班 掛洞プラント班 寺田プラント班 ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ班	1　部内の共通任務に関すること 2　一般廃棄物施設の地震対策の確認に関すること 3　産業廃棄物処理対策の確認に関すること 4　地震災害時のゴミ収集、処理の確認に関すること 5　地震災害時のし尿収集、処理の確認に関すること 6　災害時のゴミ、リサイクル対策の確認に関すること 7　災害対策用物資の運搬の確認に関すること 8　化学物質流失等、環境保全対策の確認に関すること 9　石綿飛散防止対策に関すること 10　センター施設の地震対策の確認に関すること 11　プラント施設の地震対策の確認に関すること
危機管理部	危機管理班 地域安全推進班 水防対策班	1　部内の共通任務に関すること 2　災害対策全般の連絡調整に関すること 3　災害対策本部事務室長、事務室員の業務に関すること 4　災害対策本部副事務室長の業務に関すること 5　災害対策本部事務室員の業務に関すること 6　防災行政無線の管理、統制に関すること

消防本部	消防総務班 消防班 救急班 予防班 指令班 中消防署班 南消防署班 北消防署班 瑞穂消防署班 山県消防署班 本巣消防署班	1　部内の共通任務に関すること 2　関係機関との連絡調整に関すること 3　物資の調達輸送に関すること 4　消防団への情報伝達及びの招集及び運用に関すること 5　情報収集、広報に関すること 6　災害救助救出の確認に関すること 7　救助救出資機材の確認に関すること 8　緊急消防援助隊の受援に関すること 9　自衛隊の誘導に関すること 10　救急業務の確認に関すること 11　医療機関及び関係機関との確認、調整に関すること 12　火災予防の確認に関すること 13　広報に関すること 14　消防救急通信の運用及び出動指令に関すること 15　火災警報及び地震情報の伝達に関すること 16　無線電話機の管理に関すること 17　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 18　消防施設（消防車両含む）の地震対策の確認に関すること 19　広報に関すること
まちづくり推進部	まちづくり推進政策班 建築指導班 開発・盛土指導班 公共建築班住宅・空家対策班	1　部内の共通任務に関すること 2　運搬用、連絡用稼動車両の掌握に関すること 3　屋外広告物の地震対策に関すること 4　避難情報等に伴う広報に関すること 5　市有建築物の応急修理の確認に関すること 6　民間建築物及び宅地の応急危険度判定の準備に関すること 7　応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の確認に関すること 8　市営住宅の地震対策の確認に関すること（情報伝達含む） 9　既存市営住宅への特定入居の確認に関すること
都市建設部	都市建設政策班 都市計画班 交通政策班 市街地再開発班 鉄道高架推進班 公園整備班 区画整理班 歴史まちづくり班	1　部内の共通任務に関すること 2　避難情報等に伴う広報に関すること 3　市営駐車場施設の地震対策の確認に関すること 4　コミュニティバス等の地震対策の確認に関すること 5　再開発事業地等の地震対策の確認に関すること 6　岐阜駅前広場の地震対策の確認に関すること 7　公園施設の地震対策の確認に関すること 8　街路樹の地震対策の確認に関すること 9　土地区画整理区域内の地震対策の確認に関すること

基盤整備部	基盤整備政策班 広域事業推進班 土木管理班 土木調査班 道路建設班 道路維持班 河川班 公共用地班	1　部内の共通任務に関すること 2　建設業者との地震対策のための確認、調整に関すること 3　救助用資材の確保及び器具の収集の確認に関すること 4　救助用舟艇の確保の確認に関すること 5　急傾斜地等のパトロール及び避難広報に関すること 6　交通規制に関する連絡調整に関すること 7　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること 8　道路、橋梁の地震対策の確認に関すること 9　道路施設のパトロール及び地震対策の確認に関すること 10　道路障害物の調査及び撤去に関すること 11　河川関係、急傾斜地帯等の地震対策の確認に関すること 12　河川管理施設(排水機、樋門扉、堤防)の情報収集とパトロール及び市内全域(管理者を問わず)の河川パトロールに関すること 13　河川管理施設の運転、操作及び管理人（操作人）との連絡調整に関すること 14　市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理に関すること 15　自転車等駐車場施設の地震災害対策の確認に関すること
上下水道事業部	上下水道事業政策班 営業班 上水道事業班 下水道事業班 上水道施設班 下水道施設班 水質管理班 維持管理班	1　部内の共通任務に関すること 2　応急活動等に必要な資源（人、物、資金、情報等）の確保に関すること 3　災害関係費の出納に関すること 4　災害時における応急給水活動体制の確認に関すること 5　上水道の水道施設の地震対策の確認に関すること 6　下水道施設（下水道管路、処理場、ポンプ場）の地震対策の確認に関すること 7　水源施設の地震対策の確認に関すること
女子短期大学部	女子短大総務管理班	1　学校施設の地震対策の確認に関すること 2　学校に避難所を開設及び運営管理に関すること 3　学生への情報伝達に関すること

教　育　部	教育政策班 教育施設班 学校指導班 幼児教育班 幼稚園班 小学校班 中学校班 特別支援学校班 商業高等学校班 学校安全支援班 学校給食班 社会・青少年教育班	1　部内の共通任務に関すること 2　教育施設の地震対策の確認に関すること 3　生徒への情報伝達に関すること 4　教育研究所に避難所を開設及び運営管理に関すること 5　幼稚園施設の地震対策の確認に関すること 6　幼稚園の避難所開設及び運営管理に関すること 7　災害時の幼稚園給食の対策の確認に関すること 8　幼稚園児の授業実施に関すること 9　学校施設の地震対策の確認に関すること 10　学校の避難所開設及び運営管理に関すること 11　災害時の授業及び保育実施に関すること 12　災害時における学校給食の対策の確認に関すること 13　生徒の災害活動の指導に関すること 14　地域保健班との連絡調整に関すること 15　災害活動に協力する女性の会連絡協議会奉仕団との情報伝達、調整に関すること 16　青少年会館施設の地震対策の確認に関すること 17　青少年会館に避難所を開設及び運営管理に関すること 18　少年自然の家施設の地震対策の確認に関すること 19　少年自然の家に避難所を開設及び管理運営に関すること 20　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること
議会事務局部	議会総務班 議事調査班	1　部の共通任務に関すること 2　議員への情報提供に関すること 3　議員からの情報収集に関すること

第６項　体制の伝達

１　伝達手段

(1)　勤務時間内

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
準備体制	危機管理部 （庁内放送は、 管財課に依頼）	全部（職員）	庁内放送 庁内メール
警戒体制			
非常体制			

(2)　勤務時間外

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
準備体制	守衛室	危機管理部当番員	電話連絡
警戒体制	消防本部	本部連絡員	電話連絡

	危機管理部	メール登録者	職員参集メール
非常体制	消防本部	本部連絡員	電話連絡
	危機管理部	メール登録者	職員参集メール

各部は、必要な情報を伝達できるよう、緊急連絡網を作成すること。

２　伝達経路図

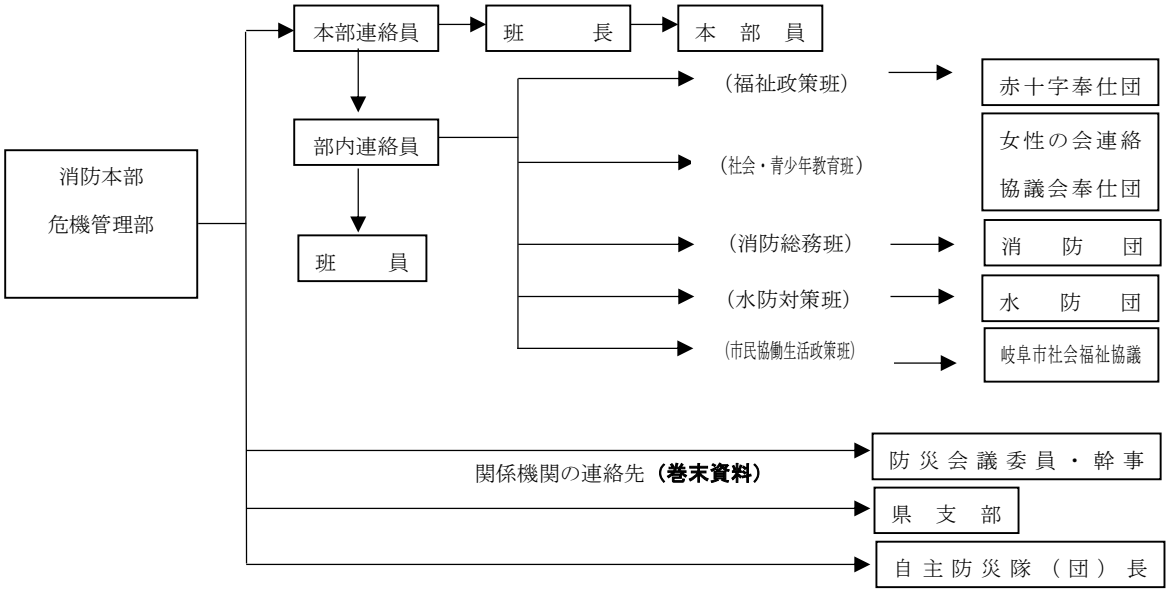

第３節　協力体制

【実施担当部】

１　市　　２　県　　３　防災関係機関

〈方針〉

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

〈実施内容〉

１　相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するうえで、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、応援要請又は斡旋を依頼し協力を得る。

２　自衛隊の派遣要請

市本部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、**第３章第４節自衛隊災害派遣要請**により自衛隊の派遣を要請する。

３　警戒宣言後の緊急輸送の実施

市本部は、警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整を行う。

４　警戒宣言発令前からの準備的行動

市は、災害時応援協定等を締結している他機関、指定行政機関及び指定公共機関の体制を確認するとともに、広域的な応援部隊の派遣及び受援準備を行う。

第４節　警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達

【実施担当部】

１　岐阜地方気象台　　２　市　　３　県　　４　防災関係機関・事業者

〈方針〉

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な東海地震に関連する情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期す。

〈実施内容〉

１　伝達する情報

「東海地震に関連する調査情報（臨時、定例）」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言発令。

２　伝達経路図

(1)　東海地震に関連する情報

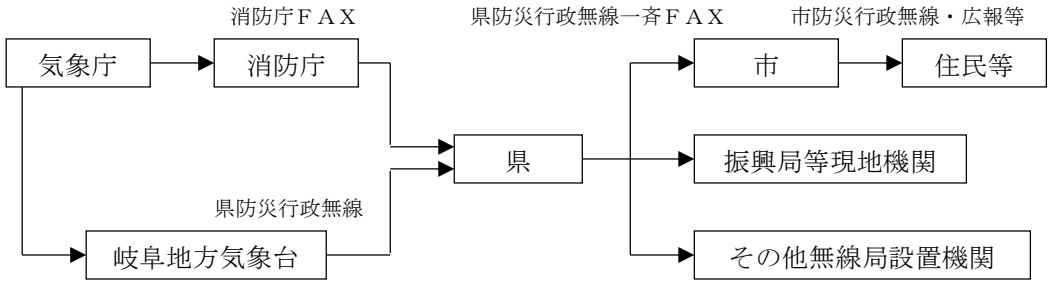

(2)　警戒宣言

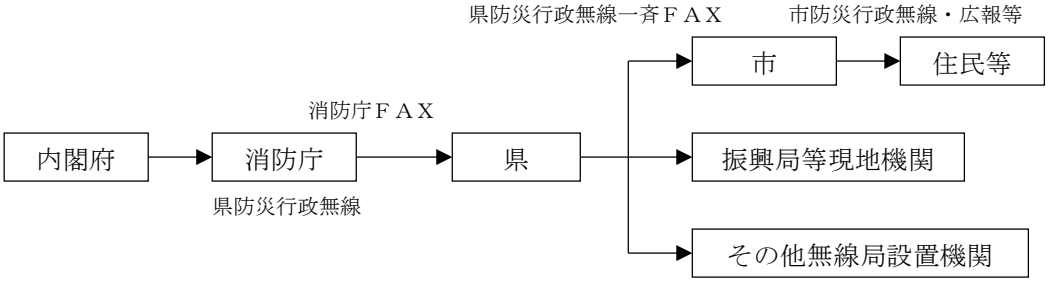

３　市民等への伝達

市は、東海地震に関連する情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報系防災行政無線（Ｊ－ALERTにより自動放送されるが、繰り返し広報を実施する。）等、あらゆる手段により市民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。この場合、東海地震に関連する情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

なお、警戒宣言が発せられた旨の伝達に使用する防災信号は、次のとおりとする。

《地震防災信号》

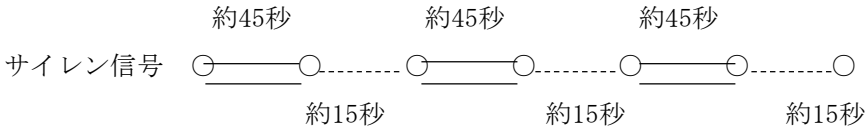

(備考)サイレンは適宜の時間継続する。

第５節　広報対策

【実施担当部】

１　市長公室部　　２　危機管理部　　３　消防本部　　４　都市建設部
５　まちづくり推進部

〈方針〉

東海地震に関連する情報等が発せられた場合、東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

〈実施内容〉

１　警戒宣言発令時の対策

(1)　広報の内容

市、防災関係機関は、市民等に密接な関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、市民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して実施する。なお、岐阜市は強化地域には指定されていないが、的確な広報を行ない、冷静かつ的確な対応を促すよう努める。

《広報の内容》

ア　東海地震に関連する情報等の内容、特に市域内の震度等の予想
イ　交通規制に関する情報
ウ　ライフラインに関する情報
エ　市周辺の生活関連情報
オ　小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
カ　応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
キ　応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
ク　金融機関が講じた措置に関する情報
ケ　その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(2)　広報の手段

ア　報道機関による広報

(ｱ)　情報提供

報道機関に対する情報提供は、本部事務室広報班が、庁舎内に設置した「災害時プレスセンター」又は記者クラブにて行うものとし、報道機関への情報提供の一元化を図る。

(ｲ)　報道機関との連携

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、広報広聴班は「災害時の放送に関する協定」に基づく、あらかじめ定めた手続きにより、岐阜放送㈱に対し、テレビ等による広報事項の放送を依頼する。

協定：災害時の放送に関する協定（岐阜放送）
災害時の放送に関する協定（シーシーエヌ㈱）

イ　防災行政無線による広報

同報系防災行政無線による広報は、本部事務室指令グループが行うものとし、市内一斉、地域別又はグループ別での放送により、効果的に広報を実施する。

ウ　コミュニティＦＭによる広報

株式会社シティエフエムぎふ緊急割込み放送による広報は、危機管理部が行うものとし、外国人（観光客含む）への広報は、ぎふ魅力づくり推進部の協力により行う。

確認書：災害時等における緊急放送に関する確認書（㈱シティエフエムぎふ）

エ　インターネット・ＳＮＳによる広報

岐阜市公式ホームページ・フェイスブック・ツイッターの広報は、本部事務室情報提供グループが行うものとし、最新の情報等を掲載する。

オ　緊急速報メールによる広報

緊急速報メールによる広報は、本部事務室情報提供グループが行う。

カ　アマチュア無線による広報

本部事務室は、アマチュア無線団体の協力を求め広報を行う。

キ　広報車・消防車による広報

都市建設部等は、市内一円広報車により警戒宣言の発令を広報する。消防車による広報は、災害応急対策に支障のない限り実施する。

２　問い合わせ窓口の設置

市民からの問い合わせの対応は、本部事務室が中心となり行う。

３　警戒宣言発令前からの準備行動

上記１の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民、事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第６節　事前避難対策

【実施担当部】

１　関係各部

〈方針〉

警戒宣言が発令された場合、人命の安全を確保するため、市は自主防災組織と連携し、迅速、的確な避難対策を実施する。

〈実施内容〉

１　避難指示の発令

警戒宣言が発令された場合、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険地域、老朽ため池下流の浸水危険地域等の居住者など(以下「災害時危険地域居住者等」という)の人命の安全を確保するため、避難指示等を発令する。

なお、避難指示等の発令については、**第３章第１５節避難対策**に準じ実施する。

２　避難所の措置

避難者に対する、情報等の伝達、飲料水、食料、寝具等の供与、避難所施設の秩序維持、その他避難生活に必要な措置については、**第３章１５節避難対策**、**第３章１７節食料供給活動**等に準じ実施する。

３　事前避難体制の確立

(1)　避難体制の確立

避難については、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に、自主防災隊に避難体制を確認するとともに、指定拠点避難所、公民館等の施設管理者に避難所開放の連絡、福祉（二次）避難所の施設管理者に要配慮者の受入れについての事前確認など、迅速に避難体制の確立を図る。

(2)　避難誘導等適切な対応

災害時危険地域居住者等の内、あらかじめ把握した避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等の協力のもと実施する。また、外国人（観光客含む）、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携し、避難誘導等適切な対応を実施する。

(3)　避難方法

災害時危険地域居住者等の避難所まで避難するための方法については、徒歩による。

ただし、身体障がい者など徒歩による避難が著しく困難な者については、実情に応じて車両等を活用することにより、避難行動の実効性を確保するよう努める。

４　自主避難

警戒宣言が発令された場合、災害時危険地域居住者等以外の居住者等は、建築年数、耐震性等住宅の構造から地震により倒壊する危険がある場合は、自主避難する。

このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

５　警戒宣言発令前からの準備行動

(1)　学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童、生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2)　要配慮者利用施設

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全対策を図る。

第７節　消防・水防対策

【実施担当部】

１　消防本部　　２　基盤整備部　　３　危機管理部

〈方針〉

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発令された場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

〈実施内容〉

１　消防対策

消防本部は、警戒宣言が発令された場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

(1)　地震に関する正確な情報の収集、必要な機関へ伝達すること。
(2)　火災の防除のための警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
(3)　火災発生の防止、初期消火について住民等へ広報すること。
(4)　消防車積載品の増強、出場隊の編成など同時多発火災への対応について検討すること。
(5)　消防団との連携を密にし、不測の事態に備えること。
(6)　自主防災組織が実施する消火活動等の指導に関すること。
(7)　その他必要な措置。

２　水害予防対策

基盤整備部は、警戒宣言が発令された場合、不測の事態に備えて、次の必要な措置を講ずる。

(1)　地震に関する正確な情報の収集、必要な機関へ伝達すること。
(2)　気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
(3)　地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備をとること。
(4)　水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国、県や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態へ備えること。
(5)　その他必要な措置。

３　警戒宣言発令前からの準備行動

消防本部や基盤整備部は、東海地震注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第８節　交通対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　危機管理部　　３　市長公室部

〈方針〉

警戒宣言が発令された場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

〈実施内容〉

１　警戒宣言発令時の対策

(1)　道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路点検により危険箇所を把握し、警戒宣言が発令された場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

(2)　車両の交通規制

交通の混乱が予想される場合は、一般道路における車両の走行を必要に応じて抑制する。

(3)　運転手のとるべき措置

走行中の運転者は、警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる。

ア　警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に駐車し避難する。

なお、道路外に駐車できない場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り鍵は付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックせず避難する。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の妨げにならない場所に駐車する。

２　警戒宣言発令前からの準備行動

東海旅客鉄道株式会社は、東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

《参考：強化地域に伴う交通規制等》

１　一般道路

警戒宣言が発令された場合、一般道路における車両の通行制限は、次による

(1)　中津川市での車両の走行は極力抑制

(2)　中津川市への車両の流入は極力制限

(3)　中津川市からの車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

２　中央自動車道

警戒宣言が発令された場合、土岐インターチェンジから長野県境間を通行止めにし、飯田山本インターチェンジから中津川市への流入を制限する。

３　鉄道の運転

東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発令された場合の鉄道機関の列車運行は、次による。（県内の状況）

(1)　強化地域：中央本線（恵那～坂下）

ア　注意情報発表時

旅客列車は、運行を継続する。

ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ　警戒宣言発令時

旅客列車の強化地域内への進入を禁止する。強化地域内を進行中の列車は、安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

なお、貨物列車は、強化地域内への進入禁止を継続する。

(2)　周辺地域：中央本線（勝川～恵那、坂下～南木曽）

ア　注意情報発表時

旅客列車は、運転を継続する。

ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域内への進入を禁止する。

イ　警戒宣言発令時

(ｱ)　旅客列車は、勝川～恵那間で折り返し可能な駅間（春日井～瑞浪）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。坂下以北で折り返し可能な駅間（南木曽以北）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。

(ｲ)　長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

(ｳ)　貨物列車は、強化地域内への進入禁止を継続する。その他の列車は、運転状況等を勘案し、可能な範囲で定められた速度で運転する。

第９節　緊急輸送対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　経済部

〈方針〉

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

〈実施内容〉

１　警戒宣言発令時の対策

(1)　緊急輸送の対象範囲

緊急輸送の対象は、次による。

ア　応急対策実施要員

イ　地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

ウ　その他、市本部が必要と認める人員、物資等

(2)　緊急輸送車両の確認

県及び県公安委員会は、「大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)」第12条の規定に基づき、次により緊急輸送車両の確認を行う。

ア　緊急輸送しようとする機関は、迅速な緊急輸送の確保を図るため、県知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書の交付を申し出て、標章及び証明書の交付を受ける。

イ　緊急輸送車両確認手続の事前届出制度について整備し、スムーズな交付を図る。

(3)　緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおりとし、県が指定する。なお、県警察は、緊急輸送道路のうち国道19号、21号及び中央自動車道について、優先的に確保する。

ア　第１次緊急輸送道路

岐阜市及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ　第３次緊急輸送道路

第１次、第２次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(4)　ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所・避難場所を除く)を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(5)　輸送手段の確保

市は、次により輸送手段を確保する。

ア　地域の現況に即した車両の調達を行う。

イ　必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、斡旋を依頼する。

協定：災害時等におけるバス車両による人員輸送に関する協定（岐阜乗合自動車（株））

２　警戒宣言発令前からの準備行動

市は、警戒宣言発令時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、警戒宣言発令前から車両等の確保及び各関係機関に体制の確認、また警察機関に対し交通規制の準備を要請するなどの準備的行動を実施する。

第10節　物資等の確保対策

【実施担当部】

１　関係各部

〈方針〉

市は、警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、関係機関との協力等体制の整備を図る。

〈実施内容〉

１　警戒宣言発令時の対策

(1)　物資確保体制の整備

警戒宣言発令時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、覚書等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料等生活必需品調達体制の確認をするとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

【食料等生活必需品】

災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）

緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（イオン㈱中部カンパニー）

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）

災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定

（岐阜流通センター協同組合連合会）

災害時における食糧供給に関する協定書（㈱コガネパン）

【燃料】

災害時の熱源確保に関する覚書（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）

災害時における燃料確保に関する覚書（岐阜県石油商業組合岐阜支部）

(2)　物資の確保等のための要請、指導

警戒宣言が発令された場合、食料等生活必需品の売惜しみ、買占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請指導を行う。また、生活必需品の高騰、売惜しみ、買占めが起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(3)　その他関係指定地方行政機関の協力

ア　育児用粉乳、おにぎり、弁当缶詰等、応急食品 ⟶ 東海農政局

イ　生活必需物資 ⟶ 中部経済産業局

ウ　災害復旧用木材 ⟶ 中部森林管理局

２　警戒宣言発令前からの準備行動

市は、警戒宣言発令時の避難者の救護及び地震災害発生後の被災者の救助に必要な物資、食料等生活必需物資の調達体制を確認する。

第11節　保健衛生対策

【実施担当部】

１　市民病院部　　２　保健衛生部（保健所）　　３　環境部

〈方針〉

市は、医療関係機関の協力の基に、警戒宣言が発令された場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに地震災害発生後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃及び防疫に関する措置を講ずる。

〈実施内容〉

１　医療・助産・衛生

(1)　警戒宣言発令時の対策

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずる。

ア　警戒宣言発令の周知徹底

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ　地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療機器、備品、薬品等の転倒防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ　入院患者の安全対策

エ　救急患者を除く外来診療の中止

オ　医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の地震災害発生後への備え

(2)　医療救護班の編成待機

ア　市民病院部は、医療班の編成待機を行う。

イ　保健衛生部は、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会、岐阜市薬剤師会に医療救護隊の編成待機を依頼する。

(3)　医薬品等の確保

市民病院部は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、在庫量を把握するとともに、卸売業者に在庫量を確認し提供の要請を行う。

(4)　清掃

環境部は、地震災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬、処理・処分するため、ごみ処理班、し尿処理班の編成、車両の確保及び処理・処分体制の確保について準備する。

(5)　防疫

保健衛生部（保健所）は、地震災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保等の準備を行う。

２　警戒宣言発令前からの準備行動

警戒宣言発令時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言発令前から、救護所の開設準備をするとともに、市民病院部又は市医師会に対し、医療救護班の編成並びに派遣準備を要請する。

第12節　生活関連施設対策

【実施担当部】

１　上下水道事業部

〈方針〉

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発令された場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、地震災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

〈実施内容〉

１　水道（上下水道事業部）

(1)　警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、地震災害発生後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、各所における緊急貯水が必要である。水道事業者は、地震災害発生後の断水に備えて市民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2)　災害応急対策の実施準備活動

ア　給配水施設

水道事業者は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、地震災害時における応急復旧に関する協定に基づき、岐阜市指定管工事協同組合に対し水道施設の応急復旧の出動準備を要請する。

イ　応急給水

水道事業者は、地震災害発生後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ　水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整える。

２　電気

(1)　警戒宣言発令時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるため、その供給を継続して確保する必要がある。電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要に応じて他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(2)　災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、地震災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、不足すると予想される資材については、生産者、工事業者などの在庫の確認を行い緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

３　ガス

(1)　警戒宣言発令時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発令された場合においても、その供給の継続を確保する。

(2)　災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、地震災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材については、生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

４　公衆電気通信の確保

(1)　警戒宣言発令時の重要な通信の確保

公衆電気通信の確保については、市民の相互連絡、市、学校、県等への問い合わせ等の増大により、通信が著しく困難となる事態が予想される。ＮＴＴ西日本㈱は、通信が困難となった場合には、一般加入者等の使用を適宜制限する等必要な措置をとる。また、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル“171”及び災害用伝言板(Web171)を開設し、安否確認に必要な措置をとる。

(2)　災害応急対策の実施準備活動

ＮＴＴ西日本㈱は、岐阜エリアに可搬型無線システム及び小型ポータブル衛星通信システム等を配備するとともに、長期停電に備えて移動電源車を配備し電源の確保を図る。また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図り、不足すると予想される資機材について、NTTグループ各社の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、NTTグループ各社に対し、出動準備を要請する。

５　報道

(1)　報道機関は、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2)　東海地震に関連する情報等の発表及び地震災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した報道体制の整備を図る。

(3)　報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、東海地震に関連する情報等と併せて市民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、市民等が防災行動をとるための必要な情報提供に努める。

６　金融

(1)　金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においては、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知し、顧客の協力を求める。なお、普通預金の払戻業務については、できる限り継続する。

(2)　金融機関の防災体制等

ア　金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ　地震災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険

箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3)　顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示する。

７　警戒宣言発令前からの準備行動

市は、水源地等での飲料水確保体制を確認するとともに、応急給水の準備を行う。また、各ライフライン関係機関は、応急復旧の資機材等の確保や工事業者の出動体制の確保等の応急復旧体制の準備を行う。

第13節　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　ぎふ魅力づくり推進部　　３　市民協働生活部

〈方針〉

警戒宣言が発令された場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、市内に帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）が発生することが予想されるため、地震情報の伝達、避難所の提供等帰宅困難者、滞留旅客に対する支援体制を速やかに構築する。

〈実施内容〉

１　警戒宣言発令時の対策

(1)　事業所における帰宅困難者等対策

警戒宣言が発令され、交通規制や鉄道の運行停止などにより、通勤、通学者の中から多数の帰宅困難者が発生した場合、原則、帰宅困難者等の関係のある企業、学校、宿泊施設（以下この節において「事業所」という。）において応急対策を実施する。

(2)　情報提供

市は、防災行政無線、報道機関、インターネット等により、帰宅困難者等に次の情報を提供する。

ア　鉄道等の運行状況の情報

イ　帰宅経路情報

ウ　帰宅支援施設情報

エ　コンビニエンスストア等の支援ステーションの情報

(3)　避難所対策、救援対策

帰宅困難者は、むやみに移動を開始しないことを原則とし、必要な避難所対策及び救援対策を実施する。

ア　避難所対策

市本部は、市役所庁舎及びハートフルスクエアーG、じゅうろくプラザなどＪＲ岐阜駅周辺において一時滞在施設の確保を図る。なお、必要に応じ、地域の避難状況を確認し、収容可能な避難所に収容する。

ＪＲ岐阜駅周辺一時滞在施設一覧

施設名	利用面積（㎡）	収容人数（人）	区域	備考
アクティブG	3,520	1,170	駅西	
じゅうろくプラザ	2,690	1,190	駅西	ホールを含む
ＪＲ岐阜駅	3,830	1,270	駅中	
アスティ岐阜	1,270	420	駅中	
ハートフルスクエアG	2,970	990	駅東	図書館を含む
合計	14,280	5,040		

イ　救援対策

市は、帰宅困難者を救援するため、食料（約８千食）、飲料水（約２千ℓ）のほか、災害用簡易トイレ、寝袋等を備蓄している。

参照：災害用備蓄食料等（帰宅困難者用備蓄品一覧）（巻末資料）

ウ　帰宅困難者用安否連絡手段の確保対策

市は、帰宅困難者の一時滞在施設である市役所、ハートフルスクエアーGに、特設公衆電話を事前設置している。

２　警戒宣言発令前からの準備行動

市は、警戒宣言が発令され帰宅困難となった場合に備え、食料、宿泊場所等の確保を図るよう広報する。

第14節　公共施設対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　上下水道事業部　　３　経済部　　４　行政部
５　施設を管理する部

〈方針〉

警戒宣言が発令された場合、被災防止措置を実施し、地震発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

〈実施内容〉

１　警戒宣言発令時の対策

(1)　道路

道路管理者相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるように要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

(2)　河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また岐阜土木工業会に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

(3)　下水道

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

ア　災害対応組織の編成

職員の招集、役割分担の再確認、関係機関（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道及び他下水道管理者）との情報交換を実施する。

イ　管渠

地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保、調査用機材及び応急用器材の点検を実施する。

ウ　処理場、ポンプ場

応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じてプラントメーカー等に対し、出動準備態勢をとるよう要請する。また、備蓄してある応急用資機材の点検、及び下水処理の運転に関連する機械設備及び電気設備についても再度点検を実施する。

(4)　治山施設等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請する。

(5)　庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな

役割を果たすため、概ね次の措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

ア　自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
イ　無線通信機器等通信手段の整備点検
ウ　緊急輸送車両その他車両の整備点検
エ　電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
オ　その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
カ　飲料水の緊急貯水
キ　エレベーターの運行中止措置
ク　出火防止措置及び初期消火準備措置
ケ　消防設備の点検

(6)　工事中の建築物及びその他工作物又は施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その住民等に対して注意を促すとともに市に通報する。

２　警戒宣言発令前からの準備行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達体制を整えるとともに、工事業者の出動体制を確認する。

第15節　大規模な地震に係る防災訓練

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部

〈方針〉

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

〈実施内容〉

第２章第４節防災訓練に併せて実施する。

第16節　地震防災上必要な教育

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　教育部　　４　各部

〈方針〉

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

〈実施内容〉

１　職員に対する教育

警戒宣言が発令された場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行う。

なお、この教育については、各部で実施する。

(1)　東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
(2)　予想される地震に関する知識
(3)　東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(4)　職員が果たすべき役割
(5)　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(6)　今後地震対策として取り組む必要のある課題

２　住民に対する教育

市は、市民等に対する防災教育を実施する。

なお、この教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的、実践的な教育を行う。

(1)　東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
(2)　予想される地震に関する知識
(3)　東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
(4)　正確な情報の入手方法
(5)　防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
(6)　各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
(7)　各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
(8)　避難生活に関する知識

(9)　平素から市民が実施することができる災害応急対策、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の内容
(10)　住民の耐震診断と必要な耐震改修の内容
(11)　自動車運転中における地震対応

３　児童、生徒等に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、**第２章第３節防災思想・防災知識の普及**に準じて実施する。

第５章　南海トラフ地震に関する対策

第１節　総　則

第１項　南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、平成25年一部改正。以下「南海トラフ法」という。）」第３条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第２項　南海トラフ地震に関する対策の性質

１　「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

２　「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分は、「南海トラフ法」第５条第２項の規定に基づく推進計画に位置づける。

第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章第２節に準ずる。

第４項　南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ法に基づく推進地域の指定基準は、震度６弱以上の揺れ又は３メートル以上の津波が予想される市町村である。

なお、岐阜県においては、南海トラフ地震防災対策推進地域が次のとおり指定されている。

【南海トラフ地震防災対策推進地域】

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町

第２節　関係者との連携協力の確保

１　資機材、人員等の配備

(1)　物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保は、**第２章第７節 必需物資の確保対策**により実施する。

なお、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資、資機材の供給の要請をすることができる。

(2)　人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3)　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア　防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。

イ　機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

２　他機関に対する応援要請

他機関による応援要請は、**第３章第４節自衛隊災害派遣要請**及び**第６節　災害応援要請**によるものとする。市は、円滑な応援が受けられるよう、受援に関する計画を作成し、受援体制を整えておくものとする。

３　帰宅困難者への対応

民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策をはじめとした帰宅困難者への対応は、**第３章第２２節　帰宅困難者対策**によるものとする。

４　長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県及び市は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

なお、令和５年２月より長周期地震動階級３以上を予想した場合でも、緊急地震速報（警報）を発表する。

第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　まちづくり推進部　　４　都市建設部
５　基盤整備部

〈方針〉

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、市は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

〈実施内容〉

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化については**第２章第１７節まちの不燃化・耐震化**、緊急輸送道路の整備については**第２章第１５節緊急輸送網の整備**に準ずるものとする。

第４節　南海トラフ地震臨時情報の受理・伝達

【実施担当部】

１　危機管理部

＜方針＞

中央防災会議の「南海トラフ地震部防災対策推進計画」及び「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（現「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」）に基づき、令和元年５月３１日より、従前の「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に変わり、※「南海トラフ地震臨時情報」※「南海トラフ地震関連解説情報」の発表が開始された。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に発表される情報であるため、情報の受理・伝達を迅速に行う。

また「南海トラフ地震関連解説情報」は、観測された異常な現象の調査結果を発表した後、状況の推移等を発表する場合や、評価検討会の定例会合での調査結果を発表する情報である。

※の二つの情報を合わせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。

＜実施内容＞

１　「南海トラフ地震臨時情報」の発表

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をとりやすいよう、情報名の後にキーワードを付記し、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表する。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	調査中	南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性ついて調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭｗ8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭｗ7.0 以上、Ｍｗ8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 ㎞程度までの範囲でＭｗ7.0 の地震が発生したと評価した場合 ・南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測されたと評価した場合
	調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○南海トラフ沿いで観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある	

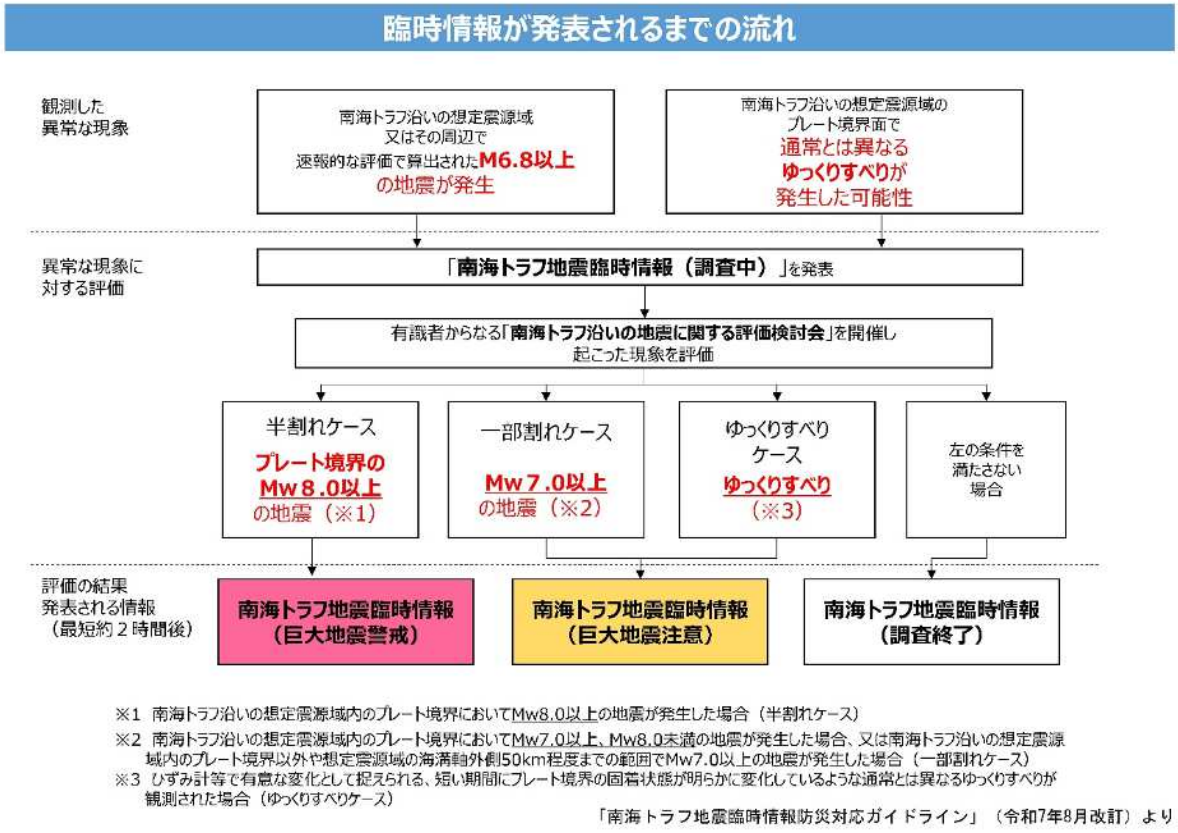

※1　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和7年8月改訂）より

２　「南海トラフ地震臨時情報」の伝達

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、短時間で正確かつ広範に伝達できるよう、避難指示等に準じた、多様な伝達手段の確保を図るとともに、**第４章第４節警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達**及び**第４章第５節広報対策**に準じてあらかじめ伝達内容や伝達体制を検討しておくものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

なお、市は、南海トラフ地震臨時情報の内容のほか、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項についても周知するものとする。周知にあたっては、**第３章第１２節災害広報**にある方法の中から、内容に応じた適切な方法を用いるものとする。

３　対応の基本的な考え方

市は、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和７年８月改訂）や「岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認とともに、すぐに逃げられる態勢の維持、非常持出品の常時携帯などの特別な備えの実施等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々

の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、避難場所、避難経路及び避難誘導手順の再確認の徹底や、従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第１項　「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、最短で２時間後に調査の結果に基づく情報が発表される。このため、市は、準備体制をとり、情報収集、各関係機関、市民への情報伝達を行う。

準備体制

基　準	体制をとる部（課）	分担任務
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	危機管理部(1名以上)	①情報収集、伝達
	消防本部(当務員)	①情報収集、伝達

全職員は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表に備え、参集メールによる情報伝達に留意する。

第２項「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表後の調査結果に基づく情報発表時の体制

巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了のいずれかのキーワードを付した情報が発表されるため、キーワードに応じた対応を行う。

「南海トラフ地震臨時情報」の種類	市の対応
「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒） ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（いわゆる「半割れ」のケース）	**非常体制（災害対策本部設置）** ※地域防災計画（地震対策計画） 第４章第２節第３項と同様の体制
「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意） ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	**警戒体制** 危機管理部　５人以上 消防本部（当務員）
「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了） ※（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	招集の解除

１　警戒体制

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき、警戒態勢をとり、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

基　準	体制をとる部（課）	分担任務
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	危機管理部 （5名以上　次長、防災対策審議監又は課長含む）	①情報収集、伝達 ・自主防災隊長に連絡 ・全庁への情報伝達 ・各メール配信 ②非常体制への移行の検討、準備
	消防本部（当務員）	①情報収集、伝達

（各部の参集人員は、各部の災害応急対策マニュアルにより定める。）

２　非常体制（災害対策本部設置）

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、災害対策本部を設置し、本計画に定める災害予防及び災害応急対策を実施することにより、被害未然防止及び軽減を図る。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を経て段階的に発表されるものではなく、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後直接発表されることに留意する。

基　準	体制をとる部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全ての部（全職員）

(1)　設置場所

災害対策の中枢機能を担う災害対策本部室及び災害対策本部事務室を６階に設置。ただし、庁舎の状況や南海トラフ地震に関する情報の内容によっては、消防本部６階会議室に設置する。

(2)　体制の運用

市長は、必要に応じ、体制をとる部（本部事務室員含む。）を減ずる等変更を行う。

なお、この場合において、危機管理部長は、市長に意見を具申することができる。市長は、必要に応じ、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。なお、この場合において、危機管理部長は、市長に意見を具申することができる。

(3)　解散

災害対策本部は、概ね次の基準により市長が解散する。

地震災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

第３項　災害対策本部等の組織及び分担任務

第４章第２節第５項　災害対策本部等の組織及び分担任務に準じ、「東海地震」を「南海トラフ地震」、「東海地震予知情報」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に読み替えて準用するものとする。

第４項　体制の伝達

第４章第２節第６項　体制の伝達による。

第６節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第１項　「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震等）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握する。

第２項　災害応急対策をとるべき期間等

市（町村）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第３項　避難対策等

１ 対応方針

中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年５月３１日）では、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市町村があらかじめ定めた地域は、後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべきとされているが、本市域には、津波による浸水想定区域は無い。

一方で、県の「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」（令和2年2月）では、過去の地震において震度６弱以上の大規模地震で土砂災害発生の可能性が高いこと、土砂災害は突発的に発生し、避難のためのリードタイムが確保できないことから、人的被害の軽減のためには事前の避難を促すことが有効であるとされている。また、耐震性が不足する住宅の居住者は、身の安全を守るための行動を取るよう呼び掛けることとされている。

これを踏まえ、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民に対し事前の避難を促すとともに、耐震性が不足する住宅の居住者に対し、身の安全を守るための行動を呼び掛けることとする。

参照：土砂災害（特別）警戒区域一覧

２　避難の実施

(1)　平時からの避難体制の確立

市は、平時から、避難対象地域となり得る、土砂災害特別警戒区域内の地域住民に対し、家族等との連絡方法などを確認し、避難情報が発せられた場合の備えに万全を期するよう周知する。また、**第２章第６節１０ 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備**により、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(2)　避難先の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴い、事前の避難を促す若しくは呼

びかける場合の避難先は、原則知人宅や親類宅等とする。

なお、市は、知人宅や親類宅等への避難が難しい住民に対し、避難所を開設できるよう、あらかじめ指定避難所の中から、候補施設を選定しておくものとする。

(3)　事前の避難の呼びかけの方法

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う事前の避難の呼びかけは、防災行政無線や緊急速報メール、ラジオ（コミュニティＦＭ等)、ホームページ、ＳＮＳ等を活用して伝達する。また、高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、自主防災組織や民生委員等など「共助」の力を得ることで確実に伝達できるよう図る。

(4)　事前の避難に係る食料、飲料水、生活必需品について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う事前の避難の際に必要となる食料、飲料水、生活必需品については、原則避難者自身において用意するものとし、市は、事前の避難が必要な住民に対し、平常時から1週間分の備蓄をしておくよう、啓発を行う。

第４項　関係機関のとるべき措置

１　消防機関

消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

(1)　地震に関する正確な情報の収集及び必要な機関へ情報を伝達すること。
(2)　火災の防除のための警戒及び必要な機関へ情報を伝達すること。
(3)　火災発生の防止及び初期消火について住民等へ広報すること。
(4)　消防車積載品の増強、出場隊の編成など同時多発火災への対応について検討すること。
(5)　消防団との連携を密にし、不測の事態に備えること。
(6)　自主防災組織が実施する消火活動等の指導に関すること。
(7)　その他必要な措置。

２　警察機関

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合、犯罪及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

(1)　地震に関する正確な情報の収集及び必要な機関へ情報を伝達すること。
(2)　不法事案等の予防及び取締りをすること。
(3)　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導をすること。

３　水防機関

基盤整備部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合、不測の事態に備えて、次の必要な措置を講ずる。

(1)　地震に関する正確な情報の収集及び必要な機関へ情報を伝達すること。
(2)　気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒及び必要な機関へ情報を伝達すること。
(3)　地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区

の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備をとること。

(4)　水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国、県や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態へ備えること。

４　水道事業者

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、各所における緊急貯水が必要である。水道事業者は、発災後の断水に備えて市民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

５　電気事業者

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるため、その供給を継続して確保する必要がある。電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要に応じて他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

６　ガス事業者

ガス事業者は、供給体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

７　通信事業者

通信事業者は、通信を供給する体制を確保するものとする。

通信が著しく困難となる事態が予想されるため、NTT西日本㈱は、通信が困難となった場合には、一般加入者等の使用を適宜制限する等必要な措置をとる。また、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル“171”及び災害用伝言板(Web171)を開設し、安否確認に必要な措置をとる。

８　放送事業者

放送事業者は、南海トラフ地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

なお、報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報等と併せて市民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、市民等が防災行動をとるための必要な情報提供に努める。

９　金融事業者

金融事業者は、地震災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適

切な応急措置をとるものとする。

なお、店頭の顧客に対しては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を直ちに伝達するとともに、その後の来店客にも、その旨を確実に伝達する。

10　交通

(1)　道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、交通規制等の交通対策等の情報について周知を行うものとする。周知方法は、**第３章第７節交通応急対策**による。

(2)　鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、列車の運転状況や、列車の運行計画を旅客等へ案内する。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

11　市自らが管理等を行う施設に関する対策

市が管理する施設の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(1)　不特定かつ多数のものが出入りする施設

(共通事項)

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

(ｱ)　来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

(ｲ)　避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制は、当該施設所管部局の災害応急対策マニュアルに定める。

(個別の施設ごとの措置)

ア　動物園等にあっては、猛獣等の逃走防止措置

イ　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

ウ　幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

(ｱ)　児童生徒等に対する保護の方法

(ｲ)　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

エ　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

(ｱ)　入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(ｲ)　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2)　道路・河川等

ア　道路

道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるように要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

イ　河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また岐阜土木工業会に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

ウ　下水道

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

(ｱ)　災害対応組織の編成

職員の招集、役割分担の再確認、関係機関（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道及び他下水道管理者）との情報交換を実施する。

(ｲ)　管渠

地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保、調査用機材及び応急用器材の点検を実施する。

(ｳ)　処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検を実施する。

エ　治山施設等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請する。

(3)　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の共通事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4)　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その住民等に対して注意を促すとともに市に通報する。

第５項　滞留旅客、帰宅困難者に対する措置

滞留旅客、帰宅困難者の保護等に必要な措置は、**第３章第２２節帰宅困難者対策**により行う。

第７節　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の災害応急対策

１　「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意等）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握する。

２　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞ 程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後地震に対して注意する措置をとるものとする。

３　市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、すぐに逃げられる態勢の維持、非常持出品の常時携帯など、特別な備えを実施する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第８節　防災訓練

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部

〈方針〉

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、必要に応じて防災訓練を実施する。

〈実施内容〉

第２章第４節防災訓練により実施する。

第９節　地震防災上必要な教育

【実施担当部】

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　教育部　　４　各部

〈方針〉

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を実施するものとし、その推進に当たっては過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努めるものとする。

〈実施内容〉

１　職員に対する教育

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行うものとする。

なお、この教育については、各部で実施する。

(1)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識

(3)　地震に関する一般的な知識

(4)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(5)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割

(6)　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(7)　地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　住民に対する教育

市は、市民に対する防災教育を実施する。なお、この教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な教育を行う。

(1)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識

(3)　地震等に関する一般的な知識

(4)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生し

た場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(5)　正確な情報入手の方法

(6)　防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容

(7)　各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

(8)　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(9)　避難生活に関する知識

(10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(12) 自動車運転中における地震対応

３　児童、生徒等に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、**第２章第３節防災思想・防災知識の普及**に準じて実施する。

４　相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための窓口について、相談の内容ごと適切に案内するものとする。

第６章　地震災害復旧・復興

第１節　復旧・復興体制の整備

１　基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、住民の意向を尊重しつつ計画的に行うものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他協力を求めるものとする。特に、他の地方自治体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

２　事前復興準備の推進

発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を整理し、復興まちづくりの方向性を明確化することに加え、復興手順や復興体制等の事前に決めておくべき事項や事前に実施すべき事項を整理する事前復興準備の充実に努めるものとする。

３　復旧・復興の基本方針の決定

(1)　基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2)　復旧・復興計画の策定

市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

４　人的資源の確保等

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

５　コミュニティ拠点の形成

市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

６　被災者支援への備え

被災者の支援制度は、**本章第５節　被災者の生活確保**に記載する内容をはじめ多岐に渡ることから、市は、発災時に被災者に支援制度に関する情報を迅速に提供するとともに、円滑に支援制度を運用できるよう、支援制度を取りまとめた資料をあらかじめ作成しておくものとする。また、ホームページ、SNS等様々な媒体による能動的な情報提供に努めるものとする。

第２節　災害義援金品の募集配分

【実施担当部】

１　福祉部

〈方針〉

被災者に対して寄託される救援金品を確実、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

１　募集配分機関

市地域における義援金品の募集及び配分は、福祉政策班が中心となり、概ね次の機関が共同し、又は協力して行う。

なお、特殊な災害等による募集配分については、関係機関が単独又は共同して行う。

(1)　日本赤十字社岐阜支部(義援金に限定、物資は取り扱わない。)
(2)　岐阜市社会福祉協議会
(3)　岐阜市自治会連絡協議会
(4)　岐阜市女性の会連絡協議会
(5)　岐阜市民生委員・児童委員協議会

２　募集

義援金品を募集し、配分しようとするときは、福祉政策班は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会」を開催し、次の事項を決定する。

(1)　参加団体
(2)　募集対象(一般世帯募集、学校募集等)
(3)　募集の種別(金銭募集、物品募集の別)
(4)　集積場所、輸送の方法、期間等
(5)　その他、必要事項

３　集積

募集に基づく、又は任意に拠出される義援金品の集積は、次の方法による。

(1)　各家庭から募集したときは、自治会連絡協議会、女性の会連絡協議会又は民生委員・児童委員協議会の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。

なお、この場合においては、「義援金品拠出者名簿」**（様式112号）**を作成すること。

(2)　小、中学校生徒又は工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。なお、この場合においては、「義援金品引継書」**（様式113号）**を作成すること。

(3)　個人で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関

で受付け、その都度又は一定の期間まとめて、それぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。

なお、この場合においては、「義援金品受領書」**（様式114号）**を作成、発行すること。

４　引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」**（様式113号）**を作成し、その授受を明らかにしておく。

５　配分

(1)　配分の基準

義援金品募集配分会議は、災害義援金品の配分を決定する場合、概ね次の基準により行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行う。

なお、福祉政策班が災害義援物資を罹災者に配分する場合についても、概ね次の基準を参考にして行うものとするが、関係のある機関の代表者の意見を聞き、実情に即した配分とする。

ア　一般家庭用物資

全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

イ　無指定金銭

死者(行方不明で死亡と認められる者を含む。)	1
重傷者	1/2
全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

(注) １　床上浸水10日以上の世帯にあっては、物資、金銭とも半壊の基準による。
２　必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができる。

(2)　配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度迅速に行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額等で、世帯別配分が不可能な場合又は輸送及び労働力等の問題で経費を浪費すると考えられる場合は、一定量に達したときに行う等、配分の時期について十分留意して行う。

ただし、腐敗、変質のおそれがあるものについては、適宜配分し腐敗、変質がないよう努める。

６　義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理する。

(1)　金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、「現金出納簿」**（様式115号）**を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(2)　てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」**（様式116号）**を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

7　費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できる限り無料奉仕とするが、災害義援金品の輸送及び配分に要する経費が必要な場合は、義援金の一部をこの経費に充当できる。

なお、経費の証拠記録は、整備保管しておく。

第３節　公共施設災害復旧事業

【実施担当部】

１　関係各部

〈方針〉

公共施設等の復旧は、社会、経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに地震災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討し、より良い地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

〈実施内容〉

１　災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

(1)　公共土木施設災害復旧事業
ア　河川災害復旧事業
イ　砂防設備災害復旧事業
ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業
エ　地すべり防止施設災害復旧事業
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
カ　道路災害復旧事業
キ　下水道災害復旧事業
ク　公園災害復旧事業
(2)　農林水産業施設災害復旧事業
(3)　都市災害復旧事業
(4)　水道災害復旧事業
(5)　住宅災害復旧事業
(6)　社会福祉施設災害復旧事業
(7)　公共医療施設、病院等災害復旧事業
(8)　学校教育施設災害復旧事業
(9)　社会教育施設災害復旧事業
(10)　その他の災害復旧事業

２　災害復旧事業の方針

(1)　実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早急に実施するため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

(2)　災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるよう努める。

(3)　緊急調査の促進

施設の被害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう努める。

(4)　事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定にあたり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

(5)　事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期に事業効果が得られるよう促進に努める。

第４節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

【実施担当部】

１　関係各部

〈方針〉

大規模地震災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るためには、国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市及び県は早期に被害情報を収集し、国に指定の働きかけを行う。

〈実施内容〉

１　法律等により一部負担又は補助するもの

(1)　法律

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ　公営住宅法

エ　土地区画整理法

オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ　予防接種法

ク　農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

ケ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

コ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2)　要綱等

ア　公立諸学校建物その他災害復旧費補助

イ　都市災害復旧事業国庫補助

ウ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

２　激甚災害に係る財政援助措置

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅等災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　身体障がい者更正援護施設災害復旧事業
ケ　知的障がい者援護施設災害復旧事業
コ　婦人保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防施設事業
ス　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
セ　湛水排除事業
(2)　農林水産業に関する特別の助成
ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
ク　森林災害復旧事業に対する補助
(3)　中小企業に関する特別の補助
ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
(4)　その他の特別の財政援助及び助成
ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
オ　水防資材費の補助の特例
カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第５節　被災者の生活確保

【実施担当部】

１　福祉部　　２　市民協働生活部　　３　危機管理部　　４　財政部　　５　経済部
７　まちづくり推進部　　８　消防本部

〈方針〉

市は、大規模地震災害時の混乱状態を解消し、生活手段の早急な確保、生活再建への支援等に加え、生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じ、市民生活の安定を図る。

〈実施内容〉

１　生活相談

(1)　市民相談（市民相談室）

市民相談・消費生活班は、市民相談窓口において被災者の相談事項を聴取し、その内容に応じて適切な部署、関係機関を案内する。なお、災害窓口を開設する場合は、**第３章第１２節災害広報６総合的な情報提供・災害窓口の開設**により対応する。

また、総務省岐阜行政監視行政相談センターが特別総合行政相談所を設置、運営する場合において、連絡、調整を図り協力する。

(2)　市外への避難者への支援

市は、岐阜市以外の市町村に避難した被災者に対しても、国、県及び避難先の都道府県、市町村と協力し、必要な情報やサービスを提供する。

２　災害ケースマネジメント

市は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな福祉的な支援に努めるものとする。

３　罹災証明書の交付（火災を除く被害→福祉部、火災による被害→消防本部）

福祉部及び各事務所班は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、被災者から提出された「罹災証明交付申請書」**（様式64号の2）**に基づいて、被災者生活再建システムを活用し地震災害発生後早期に「罹災証明書」**（様式64号）**を交付する。

災害時の、罹災証明の交付については、本部事務室の指示により市役所庁舎1階エントランスモール等を利用して「災害窓口」を開設し、作業体制が整い次第、速やかに罹災証明書を交付する。また、災害や申請の状況により、窓口数を増減するなど、柔軟に対応する。併せて、各事務所でも罹災証明を交付する。

消防本部は、消防総合システムを活用し、火災による被災者からの願出に対して、「罹災証明書」を交付する。なお、罹災証明書は、被災者支援の適切かつ円滑な実施に重要な役割を果たすことから、市は、平常時から罹災証明事務処理マニュアルの作成、被害調査に従事する職員の育成、研修を行い、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士

業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、発行を遅滞なく行うために必要な実施体制の確保に努める。

４　被災者台帳の作成

市は、関係各部連携のもと、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。なお、平常時から、被災者台帳作成のための被災者支援システムを適切に管理するとともに、台帳作成時に個人番号を利用する際の留意点やシステム操作に関する研修など、迅速な台帳作成を行うための体制の確保に努めるものとする。

５　個人被災者への資金援助等

(1)　災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

ア　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（福祉部）

「岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 15 号)」及び「同条例施行規則（昭和 49 年規則第 19 号)」の規定に基づき、地震災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、地震災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給するとともに、地震災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給に関して、災害関連死の取扱いについては、同条例に規定のある岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会にて定めた「岐阜市災害関連死認定基準」に基づき、同委員会で審査を行うものとする。

イ　災害見舞金の支給（福祉部）

「岐阜市災害見舞金支給内規（昭和 51 年 9 月 22 日決裁)」に基づき、震災により罹災したときは、この内規に定めるところにより、災害見舞金を支給する。

ただし、「被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号)」又は「岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成 22 年 11 月 18 日全部改正)」の被災者生活再建支援金の支給対象者は、この内規による支給は行わない。

(2)　被災者生活再建支援金の支給（危機管理部）

ア　被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」、「同法施行令（平成 10 年政令第 361 号)」及び「同法施行規則（平成 10 年総理府令第 68 号)」に基づき、地震災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

イ　岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱に基づく被災者生活再建支援金の支給

「岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱」に基づき、地震により生ずる被害を受けた者の生活及び住宅の再建に必要な経費等の一部について、被災者生活、住宅再建支援金を支給する。ただし、「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給対象者は、この要綱による支給は行わない。

(3)　生活福祉資金の貸付（岐阜県社会福祉協議会）

岐阜県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、地震災害により被害を受けた低所得者等に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

６　租税の徴収猶予及び減免等

(1)　市税の減免

ア　市民税の減免（市民税課）

「市税の減免内規（昭和 43 年 4 月 1 日決裁)」に基づき、地震災害により被害を受けた者は、市民税を減免されることがある。

イ　固定資産税及び都市計画税の減免（資産税課）

「市税の減免内規」に基づき、「災害救助法」の規定に該当する場合及びこれに準ずる場合は、自己の所有に係る固定資産につき地震災害により損害を受けた者に対し、固定資産税及び都市計画税を軽減し、又は免除されることがある。

(2)　国民健康保険料・一部負担金の減免（国保・年金課）

「岐阜市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 11 号)」、「岐阜市国民健康保険条例施行規則（昭和 55 年規則第 12 号)」に基づき、地震災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者は、保険料・一部負担金を減免されることがある。

(3)　障がい福祉サービスに要する介護給付費の支給割合の増（障がい福祉課）

「岐阜市障害者自立支援法施行細則（平成 18 年規則 27 号)」に基づき、地震災害、その他特別の事情により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた場合、介護給付費等の支給割合が増えることがある。

(4)　後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免（福祉医療課）

岐阜県後期高齢者医療広域連合が定める、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号)」、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成 20 年規則第 4 号)」に基づき、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、地震災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しく損害を受けたとき、後期高齢者医療保険料の徴収・一部負担金が猶予、減免されることがある。

(5)　介護保険料の徴収猶予、減免及び一部負担金の減免（介護保険課）

「岐阜市介護保険条例（平成 12 年条例第 33 号)」に基づき、地震災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者は、保険料の徴収が猶予、減免、一部負担金が減免されることがある。

７　雇用に関する相談（経済部）

労働雇用班は、被災者の雇用に関する相談について、国、県に対して失業者に対する職業斡旋の要望措置等を行う。

８　生活必需物資、復旧資材等の供給確保及び影響度合い調査

（経済部・まちづくり推進部・市民協働生活部）

市、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安や動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、災害復旧用建築資材等の確保を図るとともに、市内への消費物資の影響度合いを調査する。

第６節　被災中小企業の振興

【実施担当部】

１　経済部

〈方針〉

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

１　自立の支援

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

２　各種対策

(1)　日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
(2)　再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
(3)　災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
(4)　事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
(5)　貸付事務等の簡易迅速化
(6)　被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
(7)　租税の徴収猶予及び減免
(8)　労働保険料等の納付の猶予等の措置
(9)　その他各種資金の貸付け等必要な措置

第７節　農林漁業関係者への融資

【実施担当部】

１　経済部

〈方針〉

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

１　株式会社日本政策金融公庫による融資

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から円滑な貸付けの融通、必要枠の確保、早期貸付け等に適切な措置を講じ、又は指導を行う。

２　各種対策

(1)　天災融資法による資金
(2)　農業災害緊急支援資金
(3)　農業災害緊急支援特別資金
(4)　農林漁業セーフティネット資金
(5)　農業経営基盤強化資金
(6)　農業基盤整備資金
(7)　農林漁業施設資金
(8)　林業経営安定資金
(9)　林業基盤整備資金

職 員 動 員 可 能 者 数

（令和8年4月1日現在）

		事務的職員	技術的職員	現業的職員	合　　計
市長公室		27	0	1	28
企画部		58	9	0	67
財政部		181	1	0	182
行政部	行政課	106	13	6	125
	会計課	13	0	0	13
	選挙管理委員会	7	0	0	7
	監査委員事務局	8	0	0	8
	計	134	13	6	139
工事検査室		2	6	0	8
ぎふ魅力づくり推進部		126	13	6	153
経済部	経済部	94	25	1	120
	農業委員会事務局	15	0	0	15
	計	109	25	1	135
市民協働生活部		182	12	2	196
福祉部		268	16	9	293
子ども未来部		81	227	0	308
保健衛生部		42	153	0	195
市民病院部		67	1087	9	1163
環境部		72	52	80	204
危機管理部		25	4	0	29
消防本部		0	647	0	647
まちづくり推進部		26	62	1	89
都市建設部		57	71	6	134
基盤整備部		64	69	0	133
上下水道事業部		40	144	13	197
女子短期大学部		13	33	0	46
教育委員会事務局		60	171	11	242
議会事務局		17	0	1	18
合　　計		1651	2814	142	4607

広 域 防 災 拠 点 施 設

救助活動拠点

No.	名称	所在地	面積（㎡）	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	適用可能な使途		緊消隊野営可能場所	通信手段			駐車スペース（㎡）	宿泊施設		隣接する緊急輸送道路
							広域活動拠点			電話	防災行政無線	その他		有無	延床面積（㎡）	
							警察	自衛隊								
1	岐阜市 畜産センター公園	椿洞 776-4	261,564	岐阜市		仮設住宅建設予定地 ・臨時離着陸場	○	○	○	○			6,500			
2	岐阜ファミリーパーク	北野北	115,500 （森林除く）	岐阜市	○	仮設住宅建設予定地 ・臨時離着陸場	○	○	○	○			5,000	○	8,584	県道 59 号 （北野乙狩線）
3	県立岐阜北高等学校	早田北堤外	5,000	岐阜県	○		○			○			左記面積内で確保			
4	OKB アリーナ （岐阜アリーナ）	薮田南 2-1-1	4,856	岐阜県	○		○			○			約 2,000			国道 21 号
5	岐阜市立女子短期大学	一日市場北町 7-1	1,848	岐阜市	○	地域内輸送拠点	○			○			2,250			国道 157 号
6	岐阜市東部体育館	芥見 4 丁目 68	1,224	岐阜市	○	地域内輸送拠点	○			○			800			国道 156 号
7	岐阜競輪場駐車場	東栄町 5 丁目 16-1	7,608	岐阜市	○		○	○		○			西 3,752.01 東 3,856.10			国道 156 号
8	リバーパークおぶさ	長良雄総字地先	33,851	岐阜市		臨時離着陸場	○	○	○							県道 94 号 （岐阜美濃線）

地域内輸送拠点

No.	名称	所在地
1	岐阜市立女子短期大学	一日市場北町 7-1
2	岐阜市東部体育館	芥見 4 丁目
3	岐阜市柳津中部防災施設	柳津町丸野 2 丁目 52
4	岐阜流通センター協同組合連合会	柳津町流通センター内

赤 十 字 奉 仕 団

令和8年4月1日付

団　　名	所　　属 （平常時団体名）	団 員 数
岐 阜 市 赤 十 字 奉 仕 団	金　　華　分　団	18
	京　　町　〃	49
	明　　徳　〃	19
	徹　　明　〃	25
	白　　山　〃	19
	梅　　林　〃	7
	本　　郷　〃	23
	華　　陽　〃	13
	木　之　本　〃	13
	本　　荘　〃	19
	日　　野　〃	30
	長　　良　〃	1
	長　良　西　〃	18
	長　良　東　〃	23
	島　　〃	35
	早　　田　〃	26
	城　　西　〃	15
	三　　里　〃	13
	鷺　　山　〃	34
	加　納　東　〃	0
	加　納　西　〃	24
	則　　武　〃	27
	常　　磐　〃	57
	長　森　南　〃	19
	長　森　北　〃	37
	長　森　西　〃	9

団　　名	所　　属 （平常時団体名）	団　員　数
岐　阜　市　赤　十　字　奉　仕　団	長　　森　　東　　分　　団	25
	木　　田　　〃	20
	岩　　野　　田　　〃	20
	岩　　野　　田　　北　　〃	24
	黒　　野　　〃	29
	方　　県　　〃	29
	茜　　部　　〃	38
	鶉　　〃	28
	西　　郷　　〃	47
	七　　郷　　〃	43
	市　　橋　　〃	38
	岩　　〃	25
	鏡　　島　　〃	10
	厚　　見　　〃	34
	日　　置　　江　　〃	5
	芥　　見　　〃	20
	芥　　見　　東　　〃	0
	芥　　見　　南　　〃	13
	藍　　川　　〃	29
	合　　渡　　〃	45
	三　　輪　　南　　〃	48
	三　　輪　　北　　〃	35
	網　　代　　〃	23
	柳　　津　　〃	34
合　　計	50	1,235

女性の会連絡協議会奉仕団

団　　名	所　　属 （平常時団体名）	団　員　数
金　　華　婦人会奉仕団	金　　華　婦　人　会	700
京　　町　〃	京　　町　〃	220
明　　徳　〃	明　　徳　〃	100
本　　郷　〃	本　　郷　〃	185
長　良　西　女性の会奉仕団	長　良　西　女性の会	275
早　　田　〃	早　　田　〃	20
三　　里　〃	三　　里　〃	150
長　森　南　〃	長　森　南　〃	850
鶉　〃	鶉　〃	150
市　　橋　〃	市　　橋　〃	100
柳　　津　〃	柳　　津　〃	150
合　　計	11	2,900

市民消火隊一覧

No.	設置年度	市民消火隊名	所属地域
1	S50	若宮町４市民消火隊	明徳
2	S51	若宮市民消火隊	梅林
3	S52	金町市民消火隊	徹明
4	S52	橋本市民消火隊	徹明
5	S53	長良校前町市民消火隊	長良
6	S54	加納栄町市民消火隊	加納西
7	S55	金華地区市民消火隊	金華
8	S56	白山市民消火隊	白山
9	S57	美江寺市民消火隊	京町
10	S58	本郷市民消火隊	本郷
11	S59	学園地区市民消火隊	早田
12	S60	木之本防災市民消火隊	木之本
13	S61	本荘西市民消火隊	本荘
14	S62	加納東市民消火隊	加納東
15	S63	清本町清和公園市民消火隊	三里
16	S63	梅林市民消火隊	梅林
17	H1	美島地区市民消火隊	早田
18	H1	長良西市民消火隊	長良西
19	H2	厚見市民消火隊	厚見
20	H2	本荘東市民消火隊	本荘
21	H3	京町市民消火隊	京町
22	H3	菊地市民消火隊	三里
23	H4	加納西公園市民消火隊	加納西
24	H4	なかよし市民消火隊	本郷
25	H5	白菊市民消火隊	島
26	H5	池田公園市民消火隊	鷺山
27	H5	加納神明市民消火隊	加納西
28	H6	正木市民消火隊	鷺山
29	H7	千手堂市民消火隊	木之本
30	H7	三里六条市民消火隊	三里
31	H7	則武公園市民消火隊	則武
32	H8	津島地区市民消火隊	早田

No.	設置年度	市民消火隊名	所属地域
33	H8	白山東部市民消火隊	白山
34	H8	池ノ上市民消火隊	島
35	H11	市橋市民消火隊	市橋
36	H12	鏡島市民消火隊	鏡島
37	H13	長良東真正町市民消火隊	長良東
38	H14	鶉市民消火隊	鶉
39	H15	茜部市民消火隊	茜部
40	H16	黒野市民消火隊	黒野
41	H17	長森南市民消火隊	長森南
42	H19	長森西市民消火隊	長森西
43	H19	七郷市民消火隊	七郷
44	H20	柳津市民消火隊	柳津
45	H21	華陽市民消火隊	華陽
46	H22	芥見市民消火隊	芥見
47	H23	藍川市民消火隊	藍川
48	H24	三輪南市民消火隊	三輪南
49	H24	日置江市民消火隊	日置江
50	H24	木田市民消火隊	木田
51	H24	岩市民消火隊	岩
52	H24	芥見南市民消火隊	芥見南
53	H24	芥見東市民消火隊	芥見東
54	H24	日野市民消火隊	日野
55	H24	長森北市民消火隊	長森北
56	H24	長森東消火隊	長森東
57	H24	城西市民消火隊	城西
58	H24	三輪北市民消火隊	三輪北
59	H24	岩野田北市民消火隊	岩野田北
60	H24	岩野田市民消火隊	岩野田
61	H24	常磐市民消火隊	常磐
62	H24	西郷市民消火隊	西郷
63	H24	方県市民消火隊	方県
64	H24	合渡市民消火隊	合渡
65	H24	網代市民消火隊	網代

指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧

令和8年4月1日現在（151箇所）

【凡例】

施設名欄
☆：指定拠点避難所
※：指定管理者制度導入施設

・表中の床面積・収容人員は建物施設で計上。収容人員については「岐阜県避難所運営ガイドライン」に示される一人当たりの占有面積の目安により算出。

なお、感染症対策により、適切な間隔を確保したレイアウトに基づく収容人員は別に定める。

・小中学校は、原則体育館→教室の順に開放するが、要配慮者の居住スペースや体調不良者の専用スペース確保が必要な場合、速やかに教室開放を行う。・指定緊急避難場所として使用する場合は、グランド、駐車場を使用

地域	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
金華	☆岐阜小学校	大工町 1	体育館･教室	2050	620	265-6388
徹明	☆草潤中学校	金宝町 4 丁目 1	体育館･教室	1750	529	263-3801
白山	☆白山小学校	白山町 2 丁目 1-1	体育館･教室	1640	496	264-6241
梅林	☆梅林小学校	金竜町 6 丁目 6	体育館･教室	2150	650	245-0197
本郷	☆明郷小学校	本郷町 3 丁目 1	体育館･教室	1860	562	251-0603
華陽	☆華陽小学校	華陽 5-1	体育館･教室	1730	523	245-0178
本荘	☆本荘小学校	此花町 6 丁目 29	体育館･教室	2800	848	251-0422
日野	☆日野小学校	日野北 1 丁目 4-1	体育館･教室	1340	405	246-4888
長良	☆長良小学校	長良 259	体育館･教室	2580	780	232-2119
島	☆島小学校	北島 7 丁目 6-12	体育館･教室	2090	632	231-2392
三里	☆三里小学校	六条北 2 丁目 5-1	体育館･教室	2370	718	271-3605
鷺山	☆鷺山小学校	鷺山北町 9-12	体育館･教室	2390	723	232-3623
木之本	☆徹明さくら小学校	木ノ本町 1 丁目 18	体育館･教室	1980	599	251-0629
加納	☆加納小学校	加納西丸町 1 丁目 73-2	体育館･教室	2500	756	272-2028
加納西	☆加納西小学校	加納高柳町 1 丁目 1	体育館･教室	2380	720	271-4122
則武	☆則武小学校	則武 209-2	体育館･教室	2000	605	231-5663
長森南	☆長森南小学校	切通 5 丁目 12-1	体育館･教室	2260	683	245-2677
長森北	☆長森北小学校	野一色 3 丁目 1-3	体育館･教室	2530	765	245-5249
常磐	☆常磐小学校	上土居 838	体育館･教室	1780	538	231-5915
木田	☆木田小学校	木田 2 丁目 173	体育館･教室	1150	348	239-4203
岩野田	☆岩野田小学校	粟野西 2 丁目 33	体育館･教室	2680	811	237-3606
黒野	☆黒野小学校	古市場 20-1	体育館･教室	2880	872	239-0030
方県	☆方県小学校	安食 3 丁目 115	体育館･教室	1340	405	238-8611
茜部	☆茜部小学校	茜部新所 4 丁目 91-3	体育館･教室	2090	632	271-5063

地域	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
鶉	☆鶉小学校	中鶉 4 丁目 189-1	体育館･教室	1860	562	272-2004
七郷	☆七郷小学校	西改田字川向 94-1	体育館･教室	1980	599	239-7330
西郷	☆西郷小学校	中西郷 4 丁目 261	体育館･教室	1630	493	239-0985
市橋	☆市橋小学校	市橋 6 丁目 6-28	体育館･教室	2610	790	271-5046
岩	☆岩小学校	岩滝西 1 丁目 612	体育館･教室	1450	438	243-2175
鏡島	☆鏡島小学校	鏡島西 2 丁目 2-1	体育館･教室	2690	814	251-9224
厚見	☆厚見小学校	上川手 198-5	体育館･教室	2830	856	271-0416
長良西	☆長良西小学校	千代田町 2 丁目 1	体育館･教室	2580	780	232-5222
早田	☆早田小学校	学園町 2 丁目 35	体育館･教室	2150	650	231-1319
日置江	☆且格小学校	日置江 3 丁目 1859-1	体育館･教室	1340	405	279-0883
芥見	☆芥見小学校	芥見 2 丁目 213	体育館･教室	2090	632	243-1025
合渡	☆合渡小学校	寺田 1 番地 1	体育館･教室	2200	666	251-7603
三輪南	☆三輪南小学校	太郎丸 1034	体育館･教室	2090	633	229-1013
三輪北	☆三輪北小学校	北野東 356	体育館･教室	1000	302	229-1103
網代	☆網代小学校	秋沢 2 丁目 156-1	体育館･教室	990	299	239-9110
城西	☆城西小学校	則武西 1 丁目 8-1	体育館･教室	2620	793	232-4722
藍川	☆旧藍川小学校	加野 3 丁目 3-5	体育館	752	228	243-5266
長良東	☆長良東小学校	長良真生町 3 丁目 9	体育館･教室	2310	699	233-7203
長森西	☆長森西小学校	北一色 5 丁目 5-1	体育館･教室	1860	562	247-0004
芥見東	☆藍東学園	大洞桜台 1 丁目 2	体育館･教室	2780	841	243-2291
岩野田北	☆岩野田北小学校	粟野東 2 丁目 33-3	体育館･教室	1800	544	237-2648
長森東	☆長森東小学校	水海道 2 丁目 10-1	体育館･教室	1740	526	245-0013
柳津	☆柳津小学校	柳津町丸野 1 丁目 1	体育館･教室	3090	935	388-1155
京町	☆岐阜中央中学校	京町 3 丁目 19	体育館･教室	2207	668	265-1621
早田	岐阜清流中学校	早田 1901-18	体育館･教室	2330	705	231-6248
本荘	本荘中学校	雲雀ケ丘 1	体育館･教室	3170	959	251-3450
白山	梅林中学校	九重町 3 丁目 8	体育館･教室	2300	696	246-2197
加納	加納中学校	加納舟田町 9	体育館･教室	2670	808	271-3577
長森北	長森中学校	野一色 4 丁目 11-1	体育館･教室	3660	1108	245-5191
長良西	長良中学校	長良福光 2070	体育館･教室	2520	762	231-7207
則武	島中学校	則武西 1 丁目 8-2	体育館･教室	3340	1011	232-4141
岩野田北	岩野田中学校	粟野西 5 丁目 817	体育館･教室	2590	783	237-2533
鏡島	精華中学校	鏡島精華 1 丁目 11-27	体育館･教室	2910	881	251-1515
芥見	藍川中学校	芥見 4 丁目 157	体育館･教室	2500	757	243-1019
三輪南	三輪中学校	石原 1 丁目 12	体育館･教室	2270	687	229-1101
黒野	岐北中学校	御望 971-1-2	体育館･教室	3170	959	239-0090

地域	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
厚見	厚見中学校	上川手 262-1	体育館・教室	2380	721	246-0355
鷺山	青山中学校	下土居 2 丁目 27-1	体育館・教室	2500	757	294-1555
柳津	境川中学校	柳津町上佐波東 3 丁目 70	体育館・教室	3220	975	279-0009
三里	陽南中学校	六条東 1 丁目 1-1	体育館・教室	2930	887	274-0055
芥見東	旧藍川東中学校	大洞紅葉が丘 6 丁目 22-3	体育館	1120	339	241-1311
七郷	岐阜西中学校	川部 3 丁目 30	体育館・教室	2370	718	239-1444
藍川	藍川北学園	加野 2 丁目 23-1	体育館・教室	2770	839	241-6477
長森南	長森南中学校	切通 2 丁目 11-1	体育館・教室	2140	647	246-7140
長良東	東長良中学校	長良真生町 3 丁目 27-4	体育館・教室	2470	748	294-1782
七郷	岐阜特別支援学校	小西郷 3 丁目 120-2	教室・アリーナ	325	98	239-2821
鏡島	市立岐阜商業高校	鏡島南 2 丁目 7-1	体育館・教室	2370	717	251-0165
岩野田	岐阜薬科大学 (三田洞キャンパス)	三田洞東 5 丁目 6-1	教室	1800	545	237-3931
合渡	岐阜市立女子短期大学	一日市場北町 7-1	体育館・教室	3165	959	296-3131
金華	金華公民館	大工町 1	集会室等	258	78	265-7203
京町	京町公民館	京町 3 丁目 19	集会室等	215	65	266-0348
明徳	☆明徳公民館	明徳町 11	体育館・集会室等	1225	371	264-3321
徹明	徹明公民館	金宝町 4 丁目 1	集会室等	376	107	266-0351
白山	白山公民館	白山町 2 丁目 1	集会室等	180	54	266-0422
梅林	梅林公民館	金竜町 6 丁目 6	集会室等	174	52	246-9079
本郷	本郷公民館	本郷町 3 丁目 1	集会室等	228	69	253-7975
華陽	華陽公民館	華陽 5-11	集会室等	204	61	246-1883
本荘	本荘公民館	此花町 6 丁目 29	集会室等	172	52	253-5389
日野	日野公民館	日野西 4 丁目 2 番 6	集会室等	173	52	245-0530
長良	長良公民館	長良 259	集会室等	387	117	294-1962
島	島公民館	北島 7 丁目 6-12	集会室等	194	58	294-3774
城西	城西公民館	萱場東町 1 丁目 1	集会室等	255	77	294-5128
三里	三里公民館	六条東 2 丁目 14-9	集会室等	125	37	273-6811
鷺山	鷺山公民館	鷺山 1401-2	集会室等	193	58	294-1665
木之本	木之本公民館	木之本町 1 丁目 18	集会室等	173	52	253-7351
加納	加納東公民館	加納西丸町 1 丁目 73-2	集会室等	174	52	273-6848
加納西	加納西公民館	加納高柳町 1 丁目 1	集会室等	194	58	273-6923
則武	則武公民館	則武 209-2	集会室等	168	50	231-1407
長森南	長森南公民館	切通 5 丁目 3-14	集会室等	184	55	246-9069
長森北	長森北公民館	野一色 4 丁目 11-3	集会室等	161	48	247-3129
常磐	常磐公民館	上土居 838	集会室等	188	56	294-3663
木田	木田公民館	木田 479-5	集会室等	238	72	239-2472

地域	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
岩野田	岩野田公民館	粟野西 2 丁目 33	集会室等	213	64	237-2619
黒野	黒野公民館	下鵜飼 1564-3	集会室等	289	87	239-0280
方県	方県公民館	安食 443-2	集会室等	226	68	235-7140
茜部	茜部公民館	茜部新所 4 丁目 126-2	集会室等	156	47	273-6935
鶉	鶉公民館	中鶉 7 丁目 11	集会室等	507	153	274-0900
七郷	七郷公民館	西改田字川向 3	集会室等	318	96	239-5165
西郷	西郷公民館	中西郷 4 丁目 236	集会室等	182	55	239-2473
市橋	市橋公民館	市橋 4 丁目 10 番 10	集会室等	248	75	273-6849
岩	岩公民館	岩滝西 1 丁目 612	集会室等	184	55	242-2270
鏡島	鏡島公民館	鏡島西2丁目 2-47	集会室等	235	71	253-7982
厚見	厚見公民館	上川手 198-5	集会室等	250	75	273-6429
長良西	長良西公民館	万代町 2 丁目 5-1	集会室等	320	96	233-8090
早田	早田公民館	学園町 2 丁目 35	集会室等	184	55	232-2343
日置江	日置江公民館	日置江 1859-1	集会室等	166	50	279-2410
芥見	芥見公民館	芥見 2 丁目 98	集会室等	336	101	242-3209
合渡	合渡公民館	寺田 3 丁目 11-1	集会室等	184	55	253-6095
三輪南	三輪南公民館	太郎丸 1034	集会室等	184	55	229-3362
三輪北	三輪北公民館	北野東 356	集会室等	213	64	229-3212
網代	網代公民館	秋沢 2 丁目 297	集会室等	334	101	239-9645
藍川	藍川公民館	加野 3 丁目 3-1	集会室等	184	55	241-1063
長良東	長良東公民館	長良宮路町 3 丁目 5-1	集会室等	161	48	294-3674
長森西	長森西公民館	北一色 5 丁目 5-1	集会室等	191	57	247-3152
芥見東	芥見東公民館	大洞桜台 1 丁目 26-2	集会室等	161	48	241-1062
岩野田北	岩野田北公民館	粟野東 2 丁目 33-3	集会室等	173	52	237-2934
芥見南	芥見南公民館	芥見南山 3 丁目 12-1	集会室等	173	52	241-2143
長森東	長森東公民館	水海道 2 丁目 10-1	集会室等	184	55	247-9591
柳津	柳津公民館	柳津町宮東 1 丁目 1	集会室等	945	286	388-2026
柳津	宮下コミュニティ会館	柳津町下佐波 4 丁目 37	集会室等	197	59	
柳津	高桑コミュニティ会館	柳津町高桑 3 丁目 28	集会室等	162	49	
柳津	東栄会館	柳津町東塚 2 丁目 151	集会室等	195	59	
柳津	本郷会館	柳津町蓮池 1 丁目 78	集会室等	181	54	
柳津	北塚会館	柳津町北塚 2 丁目 60-1	集会室等	188	56	
柳津	南塚会館	柳津町南塚 4 丁目 35	集会室等	205	62	
柳津	宮上ふれあい会館	柳津町上佐波 2 丁目 326	集会室等	192	58	
柳津	もえぎの里・ ※もえぎの里多目的体育館	柳津町下佐波西 1 丁目 15	集会室・ 体育館等	1722	521	270-1080 279-6400

地域	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
明徳	※中央青少年会館 ・子ども若者総合支援センター ・ことばの教室	明徳町 11	相談室等	763	231	
芥見南	☆教育研究所	芥見南山 3 丁目 10-1	体育館・旧教室	990	299	241-2114
七郷	旧岐阜養護学校小・中学部	西改田字川向 3	体育館・教室	1200	362	
網代	※北西部体育館	則松 2 丁目 65-2	集会室等	1342	406	239-9480
黒野	岐阜大学	柳戸 1-1	体育館等	2715	822	293-2007
加納	岐阜大学附属中学校	加納大手町 74	体育館等	705	213	271-3507
加納	岐阜大学附属小学校	加納大手町 74	体育館等	495	150	271-3507
本郷	岐阜高等学校	大縄場 3 丁目 1	体育館等	1227	371	251-1234
早田	岐阜北高等学校 （工事中）	則武清水 1841-11	体育館等	1280	387	231-6628
長良東	長良高等学校	長良西後町 1716-1	体育館等	1600	484	231-1186
長良東	岐山高等学校	長良 2587	体育館等	2757	835	231-2905
加納西	加納高等学校	加納南陽町 3 丁目 17	体育館等	1410	427	271-0431
芥見南	岐阜清流高等特別支援学校	芥見南山 3 丁目 11-1	体育館等	1095	331	241-1509
岩野田	岐阜城北高等学校	三田洞 465-1	体育館等	1700	515	237-5331
柳津	羽島北高等学校	柳津町北塚 3 丁目 110	体育館等	2050	621	388-3611
則武	県立岐阜商業高等学校	則武新屋敷 1816-6	体育館等	1560	626	231-6161
本荘	岐南工業高等学校	本荘 3456-19	体育館等	1226	371	271-3151
鶉	華陽フロンティア高等学校	西鶉 6 丁目 69	体育館等	1246	377	275-7185
市橋	岐阜総合学園高等学校	須賀 2 丁目 7-25	体育館等	1220	369	271-5548
京町	県立岐阜盲学校	北野町 70-1	体育館等	972	294	262-1255
計	**151**			**205,294 ㎡**	**62,237 人**	

指 定 緊 急 避 難 場 所 一 覧

令和8年4月1日現在（412箇所）

（指定避難所を兼ねるものとの合計　563箇所）

【凡例】

施設名　　公示名（園名板名）で表示

地域	施設名	所在地
金華	岐阜公園(山地を除く)	大宮町１丁目
金華	伊奈波公園	伊奈波通１丁目 80-2
金華	白木町公園	白木町 28-2
金華	せせらぎ広場	西材木町９番地先
金華	ポケットパーク名水	湊町地内
金華	川原町広場	堤外
金華	粕森公園	上加納山,若宮１丁目
京町	鶯谷中学高等学校ミレニアムグランド	秋津町７
京町	八ッ梅公園	八ツ梅町３丁目８
京町	美江寺公園	美江寺町１丁目１
京町	公園道路（四ツ屋公園）	四屋堤内
京町	西野町公園	西野町３丁目 22
京町	永田町公園	永田町 29
京町	京町公園	京町２丁目 10-1
京町	みんなの広場　カオカオ	司町 40-5
京町	鶯谷中学高等学校校庭	鶯谷町７
徹明	金公園	金町５丁目５
徹明	岐阜駅北口駅前広場	橋本町１丁目 100 番地
徹明	福住公園	花園町 19
徹明	金岡公園	金岡町 13
徹明	橋本緑地	橋本町2丁目、3丁目、加納富士町3丁目
白山	溝旗公園	溝旗町４丁目１
白山	㈱日本キャンパック岐阜工場	鶴田町３丁目 7-5
白山	三笠公園	三笠町２丁目 14-1
梅林	梅林公園(山地を除く)	梅林南町
梅林	岐阜競輪場駐車場	東栄町５丁目
梅林	金竜公園	田端町 1-10
梅林	金園公園	金園町８丁目 184-17
梅林	月ノ会公園	月ノ会町１丁目 12-60
華陽	祈年町公園	祈年町５丁目 50 番２外

地域	施設名	所在地
華陽	一松道公園	一松道 1864-3
華陽	田神公園	五坪町 2 丁目 5-7
華陽	安宅公園	安宅町 2 丁目 18-3
華陽	五坪町公園	五坪町 1 丁目 8-16
華陽	中部プラント屋上駐車場	祈年町 4 丁目 1
本郷	忠節橋下流広場	大縄場 3 丁目 1 番地先
本郷	青柳公園	青柳町 5 丁目 1
本郷	なかよし公園	西野町 7 丁目 22
本郷	本郷公園	本郷町 2 丁目 1
本郷	桜ケ丘公園	弁天町 2 丁目 11
本郷	桜木町公園	桜木町 2 丁目 21-1
本郷	大縄場公園	大縄場 8 丁目 20
本荘	本荘公園	吹上町 2 丁目
本荘	八ツ草公園	本荘字八ケ坪 3456-6
本荘	出雲公園	敷島町 10 丁目 4
本荘	本荘西公園	本荘西 1 丁目 64
本荘	雲雀ケ丘公園	雲雀ケ丘 7
木之本	朝日大学ＰＤＩ岐阜歯科診療所	都通 5 丁目 15
木之本	鍵屋西公園	鍵屋西町 2 丁目 26
木之本	木ノ本公園（木之本公園）	木ノ本町 1 丁目 17
木之本	北野公園	千手堂北町 2 丁目 13
木之本	香蘭グリーンパーク	香蘭 2 丁目 22
木之本	オーキッドパーク（立体駐車場 3 階）	香蘭 1 丁目 12 番地
鏡島	江崎運動場	江崎南堤外
鏡島	大菅南公園	大菅南 12
鏡島	江崎公園	江崎南 21
鏡島	菖蒲池公園	鏡島 2970-1
鏡島	鏡島南公園（南鏡島公園）	鏡島南 1 丁目 13
鏡島	鏡島北公園	鏡島西 1 丁目 9
鏡島	鏡島長瀬公園	鏡島中 2 丁目 12-34，35
鏡島	鏡島運動場	鏡島西 1 丁目 7-1
鏡島	大菅北公園	大菅北 16-1
鏡島	鏡緑地	鏡島南 4 丁目 4-3
鏡島	菖蒲池小公園	鏡島字辰己野 2970 地先
長森北	学校法人富田学園校庭	野一色 4 丁目 17-1
長森北	野一色公園	野一色 4 丁目 14

地域	施設名	所在地
長森北	沓掛公園	長森本町 1 丁目 9-30
長森北	長森コミュニティセンター駐車場	前一色 1 丁目 2-1
長森東	富田学園第 2 グランド	水海道 3 丁目 20
長森東	琴塚公園	琴塚 3 丁目 3-8
長森東	琴塚北公園	琴塚 1 丁目 1323-194
長森西	岐阜競輪場東駐車場	北一色 3 丁目
長森西	岩戸公園	長森岩戸 944-5
長森西	岩戸南公園	城望町 46
日野	日野堂後公園	日野中川原 3982
日野	うさぎ公園	日野北 7 丁目 2-19
日野	清眺台第二公園	日野北 5 丁目 21
日野	清眺台公園	日野北 5 丁目 8-1
日野	日野坂公園	日野東 8 丁目 12-7
日野	日野本郷公園	日野南 4 丁目 16
日野	日野中央公園	日野南 1 丁目 17
日野	城美西公園	日野南 8 丁目 5-1
日野	城美南公園	日野南 8 丁目 23-1
日野	城美北公園	日野南 8 丁目 14-3
日野	城美東公園	日野南 8 丁目 37-7
日野	日野橋公園	日野南 6 丁目 3
岩	八坂公園	岩滝西 3 丁目 250
岩	岩田公園	岩田西 3 丁目 181 番地
岩	岩田西公園	岩田西 1 丁目 777
岩	岩滝八幡公園	岩滝東 2 丁目 94-1
岩	流公園	岩田坂 3 丁目 6
岩	岩田坂公園	岩田坂 1 丁目 12
芥見	諏訪山運動場	芥見野畑 3 丁目
芥見	諏訪山公園（あじさい公園）	諏訪山 2 丁目 4
芥見	まなしだ公園	諏訪山 3 丁目 9-4
芥見	すぎのこ公園	諏訪山 3 丁目 4-14
芥見	しいのみ公園	諏訪山 2 丁目 18
芥見	野畑公園	芥見中野畑 177-1
芥見	龍雲寺	芥見大船 1 丁目 151
芥見	大船台公園	芥見大船 1 丁目 182
芥見	野村公園	芥見 5 丁目 181
芥見	芥見公園	芥見 1 丁目 10

地域	施設名	所在地
芥見	東部コミュニティセンター駐車場	芥見 4 丁目 80
芥見東	北山公園	北山 3 丁目 2-5
芥見東	桜台公園	大洞桜台 6 丁目 38
芥見東	紅葉ヶ丘公園	大洞紅葉ヶ丘 4 丁目 37
芥見東	柏台公園	大洞柏台 6 丁目 60-1
芥見東	大洞緑公園	大洞桐が丘 4 丁目 4
芥見東	清水公園	大洞 1 丁目 7-9
芥見東	緑山公園	大洞緑山 1 丁目 3373-33 他
芥見東	桐ヶ丘公園	大洞桐が丘 3 丁目 60
芥見南	岡本鋳造グランド	芥見南山 3 丁目
芥見南	大洞南山公園	芥見南山 1 丁目 26-2
芥見南	つくし公園	大洞西 4-1
加納	加納公園(加納城跡含む)	加納丸之内 4
加納	清水緑地	加納清水町 5 丁目
加納	沓井公園	加納沓井町 36
加納	南部コミュニティセンター駐車場	加納城南通 1 丁目 20
加納西	水野町公園	加納水野町 4 丁目 22
加納西	加納西公園	加納大黒町 4 丁目 3-3
加納西	加納神明公園	加納神明町 6 丁目 7-3
加納西	愛宕公園	加納愛宕町 22
加納西	加納三笠公園	加納三笠町 1 丁目
市橋	須賀公園	須賀 3 丁目 12
市橋	薮田公園	薮田南 5 丁目 10
市橋	市橋公園	市橋 6 丁目 13
市橋	西荘公園	西荘 2 丁目 5
市橋	下奈良公園	下奈良 2 丁目 31-1
市橋	ぎふ結のもり	薮田南 2 丁目
市橋	岐阜県県民ふれあい会館	薮田南 5 丁目 14 番 53 号
市橋	市橋コミュニティセンター駐車場	市橋 6 丁目 13 - 25
三里	菊地公園	菊地町 1 丁目 25
三里	清和公園	清本町 3 丁目 1
三里	旦ノ越公園	清本町 7 丁目 26
三里	柳森公園	柳森町 2 丁目 20
三里	三里公園	六条北 2 丁目 7-11
三里	希望の森公園	六条北 3 丁目 17-1
三里	六条北公園	六条北 4 丁目 18-1

地域	施設名	所在地
三里	福寿公園	六条南 1 丁目 7-1
三里	入の元公園	六条南 2 丁目 2-7
三里	六条中公園	六条南 2 丁目 9-10
三里	六条南公園	六条南 3 丁目 11-1
三里	空下公園	六条南 3 丁目 1-6
三里	新田公園	六条大溝 4 丁目 7-1
三里	荒田公園	六条大溝 4 丁目 15-1
三里	宇佐中公園	宇佐南 1 丁目 9-1
三里	井堰公園	宇佐南 4 丁目 3-1
三里	宇佐西公園	宇佐 3 丁目 10
三里	海草公園	宇佐東町 8-1
三里	宇佐南公園	宇佐南 2 丁目 7－1
茜部	あかね公園	茜部菱野 2 丁目 115～118
茜部	茜部公園	茜部野瀬 3 丁目 159
茜部	茜部大野公園	茜部大野 1 丁目 95
茜部	茜部辰新公園	茜部辰新 2 丁目 25 番地先
茜部	中央卸売市場（建物内を除く）	茜部新所 2 丁目 5
茜部	南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）（建物内を除く）	茜部大野 1 丁目 12
茜部	岐阜羽島衛生施設組合　旧ごみ処理施設跡地	境川 5 丁目 147 番地
茜部	岐阜羽島衛生施設組合　衛生センター運動広場	境川 5 丁目 110 番地
鶉	聖徳学園野球場	鶉前堤外 3-1
鶉	天王公園	東鶉 5 丁目 94
鶉	清水野公園	西鶉 6 丁目 45
鶉	すみれ公園	南鶉 3 丁目 95-1
鶉	岐阜聖徳学園高等学校校庭	中鶉 1 丁目 50
鶉	鶉緑地	鶉字堤外 17 番 1
日置江	日置江北公園	下奈良 4 丁目 3-1
日置江	日置江公園	茶屋新田上村地先
日置江	華西公園	日置江 2 丁目 19-80
日置江	茶屋新田運動場	茶屋新田字下村地先
日置江	次木公園	下奈良 4 丁目 4-1
柳津	岐阜聖徳学園大学	柳津町高桑西 1-1
柳津	柳津運動場	柳津町北塚 4 丁目 94
柳津	坂巻運動広場	柳津町佐波 6397-1
柳津	高桑運動広場	柳津町高桑堤外 3 丁目 102
柳津	境川緑道公園	柳津町佐波字玄番堤外、字堤外地内

地域	施設名	所在地
柳津	東塚公園	柳津町東塚 2 丁目 26
柳津	東塚南公園	柳津町東塚 2 丁目 138
柳津	蓮池公園	柳津町蓮池 1 丁目 80
柳津	宮東公園	柳津町宮東 2 丁目 168
柳津	北塚公園	柳津町北塚 5 丁目 1-1
柳津	南塚公園	柳津町南塚 4 丁目 47
柳津	丸野公園	柳津町丸野 5 丁目 99-1
柳津	宮上公園	柳津町上佐波 2 丁目 272
柳津	宮下公園	柳津町下佐波 3 丁目 181
柳津	高桑公園	柳津町高桑 3 丁目 14
柳津	流通センター公園	柳津町流通センター1 丁目 13
柳津	南塚東公園	柳津町南塚 1 丁目 82
柳津	イオン柳津店駐車場（立体駐車場含む）	柳津町本郷 4 丁目 1-1
柳津	カラフルタウン岐阜駐車場	柳津町丸野 3 丁目 3-6
柳津	ビバホーム屋上駐車場	柳津町流通センター1-52
柳津	上佐波西公園	柳津町上佐波 5 丁目 128－5 外
柳津	柳津花木園	柳津町宮東 3 丁目 121 番地
厚見	岐陽体育館運動場	上川手 735-2
厚見	木ノ下公園	木ノ下町 7 丁目
厚見	厚見公園	上川手字南出 190-1
厚見	宮公園	下川手字宮 71-3
厚見	宮北公園	宮北町 21-3
厚見	西川手公園	西川手 9 丁目 13
厚見	川手公園	下川手北中島
厚見	済美高等学校校庭	正法寺町 33
長森南	野土島公園	高田 3 丁目 5-3
長森南	陣屋公園	切通 6 丁目 15-1
長森南	いりのと緑地	切通 4 丁目 136-1
長森南	川原公園（細畑西公園）	長森細畑字下川原地内
長森南	細畑公園	細畑 6 丁目 3-12
長良	海用畑公園	長良校文町 34 番
長良	長良広場	長良福光南町地内
長良西	福光緑地	長良福光字青襖 2070-5
長良西	長良川球技場メドゥ及び駐車場	長良福光字青襖 2070-5
長良西	長良川公園	池ノ上 1 丁目 12 番地先から長良福光字田ヶ脇 2584 番地先まで

地域	施設名	所在地
長良西	若松公園	若福町 16-2
長良西	福光中央公園(岐阜市民球場)	八代 2 丁目 8
長良西	ゆずり花公園	八代 2 丁目 14
長良西	八代公園	八代 3 丁目 14
長良西	太田北公園	福光東 1 丁目 34
長良西	松原公園	福光東 3 丁目 15
長良西	福光東公園	福光東 3 丁目 19-1
長良西	どんぐり公園	福光西 1 丁目 16-3
長良西	お茶の木公園	福光西 3 丁目 6
長良西	太田西公園	福光南町 18-21
長良西	福光公園	初日町 2 丁目 18
長良西	北部コミュニティセンター駐車場	八代 1 丁目 11-13
長良東	長良公園	長良字城之内 1466-10
長良東	雄日ケ丘公園	中川原 1 丁目 97
長良東	尾花自然公園	長良東 3 丁目 95
長良東	真福寺中公園	長良 3 丁目 61
長良東	山先公園	山先町 2
長良東	松籟公園	長良洞 2435-1
長良東	おぶさ桜公園	雄総桜町 2 丁目 15
長良東	堀田公園	長良東 1 丁目 91
長良東	山の下公園	長良東 3 丁目 278
長良東	一楽公園	長良 2 丁目 1－1
長良東	春田公園	長良 2 丁目 151 番 1
長良東	堀田緑地	長良字東野地先
長良東	鵜飼緑地	長良字東野地先
長良東	尾花公園	長良字尾花 1246-4
鷺山	池田公園	南蝉 2 丁目 89
鷺山	蝉丸公園	南蝉 1 丁目 29
鷺山	正木公園	正木字古川 1978-139
鷺山	鷺山公園	正木字山本 1519-1 外
鷺山	正木北公園	正木北町 10-2
鷺山	正木中公園	正木中 3 丁目 9-1
鷺山	鷺山北公園	鷺山新町 4-1
鷺山	二本松公園	鷺山中洲 1543-46
鷺山	若川公園	鷺山中洲 1769-2
鷺山	正木古川公園	正木中 2 丁目 4

地域	施設名	所在地
鷺山	蝉東公園	鷺山東 1 丁目 4-7
鷺山	下土居中央公園	下土居 2 丁目 20
鷺山	正木南公園	正木南 1 丁目 16
鷺山	マーサ 21(イオン岐阜店) 駐車場(本館立体駐車場含む)	正木中 1 丁目 2-1
鷺山	蝉西公園	鷺山東 2 丁目 8-2
鷺山	下土居さんかく公園	下土居 3 丁目 11
鷺山	正木西公園	正木西町 13-3
鷺山	下土居東公園	下土居 2 丁目 1-6
鷺山	さぎしも公園	下土居 1 丁目 4 番 1
鷺山	正木古川西公園	正木南 1 丁目 20 番 1
鷺山	正木緑地	正木字南出口
鷺山	鳥羽川緑地	下土居字下野 172 番地先
早田	早田西公園	学園町 1 丁目 93-1
早田	光公園	光町 3 丁目 9
早田	美島公園	美島町 3 丁目 25
早田	津島公園	津島町 5 丁目 28
早田	早田中公園	栄新町 1 丁目 42
早田	早田北公園	早田東町 8 丁目 62
早田	早田東公園	早田東町 4 丁目 40
早田	早田南公園	岩倉町 2 丁目 71
早田	早田緑地	栄新町 3 丁目 110
早田	日光コミュニティセンター駐車場	日光町 9-1-3
則武	則武公園	則武中 1 丁目 22
則武	秋葉公園	則武中 2 丁目 9
則武	蒲池公園	則武中 2 丁目 33
則武	宗作公園	則武中 4 丁目 9
則武	萱野公園	則武西 2 丁目 4-1
則武	則武南公園	則武西 1 丁目 4-1
則武	いずみ公園	則武西 1 丁目 24-1
則武	日光公園	日光町 9 丁目 28
則武	新田南公園	則武字新屋敷 1754-1
則武	新田中央公園	則武字北山 523-1
則武	若竹公園	則武字道甫分
則武	新田東公園	則武新田字北山 585-15 外
則武	新田北山公園	則武字北山
則武	大福公園	大福町 6 丁目 44

地域	施設名	所在地
常磐	富塚公園	上土居 3 丁目 2
常磐	大正公園	城田寺字大正 684-96
常磐	野田公園	上土居 4 丁目 14
常磐	狭間公園	上土居 2 丁目 20
常磐	城田寺緑地	城田寺字萱野 2283-1
常磐	石田公園	上土居 1 丁目 14
常磐	つばき公園	大字椿洞字蔭平 425-73
常磐	岐阜市畜産センター公園	椿洞字中野
常磐	常磐公園	上土居字上中野 747-8
常磐	城田寺公園	上城田寺東 92
常磐	伊鳥緑地	大字城田寺字萱野 2344-1 外
島	鏡島大橋北駐車場	西中島 2 丁目 3
島	島西運動場	旦島 2 丁目 5
島	島南公園	菅生 8 丁目 5
島	白菊公園	白菊町 6 丁目 19
島	池ノ上公園	池ノ上町 2 丁目 36
島	北島公園	北島 6 丁目 12
島	菅生公園	菅生 3 丁目 5-3
島	平島公園	旦島 4 丁目 11
島	近島公園	近島 4 丁目 5
島	東島公園	東島 2 丁目 7
島	旦島南公園	旦島 2 丁目 7-1
島	柳公園	旦島 3 丁目 3
島	西島公園	西島町 6-1
島	西中島南公園	西中島 3 丁目 7
島	竜万公園	北島 2 丁目 5
島	東島北公園	東島 4 丁目 8-1
島	江口公園	江口 2 丁目 1-2
島	西中島北公園	西中島 7 丁目 3
島	亀の渡公園	島田 1 丁目 1
島	菅生小公園	菅生 4 丁目 101
島	北部プラント多目的グランド	西中島 6 丁目 3
城西	旦島公園	守口町 4 丁目 26
城西	久保見公園	守口町 2 丁目 29
城西	新富公園	萱場南 1 丁目 12
城西	中洲公園	宮浦町 12

地域	施設名	所在地
城西	篭下公園	萱場北町 2 丁目 39
城西	萱場西公園	旦島宮町 1 丁目 31
城西	萱場東公園	萱場東町 5 丁目 34
城西	島中央公園	萱場南 2 丁目 9-1
城西	伊自良川緑地	旦島西 1 丁目 35 番地先から守口町 6 丁目 57 番 1 地先
木田	板屋テニスコート	木田 5 丁目 101-1
木田	尻毛中央公園	尻毛 1 丁目 131-1
木田	東木田公園	木田 3 丁目 95
木田	西木田公園	木田字新屋敷 1-1
木田	柿ヶ瀬公園	北柿ヶ瀬 107
木田	柿ヶ瀬緑地	木田字森元 2062-1
七郷	青山青少年会館広場	小西郷 1 丁目 56-2
七郷	岐阜県農業技術センター	又丸 729-1
七郷	又丸公園	又丸津島 63
七郷	西改田公園	西改田上の町 114 番
七郷	東改田公園	東改田 312
七郷	上尻毛公園	上尻毛日吉 27
合渡	寺田公園	寺田 1 丁目 37
合渡	河渡公園	河渡 1 丁目 165-2
合渡	古川公園	一日市場北町 4
合渡	夕べが池公園	曽我屋 4 丁目 138
合渡	北西部運動公園	曽我屋 8 丁目
合渡	河渡小公園	河渡字道内 1240-1 地先
合渡	河渡緑地	河渡字中嶋 1670 番 1 地外
合渡	島大橋河川公園	大字曽我屋字柳原外
岩野田	三田洞公園	三田洞東 3 丁目 102-1
岩野田	三田洞自動車学校	三田洞東 1 丁目 23-1
岩野田	兎ケ洞東公園	三田洞東 3 丁目 4-1
岩野田	坂下公園	三田洞東 5 丁目 13-14
岩野田	岩崎公園	岩崎 2 丁目 17-40
岩野田	上岩崎公園	岩崎字畑中 676
岩野田	兎ヶ洞中公園	三田洞東 2 丁目 101-1
岩野田	兎ヶ洞西緑地	三田洞東 2 丁目 2-2
岩野田	岩崎緑地	岩崎 1 丁目
岩野田北	粟野公園	粟野東 5 丁目 406

地域	施設名	所在地
岩野田北	粟野北公園	粟野東 4 丁目 424
岩野田北	岩野田公園	粟野西 5 丁目 297
岩野田北	粟野台中央公園	粟野台 307-244
岩野田北	十六銀行粟野グランド(西の山ぎわを除く)	粟野西 6 丁目
岩野田北	粟野台南公園	粟野台 307-222
岩野田北	粟野台北公園	粟野台 307-3
黒野	交人公園	大学北 2 丁目 128
黒野	黒野西公園	下鵜飼字甌窶 1534-1
黒野	黒野洞公園	洞字桜池 727-2
黒野	黒野城跡公園	黒野城跡 297-1
黒野	黒野公園	黒野字惣門口 495
黒野	折立公園	折立字北浦 262-2
黒野	芭蕉公園	折立字木成 683
黒野	共和公園	折立字長瀬 524-3
黒野	御望公園	御望 3 丁目 53
黒野	末広公園	洞字稲木 964
黒野	黒野城南公園	黒野字村前 704
黒野	西部コミュニティセンター駐車場	下鵜飼 1 丁目 105
西郷	西郷中央公園	中西郷 1 丁目 41
西郷	西郷北公園	上西郷 8 丁目 96
西郷	西郷中公園	中 1 丁目 35-1
西郷	西郷本郷公園	上西郷 265
西郷	小野公園	小野 628-81
方県	佐野公園	佐野字中野 141
方県	彦坂公園	彦坂川北 104
方県	安食公園	安食字志良古 26-314
方県	八幡公園	石谷字北山 610-2 のうち
方県	岩利公園	岩利 4 丁目 38
方県	石谷公園	石谷字北山 614-149
方県	村山公園	村山 2 丁目 61 番地、62 番地
方県	方県公園	安食 3 丁目 104
方県	花かいどう南公園	安食字志良古 26-101
方県	花かいどう北公園	安食字志良古 26-307
方県	(旧)方県保育所グランド	安食 3 丁目 118
方県	岩利広場	岩利 2 丁目 143 番
網代	からかさ松公園	則松 3 丁目 30-1

地域	施設名	所在地
網代	西秋沢公園	西秋沢 2 丁目 176
網代	岐阜本巣特別支援学校	西秋沢 2 丁目 363-1
三輪南	太郎丸諏訪公園	太郎丸諏訪 124
三輪南	福丸公園	太郎丸田ノ洞 2174-42
三輪南	溝口公園	溝口川通 113-1
三輪南	聖マリア女学院高等学校校庭	福富 201
三輪南	岐阜女子大学グランド	太郎丸 80
三輪南	中屋運動場	中屋東 2 地先
三輪南	北東部コミュニティセンター駐車場	福富迎田 6-1
三輪北	門屋公園	門屋門 99-1
三輪北	岐阜ファミリーパーク	北野北
三輪北	出屋敷公園	出屋敷 149-1
三輪北	三輪緑地	三輪ぷりんとぴあ 16
藍川	百楽公園	加野 6 丁目 25
藍川	加野公園	加野 1 丁目 42
藍川	加野中公園	加野 3 丁目 2
藍川	岩井天神西公園	岩井 380
藍川	岩井天神東公園	岩井 380-186
藍川	岩井天神南公園	岩井 380-217
藍川	岩井北公園	岩井 3 丁目 5
藍川	岩井公園	岩井 3 丁目 14
藍川	岩井東公園	加野 7 丁目 19
藍川	花本公園	加野 7 丁目 14
藍川	大蔵台公園	大蔵台 4
計	**412**	

広 域 避 難 場 所 一 覧

令和８年４月１日現在（2箇所）

名　　称	所　在　地
長良公園(東長良中学校を含む)	長良字城之内1466-10
岐阜メモリアルセンター	長良福光字大野2675-28

指　定　一　般　避　難　所　一　覧

令和８年４月１日現在（37 施設）

（指定緊急避難場所を兼ねるものとの合計　188 箇所）

【凡例】

施設名欄	
☆：指定拠点避難所	※：指定管理者制度導入施設

地区	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
加納	加納幼稚園	加納東丸町２丁目 9-1	教室・遊戯室	580	175	272-1077
長良西	岐阜北幼児支援教室	福光西１丁目 16-2	遊戯室	180	54	231-5501
長森東	岐阜東幼稚園	水海道１丁目 16-13	教室・遊戯室	490	147	246-7669
木田	柿ヶ瀬公民館	木田字小畑 1656	集会室等	153	46	
本荘	科学館	本荘 3456 の 41	ホール等	566	171	272-1333
金華	歴史博物館	大宮町２丁目 18-1	ホール等	620	187	265-0010
長良西	※北青少年会館	福光東３丁目 19-18	集会室等	722	218	232-1721
七郷	※青山青少年会館	小西郷１丁目 56-2	集会室等	532	161	239-4011
明徳	※ドリームシアター岐阜	明徳町６番地	会議室	706	213	262-2811
市橋	※西部福祉会館	西荘２丁目 11-23	会議室	445	134	253-5121
徹明	※文化センター	金町５丁目 7-2	会議室	1758	532	262-6200
京町	※市民会館	美江寺町２丁目６	会議室	766	232	262-8111
長良西	※長良川国際会議場	長良福光 2695-2	会議室等	1126	341	296-1200
徹明	※ハートフルスクエアーG	橋本町１丁目 10-23	研修室等	913	276	268-1050
徹明	※じゅうろくプラザ	橋本町１丁目 10-11	会議室等	1306	395	262-0150
柳津	※柳津高齢者福祉センター・柳津児童館	柳津町丸野１丁目 34	会議室等	577	174	387-1333
網代	※プラザ掛洞	奥１丁目 104	会議室等	148	44	239-9390
柳津	柳津生涯学習センター	柳津町下佐波１丁目７	会議室等	310	93	279-1120
長良	※長良川うかいミュージアム	長良 51-2	会議室等	550	166	210-1555
長良東	※サンライフ岐阜	長良 1029-3	ホール等	480	145	233-9321
白山	※岐阜市勤労会館	曙町４丁目 19-1	ホール等	118	35	245-8901
白山	※市民総合体育館	九重町４丁目 24	集会室等	1560	472	245-0351
鶉	※南部スポーツセンター	南鶉５丁目 86	集会室等	1224	370	274-4949
鷺山	※北部体育館	正木 1020-2	集会室等	1058	320	233-2030
芥見	※東部体育館	芥見４丁目 68	集会室等	1224	370	241-7812
鏡島	※西部体育館	鏡島南２丁目 8-40	集会室等	1224	370	251-2757
三輪北	※岐阜ファミリーパーク体育館	山県北野 2078-1	体育館	1569	475	229-5380
三輪北	※少年自然の家	山県北野 2081	集会室等	976	295	229-2888

地区	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
厚見	※岐陽体育館	上川手 735-2	集会室等	900	272	245-0351
柳津	ライフポート柳津	柳津町本郷 3 丁目 113	会議室等	247	74	387-6433
梅林	岐阜競輪場	東栄町 5 丁目 16-1	ホール等	2049	620	245-3161
合渡	※スポーツ交流センター	岐阜市曽我屋 1 丁目 145-1	会議室等	126	38	230-1101
市橋	ＯＫＢアリーナ	藪田南 2 丁目 1-1	体育館等	4276	1295	272-1336
市橋	岐阜県福祉・農業会館	下奈良 2 丁目 2-1	会議室等	637	193	273-1111
則武	岐阜県福祉友愛プール	鷺山向井 2563－18	会議室等	589	178	295-1100
早田	※ぎふ清流文化プラザ	岐阜市学園町 3-42	ホール等	816	247	233-8121
加納	中山道加納宿まちづくり交流センター	加納本町 1 丁目 16 番地 1	会議室等	184	55	214-2341
計		**37**		**31,705 ㎡**		**9,583 人**
指定緊急避難場所兼指定一般避難所		**151**		**205,294 ㎡**		**62,235 人**
合計		**188**		**236,999 ㎡**		**71,818 人**

その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設一覧

令和８年４月１日現在(127 施設)

地区	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
早田	早田教育集会所	早田東町１丁目 67	集会室等	73	22	294-3700
柳津	柳津東部防災施設	柳津町栄町 203	集会室等	54	16	
柳津	柳津西部防災施設	柳津町上佐波西５丁目 160	集会室等	54	16	
合渡	島大橋河川公園管理事務所	曽我屋字柳原 1974-2	会議室等	29	8	230-1788
柳津	※道の駅柳津	柳津町仙右城 7696-1	情報館	62	18	388-8719
長森北	富田高等学校	野一色４丁目 17-1	体育館等	2900	878	245-3621
長森北	岐阜東高等学校	〃	体育館等	3100	939	246-2956
京町	鶯谷中学高等学校	鶯谷町７	体育館等	3944	1195	265-7571
厚見	済美高等学校	正法寺町 33	体育館等	1900	575	271-0345
鶉	岐阜聖徳学園高等学校	中鶉１丁目 50	体育館等	1197	362	271-5451
三輪南	聖マリア女学院高等学校	福富 201	体育館等	980	296	229-1102
三輪南	岐阜女子大学	太郎丸 80 番地	体育館等	1016	307	229-2211
柳津	岐阜聖徳学園大学	柳津町高桑西 1-1	体育館等	1962	594	279-0804
長森東	東海学院大学短期学部	各務原市那加桐野町 2-43	体育館等	1104	334	389-2200
方県	アグリパークアリーナ	石谷寺之前 65-1	会議室等	879	266	235-7181
京町	ぎふ農協本店	司町 37 番地	会議室等	894	270	265-3521
長良東	ぎふ農協長良支店	長良２丁目２	会議室等	162	49	231-4084
岩野田北	ぎふ農協岩野田支店	粟野西１丁目 296-1	会議室等	67	20	237-3305
常磐	ぎふ農協ふれあいプラザ常磐支店	上土居 891-1	会議室等	117	35	231-0595
鷺山	ぎふ農協鷺山支店	下土居２丁目 12-9	会議室等	101	30	231-9549
黒野	ぎふ農協黒野支店	古市場 266	会議室等	163	49	239-1111
方県	ぎふ農協ふれあいプラザ方県	安食３丁目 110	会議室等	283	85	238-8201
西郷	ぎふ農協ふれあいプラザ西郷	中西郷４丁目 158-1	会議室等	190	57	239-0210
七郷	ぎふ農協七郷支店	西改田字川向 28-1	会議室等	130	39	239-2574
網代	ぎふ農協ふれあいプラザ網代	則松５丁目 126	会議室等	178	53	239-9321
三里	ぎふ農協三里支店	六条南２丁目 1-1	会議室等	132	40	271-3538
鶉	ぎふ農協鶉支店	南鶉７丁目 19	会議室等	224	67	272-2006
厚見	ぎふ農協厚見支店	東明見町 8-1	会議室等	150	45	271-0782

地区	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
長森南	ぎふ農協南長森支店	蔵前 2 丁目 7-3	会議室等	120	36	245-1967
日野	ぎふ農協ふれあいプラザ日野	日野西 4 丁目 3-8	会議室等	105	31	246-4887
芥見	ぎふ農協芥見支店	芥見 1 丁目 333	会議室等	158	47	243-1003
三輪南	ぎふ農協三輪支店	石原 2 丁目 5-1	会議室等	166	50	229-1411
長森北	ぎふ農協北長森支店	野一色 2 丁目 5-23	会議室等	121	36	245-8211
合渡	ぎふ農協合渡支店	曽我屋 5 丁目 120	会議室等	360	109	239-1507
茜部	ぎふ農協茜部支店	茜部新所 4 丁目 96-1	会議室等	189	57	271-6343
市橋	ぎふ農協市橋支店	西荘 4 丁目 1 番 11 号	会議室等	168	50	251-6311
島	ぎふ農協清流支店	近島 5 丁目 13 番 8 号	会議室等	170	51	231-4382
金華	伊奈波神社	伊奈波通 1 丁目 1	本堂等	531	160	262-5151
金華	護国神社	御手洗 393	本堂等	583	176	262-4321
徹明	金神社	金町 5 丁目 3	本堂等	301	91	264-1316
梅林	橿森神社	若宮町 1 丁目 8	本堂等	125	37	246-0125
長良	長良天神神社	長良天神 1972-1	本堂等	280	84	231-7703
加納	加納天満宮	加納天神町 4 丁目 1	本堂等	494	149	271-0706
長森南	手力雄神社	蔵前 6 丁目 8-22	本堂等	178	53	245-2520
岩野田	法華寺	三田洞 131	庫裏	116	35	237-3812
芥見東	願成寺	大洞 1 丁目 21 の 2	本堂等	206	62	243-2154
明徳	正道院	柳沢町 9	本堂	41	12	264-1346
鏡島	立江寺	江崎南 24-12	本堂	79	23	251-6784
市橋	立政寺	西荘 3 丁目 7 の 11	道場	49	14	251-8850
市橋	安祥院	西荘 3 丁目 7 の 16	本堂等	126	38	251-3503
京町	本願寺岐阜別院	西野町 3 丁目 1	本堂等	2274	689	262-0231
金華	蓮生寺	木造町 10-1	本堂	68	20	263-9892
市橋	西勝寺	西荘 2 丁目 12 番地 5 号	本堂	68	20	251-6983
三里	善超寺	清本町 6-1	本堂	84	25	271-9634
京町	願誓寺	西野町 3 丁目 6	本堂	79	23	262-2729
金華	法光寺	下新町 36	本堂	135	40	265-2798
木之本	法隆寺	五反田町 17	本堂	48	14	251-7036
加納西	信浄寺	加納清水町 1 丁目 29	本堂	56	16	271-9654
梅林	善照寺	雲竜町 18	無量寿堂	1038	314	245-6217
木之本	善福寺	千手堂北町 2 丁目 2	本堂	74	22	252-2783
加納東	善徳寺	加納柳町 33	本堂等	1077	326	272-2054
茜部	浄性寺	茜部本郷 3 丁目 116 の 2	本堂	117	35	271-6347

地区	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
島	養教寺	東島 4-4-22	本堂等	72	24	231-1408
七郷	安養寺	又丸 923	本堂等	76	23	239-2683
鷺山	影現寺	正木 1294	本堂	69	20	232-1290
西郷	専宗寺	中西郷 89	本堂等	112	33	239-0935
鷺山	法光寺	鷺山東 2-12-8	本堂	132	40	231-3308
黒野	明善寺	黒野 400	本堂等	105	31	239-0716
方県	福満寺	石谷 478	本堂等	96	29	238-8588
網代	明照寺	秋沢 2 丁目 25	本堂等	1854	561	239-9525
網代	明厳寺	則松 3 丁目 171	本堂	69	20	239-9535
合渡	円成寺	寺田 852	本堂	132	40	251-0490
厚見	正福寺	東川手 1 丁目 15	本堂等	62	18	271-7740
三輪南	光明寺	石原 3 丁目 10 の 1	本堂	59	17	229-1244
日置江	願長寺	日置江 292	本堂	52	15	279-0357
日置江	善了寺	日置江 110	本堂	231	70	279-0514
日置江	本来寺	茶屋新田 578	本堂等	118	35	279-1614
長森西	香巌寺	北一色 6 丁目 18 の 33	本堂等	144	43	246-9007
京町	善光寺	笹土居町 49	本堂	109	33	264-4836
長良	真性寺	長良 129-1	本堂等	251	76	232-3668
京町	圓龍寺	大門町 18	本堂	90	27	266-6232
長森北	敬念寺	野一色 2 丁目 16 の 15	本堂	115	34	246-2953
網代	明王寺	秋沢 367	本堂等	130	39	239-9106
長良	崇福寺	長良福光 2403-1	本堂	129	39	231-2613
長良	法久寺	長良法久寺町 4	本堂等	165	50	231-0438
金華	岐陽院	木挽町 1	本堂	39	11	265-1055
岩野田	珠泉院	三田洞東 3 丁目 25-1	本堂等	270	81	237-2302
鏡島	乙津寺	鏡島 1328	大師堂	72	21	252-2062
梅林	瑞龍寺	寺町 19	本堂等	402	121	246-2597
長森北	天衣寺	野一色 1 丁目 10 番 6 号	本堂	190	57	245-0496
岩	林陽寺	岩田西 3 丁目 402	本堂	161	48	243-1380
芥見	龍雲寺	芥見大船 1 丁目 151	本堂	103	31	243-2054
芥見	真聖寺	芥見 2-91	本堂	132	40	243-1835
金華	長照寺	矢島町 1 丁目 74	本堂	78	23	263-3057
京町	円経寺	泉町 34	本堂等	138	41	262-9042
三里	慶善寺	六条東 1 丁目 14-8	本堂等	99	30	271-9478

地区	施設名	所在地	使用室名	床面積	収容人員	電話番号
岩野田	霊松院	岩崎 3 丁目 15 の 1	本堂等	122	37	237-1496
金華	安乗院（岐阜善光寺）	伊奈波通 1 丁目 8	本堂等	231	70	263-8320
三輪北	正蓮寺	三輪宮西 369	本堂等	116	35	229-1828
柳津	等光寺	柳津町上佐波 3-152	本堂等	97	29	279-0260
柳津	正蓮寺	柳津町上佐波 1-94	本堂	159	48	279-3995
柳津	善覚寺	柳津町高桑 2-205	本堂	129	39	279-1244
柳津	光澤寺	柳津町本郷 2-17	大広間	107	32	387-3462
芥見	霊友会教団 27 支部	芥見大船 2 丁目 126	集会室等	197	59	243-1041
長森東	立正佼成会岐阜教会	琴塚 2 丁目 16-13	道場等	236	71	246-9877
明徳	生長の家養心会館	北八ツ寺町 1	ホール等	532	161	265-7131
市橋	創価学会岐阜文化会館	江添 2 丁目 2-8	ホール等	454	137	268-6333
鶉	浄土真宗親鸞会岐阜会館	中鶉 7 丁目 17-1	本堂等	334	101	274-6948
鷺山	天理教岐美大教会	長良福光 2675-31	神殿等	254	76	295-2790
本郷	天理教濃飛分教会	青柳町 6 丁目 18	神殿等	75	22	251-5682
本郷	天理教岐阜分教会	本郷町 4 丁目 28	神殿等	103	31	251-4016
加納	天理教正華分教会	加納朝日町 1 丁目 1	神殿等	191	57	271-7677
長良東	天理教越美分教会	雄総緑町 6 丁目 12	神殿等	195	59	231-5931
長良西	天理教長良川分教会	鵜川町 11-1	神殿等	266	80	231-2213
三輪南	天理教山縣分教会	太郎丸字樫木 139	神殿等	189	57	229-1314
三輪南	天理教春近分教会	中屋東 130	神殿等	215	65	229-1175
日野	天理教愛岐布教所	日野北 2 丁目 14-19	神殿等	78	23	247-7330
西郷	天理教美濃神屋分教会	上西郷 1 丁目 105	神殿等	96	29	239-2742
明徳	日本キリスト教会岐阜教会	端詰町 21	宣教室等	90	27	262-4439
茜部	末日聖徒イエスキリスト教会　岐阜教会	茜部中島 2 丁目 20-4	宣教室等	58	17	274-3468
方県	真生会大乗山真生寺	彦坂 178	本堂等	445	134	235-7304
鶉	御嶽教敬真大教会	南鶉 1 丁目 118	礼拝堂	293	88	271-5830
三輪南	宝生教岐阜教会	太郎丸中島 81	広間	110	33	229-1261
明徳	岐阜商工会議所	神田町 2 丁目 2	大ホール等	989	299	264-2131
日野	第三岐阜老人ホーム	日野東 5 丁目 1-1	集会室等	68	20	244-3500
徹明	G's Dream	神田町 2 丁目 20 番地	集会室等	367	104	266 - 2330
計	**126**		**44,681 ㎡**		**13,471 人**	

指 定 福 祉 避 難 所 一 覧

令和８年４月１日現在

番号	施　設　名	所　在　地	使　用 床面積	収容人員 ※1	受入予定 対象者	電話 番号
1	岐阜老人ホーム	北一色7-20-1	161	48	高齢者	245-6573
2	第三岐阜老人ホーム	日野東5-1-1	89	27	高齢者	244-3500
3	喜久寿苑	河渡2-45	153	46	高齢者	251-5561
4	さくら苑	奥2-28-1	180	54	高齢者	239-9766
5	瑞光苑	奥1-100	314	95	高齢者	239-9721
6	光の園	三輪776-2	348	105	高齢者	229-3224
7	大洞岐協苑	大洞3-3-1	321	97	高齢者、身体、知的、精神障がい者	241-7676
8	サンライフ彦坂	彦坂川北230	279	84	高齢者	238-8800
9	黒野あそか苑	黒野404-1	108	32	高齢者	234-2376
10	県立寿楽苑	中2-470	53	16	高齢者	239-8830
11	養生訓園	雄総柳町2-60	300	90	高齢者	297-2525
12	コート・スマイル	芥見野畑1-25	132	40	高齢者、身体、知的、精神障がい者	241-2100
13	ナーシングケア寺田	寺田7-85	253	76	高齢者、身体障がい者	255-5550
14	喜の里	中鶉2-99	122	36	高齢者	276-7755
15	岐阜リハビリテーションホーム	黒野181	334	101	高齢者、身体障がい者	234-1515
16	三浦老人保健施設	鏡島精華3-17-5	31	9	高齢者	251-9038
17	カワムラコート	芥見大般若1-105	259	78	高齢者	241-3488
18	特別養護老人ホーム 「あんきの家細畑」	細畑3-16-8	91	27	高齢者、身体障がい者	259-3577
19	いこいの里2号館	岩滝東1-91	125	37	高齢者	241-1110
20	長良川ビラ	又丸67-7	140	42	高齢者	234-4747
21	寺田ガーデン	寺田7-77	215	65	高齢者、身体障がい者	253-7600
22	サワダケアセンター	野一色7-12-2	120	36	高齢者	247-1100
23	グリーンビラ安江	鏡島南1-2-38	195	59	高齢者	253-7878
24	ハートケア松岡	長旗町1-8	93	28	高齢者	265-8100
25	日本児童育成園	長良森町1-11	188	56	知的障がい児、乳幼児	231-1387
26	県立希望が丘 こども医療福祉センター	則武1816-1	126	38	主に手足や体幹等、障がいのある児童	233-7121
27	アネックス介護付有料老人ホーム	北一色10-38-3	113	34	高齢者	259-2525
28	はなみずき苑	大洞3-4-5	286	86	高齢者、身体、知的、精神障がい者	241-5216
29	県立みどり荘	中西郷1-55	50	15	身体、知的、精神障がい者	230-1611

番号	施　設　名	所　在　地	使　用 床面積	収容人員 ※1	受入予定 対象者	電話 番号
30	寿松苑	椿洞1089の1	181	54	高齢者	237-7120
31	市立第二恵光	西島町4-24	363	75	要配慮者	232-4395
32	市立第三恵光	西島町4-24			要配慮者	231-2455
33	市立ワークス恵光	西島町4-24			要配慮者	231-2455
34	日野恵光	日野東4丁目10-9	46	13	身体、知的障がい者	241-0830
35	みたほら苑	三田洞東4-9-1	202	61	高齢者	237-1200
36	特別養護老人ホーム　燦燦	鏡島南1-2-30	132	40	高齢者	254-1533
37	ケアコートみやこ	都通3-17-1	193	58	高齢者	255-3377
38	ロアジ「かねまつ」	柳津町下佐波西1-4	300	90	高齢者、傷病者、身体障がい者	279-5100
39	特別養護老人ホーム やすらぎの里「川部苑」	川部3-43	39	11	高齢者	293-5522
40	社会福祉法人　清穂会 石谷事業所	石谷1330-1	180	54	身体、知的、精神障がい者	235-6077
41	ナーシングケア加納	加納愛宕町18-2	113	34	高齢者、身体障がい者	214-6010
42	永寿	栄新町2丁目50	64	19	高齢者、乳幼児、病弱者	232-1151
43	仙寿なごみ野	則武東4丁目2-6	90	27	高齢者	215-9753
44	介護医療院みよし	北一色5丁目2-11	101	30	高齢者	247-3411
45	ハートステージ鳳	長旗町2丁目18	223	67	高齢者	264-8880
46	るぴなすビラ	須賀2丁目5-1	196	59	高齢者	272-5551
47	山内ホスピタル 介護老人保健施設	薮田南4丁目15番16号	305	92	高齢者	215-1600
48	ハッピーテラス岐阜梅林教室	東栄町3丁目8－3	205	62	発達障がい者	245-0733
49	うかい	洞1026	71	21	精神障がい者	239-5838
50	公益社団法人岐阜病院	日野東3丁目13番6号	(※2)	(※2)	精神障がい者	245-8171
51	地域密着型介護老人福祉施設 シルバータウン岩井	岩井4丁目10-1	108	33	高齢者	242-0035
52	あしたの会作業所	粟野東5丁目418	81	24	知的障がい者（小・中学生）	237-5318
53	岐阜長良川温泉旅館協同組合		(※3)	(※3)	特別な対応の必要がなく宿泊施設にて滞在可能な要配慮者	297-2122
54	岐阜本巣特別支援学校	西秋沢2丁目363-1	350	106	身体、知的、精神障がい者	239-9712
55	岐阜希望が丘特別支援学校	則武1816番地1	360	109	身体、知的、精神障がい者	231-6500
56	ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	142	42	高齢者	264-2811
57	パストラルいぶき	出屋敷500-2	90	27	身体、知的、精神障がい者	229-6464

番号	施　設　名	所　在　地	使　用 床面積	収容人員 ※1	受入予定 対象者	電話 番号
58	一般社団法人岐阜ホテル会		(※3)	(※3)	特別な対応の必要がなく宿泊施設にて滞在可能な要配慮者	266-8111
59	第2大洞岐協苑	大洞紅葉が丘6-22-47	108	32	高齢者	213-3936
60	あんずの里	則松2丁目10	230.75	69	高齢者	230-3335
61	愛の家グループホーム福富	福富永田1976-1	32	9	高齢者	229-7071
62	北部コミュニティセンター	八代1丁目11-13	(※4)	(※4) 84	要配慮者	233-2110
63	南部コミュニティセンター	加納城南通1-20	(※4)	(※4) 78	要配慮者	272-2341
64	長森コミュニティセンター	前一色1-2-1	(※4)	(※4) 73	要配慮者	247-2066
65	市橋コミュニティセンター	市橋6-13-25	(※4)	(※4) 57	要配慮者	275-3412
66	西部コミュニティセンター	下鵜飼1-105	(※4)	(※4) 41	要配慮者	230-1350
67	東部コミュニティセンター	芥見4-80	(※4)	(※4) 50	要配慮者	241-2222
68	日光コミュニティセンター	日光町9-1-3	(※4)	(※4) 50	要配慮者	233-7333
69	北東部コミュニティセンター	福富迎田6-1	(※4)	(※4) 52	要配慮者	229-3226
70	ぎふ清流文化プラザ 育児スペース	学園町3-42	114	20	乳幼児及びその保護者	233-8121
	合　　計	**70**	**9,798.75**	**3,380**		

※1 収容人員は１人あたり 3.3 ㎡として算出

※2 受入要請時の空き病床のうち提供可能な数

※3 加入する宿泊施設において、受入れ要請時に提供可能な数

※4 予め避難スペースと定めた部屋にて、計画上収容する数

令和8年4月1日現在

令和8年度 災害用備蓄品①－1		クラッカー	栄養機能食品	アルファ米				保存飲料水	毛布	子供用おむつ			大人用おむつ			生理用品	歯ブラシ	感染対策資機材セット	感染対策清掃キット	マスク	ペーパータオル	弾性ストッキング		備蓄場所
				きのこごはん等	わかめごはん	ひじきごはん等	おかゆ			Sサイズ	Mサイズ	Lサイズ	Sサイズ	Mサイズ	Lサイズ							Sサイズ	Mサイズ	
		食	食	食	食	食	食	リットル	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	本	セット	セット	枚	箱	足	足	
1	岐阜小学校	210	400	250	200	200	250	528	160	86	104	132	68	60	52	480	880	1	1	2,500	2	10	10	屋外倉庫（No. 2）、防災倉庫
2	岐阜中央中学校	600	320	200	150	200	200	528	160	86	104	132	34	60	78	424	780	1	1	2,500	2	5	5	体育館1階　備蓄倉庫、防災倉庫、公民館
3	中央青少年会館	480	320	150	150	150	200	468	130	86	104	88	34	60	78	352	620	1	1	2,500	1	5	5	中央青少年会館体育館ステージ、防災倉庫、グラウンド西側倉庫
4	草潤中学校	600	480	300	250	250	300	600	130	86	104	132	68	90	52	596	580	1	1	2,500	2	5	5	校舎1階給食室、防災倉庫
5	梅林小学校	960	880	450	400	400	500	972	220	86	156	264	136	120	104	960	1,160	1	1	2,500	3	10	10	南舎2階　東端防災備蓄室、防災倉庫
6	白山小学校	840	720	400	350	350	450	840	180	86	104	220	136	90	78	856	1,400	1	1	2,500	2	15	15	北舎2階　資料室（非常物資置場）、防災倉庫
7	華陽小学校	1,020	720	450	450	200	450	852	210	86	104	220	136	90	78	856	900	1	1	2,500	3	10	10	南舎2階　西端資料室（緊急物資保管）、防災倉庫、耐震器具庫
8	明郷小学校	960	560	300	250	250	300	672	230	86	104	132	68	90	78	640	1,000	1	1	2,500	3	10	10	南舎1階（西端）　階段下倉庫、体育館ステージ袖、防災倉庫
9	徹明さくら小学校	840	560	350	350	150	300	648	180	86	104	132	68	90	78	640	860	1	1	2,500	2	10	10	北舎2階　西側防災庫、東外倉庫、防災倉庫
10	本荘小学校	1,440	1,040	500	500	500	550	1,140	300	86	156	352	136	150	130	1,120	1,440	1	1	2,500	4	15	15	体育館2階　男子更衣室、防災倉庫、公民館
11	日野小学校	780	480	200	250	250	500	540	140	86	104	132	68	60	52	524	560	1	1	2,500	2	5	5	体育館2階及びステージ、公民館、第三岐阜老人ホーム、防災倉庫
12	長良小学校	350	640	400	450	150	450	768	200	86	104	220	102	90	78	756	1,040	1	1	2,500	2	10	10	体育館北防災備蓄庫、防災倉庫
13	長良西小学校	1,380	1,040	500	550	500	850	1,188	330	86	208	352	136	150	130	1,176	1,560	1	1	2,500	4	15	15	体育館2階　卓球室、防災倉庫
14	長良東小学校	350	720	450	450	200	650	840	230	86	156	220	102	90	104	828	1,080	1	1	2,500	3	10	10	体育館2階　卓球室、防災倉庫、公民館
15	島小学校	900	880	450	450	200	400	828	220	86	156	220	102	90	104	828	900	1	1	2,500	3	10	10	体育館3階、防災倉庫
16	早田小学校	780	720	350	350	400	400	816	260	86	156	220	102	90	104	828	920	1	1	2,500	2	10	10	体育館1階　男子・女子トイレ倉庫、防災倉庫
17	城西小学校	660	560	350	400	150	350	672	220	86	104	132	68	120	52	668	800	1	1	2,500	2	5	5	北舎西3階　倉庫、防災倉庫、公民館室外倉庫
18	三里小学校	1,680	1,200	850	800	200	700	1,416	270	86	208	440	170	180	156	1,440	1,840	1	1	2,500	5	15	15	北舎4階　倉庫、防災倉庫、公民館
19	鷲山小学校	490	760	450	500	450	650	1,068	260	86	156	308	136	120	130	1,048	1,240	1	1	2,500	3	10	10	北舎1階（西端）、防災倉庫
20	加納小学校	420	880	550	600	200	500	972	220	86	156	264	136	120	104	960	2,120	1	1	2,500	3	20	20	体育館2階　女子更衣室、防災倉庫
21	加納西小学校	1,140	880	550	600	200	500	972	230	86	156	264	136	120	104	960	1,280	1	1	2,500	3	10	10	北舎1階（西端）教室、防災倉庫
22	則武小学校	660	640	300	300	350	350	708	210	86	104	176	102	90	78	728	800	1	1	2,500	2	10	10	体育館2階　女子更衣室、防災倉庫、公民館
23	常盤小学校	280	480	250	250	250	400	576	160	86	104	132	68	60	78	564	820	1	1	2,500	2	10	10	南舎1階　倉庫、体育館女子更衣室、防災倉庫
24	長森南小学校	1,500	1,360	800	650	650	250	1,584	320	86	260	440	170	210	182	1,600	2,140	1	1	2,500	4	20	20	東舎1階（給食室横）倉庫、防災倉庫、体育館2階　階段付近
25	長森北小学校	660	480	200	200	250	800	504	160	86	104	132	68	60	52	508	960	1	1	2,500	2	10	10	体育館トイレ内倉庫、防災倉庫、公民館
26	長森西小学校	350	720	450	450	200	450	852	180	86	104	264	102	90	104	844	1,020	1	1	2,500	2	10	10	2階たいようの室内東側、防災倉庫
27	長森東小学校	720	400	200	200	200	250	480	140	86	104	132	68	60	52	480	640	1	1	2,500	2	5	5	倉庫（体育館北側）東、体育館内倉庫（男子トイレ）、防災倉庫
28	木田小学校	210	480	250	200	200	250	516	80	86	104	132	68	60	78	508	560	1	1	2,500	1	5	5	南舎1階　図工準備室、防災倉庫、公民館
29	岩野田小学校	280	400	300	300	250	450	648	220	86	104	132	68	90	78	640	960	1	1	2,500	2	10	10	北舎3階音楽準備室東倉庫、防災倉庫
30	岩野田北小学校	210	480	250	250	250	450	528	160	86	104	132	68	60	78	508	780	1	1	2,500	2	5	5	校舎2階　西倉庫、防災倉庫
31	黒野小学校	420	1,120	400	450	400	500	972	340	86	156	264	136	120	104	960	1,600	1	1	2,500	3	15	15	北舎1階（西端）教室、防災倉庫、公民館
32	方県小学校	240	240	100	100	50	100	204	80	86	52	44	34	30	26	204	280	1	1	2,500	1	5	5	南舎3階　防災準備室、防災倉庫（安食水防倉庫敷地）
33	茜部小学校	1,740	1,120	550	550	550	600	1,248	230	86	156	352	170	150	130	1,224	1,080	1	1	2,500	5	10	10	北舎北側屋外倉庫（東側倉庫）、防災倉庫
34	鶉小学校	490	1,200	500	450	450	550	1,068	190	86	156	264	136	120	130	1,048	1,180	1	1	2,500	4	10	10	中舎3階　倉庫、防災倉庫
35	西郷小学校	840	800	250	300	250	300	624	150	86	104	132	68	90	78	640	900	1	1	2,500	2	10	10	体育館（階段下倉庫）、体育館ステージ袖 体育館南倉庫、体育館南側自治会倉庫、防災倉庫
36	七郷小学校	1,440	1,440	500	550	500	600	1,164	210	86	156	352	136	150	130	1,148	1,460	1	1	2,500	4	15	15	体育館更衣室、防災倉庫、公民館
37	市橋小学校	1,680	1,280	800	600	600	750	1,512	280	86	208	484	170	180	182	1,468	1,840	1	1	2,500	5	15	15	南舎1階　倉庫（西端）階段下倉庫、体育館2階卓球場、防災倉庫、公民館
38	岩小学校	210	400	200	250	200	300	504	130	86	104	132	68	60	52	496	700	1	1	2,500	2	5	5	校舎2階　西北側倉庫、防災倉庫、公民館
39	鏡島小学校	1,620	1,520	750	750	750	850	1,704	310	86	208	484	204	210	208	1,656	2,420	1	1	2,500	5	25	25	北舎2階東　防災物資備蓄庫（保管室）　、防災倉庫
40	厚見小学校	1,920	1,440	700	750	700	800	1,644	340	86	208	440	204	210	182	1,656	2,280	1	1	2,500	6	20	20	南舎3階　作品室、防災倉庫、防災倉庫東自治会倉庫
41	且格小学校	210	480	250	300	150	300	540	100	86	104	132	68	60	78	536	660	1	1	2,500	1	5	5	体育館3階　器具庫兼倉庫、防災倉庫
42	芥見小学校	350	640	350	300	300	550	744	200	86	104	132	102	90	78	728	1,200	1	1	2,500	2	10	10	体育館1階　女子更衣室、防災倉庫、公民館
43	旧藍川小学校	210	400	200	150	200	400	636	210	86	104	132	68	60	52	392	800	1	1	2,500	2	10	10	南舎1階　災害備蓄庫、防災倉庫、公民館
44	藍東学園	210	320	200	150	200	450	588	190	86	104	132	68	60	52	392	680	1	1	2,500	2	5	5	南舎1階　男子更衣室、防災倉庫
45	教育研究所（旧芥見南小）	70	160	100	50	50	200	348	80	86	52	44	34	30	26	160	240	1	1	2,500	1	5	5	南舎1階東端　資料室、体育館　男子更衣室、防災倉庫、公民館
46	合渡小学校	280	800	300	350	150	300	600	120	86	104	132	68	90	52	596	740	1	1	2,500	2	5	5	校舎3階　聴覚準備室、防災倉庫（鳥大橋公園）、旧鳥大橋料金所書庫、公民館
47	三輪南小学校	280	480	250	200	250	550	588	190	86	104	88	68	60	78	536	800	1	1	2,500	3	5	5	校舎4階　防災室、防災倉庫
48	三輪北小学校	240	240	100	150	100	150	348	80	86	52	44	34	30	52	276	480	1	1	2,500	1	5	5	体育館女子更衣室、防災倉庫
49	網代小学校	180	160	50	100	50	50	312	60	86	52	44	34	30	26	132	260	1	1	2,500	1	5	5	校舎2階　第2資料室、防災倉庫(網代防災センター)
50	柳津小学校	1,380	1,360	650	550	700	700	1,368	90	86	208	440	170	180	156	1,412	1,760	1	1	2,500	4	15	15	柳津中部防災施設、防災倉庫、公民館
小計		35,760	35,800	18,650	18,300	14,750	22,100	40,440	9,690	4,300	6,396	10,516	4,964	4,920	4,576	38,980	53,000	50	50	125,000	131	500	500	
				73,800																				

※消防本部防災センターに粉ミルク276缶（300g入り　内24缶はアレルギー対応）、液体ミルク264缶及び哺乳瓶300本を備蓄
※感染対策資機材セットについては、避難所開設マニュアル、健康チェックシート100枚、非接触体温計2台、フェイスシールド10枚、感染防止衣10着、アルコール8本、ディスポ手袋、養生テープを配備
※感染対策清掃キットについては、アクセルスプレー、ワイプ、水分吸収粉末剤、消臭剤、ゴミ袋を配備

令和8年4月1日現在

令和8年度 災害用備蓄品①－２		クラッカー	栄養機能食品	アルファ米				保存飲料水	毛布	子供用おむつ			大人用おむつ			生理用品	歯ブラシ	感染対策資機材セット	感染対策清掃キット	マスク	ペーパータオル	弾性ストッキング		備蓄場所
				きのこごはん等	わかめごはん	ひじきごはん等	おかゆ			Sサイズ	Mサイズ	Lサイズ	Sサイズ	Mサイズ	Lサイズ							Sサイズ	Mサイズ	
		食	食	食	食	食	食	リットル	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	本	セット	セット	枚	箱	足	足	
51	岐阜清流中学校			300	300	300		552	550															中舎4階 階段、防災倉庫
52	本荘中学校			300	300	300		492	490															中舎2階 視聴覚準備室（災害用備蓄物資準備庫）、防災倉庫
53	梅林中学校			200	200	200		300	440															北舎2階 男子トイレ東、防災倉庫
54	加納中学校			350	400	350		552	550															南舎3階 東端倉庫、防災倉庫
55	長森中学校			500	600	500		840	840															南舎1階 保健室倉庫、防災倉庫
56	長良中学校			250	200	250		408	410															校舎4階 文化の部屋、防災倉庫
57	島中学校			350	400	350		708	710															西舎3階 備品管理室、防災倉庫
58	岩野田中学校			300	300	300		456	450															校舎4階 視聴覚準備室、防災倉庫
59	精華中学校			600	500	200		732	730															南舎4階 相談室、防災倉庫
60	藍川中学校			250	200	150		384	390															北舎2階 教科資料室、防災倉庫
61	三輪中学校			250	300	150		384	380															屋外倉庫（元灯油庫）、防災倉庫
62	岐北中学校			400	400	400		756	760															体育館更衣室、防災倉庫
63	厚見中学校			200	150	150		336	330															北舎1階 男子更衣室、防災倉庫
64	青山中学校			350	300	150		420	520															格技館 階段下倉庫（地域防災用具室）、防災倉庫
65	陽南中学校			400	400	200		600	600															校舎2階 東側備蓄倉庫（相談室東）、防災倉庫
66	旧藍川東中学校			150	100	150		348	350															武道館
67	岐阜西中学校			300	350	350		648	640															北舎2階 倉庫、防災倉庫
68	藍川北学園			100	100	100		132	180															体育館3階 倉庫、防災倉庫
69	長森南中学校			350	300	150		432	430															南舎2階 数社資料室、防災倉庫
70	東長良中学校			400	450	150		672	670															南舎2階 東側社会科倉庫、北舎1階 西側 教生更衣室、防災倉庫
71	境川中学校			600	600	600		948	940															南舎2階 東倉庫、防災倉庫
72	加納幼稚園			50	50			108	110															2階 ちいさなおうちの倉庫
73	岐阜東幼稚園			50	50			72	80															玄関北側 倉庫
74	京町保育所			100	50	100		372																給食室横倉庫
75	鷺山保育所			50	100	50		276																男子更衣室、給食室
76	長森南保育所			50	50			120																2階ホール北側倉庫
77	木田保育所			50	50			168																遊戯室内倉庫
78	西郷保育所			50	50	50		216																事務室横倉庫
79	市橋保育所			100	50	50		252																給食室倉庫
80	網代保育所			50				24																給食室倉庫
81	三輪南保育所			50		50		168																事務所、倉庫
82	あいかわ保育所			50		50		72																3歳児保育室横倉庫
83	三輪北保育所			50				36																空き教室（校舎中央）
84	特別支援学校			100	50	50		120	120															中舎3階 そうこ
85	教育研究所（旧芥見南小）			1000	1000	1000		0	8,000															校舎1階 旧給食室
86	消防本部防災センター		26,720	10,200	9,700	9,550	5,500	10,716	2,500															防災センター1・2階、倉庫
87	南部防災備蓄拠点		15,440	2,000	2,000	2,000	5,900	1,200	7,300										22					
88	北部防災備蓄拠点		15,640	2,200	2,350	2,000	5,900	11,160	10,480											32,000	3			
89	もえぎの里			1,000	1,000	1,000		1,200	3,000															体育館倉庫
90	西部コミュニティセンター						250	132	50															
91	北部コミュニティセンター						550	252	90															
92	南部コミュニティセンター						500	240	80															
93	東部コミュニティセンター						300	156	50															
94	長森コミュニティセンター						450	228	80															
95	市橋コミュニティセンター						350	180	60															
96	北東部コミュニティセンター						350	156	60															
97	日光コミュニティセンター						300	156	50															
98	柳津東部防災施設								34															
99	柳津中部防災施設																							
100	柳津西部防災施設								34															
小計		0	57,800	24,100	23,400	21,400	20,350	38,880	43,538	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	32,000	3	0	0	
				89,250																				
合計		35,760	93,600	42,750	41,700	36,150	42,450	79,320	53,228	4,300	6,396	10,516	4,964	4,920	4,576	38,980	53,000	50	72	157,000	134	500	500	
				163,050																				

※消防本部防災センターに粉ミルク276缶（300g入り 内24缶はアレルギー対応）、液体ミルク264缶及び哺乳瓶300本を備蓄
※感染対策資機材セットについては、避難所開設マニュアル、健康チェックシート100枚、非接触体温計2台、フェイスシールド10枚、感染防止衣10着、アルコール8本、ディスポ手袋、養生テープを配備
※感染対策清掃キットについては、アクセルスプレー、ワイプ、水分吸収粉末剤、消臭剤、ゴミ袋を配備

令和8年4月1日現在

	令和8年度 災害用備蓄品②－1	簡易トイレ（便袋10付）	簡易トイレ処理袋	附帯付簡易トイレ（便袋30付）	固液分離型トイレ	男性用小便器	要配慮者用トイレ	非常時オストメイトトイレ	トイレットペーパー	汚物圧縮保管袋	汚物圧縮保管袋収納BOX	圧縮保管袋空気抜き専用ポンプ	おしりふき	マンホールトイレ等	マンホールトイレ用テント シングル	マンホールトイレ用テント ダブル	個室テント	屋内型避難所用テント	間仕切り 段ボール	間仕切り ナイロン	ワンタッチパーティション	フィルムパーテーション	簡易ベッド	避難所用マット（ロールマット）	避難所開設セット	ブルーシート	備蓄場所
		セット	枚	セット	基	基	基	基	ロール	枚	個	本	袋	基	張	張	室	室	室	室	室	台	台	本	セット	枚	
1	岐阜小学校	35	1,700	1		2	1		288	70	4	4	6	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	屋外倉庫（No. 2）、防災倉庫
2	岐阜中央中学校	35	1,600	1		2	1		288	70	4	4	6	5	3	2	9	182	20	30	12	2	12	9	1	35	体育館1階　備蓄倉庫、防災倉庫、公民館
3	中央青少年会館	15	1,600	1		1	1		288	70	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	中央青少年会館体育館ステージ、防災倉庫、グラウンド西側倉庫
4	草潤中学校	15	2,400	1		1	1		288	80	4	4	6	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	校舎1階給食室、防災倉庫
5	梅林小学校	40	3,400	2		2	1		480	110	4	4	8	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	南舎2階　東端防災備蓄室、防災倉庫
6	白山小学校	15	2,700	1		1	1		288	90	4	4	6	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	北舎2階　資料室（非常物資置場）、防災倉庫
7	華陽小学校	35	2,700	1		2	1		384	90	4	4	8	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	南舎2階　西端資料室（緊急物資保管）、防災倉庫、耐震器具庫
8	明郷小学校	40	2,400	2		2	1		384	80	4	4	8	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	南舎1階（西端）　階段下倉庫、体育館ステージ袖、防災倉庫
9	徹明さくら小学校	40	2,400	2		2	1		384	80	4	4	8	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	北舎2階　西側防災庫、東外倉庫、防災倉庫
10	本荘小学校	35	3,500	1		2	1		288	110	4	4	14	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	25	体育館2階　男子更衣室、防災倉庫、公民館
11	日野小学校	30	1,700	2		2	1		384	60	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館2階及びステージ、公民館、第三岐阜老人ホーム、防災倉庫
12	長良小学校	35	2,700	1		2	1		384	90	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館北防災備蓄庫、防災倉庫
13	長良西小学校	15	4,200	1		1	1		288	130	4	4	12	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	体育館2階　卓球室、防災倉庫
14	長良東小学校	15	2,700	1		1	1		288	90	4	4	10	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	体育館2階　卓球室、防災倉庫、公民館
15	島小学校	40	2,700	1		2	1		384	90	4	4	8	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	体育館3階、防災倉庫
16	早田小学校	10	2,700	1		1	1		192	90	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館1階　男子・女子トイレ倉庫、防災倉庫
17	城西小学校	30	2,400	2		2	1		384	80	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	北舎西3階　倉庫、防災倉庫、公民館室外倉庫
18	三里小学校	35	4,100	1		2	1		384	130	4	4	14	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	25	北舎4階　倉庫、防災倉庫、公民館
19	鷲山小学校	40	3,500	1		1	1		288	110	4	4	10	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	北舎1階（西端）、防災倉庫
20	加納小学校	35	3,400	1		2	1		384	110	4	4	10	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館2階　女子更衣室、防災倉庫
21	加納西小学校	45	3,400	2		3	1		480	110	4	4	10	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	北舎1階（西端）教室、防災倉庫
22	則武小学校	5	2,400	1		1	1		96	80	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館2階　女子更衣室、防災倉庫、公民館
23	常盤小学校	40	2,400	1		2	1		288	80	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	南舎1階　倉庫、体育館女子更衣室、防災倉庫
24	長森南小学校	35	4,600	1		2	1		384	140	4	4	12	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	東舎1階（給食室横）倉庫、防災倉庫、体育館2階　階段付近
25	長森北小学校	10	1,600	1		1	1		192	60	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館トイレ内倉庫、防災倉庫、公民館
26	長森西小学校	40	2,700	1		2	1		384	90	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	2階たいようの室内東側、防災倉庫
27	長森東小学校	35	1,600	1		2	1		384	60	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	倉庫（体育館北側）東、体育館内倉庫（男子トイレ）、防災倉庫
28	木田小学校	20	2,300	2		2	1		288	80	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	南舎1階　図工準備室、防災倉庫、公民館
29	岩野田小学校	35	2,400	1		2	1		384	80	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	北舎3階音楽準備室東倉庫、防災倉庫
30	岩野田北小学校	10	2,300	1		1	1		192	80	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	校舎2階　西倉庫、防災倉庫
31	黒野小学校	50	3,400	2		3	1		384	110	4	4	10	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	北舎1階（西端）教室、防災倉庫、公民館
32	方県小学校	10	1,300	1		1	1		192	50	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	南舎3階　防災準備室、防災倉庫（安食水防倉庫敷地）
33	茜部小学校	40	4,300	2		2	1		480	130	4	4	14	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	北舎北側屋外倉庫（東側倉庫）、防災倉庫
34	鶉小学校	40	3,500	2		2	1		480	110	4	4	12	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	25	中舎3階　倉庫、防災倉庫
35	西郷小学校	35	2,400	1		2	1		384	80	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館（階段下倉庫）、体育館ステージ袖 体育館南倉庫、体育館南側自治会倉庫、防災倉庫
36	七郷小学校	30	4,200	2		2	1		288	130	4	4	12	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	体育館更衣室、防災倉庫、公民館
37	市橋小学校	60	4,600	3		3	1		576	140	4	4	14	5	3	2	9	120			12	2	12	9	1	25	南舎1階　倉庫（西端）階段下倉庫、体育館2階卓球場、防災倉庫、公民館
38	岩小学校	15	1,600	1		1	1		288	60	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	校舎2階　西北側倉庫、防災倉庫、公民館
39	鏡島小学校	35	4,900	1		2	1		384	150	4	4	14	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	25	北舎2階東　防災物資備蓄庫（保管室）　、防災倉庫
40	厚見小学校	45	4,900	2		3	1		480	150	4	4	16	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	35	南舎3階　作品室、防災倉庫、防災倉庫東自治会倉庫
41	且格小学校	15	2,300	1		1	1		288	80	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	25	体育館3階　器具庫兼倉庫、防災倉庫
42	芥見小学校	25	2,400	2		2	1		288	80	4	4	8	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	体育館1階　女子更衣室、防災倉庫、公民館
43	旧藍川小学校	10	600	1		1	1		192	60	4	4	6	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	南舎1階　災害備蓄庫、防災倉庫、公民館
44	芥見東小学校	10	1,600	1		1	1		192	60	4	4	6	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	南舎1階　男子更衣室、防災倉庫
45	岐阜市教育研究所	25	1,300	2		2	1		288	50	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	南舎1階東端　資料室、体育館　男子更衣室、防災倉庫、公民館
46	合渡小学校	35	2,400	1		1	1		288	80	4	4	8	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	校舎3階　聴覚準備室、防災倉庫（鳥大橋公園）、旧鳥大橋料金所書庫、公民館
47	三輪南小学校	10	2,300	1		1	1		192	80	4	4	8	5	3	2	9	88			12	2	12	9	1	35	校舎4階　防災室、防災倉庫
48	三輪北小学校	5	1,300	1		1	1		192	50	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	体育館女子更衣室、防災倉庫
49	網代小学校	10	1,300	1		1	1		192	50	4	4	4	5	3	2	9	68			12	2	12	9	1	35	校舎2階　第2資料室、防災倉庫(網代防災センター)
50	柳津小学校	60	4,500	3		3	1		576	140	4	4	12	5	3	2	9	104			12	2	12	9	1	25	柳津中部防災施設、防災倉庫、公民館
	小計	1,430	135,300	68	0	86	50	0	16,416	4,530	200	200	400	250	150	100	450	4,490	20	30	600	100	600	450	50	1,680	
															250												

令和8年4月1日現在

令和8年度
災害用備蓄品②-２

		簡易トイレ（便袋10付）	簡易トイレ処理袋	封袋付簡易トイレ（便袋30付）	固液分離型トイレ	男性用小便器	要配慮者用トイレ	非常時オストメイトトイレ	トイレットペーパー	汚物圧縮保管袋	汚物圧縮保管袋収納BOX	圧縮保管袋空気抜き専用ポンプ	おしりふき	マンホールトイレ等	個室テント	屋内型避難所用テント	間仕切り		ワンタッチパーティション	フィルムパーテーション	簡易ベッド	避難所用マット（ロールマット）	避難所開設セット	ブルーシート	備蓄場所
		セット	枚	セット	基	基	基	基	ロール	枚	個	本	袋	基	張	張	段ボール 室	ナイロン 室	室	室	台	本	セット	枚	
51	岐阜清流中学校	10	900	1	3	1			192	40	4	4			9	124	24	20				6			中舎4階　階段、防災倉庫
52	本荘中学校	20	900	1	6	2			384	40	4	4			9	130	36	30				6			中舎2階　視聴覚準備室（災害用備蓄物資準備庫）、防災倉庫
53	梅林中学校	15	900	1	5	1			288	40	4	4			9	136	24	20				6			北舎2階　男子トイレ東、防災倉庫
54	加納中学校	20	1,100	1	7	2			384	50	4	4			9	144	24	20				6			南舎3階　東端倉庫、防災倉庫
55	長森中学校	10	1,800	1	4	1			192	60	4	4			9	210	36	30				6			南舎1階　保健室倉庫、防災倉庫
56	長良中学校	15	900	1	4	1			288	40	4	4			9	50	36	30				6			校舎4階　文化の部屋、防災倉庫
57	島中学校	10	1,100	1	3	1			192	50	4	4			9	150	36	30				6			西舎3階　備品管理室、防災倉庫
58	岩野田中学校	10	900	1	4	1			192	50	4	4			9	74	36	30				6			校舎4階　視聴覚準備室、防災倉庫
59	精華中学校	20	1,100	1	7	2			384	60	4	4			9	208	24	20				6			南舎4階　相談室、防災倉庫
60	藍川中学校	10	200	1	3	1			192	40	4	4			9	64	24	20				6			北舎2階　教科資料室、防災倉庫
61	三輪中学校	10	900	1	3	1			192	50	4	4			9	64	24	20				6			屋外倉庫（元灯油庫）、防災倉庫
62	岐北中学校	20	1,100	1	6	2			384	60	4	4			9	158	36	30				6			体育館更衣室、防災倉庫
63	厚見中学校	25	900	1	7	2			384	50	4	4			9	80	24	20				6			北舎1階　男子更衣室、防災倉庫
64	青山中学校	15	900	1	4	1			288	50	4	4			9	104	24	20				6			格技館　階段下倉庫（地域防災用具室）、防災倉庫
65	陽南中学校	25	1,100	1	7	2			384	60	4	4			9	156	24	20				6			校舎2階　東側備蓄倉庫（相談室東）、防災倉庫
66	旧藍川東中学校	10	200	1	3	1			192	40	4	4			9	36	24	20				6			武道館
67	岐阜西中学校	15	1,100	1	4	1			288	60	4	4			9	116	24	20				6			北舎2階　倉庫、防災倉庫
68	藍川北学園	10	700	1	3	1			192	40	4	4			9	38	12	10				6			体育館3階　倉庫、防災倉庫
69	長森南中学校	20	900	1	6	2			288	50	4	4			9	84	24	20				6			南舎2階　数社資料室、防災倉庫
70	東長良中学校	15	900	1	4	1			288	50	4	4			9	118	28	10				6			南舎2階　東側社会科倉庫、北舎1階　西側　教生更衣室、防災倉庫
71	境川中学校	25	1,800	2	7	2			384	70	4	4			9	210	36	30				6			南舎2階　東倉庫、防災倉庫
72	加納幼稚園																								2階　ちいさなおうちの倉庫
73	岐阜東幼稚園																								玄関北側　倉庫
74	京町保育所																								給食室横倉庫
75	鷺山保育所																								男子更衣室、給食室
76	長森南保育所																								2階ホール北側倉庫
77	木田保育所																								遊戯室内倉庫
78	西郷保育所																								事務室横倉庫
79	市橋保育所																								給食室倉庫
80	網代保育所																								給食室倉庫
81	三輪南保育所																								事務所、倉庫
82	あいかわ保育所																								3歳児保育室横倉庫
83	三輪北保育所																								空き教室（校舎中央）
84	特別支援学校																								中舎3階　そうこ
85	消防本部防災センター	10													3				100	15	90	14		800	防災センター1・2階、倉庫
86	南部防災備蓄拠点															31			200	30	180			200	
87	北部防災備蓄拠点		50,000																						
88	もえぎの里													5											体育館倉庫
89	西部コミュニティセンター	20		1		1	1	1	96						10				41		40	10		30	
90	北部コミュニティセンター	20		1		1	1	1	96						8				72		63	10		11	
91	南部コミュニティセンター	25		1		1	1	1	192						8				76		35	10		84	
92	東部コミュニティセンター	20		1		1	1	1	96						5				50		40	10		45	
93	長森コミュニティセンター	20		1		1	1	1	96						5				70		32	10		50	
94	市橋コミュニティセンター	30		2		1	1	1	192						6				52		30	10		60	
95	北東部コミュニティセンター	20		1		1	1	1	96						2				57		30	10		60	
96	日光コミュニティセンター	15		1		1	1	1	96						3				50		30	10		30	
97	柳津東部防災施設																							20	
98	柳津中部防災施設																							1393	
99	柳津西部防災施設																							20	
小計		510	70,300	31	100	37	8	8	6,912	1,050	84	84	0	5	239	2,485	580	470	768	45	570	220	0	2,803	
合計		1,940	205,600	99	100	123	58	8	23,328	5,580	284	284	400	255	689	6,975	600	500	1,368	145	1,170	670	50	4,483	

＊要配慮者用トイレにラップポン含む

令和8年4月1日現在

	令和8年度 災害用備蓄品③-１	発動発電機		投光機	コードリール	保存用 ガソリン缶	カセットガス	ハイジャッキ	炊飯装置	救急医療 セット	LPガス装置 （ボンベ庫）	LPG調整器 （調整器、ホース）	リヤカー	災害救助用 資機材セット	救命ロープ	携帯電話 充電器	災害用 浄水機	給水用 水そう	ランタン	給水容器	備蓄場所
		ガソリン	ガス	セット	台	リットル	本	台	台	セット	基	セット	台	セット	本	機	台	個	個	個	
		台	台																		
1	岐阜小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	屋外倉庫（No. 2）、防災倉庫
2	岐阜中央中学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	体育館1階　備蓄倉庫、防災倉庫、公民館
3	中央青少年会館	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	中央青少年会館体育館ステージ、防災倉庫、グラウンド西側倉庫
4	草潤中学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	校舎1階給食室、防災倉庫
5	梅林小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	南舎2階　東端防災備蓄室、防災倉庫
6	白山小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	3	1	1	5	3	北舎2階　資料室（非常物資置場）、防災倉庫
7	華陽小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	南舎2階　西端資料室（緊急物資保管）、防災倉庫、耐震器具庫
8	明郷小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	南舎1階（西端）　階段下倉庫、体育館ステージ袖、防災倉庫
9	徹明さくら小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	北舎2階　西側防災庫、東外倉庫、防災倉庫
10	本荘小学校	2	1	5	4	28	48				1		5	10		3	1	1	5	3	体育館2階　男子更衣室、防災倉庫、公民館
11	日野小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	体育館2階及びステージ、公民館、第三岐阜老人ホーム、防災倉庫
12	長良小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	体育館北防災備蓄庫、防災倉庫
13	長良西小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	3	1	1	5	3	体育館2階　卓球室、防災倉庫
14	長良東小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	体育館2階　卓球室、防災倉庫、公民館
15	島小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	2	1	1	5	3	体育館3階、防災倉庫
16	早田小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	体育館1階　男子・女子トイレ倉庫、防災倉庫
17	城西小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	北舎西3階　倉庫、防災倉庫、公民館室外倉庫
18	三里小学校	2	1	5	4	28	48				1		5	10		3	1	1	5	3	北舎4階　倉庫、防災倉庫、公民館
19	鷺山小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	北舎1階（西端）、防災倉庫
20	加納小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	4	1	1	5	3	体育館2階　女子更衣室、防災倉庫
21	加納西小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	北舎1階（西端）教室、防災倉庫
22	則武小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	体育館2階　女子更衣室、防災倉庫、公民館
23	常盤小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	2	1	1	5	3	南舎1階　倉庫、体育館女子更衣室、防災倉庫
24	長森南小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	4	1	1	5	3	東舎1階（給食室横）倉庫、防災倉庫、体育館2階　階段付近
25	長森北小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	体育館トイレ内倉庫、防災倉庫、公民館
26	長森西小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	2階たいようの室内東側、防災倉庫
27	長森東小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	倉庫（体育館北側）東、体育館内倉庫（男子トイレ）、防災倉庫
28	木田小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	1	1	1	5	3	南舎1階　図工準備室、防災倉庫、公民館
29	岩野田小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	2	1	1	5	3	北舎3階音楽準備室東倉庫、防災倉庫
30	岩野田北小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	1	1	1	5	3	校舎2階　西倉庫、防災倉庫
31	黒野小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	3	1	1	5	3	北舎1階（西端）教室、防災倉庫、公民館
32	方県小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	1	1	1	5	3	南舎3階　防災準備室、防災倉庫（安食水防倉庫敷地）
33	茜部小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	2	1	1	5	3	北舎北側屋外倉庫（東側倉庫）、防災倉庫
34	鶉小学校	2	1	5	4	28	48				−	1	5	10		2	1	1	5	3	中舎3階　倉庫、防災倉庫
35	西郷小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	2	1	1	5	3	体育館（階段下倉庫）、体育館ステージ袖 体育館南倉庫、体育館南側自治会倉庫、防災倉庫
36	七郷小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	3	1	1	5	3	体育館更衣室、防災倉庫、公民館
37	市橋小学校	2	1	5	4	28	48				1		5	10		3	1	1	5	3	南舎1階　倉庫（西端）階段下倉庫、体育館2階卓球場、防災倉庫、公民館
38	岩小学校	2	1	5	4	28	48	1		1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	校舎2階　西北側倉庫、防災倉庫、公民館
39	鏡島小学校	2	1	5	4	28	48				1		5	10		5	1	1	5	3	北舎2階東　防災物資備蓄庫（保管室）　、防災倉庫
40	厚見小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		5	10	2	4	1	1	5	3	南舎3階　作品室、防災倉庫、防災倉庫東自治会倉庫
41	且格小学校	2	1	5	4	28	48				−	1	5	10		1	1	1	5	3	体育館3階　器具庫兼倉庫、防災倉庫
42	芥見小学校	2	1	5	4	28	48	1		1	−	1	5	10	2	2	1	1	5	3	体育館1階　女子更衣室、防災倉庫、公民館
43	旧藍川小学校	2	1	5	4	28	48	1		1	1		5	10	2	2	1	1	5	3	南舎1階　災害備蓄庫、防災倉庫、公民館
44	芥見東小学校	2	1	5	4	28	48	1		1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	南舎1階　男子更衣室、防災倉庫
45	岐阜市教育研究所	2	1	5	4	28	48	1		1	1		5	10	2	1	1	1	5	3	南舎1階東端　資料室、体育館　男子更衣室、防災倉庫、公民館
46	合渡小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	1	1	1	5	3	校舎3階　聴覚準備室、防災倉庫（鳥大橋公園）、旧鳥大橋料金所書庫、公民館
47	三輪南小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	1	1	1	5	3	校舎4階　防災室、防災倉庫
48	三輪北小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	1	1	1	5	3	体育館女子更衣室、防災倉庫
49	網代小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	−	1	5	10	2	1	1	1	5	3	校舎2階　第2資料室、防災倉庫(網代防災センター)
50	柳津小学校	2	1	5	4	28	48	1	1	1	1		10	10		3	1	1	5	3	柳津中部防災施設、防災倉庫、公民館
	小計	100	50	250	200	1,400	2,400	44	39	44	33	17	255	500	86	100	50	50	250	150	

※LPガス装置について[−]は、災害時、既存設備を利用する。

令和8年4月1日現在

	令和8年度 災害用備蓄品③-２	発動発電機		投光機	コードリール	保存用 ガソリン缶	カセットガス	ハイジャッキ	炊飯装置	救急医療 セット	LPガス装置 （ボンベ庫）	LPG調整器 （調整器、ホース）	リヤカー	災害救助用 資機材セット	救命ロープ	携帯電話 充電器	災害用 浄水機	給水用 水そう	給水容器	備蓄場所
		ガソリン	ガス	セット																
		台	台	セット	台	リットル	本	台	台	セット	基	セット	台	セット	本	機	台	個	個	
51	岐阜清流中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							中舎4階　階段、防災倉庫
52	本荘中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							中舎2階　視聴覚準備室（災害用備蓄物資準備庫）、防災倉庫
53	梅林中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							北舎2階　男子トイレ東、防災倉庫
54	加納中学校	1	1	3	3	12	48		1		1		5							南舎3階　東端倉庫、防災倉庫
55	長森中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							南舎1階　保健室倉庫、防災倉庫
56	長良中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							校舎4階　文化の部屋、防災倉庫
57	島中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							西舎3階　備品管理室、防災倉庫
58	岩野田中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		－	1	5							校舎4階　視聴覚準備室、防災倉庫
59	精華中学校	1	1	3	3	12	48		1		1		5							南舎4階　相談室、防災倉庫
60	藍川中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		－	1	5							北舎2階　教科資料室、防災倉庫
61	三輪中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		－	1	5							屋外倉庫（元灯油庫）、防災倉庫
62	岐北中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		－	1	5							体育館更衣室、防災倉庫
63	厚見中学校	1	1	3	3	12	48		1		1		5							北舎1階　男子更衣室、防災倉庫
64	青山中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		－	1	5							格技館　階段下倉庫（地域防災用具室）、防災倉庫
65	陽南中学校	1	1	3	3	12	48		1		1		5							校舎2階　東側備蓄倉庫（相談室東）、防災倉庫
66	旧藍川東中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							武道館
67	岐阜西中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		－	1	5							北舎2階　倉庫、防災倉庫
68	藍川北学園	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							体育館3階　倉庫、防災倉庫
69	長森南中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		－	1	5							南舎2階　数社資料室、防災倉庫
70	東長良中学校	1	1	3	3	12	ボンベ		1		1		5							南舎2階　東側社会科倉庫、北舎1階　西側　教生更衣室、防災倉庫
71	境川中学校	1	1	3	3	12	48		1		－	1	5							南舎2階　東倉庫、防災倉庫
72	加納幼稚園																			2階　ちいさなおうちの倉庫
73	岐阜東幼稚園																			玄関北側　倉庫
74	京町保育所																			給食室横倉庫
75	鷺山保育所																			男子更衣室、給食室
76	長森南保育所																			2階ホール北側倉庫
77	木田保育所																			遊戯室内倉庫
78	西郷保育所																			事務室横倉庫
79	市橋保育所																			給食室倉庫
80	網代保育所																			給食室倉庫
81	三輪南保育所																			事務所、倉庫
82	あいかわ保育所																			3歳児保育室横倉庫
83	三輪北保育所																			空き教室（校舎中央）
84	特別支援学校																			中舎3階　そうこ
85	消防本部防災センター	5	2	3	8	12		10							12				3	防災センター1・2階、倉庫
86	南部防災備蓄拠点			19		40														
87	北部防災備蓄拠点																			
88	もえぎの里																			体育館倉庫
89	西部コミュニティセンター	3		2	9	12				1			4		1			14		
90	北部コミュニティセンター	3		2	2	12		1		1			4					10		
91	南部コミュニティセンター	3		2	2	12		6		1			4					12		
92	東部コミュニティセンター	3		2	2	12				1			3					6		
93	長森コミュニティセンター	3		2	2	12				1			3					5		
94	市橋コミュニティセンター	3		2	2	12		6		7			4		30			1		
95	北東部コミュニティセンター	3		2		12		2		1			3		7			0		
96	日光コミュニティセンター	3		2	5	12		2		1			2		8			4		
97	柳津東部防災施設												2							
98	柳津中部防災施設			1	9			1					5							
99	柳津西部防災施設												3							
	小計	50	23	102	104	400	240	28	21	14	13	8	142	0	58	0	0	52	3	
	合計	150	73	352	304	1,800	2,640	72	60	58	46	25	397	500	144	100	50	102	153	

※LPガス装置については、柳津は小学校に設置。「－」は、災害時、既存設備を利用する。

災害用備蓄食料等（帰宅困難者用備蓄品一覧）

【ＪＲ岐阜駅周辺における滞留者対策】

備蓄品名		数量	備蓄場所	備考
非常食		8,000 食	じゅうろくプラザ（３階スタジオ奥倉庫）	バランス栄養食
飲料水		4,000 本		500ml ペットボトル
寝具	寝袋	2,000 個	消防本部防災センター	
	アルミブランケット	3,000 枚	岐阜駅北口駅前広場	D階段倉庫
	エアーマット	5,000 枚		A階段倉庫
簡易トイレ		50 個	岐阜駅北口駅前広場	D階段倉庫
簡易トイレ用テント		50 基		D階段倉庫
簡易トイレ用処理袋		4,600 袋		A階段倉庫
災害用浄水機		1 台	消防本部防災センター	
サージカルマスク		5,000 枚		
汚物圧縮保管袋		230 袋		
汚物圧縮保管袋収納ボックス		4 個		
圧縮保管袋空気抜き専用ポンプ		4 本		
感染対策資機材セット		1 セット	じゅうろくプラザ（３階スタジオ奥倉庫）	避難所開設マニュアル、帰宅困難者対策マニュアル、施設安全チェックシート、一時滞在施設・避難所状況報告書、帰宅困難者カード 300 枚、健康チェックシート 100 枚、非接触体温計２台、フェイスシールド 10 枚、感染防止衣 10 着、アルコール８本、ディスポ手袋、養生テープ

【公共施設利用者等】

備蓄品名	数量	備蓄場所	備考
非常食	500 食	市役所庁舎（立体駐車場１階倉庫）	バランス栄養食
飲料水	500 本		１Ｌペットボトル
寝袋	250 個		

災害対応施設が設置されている公園一覧

公園名称	マンホールトイレ	マンホールトイレ用テント	
		シングル	ダブル（車いす用）
	基	張	張
金公園	１４	１２	２
清水緑地	5	4	1
本郷公園	5	4	1
野一色公園	5	4	1
溝旗公園	5	4	1
本荘公園	5	4	1
木ノ下公園	5	4	1
梅林公園	5	4	1
柳森公園	5	4	1
加納公園	5	4	1
青柳公園	3	2	1

災害応急対策用資機材(防災備蓄倉庫及び防災資機材保有状況)

令和7年4月1日現在

区分	消防本部 防災センター	西部 コミュニティ センター	北部 コミュニティ センター	南部 コミュニティ センター	東部 コミュニティ センター	長森 コミュニティ センター	市橋 コミュニティ センター	北東部 コミュニティ センター	日光コミュニティ センター 資機材倉庫	柳津東部 防災施設	柳津中部 防災施設	柳津西部 防災施設	合計
設置年月日	S61.3.29	S58.4.16	S59.4.28	S60.4.13	S57.4.9	H3.11.19	H9.4.1	H16.12.12	S61.4.19	H9	H9	H9	
ハンドマイク	40	20	37	39	20	20	18	9	16		4		223
救命ボート		21	18	8	5	5	6	3	8		7(ｺﾞﾑﾎﾞｰﾄ6)	1	75
救命胴衣		100	85	40	25	25	30	15	40		36		396
救命ロープ	12	1					30	7	8				58
テント	3	10	8	8	5	5	6	2	3		2		52
毛布(福祉避難所用)		50	90	80	50	80	60	60	50	34		34	588
ワンタッチパーテーション(福祉避難所)		41	72	76	50	70	52	57	50				468
簡易ベッド(福祉避難所)		10	18	15	10	12	10	10	10				95
要配慮者用ポータブルトイレ(福祉避難所)		1	1	1	1	1	1	1	1				8
ロールマット(福祉避難所用)		10	10	10	10	10	10	10	10				80
非接触式体温計(福祉避難所用)		1	1	1	1	1	1	1	1				8
血圧計(福祉避難所用)		1	1	1	1	1	1	1	1				8
ディスポ手袋(福祉避難所用)		1000	1000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000				8,000
飲料水(福祉避難所用)ℓ		132	252	240	156	228	180	156	156				1,500
アルファ化米おかゆ(福祉避難所用)食		250	550	500	300	450	350	350	300				3,050
簡易トイレ(便袋付き)		20	20	25	20	20	30	20	15				170
肘掛付簡易トイレ(便袋付き)		1	1	1	1	1	2	1	1				9
男性用小便器		1	1	1	1	1	1	1	1				8
トイレットペーパー		96	96	192	96	96	192	96	96				960
携行缶		1	1	1	1	1	1	1	1				8
防雨シート		30	11	84	45	50	60	60	30	20	1,393	20	1,803
救急医療セット(50人分)	4	1	1	1	1	1	7	1	1				18
給水用水そう	13	14	10	12	6	5	1	0	4				65
炊飯装置	2			3	5	10	6	1	8		1		36
リヤカー	5	4	4	4	3	3	4	3	2	2	5	3	42
Denyo発電機(ガソリン) 投光器、コードリール、三脚	9	7	7	4	4	5	6	3			1		46
HONDA発電機(ガソリン)	5	3	3	3	3	3	3	3	3				29
LED投光器	1	1	1	1	1	1	1	1	1				9
ハロゲン投光器	2	1	1	1	1	1	1	1	1		7(電球)		10
発電機・投光機(ガス用)	2	0	0	0	0	0	0	0	0				2
コードリール	8	9	2	2	2	2	2		5		9		41
LPガスボンベ(5kg)	6	0	0	0	0	0	0	0	0				6
缶ガソリン(ﾘｯﾄﾙ)	12	12	12	12	12	12	12	12	12				108
ハイジャッキ	10		1	6			6	2	2		1		28
担架		9	3	3	5	5	6	3	3		6		43
金属はしご		10											10
スコップ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	40	55	40	180
バール	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	32	6	89
斧	2	2	2	2	2	2	2	2	2				18
鳶口	2	2	2	2	2	2	2	2	2		6		24
掛矢	1	1	1	1	1	1	1	1	1		3		12
のこぎり												10	10

※柳津中部防災施設のゴムボート6艇のうち3艇はもえぎの里で保管
※資機材の一部は、災害用備蓄品一覧にも掲載

テント備蓄状況

○パイプ組立式
△柱縄張

所有者	保管場所	規格	数量	収用能力	備考
薬科大学	左に同	○ 2K×3K	6		
女子短大	〃	△ 2K×3K	5		
岐阜小学校	〃	○2K×1.5K	4		
旧明徳 〃	〃	○2K×1.5K △2K×1.5K	1 3		
徹明 〃	〃	○ 3K×2K ○2K×1.5K	3 2		
白山 〃	〃	○2K×1.5K △ 2K×1K	4 1		
梅林 〃	〃	○ 3K×2K △ 3K×2K	2 1		
明郷 〃	〃	△ 3K×2K ○ 3K×2K	2 4		
華陽 〃	〃	○ 3K×2K △2K×1.5K	2 4		
本荘 〃	〃	○ 3K×2K △2K×1.5K	4 3		
日野 〃	〃	○ 3K×2K △ 2K×2K	7 2		
長良 〃	〃	△2K×1.5K	1		
島 〃	〃	○ 4K×2K △2K×1.5K	1 2		
三里 〃	〃	△2K×1.5K	3		
鷺山 〃	〃	△2K×1.5K	6		
木ノ本 〃	〃	○ 3K×2K ○2K×1.5K △2K×1.5K	1 2 1		
加納 〃	〃	△2K×1.5K	3		
加納西 〃	〃	○3K×1.5K ○2.5K×1.5K	4 3		
則武 〃	〃	○2K×1.5K △2K×1.5K	1 3		
長森南 〃	〃	○ 3K×2K △ 3K×2K	2 3		
長森北 〃	〃	○ 2K××3K △2K×1.5K	1 5		
常磐 〃	〃	○2K×1.5K △1.5K×1K	3 1		
木田 〃	〃	○ 3K×2K	4		

- 391 -

所　有　者	保管場所	規　　格	数量	収用能力	備　考
岩野田　小学校	左　に　同	○ 3K × 2K △2K×1.5K	4 2		
黒　野　〃	〃	○ 3K × 2K ○2K×1.5K △2K×1.5K	1 3 2		
方　県　〃	〃	○ 3K × 2K	2		
茜　部　〃	〃	○ 3K × 2K	4		
鶉　〃	〃	○ 3K × 2K △2K×1.5K	1 3		
七　郷　〃	〃	○ 3K × 2K △ 3K × 2K	3 3		
西　郷　〃	〃	○2K×1.5K ○1.5K×1K △1.5K×1K	1 1 4		
市　橋　〃	〃	○2K×1.5K	5		
岩　〃	〃	○ 3K × 2K	3		
鏡　島　〃	〃	○ 3K × 2K △ 3K × 2K	4 1		
厚　見　〃	〃	○ 3K × 2K	2		
長良西　〃	〃	○ 4×1.5K △2K×1.5K	1 6		
早　田　〃	〃	○ 3K × 2K △2.5K×2K △ 2K × 2K △1.5K×1.5K	1 1 1 1		
且　格　〃	〃	△2K×1.5K	3		
芥　見　〃	〃	○2K×1.5K △1.5K×1K	1 1		
合　渡　〃	〃	○2.5K×1.5K △2.5K×1.5K	2 4		
三輪南　〃	〃	○ 3K × 2K △2K×1.5K	3 1		
三輪北　〃	〃	○ 2K × 2K △ 3K × 2K	4 6		
網　代　〃	〃	○ 3K × 2K △ 3K × 2K △2K×1.5K	1 2 3		
城　西　〃	〃	○2K×1.5K	4		
旧藍川　〃	〃	○ 3K × 2K	3		
長良東　〃	〃	○ 3K × 2K	12		
長森西　〃	〃	○ 3K × 2K	6		

所　有　者	保管場所	規　　格	数量	収用能力	備　考
藍東　　学園	左　に　同	○2K×1.5K	3		
岩野田北　小学校	〃	○　3K×2K △2K×1.5K	3 1		
教育研究所	〃	○　3K×2K △2K×1.5K	1 2		
岐阜中央　中学校	〃	△　3K×2K	2		
岐阜清流　　〃	〃	○　3K×2K ○　4K×2K	2 1		
本　荘　　〃	〃	○　3K×2K △2K×1.5K	2 3		
梅　林　　〃	〃	○2.5K×2K △1.5K×1K	1 2		
加　納　　〃	〃	○　3K×2K	5		
長　森　　〃	〃	○2K×1.5K	5		
長　良　　〃	〃	△　3K×2K	3		
島　　〃	〃	○2K×1.5K △2K×1.5K	1 2		
岩野田　　〃	〃	△　3K×2K	2		
精　華　　〃	〃	○　3K×2K △2K×1.5K	7 6		
藍　川　　〃	〃	△2.5K×1.5K	4		
三　輪　　〃	〃	○2K×1.5K △　3K×2K	4 2		
岐　北　　〃	〃	△2K×1.5K	3		
厚　見　　〃	〃	○　3K×2K △2K×1.5K	2 5		
陽　南　　〃	〃	○　2K×5K	2		
旧藍川東　　〃	〃	○　2K×5K	2		
青　山　　〃	〃	○2K×1.5K	5		
岐阜西　　〃	〃	○　3K×2K △2.5K×1.5K	3 4		
長森南　　〃	〃	○2K×1.5K	5		
東長良　　〃	〃	○2K×1.5K	6		
境　川　　〃	〃	○　3K×2K	12		
岐阜特別支援学校	〃	△　3K×2K	4		
加納幼稚園	〃	○　3K×2K	2		

- 393 -

所　有　者	保管場所	規　　格	数量	収用能力	備　考
岐阜東　幼稚園	左　に　同	○　3K×2K ○2K×1.5K	2 2		
市立岐阜商業高校	〃	○2K×1.5K	5		
岐阜市危機管理部	災害用資機材倉　　庫	○　2K×3K	29		
〃上下水道事業部	北部プラント	△　2K×3K	1		
〃　　消防本部	左　　に　　同	○　2K×3K	4		
〃　　都市建設部	南部公園管理事　務　所	〃	3		
〃	北部　　〃	〃	3		
合　　計			397		

臨時離着陸場等一覧表

臨時離着陸場

発着可能地	所在地	地積 m×m	電話番号	座標
薮田（県庁前広場）	薮田南2丁目3	40×40	272-1111	N 35° 23′ 34″ E136° 43′ 32″
雄総（リバーパークおぶさ）	長良雄総地先	100×240		N 35° 26′ 26″ E136° 47′ 36″
長良（長良川公園）	長良福光字田ヶ脇前2696地先	50×50		N 35° 26′ 27″ E136° 46′ 18″
西中島（鏡島大橋北駐車場）	西中島2丁目3-1	230×190		N 35° 25′ 26″ E136° 43′ 15″
岐阜市畜産センター公園（芝生広場　）	椿洞字中野776-4	80×190	232-7181	N 35° 29′ 13″ E136° 45′ 55″
岐阜ファミリーパーク（野球場）	北野北	50×50	229-3922	N 35° 30′ 56″ E136° 50′ 04″
高桑（高桑運動広場）	柳津町高桑堤外3丁目102	110×130	387-0111	N 35° 21′ 11″ E136° 42′ 30″
岐大陸上G	柳戸1番1		230-1111	N 35° 28′ 05″ E136° 44′ 16″
プラザ掛洞（第2駐車場）	奥1丁目104		239-9390	N 35° 31′ 08″ E136° 41′ 38″

ヘリコプター離着陸候補地

発着可能地	所在地	地積 m×m	電話番号	座標
岐阜メモリアルセンター	長良福光2765-28	140×60	233-8822	N 35° 26′ 25″ E136° 45′ 52″
県立岐阜北高校グランド	則武清水1841-11	110×95	231-6628	N 35° 26′ 18″ E136° 45′ 03″
県立加納高校グランド	加納南陽町3丁目17	105×105	271-0431	N 35° 23′ 52″ E136° 45′ 01″
県立岐阜商業高校グランド	則武新屋敷1816-6	150×50	231-6161	N 35° 26′ 20″ E136° 45′ 10″
県立岐阜総合学園グランド	須賀2丁目7-25	85×105	271-5548	N 35° 23′ 08″ E136° 43′ 18″
県立岐山高校グランド	長良小山田2587-1	90×90	231-2905	N 35° 27′ 23″ E136° 46′ 48″
県立清流高等特別支援学校	芥見南山3丁目11-1	120×70	243-0710	N 35° 28′ 38″ E136° 47′ 17″
県立岐阜本巣特別支援学校グランド	西秋沢2丁目363-1	140×106	271-1111 324-3554	N 35° 29′ 58″ E136° 41′ 36″
県立岐南工業高校グランド	本荘3456-19	160×90	271-3135	N 35° 24′ 18″ E136° 43′ 46″
市立岐阜薬科大学グランド	三田洞東5丁目6-1	90×90	237-3931	N 35° 28′ 36″ E136° 47′ 24″
市立岐阜商業高校グランド	鏡島南2丁目7-1	110×95	251-0165	N 35° 24′ 17″ E136° 42′ 53″
市立長森中学校グランド	野一色4丁目11-1	100×90	245-5191	N 35° 24′ 43″ E136° 48′ 02″
諏訪山運動場	芥見野畑3丁目18-1	120×130	245-5191	N 35° 26′ 25″

- 395 -

発着可能地	所在地	地積 m×m	電話番号	座標
				E136° 50′ 53″
富田学園第二グランド	水海道3丁目	130×100	245-3621	N 35° 24′ 30″ E136° 48′ 33″
十六銀行粟野グランド	粟野西6丁目	120×110	237-1334	N 35° 29′ 14″ E136° 46′ 11″
島西運動場	旦島2丁目5	110×130		N 35° 25′ 55″ E136° 43′ 23″
岐阜ファミリーパーク野球場	北野北	110×130	229-3922	N 35° 30′ 56″ E136° 50′ 04″
市立柳津小学校グランド	柳津町丸野1丁目1	100×85	388-1155	N 35° 22′ 04″ E136° 43′ 50″
流通センター公園	流通センター1丁目	85×80	387-0111	N 35° 21′ 58″ E136° 42′ 31″
坂巻運動広場	柳津町大字佐波6397-1	140×80	〃	N 35° 21′ 16″ E136° 43′ 32″

屋上離着陸場

発着可能地	所在地	地積 m×m	電話番号	座標
岐阜県警本部	薮田南2丁目1番1号	21×17	271-2424	N 35° 23′ 28″ E136° 43′ 14″
岐阜大学医学部附属病院	柳戸１番1	21×21	230-6000	N 35° 27′ 53″ E136° 44′ 10″
岐阜県総合医療センター	野一色4丁目6番1号	24×24	246-1111	N 35° 24′ 25″ E136° 48′ 05″
岐阜赤十字病院	岩倉町3丁目36番地	21×21	231-2266	N 35° 25′ 50″ E136° 45′ 29″
岐阜ハートセンター	薮田南4丁目14番4号	21×21	277-2277	N 35° 23′ 30″ E136° 43′ 05″
岐阜市民病院	鹿島町7丁目1番地	20×20	251-1101	N 35° 24′ 50″ E136° 44′ 02″
岐阜県庁	薮田南2丁目1番1号	20×20	251-1111	N 35° 23′ 28″ E136° 43′ 26″

※　ヘリコプター離着陸候補地とは、県指定の臨時離着陸場以外で着陸可能面積を有し、上空から付近の障害物等の安全確認及び地上支援が得られれば離着陸可能な場所。

土石流危険渓流

番号	渓流名	所在		渓流概況			砂防指定
		地区	字	渓流長 (km)	流域面積 (k㎡)	最急渓床勾配	
1	矢之洞	加野	矢ノ洞	0.4	0.11	34°	
2	向谷	加野団地	荒木山	0.5	0.19	45°	
3	団地洞	〃	〃	0.3	0.07	34°	
4	大蔵山	大蔵台団地	大蔵山	0.2	0.06	34°	
5	〃	〃	〃	0.1	0.04	27°	
6	老洞	芥見	芥見4丁目	0.3	0.09	10°	
7	三峰洞	岩田	上楽	0.2	0.06	22°	
8	舟伏山	岩田坂	小坂	0.2	0.08	34°	
9	滝洞谷	岩田	滝洞	0.2	0.05	27°	
10	釜洞谷	〃	石洞	0.2	0.03	34°	
11	兎走山谷	日野新田	兎走山	0.3	0.10	27°	
12	新田洞	日野新田	寺山	0.5	0.23	34°	○
13	堂後谷	日野堂後	堂後	0.1	0.01	14°	○
14	海登洞谷	出屋敷	海登洞	0.2	0.02	18°	
15	森洞谷	出屋敷	森洞	0.4	0.08	34°	○
16	大廻り	北野北	北野北	0.1	0.03	18°	
17	神田洞谷	山県北野	神田洞	0.2	0.04	45°	
18	小脇	三輪	小脇	0.3	0.06	22°	
19	小万場	太郎丸	小万場	0.3	0.08	34°	
20	森洞	〃	太郎丸知之道	0.9	0.32	27°	
21	八幡洞	八幡洞団地	粟野西8丁目	0.7	0.23	45°	○
22	足曲洞	西粟野	粟野西6丁目	0.1	0.02	18°	
23	〃	〃	〃	0.3	0.05	18°	
24	末洞山	三田洞団地	三田洞東3丁目	0.4	0.05	22°	
25	南谷	〃	三田洞東4丁目	0.4	0.10	34°	
26	末洞山	〃	三田洞東3丁目	0.2	0.03	27°	

- 397 -

番号	渓流名	所在		渓流概況			砂防指定
		地区	字	(km) 渓流長	(k㎡) 流域面積	最急渓床勾配	
27	南谷	三田洞団地	三田洞東4丁目	0.4	0.10	34°	
28	末洞山	〃	〃 3丁目	0.2	0.02	18°	
29	南谷	〃	〃 4丁目	0.1	0.02	34°	
30	〃	〃	〃 5丁目	0.2	0.04	27°	
31	〃	〃	〃	0.1	0.02	14°	
32	糀ケ洞	三田洞	三田洞東1丁目	0.6	0.22	18°	
33	洞山谷	上岩崎	岩崎3丁目	0.8	0.36	45°	○
34	山手谷	上岩崎	上岩崎	0.2	0.08	18°	
35	鎌磨谷	打越山向	上中野	0.1	0.02	18°	
36	中野谷	椿洞	中野	0.5	0.09	27°	○
37	本郷谷	椿洞本郷	志ケ洞	0.2	0.07	27°	○
38	蔭平谷	つばき苑	馬場	0.4	0.04	34°	
39	山手谷	椿洞川東	才峠	0.2	0.05	34°	
40	松籟谷	松籟団地	長良	0.8	0.60	27°	○
41	亀洞谷	下岩崎	岩崎2丁目	0.3	0.09	45°	
42	大洞谷	佐野	下り松	1.0	0.48	45°	○
43	〃	〃	南山	0.7	0.19	27°	○
44	南山	〃	佐野	1.0	0.25	27°	○
45	〃	〃	〃	0.8	0.19	27°	○
46	用洞谷	岩利	洞前	0.1	0.02	16°	○
47	東洞谷	〃	〃	0.3	0.07	34°	○
48	坂下谷	彦坂	北洞	0.7	0.18	27°	○
49	〃	〃	〃	0.6	0.19	34°	○
50	〃	〃	〃	0.3	0.11	27°	○
51	〃	〃	川西	0.2	0.07	18°	○
52	隠洞谷	〃	〃	0.1	0.03	34°	○
53	隠洞谷	〃	〃	0.1	0.02	22°	○

番号	渓流名	所在		渓流概況			砂防指定
		地区	字	渓流長 (km)	流域面積 (k㎡)	最急渓床勾配	
54	北洞谷	安食	上洞	0.8	0.32	34°	○
55	〃	〃	清水	0.4	0.09	34°	○
56	竜巣洞	〃	龍巣	0.4	0.17	34°	
57	北山谷	石谷	北山	0.4	0.16	34°	○
58	光谷	〃	〃	0.3	0.09	34°	
59	神谷	〃	山下	0.4	0.09	18°	
60	寺谷	〃	〃	0.3	0.06	63°	
61	城田寺谷	上城田寺	田島	0.3	0.09	45°	○
62	〃	〃	大橋	0.3	0.12	45°	○
63	伊洞谷	伊洞	伊洞	0.8	0.24	45°	○
64	〃	〃	〃	0.5	0.17	34°	○
65	滝ケ洞谷	上雛倉	上雛倉	1.1	0.61	45°	
66	〃	〃	〃	0.2	0.04	34°	
67	〃	〃	〃	0.3	0.04	34°	
68	寺洞	下雛倉	奥	0.3	0.08	19°	
69	洞海道	〃	〃	0.2	0.04	29°	
70	亀洞谷	秋沢	秋沢	0.5	0.06	34°	
71	〃	〃	〃	0.3	0.10	27°	
72	北屋敷	西秋沢	西秋沢２丁目	0.5	0.20	34°	
73	隠洞谷	則松	則松	1.4	0.73	34°	
74	イモシカ洞谷	野一色	野一色8丁目	0.1	0.03	27°	
75	岩戸谷	長森岩戸	東山	0.3	0.36	45°	
76	城山谷	大宮町	千畳敷下	0.4	0.10	34°	
77	鏡岩	鏡岩	鏡岩	0.5	0.08	45°	
78	加野一沢	加野	加野	0.3	0.07	8°	
79	奥一沢	奥	奥	0.1	0.02	8°	

計79箇所うち砂防指定27箇所

- 399 -

自　然　傾　斜

場所		地形			地質		地被物の状況(植生状況等)	現在までの崩壊の有無	急傾斜地指定区域
		勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	種類	表土の厚さ(cm)			
1	松下町	45	270	30	礫混り土・砂質土　軟岩	20	針広混交	無	
2	梶川町	70	120	30	〃	15	〃	有 H15年	
3	万力町	32	1030	95	〃	20	〃	有 S49年	
4	多賀町	65	550	10	〃	20	〃	無	
5	北一色	60	350	10	〃	20	針葉樹	有 S51年	○
6	北醍醐	30	760	93	礫混り土・砂質土段丘堆積物	30	針広混交	有 S49年	
7	石谷①	60	430	40	粘土質　軟岩	20	〃	有 S51年	○
8	伊洞	34	270	45	礫混り土・砂質土　軟岩	20	〃	有 S51年	○
9	則松	40	260	10	粘土質　軟岩	10	〃	〃	○
10	石谷②	40	340	40	〃	10	針葉樹	〃	○
11	山県北野①	40	350	10	礫混り土・砂質土　軟岩	10	竹林	有 H11年	○
12	安食	30	670	47	風化・亀裂の発達していない岩　軟岩	20	針広混交	有 S51年	○
13	山県北野②	45	450	15	礫混り土・砂質土　軟岩	10	〃	〃	○
14	城田寺	40	230	10	粘土質　軟岩	15	〃	〃	○
15	岐荘ヶ丘	70	250	30	礫混り土・砂質土　軟岩	15	〃	有 S55,H26年	
16	春日団地	60	110	10	〃	20	〃	有 S49年	○
17	岩田	45	120	10	〃	10	〃	無	○
18	間無田	36	1430	110	〃	20	〃	有 S49年	○
19	西山	30	360	62	亀裂が発達・開口し転石・浮石が点在する　軟石	10	〃	有 S51年	○
20	出屋敷	35	310	10	礫混り土・砂質土　軟岩	15	竹林	無	
21	西秋沢	50	250	20	粘土質　軟岩	30	針広混交	有 S51年	○
22	彦坂	40	250	35	〃	15	〃	〃	○
23	岩利山後	45	240	40	〃	20	〃	〃	○
24	山県岩	30	230	10	礫混り土・砂質土　軟岩	10	広葉樹	〃	○
25	寺山下	31	300	60	〃	30	竹林	〃	○
26	犬塚	40	400	15	粘土質　軟岩	10	針広混交	〃	

場所		地形			地質		地被物の状況(植生状況等)	現在までの崩壊の有無	急傾斜地指定区域
		勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	種類	表土の厚さ(cm)			
27	椿洞	40	800	15	〃	15	針広混交	〃	○
28	三田洞①	45	490	10	〃	30	針葉樹	〃	
29	粟野②	30	130	15	〃	15	針広混交	〃	○
30	岩崎	70	100	15	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	30	針葉樹	〃	
31	岩井	30	690	35	礫混り土・砂質土 軟岩	30	針広混交	〃	○
32	芥見	45	420	20	〃	15	〃	〃	○
33	岩利円山	60	180	20	粘土質 軟岩	30	〃	〃	○
34	神田洞	30	190	7	礫混り土・砂質土 軟岩	20	竹林	無	○
35	梅林西町	45	130	20	〃	15	針広混交	〃	
36	梅林	60	500	15	〃	15	〃	有 H5年	
37	上加納山②	30	600	86	〃	20	〃	有 H9年	
38	末広町	33	560	50	〃	20	〃	無	
39	岩田坂	40	500	20	〃	15	〃	〃	
40	三田洞②	45	420	20	粘土質 軟岩	10	〃	〃	○
41	山県岩②	32	110	53	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	50	広葉樹	〃	○
42	山県岩③	60	300	15	礫混り土・砂質土 軟岩	10	〃	有 S51年	○
43	北山①	40	200	30	〃	10	針広混交	無	
44	北山②	45	400	35	〃	10	〃	〃	
45	大洞	50	250	30	〃	10	〃	〃	
46	福富	35	200	10	〃	20	竹林	〃	○
47	岩利洞前	45	250	25	粘土質 軟岩	30	広葉樹	有 H15年	
48	岩利高部	31	280	68	〃	40	〃	無	○
49	岩利本郷	40	320	20	〃	30	針広混交	有 S51年	○
50	村山	40	290	10	〃	30	〃	無	○
52	打越鶴山	40	190	50	粘土質 崩積土	12	〃	〃	
54	岩崎東深田	40	27	15	粘土質 軟岩	12	〃	〃	
192	福富②	35	70	30	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	10	針葉樹	〃	○

- 401 -

場所		地形			地質		地被物の状況(植生状況等)	現在までの崩壊の有無	急傾斜地指定区域
		勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	種類	表土の厚さ(cm)			
1677	椿洞③	30	165	25	礫混り土・砂質土 強風化岩	25	広葉樹	有 S51年	○
1678	椿洞④	32	180	25	〃	25	〃	〃	○
1679	芥見②	30	180	20	〃	30	広葉樹	〃	○
1680	三信	70	600	30	礫混り土・砂質土　軟岩	10	針広混交	有 S49年	○
1681	高天ヶ原	70	950	18	〃	15	〃	〃	○
1682	福富団地②	50	150	15	〃	5	針葉樹	有 S45年	○
1683	上土居西屋敷	55	310	7	〃	10	針広混交	無	
1684	北一色1丁目②	40	150	8	風化・亀裂の発達していない岩　崩積土	10	針葉樹	〃	
1685	北一色1丁目③	35	200	7	礫混り土・砂質土 崩積土	30	〃	有 S51年	
1686	芥見清水	34	1060	110	亀裂が発達・開口し転石・浮石が点在する　軟石	30	〃	無	
1687	長良竜東町②	60	55	12	〃	25	竹林	〃	
1688	安食三内前	30	220	65	礫混り土・砂質土　硬岩	30	針広混交	〃	○
1689	安食三内前2	37	90	15	砂岩・礫混り土頁岩	25	〃	無	○
1690	石原台	45	60	12	風化・亀裂の発達した岩 硬岩	15	〃	〃	
1691	石谷光団地	45	150	12	〃	15	〃	〃	
1692	粟野③	60	70	5	礫混り土・砂質土 崩積土	25	広葉樹	〃	○
1890	つばき苑	40	350	40	粘土質　軟岩	15	針広混交	〃	○
1891	正木	45	100	20	〃	30	〃	〃	○
1892	御望	40	400	100	礫混り土・砂質土　軟岩	15	針葉樹	有 S50年	○
1893	山県北野北①	35	150	30	〃	30	針広混交	有 H11年	
1894	山県北野北②	30	100	30	〃	60	針葉樹	無	
1897	寺町	40	100	70	礫混り土・砂質土 強風化石	80	広葉樹	〃	
1898	千畳敷下	45	300	90	礫混り土・砂質土　硬岩	30	〃	〃	
1899	岩崎3丁目	40	300	40	礫混り土・砂質土　軟岩	100	針広混交	〃	
1903	御手洗	38	350	100	〃	20	〃	〃	
1905	大洞紅葉ヶ丘	40	160	15	礫混り土・砂質土　軟岩	100	針葉樹	〃	
2000	太郎丸向良	30	320	34	礫混り土・砂質土 段丘堆積物	50	針広混交	〃	
2001	山県岩明光	30	320	82	礫混り土・砂質土　軟岩	20	〃	〃	

場所		地形			地質		地被物の状況(植生状況等)	現在までの崩壊の有無	急傾斜地指定区域
		勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	種類	表土の厚さ(cm)			
2002	太郎丸諏訪	32	230	35	礫混り土・砂質土 段丘堆積物	30	〃	〃	
2003	門屋	43	290	82	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	20	広葉樹	〃	
2004	真長寺	31	160	30	亀裂が発達・開口し転石・浮石が点在する 軟石	20	針広混交	〃	○
2005	石谷南山	31	200	16	礫混り土・砂質土 崩積土	30	〃	〃	
2006	粟野西	32	170	125	礫混り土・砂質土 段丘堆積物	40	針広混交	〃	
2007	粟野東	31	240	30	〃	30	広葉樹	〃	
2008	上岩崎	35	900	70	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	10	針広混交	〃	
2009	岩崎2丁目	30	320	120	礫混り土・砂質土 軟岩	40	広葉樹	〃	
2010	小万場①	32	220	45	〃	20	針広混交	〃	
2011	南長塚	30	150	20	〃	30	〃	〃	
2012	山本	30	300	60	亀裂が発達・開口し転石・浮石が点在する 軟石	40	〃	〃	
2013	上芥見	30	130	45	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	40	〃	〃	
2014	長良松籟町	40	110	95	風化・亀裂の発達した岩 硬岩	10	〃	〃	
2015	日野北	30	930	40	礫混り土・砂質土 軟岩	30	〃	〃	
2016	芥見南山	30	450	20	〃	50	〃	〃	○
2018	琴塚1丁目	32	400	90	礫混り土・砂質土 崩積土	50	針葉樹	〃	
2019	上雛倉②	30	240	40	礫混り土・砂質土 段丘堆積物	30	〃	〃	
2022	新戸池	33	150	60	〃	50	広葉樹	〃	
2104	上中野	30	410	53	風化・亀裂の発達していない岩 硬岩	20	針広混交	〃	
2107	イモシカ洞	35	490	78	礫混り土・砂質土 軟岩	20	〃	有 H9年	○
2108	一ツ山	38	510	40	亀裂が発達・開口し転石・浮石が点在する 軟石	20	〃	無	
2109	西山団地	30	350	59	礫混り土・砂質土 軟岩	20	〃	有 S44年	○
2110	海戸山	30	300	62	亀裂が発達・開口し転石・浮石が点在する 軟石	30	〃	無	○
2111	上加納山	30	470	70	礫混り土・砂質土 軟岩	40	〃	〃	
2115	日野西3丁目	39	360	100	風化・亀裂の発達した岩 硬岩	15	広葉樹	〃	
2123	芥見7丁目	33	400	126	礫混り土・砂質土 崩積土	30	針広混交	〃	
2131	粟野東4丁目	30	100	20	礫混り土・砂質土 軟岩	20	草地	〃	

- 403 -

人　工　斜　面

場所		地形			地質		地被物の状況(植生状況等)	現在までの崩壊の有無	急傾斜地指定区域
		勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	種類	表土の厚さ(cm)			
2	問屋町住宅	60	200	10	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	15	針広混交	有 H8年	
3	城見ヶ丘	60	450	10	礫混り土・砂質土　軟岩	10	〃	無	
4	長森本町	31	830	30	亀裂が発達・開口し転石・浮石が点在する　軟石	10	〃	有 H11年	○
6	雨池	50	1420	30	礫混り土・砂質土 段丘堆積物	20	針葉樹	有 H9年	
7	前一色2丁目	70	470	10	礫混り土・砂質土　軟岩	10	針広混交	有 S55年	
8	前一色2丁目②	45	200	20	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	20	〃	無	
9	洞山	50	90	10	礫混り土・砂質土　軟岩	5	草地	〃	
10	信長苑	50	300	60	〃	10	針広混交	有 S51年	○
11	大東ハイツ	70	100	10	〃	10	〃	無	
12	権現背山	60	90	30	〃	5	〃	〃	○
13	舟伏	70	280	30	〃	10	〃	有 H11年	○
14	岩田坂ハイツ	70	150	20	〃	5	〃	有 S49年	○
15	上楽	45	160	20	〃	10	〃	無	○
19	岩田ヶ丘団地	70	110	107	〃	15	〃	〃	
20	牛首	45	400	20	礫混り土・砂質土　硬岩	10	〃	有 H4年	○
22	南山	70	520	30	礫混り土・砂質土　軟岩	10	〃	有 S49年	○
23	大船	45	200	40	礫混り土・砂質土　軟岩	10	〃	無	
24	大蔵台(南)	60	400	10	礫混り土・砂質土　軟岩	30	〃	〃	
25	大蔵台(北)	65	500	20	礫混り土・砂質土 強風化岩	20	〃	有 H11年	○
26	みどりヶ丘	60	200	15	礫混り土・砂質土　軟岩	15	〃	無	○
27	南沢	50	230	50	風化・亀裂の発達した岩 軟岩	0	針葉樹	〃	
28	福富団地	70	200	10	礫混り土・砂質土　軟岩	5	針広混交	〃	○
29	太郎丸	60	150	10	風化・亀裂の発達していない岩　軟岩	0	針葉樹	有 S46年	○
30	座禅洞	55	200	20	粘土質　軟岩	12	針広混交	有 S60年	
31	法喜山	60	170	20	〃	15	針広混交	無	
32	乾ケ洞	70	200	5	〃	30	竹林	〃	

場所		地形			地質		地被物の状況(植生状況等)	現在までの崩壊の有無	急傾斜地指定区域
		勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	種類	表土の厚さ(cm)			
33	長良竜東町	60	90	15	〃	10	針葉樹	〃	○
34	六本松	45	200	30	〃	12	針広混交	〃	
36	奥山田	70	170	30	〃	15	〃	有 S49年	
41	八幡洞団地	70	180	8	〃	15	針葉樹	無	
42	北一色団地	45	150	20	礫混り土・砂質土　軟岩	15	針広混交	有 S55年	
43	阿弥陀寺	50	100	20	粘土質　硬岩	30	〃	無	
44	才峠	45	140	20	粘土質　軟岩	15	〃	有 S51年	○
45	粟野	60	80	30	〃	15	針葉樹	有 S51年	○
46	滝洞②	45	50	10	礫混り土・砂質土　軟岩	15	針広混交	有 S53年	○
48	岩田東1丁目	70	230	30	〃	15	〃	無	
49	松風園団地	45	210	10	〃	10	針葉樹	〃	
51	荒木山	55	220	30	〃	0	草地	有 S54年	
52	福丸団地	60	270	15	風化・亀裂の発達していない岩　硬岩	0	針葉樹	有 S60年	
53	打越北山	60	240	40	粘土質　硬岩	10	〃	無	
55	上加納山④	45	170	20	礫混り土・砂質土　軟岩	15	針広混交	〃	
56	奥山田②	40	100	40	粘土質　軟岩	10	針葉樹	〃	
57	御望②	50	170	50	粘土質　強風化岩	10	針広混交	〃	
144	志良古洞	45	150	5	粘土質　軟岩	20	針葉樹	有 S51年	
163	芥見南山3丁目	50	150	8	礫混り土・砂質土 段丘堆積物	800	草地	無	
164	大洞桜台	50	40	7	礫混り土・砂質土　軟岩	100	〃	〃	
1000	大洞桜台②	30	1320	11	〃	50	広葉樹	〃	
1001	大洞柏台	30	1020	20	礫混り土・砂質土 段丘堆積物	30	〃	〃	
1002	日野東8丁目	47	190	76	粘土質　硬岩	10	針葉樹	〃	

- 405 -

土砂災害(特別)警戒区域一覧

※１　メッシュ番号の上４桁は省略。
※２　警戒区域が複数の５ｋｍメッシュにまたがる場合は重複して記載される場合がある。区域名に下線があるものは特別警戒区域を含む区域
※３　区域名に下線があるものは特別警戒区域に立地

（土砂災害警戒区域724箇所、特別警戒区域648箇所　最新告示日：令和6年12月13日）

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0811	鷺山	11189101	急傾斜地	正木、鷺山	鷺山小（校舎）	
0812	鷺山	11189101	急傾斜地	正木、鷺山	鷺山小（校舎）	
0812	梶川町	110002	急傾斜地	梶川町	金華公民館	
0812	鏡岩	G01082N	土石流	鏡岩	金華公民館	
0812	御手洗谷	G011032N	土石流	鏡岩	金華公民館	
0812	松下町	110001	急傾斜地	松下町	金華公民館	
0812	松下谷	G011097N	土石流	松下町	金華公民館	
0812	城山谷	G01081N	土石流	千畳敷下	金華公民館	
0812	千畳敷下１	111898	急傾斜地	大宮町	金華公民館	
0812	末広町	110038	急傾斜地	末広町	金華公民館	
0812	夕陽丘谷	G011098N	土石流	夕陽丘	金華公民館	
0812	御手洗１	111903	急傾斜地	鏡岩	金華公民館	
0812	御手洗２	112020	急傾斜地	鏡岩	金華公民館	
0812	夕陽丘	112231	急傾斜地	夕陽丘	金華公民館	
0812	万力町	110003	急傾斜地	万力町	金華公民館 京町公民館	聖徳保育園
0812	多賀町	110004	急傾斜地	多賀町	明徳公民館 京町公民館	希望の糸
0812	梅林西町	110035	急傾斜地	寺町	梅林公民館	
0812	寺町谷	G011099N	土石流	寺町	梅林公民館	
0812	梅林１	110036	急傾斜地	上加納山	梅林公民館	
0812	梅林３	112235	急傾斜地	上加納山	梅林公民館	
0812	上加納山谷１	G011100N	土石流	上加納山	梅林公民館	グループホームひなたぼっこ、ソリューションフィットネス＆リハビリテーション　Ｇ－ｓｔａｒ梅林
0812	上加納山谷２	G011101N	土石流	上加納山	梅林公民館	ゆうみのいえ
0812	上加納山谷３	G011102N	土石流	上加納山	梅林公民館	
0812	梅林２	112234	急傾斜地	梅林	梅林公民館	
0812	上加納山１	112111	急傾斜地	上加納山	梅林公民館	
0812	長良平瀬谷１	G011086N	土石流	長良	長良東公民館	独立行政法人国立病院機構長良医療センター
0812	長良平瀬谷２	G011087N	土石流	長良	長良東公民館	長良特別支援学校（小・中・高）
0812	乾ヶ洞１	120032	急傾斜地	長良雄総	長良東公民館	
0812	堀田山	112209	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0812	中川原	G011020N	土石流	長良古津	長良東公民館	
0812	長良志段見	220001	急傾斜地	長良志段見	長良東公民館	
0812	法喜山	120031	急傾斜地	長良雄総	長良東公民館	
0812	乾ヶ洞２	112208	急傾斜地	長良雄総	長良東公民館	
0812	座禅洞	120030	急傾斜地	長良雄総	長良東公民館	
0812	北一色	110005	急傾斜地	北一色	長森西公民館	
0812	北一色団地	120042	急傾斜地	北一色	長森西公民館	
0812	北一色谷	G011103N	土石流	北一色	長森西公民館	岐阜老人ホーム
0812	上加納山２	110037	急傾斜地	上加納山	長森西公民館	
0812	ひらせ谷	G01080N	土石流	長森岩戸	長森西公民館	
0812	岐荘ヶ丘	110015	急傾斜地	北一色	長森西公民館	
0812	北一色７丁目	112248	急傾斜地	北一色	長森西公民館	岐阜老人ホーム
0812	長森本町	120004	急傾斜地	長森本町	長森北公民館	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0812	前一色２丁目	120007	急傾斜地	前一色	長森北公民館	岐阜県総合医療センター、デイサービスセンター新生コスモス 岐阜県総合医療センター保育施設こばと
0812	長森本町谷	G011112N	土石流	長森本町	長森北公民館	
0812	イモシカ洞谷	G01079N	土石流	野一色	長森北公民館	澤田病院
0812	イモシカ洞２	112245	急傾斜地	野一色	長森北公民館	
0812	琴塚１丁目	112018	急傾斜地	琴塚	長森東公民館	
0812	琴塚谷	G011104N	土石流	琴塚	長森東公民館	
0812	洞山	120009	急傾斜地	日野南	長森東公民館 日野公民館	
0812	日野東１丁目１	112219	急傾斜地	日野東	日野公民館	岐阜病院 岐阜病院コロポックル
0812	日野東１丁目２	112220	急傾斜地	日野東	日野公民館	
0812	日野東谷１	G011094N	土石流	日野東	日野公民館	岐阜病院 岐阜病院コロポックル
0812	日野東谷２	G011095N	土石流	日野東	日野公民館	樹楽団らんの家日野東
0812	日野北１	112015	急傾斜地	日野北	日野公民館	東海第二幼稚園
0812	日野北４	112243	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0812	日野北５	112244	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0812	日野大日下	210169	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0812	堂後谷	G01014N	土石流	日野北	日野公民館	
0812	日野北谷１	G011092N	土石流	日野北	日野公民館	東海第二幼稚園
0812	日野北谷２	G011093N	土石流	日野北	日野公民館	東海第二幼稚園
0812	日野北谷３	G011131N	土石流	日野北	日野公民館	東海第二幼稚園
0812	日野北谷４	G011132N	土石流	日野北	日野公民館	東海第二幼稚園
0812	日野北谷５	G011133N	土石流	日野北	日野公民館	東海第二幼稚園
0812	日野北谷６	G011134N	土石流	日野北	日野公民館	
0812	天池	120006	急傾斜地	天池	日野公民館	
0812	日野西１丁目	210021	急傾斜地	日野西	日野公民館	
0812	日野西４丁目	112221	急傾斜地	日野西	日野公民館	
0812	日野南９丁目	112222	急傾斜地	日野南	日野公民館	
0812	信長苑	120010	急傾斜地	日野南	日野公民館	
0812	達目洞２	210231	急傾斜地	達目洞	日野公民館	
0812	達目洞１	310062	急傾斜地	達目洞	日野公民館	
0812	琴塚４丁目１	KGI0201080	急傾斜地	琴塚４丁目	長森東公民館	
0812	長森岩戸１	KGI0201083	急傾斜地	長森岩戸	長森西公民館	
0812	長森岩戸２	KGI0201092	急傾斜地	長森岩戸	長森西公民館	
0812	長良雄総１	KGI0201059	急傾斜地	長良雄総	長良東公民館	
0812	長良竜東町４丁目１	KGI0201062	急傾斜地	長良竜東町４丁目	長良東公民館	
0812	日野西４丁目１	KGI0201085	急傾斜地	日野西	日野公民館	
0812	日野南９丁目１	KGI0201084	急傾斜地	日野南	日野公民館	
0812	松山町１	KGI0201082	急傾斜地	松山町	金華公民館	
0813	長良古津谷１	G011109N	土石流	長良古津	長良東公民館	
0813	長良古津１	210161	急傾斜地	長良古津	長良東公民館	
0813	長良古津３	210223	急傾斜地	長良古津	長良東公民館	
0813	長良古津２	210232	急傾斜地	長良古津	長良東公民館	
0813	長良古津谷２	G01301N	土石流	長良古津	長良東公民館	
0813	大蔵台南	120024	急傾斜地	加野	長良東公民館 藍川公民館	
0813	加野１	210023	急傾斜地	加野	藍川公民館	
0813	加野谷３	G011021N	土石流	加野	藍川公民館	
0813	琴塚谷	G011104N	土石流	琴塚	長森東公民館	

- 407 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0813	琴塚１丁目	112018	急傾斜地	琴塚	長森東公民館 長森北公民館	
0813	洞山	120009	急傾斜地	日野南	長森東公民館 日野公民館	
0813	天池	120006	急傾斜地	天池	日野公民館	
0813	三峰洞	G01008N	土石流	岩田坂	日野公民館	ながもり第二幼稚園
0813	舟伏山	G01009N	土石流	岩田坂	日野公民館	
0813	日野東１丁目１	112219	急傾斜地	日野東	日野公民館	
0813	日野東７丁目	112227	急傾斜地	日野東	日野公民館	
0813	大東ハイツ	120011	急傾斜地	日野東	日野公民館	
0813	権現背山	120012	急傾斜地	日野東	日野公民館	
0813	日野東８丁目	121002	急傾斜地	日野東	日野公民館	
0813	日野東谷１	G011094N	土石流	日野東	日野公民館	
0813	日野東谷３	G011105N	土石流	日野東	日野公民館	
0813	日野東谷４	G011106N	土石流	日野東	日野公民館	シンシア岐阜、ラクアデイサービス岐阜
0813	日野東１	201005	急傾斜地	日野東	日野公民館	
0813	日野北１	112015	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0813	日野北２	112241	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0813	日野北３	112242	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0813	日野北４	112243	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0813	日野北５	112244	急傾斜地	日野北	日野公民館	
0813	兎走山谷	G01012N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	新田洞	G01013N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	日野北谷１	G011092N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	日野北谷２	G011093N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	日野北谷３	G011131N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	日野北谷４	G011132N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	日野北谷５	G011133N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	日野北谷６	G011134N	土石流	日野北	日野公民館	
0813	上楽	120015	急傾斜地	岩田坂	岩小（体育館） 日野公民館	ながもり第二幼稚園
0813	舟伏	120013	急傾斜地	日野東	岩小（体育館） 日野公民館	
0813	北醍醐２	112232	急傾斜地	岩滝西	岩小（体育館）	
0813	岩滝東谷	G011090N	土石流	岩滝東	岩小（体育館）	
0813	岩田坂ハイツ	120014	急傾斜地	岩田	岩小（体育館）	
0813	岩田	110017	急傾斜地	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	岩田坂１	110039	急傾斜地	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	岩田坂３丁目	112218	急傾斜地	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	岩田坂２	112237	急傾斜地	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	滝洞	120046	急傾斜地	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	滝洞谷	G01010N	土石流	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	釜洞谷	G01011N	土石流	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	岩田谷	G011030N	土石流	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	岩田坂谷	G011091N	土石流	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	春日団地	110016	急傾斜地	岩田西	岩小（体育館）	
0813	芥見清水２	112246	急傾斜地	岩田西	岩小（体育館）	
0813	一ツ山	112108	急傾斜地	岩田東	岩小（体育館）	
0813	岩田ヶ丘団地	120019	急傾斜地	岩田東	岩小（体育館）	岩保育園
0813	岩田東１丁目	120048	急傾斜地	岩田東	岩小（体育館）	
0813	芥見清水１	111686	急傾斜地	芥見清水	岩小（体育館） 芥見公民館	
0813	北醍醐１	110006	急傾斜地	岩滝西	岩小（体育館） 芥見公民館	
0813	諏訪山３丁目	112230	急傾斜地	諏訪山	芥見公民館	
0813	間無田	110018	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0813	芥見２丁目	110032	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0813	芥見７丁目３	112123	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0813	高天ヶ原２	112239	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0813	芥見６丁目	310057	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0813	芥見７丁目１	310058	急傾斜地	芥見	芥見公民館	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0813	芥見７丁目２	310059	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0813	芥見谷	G011089N	土石流	芥見	芥見公民館	
0813	諏訪山	112233	急傾斜地	諏訪山	芥見公民館	
0813	高天ヶ原１	111681	急傾斜地	芥見	教育研究所（旧校舎） 芥見公民館	
0813	老洞	G01007N	土石流	芥見	教育研究所（旧校舎） 芥見公民館	
0813	大洞１丁目２	112238	急傾斜地	大洞	教育研究所（旧校舎） 藍東学園（体育館）	
0813	大洞１丁目谷１	G011088N	土石流	大洞	教育研究所（旧校舎） 藍東学園（体育館）	
0813	大洞１丁目谷２	G01670N	土石流	大洞	教育研究所（旧校舎） 藍東学園（体育館）	
0813	大洞	110045	急傾斜地	大洞緑山	教育研究所（旧校舎） 藍東学園（体育館）	
0813	芥見南山	112016	急傾斜地	芥見南山	教育研究所（旧校舎）	
0813	大洞緑山谷	G01671N	土石流	大洞緑山	教育研究所（旧校舎）	
0813	滝洞	120046	急傾斜地	岩田坂	岩小（体育館）	
0813	芥見６丁目１	KGI0201009	急傾斜地	芥見６丁目	藍東学園（体育館）	
0813	芥見６丁目２	KGI0201010	急傾斜地	芥見６丁目	藍東学園（体育館）	
0813	岩滝東１丁目１	KGI0201012	急傾斜地	岩滝東１丁目	岩小（体育館）	
0813	岩滝東３丁目１	KGI0201015	急傾斜地	岩滝東３丁目	岩小（体育館）	
0813	琴塚４丁目１	KGI0201080	急傾斜地	琴塚４丁目	長森東公民館	
0813	長良古津１	GGI0201007	土石流	長良古津	長良東公民館	
0813	岩滝東２丁目１	KGI0201013	急傾斜地	岩滝東２丁目	岩小（体育館）	
0813	岩滝東２丁目２	KGI0201014	急傾斜地	岩滝東２丁目	岩小（体育館）	
0813	岩田東１丁目１	KGI0201091	急傾斜地	岩田東１丁目	岩小（体育館）	
0813	大洞１丁目３	KGI0201011	急傾斜地	大洞１丁目	藍東学園（体育館）	
0910	上西郷	112210	急傾斜地	上西郷	西郷公民館	
0911	阿弥陀寺谷１	G011129N	土石流	中西郷	西郷公民館	
0911	阿弥陀寺谷２	G011130N	土石流	中西郷	西郷公民館	
0911	犬塚	110026	急傾斜地	御望、上西郷	西郷公民館	
0911	阿弥陀寺１	120043	急傾斜地	中西郷	西郷公民館	
0911	阿弥陀寺２	210215	急傾斜地	中西郷	西郷公民館	
0911	中西郷谷１	G011068N	土石流	中西郷	西郷公民館	
0911	中西郷谷２	G011069N	土石流	中西郷	西郷公民館	
0911	中西郷谷３	G011070N	土石流	中西郷	西郷公民館	
0911	城田寺谷１	G01065N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0911	城田寺谷２	G01066N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0911	城田寺谷５	G011058N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0911	城田寺谷３	G011067N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0911	城田寺谷４	G01309N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0911	大平	310047	急傾斜地	城田寺	常磐公民館 黒野公民館	
0911	御望１	111892	急傾斜地	御望	黒野公民館	
0911	御望２	120057	急傾斜地	御望	黒野公民館	
0911	御望３	201004	急傾斜地	御望	黒野公民館	
0911	洞１	201003	急傾斜地	洞	黒野公民館	
0911	石谷６	112203	急傾斜地	石谷、洞	方県小（校舎） 黒野公民館	
0911	石谷洞６	G011128N	土石流	石谷	方県小（校舎）	

- 409 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0911	安食	110012	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	福富医院 陽百合園 陽百合園グループホーム
0911	安食三内前１	111688	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	
0911	志良古洞３	112200	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	
0911	志良古洞２	120144	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	
0911	上洞	210006	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	
0911	志良古洞１	210206	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	
0911	安食三内前２	210234	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	
0911	北洞谷１	G01058N	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	北洞谷２	G01059N	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	北洞谷５	G011040N	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	北洞谷６	G011041N	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	北洞谷７	G011042N	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	岩利円山	110033	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
0911	本郷前	310029	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
0911	岩利谷１	G011037N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
0911	石谷１	110007	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷２	110010	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷光団地１	111691	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷南山	112005	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷３丁目	112201	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷５	112228	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷３	210015	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷光団地２	210235	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷４	210236	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷北山谷	G01061N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	光谷	G01062N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	神谷	G01063N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	寺谷	G01064N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷洞２	G011047N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷洞３	G011048N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷洞４	G011049N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	石谷洞５	G011108N	土石流	石谷	方県小（校舎）	
0911	村山	110050	急傾斜地	村山	方県小（校舎）	
0911	山田	310045	急傾斜地	村山	方県小（校舎）	
0911	彦坂５	110022	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂３	210008	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	サンライフ彦坂
0911	中屋敷	210009	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂４	210168	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂１	310030	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂川南	310031	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂２	310032	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂川上１	310033	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂川上２	310402	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	坂下谷１	G01052N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	坂下谷２	G01053N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	坂下谷３	G01054N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	坂下谷４	G01055N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	隠洞谷１	G01056N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	隠洞谷２	G01057N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂谷１	G011011N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂谷２	G011044N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂谷３	G011045N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	茅原谷	G01304N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂谷６	G01601N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂谷７	G01646N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂谷５	G01647N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂谷４	G01648N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0911	石谷洞１	G011046N	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	村山谷１	G011043N	土石流	村山	方県小（校舎）	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0911	村山谷２	G011050N	土石流	村山	方県小（校舎）	
0911	村山谷３	G011051N	土石流	村山	方県小（校舎）	
0911	竜巣洞	G01060N	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	岩戸洞	G01305N	土石流	村山	方県小（校舎） 網代公民館	
0911	西秋沢	110021	急傾斜地	西秋沢	網代公民館	
0911	北屋敷	G01077N	土石流	西秋沢	網代公民館	岐阜本巣特別支援学校（小・中・高）
0911	秋沢谷１	G011004N	土石流	西秋沢	網代公民館	
0911	秋沢谷２	G011005N	土石流	西秋沢	網代公民館	
0911	則松１	110009	急傾斜地	則松	網代公民館	
0911	則松２	210201	急傾斜地	則松	網代公民館	
0911	隠洞谷３	G01078N	土石流	則松	網代公民館	
0911	則松谷２	G011006N	土石流	則松	網代公民館	
0911	則松谷４	G011110N	土石流	則松	網代公民館	
0911	則松谷５	G011111N	土石流	則松	網代公民館	
0911	宇田１沢	G01306N	土石流	則松	網代公民館	
0911	宇田２沢	G01307N	土石流	則松	網代公民館	
0911	宇田３沢	G01308N	土石流	則松	網代公民館	
0911	則松谷１	G01635N	土石流	則松	網代公民館	
0911	則松谷３	G01636N	土石流	則松	網代公民館	
0911	則松４	KGI0201095	急傾斜地	則松	網代公民館	
0911	則松５	KGI0201096	急傾斜地	則松	網代公民館	
0911	安食１	GGI0201008	土石流	安食	方県小（校舎）	
0911	安食１	KGI0201086	急傾斜地	安食	方県小（校舎）	
0911	石谷７	KGI0201081	急傾斜地	石谷	方県小（校舎）	
0911	城田寺１	KGI0201068	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0911	城田寺２	KGI0201069	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0911	城田寺３	KGI0201070	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0911	中西郷１	KGI0201071	急傾斜地	中西郷	西郷公民館	
0911	彦坂８	KGI0201087	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂６	KGI0201088	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	彦坂７	KGI0201089	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0911	安食志良古１	KGI0201090	急傾斜地	安食志良古	方県小（校舎）	
0911	則松１	GGI0201015	土石流	則松	網代公民館	
0911	則松３	KGI0201094	急傾斜地	則松	網代公民館	
0912	太郎丸向良３	112001	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	ショートステイ咲楽小町
0912	小万場１	112010	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	小万場３	112250	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	福丸団地	120052	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	龍翔寺	210010	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	小万場２	210017	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸向良２	210227	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸野田１	310036	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸野田２	310037	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸向良１	11200001	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	

- 411 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0912	小万場谷	G01020N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	
0912	森洞	G01021N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸谷４	G011107N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸谷１	G011118N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸谷２	G011119N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸谷３	G011120N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	デイサービスリゾートアロハ太郎丸
0912	福富４	210018	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0912	福富谷１	G011023N	土石流	福富	三輪南公民館	
0912	福富谷２	G011025N	土石流	福富	三輪南公民館	
0912	矢之洞	G01001N	土石流	岩井	藍川公民館	
0912	岩井谷１	G011022N	土石流	岩井	藍川公民館	
0912	矢ノ洞谷２	G011122N	土石流	岩井	藍川公民館	
0912	岩井谷２	G011123N	土石流	岩井	藍川公民館	
0912	矢ノ洞谷１	G01652N	土石流	岩井	藍川公民館	
0912	長良竜東町２	111687	急傾斜地	長良竜東町	長良東公民館	
0912	長良六本松	G011084N	土石流	長良	長良東公民館	
0912	長良１丁目	G011085N	土石流	長良	長良東公民館	
0912	長良平瀬谷１	G011086N	土石流	長良	長良東公民館	長良医療センター どんぐり保育所
0912	長良平瀬谷２	G011087N	土石流	長良	長良東公民館	長良特別支援学校 （小・中・高）
0912	西山谷３	G011125N	土石流	長良岐山町	長良東公民館	
0912	松籟谷２	G011126N	土石流	長良松籟町	長良東公民館	マーガレットハウス
0912	松籟谷３	G011127N	土石流	長良松籟町	長良東公民館	
0912	長良竜東町１	120033	急傾斜地	長良竜東町	長良東公民館	
0912	長良松籟町	112014	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0912	西山団地	112109	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0912	松籟団地	112258	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0912	六本松	120034	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0912	松籟谷	G01043N	土石流	長良	長良東公民館	
0912	長良谷	G01302N	土石流	長良	長良東公民館	
0912	上岩崎１	112008	急傾斜地	岩崎	長良東公民館 岩野田公民館	メディカルスイート岐阜北
0912	岩崎２丁目	112009	急傾斜地	岩崎	長良東公民館 岩野田公民館	諏訪幼稚園
0912	三田洞西洞	210166	急傾斜地	三田洞	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	三田洞８	310050	急傾斜地	三田洞	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	三田洞６	112207	急傾斜地	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	三田洞７	112211	急傾斜地	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	三田洞３	112252	急傾斜地	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	三田洞４	112253	急傾斜地	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	末洞山１	G01027N	土石流	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	みたほら苑
0912	末洞山２	G01029N	土石流	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	南谷２	G01030N	土石流	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	みたほら苑
0912	南谷３	G01032N	土石流	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	三田洞東谷４	G011082N	土石流	三田洞東	長良東公民館 岩野田公民館	
0912	粟野４	112206	急傾斜地	粟野	岩野田公民館	
0912	粟野東谷２	G011075N	土石流	粟野東	岩野田公民館	ふじさわデイサービス
0912	岩崎	110030	急傾斜地	岩崎	岩野田公民館	
0912	岩崎東深田１	110054	急傾斜地	岩崎	岩野田公民館	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0912	岩崎３丁目	111899	急傾斜地	岩崎	岩野田公民館	
0912	岩崎東深田２	112256	急傾斜地	岩崎	岩野田公民館	
0912	奥山田２	120056	急傾斜地	岩崎	岩野田公民館	
0912	上岩崎２	210167	急傾斜地	岩崎	岩野田公民館	
0912	洞山谷	G01036N	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	山手谷１	G01037N	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	亀洞谷１	G01044N	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	打越谷３	G011076N	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	岩崎谷１	G011077N	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	岩崎谷２	G011078N	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	岩崎谷３	G011079N	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	三田洞東谷５	G011083N	土石流	三田洞	岩野田公民館	湧水館
0912	三田洞１	110028	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞５	110040	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞２	112251	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	南谷１	G01028N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	末洞山３	G01031N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	みたほら苑
0912	南谷４	G01033N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	南谷５	G01034N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	糀ヶ洞	G01035N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞谷１	G011018N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞谷２	G011019N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞東谷２	G011080N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞東谷３	G011081N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞東谷１	G01651N	土石流	三田洞東	岩野田公民館	岩野田保育園
0912	粟野西１	112006	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館 岩野田公民館	
0912	粟野東１	112007	急傾斜地	粟野東	岩野田北公民館 岩野田公民館	
0912	粟野東３	210220	急傾斜地	粟野東	岩野田北公民館 岩野田公民館	
0912	粟野２	110029	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西９	112020	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西２	112204	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	八幡洞団地	120041	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西５	210209	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西７	210216	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西８	210217	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西３	210218	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野台	210221	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西６	310035	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西１０	201002	急傾斜地	粟野西	岩野田北公民館	
0912	柿洞谷	G05030N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	順手洞谷	G05316N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	八幡洞	G01024N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	足曲洞１	G01025N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	足曲洞２	G01026N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野谷	G011013N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	西山谷１	G011014N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西谷１	G011015N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西谷２	G011071N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西谷３	G011072N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	岩砂ローズガーデン
0912	粟野西谷４	G011073N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西谷５	G011074N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野西谷６	G01303N	土石流	粟野西	岩野田北公民館	
0912	粟野３	111692	急傾斜地	粟野東	岩野田北公民館	
0912	粟野東４丁目	112131	急傾斜地	粟野東	岩野田北公民館	
0912	粟野１	120045	急傾斜地	粟野東	岩野田北公民館	
0912	粟野東２	210219	急傾斜地	粟野東	岩野田北公民館	
0912	粟野東谷１	G01650N	土石流	粟野東	岩野田北公民館	
0912	粟野西４	210211	急傾斜地	粟野西	常磐公民館	
0912	上土居２	210237	急傾斜地	上土居	常磐公民館	

- 413 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0912	上土居西屋敷２	112257	急傾斜地	上土居	常磐公民館	
0912	上土居	210214	急傾斜地	上土居	常磐公民館	
0912	鎌磨谷	G01038N	土石流	上土居	常磐公民館	
0912	城田寺谷１０	G011063N	土石流	上土居	常磐公民館	
0912	城田寺谷１１	G011064N	土石流	上土居	常磐公民館	
0912	城田寺谷１２	G011065N	土石流	上土居	常磐公民館	
0912	打越谷２	G011066N	土石流	上土居	常磐公民館	
0912	城田寺	110014	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0912	上土居西屋敷１	111683	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺坂尻	210163	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺谷５	G011058N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺谷６	G011059N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺谷７	G011060N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺谷８	G011061N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺谷９	G011062N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺谷３	G011067N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺谷４	G01309N	土石流	城田寺	常磐公民館	
0912	打越鶴山	110052	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	奥山田１	120036	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	才峠	120044	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	打越北山	120053	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	打越	210212	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	山崎１	310048	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	山手谷２	G01042N	土石流	打越	常磐公民館	
0912	打越谷１	G011057N	土石流	打越	常磐公民館	
0912	椿洞１	110027	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	
0912	椿洞３	111677	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	
0912	椿洞４	111678	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	
0912	つばき苑	111890	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	
0912	椿洞７	112202	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	寿松苑
0912	椿洞５	210016	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	
0912	椿洞２	210162	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	
0912	椿洞６	210210	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	ゆりかご成育センター
0912	山崎２	210213	急傾斜地	椿洞	常磐公民館	
0912	中野谷１	G01039N	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	本郷谷	G01040N	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	蔭平谷	G01041N	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	椿洞	G011012N	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	西山谷２	G011055N	土石流	椿洞	常磐公民館	ゆりかご成育センター
0912	中野谷２	G011056N	土石流	椿洞	常磐公民館	ゆりかご成育センター、寿松苑
0912	釣瓶落	G01310N	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	尾比利洞１	G01640N1	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	尾比利洞２	G01640N2	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	志ヶ洞谷	G01649N	土石流	椿洞	常磐公民館	
0912	下岩崎	210222	急傾斜地	岩崎	常磐公民館 岩野田公民館	
0912	上中野	112104	急傾斜地	上土居	常磐公民館 岩野田公民館	
0912	中屋敷	210009	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0912	彦坂川上１	310033	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0912	兎洞	310034	急傾斜地	彦坂	方県小（校舎）	
0912	坂下谷１	G01052N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	坂下谷２	G01053N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	坂下谷３	G01054N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	彦坂谷６	G01601N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	彦坂谷１０	G01643N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	彦坂谷８	G01645N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	彦坂谷７	G01646N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	彦坂谷９	G01644N	土石流	彦坂	方県小（校舎）	
0912	高天ヶ原１	111681	急傾斜地	芥見	芥見公民館 教育研究所（旧校舎）	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0912	大洞紅葉が丘２	112214	急傾斜地	大洞桐が丘	藍東学園（体育館）	
0912	大洞紅葉が丘１	111905	急傾斜地	大洞紅葉が丘	藍東学園（体育館）	
0912	三田洞東１丁目１	GGI02010 01	土石流	三田洞東 １ 丁目	岩野田公民館	
0912	粟野西６丁目１	KGI02010 97	急傾斜地	粟野西６丁目	岩野田北公民館	
0912	粟野西６丁目２	KGI02010 98	急傾斜地	粟野西６丁目	岩野田北公民館	
0912	粟野西７丁目１	KGI02010 67	急傾斜地	粟野西７丁目	岩野田北公民館	
0912	粟野西８丁目１	KGI02010 66	急傾斜地	粟野西８丁目	岩野田北公民館	
0912	粟野東１	GGI02010 04	土石流	粟野東	岩野田北公民館	
0912	岩井４	KGI02010 16	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0912	岩井５	KGI02010 17	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0912	岩井６	KGI02010 18	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0912	岩井７	KGI02010 19	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0912	岩井８	KGI02010 20	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0912	福富１	GGI02010 05	土石流	岩井	藍川公民館	
0912	岩井２丁目１	KGI02010 48	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0912	打越１	KGI02010 75	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	打越２	KGI02010 76	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	打越３	KGI02010 77	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	打越４	KGI02010 78	急傾斜地	打越	常磐公民館	
0912	打越１	GGI02010 10	土石流	打越	常磐公民館	
0912	上土居１	KGI02010 79	急傾斜地	上土居	常磐公民館	
0912	城田寺４	KGI02010 72	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺５	KGI02010 73	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0912	城田寺６	KGI02010 74	急傾斜地	城田寺	常磐公民館	
0912	太郎丸２	KGI02010 38	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸３	KGI02010 39	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸４	KGI02010 40	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸５	KGI02010 42	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸６	KGI02010 43	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	太郎丸７	KGI02010 44	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0912	長良竜東町 ３ 丁目１	KGI02010 60	急傾斜地	長良竜東町 ３丁目	長良東公民館	
0912	長良竜東町 ４ 丁目１	KGI02010 62	急傾斜地	長良竜東町 ４丁目	長良東公民館	

- 415 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0912	長良竜東町 5 丁目 1	KGI0201061	急傾斜地	長良竜東町 5 丁目	長良東公民館	
0912	福富 5	KGI0201041	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0912	太郎丸 8	KGI0201045	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0912	福富 6	KGI0201046	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0912	福富 7	KGI0201047	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0912	福富 8	KGI0201058	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0912	三田洞 9	KGI0201051	急傾斜地	三田洞	岩野田公民館	
0912	三田洞 10	KGI0201052	急傾斜地	三田洞	岩野田公民館	
0912	三田洞 1	GGI0201011	土石流	三田洞	岩野田公民館	
0912	三田洞東 1 丁目 1	KGI0201053	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞東 4 丁目 1	KGI0201054	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞東 4 丁目 2	KGI0201055	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞東 1 丁目 2	KGI0201056	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	三田洞東 1	KGI0201057	急傾斜地	三田洞東	岩野田公民館	
0912	岩崎 1	GGI0201009	土石流	岩崎	岩野田公民館	
0912	長良 1	KGI0201063	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0912	長良 2	KGI0201064	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0912	長良 3	KGI0201065	急傾斜地	長良	長良東公民館	
0913	三輪ぷりんとぴあ	210012	急傾斜地	三輪ぷりんとぴあ	三輪北公民館	
0913	山県岩２	110041	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩５	110042	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩４	210164	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩３	210224	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩８	210225	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩西	310039	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩６	310405	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩谷２	G011115N	土石流	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩谷３	G011116N	土石流	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩谷４	G011117N	土石流	山県岩	三輪北公民館	
0913	山県岩明光	112249	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館 三輪南公民館	
0913	山県岩７	310040	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館 三輪南公民館	
0913	太郎丸	120029	急傾斜地	太郎丸	三輪北公民館 三輪南公民館	
0913	門屋	11200301	急傾斜地	門屋	三輪北公民館 三輪南公民館	
0913	石原台	111690	急傾斜地	加野	三輪南公民館	
0913	溝口１	310051	急傾斜地	溝口	三輪南公民館	
0913	石原１丁目	310043	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0913	太郎丸谷１	G011118N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	
0913	太郎丸谷３	G011120N	土石流	太郎丸	三輪南公民館	
0913	福富１	110046	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0913	福富２	111682	急傾斜地	福富	三輪南公民館	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0913	福富団地	120028	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0913	太郎丸中島	310041	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0913	福富３	11019201	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0913	福富谷１	G011023N	土石流	福富	三輪南公民館	
0913	溝口２	310406	急傾斜地	溝口	三輪南公民館	
0913	太郎丸向良３	112001	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	ショートステイ咲楽小町
0913	太郎丸諏訪	112002	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0913	岩井３	112255	急傾斜地	岩井	藍川公民館 三輪南公民館	
0913	岩井２	112254	急傾斜地	岩井	藍川公民館 三輪南公民館	
0913	山本	11201201	急傾斜地	向加野	藍川公民館 三輪南公民館	
0913	南長塚	112011	急傾斜地	加野	藍川公民館	
0913	加野２	112212	急傾斜地	加野	藍川公民館	
0913	南沢	120027	急傾斜地	加野	藍川公民館	
0913	松風苑団地	120049	急傾斜地	加野	藍川公民館	
0913	加野１	210023	急傾斜地	加野	藍川公民館	
0913	向谷	G01002N	土石流	加野	藍川公民館	デイサービス　かの家 障がい者グループホームわおん加野
0913	団地洞	G01004N	土石流	加野	藍川公民館	デイサービス　かの家 障がい者グループホームわおん加野
0913	大蔵山１	G01005N	土石流	加野	藍川公民館	
0913	加野谷３	G011021N	土石流	加野	藍川公民館	
0913	加野谷２	G011121N	土石流	加野	藍川公民館	
0913	岩井１	110031	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0913	矢之洞	G01001N	土石流	岩井	藍川公民館	
0913	矢ノ洞谷２	G011122N	土石流	岩井	藍川公民館	
0913	岩井谷２	G011123N	土石流	岩井	藍川公民館	
0913	矢ノ洞谷１	G01652N	土石流	岩井	藍川公民館	
0913	向加野	112213	急傾斜地	向加野	藍川公民館	
0913	新戸地	112022	急傾斜地	加野	藍川公民館 長良東公民館	
0913	大蔵台南	120024	急傾斜地	加野	藍川公民館 長良東公民館	
0913	大蔵台北	120025	急傾斜地	加野	藍川公民館 長良東公民館	
0913	みどりヶ丘	120026	急傾斜地	加野	藍川公民館 長良東公民館	
0913	荒木山	120051	急傾斜地	加野	藍川公民館 長良東公民館	
0913	加野谷１	G01003N	土石流	加野	藍川公民館 長良東公民館	
0913	大蔵山２	G01006N	土石流	加野	藍川公民館 長良東公民館	
0913	長良古津３	210223	急傾斜地	長良古津	長良東公民館	
0913	長良古津谷２	G01301N	土石流	長良古津	長良東公民館	
0913	芥見２丁目	110032	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0913	海戸山	112110	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0913	芥見	310054	急傾斜地	芥見	芥見公民館	
0913	大船	120023	急傾斜地	芥見大船	芥見公民館	
0913	芥見大船２丁目	210165	急傾斜地	芥見大船	芥見公民館	
0913	芥見大退 １ 丁目３	310403	急傾斜地	芥見大退	芥見公民館	
0913	芥見大退 １ 丁目２	310404	急傾斜地	芥見大退	芥見公民館	
0913	上芥見	112013	急傾斜地	上芥見	芥見公民館	
0913	高天ヶ原１	111681	急傾斜地	芥見	芥見公民館 教育研究所（旧校舎）	

- 417 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0913	老洞	G01007N	土石流	芥見	芥見公民館 教育研究所（旧校舎）	
0913	芥見南山	112016	急傾斜地	芥見南山	教育研究所（旧校舎）	
0913	芥見南山３丁目	120163	急傾斜地	芥見南山	教育研究所（旧校舎）	芥見幼稚園
0913	大洞緑山谷	G01671N	土石流	大洞緑山	教育研究所（旧校舎）	
0913	大洞１丁目谷１	G011088N	土石流	大洞	藍東学園（体育館） 教育研究所（旧校舎）	
0913	大洞１丁目谷２	G01670N	土石流	大洞	藍東学園（体育館） 教育研究所（旧校舎）	
0913	大洞	110045	急傾斜地	大洞緑山	藍東学園（体育館） 教育研究所（旧校舎）	
0913	大洞１丁目２	112216	急傾斜地	大洞緑山	藍東学園（体育館） 教育研究所（旧校舎）	
0913	大洞１丁目１	112215	急傾斜地	大洞	藍東学園（体育館）	
0913	大洞３丁目	310060	急傾斜地	大洞	藍東学園（体育館）	
0913	芥見東山１	210019	急傾斜地	芥見東山	藍東学園（体育館）	
0913	大洞２丁目	310061	急傾斜地	大洞	藍東学園（体育館）	
0913	大洞桜台１丁目	112229	急傾斜地	大洞桜台	藍東学園（体育館）	
0913	大洞桜台１	120164	急傾斜地	大洞桜台	藍東学園（体育館）	
0913	大洞桜台２	121000	急傾斜地	大洞桜台	藍東学園（体育館）	
0913	大洞桜台３	121010	急傾斜地	大洞桜台	藍東学園（体育館）	大洞こども園
0913	大洞桜台４	121011	急傾斜地	大洞桜台	藍東学園（体育館）	
0913	大洞柏台	121001	急傾斜地	大洞柏台	藍東学園（体育館）	あかりの家（岐阜苑）、グループホームあかり
0913	北山２丁目	110043	急傾斜地	北山	藍東学園（体育館）	
0913	岩井５	KGI02010 17	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0913	芥見３	KGI02010 27	急傾斜地	芥見	藍東学園（体育館）	
0913	芥見４	KGI02010 28	急傾斜地	芥見	藍東学園（体育館）	
0913	芥見海戸山１	KGI02010 08	急傾斜地	芥見海戸山	芥見公民館	
0913	岩井８	KGI02010 20	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0913	福富１	GGI02010 05	土石流	岩井	三輪南公民館	
0913	岩井１	GGI02010 06	土石流	岩井	藍川公民館	
0913	岩井３丁目１	KGI02010 49	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0913	岩井３丁目２	KGI02010 50	急傾斜地	岩井	藍川公民館	
0913	大洞桐が丘１丁目１	KGI02010 06	急傾斜地	大洞桐が丘１丁目	藍東学園（体育館）	
0913	加野３	KGI02010 07	急傾斜地	加野	藍川公民館	
0913	加野１丁目１	KGI02010 21	急傾斜地	加野１丁目	藍川公民館	
0913	加野１丁目２	KGI02010 22	急傾斜地	加野１丁目	藍川公民館	
0913	加野２丁目１	KGI02010 24	急傾斜地	加野２丁目	藍川公民館	
0913	加野３丁目１	KGI02010 23	急傾斜地	加野３丁目	藍川公民館	
0913	太郎丸１	KGI02010 36	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0913	太郎丸５	KGI02010 42	急傾斜地	太郎丸	三輪南公民館	
0913	太郎丸諏訪１	KGI02010 33	急傾斜地	太郎丸諏訪	三輪南公民館	
0913	太郎丸諏訪２	KGI02010 34	急傾斜地	太郎丸諏訪	三輪南公民館	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
0913	長良古津１	GGI0201007	土石流	長良古津	長良東公民館	
0913	福富７	KGI0201047	急傾斜地	福富	三輪南公民館	
0913	大洞１丁目３	KGI0201011	急傾斜地	大洞１丁目	藍東学園（体育館）	
0914	大洞３丁目	310060	急傾斜地	大洞	藍東学園（体育館）	
0914	大洞２丁目	310061	急傾斜地	大洞	藍東学園（体育館）	
0914	大洞紅葉が丘１	111905	急傾斜地	大洞紅葉が丘	藍東学園（体育館）	
1010	奥谷２	G01630N	土石流	奥	網代公民館	
1010	外山谷２	G01602N	土石流	外山	網代公民館	
1010	外山谷３	G01603N	土石流	外山	網代公民館	
1010	外山谷１	G01634N	土石流	外山	網代公民館	
1011	正蓮寺	210238	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	罰田	310407	急傾斜地	佐野	方県小（校舎）	
1011	岩利山後	110023	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	岩利円山	110033	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	岩利洞前	110047	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	岩利本郷	110049	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	南山３	210005	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	洞前	210007	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	岩利西山	310027	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	山後	310028	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	本郷前	310029	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	本郷山	310063	急傾斜地	岩利	方県小（校舎）	
1011	用洞谷１	G01050N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	用洞谷２	G01051N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	北洞谷３	G011007N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	北洞谷４	G011008N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	岩利谷１	G011037N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	岩利谷２	G011038N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	岩利谷３	G011039N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	円山谷	G01312N	土石流	岩利	方県小（校舎）	
1011	下り松	210004	急傾斜地	佐野	方県小（校舎）	
1011	南山２	210205	急傾斜地	佐野	方県小（校舎）	
1011	南山１	210208	急傾斜地	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山１	310022	急傾斜地	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山２	310023	急傾斜地	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山３	310024	急傾斜地	佐野	方県小（校舎）	
1011	大洞谷	G01045N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	洞川	G01046N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	不動洞	G01047N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	磨石洞	G01048N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	南山谷２	G011009N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	南山谷１	G011010N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	罰田谷	G011036N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	大洞谷支川	G011052N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山谷３	G011053N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	下り松谷	G011054N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山谷１	G01621N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山谷２	G01622N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山谷４	G01623N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山谷５	G01624N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	北山谷６	G01625N	土石流	佐野	方県小（校舎）	
1011	奥１丁目１	210202	急傾斜地	奥	網代公民館	
1011	奥１丁目２	210203	急傾斜地	奥	網代公民館	
1011	奥１丁目３	210204	急傾斜地	奥	網代公民館	
1011	奥２丁目３	310004	急傾斜地	奥	網代公民館	さくら苑
1011	奥２丁目１	310009	急傾斜地	奥	網代公民館	さくら苑
1011	奥２丁目２	310010	急傾斜地	奥	網代公民館	さくら苑
1011	寺洞	G01072N	土石流	奥	網代公民館	

- 419 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
1011	奥１沢	G01073N	土石流	奥	網代公民館	グループホームなごみの杜、瑞光苑、エトワールずいこう
1011	洞海道	G01074N	土石流	奥	網代公民館	
1011	奥谷１	G01629N	土石流	奥	網代公民館	
1011	奥谷２	G01630N	土石流	奥	網代公民館	
1011	奥谷３	G01631N	土石流	奥	網代公民館	
1011	奥谷４	G01632N	土石流	奥	網代公民館	
1011	伊洞	110008	急傾斜地	外山	網代公民館	
1011	外山１	310001	急傾斜地	外山	網代公民館	
1011	外山２	310002	急傾斜地	外山	網代公民館	
1011	外山３	310003	急傾斜地	外山	網代公民館	
1011	伊洞谷１	G01067N	土石流	外山	網代公民館	
1011	伊洞谷２	G01068N	土石流	外山	網代公民館	
1011	外山谷６	G011001N	土石流	外山	網代公民館	
1011	外山谷２	G01602N	土石流	外山	網代公民館	
1011	外山谷３	G01603N	土石流	外山	網代公民館	
1011	外山谷４	G01604N	土石流	外山	網代公民館	
1011	外山谷５	G01605N	土石流	外山	網代公民館	
1011	雛倉谷１	G01606N	土石流	外山	網代公民館	
1011	雛倉谷２	G01607N	土石流	外山	網代公民館	
1011	雛倉谷３	G01608N	土石流	外山	網代公民館	
1011	雛倉谷４	G01609N	土石流	外山	網代公民館	
1011	外山谷７	G01633N	土石流	外山	網代公民館	
1011	外山谷１	G01634N	土石流	外山	網代公民館	
1011	亀洞谷２	G01075N	土石流	秋沢	網代公民館	
1011	亀洞谷３	G01076N	土石流	秋沢	網代公民館	網代保育所
1011	上雛倉２	112019	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉阿弥陀寺	210001	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	祐蓮寺	210002	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	上雛倉１	210003	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉２	210200	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉３丁目１	310005	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉３丁目２	310006	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉３丁目４	310007	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉３丁目５	310008	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉２丁目１	310011	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉２丁目２	310012	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉１	310013	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉３	310014	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉１丁目２	310016	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉１丁目１	310017	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉１丁目３	310019	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉３丁目３	310401	急傾斜地	雛倉	網代公民館	
1011	滝ヶ洞谷１	G01069N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	滝ヶ洞谷２	G01070N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	滝ヶ洞谷３	G01071N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉谷６	G011003N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	奥谷５	G011035N	土石流	雛倉	網代公民館	さくら苑
1011	雛倉谷６	G01610N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉谷７	G01611N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉谷１	G01612N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉谷２	G01613N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	上雛倉谷	G01614N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉谷５	G01615N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉谷８	G01616N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉谷９	G01617N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉谷１０	G01618N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉谷１１	G01619N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	雛倉谷１２	G01620N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉谷３	G01626N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	下雛倉谷４	G01627N	土石流	雛倉	網代公民館	

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
1011	下雛倉谷５	G01628N	土石流	雛倉	網代公民館	
1011	西秋沢	110021	急傾斜地	西秋沢	網代公民館	
1011	北屋敷	G01077N	土石流	西秋沢	網代公民館	岐阜本巣特別支援学校（小・中・高）
1011	秋沢谷１	G011004N	土石流	西秋沢	網代公民館	
1011	秋沢谷２	G011005N	土石流	西秋沢	網代公民館	
1011	文殊１※レッド	203001	土石流	西秋沢	網代公民館	岐阜本巣特別支援学校（小・中・高）
1011	奥１	GGI0201012	土石流	奥	網代公民館	
1011	秋沢１	GGI0201014	土石流	秋沢	網代公民館	
1011	秋沢１	KGI0201093	急傾斜地	秋沢	網代公民館	
1011	雛倉１	GGI0201013	土石流	雛倉	網代公民館	
1013	井之洞口	210014	急傾斜地	三輪	三輪北公民館	
1013	三輪	310044	急傾斜地	三輪	三輪北公民館	
1013	三輪神社	210013	急傾斜地	三輪	三輪北公民館	
1013	真長寺１	11200401	急傾斜地	三輪	三輪北公民館	光の園
1013	真長寺２	11200402	急傾斜地	三輪	三輪北公民館	シャロームみわ
1013	三輪谷１	G011026N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	三輪谷２	G011113N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	三輪谷３	G011114N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	三輪谷４	G011124N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	三輪谷５	G01662N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	小脇谷１	G01019N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	小脇谷２	G011027N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	山県岩１	110024	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県岩２	110041	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県岩西	310039	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県岩谷１	G011016N	土石流	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県北野１	110011	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野２	110013	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野３	320001	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野４	210228	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野５※レッド	201001	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野北１	111893	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野北２	11189401	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	寺山下	110025	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	出屋敷１	310025	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	出屋敷２	210226	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	第二いぶき、第二いぶき２、第二いぶきＢ
1013	出屋敷３	310026	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	出屋敷４	110020	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	神田洞	110034	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	西山	110019	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	海登洞谷１	G01656N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	海登洞谷２	G01657N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	海登洞谷３	G01658N	土石流	山県北野	三輪北公民館	第二いぶき、第二いぶき２、第二いぶきＢ
1013	海登洞谷４	G01659N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	海登洞谷５	G01015N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県谷	G011017N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	森洞谷１	G01660N1	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	森洞谷２	G01660N2	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	森洞谷３	G01660N3	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	森洞谷４	G01016N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	森洞谷５	G01661N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	神田洞谷	G01018N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	大廻り	G01017N	土石流	山県北野	三輪北公民館	

- 421 -

5kmﾒｯｼｭ番号※1	土砂災害警戒区域名※2 ※3	箇所番号	現象種類	所在地	避難施設	区域内の要配慮者利用施設
1013	小脇谷１	G01019N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	小脇谷２	G011027N	土石流	三輪	三輪北公民館	
1013	山県谷	G011017N	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	西山	110019	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野１	110011	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	神田洞	110034	急傾斜地	山県北野	三輪北公民館	
1013	出屋敷５	KGI0201025	急傾斜地	出屋敷	三輪北公民館	
1013	出屋敷６	KGI0201026	急傾斜地	出屋敷	三輪北公民館	
1013	三輪１	KGI0201032	急傾斜地	三輪	三輪北公民館	
1013	三輪２	KGI0201037	急傾斜地	三輪	三輪北公民館	
1013	山県岩９	KGI0201029	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県岩10	KGI0201030	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県岩11	KGI0201031	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県岩12	KGI0201035	急傾斜地	山県岩	三輪北公民館	
1013	山県北野１	GGI0201002	土石流	山県北野	三輪北公民館	
1013	山県北野２	GGI0201003	土石流	山県北野	三輪北公民館	

要配慮者利用施設一覧

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
介護老人福祉施設	岐阜県立寿楽苑	中２－４７０	239-8830	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 喜久寿苑	河渡２丁目４５番地	251-5561	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム瑞光苑	奥１丁目１００番地	239-9721	○
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 光の園	三輪７７６番地の２	229-3224	○
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム さくら苑	奥２丁目２８番地１	239-9766	○
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 大洞岐協苑	大洞３丁目３番１号	241-7676	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム サンライフ彦坂	彦坂川北２３０	238-8800	○
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 黒野あそか苑	黒野４０４番地の１	234-2376	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養生訓園	雄総柳町２丁目６０番地	297-2525	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム コート・スマイル	芥見野畑１丁目２５番地	241-2100	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ナーシングケア寺田	寺田７丁目８５番地	255-5550	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム みたほら苑	三田洞東４丁目９番１号	237-1200	○
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム燦燦	鏡島南１丁目２番地３０	254-1533	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム やすらぎの里川部苑	川部３丁目４３番地	293-5522	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 「あんきの家細畑」	細畑３丁目１６番８号	259-3577	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ナーシングケア加納	加納愛宕町１８番地２	214-6010	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム るぴなすﾋﾞﾗ	須賀２丁目５番１号	272-5551	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ハートステージ鳳	長旗町２丁目１８	264-8880	
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設 ジョイフル岐阜駅	高砂町１丁目 17 番地	264-2811	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設　シルバータウン岩井	岩井４丁目１０－１	242-0035	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム やすらぎの里川部苑新館	川部３－１９－１	293-5522	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム あんずの里	則松２丁目 10	230-3335	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム ケアコート徹明通り	徹明通六丁目 14 番地	215-9070	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設　ばーむ	鏡島南１丁目２番 30 号	213-8006	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	長森いきいき倶楽部ラシック　特別養護老人ホーム	北一色 10-38-1	213-1294	
介護老人保健施設	医療法人社団誠広会 介護老人保健施設岐阜リハビリテーションホーム	黒野１８１番地	234-1515	
介護老人保健施設	三浦老人保健施設	鏡島精華３丁目１７－５	251-9038	

- 423 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
介護老人保健施設	介護老人保健施設長良川ビラ	又丸６７番地の７	234-4747	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 寺田ガーデン	寺田７丁目７７番地	253-7600	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 サワダケアセンター	野一色７丁目１２番２号	247-1100	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 グリーンビラ安江	鏡島南１丁目２番地３８号	253-7878	
介護老人保健施設	介護老人保健施設喜の里	中鶉２丁目９９番地	276-7755	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ハートケア松岡	長旗町１丁目８番地	265-8100	
介護老人保健施設	老人保健施設 ロアジかねまつ	柳津町下佐波西１丁目４番地	279-5100	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ケアコートみやこ	都通３丁目１７番地１	255-3377	
介護老人保健施設	介護老人保健施設　永寿	栄新町２丁目５０番地	232-1151	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 仙寿なごみ野	則武東４丁目２番６号	215-9753	
介護老人保健施設	山内ホスピタル介護老人保健施設	薮田南４丁目 15 番 16 号	215-1600	
介護医療院	介護医療院大橋整形外科病院	栄新町２－５０	232-1151	
介護医療院	介護医療院みよし	北一色５－２－１１	247-3411	
介護医療院	しらゆり介護医療院	安食１丁目 87 番地１	238-8555	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 光の園	三輪７７６番地の２	229-3224	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 大洞岐協苑	大洞３丁目３番１号	241-7676	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 黒野あそか苑	黒野４０４番地の１	234-2376	
短期入所生活介護	岐阜県立寿楽苑ショートステイセンター	中２丁目４７０番地	239-8830	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンライフ彦坂	彦坂川北２３０	238-8800	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム瑞光苑	奥１－１００	239-9721	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム さくら苑	奥２丁目２８番地１	239-9766	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 喜久寿苑	河渡２丁目４５番地	251-5561	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 養生訓園	雄総柳町２丁目６０番地	297-2525	
短期入所生活介護	老人短期入所事業 スマイル	芥見野畑１丁目２５番地	241-2100	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム ナーシングケア寺田	寺田７丁目８５番地	255-5550	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム みたほら苑	三田洞東４丁目９番１号	237-1200	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム燦燦	鏡島南１丁目２番３０号	254-1533	
短期入所生活介護	岐阜ケアセンターそよ風	茜部菱野１丁目３７番	278-5260	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム やすらぎの里川部苑	川部 3 丁目 43 番地	293-5522	
短期入所生活介護	ショートステイ咲楽小町	太郎丸諏訪９番地	229-0090	○
短期入所生活介護	ケアセンター花の路。	早田栄町４丁目２６番地　K’s town Ⅰ	233-7061	
短期入所生活介護	ショートステイ ラ・ヴェリーテ	鏡島南１丁目６番地５号	252-0223	
短期入所生活介護	介護付有料老人ホーム 日野岐協苑	日野北１丁目２番１号	245-1212	
短期入所生活介護	ショートステイ シルバータウン岩井	岩井４丁目 10-1	242-0035	
短期入所生活介護	シンシア岐阜	日野東７丁目 12 番２号	243-0968	○

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
短期入所生活介護	ショートステイ あんきの家細畑	細畑３丁目１６番８号	259-3577	
短期入所生活介護	地域密着型指定短期入所生活介護事業所 やすらぎの里川部苑新館	川部 3 丁目 19 番地 1	293-5522	
短期入所生活介護	短期入所生活介護 ナーシングケア加納	加納愛宕町１８番地２	214-6010	
短期入所生活介護	長良グリーンビレッジ	長良福光１６１－１	297-0112	
短期入所生活介護	ショートステイ　和泊亭	江添２丁目６－７	268-0340	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム あんずの里	則松２丁目１０	230-3335	
短期入所生活介護	パナソニック　エイジフリーケアセンター岐阜茜部・ショートステイ	茜部辰新１丁目１５番地	268-2322	
短期入所生活介護	あずみ苑岐阜	茜部菱野３－１４３－１	273-4165	
短期入所生活介護	長森いきいき倶楽部アネックスショートステイ	北一色 10 丁目 38-3	259-2525	
短期入所生活介護	ショートステイ ママーズハウス岐阜	西鶉 1 丁目 25 番地	276-0117	
短期入所生活介護	ショートステイ千手の華	茜部菱野 4 丁目 75 番地 1	268-7800	
短期入所生活介護	ショートステイホーム ジョイフル岐阜駅	高砂町 1 丁目 17 番地	264-2811	
短期入所生活介護	長良ケアセンターそよ風	上土居 3-11-1	297-7137	
短期入所療養介護	医療法人慶睦会千手堂病院	菅原町 2-21	251-3218	
短期入所療養介護	介護老人保健施設岐阜リハビリテーションホーム	黒野１８１番地	234-1515	
短期入所療養介護	三浦老人保健施設	鏡島精華３丁目１７－５	251-9038	
短期入所療養介護	老人保健施設長良川ビラ	又丸６７番地の７	234-4747	
短期入所療養介護	老人保健施設寺田ガーデン	寺田７丁目７７番地	253-7600	
短期入所療養介護	介護老人保健施設サワダケアセンター	野一色７丁目１２番２号	247-1100	
短期入所療養介護	介護老人保健施設 グリーンビラ安江	鏡島南１丁目２番地３８号	253-7878	
短期入所療養介護	介護老人保健施設喜の里	中鶉２丁目９９番地	276-7755	
短期入所療養介護	介護老人保健施設 ハートケア松岡	長旗町１丁目８番地	265-8100	
短期入所療養介護	老人保健施設 ロアジかねまつ	柳津町下佐波西１丁目４番地	279-5100	
短期入所療養介護	医療法人社団永寿会 大橋整形外科病院	栄新町２－５０	232-1151	
短期入所療養介護	介護老人保健施設 ケアコートみやこ	都通３丁目１７番地１	255-3377	
短期入所療養介護	介護老人保健施設 仙寿なごみ野	則武東４丁目２番６号	215-9753	
短期入所療養介護	山内ホスピタル介護老人保健施設	薮田南４丁目１５番１６号	215-1600	
特定施設 入居者生活介護	ベルデ岐阜長良	松風町２丁目１６番地	210-1755	
特定施設 入居者生活介護	寿松苑	椿洞 1089 番地 1	237-7120	○
特定施設 入居者生活介護	ニチイケアセンター茜部	茜部野瀬 1-41-2	278-3920	
特定施設 入居者生活介護	介護付有料老人ホーム　ほんじょうの憩	本荘字熊野前 1941-24	255-3861	
特定施設 入居者生活介護	介護付有料老人ホーム ジョイフル岐阜駅	高砂町 1 丁目 17 番地	264-2811	
特定施設 入居者生活介護	介護付有料老人ホーム ジョイフル岐阜駅Ⅱ	高砂町 1 丁目 17 番地	264-2811	
特定施設 入居者生活介護	介護付有料老人ホーム ジョイフル岐阜駅Ⅲ	高砂町 1 丁目 17 番地	264-2811	

- 425 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護付有料老人ホーム 日野岐協苑	日野北１丁目２番１号	245-1212	
地域密着型特定施設 入居者生活介護	長森いきいき倶楽部アネックス介護付有料老人ホーム	北一色 10 丁目 38 番 3 号	259-2525	
認知症対応型 共同生活介護	グループホームふるさと	則武中３丁目５番１７号	296-0577	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム柳ヶ瀬	金町４丁目２８番地	267-1625	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム サイネリア	萱場東町２丁目１番地	294-5741	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム・スマイル	芥見野畑１丁目２５番地	241-2100	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム なごみの杜	奥１丁目９５番地	239-9759	○
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム木の郷	福富迎田７２番地	229-0318	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 千寿庵　万葉	神室町３丁目１番地１	276-1770	
認知症対応型 共同生活介護	グループホームササダ　サテライト	加納寿町３丁目３番地	275-8085	
認知症対応型 共同生活介護	ウェルビュー明郷	真砂町１丁目２０番地の２	255-3313	
認知症対応型 共同生活介護	グループホームあいか	鏡島精華２丁目４番２４号	252-1127	
認知症対応型 共同生活介護	社会福祉法人岐協福祉会グループホーム大洞岐協苑	大洞３－３－１	242-1153	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム北山	北山１－１５－２５	244-1210	
認知症対応型 共同生活介護	アーバンケア三歳	三歳町５－１－８	254-0034	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム百花	前一色１丁目４番１８号	249-3051	
認知症対応型 共同生活介護	六条の杜	六条片田１－２１－６	277-5733	
認知症対応型 共同生活介護	福光グリーンホーム	福光東３丁目１０番８号	210-2011	
認知症対応型 共同生活介護	芥見グループホーム	岩田東３丁目２７７番地１	241-5250	
認知症対応型 共同生活介護	グループホームあだち	大池町５８－１	254-0303	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム花咲小町	太郎丸諏訪１７４番地	229-2272	
認知症対応型 共同生活介護	鏡島弘法前ケアセンター	鏡島中２丁目９番 13 号	251-9062	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 「ファミリーケア大黒町」	大黒町３丁目１２番地の１	259-3219	
認知症対応型 共同生活介護	グループホームさくら	河渡５丁目６０	253-1228	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム樫の実	世保北３３番地	229-5535	
認知症対応型 共同生活介護	長森いきいき倶楽部	前一色西町４－６	259-3193	
認知症対応型 共同生活介護	とまとの家　野一色	野一色６丁目１０番２６号	240-3928	
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム静春	西島町２－６	296-7005	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
認知症対応型共同生活介護	グループホームササダ	加納本石町３丁目３番地	275-8201	
認知症対応型共同生活介護	グループホームもも太郎　御望	御望３丁目６８番地	293-0669	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム マイハウスすが	須賀３丁目１７番５号	275-4188	
認知症対応型共同生活介護	グループホームひなたぼっこ	梅林南町１２番地　メゾンｋ１Ｆ	240-5895	○
認知症対応型共同生活介護	グループホームあかり（岐阜苑）	大洞１丁目３－４	241-2200	○
認知症対応型共同生活介護	グループホーム あだちⅡ	北一色４丁目５番７号	249-5003	
認知症対応型共同生活介護	ハートヴィレッジ老松	老松町１０番地	267-5333	
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム 岐阜正法寺	正法寺町９番地	277-8170	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム 夢家族柳津	柳津町丸野５－４７	388-4046	
認知症対応型共同生活介護	サロン・ド・フレール	柳津町上佐波東１丁目４４番地	270-0609	
認知症対応型共同生活介護	グループホームガーデン柳津	柳津町本郷２－７－３	388-5325	
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム 中西郷	中西郷１－７１	234-3560	
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム 福富	福富字永田１９７６番地の１	229-7071	
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム ことづか	琴塚１丁目７番１２号	247-5166	
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム やないづ	柳津町梅松１丁目９１番１号	387-6218	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム マイハウスあつみ	朝霧町 34 番地	268-3733	
認知症対応型共同生活介護	グループホームゆうもあスマイル茜部	茜部中島 1−38−2	275-4660	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム ハート六条	六条江東３丁目１番２６	275-8380	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム こころ岐阜	栄新町３丁目１００番地	296-0680	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム こころ岐阜第２	栄新町３丁目３０番地	296-1088	
認知症対応型共同生活介護	グループホームもも太郎　黒野	黒野 419 番地 4	214-7005	
認知症対応型共同生活介護	岩砂ローズガーデン	粟野西８丁目１３２番地	215-1255	○
認知症対応型共同生活介護	グループホーム 彩り「ぎふ」	旦島６丁目１番１６号	296-1215	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム ガーデン柳津北館	柳津町本郷２丁目１３番地１	388-5188	
認知症対応型共同生活介護	長森いきいき倶楽部ラシックグループホーム	北一色 10-38-1	213-1294	
認知症対応型共同生活介護	グループホームこまき	都通四丁目７番地	215-0155	
認知症対応型共同生活介護	グループホームほんじょうの憩	大字本荘字熊野前 1941 番地	252-1165	
通所介護	岐阜老人ホームデイサービスセンター	北一色７丁目２０番１号	247-8161	○
通所介護	老人デイサービスセンター黒野あそか苑	黒野４０４番地の１	234-2376	

- 427 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
通所介護	老人デイサービスセンター大洞岐協苑	大洞３丁目３番１号	241-1294	
通所介護	デイサービスセンター光の園	三輪７７６番地の２	229-3973	○
通所介護	岐阜県立寿楽苑デイサービスセンター	中２丁目４７０番地	239-8052	
通所介護	あんさんぶる市橋	市橋６丁目１３－２５	273-2941	
通所介護	デイサービスセンターあんずの里	則松２丁目１０番地	230-3335	
通所介護	芥見ケアセンター	芥見長山３丁目１０４番地	243-2525	
通所介護	ニチイケアセンター宇佐	宇佐南４－１６－８	268-6030	
通所介護	ハートデイサービス鷺山	鷺山東１丁目４番３０号	294-6888	
通所介護	デイサービスセンターいきいき	玉井町１７番地	267-1296	
通所介護	サワダデイサービスセンター	野一色７丁目１１番１２号	247-1000	
通所介護	デイサービスセンターちかいし	光町二丁目４６番地	210-2050	
通所介護	今井整形デイサービスセンター	三田洞東１丁目２番９号	236-0533	○
通所介護	アルト介護センター正木	正木北町１－８	296-3041	
通所介護	デイサービス白心	柳津町丸野１丁目７２番地	388-0121	
通所介護	デイサービスたけのうち	柳津町高桑東３丁目１８番地	279-3900	
通所介護	デイサービスセンター ロアジ	柳津町下佐波西１丁目６番地	270-1630	
通所介護	大黒町デイサービスセンター	大黒町３丁目１２番地１	259-3211	
通所介護	鏡島弘法前ケアセンター	鏡島中２丁目９番 13 号	251-9062	
通所介護	デイサービスセンター さくら庵	野一色７丁目１３番８号	240-1403	
通所介護	イー･ケアデイサービスかしまの杜	鹿島町８丁目３７番地	255-0352	
通所介護	長森南デイサービスセンター	切通８丁目３番５号	259-1660	
通所介護	操健康ケアセンター	江添２丁目８－１	268-5330	
通所介護	アルト介護センター七郷	西改田上の町６２－３	234-6760	
通所介護	デイサービス静春	西島町２－６	296-7005	
通所介護	かいご屋通所介護事業所	西川手８丁目１００－１	278-6187	
通所介護	きたがたデイセンター	西河渡４丁目４６	324-9222	
通所介護	岐阜ケアセンターそよ風	茜部菱野１丁目３７番	278-5260	
通所介護	華陽デイサービスセンター	北一色６丁目２番６５号	245-3363	
通所介護	はしもと内科デイサービス	野一色５丁目６番２２	247-0816	
通所介護	アルト介護センター加納	薬師町９	273-7962	
通所介護	ケアセンター花の路。	早田栄町４丁目２６番地　K’ｓ town Ⅰ	233-7061	
通所介護	デイサービス花の木	清 707 番１	277-7377	
通所介護	あっとほーむ城東デイサービスセンター	城東通１丁目１６番地	278-4141	
通所介護	シティタワー・リハビリサロン	橋本町２丁目５２番地	266-4345	
通所介護	デイサービス　ゆうらく	野一色３丁目３番１２号	240-2988	
通所介護	シンシア岐阜北デイサービス	岩崎４６７－１	236-0121	
通所介護	ニチイケアセンター岐阜北	下土居二丁目 21 番 18 号	296-3511	
通所介護	ふじさわデイサービス	三田洞８５０－２	236-0330	○
通所介護	みながわリハビリデイサービス「みどりの風」	折立６２９番地	234-0600	
通所介護	アルト介護センター長良	長良雄総字法喜５４	296-7711	
通所介護	第２とまと介護支援センター	六条片田１－１６－１０	277-4112	
通所介護	デイサービス　育ちゃん	六条江東３丁目１番２４号	215-8522	
通所介護	デイサービス　笑顔いちばん　岐阜尻毛店	下尻毛５１８番地１－２	214-8401	
通所介護	みながわリハビリデイサービス「集いの館」	中２丁目１７９番地１	293-0701	
通所介護	デイサービス 笑顔いちばん岐阜店	竜田町８丁目 15 番地シティハイツ岐阜 1F	242-9947	
通所介護	デイサービス アクティブワンスマイル	福富天神前３４４	214-3240	
通所介護	デイサービスセンター　前一色通	前一色 1-1-3	249-1088	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
通所介護	Angeデイサービス	雲井町３丁目１６番地	215-0162	
通所介護	デイサービスセンター　せせらぎ	三笠町１丁目１４番地	214-6151	
通所介護	湧水館デイサービスセンター	三田洞345-1	237-2500	○
通所介護	リハビリデイサービス折立	折立319番地	215-0356	
通所介護	デイサービスセンター　おひさまの笑顔	茜部寺屋敷2-43	213-7772	
通所介護	ソリューションフィットネス＆リハビリテーション　G-star　長良	福光東1-33-1	214-3348	
通所介護	デイサービスセンター　黒野	黒野69-1	215-0357	
通所介護	ソリューションフィットネス＆リハビリテーション　Ｇ－ｓｔａｒ梅林	殿町６丁目６１１	215-8022	○
通所介護	かがやきデイサービスセンター岐阜木之本	五反田町３８	255-0565	
通所介護	ソリューションフィットネス＆リハビリテーション　Ｇ－ｓｔａｒ加納	加納本町１丁目１５番地	214-6324	
通所介護	渡辺病院デイサービスセンター	矢倉町7番地	213-7112	
通所介護	ラクアデイサービス岐阜	日野東7丁目12番1号	214-7130	○
通所介護	かがやきデイサービス岐阜梅林	金園町10丁目10番地	259-3261	
通所介護	サフィールあまいけ　デイサービスセンター	天池2丁目14番地31号	248-3901	
通所介護	ハピリハ宇佐	宇佐一丁目1番53号	337-8741	
通所介護	デイサービス　かの家	加野1丁目28-24	215-7813	○
通所介護	リハビリ型デイサービス　元気印	上土居856番地1	216-0225	○
通所介護	ほそばたデイサービス	細畑3-15-8	249-6511	
通所介護	デイサービス おかげ庵薮田	須賀3丁目15-4	268-2570	
通所介護	フィットネスデイ　折立	折立319番地	215-1071	
通所介護	パナソニック　エイジフリーケアセンター岐阜茜部・デイサービス	茜部辰新１丁目１５番	268-2321	
通所介護	innovation yotuba	茜部寺屋敷１丁目６番地	215-1105	
通所介護	デイサービスセンター古市場	古市場1-69	215-0320	
通所介護	あずみ苑岐阜	茜部菱野3-143-1	273-4165	
通所介護	デイサービス煌	茜部辰新1-165	214-3201	
通所介護	デイサービスセンターQ-net	茜部中島1丁目74番	215-6544	
通所介護	ハートデイサービス西川手	西川手3丁目31番地	268-3088	
通所介護	デイサポートMAHALO岐阜	此花町3-4	255-1150	
通所介護	げんきの家デイサービスセンター	福富天神前299番3	214-2525	
通所介護	イー･ケアデイサービス　すがの杜	須賀１丁目７番地１	374-7432	
通所介護	岐北デイサービスセンターせせらぎ	黒野南4-103	201-0622	
通所介護	デイサービス桜花	西島町2-5	216-0007	
通所介護	ほそばたデイサービス結	細畑6-8-5	201-6531	
通所介護	デイサービス ジムズ田神	田神6-6　ボヌール田神1階	215-9816	
通所介護	すこやかデイサービスセンター	北山1丁目16番13号	244-4077	
通所介護	デイサービス かえるの手	領下 1 丁目 58-1　メゾン林1F	216-2607	
通所介護	デイサービス　リゾート　アロハ岐阜鏡島	鏡島南3丁目7番27号	201-6727	
通所介護	デイサービス 金華のさと	八代1丁目3番3号	231-6886	
通所介護	フィジカル・デイ長良	長良井田44番地1	201-0352	
通所介護	デイサービス千手の華	茜部菱野4丁目75番地1	268-8005	
通所介護	げんきホーム春近	春近古市場南100番地	213-5535	
通所介護	コンパスウォーク美園	美園町2丁目17番地	257-5056	
通所介護	デイサービスセンター大福町	大福町6丁目3	215-1215	
通所介護	きたえるーむ岐阜六条	六条大溝4丁目13-14	215-7481	

- 429 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
通所介護	あおぞらデイサービスセンター忠節店	美島町 1 丁目 24 番地　PLACE MISHIMA 1F	214-8423	
通所介護	げんきの家リハビリデイサービス	粟野西 5-713	214-8787	
通所介護	ツクイ岐阜金華橋	忠節町 1-25	212-3577	
通所介護	寺田デイサービスセンター	寺田 7 丁目 86 番地 1	201-1622	
通所介護	長良ケアセンターそよ風	上土居 3 丁目 11-1	297-7137	
通所介護	デイサービスリゾートアロハ正木	正木北町 4-1　ビオ正木 1 階	216-0387	
通所介護	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気な仲間たち	六条南 2 丁目 6 番 3 号	216-5515	
通所介護	デイサービスセンター結い	中鶉 7 丁目 26 番地 1	213-4165	
通所介護	ツクイ岐阜茜部	茜部菱野 4-6-1	268-2022	
通所介護	デイサービスセンター　おひさまの杜	茜部寺屋敷 2 丁目 78 番地	274-5530	
通所介護	岐阜南デイサービスセンター	東川手 1-8	275-2280	
通所介護	あったか岩田東デイサービスリハビリセンター	岩田東 1 丁目 172 番地	241-6830	
通所介護	ケアステーションあさひ岐阜	加納朝日町 3 丁目 28 番地	268-3351	
通所介護	デイサービスセンターAMILI 芥見	芥見長山 3 丁目 122-2	216-3546	
通所介護	コンパスウォーク芋島	芋島 4 丁目 31-5	201-4462	
通所介護	リハビリサロンあるてあ	下奈良 2 丁目 10 番 6 号	201-6262	
通所介護	アンシニア柳ヶ瀬デイサービスセンター	柳ケ瀬通六丁目 5 番地	266-1125	
通所介護	デイサービスセンター　マグノリア	加納御車町 39	214-6617	
通所介護	デイサービスリゾートアロハ太郎丸	太郎丸北郷 284, 285	216-1802	○
通所介護	かがやきデイサービス岐阜加納	水主町 1 丁目 176 番地 1	216-2270	
通所介護	デイサービス山華	北一色 5 丁目 4 番地 12	213-5369	
通所介護	いきいき芥見デイサービスリハビリセンター	芥見 4-7	213-6021	
通所介護	デイサービスセンター　わっか	西改田 515 番地 136	337-0020	
通所介護	しらゆりデイサービス	安食 1 丁目 87 番地 1	238-8555	○
通所介護	デイサービス　きらら　上尻毛	上尻毛八幡 89 番地 1	201-5257	
通所介護	デイサービス　ゴールドエイジ西改田	西改田字若宮 73 番地 1	201-4400	
通所介護	デイサービス　永寿	栄新町 2 丁目 50 番地	296-7011	
認知症対応型通所介護	城南デイサービスセンター　笑来学院	東明見町１５番地	277-4141	
認知症対応型通所介護	九重町デイサービスセンター　笑来庵	九重町１丁目１０番地１	249-4141	
認知症対応型通所介護	デイサービス　小春	加納南陽町２丁目４２番地１	277-3220	
認知症対応型通所介護	ハートデイサービス老松	老松町１０番地	267-1388	
認知症対応型通所介護	デイサービスササダ	加納本石町３丁目３番地	215-7171	
認知症対応型通所介護	長良脳活性化センター	長良雄総字法喜５４	296-7712	
認知症対応型通所介護	六条の杜	六条片田１－２１－６	277-5733	
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護　笑来加納	加納愛宕町１８－２	214-6020	
認知症対応型通所介護	デイサービスセンターきらり	鏡島南１－２－３０	254-1533	
認知症対応型通所介護	グループホーム ひなたぼっこ	梅林南町１２番地	240-5895	○
認知症対応型通所介護	デイサービス つなぐ	萱場東町 3 丁目 22	201-5881	
認知症対応型通所介護	グループホーム 彩り「ぎふ」	旦島 6 丁目 1 番 16 号	296-1215	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
認知症対応型通所介護	つなぐの花	萱場東町 10 丁目 12 番 1	201-5881	
認知症対応型通所介護	くぬぎの木	岐阜市北一色 5-13-25	381-9694	
地域密着型通所介護	高橋接骨院デイサービスひだまり	加野２丁目１３番８号	241-7904	
地域密着型通所介護	デイサービスセンター新生コスモス	野一色４丁目１５番１２号	248-6050	○
地域密着型通所介護	老人デイサービスセンターサンライフ彦坂	彦坂川北２３０番地	238-8807	○
地域密着型通所介護	老人デイサービスセンターコート・スマイル	芥見野畑１丁目２５番地	241-2100	
地域密着型通所介護	リハネスさぎやま	鷺山２５６２番地の１１	231-2282	
地域密着型通所介護	デイサービスセンターみたほら苑	三田洞東４丁目９番１号	237-1200	○
地域密着型通所介護	デイサービスきねん	祈年町１丁目２４番地の３	275-7195	
地域密着型通所介護	カワムラデイサービスセンター	芥見野畑１丁目４番地	241-7836	
地域密着型通所介護	あかねデイサービス	茜部野瀬３－１３６	272-1073	
地域密着型通所介護	デイサービスセンター　笑顔	白菊町二丁目２４番地	296-5866	
地域密着型通所介護	デイサービス　ほたる	萱場東町４丁目２６番地	213-7405	
地域密着型通所介護	総合リハビリセンターながら	長良竜東町３丁目５０番地	215-9002	○
地域密着型通所介護	デイサービスセンター なごみ庵	茜部大野１丁目４５番地２	278-3520	
地域密着型通所介護	デイサービスセンターいわい	岩井４丁目１０番１	242-3001	
地域密着型通所介護	デイサービス　まごころ	室津町２丁目１３番地	214-8371	
地域密着型通所介護	デイサービスセンター ふくみつ	福光東１－２３－１８	214-6720	
地域密着型通所介護	ゆうあいデイサービス	北一色 2 丁目 6 番 23 号	227-6591	
地域密着型通所介護	機能訓練型デイサービス　般若堂	切通 4 丁目 20-12	214-9877	
地域密着型通所介護	ソリューションフィットネス＆リハビリテーション　G-star　徹明	真砂町 11-2	214-4880	
地域密着型通所介護	リハビリデイサービス　げんきサポート	加納立花町 11-1　コーポグランデ立花 1 階 101 号室	214-2542	
地域密着型通所介護	クローバー　デイサービス柳津	柳津町梅松 4 丁目 109	388-7790	
地域密着型通所介護	テラスあるてあ	六条南 3 丁目 2 番 8 号	215-5591	
地域密着型通所介護	デイサービス・花水木	西改田字川向 18 番地 1	234-5530	
地域密着型通所介護	華陽のいえデイサービスセンター	東鶉 3 丁目 73-2	215-5502	
地域密着型通所介護	デイサービスリゾートアロハ北一色	北一色 5 丁目 14 番 21 号	374-8165	
地域密着型通所介護	デイサービス　ここあ	島栄町 1-33　シャトーシャルマン 1F	216-1175	
地域密着型通所介護	樹楽　団らんの家　日野東	日野東１丁目１６番１４号	247-5232	○

- 431 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
地域密着型通所介護	岐阜リハビリセンターこころｔｏからだ	島栄町2丁目11番地1	233-0033	
地域密着型通所介護	アンシニア敷島デイサービスセンター	敷島町３丁目６番地	214-2772	
地域密着型通所介護	デイサービス楽楽	学園町３丁目１４	214-7804	
地域密着型通所介護	デイサービス　ふれあいの里薮田	薮田南三丁目５番２５	215-8000	
地域密着型通所介護	のんびり萱場	萱場南1丁目11番17号	214-7905	
地域密着型通所介護	デイサービス ここあ　長良店	長良井田79番	297-7701	
地域密着型通所介護	デイサービスセンターかのん	八代3丁目19番4号	233-3072	
地域密着型通所介護	デイサービス　はる	栄新町2-1	233-2903	
地域密着型通所介護	デイサービスセンターハッピー	春近古市場南191-2	374-3636	
地域密着型通所介護	あいあい・デイサービスセンター	八ツ梅町一丁目15番地	212-2722	
地域密着型通所介護	デイサービス　おかげ庵長良	南蝉1丁目8番	296-3188	
地域密着型通所介護	名鉄レコードブック田神	東栄町3丁目5番地　高橋ビル1階	201-6315	
地域密着型通所介護	名鉄レコードブック金華橋	学園町3丁目19番地	201-3723	
地域密着型通所介護	RIN・REN	西改田米野81番2	213-0208	
地域密着型通所介護	デイサービスかえつ	茜部中島1丁目28番地	213-1165	
おいで地域密着型通所介護	アスタスデイサービスセンター	芋島2丁目2番40号	213-2835	
地域密着型通所介護	エンゼル・ランプデイサービスセンター	柳津町高桑1丁目173番地1	270-0808	
地域密着型通所介護	MIRAI CARE　株式会社	則武中2丁目30番13号	214-2330	
地域密着型通所介護	デイサービスおいで	手力町11番1号	201-2946	
地域密着型通所介護	デイサービス　ジムズ鹿島	鹿島町1-1	255-0360	
地域密着型通所介護	デイサービスまごころ弐番館	長住町八丁目5-2	214-7950	
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護施設ストレングス	須賀3丁目1番38号	213-9534	
地域密着型通所介護	名鉄レコードブック西岐阜	江添2丁目8番17号　山田ビル1階南号室	201-0015	
地域密着型通所介護	いきいきサロン　ひまわり	高河原宇道両毛101番地1	215-9256	
地域密着型通所介護	トレスタ　You&I	北一色2丁目6-21	227-6591	
地域密着型通所介護	アネックス　あかね	茜部野瀬3-136	272-1073	
地域密着型通所介護	岐阜リラクゼーションセンターこころtoからだ	島栄町2丁目50番地2	216-5267	
地域密着型通所介護	エンゼル・ランプ南塚デイサービスセンター	柳津町南塚2丁目172番地	388-7755	
地域密着型通所介護	デイサービスセンター　ラフティブありっ竹	日野南4丁目15-9	215-8009	
地域密着型通所介護	美容特化型デイサービスBouquet	細畑1丁目8-5	245-1080	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
地域密着型通所介護	ぎふ介護デイサービス	太平町 1-2	233-7702	
地域密着型通所介護	デイサービス胡蝶	西野町六丁目北町 10	201-0474	
地域密着型通所介護	世界ちゃんとモゲル先生の元気なデイサービス	六条南二丁目 8 番 20 号	277-2112	
地域密着型通所介護	デイサロンせら	早田東町二丁目 16 番地	216-5900	
地域密着型通所介護	あいご　デイサービスセンター	古市場 189-9	214-8362	
地域密着型通所介護	デイサービスまごころ参番館	長住町八丁目 12　スミカビルⅡ　1 階	214-3636	
地域密着型通所介護	デイサービスここあ　前一色店	前一色 1 丁目 9 - 4	213-8530	
地域密着型通所介護	あいわデイサービスあかなべ	茜部中島三丁目 31 番地 8	273-5561	
地域密着型通所介護	エンゼル・ランプ梅松デイサービスセンター	柳津町梅松 4 丁目 86-1	388-7575	
地域密着型通所介護	つくるんひだまり創	島新町 4 番 6 号	216-0106	
地域密着型通所介護	デイサービスはぐるま	又丸 20-6	201-0430	
地域密着型通所介護	デイサービスりのあ	日野東一丁目 12 番 30 号	216-2699	
地域密着型通所介護	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なわんにゃんぶー	権現町 4-3	201-3622	
通所型サービスＡ	プラーナ	野一色 6 丁目 9 番 3 号	246-8667	
通所型サービスＡ	ライフフィットネス	加納鉄砲町 1 丁目 4 番地	216-2335	
通所型サービスＡ	トレバス	木挽町 36 番地	338-0480	
通所型サービスＡ	げんきの家　プラスファイブ	福富天神前 93	216-1165	
通所型サービスＡ	介護予防運動教室　いっぽいっぽ岐阜	大蔵台 10-28	090-4441-4482	○
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護　あかりの家　（岐阜苑）	大洞 1 丁目 3 番４号	241-1700	○
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能　ふるさと	則武中 3 丁目５番１７号	233-1938	
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護　かがしまの家	鏡島南 1 丁目 2 番１号	251-0277	
小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア岐阜	東金宝町１丁目１２番地	262-7333	
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護　すこやかホームこまき	千手堂南町 3 丁目 3 番地 2	254-8222	
小規模多機能型居宅介護	ゲストハウスごうど	河渡 2 丁目 115 番地 4	251-1550	
小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア城東	城東通１丁目１６番地	278-7333	
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム うららびより柳津	柳津町本郷５丁目９９	387-3377	
小規模多機能型居宅介護	ハートヴィレッジ西川手	西川手 1 丁目 124 番地	268-7211	
小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア大黒町　わたの木庵	大黒町３－１２－１	259-7300	
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム もも太郎	黒野４１９－４	214-7005	
小規模多機能型居宅介護	ハートヴィレッジ鷺山	鷺山東１丁目４番３０号	294-8788	
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム うららびより芋島	芋島２－１－１０	249-2777	

- 433 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア加納	加納愛宕町１８番地２	214-6023	
小規模多機能型居宅介護	にっけん小規模多機能ホーム 今町	今町 3 丁目 7-1	262-8560	
小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア　島	北島 1 丁目 4 番 4	216-2771	
小規模多機能型居宅介護	長森いきいき倶楽部ラシック小規模多機能型居宅介護支援事業所	北一色 10-38-1	213-1294	
小規模多機能型居宅介護	ひとい木	福光東３丁目１０番８号	210-2010	
看護小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア長良	千代田町 1 丁目 26 番地	214-6123	
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護施設あいかわの杜	芥見大船 1 丁目 12 番地 2	244-2730	
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護　里の荘	敷島町 7 丁目 41 番地 1	214-3802	
看護小規模多機能型居宅介護	さわやかホームこまき	都通 4 丁目 7 番地	215-0155	
看護小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア岐阜南	岐阜市六条片田1丁目２１番１	201-5003	
住宅型有料老人ホーム	医心館　岐阜	尼ヶ崎町 1 丁目 9 番地 19	259-3937	
住宅型有料老人ホーム	シティタワー・アンキーノ	橋本町 2 丁目 52	266-4333	
住宅型有料老人ホーム	ドリーム・コート	芥見野畑 1 丁目 71	243-3537	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームホームくまっこ	日置江 1 丁目 73-1	279-3116	
住宅型有料老人ホーム	メディカルスイート岐阜北	岩崎 1024-2	237-1512	○
住宅型有料老人ホーム	ヴィラさくら茜部	茜部寺屋敷 1 丁目 39-1	242-9255	
住宅型有料老人ホーム	四季彩岐阜	佐久間町 4	267-6002	
住宅型有料老人ホーム	麗	柳津町本郷 5 丁目 99	387-7377	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム　花えみ	曽我屋 6 丁目 37 番地 6	234-3372	
住宅型有料老人ホーム	ファミリーコート城東	城東通 1 丁目 16	278-3833	
住宅型有料老人ホーム	だんらん岐阜北一色	北一色 6 丁目 18 番 21 号	214-8782	
住宅型有料老人ホーム	メディコート岐阜	東金宝町 1 丁目 12	264-2285	
住宅型有料老人ホーム	MOARU 六条	六条北 4 丁目 12-7	213-1100	
住宅型有料老人ホーム	ファミリーコート加納	加納愛宕町 18-2	214-6010	
住宅型有料老人ホーム	マグノリア	加納御車町 39 番地	214-6617	
住宅型有料老人ホーム	ササダ	加納寿町 3 丁目 3 番地	275-8085	
住宅型有料老人ホーム	ひだまりの里笑和	加納本石町 3 丁目 1 番地	272-1711	
住宅型有料老人ホーム	ぬくもりの里笑和	下尻毛 456 番地	214-4140	
住宅型有料老人ホーム	エンゼル・ランプ有料老人ホーム	柳津町高桑 1 丁目 173 番地 1	270-0808	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
住宅型有料老人ホーム	湧水館	三田洞 345 番地 1	237-2500	○
住宅型有料老人ホーム	おひさまの笑顔	茜部寺屋敷 2 丁目 43 番地	276-1366	
住宅型有料老人ホーム	サフィールあまいけ	天池 2 丁目 14 番 31 号	248-3901	
住宅型有料老人ホーム	加納渡辺病院有料老人ホームやくら	矢倉町 7	213-7112	
住宅型有料老人ホーム	イースぎふ	須賀 1 丁目 1-5	214-7394	
住宅型有料老人ホーム	コミュニティハウスひまわり	茜部新所 3 丁目 91 番地	271-2220	
住宅型有料老人ホーム	MOARU 長良	長良福光字崇福寺 2406 番 25	297-7001	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム七郷	西改田字川向 18 番地 1	234-5522	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホームここな	切通 2 丁目 7 番 24 号	215-8825	
住宅型有料老人ホーム	あさひ加納	加納栄町通 5 丁目 7 番地	214-9002	
住宅型有料老人ホーム	ニチイメゾン岐阜六条	六条南 3 丁目 4 番 13 号	215-1900	
住宅型有料老人ホーム	おひさまの微笑み	茜部寺屋敷 2 丁目 40 番地	276-1366	
住宅型有料老人ホーム	りらいぶ岐阜	若杉町 13－1	215-1176	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム ケアホーム・みさお	則武中 1 丁目 26 番 5 号	215-8886	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム 元気印　あかなべ	茜部大野二丁目 266 番 2	214-8752	
住宅型有料老人ホーム	ふれあいほーむなごみ	茜部大野 1 丁目 45 番地 2	278-3520	
住宅型有料老人ホーム	ベルデ岐阜中央	織田塚町二丁目 8 番	214-8507	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　あおぞら	茜部大野 2 丁目 32 番 1	201-2955	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 木田	下尻毛 483－1	234-5540	
住宅型有料老人ホーム	清流の郷　一笑	領下 4 丁目 99 番地	259-3066	
住宅型有料老人ホーム	ルミエールヤスエ	鏡島西二丁目 4 番 14 号	215-7157	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　なないろの詩　鶉	南鶉 7 丁目 45 番地	276-1117	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホームみながわ　ナーシング・エム	中 2 丁目 180 番地 1	293-5620	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホームウィッシュ	早田東町 6 丁目 27 番地	231-6148	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム翠月	早田東町 2 丁目 68 番地	231-6153	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム すこやか	北山 1 丁目 16 番 13 号	241-7709	
住宅型有料老人ホーム	メディコート長良	菊水町 1 丁目 8 番 1	214-9941	
住宅型有料老人ホーム	ゆかりの郷ホーム嵯峨	芥見嵯峨 1 丁目 150 番地 1	201-3166	
住宅型有料老人ホーム	ハピネス長良	南蝉 1 丁目 8 番	296-3188	
住宅型有料老人ホーム	シェアハウスそら茜部	茜部菱野 4 丁目 160-4	214-6397	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホーム悠ライフ	月ノ会町 1 丁目 12 番 30	338-7788	

- 435 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム セカンドライフ	岩崎 843 番 2	213-1772	
住宅型有料老人ホーム	渡辺病院有料老人ホーム城東	城東通 4 丁目 33 番地	201-5512	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ヴィラあさぎり	朝霧町 26 番地	216-1118	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム だんらん下奈良	下奈良 3 丁目 10-3	276-0181	
住宅型有料老人ホーム	あいあんどゆうあい	敷島町 5 丁目 1 番	216-0313	
住宅型有料老人ホーム	エンゼル・ランプ梅松離宮	柳津町梅松 4 丁目 86-1	388-7575	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ほしぞら	加納南陽町 2 丁目 55 番 1	216-2011	
住宅型有料老人ホーム	メディコート寺田	寺田 7 丁目 86 番地 1	213-2355	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホーム　ケアリー岐阜下佐波	柳津町下佐波 3 丁目 7 番	201-2811	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　リビング・ラボ	下西郷 3 丁目 72 番 1、2	213-3303	
住宅型有料老人ホーム	YUKARI 長住	長住町 5 丁目 4 番 1	201-1761	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホーム悠ライフ　六条	六条江東 2 丁目 12 番 1､12 番 2	338-8777	
住宅型有料老人ホーム	シェアらくらく	西中島 4 丁目 1 番 24	233-0080	
住宅型有料老人ホーム	スマイルナーシング黒野	大字下鵜飼 1602-2	234-8110	
住宅型有料老人ホーム	スマイルナーシング六条	六条南 2 丁目 2 番 1	271-2030	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　ゆうやけ	茜部大野 2 丁目 92 番地	201-2560	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　おひさまの杜	茜部寺屋敷 2 丁目 78 番地	274-5530	
住宅型有料老人ホーム	スマイルナーシング長良	菊水町 1 丁目 21	233-3550	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ゆうやけ別邸	茜部大野 2 丁目 95 番地	216-1855	
住宅型有料老人ホーム	Connect	長良西山前 87-1	201-3210	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　あさやけ	茜部大野 2-188-1	201-1965	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホーム岐阜西川手	西川手 6 丁目 58 番地	213-8891	
住宅型有料老人ホーム	エンゼル・ランプ「南塚　離宮」	柳津町南塚 2 丁目 172 番地	388-7755	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム　ビレッジまたまる	大字又丸字仙道 20-6	239-0230	
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム AMILI 芥見	芥見長山三丁目 122-2	216-3546	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホームベルデ岐阜西	鏡島南 4 丁目 2 番 18 号	201-4870	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム　ゆうもあスマイル日野	日野南 3 丁目 6 番地 5	227-7023	
住宅型有料老人ホーム	ライフ・ネット　ナーシング折立	折立 852 番地	215-5757	
住宅型有料老人ホーム	ケアコート木之本	都通 4 丁目 7 番地	215-0155	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム　彩結	切通 5 丁目 10-6	213-1879	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホームケアリー岐阜下佐波　2 号館	柳津町上佐波 5 丁目 191 番	201-2811	
住宅型有料老人ホーム	りらいぶ六条	六条大溝 3 丁目 5 番 9	201-1868	
住宅型有料老人ホーム	サニーコート岐阜六条	六条 108 番地	213-0513	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホーム福ろう	福富町田 84 番地 1	213-4129	
住宅型有料老人ホーム	アクアホーム岐阜茜部	茜部中島 1 丁目 77 番	214-4300	
住宅型有料老人ホーム	クローバー柳津	柳津町梅松 4 丁目 135 番地	218-2711	
住宅型有料老人ホーム	アルトのお家　旦島	旦島中 1 丁目 2 番 5 号	201-1330	
障がい者施設(日中活動)	独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良 1300-7	232-7755	○
障がい者施設(日中活動)	第二いぶき	出屋敷 493	229-6464	○
障がい者施設(日中活動)	ひきえ事業所	日置江 2-80-8	279-2448	
障がい者施設(日中活動)	生活介護事業所アミティ寺田	寺田 7-85	251-4165	
障がい者施設(日中活動)	ポップコーン	中西郷 1-20	215-7021	
障がい者施設(日中活動)	つばさ	光樹町 8-1	272-3437	
障がい者施設(日中活動)	障害福祉サービス事業所かけはし西岐阜	市橋 3-11-18	277-6113	
障がい者施設(日中活動)	第一サンライズ	三歳町 4-1-14	253-9018	
障がい者施設(日中活動)	就労支援センター光陽	東改田再勝 12-1	215-5122	
障がい者施設(日中活動)	嘉百合園	則松 1-30	293-9085	
障がい者施設(日中活動)	長良ひまわり社	長良仙田町 2-6-2	295-4026	
障がい者施設(日中活動)	あじさいの家	折立字木成 702	374-0949	
障がい者施設(日中活動)	いぶき	島新町 5-9	233-7445	
障がい者施設(日中活動)	グリンリーフ	島原町 46	273-7275	
障がい者施設(日中活動)	石谷事業所	石谷字池田 1330-1	235-6077	
障がい者施設(日中活動)	清流園	鷺山向井 2563-18-5	231-1521	
障がい者施設(日中活動)	ワークサポートひの	日野南 4-2-3	247-5026	
障がい者施設(日中活動)	にじのこ	旦島 2-2-6	232-8106	
障がい者施設(日中活動)	株式会社 岐阜なめきファーム	次木 645	279-3357	
障がい者施設(日中活動)	マハナ岐阜	多賀町 9-4	215-8142	
障がい者施設(日中活動)	株式会社 ＬＳエンジェリック	薮田南 1-11-9　第 2 岐阜県ビル 2F	277-5115	

- 437 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設(日中活動)	合資会社フェニックス	野一色 4-1-6	214-8790	
障がい者施設(日中活動)	おひさま	茜部新所 1-105-1	214-8325	
障がい者施設(日中活動)	ｅーパック	岩滝西 1-372-2	214-8862	
障がい者施設(日中活動)	ワークサポートみやこ	都通 2-23	252-4737	
障がい者施設(日中活動)	ワークサポートやないづ	柳津町下佐波西 1-15	270-0392	
障がい者施設(日中活動)	ワークサポートあおやぎ	青柳町 5-24-1	254-0276	
障がい者施設(日中活動)	すまいるはうす	東改田 369	234-4495	
障がい者施設(日中活動)	株式会社エーペックスインクルージョン	柳津町下佐波 4-1	214-7746	
障がい者施設(日中活動)	自立訓練（生活訓練）事業所うかい	洞 1026	239-5838	
障がい者施設(日中活動)	あしたの会　家庭学校	則武 830-4	233-9305	
障がい者施設(日中活動)	岐阜市立ワークス恵光	西島町 4-24	231-2455	
障がい者施設(日中活動)	ビー・カンパニー	古市場 79-1	214-8114	
障がい者施設(日中活動)	あしたの会　ふくろうの家	六条南 1-16-3	276-7270	
障がい者施設(日中活動)	第二いぶきＢ	出屋敷 493	229-6464	○
障がい者施設(日中活動)	ふれんど	高野町 5-19	215-8413	
障がい者施設(日中活動)	ひなた	真砂町 5-10 コーポアサノ 1F	214-6831	
障がい者施設(日中活動)	ウェルテクノスジョブトレーニングセンター岐阜（うぇる工房そら）	長住町 9-11 TANAKA ビル 6F	215-0131	
障がい者施設(日中活動)	ごんのしま作業所	近島 5-8-8	233-7445	
障がい者施設(日中活動)	オリーブ	向陽町 11－1	214-6017	
障がい者施設(日中活動)	さん・さん岐阜	茜部本郷 1-4-1	274-1533	
障がい者施設(日中活動)	福百合園	前一色 3-5-16	215-0010	
障がい者施設(日中活動)	株式会社サンコール	前一色 1-10-14	245-3820	
障がい者施設(日中活動)	たいよう	則武中 1-24-23	215-6612	
障がい者施設(日中活動)	みのり	茜部菱野 1-27	215-6630	
障がい者施設(日中活動)	ワークサポートあすなろ	都通 2-23	213-6223	
障がい者施設(日中活動)	サテライトいぶき	島新町 4-24	233-7445	
障がい者施設(日中活動)	パッソ岐阜校	金町 6-21　岐阜ステーションビル 702	213-6088	
障がい者施設(日中活動)	第１博天堂	北鶉 4-56	242-9202	
障がい者施設(日中活動)	笑顔工房・ファミリーベア	柳津町梅松 1-131	216-6682	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設(日中活動)	ワークショップきらきら	清本町 9-10	215-5553	
障がい者施設(日中活動)	パソコン寺子屋　イオン柳津塾	柳津町本郷 4-1-1　イオン柳津店 3 階	322-2181	
障がい者施設(日中活動)	ウェルアーチ	則武中 4-3-8	215-0261	
障がい者施設(日中活動)	丸玉ウェル	加納天神町 4-27	273-2926	
障がい者施設(日中活動)	就労支援ゆうゆう	八代 3 丁目 13 番 13 号	215-1222	
障がい者施設(日中活動)	希望の糸	笹土居町 32-1	265-9285	○
障がい者施設(日中活動)	ノックス岐阜	長住町2-7アーバンフロントビル 3 階	215-1931	
障がい者施設(日中活動)	ほまれの家　岐阜店	近島 5-11-9	294-7665	
障がい者施設(日中活動)	いぶきゆめひろ共同作業所	島新町 4-32	233-7445	
障がい者施設(日中活動)	ルピナス	岩地 2-11-5	213-3000	
障がい者施設(日中活動)	Step house	真砂町 11-12 不破ビル 4F	201-3555	
障がい者施設(日中活動)	ホトうさぎ岐阜	東鶉 3-76-2	275-1682	
障がい者施設(日中活動)	めぐる	神田町 8 丁目 21 番地	267-1595	
障がい者施設(日中活動)	リハビリランド　さぎ山	鷺山東 2-5-41	295-0021	
障がい者施設(日中活動)	就労移行支援事業所ワンステップ	加納清水町3-14 レジデンス35 3F	215-1688	
障がい者施設(日中活動)	ぎふ就労支援センター	住ノ江町 1-12 住ノ江町加納ビル 2 階	267-5358	
障がい者施設(日中活動)	障がい者就労継続支援A型事業所ハートフォスター	西川手 1-124	268-2882	
障がい者施設(日中活動)	ル・リアン	川部 6-60	201-6330	
障がい者施設(日中活動)	かなさ	神田町 8-21	212-3417	
障がい者施設(日中活動)	第二いぶき２	出屋敷 492	229-6464	○
障がい者施設(日中活動)	ククル	玉姓町 3-13-4　ビル隼 2F 201 号室	201-2273	
障がい者施設(日中活動)	エルロン	玉姓町 3-13-4　ビル隼 4F 401 号室	201-2271	
障がい者施設(日中活動)	ひきえ第二事業所	日置江 2-50-1	201-0227	
障がい者施設(日中活動)	陽百合園	安食 1228-2	201-0785	○
障がい者施設(日中活動)	シャイニーデイズ	一日市場北町 3-7	213-7373	
障がい者施設(日中活動)	イロドリ	下尻毛西屋敷 234	214-9381	
障がい者施設(日中活動)	あさひ	長住町 2-10-19 仲辰ビル 2F	050-7110-8118	
障がい者施設(日中活動)	カジャ	真砂町 11-11	216-2005	
障がい者施設(日中活動)	Happy!スマイル	早田栄町 3-23 栄コーポラス 108	337-3074	

- 439 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設(日中活動)	ｐｌｕｓ	城東通 2-38 福島ビル 1F	201-5571	
障がい者施設(日中活動)	ひまわり	西改田村前 104-1	372-6756	
障がい者施設(日中活動)	第二あじさいの家	柳津町下佐波 3-9	377-2034	
障がい者施設(日中活動)	就労継続支援Ｂ型事業所　アンドワークス	六条北 4-16-14	216-4072	
障がい者施設(日中活動)	アンダンテ	三田洞東 5-8-4	337-4715	○
障がい者施設(日中活動)	マルエイソーシャルサポート	北一色 2-9-10	201-2225	
障がい者施設(日中活動)	デイサービス千手の華	茜部菱野 4-75-1	268-8005	
障がい者施設(日中活動)	すこやかふぁーむ	六条 3-9-21	213-5515	
障がい者施設(日中活動)	RIN･REN	西改田米野 81-2	213-0208	
障がい者施設(日中活動)	アリー	玉井町 36-1	201-5990	
障がい者施設(日中活動)	Sun Shine	福光東 1-1-4	231-7676	
障がい者施設(日中活動)	エグゼスト	玉姓町 3-13-4 ビル隼 301 号室	213-6266	
障がい者施設(日中活動)	就労さぽーと岐阜	茜部新所 1 丁目 78 番地	265-9001	
障がい者施設(日中活動)	マイルストーン	加納新本町 1-21	216-2990	
障がい者施設(日中活動)	笑顔工房チャレンジベア	茜部新所 1 丁目 98 番地 2	214-8110	
障がい者施設(日中活動)	ほそばたデイサービス	細畑 3-15-8	249-6511	
障がい者施設(日中活動)	はな・はな	柳津町南塚 1-139	372-7723	
障がい者施設(日中活動)	ほたるの仕事場岐阜県庁南	須賀 2-4-5	215-1235	
障がい者施設(日中活動)	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気な仲間たち	六条南 2 丁目 6 番 3 号	216-5515	
障がい者施設(日中活動)	生活介護事業所　リハビリランド	上土居 1 丁目 18 番 3 号	374-7505	
障がい者施設(日中活動)	アミティスマイル寺田	寺田 7 丁目 98 番地 1	213-1721	
障がい者施設(日中活動)	ひなた忠節店	島栄町 1 丁目 33 番地	294-7530	
障がい者施設(日中活動)	クラゲパン	天池 2 丁目 10-8	216-3688	
障がい者施設(日中活動)	ディーキャリア　岐阜駅前オフィス	吉野町 6 丁目 31 番地　岐阜スカイウイング　東棟 102	201-3228	
障がい者施設(日中活動)	ファーストステップベア	茜部新所 1 丁目 98 番地 2　ビル 5 階	080-4894-8110	
障がい者施設(日中活動)	彩花の森	鷺山北町 7 番 11 号	231-5581	
障がい者施設(日中活動)	就労支援Ｂ型　ポラリス	宇佐南 4 丁目 9 番 8 号	215-0970	
障がい者施設(日中活動)	SHINY	東改田字再勝 89 番 1	214-8172	
障がい者施設(日中活動)	就労継続支援Ｂ型事業所ミライ	金町 1 丁目 6－2　クレールたった 2 階	262-4705	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設(日中活動)	さん・さん茜部	茜部本郷1丁目6番地3	201-3317	
障がい者施設(日中活動)	サブカルビジネスセンター岐阜	吉野町6丁目31番地　岐阜スカイウイング37　東棟103号室	201-6139	
障がい者施設(日中活動)	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なデイサービス	六条南2丁目8番20号	277-2112	
障がい者施設(日中活動)	シャンツェ	岩地2丁目20-20	201-0846	
障がい者施設(日中活動)	Waku ワーク	鹿島町1丁目5鹿島スクエアビル	050-3528-8404	
障がい者施設(日中活動)	ゆらりて岐阜駅前	花園町14番地	374-3080	
障がい者施設(日中活動)	指定就労継続支援施設あおぞら	下西郷816番5	213-5554	
障がい者施設(日中活動)	アートフィールド	粟野東1-40	214-3211	
障がい者施設(日中活動)	ひだまり	長良東2-45　バロー長良店2階	295-7395	
障がい者施設(日中活動)	インクルワーク	柳津町下佐波3-10-1-2	279-0182	
障がい者施設(日中活動)	ＭＯＡＲＵ大溝	六条大溝4-8-18 エバーグリーン岐阜102	201-0522	
障がい者施設(日中活動)	オークヴィレッジ	光町1-35-2	201-1010	
障がい者施設(日中活動)	ウェルビー岐阜駅前センター	神田町9-20 Ｇ‐front6Ｆ	201-0081	
障がい者施設(日中活動)	ワークエンド	岩地3-9-10 エスプリ102号室、203号室	201-3777	
障がい者施設(日中活動)	ぼたん	矢島町1丁目4番1	214-9363	
障がい者施設(日中活動)	ハイタッチ	日ノ出町四丁目16番地	265-0155	
障がい者施設(日中活動)	岐阜北キャリアセンター	則武中2丁目22番地12	213-4810	
障がい者施設(日中活動)	えむず	東金宝町4丁目5番地	215-6850	
障がい者施設(日中活動)	キャリカク岐阜駅前オフィス	加納栄町通1-6	213-1570	
障がい者施設(日中活動)	マイルストーン　ナガハタ	岐阜市長旗町1-1-1　アクトナガハタ3階	213-8077	
障がい者施設(日中活動)	ディートランジット	神室町1丁目37番1号	267-7070	
障がい者施設(日中活動)	就労継続支援事業所　ジムズワークス	北一色2丁目5番19号	215-8123	
障がい者施設(日中活動)	笑顔工房フードラボベア	野一色3丁目16-17	213-2715	
障がい者施設(日中活動)	スマイリー	西鶉5丁目5番地2	201-1825	
障がい者施設(日中活動)	なないろ	高砂町3丁目1番地　アルソリエート岐阜高砂1階・203号	265-9001	
障がい者施設(日中活動)	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なデイサービスわんにゃんぶー	権現町4-3	201-3622	
障がい者施設(日中活動)	あんさんぶる市橋	市橋6丁目13番地25	273-2941	
障がい者施設(日中活動)	シャイン	祈年町11丁目27番地1	213-7584	

- 441 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設(日中活動)	就労継続支援 B 型事業所エンターテインメントアカデミーでじるみ岐阜駅前	神田町 8 丁目 20　2 階	213-6848	
障がい者施設(日中活動)	アイビス岐阜	金町 6 丁目 21　岐阜ステーションビル 302 号室	215-1630	
障がい者施設(日中活動)	つくし	鷺山新町 7 番地 19	216-0301	
障がい者施設(日中活動)	就労継続支援Ｂ型　Gifty	水海道 4 丁目 23 番地 7	201-0685	
障がい者施設(日中活動)	ほたるの仕事場　岐阜栄光	加納寿町 4 丁目 1 番地　1-F	322-7788	
障がい者施設(日中活動)	就労継続支援Ｂ型　ライフ・リアン折立	折立 781-1	213-5660	
障がい者施設(日中活動)	就労継続支援Ｂ型事業所アンドワークスかんだまち	神田町 6 丁目 6 番地	201-4305	
障がい者施設（短期)	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	則武 1816-1	233-7121	
障がい者施設（短期)	独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良 1300-7	232-7755	○
障がい者施設（短期)	岐阜県立みどり荘	中西郷 1-55	230-1611	
障がい者施設（短期)	長良ひまわりゆっくり宿	長良仙田町 2-6-2	295-4026	
障がい者施設（短期)	福富医院	安食 1-87-1	238-8555	○
障がい者施設（短期)	岐阜市立第二恵光	西島町 4-24	232-4395	
障がい者施設（短期)	岐阜市立第三恵光	西島町 4-24	231-2455	
障がい者施設（短期)	矢嶋小児科 小児循環器クリニック	日野南 7-10-7	240-5666	
障がい者施設（短期)	障がい福祉施設 こぱんだ	鷺山北町 8-20	215-6180	
障がい者施設（短期)	ほたる	下西郷 2-252	234-9832	
障がい者施設（短期)	重症心身障がい児施設 すこやか	野一色 4-6-1	246-1111	
障がい者施設（短期)	障がい福祉施設 森のこぱんだ	正木 1980-53	297-1185	
障がい者施設（短期)	ショートステイセンター いぶき	島新町 4-35	233-7445	
障がい者施設（短期)	ショートステイ千手の華	茜部菱野 4-75-1	268-7800	
障がい者施設（短期)	ル・リアン　短期入所	下西郷 5-65-2	215-5527	
障がい者施設（短期)	特別養護老人ホーム サンライフ彦坂	彦坂川北 230 番地	238-8800	○
障がい者施設（短期)	世界ちゃんとモグル丸先生の元気なショートステイ	六条南 2-6-3	216-5515	
障がい者施設（短期)	第２障がい者共同生活支援センター	旦島 2 丁目 10 番 6 号	214-8831	
障がい者施設（短期)	グループホーム　ル・リアン 短期入所	下西郷 5 丁目 66 番地 1	215-5527	
障がい者施設（短期)	ショートステイ　リハビリランド	津島町 2-23	248-5050	
障がい者施設（短期)	グループホームふわふわ島田	島田 1 丁目 7 番 9	213-3635	
障がい者施設（短期)	短期入所綴～つづり～岐阜茜部	茜部中島 1 丁目 33 番地 1	272-5117	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設（短期）	短期入所　岐阜細畑	細畑１丁目５番 14 号	246-0801	
障がい者施設（短期）	短期入所　ステイベア	茜部新所１丁目 98 番地２　４階	214-8110	
障がい者施設（短期）	短期入所　岐阜太郎丸	太郎丸北郷 205-1	229-1511	
障がい者施設（短期）	グループホームはなみずき黒野短期入所	下鵜飼 1511-1	201-1345	
障がい者施設（短期）	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気な仲間たち	六条南２丁目６番３号	216-5515	
障がい者施設（短期）	指定共同生活援助ひまわり	下西郷 816 番６	213-5552	
障がい者施設（短期）	ショートステイおはな	下西郷４丁目 80-4	338-8885	
障がい者施設（短期）	グループホーム　ホヌの家	本荘 1446-4	090-6386-5311	
障がい者施設（短期）	ショートステイ　ふもとの家	松山町１番地３	090-8689-4103	○
障がい者施設（短期）	ショートステイ　ライフ･リアン折立	折立 782-1	213-1750	
障がい者施設（入所）	障がい者共同生活支援センターめろでいハウス	北一色 10-6-４　メゾン徳 N03	248-6961	
障がい者施設（入所）	障がい者共同生活支援センターあったかハウス	細畑１丁目 8-5　C・ISLAND17 ４B　6C	248-6719	
障がい者施設（入所）	障がい者共同生活支援センターはあもにいハウス	萱場南 1-4-2	253-5240	
障がい者施設（入所）	障がい者共同生活支援センターりずむハウス	鍵屋西町 2-20　多恵第二ビル	233-5557	
障がい者施設（入所）	障がい者共同生活支援センターしんほにいハウス	萱場東町 6-12　バンティアン	297-2536	
障がい者施設（入所）	障がい者共同生活支援センターわいわいハウス	明神町 2-42　ブルメンガーデン B	294-0132	
障がい者施設（入所）	障がい者共同生活支援センターにぎやかハウス	旦島中 1-9-18　コーポフローラ	232-6502	
障がい者施設（入所）	しま・ホーム	島新町 5-9	233-7445	
障がい者施設（入所）	さぎやま・ホーム	島新町 5-9	233-7445	
障がい者施設（入所）	グループホーム・リバティ	向陽町 12-1	273-2114	
障がい者施設（入所）	グループホーム・ライフ	向陽町 10	273-2114	
障がい者施設（入所）	ホーム・ラミー	芥見 1-266	242-3607	
障がい者施設（入所）	グループホーム　サンサン	日野南 7-5-6	215-1588	
障がい者施設（入所）	グループホーム　オハナ	琴塚 3-7-11　コーポヤマト 3 階	215-1588	
障がい者施設（入所）	清流の里	鷺山向井 2563-18-6	295-7175	
障がい者施設（入所）	ケアホーム恵光	西島町 4-24	231-2455	
障がい者施設（入所）	おひさまハウス	桜木町 2-6	231-5497	
障がい者施設（入所）	おひさまハウス　さぎ山	鷺山 2563-6	080-2664-9686	
障がい者施設（入所）	ケアホーム スマイルスマイル	上土居 84-1	215-0195	

- 443 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設（入所）	ケアホーム スマイルくろの	大字中字形野 473-37	215-0195	
障がい者施設（入所）	ケアホーム スマイルあかなべ	茜部大野 1-91	215-5385	
障がい者施設（入所）	ケアホーム スマイルうずら	東鶉 2-55-1	215-0195	
障がい者施設（入所）	ケアホーム スマイルやないづ	柳津町丸野 2-33-1	215-0195	
障がい者施設（入所）	ケアホーム アジョインいわさき	岩崎字一町田 630-6	215-0195	○
障がい者施設（入所）	長良ひまわり のんびりホーム	長良東 1-35	295-4026	
障がい者施設（入所）	ふぁみりぃポップ	下西郷 2-252	234-9832	
障がい者施設（入所）	おひさまのこもれび	茜部寺屋敷 2-40	276-1366	
障がい者施設（入所）	長良ひまわり やすらぎホーム	長良仙田町 1-25-1	295-4026	
障がい者施設（入所）	グループホームほたるの杜岐阜県庁南	須賀 2-4-5	201-3668	
障がい者施設（入所）	グループホームほたるの杜岐阜県庁南　ルミエールⅠ	薮田南 3-12-15	201-3668	
障がい者施設（入所）	グループホームほたるの杜岐阜県庁南　サニーハイツ岐阜	柳津町蓮池 3-7	201-3668	
障がい者施設（入所）	みらいのたね岐阜	蔵前 4-1-11	338-7117	
障がい者施設（入所）	くらら	柳森町 1-71 ヴィラ寿	215-5553	
障がい者施設（入所）	オレンジホーム	三田洞東 5-8-14	237-6681	○
障がい者施設（入所）	ミライエ（わおん西改田）	西改田字米野 88 番地 2	215-7002	
障がい者施設（入所）	グルホいしがい	石谷 1424ー1	257-2345	○
障がい者施設（入所）	わおん岐阜	高森町 6 丁目 27-5	090-1569-4267	
障がい者施設（入所）	第２障がい者共同生活支援センター	旦島 2 丁目 10 番 6 号	214-8831	
障がい者施設（入所）	アミティホーム寺田	寺田 7 丁目 86 番地 1	213-1720	
障がい者施設（入所）	グループホーム　ル・リアン	下西郷 5 丁目 66 番地 1	215-5527	
障がい者施設（入所）	指定共同生活介護れもん	日置江 1 丁目 47 番 1	213-6077	
障がい者施設（入所）	グループホームふわふわ島田	島田 1 丁目 7 番 9	213-3635	
障がい者施設（入所）	グループホームほたるの里　岐阜鷺山	鷺山東 2 丁目 1 番 3 号	213-0610	
障がい者施設（入所）	日中支援型障がい者グループホーム綴～つづり～岐阜茜部	茜部中島 1 丁目 33 番地 1	272-5117	
障がい者施設（入所）	グループホーム　咲良	芥見長山 1-129	347-0482	
障がい者施設（入所）	ソーシャルインクルーホーム岐阜細畑	細畑 1 丁目 5 番 14 号	246-0801	
障がい者施設（入所）	グループホーム　ここえ	柳津町丸野 1-3-1	215-8016	
障がい者施設（入所）	グループホーム愛空	敷島町 3 丁目 10 番地	213-6086	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者施設（入所）	グループホームリハビリランドさぎ山東Ⅰ	鷺山東2丁目5番44号	294-0410	
障がい者施設（入所）	グループホーム　and[s]	萱場南1丁目9番地10　ジュネスNIKKO　101号室	201-0730	
障がい者施設（入所）	共同生活援助　わらくの家	日野南3丁目8番6	377-3294	
障がい者施設（入所）	陽百合園グループホーム	安食1228番地	201-0785	○
障がい者施設（入所）	マーガレットハウス	長良2435-103	090-2060-5291	○
障がい者施設（入所）	いなばビレッジ	矢島町2丁目55番地　おとらやビル401	266-4124	
障がい者施設（入所）	障がい者グループホーム　笑夢	下西郷4丁目80ー4	338-8885	
障がい者施設（入所）	ケアホーム　えん	蔵前4丁目15－16	245-2860	
障がい者施設（入所）	グループホームはなみずき黒野	下鵜飼1511-1	201-1345	
障がい者施設（入所）	グループホームほたるの里　柳津	柳津町南塚5丁目162番地2	090-9766-8964	
障がい者施設（入所）	ソシャールインクルーホーム岐阜太郎丸	太郎丸北郷205-1	229-1511	
障がい者施設（入所）	障がい者グループホームわおん加野	加野1丁目24-24	215-1200	○
障がい者施設（入所）	指定共同生活援助ひまわり	下西郷816番6	213-5552	○
障がい者施設（入所）	しろとりホーム	水海道4丁目23番9号	337-7702	
障がい者施設（入所）	グループホーム　ホヌの家	本荘1446-4	090-6386-5311	
障がい者施設（入所）	グループホーム　ふもとの家	松山町1番地3	090-8689-4103	○
障がい者施設（入所）	障がい者グループホームcocoro	鶴田町3丁目7番地20	213-1388	
障がい者施設（入所）	グループホーム　ライフ･リアン折立	折立782番地1	213-1750	
障がい者施設（入所）	ヌークス　ヴィレッジ	尼ケ崎町2丁目23 Creation21　208号室	214-7751	
障がい者施設（入所）	popo cherie　岐阜	西中島1丁目1－1	080-4570-5729	
障がい者施設（支援）	岐阜県立みどり荘	中西郷1-55	230-1611	
障がい者施設（支援）	岐阜市立第二恵光	西島町4-24	232-4395	
障がい者施設（支援）	岐阜市立第三恵光	西島町4-24	231-2455	
障がい児施設	サポートセンターつぼみ	折立348番地1	260-6663	
障がい児施設	ゆりかご成育センター	大字椿洞楷子田1104-1	237-7170	○
障がい児施設	独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良1300-7	232-7755	○
障がい児施設	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	則武1816-1	233-7121	
障がい児施設	リトル☆スター寺田	寺田7-95	253-4141	
障がい児施設	岐阜市立恵光学園	長良東3-93	232-4551	
障がい児施設	岐阜市児童発達支援センターみやこ園	都通2-23	252-0460	
障がい児施設	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター児童発達支援センターきらり	則武1816-1	233-7121	

- 445 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい児施設	岐阜地域児童発達支援センターポッポの家	長良東2丁目140番地	294-5757	
障がい児施設	合資会社フェニックス	北一色10-3-3	215-0462	
障がい児施設	児童発達支援事業、放課後等デイサービス　あるてあ	下奈良2丁目10番6号	201-6250	
障がい児施設	さん・さん岐阜	茜部本郷1-4-1	274-1533	
障がい児施設	放課後デイ　アネーラ	坂井町2-6-201	253-3840	
障がい児施設	リトル☆スター　岐阜キッズ	宇佐南4丁目17番22号	201-2860	
障がい児施設	児童デイサービス　リハビリランド琴塚第３	琴塚3-5-3	248-5050	
障がい児施設	第２光陽	古市場高田2-2	215-6691	
障がい児施設	運動療育施設ふくふく	北島2-11-25	215-1229	
障がい児施設	笑顔学園リトルベア	柳津町梅松1-45-2	322-2525	
障がい児施設	キッズステーション　あおぞら岐阜	東鶉2-26	215-1951	
障がい児施設	Passo くらぶ	金町6-21　岐阜市ステーションビル701	213-6440	
障がい児施設	Grow up 長良	早田東町7-14	296-2080	
障がい児施設	それいゆ・すてっぷ	蔵前7-8-11	247-6761	
障がい児施設	重症心身障がい児施設すこやか	野一色4-6-1	246-1111	
障がい児施設	いろは	福光西2-7-2	214-2401	
障がい児施設	放課後等デイサービスジムズジュニア	鏡島精華3-18-1　森島ビル1階・２階	215-1296	
障がい児施設	みーおんの森	津島町6-36-2	233-8088	
障がい児施設	ハッピーテラス岐阜梅林教室	東栄町3-8-3	245-0733	
障がい児施設	放課後等デイサービス すこやか２１	萱場南2-7-5	337-7226	
障がい児施設	放課後等デイサービス　さざんくろす	宇佐南3-6-21	215-0970	
障がい児施設	児童デイサービスリハビリランド琴塚	琴塚3丁目5-3	248-5050	
障がい児施設	かゆりスクール	則松1-24	215-0816	
障がい児施設	放課後デイ　はぐくみ	北一色1-19-11	374-0111	
障がい児施設	放課後等デイサービス ビリーブ	萱場北町1-59	201-3150	
障がい児施設	ナナホシ岐阜事業所	長住町9-23	255-1025	
障がい児施設	ファーストスマイル	美園町4-7SEN BLDG. 2F・3F	215-6410	
障がい児施設	児童デイサービス リハビリランド琴塚第２	琴塚3-5-4	248-5050	
障がい児施設	放課後等デイサービス あんじゅ	初日町2-8　フルール初日3B	296-7773	
障がい児施設	児童発達支援・放課後等デイサービスあるてあ・あーち	白菊町2-56	215-6727	
障がい児施設	レインボーキッズ	菅生8-1-23	227-0090	
障がい児施設	放課後等デイサービス笑顔学園	柳津町梅松1-131	216-6680	
障がい児施設	それいゆ・ほっぷ	蔵前7-8-11-2	201-0565	
障がい児施設	キッズステーションあおぞら六条	六条南2-8-15	337-5266	
障がい児施設	チャイルドウィッシュながら	津島町1-12　ミノージュビル2階	201-3950	
障がい児施設	多機能型事業所　プラス・ワン	芋島3-5-22	259-6601	
障がい児施設	Grow up 八代	八代1-15-5	295-0222	
障がい児施設	放課後等デイサービスセンターあだち	北一色4-5-7	249-5005	
障がい児施設	放課後等デイサービス　すぴか	六条北4-5-11	216-2003	
障がい児施設	ひだまりの樹	下尻毛西屋敷234	214-9381	
障がい児施設	モンキーポッド	川部6-57-2	234-2861	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい児施設	放課後等デイサービス　ジムズキッズ	粟野西７丁目35番地 粟野ビル	237-1012	
障がい児施設	モンキーポッドキッズ	下尻毛 518－1　安藤ビル２Ａ号室	213-9366	
障がい児施設	放課後等デイサービスはぐくみSTEP	北一色 8-5-10　サンコーポ八代１階	374-8893	
障がい児施設	オークハウス	光町1-35-2	201-1010	
障がい児施設	ひまわり	西改田村前104-1	372-2328	
障がい児施設	桜路	西改田米野81-2	213-0208	
障がい児施設	障がい福祉施設　こぱんだ	鷺山北町8-20	215-6180	
障がい児施設	Grow up 正木	正木1250-1	213-0252	
障がい児施設	児童発達支援事業所バンビーノベア	正法寺町９	201-1081	
障がい児施設	レインボーチャイルド	菅生8-1-19 1階	227-3948	
障がい児施設	ここぱーく	中鶉2-15-1	213-5589	
障がい児施設	キッズボンド柳津	柳津町南塚１丁目15番地	388-7070	
障がい児施設	放課後等デイサービス　ビリーブネクスト	西中島４丁目８番19号	201-0190	
障がい児施設	放課後等デイサービス　かるみあ	問屋町1-12-3	262-0059	
障がい児施設	児童発達支援事業所 みどりの家	長良福光2020	201-2900	
障がい児施設	ヒューマンハート岐阜　第１教室	河渡２丁目270番１	374-8070 374-8080	
障がい児施設	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気な仲間たち	六条南２丁目６番３号	216-5515	
障がい児施設	キッズボンド七郷	西改田川向139番地３	230-8357	
障がい児施設	レインボージュニア	菅生８丁目１番23号２階	377-3693	
障がい児施設	レインボーフレンズ	菅生８丁目１番19号２階	227-3948	
障がい児施設	療育SPOT	大福町２丁目11番地　ディンクイレブン1F	213-5450	
障がい児施設	ナナホシ長森事業所	野一色６丁目11番13	249-3440	
障がい児施設	リトル☆スター寺田キッズ	寺田７丁目97番地	213-1722	
障がい児施設	児童発達支援･放課後等デイサービス　Step	徹明通８丁目３番地　加藤第１ビル１階	255-5066	
障がい児施設	キッズボンド大福	大福町３丁目12	296-2777	
障がい児施設	クローバーキッズ西岐阜	西荘１丁目４番11号	216-5322	
障がい児施設	放課後等デイサービスあお	長良福光2675番地22	296-0889	
障がい児施設	こぱんはうすさくら岐阜六条教室	六条東１丁目14-4	201-6644	
障がい児施設	チャイルドウィッシュきくち	菊地町２丁目６番地１　岐阜市菊地町店舗・事務所１階	213-8766	
障がい児施設	キッズボンド柳森	柳森町１丁目25番地	268-5117	
障がい児施設	スポーツ療育　WHISTLE！（ホイッスル）	南鶉６丁目５番２	393-4139	
障がい児施設	ユニーク！	中鶉３丁目63番地１	272-8008	
障がい児施設	放課後等デイサービス笑顔学園ステップベア	茜部新所１丁目98番地２	214-8110	
障がい児施設	ハッピーテラス岐阜長森教室	北一色３丁目1-5	213-1850	
障がい児施設	cocoa kids ちゅうせつ	島栄町２丁目１　サライ忠節１階	201-3080	
障がい児施設	放課後等デイサービス　ラビットキッズ岐阜	西中島３丁目５-14　パークサイドステージ１階	216-1214	
障がい児施設	放課後等デイサービスみちな	今川町２丁目２番地	216-5807	
障がい児施設	ＴＩＭＥ	南殿町３丁目19番地	216-1282	
障がい児施設	れじりえんす	森東97番地	214-9300	
障がい児施設	ふくふく　くらぶ	南鶉６丁目４番	201-5775	

- 447 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい児施設	Kids Tree　県庁前教室	薮田南 1 丁目 7 番 16 号　第一岐阜県ビル 2A 号室	215-8225	
障がい児施設	novas kids	宇佐南 4 丁目 4-8	201-3680	
障がい児施設	ソルスタジオ	宇佐 1 丁目 6 番 29 号	215-5289	
障がい児施設	ユニーク！ドリーム	六条北 4 丁目 3－3　2F	213-4251	
障がい児施設	児童発達支援事務所　ルーク	柳森町 2 丁目 57 番地	213-4601	
障がい児施設	放課後等デイサービス笑顔学園スポーツベア	柳津町梅松 1 - 126 - 1	201-7191	
障がい児施設	市百合園	古市場 182 番地 1	215-6421	
障がい児施設	桜路　別館	野一色 3 丁目 8－1	338-5901	
障がい児施設	からふるジュニア	六条北 2 丁目 13－11　東洋ビル 2F	273-5431	
障がい児施設	放課後等デイサービス　ウィズ･ユー岩田西	岩田西 1 丁目 751 番地 4	080-9461-7297	
障がい児施設	にこにこ	福光東 3 丁目 4-10 2F	215-6667	
障がい児施設	レインボーメイツ	菅生 8-1-24 1 階	227-7712	
障がい児施設	クローバーキッズ茜部	茜部大野 1 丁目 6 番地	213-8730	
障がい児施設	ことばの木	柳津町本郷 5-2-2	216-8188	
障がい児施設	児童発達支援･放課後等デイサービス　HOME　BASE	菅生 7 丁目 4 番 21 号	201-2220	
障がい児施設	児童デイサービス　リハビリランド上土居 1	上土居 1 丁目 18 番 3 号	374-7505	
障がい児施設	児童デイサービス　リハビリランド上土居 2	上土居 1 丁目 18 番 3 号	374-7505	
高齢者施設（入所）	寿松苑	椿洞 1089-1	237-7120	○
高齢者施設（入所）	岐阜老人ホーム	北一色 7 丁目 20-1	245-6573	○
高齢者施設（入所）	シャロームみわ	三輪 774-2	229-3331	○
高齢者施設（入所）	サンライフ彦坂	彦坂川北 230	238-8809	○
高齢者施設（入所）	黒野あそか苑	黒野 404-1	234-2376	
高齢者施設（入所）	さくら苑	奥 2 丁目 28-1	239-9720	○
高齢者施設（入所）	ロイヤルコート寺田	寺田 7 丁目 95	255-3030	
高齢者施設（入所）	やすらぎの里川部苑	川部 3 丁目 20	239-7722	
高齢者施設（入所）	エトワールずいこう	奥 1 丁目 95	239-9749	○
高齢者施設（入所）	ラ・ポーレぎふ	鏡島南 1 丁目 2-33	253-7501	
高齢者施設（入所）	ささゆり	北山 1 丁目 15-25	244-1200	
高齢者施設（入所）	ウェルビュー明郷	真砂町 1 丁目 20-2	255-3313	
高齢者施設（入所）	大洞岐協苑	大洞 3 丁目 3-1	242-1143	
サービス付き高齢者向け住宅	あったかホームもも太郎	黒野 419 番地 4	214-7005	
サービス付き高齢者向け住宅	ラシュールメゾン岐阜	橋本町 2-52	260-7220	
サービス付き高齢者向け住宅	ゆうゆう未来館　柳ケ瀬	柳ヶ瀬通 1 丁目 31 番地	214-6111	
サービス付き高齢者向け住宅	ふれあいの里藪田	薮田南 3 丁目 5 番 25 号	215-8000	
サービス付き高齢者向け住宅	メゾンヴェールながら	長良竜東町 3-50	215-9000	○
サービス付き高齢者向け住宅	にこにこ笑顔	芥見堀田 114-6	215-0216	
サービス付き高齢者向け住宅	嘉悦館	茜部中島一丁目 28 番地	213-1165	
サービス付き高齢者向け住宅	平成介護福祉センター ながらの家	八代 1-3-3	232-2232	
サービス付き高齢者向け住宅	カーメル１番館	権現町 4 番地 2	255-0630	
サービス付き高齢者向け住宅	ライフ・ネット黒野	黒野 69-1	215-0357	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
サービス付き高齢者向け住宅	住宅型有料老人ホーム Ange	雲井町3丁目16番地	215-0160	
サービス付き高齢者向け住宅	元気印　ほんまち	本町2丁目13番地	264-9650	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 ふくみつ	福光東1丁目23－18	214-6720	
サービス付き高齢者向け住宅	レストステージ岐阜	柳森町2丁目48番地1	215-0385	
サービス付き高齢者向け住宅	サァラ　MISAO	江添2丁目6-7	268-0330	
サービス付き高齢者向け住宅	なごやかレジデンス岐阜木之本	五反田町38	255-0566	
サービス付き高齢者向け住宅	SEOま・も・る	柳津町梅松4丁目109番地	388-7789	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　祭	芋島2丁目1番10号	249-2777	
サービス付き高齢者向け住宅	華陽のいえ鶉	東鶉3丁目73番2	215-5502	
サービス付き高齢者向け住宅	なごやかレジデンス岐阜梅林	金園町10丁目10番地	259-3262	
サービス付き高齢者向け住宅	四季彩薮田	須賀3丁目15-4	268-2570	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者住宅スマイル	福富天神前344番	214-3240	
サービス付き高齢者向け住宅	アクティブステージ岐阜	敷島町3-6	215-0320	
サービス付き高齢者向け住宅	ライフ・ネット古市場	古市場西畑1-69	215-0320	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　如水苑	学園町3丁目14	214-7804	
サービス付き高齢者向け住宅	ハートフォレスト西川手	西川手1丁目124番地	268-5088	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅いちる	六条大溝2丁目14-4	215-0691	
サービス付き高齢者向け住宅	とまとの家	下奈良2丁目4-20	277-0770	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者住宅スマイル本荘	本荘1990番地	201-2250	
サービス付き高齢者向け住宅	ライフ・ネット長良	長良井田44番地1	201-0352	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17番	264-2811	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　桂花	黒野字二ノ丸328-8	214-3288	
サービス付き高齢者向け住宅	シルバーハウスいわたひがし	岐阜市岩田東3-314-1	214-8225	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者住宅スマイルイースト	福富天神前340番地	201-3025	
サービス付き高齢者向け住宅	ヴィラいわさき	岩崎2丁目8-13	216-3340	
サービス付き高齢者向け住宅	とまとの家　次木	次木字村添770番地1	213-6366	
サービス付き高齢者向け住宅	ライフ・ネット大福町	大福町6丁目3	215-1215	
サービス付き高齢者向け住宅	なないろの詩　早田	早田町一丁目13番	214-7735	
サービス付き高齢者向け住宅	クルール岐阜六条	六条大溝2丁目5番5号	216-0966	

- 449 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
サービス付き高齢者向け住宅	いちる　中	中一丁目 89 番地 1	215-9912	
サービス付き高齢者向け住宅	なないろの詩　又丸	又丸村中 25 番 1	215-7716	
サービス付き高齢者向け住宅	アンジェス岐阜岩地	岩地 1 丁目 3 番 18 号	216-7717	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅アムール	柳津町上佐波西 2 丁目 15	201-2056	
サービス付き高齢者向け住宅	ふるさとホーム岐阜	加納朝日町 3 丁目 28 番	268-3350	
サービス付き高齢者向け住宅	ナーシングホーム　ケアリール岩田東	岩田東一丁目 152 番地	213-7705	
サービス付き高齢者向け住宅	アンジェス岐阜南鶉	南鶉 7 丁目 38-1	372-7757	
サービス付き高齢者向け住宅	プライムステージ柳ケ瀬	柳ケ瀬通 6 丁目 5 番地	266-1125	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　act	中二丁目 159 番 1	215-9358	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　咲楽　上尻毛Ａ	上尻毛八幡 90 番 1、90 番 2	201-5257	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　咲楽　上尻毛Ｂ	上尻毛八幡 90 番 1、90 番 2	201-5257	
サービス付き高齢者向け住宅	かがやきレジデンス岐阜加納	水主町一丁目 176 番 1	201-5257	
サービス付き高齢者向け住宅	ゴールドエイジ西改田	西改田字若宮 73 番地 1	201-4400	
サービス付き高齢者向け住宅	ペット共生型サ高住　えん岐阜 PLUS	西鶉４丁目６番、７番	201-3015	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅ここわ	柳津町下佐波 6 丁目 220 番地	213-4239	
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅アムール２号館	柳津町上佐波一丁目２２９番		
サービス付き高齢者向け住宅	ライフ・ネット忠節	岐阜県岐阜市忠節町 4 丁目 74 番 1		
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　咲楽　上尻毛Ｃ棟	岐阜市上尻毛八幡 89 番地 1		
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅　咲楽　粟野	岐阜県岐阜市粟野東 3 丁目 547 番		
高齢者施設（その他）	生活支援ハウスいきいき	北一色 10-38-1	213-1294	
高齢者施設（その他）	和楽園	金竜町 5 丁目 10-3	246-4101	
高齢者施設（その他）	西部福祉会館	西荘 2 丁目 11-23	253-5121	
高齢者施設（その他）	友楽園	京町 1 丁目 64	263-6767	
高齢者施設（その他）	みやこ老人センター	都通 2 丁目 23	252-4738	
高齢者施設（その他）	柳津高齢者福祉ｾﾝﾀｰ	柳津町丸野 1 丁目 34	387-1333	
高齢者施設（その他）	ふれあいの館「白山」	鶴田町 3 丁目 7-4	240-1245	
障がい者・児施設（その他）	視覚障害者生活情報ｾﾝﾀｰぎふ	梅河町 1 丁目 4	263-1310	
障がい者・児施設（その他）	聴覚障害者生活情報ｾﾝﾀｰぎふ	薮田南 5 丁目 14-53	213-6786	
障がい者・児施設（その他）	盲人ホーム白杖園	京町 1 丁目 64	265-2946	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
障がい者・児施設（その他）	みやこ障害者センター	都通 2 丁目 23	252-0406	
障がい者・児施設（その他）	サンフレンドうずら・障害者センター	中鶉 7 丁目 58	275-3520	
障がい者・児施設（その他）	岐阜県福祉友愛プール	鷺山向井 2563-18	295-1100	
障がい者・児施設（その他）	多機能型重症児デイサービス　リラの香り	金華町 1 丁目 1 番 3	213-6007	
障がい者・児施設（その他）	たいしのいえ	金町 1 丁目 5-1　河吾ﾊﾟｰｸ 2F	201-6906	
障がい者・児施設（その他）	くあどりふぉりお	長住町 2 丁目 6 番地	201-6906	
障がい者・児施設（その他）	コージープレイス	則武中 3 丁目 11-10	215-0620	
障がい者・児施設（その他）	スポーツ療育　WHISTLE!(ホイッスル) 宇佐南校	宇佐南 2 丁目 9 番 2 号	214-8730	
障がい者・児施設（その他）	novas forest	宇佐南 4 丁目 4-8	090-3533-2966	
障がい者・児施設（その他）	ままはぐ	日野南 4 丁目 15-9	213-7272	
障がい者・児施設（その他）	放課後等デイサービスみちなキッズ	南蝉 1 丁目 152 番地	216-1185	
障がい者・児施設（その他）	からふるジュニア長森	長森本町 2-1-2	201-6696	
障がい者・児施設（その他）	放課後等デイサービス　Gifty	水海道 4 丁目 23 番地 7	201-0685	
障がい者・児施設（その他）	ソルスタジオあつみ	東明見町 14 番地 1	271-7359	
児童福祉施設	中央子ども相談センター	鷺山向井 2563-79	273-1111	
児童福祉施設	岐阜市民病院	鹿島町 7 丁目 1	251-1101	
児童福祉施設	サン・フラワー華陽	※	※	
児童福祉施設	きーとす岐阜	※	※	
児童福祉施設	梅林児童館	田端町 1-11	246-9955	
児童福祉施設	黒野児童館	古市場 20-1	239-7876	
児童福祉施設	加納児童センター	加納高柳町 1 丁目 1	274-4655	
児童福祉施設	西児童センター	鏡島南 2 丁目 8-40	251-2776	
児童福祉施設	日光児童センター	日光町 9 丁目 1-3	233-5155	
児童福祉施設	本郷児童センター	青柳町 5 丁目 24-1	254-0275	
児童福祉施設	長良児童センター	長良 389-2	231-4666	
児童福祉施設	長森児童センター	野一色 4 丁目 11-4	248-5210	
児童福祉施設	岩野田児童センター	粟野東 1 丁目 95	237-6929	
児童福祉施設	サンフレンドうずら・児童センター	中鶉 7 丁目 58	275-3520	
児童福祉施設	柳津児童館	柳津町丸野 1 丁目 34	322-2560	
児童福祉施設	鷺山子ども館	鷺山 1401-2	058-297-5012	
児童福祉施設	日本児童育成園	長良森町 1 丁目 11	231-1387	
児童福祉施設	乳幼児ホームまりあ	長良森町 1 丁目 11	231-2528	
児童福祉施設	長良幼児支援教室	長良東 2-140	295-1133	
児童福祉施設	岐阜北幼児支援教室	福光西 1-16-2	231-5501	
児童福祉施設	岐阜南幼児支援教室	茜部菱野 1-75-2	268-6232	
児童福祉施設	鷺山幼児支援施設	下土居 2-9-12	231-1121	
児童福祉施設	岐阜東幼児支援教室	水海道 1-16-13	259-2401	
児童福祉施設	市橋幼児支援教室	市橋 6-13-25	275-5108	
児童福祉施設	加納幼児支援教室	加納東丸町 2-9-1	278-3755	
児童福祉施設	柳津幼児支援教室	柳津町下佐波西 1-15	279-6326	
その他福祉施設	岐阜なずな学園	茜部神清寺 2 丁目 51	271-7359	
その他福祉施設	千草寮	※	※	
保育所・保育園等	京町保育園	京町 2 丁目 11 番地	265-2943	
保育所・保育園等	島保育所	北島 7 丁目 6 番 2 号	231-8951	

- 451 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
保育所・保育園等	鷺山保育所	下土居２丁目９番 12 号	231-8950	
保育所・保育園等	合渡保育園	寺田３丁目 17 番地	251-5301	
保育所・保育園等	長森南保育所	蔵前４丁目３番 15 号	245-2647	
保育所・保育園等	長森北保育園	野一色４丁目 11 番５号	245-3020	
保育所・保育園等	木田保育所	木田 495 番地１	239-1751	
保育所・保育園等	あかね保育園	茜部寺屋敷３丁目 49 番地	271-8441	
保育所・保育園等	市橋保育所	今嶺２丁目 10 番 16 号	271-5707	
保育所・保育園等	網代保育所	秋沢２丁目 170 番地１	239-9021	○
保育所・保育園等	あいかわ保育所	加野６丁目 26 番 13 号	243-1155	
保育所・保育園等	則武保育園	則武中３丁目 13 番３号	232-2772	
保育所・保育園等	聖徳保育園	大門町１番地	262-5058	○
保育所・保育園等	木之本保育園	羽衣町１丁目 17 番地６	251-6443	
保育所・保育園等	鶉保育園	中鶉４丁目 111 番地	272-2322	
保育所・保育園等	みぞはた保育園	溝簇町４丁目２番地	262-8960	
保育所・保育園等	茜部保育園	茜部本郷３丁目 116 番地２	271-6326	
保育所・保育園等	さゆり保育園	加納南広江町 49 番地	271-8558	
保育所・保育園等	領下保育園	領下 1464-1	248-0061	
保育所・保育園等	桜保育園	長良桜井町４丁目８番地	231-7338	
保育所・保育園等	本荘保育園	錦町６丁目 28 番地	251-8655	
保育所・保育園等	なかよし岐阜南保育園	切通４丁目６番５号	247-2446	
保育所・保育園等	日野保育園	日野西３丁目３番 10 号	245-3801	
保育所・保育園等	岩保育園	岩田東２丁目 102 番地	243-3790	○
保育所・保育園等	岐阜大学保育園ほほえみ	柳戸１番１（岐阜大学内）	293-3375	
保育所・保育園等	わらべ保育所	北山 1-16-15	241-2069	
保育所・保育園等	ひまわり共同保育所	領下 21	240 - 5054	
保育所・保育園等	ちびっこ島保育園	島田 2-2-6	294-8556	
保育所・保育園等	太陽の子幼稚舎	水海道４- 25 - 5	246 - 6160	
保育所・保育園等	かぐや第二保育園	鷺山 1768-149	231-5521	
保育所・保育園等	こばとの森保育園	島田西町 64	215-0815	
保育所・保育園等	NAGOMI キッズ	長良福光 1655-2	296-7010	
保育所・保育園等	保育所ちびっこえんじぇるらんど	宇佐南 4-2-4	275-9069	
保育所・保育園等	保育所サニーランド長良園	則武東 4-11-10	294-1333	
保育所・保育園等	保育所ベビーキッズ本荘園	吹上町 2-12-2	251-8830	
保育所・保育園等	駅前保育所みっけのおうち	橋本町 2-52 岐阜シティ・タワー43 3 階	266-7400	
保育所・保育園等	保育所にっこり園	柳津町蓮池 3-22 プレアビル柳津２階Ｆ号	337-7365	
保育所・保育園等	岐阜幼稚園小規模保育所	西野町 3-1	262-0683	
保育所・保育園等	ほんごうけやき通り保育園	本郷町 2-13-3	251-1477	
保育所・保育園等	いづみ中央スプリン保育園	北鶉 2-34	274-7873	
保育所・保育園等	こばとの森西保育園	大菅北 12-1	216-5535	
保育所・保育園等	みのり夢保育園	本荘西 4-39	251-4786	
保育所・保育園等	いづみ第２どんぐり保育園	早田町２丁目１３番地	227-9789	
保育所・保育園等	みらいの森保育園	琴塚２丁目１６番７号	201-0132	
保育所・保育園等	サニーサイドインターナショナルプリスクール	岩井４丁目１０番２５号	216-5000	
保育所・保育園等	こばとの森どんぐり保育園	大菅南７番 10 号	201-4877	
保育所・保育園等	クルールン保育園	本荘中ノ町 10 丁目 37 番地	216-3227	
保育所・保育園等	かぐや第三保育園	粟野西１丁目 10 番地	237-3601	
保育所・保育園等	ながらちいさな森	長良真生町２丁目１２番地	216-1377	
保育所・保育園等	日野南すみれ保育園	日野南６丁目６番地 19	216-5557	
保育所・保育園等	ステラ保育園	宇佐東町 6-8	213-6682	
保育所・保育園等	すずらん日光保育園	日光町８丁目 27 番地	215-7037	
保育所・保育園等	リンゴの木	旦島３丁目５番１	213-2786	
保育所・保育園等	小規模保育園キッズあるてあ	下奈良２丁目 10 番６号	201-6237	
保育所・保育園等	ぎふっこ保育園	薮田南 2-1-1　岐阜県庁舎１階	216-5688	
保育所・保育園等	ちびっこハウス（夜）	徹明通５- 22	253 - 3333	
保育所・保育園等	オブリージュインターナショナル幼稚舎岐阜校	下奈良 2-4-8	215-8166	
保育所・保育園等	クレマティストライリンガルインターナショナルスクールベビー＆キンダー	薮田南 1-6-5	278-3931	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
保育所・保育園等	芥見幼稚園内保育園ひなたぼっこ	芥見南山 3-1-27	243-2266	○
保育所・保育園等	チャイルドハウスどれみマーサ店	正木中 1-1-1 ｶﾜﾎﾞｳﾋﾞﾙ 4 階	213-7230	
保育所・保育園等	幼稚舎サンタセシリア	岐阜市蔵前 6-17-14	246-1648	
保育所・保育園等	おひさまのゆりかご	茜部寺屋敷 2 丁目 41-2	276-1366	
保育所・保育園等	スマイリーらんど	北鶉 3 丁目 16	278-0509	
保育所・保育園等	サン・キッズ	敷島町 6 丁目 9-3-2　プリムローズビル 1 階	214-8091	
保育所・保育園等	ニチイキッズ岐阜カラフルタウン保育園	柳津町丸野 3-3-6　カラフルタウン岐阜 1 階	218-2025	
保育所・保育園等	梅田クリニック附属保育園	西島町 2-5	215-0007	
保育所・保育園等	企業主導型保育所 Cocotto	市橋 2-5-13 サクセスⅡ1 階	201-3093	
保育所・保育園等	キッズベア	正法寺町 9	201-1085	
保育所・保育園等	スマイルキッズ岐阜西園	西荘 4-7-31	213-7887	
保育所・保育園等	スマイルキッズ田神園	田神 6-6 ボヌール田神 1 階	201-1106	
保育所・保育園等	やなぎもり花の木保育園	柳森町 2-16-1	201-6012	
保育所・保育園等	キッズタウンかしま	鹿島町 8-7-1	213-9308	
保育所・保育園等	ほほえみキッズ園ぎふ	西鶉 1-25	276-0127	
保育所・保育園等	企業主導型保育園キララ	徹明通 8-1-3	213-1283	
保育所・保育園等	ねんど	八代 1 丁目 3 番 3 号	231-6883	
保育所・保育園等	みらいず保育園　ぎふ	芋島 3 丁目 5-22	215-6686	
保育所・保育園等	おひさまのゆりかご 2 号館	茜部寺屋敷 2 丁目 44	276-1366	
保育所・保育園等	あさひキッズインターナショナル	柳津町本郷 5 丁目 57 番地	201-9522	
保育所・保育園等	保育園もりのくまさん	柳津町宮東 3 丁目 20 番地	388-0903	
保育所・保育園等	岐阜市民病院託児所	鹿島町 7-1	251-1101	
保育所・保育園等	長良医療センター院内保育所どんぐり保育所	長良 1300-7	210-0223	○
保育所・保育園等	岐阜県総合医療センター保育施設こばと	野一色 4-6-1	246-1111	○
保育所・保育園等	岐阜赤十字病院院内保育所「すくすく」	岩倉町 3-36	231-2266	
保育所・保育園等	岩砂病院・岩砂マタニティはとぽっぽ	長良 2977-3-1	232-6306	
保育所・保育園等	河村病院マーガレット保育所	芥見大般若 1-84	241-3311	
保育所・保育園等	山内ホスピタル　クレヨンハウス	薮田南 4-15-2	070-5545-9435	
保育所・保育園等	平野総合病院託児所すこやか平野	黒野字村前 726-3	239-2325	
保育所・保育園等	岐阜病院コロポックル	日野東 3-13-6	245-8171	○
保育所・保育園等	近石病院キッズルームひまわり	光町 3-6	232-2111	
保育所・保育園等	岐阜ヤクルト販売㈱岐阜中央保育ルーム	坂井町 1-17	253-2080	
保育所・保育園等	岐阜ヤクルト販売㈱長良保育ルーム	福光西 1-1-2	294-5504	
保育所・保育園等	岐阜ヤクルト販売㈱茜部保育ルーム	茜部大川 1-28-1	274-8259	
保育所・保育園等	岐阜ヤクルト販売㈱プティット岐阜東保育ルーム	瑞雲町 5-20	248-2921	
保育所・保育園等	岐阜ヤクルト販売㈱正木保育ルーム	正木南 1-22-6	231-4132	
保育所・保育園等	わかば農園㈱事業所内託児所だいこん畑	細畑 2-4-18	247-9590	
保育所・保育園等	アピ㈱本社あぴっこランド	加納三笠町 1-17-1	213-7317	
保育所・保育園等	朝日大学病院バンビーニ	橋本町 3-23	213-7672	
保育所・保育園等	㈱十六銀行じゅうろくスマイルルーム	長住町 3-5 共栄ビル 1 階	262-0816	
保育所・保育園等	岐阜ハートセンター岐阜すまいるハート	薮田南 4-10-4	277-2277	
保育所・保育園等	安江病院かるも保育園	鏡島西 2-4-14	215-7668	
保育所・保育園等	岐阜清流病院すこやか清流	川部 3-25	239-8111	

- 453 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
保育所・保育園等	和光会保育園バンビ	寺田７－97　山田病院別館２階	090-7866-8747	
保育所・保育園等	ほほえみキッズ園ぎふ　小鳥	西鶉１丁目 25 番地	201-1150	
保育所・保育園等	ほつま保育園	茜部菱野 2-15　理研メディカル１階	338-9275	
保育所・保育園等	ドルフィンＨＵＧ－ＫＵＭ保育園	江添 2 丁目 8-17　山田商業ビル２階	215-8691	
保育所・保育園等	スマイルキッズ鏡島園	鏡島南４丁目４番 13 号	213-3873	
保育所・保育園等	あねーろ　きっず	則武東 3-1-1	268-3696	
保育所・保育園等	にじいろ保育園	鏡島精華１丁目 12 番 23 号	213-3065	
保育所・保育園等	にじいろ島保育園	北島４丁目４番４号		
保育所・保育園等	ブルムン保育園	柳森町 2-57　エスポワール柳森		
幼稚園	加納幼稚園	加納東丸町２丁目９番地１	272-1077	
幼稚園	岐阜東幼稚園	水海道１丁目 16 番 13 号	246-7669	
幼稚園	こばと幼稚園	鹿島町 4-15	251-0011	
幼稚園	若葉第一幼稚園	北一色 1-23-13	245-5621	
幼稚園	いづみ第２幼稚園	早田町 3-2-3	231-4365	
幼稚園	若葉第二幼稚園	村里町 15	274-3400	
幼稚園	かぐや第三幼稚園	粟野西 1-10	237-3601	
幼稚園	まどか幼稚園	茜部本郷 3-116-2	271-6337	
幼稚園	こじか幼稚園	旦島 4-10-17	231-1735	
幼稚園	こばと西幼稚園	大菅北 12-25	251-3871	
幼稚園	みのり幼稚園	本荘西 4-39	251-4786	
幼稚園	若葉第三幼稚園	宇佐南 1-11-17	271-8331	
幼稚園	岐阜幼稚園	西野町 3-1	262-0683	
幼稚園	天使幼稚園	青柳町 3-22	253-2759	
幼稚園	明照幼稚園	矢島町 2-46	263-5118	
幼稚園	ながもり第二幼稚園	岩田坂 4-7-1	243-5768	○
幼稚園	諏訪幼稚園	岩崎 2-18-1	231-7427	○
幼稚園	ながら幼稚園	長良城西町 1-10	232-0271	
幼稚園	はなぞの幼稚園	則武西 2-25-27	294-8844	
幼稚園	ほんごう幼稚園	本郷町 3-4	251-1488	
幼稚園	ひかり幼稚園	黒野 404	239-0013	
幼稚園	くるみ幼稚園	曽我屋 4-21	239-2842	
幼稚園	芥見幼稚園	芥見南山 3-1-27	243-2266	○
幼稚園	いづみ中央幼稚園	北鶉 2-34	274-7851	
幼稚園	岐阜聖徳学園大学附属幼稚園	柳津町高桑西 1-1	270-0313	
幼稚園	中部学院大学・中部学院大学短期大学部附属幼稚園	下土居 2-28-28	233-2254	
幼稚園	むつみ幼稚園	西改田村前 107	239-4839	
幼稚園	芥見第二幼稚園	加野 3-1-7	243-5761	○
幼稚園	ｻﾆｰｻｲﾄﾞｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙｽｸｰﾙ	岩井 4-10-25	241-1000	
幼稚園	長森幼稚園	琴塚 2-16-7	246-0422	
幼稚園	まどか南幼稚園	茜部寺屋敷 2-127-1	274-6778	
幼稚園	東海第二幼稚園	日野北 4-2-13	246-8552	○
幼稚園	こばと第３幼稚園	下奈良 3-15-5	273-2015	
認定こども園	ながらこどもの森	福田町２丁目 12 番地	231-8945	
認定こども園	沖ノ橋認定こども園	沖ノ橋町２丁目 15 番地	251-1856	
認定こども園	加納西認定こども園	加納神明町４丁目 12 番地	213-0013	
認定こども園	ひきえ子ども園	日置江５丁目 27 番地１	279-0319	
認定こども園	ハートンこまづめ認定こども園	東駒爪町 17	213-7688	
認定こども園	梅林こども園	中道北 238 番地１	245-8949	○
認定こども園	みさとこども園	六条東１丁目 13 番 12 号	271-3578	
認定こども園	大洞こども園	大洞桜台 1-3	243-2990	○
認定こども園	認定こども園芽含幼稚園	鷹見町５	266-0185	
認定こども園	かぐや第一こども園	入舟町１丁目１番地１	247-3144	
認定こども園	かぐや第二こども園	鷺山 1768-32	231-5521	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
認定こども園	ななさとこども園	西改田字米野 48 番地	239-1411	
認定こども園	かがしまこども園	鏡島西 1 丁目 3 番 82 号	251-9000	
認定こども園	かようこども園	五坪 1 丁目 14 番 1 号	245-9769	
認定こども園	かぐや早田こども園	早田東町 6 丁目 35 番地	216-2260	
認定こども園	認定こども園若葉保育園	村里町 7 番地 1	273-8361	
認定こども園	いわのだこどもの森	三田洞東 1 丁目 18 番 8 号	237-3822	○
認定こども園	さば子ども園	柳津町下佐波 1 丁目 40 番地	279-0126	
認定こども園	やないづこどもの園	柳津町蓮池 5 丁目 35 番地	387-3666	
認定こども園	認定こども園いづみ中央幼稚園	北鶉 2 丁目 34 番地	274-7851	
学校（小学校）	岐阜小学校	大工町 1	265-6388	
学校（小学校）	白山小学校	白山町 2 丁目 1-1	264-6241	
学校（小学校）	梅林小学校	金竜町 6 丁目 6	245-0197	
学校（小学校）	明郷小学校	本郷町 3 丁目 1	251-0603	
学校（小学校）	華陽小学校	華陽 5-1	245-0178	
学校（小学校）	本荘小学校	此花町 6 丁目 29	251-0422	
学校（小学校）	日野小学校	日野北 1 丁目 4-1	246-4888	
学校（小学校）	長良小学校	長良 259	232-2119	
学校（小学校）	島小学校	北島 7 丁目 6-12	231-2392	○
学校（小学校）	三里小学校	六条北 2 丁目 5-1	271-3605	
学校（小学校）	鷺山小学校	鷺山北町 9-12	232-3623	
学校（小学校）	徹明さくら小学校	木ノ本町 1 丁目 18	251-0629	
学校（小学校）	加納小学校	加納西丸町 1 丁目 73-2	272-2028	
学校（小学校）	加納西小学校	加納高柳町 1 丁目 1	271-4122	
学校（小学校）	則武小学校	則武 209-2	231-5663	
学校（小学校）	長森南小学校	切通 5 丁目 12-1	245-2677	
学校（小学校）	長森北小学校	野一色 3 丁目 1-3	245-5249	
学校（小学校）	常磐小学校	上土居 838	231-5915	
学校（小学校）	木田小学校	木田 2 丁目 173	239-4203	
学校（小学校）	岩野田小学校	粟野西 2 丁目 33	237-3606	
学校（小学校）	黒野小学校	古市場 20-1	239-0030	
学校（小学校）	方県小学校	安食 3 丁目 115	238-8611	○
学校（小学校）	茜部小学校	茜部新所 4 丁目 91-3	271-5063	
学校（小学校）	鶉小学校	中鶉 4 丁目 189-1	272-2004	
学校（小学校）	七郷小学校	西改田字川向 94-1	239-7330	
学校（小学校）	西郷小学校	中西郷 4 丁目 261	239-0985	
学校（小学校）	市橋小学校	市橋 6 丁目 6-28	271-5046	
学校（小学校）	岩小学校	岩滝西 1 丁目 612	243-2175	
学校（小学校）	鏡島小学校	鏡島西 2 丁目 2-1	251-9224	
学校（小学校）	厚見小学校	上川手 198-5	271-0416	
学校（小学校）	長良西小学校	千代田町 2 丁目 1	232-5222	
学校（小学校）	早田小学校	学園町 2 丁目 35	231-1319	
学校（小学校）	且格小学校	日置江 3 丁目 1859-1	279-0883	
学校（小学校）	芥見小学校	芥見 2 丁目 213	243-1025	
学校（小学校）	合渡小学校	寺田 1 番地 1	251-7603	
学校（小学校）	三輪南小学校	太郎丸 1034	229-1013	
学校（小学校）	三輪北小学校	北野東 356	229-1103	
学校（小学校）	網代小学校	秋沢 2 丁目 156-1	239-9110	○
学校（小学校）	城西小学校	則武西 1 丁目 8-1	232-4722	
学校（小学校）	長良東小学校	長良真生町 3 丁目 9	233-7203	
学校（小学校）	長森西小学校	北一色 5 丁目 5-1	247-0004	
学校（小学校）	岩野田北小学校	粟野東 2 丁目 33-3	237-2648	
学校（小学校）	長森東小学校	水海道 2 丁目 10-1	245-0013	
学校（小学校）	柳津小学校	柳津町丸野 1 丁目 1	388-1155	
学校（小学校）	岐阜大学教育学部附属小学校	加納大手町 74	271-3507	
学校（小学校）	岐阜聖徳学園大学附属小学校	柳津町高桑西 1-1	279-0805	
学校（中学校）	草潤中学校	金宝町 4 丁目 1	263-3801	
学校（中学校）	岐阜中央中学校	京町 3 丁目 19	265-1621	
学校（中学校）	岐阜清流中学校	早田 1901-18	231-6248	

- 455 -

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
学校（中学校）	本荘中学校	雲雀ケ丘 1	251-3450	
学校（中学校）	梅林中学校	九重町 3 丁目 8	246-2197	
学校（中学校）	加納中学校	加納舟田町 9	271-3577	
学校（中学校）	長森中学校	野一色 4 丁目 11-1	245-5191	
学校（中学校）	長良中学校	長良福光 2070	231-7207	
学校（中学校）	島中学校	則武西 1 丁目 8-2	232-4141	
学校（中学校）	岩野田中学校	粟野西 5 丁目 817	237-2533	○
学校（中学校）	精華中学校	鏡島精華 1 丁目 11-27	251-1515	
学校（中学校）	藍川中学校	芥見 4 丁目 157	243-1019	○
学校（中学校）	三輪中学校	石原 1 丁目 12	229-1101	○
学校（中学校）	岐北中学校	御望 971-1-2	239-0090	
学校（中学校）	厚見中学校	上川手 262-1	246-0355	
学校（中学校）	青山中学校	下土居 2 丁目 27-1	294-1555	
学校（中学校）	境川中学校	柳津町上佐波東 3 丁目 70	279-0009	
学校（中学校）	陽南中学校	六条東 1 丁目 1-1	274-0055	
学校（中学校）	旧藍川東中学校	大洞紅葉が丘 6 丁目 22-3	241-1311	○
学校（中学校）	岐阜西中学校	川部 3 丁目 30	239-1444	
学校（中学校）	藍川北学園	加野 2 丁目 23-1	241-6477	
学校（中学校）	藍東学園	大洞桜台 1 丁目 2	243-2291	○
学校（中学校）	長森南中学校	切通 2 丁目 11-1	246-7140	
学校（中学校）	東長良中学校	長良真生町 3 丁目 27-4	294-1782	
学校（中学校）	岐阜大学教育学部附属中学校	加納大手町 74	271-3507	
学校（中学校）	岐阜聖徳学園大学附属中学校	柳津町高桑西 1-1	279-0808	
学校（中学校）	岐阜東中学校	野一色 4-17-1	248-2556	
学校（中学校）	聖マリア女学院中学校	福富 201	229-1102	○
学校（中学校）	鶯谷中学校	鶯谷町 7	265-7571	○
特別支援学校	岐阜特別支援学校（小・中・高）	小西郷 3 丁目 120 番地 2	239-2821	
特別支援学校	岐阜盲学校（小・中・高）	北野町 70-1	262-1255	
特別支援学校	岐阜聾学校 （幼・小・中・高）	加納西丸町 1-74	271-3700	
特別支援学校	長良特別支援学校 （小・中・高）	長良 1237-1	233-7418	○
特別支援学校	岐阜希望ヶ丘特別支援学校(小･中)	則武 1816-1	231-6500	
特別支援学校	岐阜本巣特別支援学校(小･中･高)	西秋沢 2-363-1	239-9712	○
特別支援学校	岐阜清流高等特別支援学校	岐阜市芥見南山 3-11-1	243-0710	○
病院	岩砂病院・岩砂マタニティ	八代 1-7-1	231-2631	
病院	大橋整形外科病院	栄新町 2-50	232-1151	
病院	笠松病院	中鶉 3-11	276-2881	
病院	加納渡辺病院	加納城南通 1-23	272-2129	
病院	河村病院	芥見大般若 1-84	241-3311	
病院	岐阜ハートセンター	薮田南 4-14-4	277-2277	
病院	岐阜南病院	柳津町高桑 5-91	279-1155	
病院	黒野病院	洞 1020	239-0611	
病院	澤田病院	野一色 7-2-5	247-3355	
病院	公益社団法人岐阜病院	日野東 3-13-6	245-8171	
病院	城南病院	茜部新所 1-21	273-8000	
病院	千手堂病院	菅原町 2 丁目 21 番	338-5006	
病院	近石病院	光町 2-46	232-2111	
病院	早徳病院	宇佐南 1-8-1	272-3253	
病院	平野総合病院	黒野 176-5	239-2325	
病院	岐阜清流病院	川部 3-25	239-8111	
病院	Y&M 藤掛第一病院	一番町 1	265-5255	
病院	操外科病院	四屋町 43	262-7711	
病院	操レディスホスピタル	津島町 6-19	233-8811	
病院	みどり病院	北山 1-14-24	241-0681	
病院	朝日大学病院	橋本町 3-23	253-8001	
病院	安江病院	鏡島西 2-4-14	253-7745	

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域内の施設
病院	柳津病院	柳津町宮東 1-102	388-3838	
病院	山内ホスピタル	市橋 3-7-22	276-2131	
病院	山田病院	寺田 7-110	254-1411	
病院	岐阜市民病院	鹿島町 7-1	251-1101	
病院	岐阜県総合医療センター	野一色 4-6-1	246-1111	○
病院	岐阜赤十字病院	岩倉町 3-36	231-2266	
病院	独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良 1300-7	232-7755	○
病院	岐阜大学医学部附属病院	柳戸 1-1	230-6000	
病院	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	則武 1861 番地 1	233-7121	
診療所(有床施設)	あいレディースクリニック	菅生 6 丁目 2 番 5 号	296-4141	
診療所(有床施設)	芥見診療所	芥見長山 3 丁目 104 番地	243-1313	
診療所(有床施設)	石原産婦人科	芥見嵯峨 2 丁目 145	241-3535	
診療所(有床施設)	ゆりレディスクリニック	前一色西町 4-1	246-1011	
診療所(有床施設)	医療法人　内田眼科	徹明通 4 丁目 18 番地	266-1211	
診療所(有床施設)	大塚レディスクリニック	切通 7 丁目 13-17	245-8838	
診療所(有床施設)	大橋・谷　整形外科	薮田南 3 丁目 12 番 17 号	272-0011	
診療所(有床施設)	おぐら産科婦人科クリニック	長良葵町 1 丁目 2 番地 5	295-1155	
診療所(有床施設)	基生会おおのレディースクリニック	光町 1 丁目 44	233-0201	
診療所(有床施設)	岐阜メイツ睡眠クリニック	薮田南 4 丁目 15 番 20 号	272-9300	
診療所(有床施設)	くまざき内科	日置江 1 丁目 72 番地	279-1880	
診療所(有床施設)	桑山眼科	北一色 8 丁目 8-14	240-4134	
診療所(有床施設)	佐久間眼科医院	北一色 7 丁目 12-16	246-1851	
診療所(有床施設)	しま医院	池ノ上町 4 丁目 74	233-8732	
診療所(有床施設)	医療法人　高井外科	正木 1978 番地 72	231-6055	
診療所(有床施設)	高橋眼科医院	早田栄町 1 丁目 23	231-4398	
診療所(有床施設)	髙橋産婦人科	梅ケ枝町 3 丁目 41-3	263-5726	
診療所(有床施設)	野川眼科医院	神室町 4 丁目 31	262-4842	
診療所(有床施設)	はっとりクリニック	鏡島精華 2 丁目 4-25	252-3200	
診療所(有床施設)	服部耳鼻咽喉科	日野南 3 丁目 5 番 15 号	248-3387	
診療所(有床施設)	阪野クリニック	清住町 1 丁目 22 番地	213-1199	
診療所(有床施設)	福富医院	安食 1 丁目 87 番地 1	238-8555	○
診療所(有床施設)	古田産科婦人科クリニック	金町 7 丁目 3	265-2395	
診療所(有床施設)	松岡整形外科･内科リハビリテーション	東金宝町 2 丁目 12-6	266-6888	
診療所(有床施設)	松原医院	柳津町丸野 1 丁目 72 番地	388-0121	
診療所(有床施設)	操健康クリニック	薮田南 1 丁目 4 番 20 号	274-0330	
診療所(有床施設)	宮崎レディスクリニック	加納本町 3 丁目 5	271-3344	
診療所(有床施設)	矢嶋小児科小児循環器クリニック	日野南 7 丁目 10 番 7 号	240-5666	

- 457 -

市本部が確保している車両等

	乗用車	乗合自動車	貨物自動車				軽四輪	特殊用途自動車												特殊用途			緊急用自動車				原付自転車	計
			普通貨物		小型貨物			し尿	塵芥	ブルドーザー	レントゲン	ブックモビル	道路清掃車	道路作業車	ジェットバット	給水車	搬送車	ショベルパワー	リフトフォーク	ショベル	グレーダー	消防車他	救急車	自動車消防ポンプ	緊急用車両		
			ジープ	ダンプ		ダンプ																						
財政部	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
行政部	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
集中管理車	10	—	—	—	15	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	55
ぎふ魅力づくり推進部	—	—	2	—	2	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
経済部	1	—	1	1	9	2	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
市民協働生活	—	—	—	—	2	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
福祉部	1	8	1	—	9	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33
保健衛生部	1	—	—	—	17	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
市民病院	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
環境部	13	—	—	6	10	1	27	5	48	1	—	—	—	—	—	—	2	2	2	10	—	—	—	—	—	—	127
消防本部	6	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76	28	85	—		198
まちづくり推進部	—	—	—	—	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
都市建設部	1	—	—	—	7	2	9	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
基盤整備部	—	—	—	—	9	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	23
上下水道事業部	3	—	1	—	5	2	60	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	2	—	—	—	—	—	3	—	79
女子短大部	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
教育委員会	2	5	—	1	10	—	7	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
議会事務局	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
柳津地域振興事務所	3	—	—	—	2	2	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
合計	44	15	5	8	107	10	216	5	49	1	0	1	0	0	0	3	3	2	4	10	0	76	28	85	5	0	677

管内民間所有車両数調

区分	所有者(業者名)	住所(所在地)	電話番号	内訳				計
				普通貨物	小型貨物	バス	その他	
営業用	日の丸自動車㈱	神田町4丁目10	240-3121			15	207	222
〃	㈱日本タクシー	鶴田町3丁目7-1	246-4511			55	226	281
〃	岐阜交通㈱	東興町26	240-1123				97	97
〃	岐阜近鉄タクシー㈱岐阜営業所	花月町1丁目6	248-1919				35	35
〃	岐阜名鉄タクシー㈱	大黒町4丁目21	246-9931				76	76
〃	㈱共立タクシー	北一色6丁目19の23	246-6304				28	28
〃	日本通運㈱岐阜支店	長住町10丁目	252-1211	33	33			66
〃	西濃運輸㈱岐阜支店	柳津町流通センター3丁目	279-2222	178	15			193
〃	濃飛西濃運輸㈱岐阜北営業所	城田寺字明正	233-7558	31	2			33
〃	トナミ運輸㈱岐阜営業所	柳津町流通センター2丁目	279-1073	42	3			45
〃	福山通運㈱岐阜支店	柳津町高桑5丁目66	279-2622	60				60
〃	丸中中部運送㈱	柳津町流通センター2丁目	279-5777	30				30
〃	濃飛倉庫運輸㈱	橋本町2丁目	251-0111	101	2			103
〃	㈱エスラインギフ	(羽島郡岐南町平成)	245-3131	150	35			185
〃	岐阜建機運輸㈱	水海道3丁目	245-4545	28				28
〃	岐阜中央市場運輸㈱	茜部新所	276-6206	29				29
〃	岐阜陸運㈱	柳津町流通センター2丁目	279-3331	29				29
〃	㈲三往物流	一日市場2丁目	295-6280	25				25
〃	松栄運輸㈱	六条南3丁目	271-9033	31	1			32
〃	西濃急送㈱	柳津町本郷3丁目	388-1121	37				37
〃	中京運輸㈱	柳津町流通センター2丁目	279-4530	50				50
〃	東亜運輸㈱	市橋4丁目	274-3711	22				22
〃	日通岐阜運輸㈱	今嶺4丁目	275-3888	55	1			56
〃	ハートランス㈱	大脇2丁目	377-5000	99	11			110
〃	㈱丸福	元住町11	262-2053	31	1			32

区分	所有者(業者名)	住所(所在地)	電話番号	内訳				計
				普通貨物	小型貨物	バス	その他	
営業用	丸井陸運㈱	本荘中の町6	271-0700	32				32
〃	マルエイ運輸㈱	東中島1丁目	246-3626	41	1			42
〃	㈱むつみ	黒野南3丁目	234-0503	28				28
〃	丸門運輸㈱	柳津町流通センター2丁目	279-2600	23				23
〃	岐阜乗合自動車㈱	九重町4丁目20	240-8800			170		170
〃	名鉄観光バス㈱岐阜支社	中鶉3丁目	274-8171			24		24
〃	ＺＩＰＡＮＧバス㈱	清本町8丁目58	275-2000			11		11
自営用	ぎふ農協本店	司町37	265-3521	9	10		55	74
〃	〃七郷支店	西改田字川向28の1	239-2574		1		2	3
〃	〃岩野田支店	粟野西1丁目296-1	237-3305				3	3
〃	〃鶉支店	中鶉5丁目117	272-2006				2	2
〃	ぎふ農協ふれあいプラザ網代	則松5丁目126	239-9321		1		2	3
〃	ぎふ農協ふれあいプラザ日野	日野西4丁目3-8	246-4887				2	2
〃	〃鷺山支店	下土居2丁目12-9	231-9549		1		2	3
〃	ぎふ農協ふれあいプラザ常磐	上土居891の1	231-0595		1		2	3
〃	〃三里支店	六条南2丁目1の1	271-3538		1		3	4
〃	〃南長森支店	蔵前4丁目19の5	245-1967				3	3
〃	〃長良支店	長良校前2丁目4	231-4084		1		3	4
〃	〃芥見支店	芥見3丁目332	243-1003		1		4	5
〃	〃三輪支店	石原2丁目5-1	229-1411		1		3	4
〃	ぎふ農協ふれあいプラザ方県	安食355の3	238-8201				2	2
〃	〃黒野支店	古市場266	239-1111		1		5	6
〃	ぎふ農協ふれあいプラザ西郷	中西郷4丁目158の1	239-0210		1		2	3
〃	〃厚見支店	西川手1丁目124	271-0782				3	3
〃	〃北長森支店	野一色2丁目5の23	245-8211		1		4	5
〃	〃合渡支店	曽我屋5丁目120	239-1507				1	1

区分	所有者(業者名)	住所(所在地)	電話番号	内訳				計
				普通貨物	小型貨物	バス	その他	
〃	〃　市 橋 支 店	西荘4丁目1-11	251-6311				3	3
〃	〃　茜 部 支 店	茜部新所4丁目96の1	271-6343		1		3	4
〃	〃　清 流 支 店	近島5丁目13番8号	231-4382		1		5	6
計				1,194	128	275	783	2380

管 内 舟 艇 保 有 の 状 況

令和8年4月１日現在

岐阜市（鵜飼観覧船）

所　有　者	住所(所在地)	電話番号	種別規格	用　　途	隻数	備　　考
岐　阜　市	湊町1-2 (鵜飼観覧船事務所)	262-0104	観覧船 15人乗	鵜飼観覧	8	
			〃　20人乗	〃	7	
			〃　30人乗	〃	12	
			〃　40人乗	〃	5	
			〃　50人乗	〃	2	
			観覧船（椅子席） 16人乗	〃	1	
			高級船　10人乗	〃	1	
			高級船　15人乗	〃	2	
			苫舟　10人乗	補 助 船	2	
			踊　　船		1	
			警 備 船	警　　備	11	
			トイレ船		2	
合　　計					54	

（小型ボート）

所 有 者	住所(所在地)	電話番号	種別規格	用　　途	隻数	備　　考
岐 阜 市	司町40番地1 (福祉政策課)	265-4141	小型ボート	調 査 用	29	方県書庫
〃	〃(水防対策課)	〃	〃	救 助 用	48	各水防団貸与
合　　計					77	

共同給食施設一覧

施　　設　　名	施 設 の 状 況	炊 出 し 能 力
協同組合岐阜給食センター	ガス自動炊飯器　1基 運搬車　28台	5,000食
岐 阜 繊 維 福 祉 協 同 組 合	ガス自動炊飯器　1基 運搬車　32台	8,000食
計　　2 か所	ガス自動炊飯器　2基 運搬車　60台	13,000食

炊出し施設場所等一覧

施設名	施設の状況（基）	炊出し能力内容（食）	備考（労力種別）
岐 阜 清 流 中 学 校	ガス回転かま　6	900	
本　荘　〃	〃　6	900	
梅　林　〃	〃　6	900	
加　納　〃	〃　6	900	
長　森　〃	〃　6	900	
島　〃	〃　6	900	
岩野田　〃	〃　5	750	
精　華　〃	〃　6	900	
藍　川　〃	〃　6	900	
三　輪　〃	〃　5	750	
岐　北　〃	〃　6	900	
厚　見　〃	〃　6	900	
青　山　〃	〃　5	750	
陽　南　〃	〃　6	900	
岐阜西　〃	〃　6	900	
長森南　〃	〃　5	750	
徹明さくら　小学校	〃　5	750	
白　山　〃	〃　5	750	
梅　林　〃	〃　5	750	
華　陽　〃	〃　5	750	
本　荘　〃	〃　6	900	
日　野　〃	〃　5	750	

施設名	施設の状況（基）	炊出し能力内容（食）	備考（労力種別）
島　〃	〃　5	750	
三　里　〃	〃　6	900	女性の会連絡協議会
鷺　山　〃	〃　5	750	
加　納　〃	〃　6	900	
加納西　〃	〃　5	750	女性の会連絡協議会
則　武　〃	〃　5	750	
長森南　〃	〃　5	750	女性の会連絡協議会
長森北　〃	〃　5	750	
常　磐　〃	〃　5	750	
木　田　〃	〃　4	600	
岩野田　〃	〃　6	900	
黒　野　〃	〃　6	900	
方　県　〃	〃　4	600	
茜　部　〃	〃　6	900	
七　郷　〃	〃　5	750	
西　郷　〃	〃　5	750	
市　橋　〃	〃　5	750	女性の会連絡協議会
岩　〃	〃　4	600	
鏡　島　〃	〃　6	900	
厚　見　〃	〃　5	750	
早　田　〃	〃　5	750	
芥　見　〃	〃　5	750	
合　渡　〃	〃　5	750	
三輪南　〃	〃　5	750	
三輪北　〃	〃　4	600	
網　代　〃	〃　4	600	女性の会連絡協議会
城　西　〃	〃　5	750	

施設名	施設の状況（基）	炊出し能力内容（食）	備考（労力種別）
長森西　〃	〃　5	750	
岩野田北　〃	〃　5	750	
長森東　〃	〃　5	750	
柳　津　〃	〃　6	900	
藍川北学園	〃　2	400	
藍東学園	〃　5	750	
岐阜東　幼稚園	〃　3	450	
加　納　〃	〃　3	450	
岐阜特別支援学校 （小中高等部）	〃　4	600	
境川中学校 給食共同調理場	〃　2	400	
岐阜中央中学校 給食共同調理場	〃　2	400	
長良中学校 給食共同調理場	〃　2	400	
長良小学校 給食共同調理場	〃　2	400	
合計	305	46,250	

製パン製造業者(学校給食製パン加工工場)

工　　場　　名	所　　在　　地	電　　話
コ　ガ　ネ　パ　ン	岐阜市柳津町上佐波西1－127	279-5611

主　食　米　卸　売　業　者

名　　称	所　　在　　地	電　　話
㈱　岐　阜　ラ　イ　ス	岐阜市東鶉1丁目110の1	272-5017
岐阜県経済農業協同組合連合会	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	276-5412

米飯委託加工業者（学校給食用米飯委託加工工場）

工　　場　　名	所　　在　　地	電　　話
岐阜地区学校給食米飯協同組合	羽島郡岐南町伏屋6丁目175	247-2040

仮設住宅建設予定地

浸水想定の L1 とは計画規模の降雨（100 年に 1 度の降雨確立規模）による判定。
浸水想定の L2 とは水防法に規定する想定最大規模降雨（1,000 年に 1 度の降雨確立規模）による判定。
各記号の意味：浸水想定区域外 … -　浸水想定深 0.5m 未満 … ○　浸水想定深 0.5 ～ 3m … △　浸水想定深 3m 以上 … ×

番号	名称	所在地	敷地面積（㎡）	有効面積（㎡）	建設可能戸数	地目	防火指定	制限	災害時の用途指定	道路			水道	汚水	排水先	電気	ガス	電話	浸水想定		近隣施設（分）		
										方向	所有	幅員							L1	L2	駅	バス	役所
001	溝旗公園	岐阜市溝旗町 4 丁目 1	8,208	6,000	96	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	南	市道	13.5	公	公	水路	○	都	○	○	×	15	10	20
002	桜木町公園	岐阜市桜木町 2 丁目 21-1	8,282	5,500	48	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	東	市道	7.5	公	公	水路	○	都	○	×	×	30	10	30
003	本荘公園	岐阜市吹上町 2.3 丁目ほか	18,545	7,000	132	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	南	市道	9	公	公	水路	○	都	○	△	△	15	5	30
004	八ツ草公園	岐阜市本荘字八ヶ坪 3456-6	25,634	11,000	156	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	南	市道	10.5	公	公	水路	○	都	○	△	×	15	1	60
005	福光中央公園	岐阜市八代 2 丁目 8	14,520	9,000	23	公園ほか	―	-	指定緊急避難場所	南	市道	7.5	公	公	水路	○	都	○	-	△	90	5	10
006	雄日ヶ丘公園	岐阜市中川原 1 丁目 97	14,300	11,000	96	公園ほか	準	宅	指定緊急避難場所	北	市道	9	公	公	水路	○	都	○	×	×	120	15	45
007	長良公園	岐阜市長良字城之内 1466-10	70,290	18,000	276	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所 広域避難場所 災害廃棄物仮置場	北	市道	12	公	公	水路	○	都	○	-	△	90	5	25
008	島南公園	岐阜市菅生 8 丁目 5	15,091	10,000	144	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	東	市道	13.5	公	公	水路	○	都	○	△	×	45	1	25
009	島西運動場	岐阜市旦島 2-5	20,004	18,000	240	学校用地	―	-	指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	東	市道	8	公	公	水路	○	都	○	×	×	60	5	40
010	早田西公園	岐阜市学園町 1 丁目 93-1	10,306	6,000	56	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	南	市道	7.5	公	公	水路	○	都	○	△	△	60	10	15
011	島中央公園	岐阜市萱場南 2 丁目 9-1	15,004	7,000	144	公園ほか	―	-	指定緊急避難場所	北	市道	15	公	公	水路	○	都	○	×	×	60	10	30
012	柳森公園	岐阜市柳森町 2 丁目 20	6,280	5,000	60	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	南	市道	9	公	公	水路	○	プ	○	△	×	30	10	15
013	加納公園（東側拡張部分含む）	岐阜市加納丸之内 4 番	30,201	24,000	144	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	西	市道	9	公	公	水路	○	都	○	△	×	20	5	3
014	則武公園	岐阜市則武中 1 丁目 22	7,199	5,000	60	公園ほか	準	-	指定緊急避難場所	西	市道	7.5	公	公	水路	○	都	○	△	×	60	15	5
015	岐阜市畜産センター公園	岐阜市椿洞 776 番地 4	261,564	59,000	560	公園ほか	―	黄	広域防災拠点施設 指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	東	市道	12	公	公	水路	○	プ	○	-	-	150	3	60
016	野一色公園、長森南団地	岐阜市野一色 4 丁目 530-1	42,104	27,000	256	公園ほか	準	黄	指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	北	市道	18	公	公	水路	○	都	○	○	△	60	5	60
017	岩戸公園	岐阜市長森岩戸字西山 944-5	40,741	10,000	120	公園ほか	―	黄・宅	指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	東	市道	6	公	公	水路	○	都	○	-	-	60	5	40

番号	名称	所在地	敷地面積（㎡）	有効面積（㎡）	建設可能戸数	地目	防火指定	制限	災害時の用途指定	道路			水道	汚水	排水先	電気	ガス	電話	浸水想定		近隣施設（分）		
										方向	所有	幅員							L1	L2	駅	バス	役所
018	三田洞４丁目団地	岐阜市三田洞東４丁目	8,077	6,500	64	畑	－	黄	－	北	市道	4	公	公	水路	○	都	○	－	－	150	2	30
019	三田洞公園	岐阜市三田洞東3丁目102－1	13,557	5,000	44	公園ほか	－	黄	指定緊急避難場所	北	市道	6	公	公	水路	○	都	○	－	－	150	10	30
020	黒野みどり広場、黒野北団地	岐阜市下鵜飼	40,802	37,200	116	公園ほか	－	－	－	南	市道	7.5	公	公	水路	○	プ	○	－	△	150	10	20
021	市立岐阜商西グランド、体育館駐車場	岐阜市鏡島南２－７、12－1、14	6,000	6,000	60	田、学校用地	－	－	ヘリポート	西	県道	12	公	公	水路	○	都	○	△	×	15	10	25
022	木ノ下公園	岐阜市木ノ下町７丁目	11,745	8,000	96	公園ほか	準	－	指定緊急避難場所	東	市道	9	公	公	水路	○	プ	○	△	×	30	10	40
023	岐陽運動場	岐阜市上川手770	18,322	11,000	148	学校用地	準	－	指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	北	市道	12.4	公	公	河川	○	都	○	△	×	30	10	30
024	日置江北公園	岐阜市下奈良４丁目３－１	17,440	12,000	156	公園ほか	－	－	指定緊急避難場所	東	市道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	60	15	50
025	諏訪山グランド	岐阜市芥見野畑３－18－１	18,289	16,200	192	学校用地	－	－	指定緊急避難場所	北	市道	6.4	公	公	水路	○	都	○	－	○	180	5	25
026	寺田公園（グランド含む）	岐阜市寺田１丁目37	11,316	10,000	108	公園ほか	－	－	指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	南	市道	6	公	公	水路	○	プ	○	×	×	45	10	60
027	岐阜教育研究所グランド	岐阜市芥見南山３丁目	18,124	6,000	72	学校用地	－	黄	－	南	市道	9	公	公	河川	○	都	○	－	－	200	10	30
028	岐阜ファミリーパーク	岐阜市北野北	541,443	40,000	428	公園ほか	－	黄	広域防災拠点施設 指定緊急避難場所 災害廃棄物仮置場	西	県道	12	公	浄	水路	○	プ	○	△	△	250	30	120
029	流通センター公園	岐阜市流通センター1丁目13番地	9,997	6,000	76	公園ほか	－	－	指定緊急避難場所 自衛隊拠点	南	県道	19.5	公	公	水路	○	プ	○	△	×	90	10	40
030	大洞浄化槽跡地	大洞桜台１丁目３５番地	2,373	1,800	20	宅地	－	黄	－	東	市道	8	公	公	水路	○	都	○	－	○	150	5	40
031	香蘭地区市有地	岐阜市香蘭２丁目104、105、111、112	4,207	4,000	32	宅地	準	－	－	南	市道	12	公	公	水路	○	都	○	△	△	17	2	32
032	岐阜小学校	岐阜市大工町１番地	7,817	2,345	23	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所 兼指定避難所	西	市道	17	公	公	水路	○	都	○	△	×	32	4	15
033	明郷小学校	岐阜市本郷町３丁目１番地	6,960	2,088	20	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所 兼指定避難所	北	市道	6	公	公	水路	○	都	○	△	△	24	2	14
034	徹明さくら小学校	岐阜市木ノ本町１丁目18番地	9,294	2,788	27	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所 兼指定避難所	西	県道	27	公	公	水路	○	都	○	△	△	15	6	24
035	草潤中学校	岐阜市金宝町４丁目１番地	8,218	2,465	24	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所 兼指定避難所	西	市道	25	公	公	水路	○	都	○	△	△	12	2	17
036	白山小学校	岐阜市白山町２丁目１番地１	7,561	2,268	22	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所 兼指定避難所	東	県道	20	公	公	水路	○	都	○	○	×	7	4	23
037	梅林小学校	岐阜市金竜町６丁目６番地	6,077	1,823	18	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所 兼指定避難所	西	県道	9	公	公	水路	○	都	○	○	×	7	1	22

番号	名称	所在地	敷地面積（㎡）	有効面積（㎡）	建設可能戸数	地目	防火指定	制限	災害時の用途指定	道路			水道	汚水	排水先	電気	ガス	電話	浸水想定		近隣施設（分）		
										方向	所有	幅員							L1	L2	駅	バス	役所
038	華陽小学校	岐阜市華陽5番1号	10,773	3,232	32	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	県道	23.5	公	公	水路	○	都	○	△	×	9	1	32
039	本荘小学校	岐阜市此花町6丁目29番地	9,373	2,812	28	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	市道	15	公	公	水路	○	都	○	△	△	21	4	38
040	日野小学校	岐阜市日野北1丁目4番1号	7,220	2,166	21	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	12	公	公	水路	○	都	○	×	×	67	3	62
041	長良小学校	岐阜市長良259番地	5,281	1,584	14	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	県道	9.3	公	公	水路	○	都	○	△	×	63	1	41
042	島小学校	岐阜市北島7丁目6番12号	8,259	2,478	24	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	8	公	公	水路	○	都	○	△	×	41	2	37
043	三里小学校	岐阜市六条北2丁目5番1号	5,462	1,639	16	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	8	公	公	水路	○	都	○	△	×	23	3	45
044	鷺山小学校	岐阜市鷺山北町9番12号	7,655	2,297	22	学校用地ほか	準	急	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	16	公	公	水路	○	都	○	△	×	67	1	46
045	加納小学校	岐阜市加納西丸町1丁目73番地2	8,420	2,526	25	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	12	公	公	水路	○	都	○	○	×	7	1	37
046	加納西小学校	岐阜市加納高柳町1丁目1番地	12,395	3,719	26	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	8	公	公	水路	○	都	○	△	×	12	1	37
047	則武小学校	岐阜市則武209番地2	7,005	2,102	21	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	県道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	59	1	41
048	長森南小学校	岐阜市切通5丁目12番1号	13,839	4,152	41	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	4	公	公	水路	○	都	○	△	×	9	3	71
049	長森北小学校	岐阜市野一色3丁目1番3号	5,327	1,598	15	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	県道	11	公	公	水路	○	都	○	○	△	28	1	51
050	常磐小学校	岐阜市上土居838番地	8,063	2,419	24	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	12	公	浄	水路	○	都	○	△	△	75	1	54
051	木田小学校	岐阜市木田2丁目173番地	11,774	3,532	35	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	市道	10.2	公	公	水路	○	都	○	△	△	62	1	66
052	岩野田小学校	岐阜市粟野西2丁目33番地	12,632	3,790	36	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	市道	20.6	公	公	水路	○	都	○	－	－	102	2	85
053	黒野小学校	岐阜市古市場20番地1	9,369	2,811	28	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	市道	9	公	浄	水路	○	都	○	－	△	67	2	85
054	方県小学校	岐阜市安食3丁目115番地	10,736	3,221	32	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	県道	8	公	浄	水路	○	プ	○	○	○	95	4	130
055	茜部小学校	岐阜市茜部新所4丁目91番地3	7,974	2,392	23	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	6.6	公	公	水路	○	都	○	△	×	20	1	69
056	鶉小学校	岐阜市中鶉4丁目189番地1	10,490	3,147	31	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	県道	8.4	公	公	水路	○	都	○	△	×	29	1	85
057	七郷小学校	岐阜市西改田字川向94番地1	10,005	3,002	30	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	16	公	浄	水路	○	プ	○	－	－	53	3	82
058	西郷小学校	岐阜市中西郷4丁目261番地	6,403	1,921	19	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	6.8	公	公	水路	○	プ	○	－	－	52	3	116

番号	名称	所在地	敷地面積（㎡）	有効面積（㎡）	建設可能戸数	地目	防火指定	制限	災害時の用途指定	道路			水道	汚水	排水先	電気	ガス	電話	浸水想定		近隣施設（分）		
										方向	所有	幅員							L1	L2	駅	バス	役所
059	市橋小学校	岐阜市市橋6丁目6番28号	8,413	2,524	25	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	市道	11.8	公	公	水路	○	都	○	△	×	6	1	66
060	岩小学校	岐阜市岩滝西1丁目612番地	9,638	2,891	28	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	8.5	公	公	水路	○	都	○	–	△	55	1	110
061	鏡島小学校	岐阜市鏡島西2丁目2番1号	9,892	2,968	29	学校用地ほか	準	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	5	公	公	水路	○	都	○	△	×	15	1	57
062	厚見小学校	岐阜市上川手198番地5	14,152	4,246	42	学校用地ほか	準	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	9	1	48
063	長良西小学校	岐阜市千代田町2丁目1番地	8,723	2,617	26	学校用地ほか	準	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	11	公	公	水路	○	都	○	△	×	58	3	35
064	早田小学校	岐阜市学園町2丁目35番地	9,218	2,765	27	学校用地ほか	準	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	8	公	公	水路	○	都	○	△	△	54	1	26
065	且格小学校	岐阜市日置江1859番地1	6,272	1,882	18	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	県道	6	公	浄	水路	○	プ	○	×	×	56	1	107
066	芥見小学校	岐阜市芥見2丁目213番地	6,828	2,048	20	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	市道	6.9	公	公	水路	○	都	○	–	△	95	1	121
067	合渡小学校	岐阜市寺田1番地1	6,151	1,845	18	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	県道	4	公	公	水路	○	プ	○	△	×	40	2	70
068	三輪南小学校	岐阜市太郎丸1034番地	12,560	3,768	37	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	6	公	浄	水路	○	都	○	–	–	164	3	146
069	三輪北小学校	岐阜市北野東356番地	7,225	2,168	21	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	県道	6.5	公	浄	水路	○	プ	○	–	–	186	2	165
070	網代小学校	岐阜市秋沢2丁目156番地1	7,935	2,381	23	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	県道	8	公	浄	水路	○	プ	○	–	–	63	17	156
071	城西小学校	岐阜市則武西1丁目8番1号	6,622	1,987	19	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	市道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	58	4	44
072	旧藍川小学校	岐阜市加野3丁目3番5号	9,429	2,829	28	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	6	公	公	水路	○	都	○	–	×	108	2	121
073	長良東小学校	岐阜市長良真生町3丁目9番地	9,476	2,843	28	学校用地ほか	準	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	13.5	公	公	水路	○	都	○	○	△	78	5	50
074	長森西小学校	岐阜市北一色5丁目5番1号	7,971	2,391	23	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	6.5	公	公	水路	○	都	○	○	×	20	3	44
075	藍東学園	岐阜市大洞桜台1丁目2番地	9,182	2,755	27	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	8	公	公	水路	○	都	○	–	–	114	5	146
076	岩野田北小学校	岐阜市粟野東2丁目33番地3	10,625	3,188	31	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	9.4	公	浄	水路	○	都	○	–	–	127	4	104
077	長森東小学校	岐阜市水海道2丁目10番1号	7,650	2,295	22	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	6.6	公	公	水路	○	都	○	△	△	21	2	76
078	柳津小学校	岐阜市柳津町丸野1丁目1番地	8,055	2,417	24	学校用地ほか	—	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	16	公	公	水路	○	都	○	△	×	15	6	111
079	岐阜中央中学校	岐阜市京町3丁目19番地	14,035	4,211	42	学校用地ほか	準	–	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	36	公	公	水路	○	都	○	△	△	25	2	5

番号	名称	所在地	敷地面積（㎡）	有効面積（㎡）	建設可能戸数	地目	防火指定	制限	災害時の用途指定	道路			水道	汚水	排水先	電気	ガス	電話	浸水想定		近隣施設（分）		
										方向	所有	幅員							L1	L2	駅	バス	役所
080	本荘中学校	岐阜市雲雀ケ丘１番地	14,969	4,491	44	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	8	公	公	水路	○	都	○	△	×	38	2	42
081	梅林中学校	岐阜市九重町３丁目８番地	14,994	4,498	44	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	7.4	公	公	水路	○	都	○	△	×	12	4	38
082	加納中学校	岐阜市加納舟田町９番地	10,095	3,029	30	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	市道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	17	6	44
083	長森中学校	岐阜市野一色４丁目11番１号	23,372	7,012	70	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	25	公	公	水路	○	都	○	○	△	23	1	55
084	長良中学校	岐阜市長良福光2070番地	13,341	4,002	40	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	県道	11	公	公	水路	○	都	○	△	△	68	3	47
085	島中学校	岐阜市則武西１丁目８番２号	12,173	3,652	36	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	市道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	64	4	45
086	岩野田中学校	岐阜市粟野西５丁目817番地	9,925	2,978	29	学校用地ほか	－	赤	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	県道	11.3	公	浄	水路	○	都	○	－	－	130	4	93
087	精華中学校	岐阜市鏡島精華１丁目11番27号	12,633	3,790	37	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	12	4	52
088	藍川中学校	岐阜市芥見４丁目157番地	16,307	4,892	48	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	市道	8.4	公	公	水路	○	プ	○	－	△	110	6	128
089	三輪中学校	岐阜市石原１丁目12番地	14,604	4,381	43	学校用地ほか	－	赤	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	9.4	公	浄	水路	○	プ	○	－	－	174	11	157
090	岐北中学校	岐阜市御望971番地１の２	12,401	3,720	37	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	7	公	浄	水路	○	都	○	－	－	72	1	102
091	厚見中学校	岐阜市上川手262番地１	8,521	2,556	25	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	北	市道	8.5	公	公	水路	○	都	○	△	×	18	1	48
092	青山中学校	岐阜市下土居２丁目27番１号	13,629	4,089	40	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	8	公	公	水路	○	都	○	△	△	75	5	47
093	陽南中学校	岐阜市六条東１丁目１番１号	15,013	4,504	42	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	県道	9.3	公	公	水路	○	都	○	△	×	21	2	40
094	旧藍川東中学校	岐阜市大洞紅葉が丘６丁目22番地３	13,674	4,102	41	学校用地ほか	－	赤	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	8	公	公	水路	○	都	○	－	－	134	1	161
095	岐阜西中学校	岐阜市川部３丁目30番地	17,300	5,190	51	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	9.56	公	浄	水路	○	都	○	△	△	68	2	69
096	藍川北学園	岐阜市加野２丁目23番１号	11,597	3,479	34	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	6	公	公	水路	○	都	○	△	×	128	4	125
097	長森南中学校	岐阜市切通２丁目11番１号	11,478	3,443	34	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	8.56	公	浄	水路	○	都	○	△	×	4	2	61
098	東長良中学校	岐阜市長良真生町３丁目27番地４	12,253	3,676	36	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	県道	15	公	公	水路	○	都	○	○	×	76	2	52
099	境川中学校	岐阜市柳津町上佐波東３丁目70番地	11,976	3,593	35	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	西	市道	6	公	公	水路	○	プ	○	△	×	23	6	99
100	岐阜特別支援学校	岐阜市小西郷３丁目120番地２	7,946	2,384	23	学校用地ほか	－	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	南	市道	9.34	公	浄	水路	○	都	○	－	－	43	1	112

番号	名称	所在地	敷地面積（㎡）	有効面積（㎡）	建設可能戸数	地目	防火指定	制限	災害時の用途指定	道路			水道	汚水	排水先	電気	ガス	電話	浸水想定		近隣施設（分）		
										方向	所有	幅員							L1	L2	駅	バス	役所
101	岐阜清流中学校	岐阜市早田 1901 番地 18	8,012	2,404	24	学校用地ほか	準	－	指定緊急避難場所兼指定避難所	東	県道	17	公	浄	水路	○	都	○	△	×	47	1	25

管 内 医 療 施 設 調

（令和8年4月1日現在）

名称	所在地	設置者	診療科目	電話番号
朝 日 大 学 病 院	橋本町3丁目23番地	私立学校法人	泌尿器科、循環器内科、呼吸器内科、形成外科、耳鼻咽喉科、内科、リウマチ科、外科、歯科、消化器内科、乳腺外科、放射線診断科、放射線治療科、心臓血管外科、頭頸部外科、歯科口腔外科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、病理診断科、消化器外科、脳神経内科、脳神経外科、整形外科、眼科、婦人科、リハビリテーション科、麻酔科、皮膚科	253-8001
岩砂病院・岩砂マタニティ	八代1丁目7番地1	医療法人	小児科、循環器内科、内科、放射線科、消化器内科、産科、リハビリテーション科、婦人科	231-2631
医療法人社団 永寿会 大橋整形外科病院	栄新町2丁目50番地	医療法人	リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科、整形外科	232-1151
笠 松 病 院	中 鶉 3 丁 目 11	医療法人	呼吸器内科、消化器内科、内科、小児科、脳神経外科、整形外科、循環器内科、肛門外科、神経内科、外科、リハビリテーション科、糖尿病内科、アレルギー疾患内科	276-2881
医療法人社団 志朋会 加納渡辺病院	加納城南通1丁目23番地	医療法人	内科、外科、泌尿器科、リハビリテーション科、整形外科、皮膚科、肛門外科	272-2129
河 村 病 院	芥見大般若1丁目84番地	医療法人	脳神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、麻酔科、呼吸器内科、腎臓内科（人工透析）、精神科、外科、耳鼻いんこう科、矯正歯科、小児科、眼科、歯科口腔外科、消化器内科、内科、皮膚科、心療内科、泌尿器科、整形外科、歯科、循環器内科	241-3311
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	則武1816－1	岐阜県	児童精神科、整形外科、小児科、小児整形外科、歯科	233－7121
※岐阜県総合医療センター	野一色4丁目6番1号	地方独立行政法人	心臓血管外科、泌尿器科、整形外科、耳鼻咽喉科、小児外科、呼吸器内科、小児循環器内科、新生児内科、小児心臓外科、糖尿病・内分泌内科、感染症内科、皮膚科、小児科、消化器内科、循環器内科、乳腺外科、小児脳神経外科、疼痛緩和内科、疼痛緩和外科、脳神経内科、外科、脳神経外科、眼科、形成外科、救急科、内科、精神科、小児救急科、呼吸器外科、産婦人科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔外科、腎臓内科、消化器外科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、血液内科、肝臓内科	246-1111
※ 岐 阜 市 民 病 院	鹿島町7丁目1番地	市町村	心臓血管外科、泌尿器科、整形外科、眼科、歯科、呼吸器・腫瘍内科、消化器内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、乳腺外科、頭頸部外科、病理診断科、臨床検査科、脳神経内科、呼吸器外科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、循環器内科、内科、皮膚科、精神科、小児科、外科、脳神経外科、産婦人科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、血液内科	251-1101
岐 阜 清 流 病 院	川部三丁目25番地	医療法人	脳神経外科、放射線科、麻酔科、糖尿病内分泌内科、心臓血管外科、内科、外科、リハビリテーション科、歯科、肝臓内科、内視鏡内科、整形外科、漢方内科、人工透析内科、眼科、神経内科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、消化器内科、循環器内科	239-8111
※ 岐 阜 赤 十 字 病 院	岩倉町3丁目36番地	日赤	精神科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、小児科、外科、消化器内科、大腸・肛門外科、血液内科、感染症内科、内視鏡内科、病理診断科、リウマチ科、脳神経外科、産婦人科、放射線科、糖尿病・内分泌内科、内分泌外科、内科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、眼科、呼吸器内科、消化器外科	231-2266
※岐阜大学医学部附属病院	柳戸1番1	国立大学法人	皮膚科、小児科、精神科、外科、心臓血管外科、泌尿器科、整形外科、眼科、小児歯科、歯科口腔外科、循環器内科、消化器外科、脳神経外科、産婦人科、病理診断科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、腎臓内科、脳神経内科、放射線診断科、形成外科、麻酔科、歯科、救急科、呼吸器外科、乳腺外科、放射線治療科、内科、放射線科、矯正歯科、消化器内科、呼吸器内科、血液・感染症内科	230-6000
岐阜ハートセンター	薮田南4丁目14番4号	医療法人	心臓血管外科、麻酔科、内科、循環器内科、リハビリテーション科、形成外科	277-2277
公益社団法人 岐阜病院	日野東3丁目13番6号	公益法人	神経科、精神科、歯科、心療内科	245-8171
岐 阜 南 病 院	柳津町高桑5丁目91	医療法人	精神科、心療内科	279-1155

黒野病院	洞1020	医療法人	歯科、精神科、老年精神科	239-0611
医療法人社団 慈朋会 澤田病院	野一色7丁目2-5	医療法人	皮膚科、呼吸器内科、内科、泌尿器科、消化器内科、外科、リハビリテーション科、小児科、整形外科、放射線科、循環器内科、消化器外科、肛門外科	247-3355
城南病院	茜部新所1丁目21	個人	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	273-8000
千手堂病院	菅原町2丁目21番	医療法人	整形外科、リハビリテーション科、内科、小児科、循環器内科、呼吸器内科、麻酔科、循環器外科（心臓・血管外科）	338-5006
近石病院	光町2丁目46番地	医療法人	皮膚科、リウマチ科、脳神経外科、放射線科、肛門外科、歯科口腔外科、内科、外科、リハビリテーション科、麻酔科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、整形外科	232-2111
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良1300番地7	独立行政法人国立病院機構	神経内科、呼吸器外科、脳神経外科、アレルギー科、小児科、外科、形成外科、消化器内科、内科、精神科、小児外科、リハビリテーション科、歯科、緩和ケア内科、心臓血管外科、産婦人科、放射線科、神経小児科、呼吸器内科、循環器内科	232-7755
医療法人社団双樹会早徳病院	宇佐南1丁目8-1	医療法人	リハビリテーション科、乳腺外科、人工透析内科、内科、整形外科、外科、肛門外科、消化器外科、心臓血管外科、消化器内科	272-3253
医療法人社団 誠広会平野総合病院	黒野176番地5	医療法人	外科、呼吸器内科、腎臓内科、皮膚科、リウマチ科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、循環器内科、糖尿病内科、内科、整形外科、眼科、放射線科、消化器内科、消化器外科、小児科、脳神経外科、産婦人科、麻酔科	239-2325
操外科病院	四屋町43番地	医療法人	整形外科、胃腸外科、人工透析・泌尿器科、脳神経外科、放射線科、外科、リハビリテーション科、皮膚科、肛門外科	262-7711
操レディスホスピタル	津島町6丁目19番地	医療法人	婦人科、産科、産婦人科（生殖医療）	233-8811
みどり病院	北山1丁目13番27号	医療法人	アレルギー科、小児科、精神科、リハビリテーション科、歯科、循環器内科、内科、放射線科、透析内科	241-0681
医療法人社団 幸紀会安江病院	鏡島西2丁目4番14号	医療法人	皮膚科、リウマチ科、外科、脳神経外科、リハビリテーション科、乳腺外科、呼吸器内科、内科、消化器外科、循環器内科、糖尿病内科、整形外科、耳鼻いんこう科、麻酔科、放射線科、肛門外科、消化器内科	253-7745
医療法人生友会柳津病院	柳津町宮東1丁目102	医療法人	外科、整形外科、産婦人科、内科、リハビリテーション科、肛門外科、皮膚科、小児科、消化器内科、循環器内科	388-3838
山内ホスピタル	市橋3丁目7番22号	医療法人	整形外科、糖尿病内科、リハビリテーション科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、アレルギー疾患内科、内科、リウマチ科、外科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、肛門外科、人工透析内科	276-2131
医療法人 和光会山田病院	寺田7丁目110番地	医療法人	呼吸器内科、脳神経外科、内科、皮膚科、小児科、整形外科、消化器内科、循環器内科、血液内科、緩和ケア内科、糖尿病・内分泌内科、老年内科、脳神経内科、リウマチ科、精神科、リハビリテーション科、漢方内科	254-1411
Y&M 藤掛第一病院	一番町1	個人	内科	265-5255
あいレディースクリニック	菅生6丁目2番5号	医療法人	産科、婦人科、小児科	296-4141
芥見診療所	芥見長山3丁目104番地	医療法人	内科、消化器科、アレルギー科、放射線科、外科、皮膚科、呼吸器科、循環器科、リハビリテーション科	243-1313
石原産婦人科	芥見嵯峨2丁目145	個人	産婦人科	241-3535
医療法人 内田眼科	徹明通4丁目18番地	医療法人	眼科	266-1211
大塚レディスクリニック	切通7丁目13-17	医療法人	産婦人科	245-8838
大橋・谷 整形外科	薮田南三丁目12番17号	医療法人	リハビリテーション科、麻酔科、整形外科、内科、リウマチ科	272-0011
基生会おおのレディースクリニック	光町1丁目44	医療法人	婦人科、産科	233-0201
岐阜メイツ睡眠クリニック	薮田南四丁目15番20号	医療法人	呼吸器内科、内科	272-9300
くまざき内科	日置江1丁目72番地	個人	小児科、呼吸器内科、内科	279-1880
桑山眼科	北一色8丁目8-14	個人	眼科	240-4134
佐久間眼科医院	北一色7丁目12-16	医療法人	眼科	246-1851
しま医院	池ノ上町4丁目74	医療法人	腎臓内科、麻酔科、内科、小児科、リウマチ科、婦人科	233-8732
医療法人 高井外科	正木1978番地の72	医療法人	麻酔科、歯科、こう門外科、歯科口腔外科、外科、消化器外科	231-6055
高橋眼科医院	早田栄町1丁目23	医療法人	眼科	231-4398
髙橋産婦人科	梅ヶ枝町3丁目41-3	医療法人	内科、小児科、産婦人科	263-5726
野川眼科医院	神室町4丁目31	個人	眼科	262-4842

はっとりクリニック	鏡島精華2丁目4-25	個人	耳鼻いんこう科、アレルギー科	252-3200
服部耳鼻咽喉科	日野南3丁目5番15号	個人	放射線科、耳鼻咽喉科、アレルギー科	248-3387
阪野クリニック	清住町1丁目22番地	個人	内科、精神科、循環器内科	213-1199
福富医院	安食1丁目87番地1	医療法人	アレルギー科、小児科、内科、外科	238-8555
古田産科婦人科クリニック	金町7丁目3	医療法人	産科、婦人科	265-2395
松岡整形外科・内科リハビリテーション	東金宝町2丁目12-6	医療法人	整形外科、内科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科	266-6888
松原医院	柳津町丸野1丁目72番地	医療法人	内科、	388-0121
操健康クリニック	薮田南1丁目4番20号	医療法人	内科、消化器内科、小児科、放射線科、皮膚科、アレルギー科、リハビリテーション科、呼吸器内科、循環器内科、婦人科	274-0330
宮崎レディスクリニック	加納本町3丁目5	個人	産科、婦人科、内科（人工透析）	271-3344
矢嶋小児科小児循環器クリニック	日野南7丁目10番7号	医療法人	小児科	240-5666
ゆりレディスクリニック	前一色西町4番1	医療法人	産科、婦人科	246-1011
おぐら産科婦人科クリニック	長良葵町1丁目2番地5	個人	婦人科、産科	295 - 1155

※は災害拠点病院

＜参考＞

災害拠点病院の要件

・建物が耐震耐火構造であること
・資器材等の備蓄があること
・応急収容するために転用できる場所があること
・応急用資器材、自家発電機、応急テント等により自己完結できること（外部からの補給が滞っても簡単には病院機能を喪失しないこと）
・近接地にヘリポートが確保できること

岐阜県内の災害拠点病院

岐阜市：岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター、岐阜市民病院、岐阜赤十字病院
大垣市：大垣市民病院　　多治見市：岐阜県立多治見病院
美濃加茂市：中部国際医療センター　　関市：中濃厚生病院
中津川市：総合病院中津川市民病院　　高山市：高山赤十字病院、久美愛厚生病院
笠松町：松波総合病院
大野町：岐阜県厚生農業協同組合連合会　岐阜・西濃医療センター　西濃厚生病院

ＤＭＡＴ指定病院

病　院　名	住　　所	2次医療圏
岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色4丁目6-1	岐阜
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3丁目36	岐阜
岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1-1	岐阜
岐阜市民病院	岐阜市鹿島町7丁目1	岐阜
松波総合病院	羽島郡笠松町田代185-1	岐阜
大垣市民病院	大垣市南頬町4丁目86	西濃
大垣徳洲会病院	大垣市林町6丁目85-1	西濃
西濃厚生病院	揖斐郡大野町下磯293番地1	西濃
中濃厚生病院	関市若草通5丁目1	中濃
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち１丁目１番地	中濃
岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5-161	東濃
総合病院中津川市民病院	中津川市駒場1522-1	東濃
高山赤十字病院	高山市天満町3丁目11	飛騨
久美愛厚生病院	高山市中切町1-1	飛騨

災害医療コーディネーター連携

担当	住　　所	電話
岐阜保健所総務課	各務原市那加不動丘１－１ 岐阜県保健科学センター内	058-380-3001

岐阜市医師会医療救護隊編成表

救　護　隊　長	会　長	高　井　國　之
副　　隊　　長	副会長	石　山　俊　次
副隊長先遣隊長	副会長	中　谷　　圭
	副会長	足立　佳代子
班　　長	各班担当理事	
本　部　担　当	村木　敬行・大野　元	

救　護　班　区　分

班　　名	地　　区	備　　考
第　1　班	長　良　地　区	
第　2　班	鷺山・常磐・黒野地区	
第　3　班	金　華　地　区	
第　4　班	島　地　区	
第　5　班	梅　林　地　区	
第　6　班	長森・芥見地区	
第　7　班	明徳・徹明地区	
第　8　班	木之本・鏡島・本荘・市橋地区	JR鉄道北
第　9　班	加納・本荘・市橋・柳津地区	JR鉄道南
第１０班	加納・南長森・厚見地区	

救　護　隊　編　成　表

第 1 班　　班　長　　建部英春				
原瀬　一郎	加藤　純大	渡邊　裕	木田　公洋	不破　誠行
細野　知宏	坂井　直司	貝沼　諭	高木　寛治	
第 2 班　　班　長　　川上　太郎				
岸本　祐毅	河田　智男	大岩　卓明	立山　健一郎	小倉　茂則
石黒　源之	谷村　　一	高井　一光	梅田　哲正	

第 3 班　　班　　長　　川 出 尚 史				
山田　哲也	森清　幹也	高牟礼　寛	高橋　　良	加藤　正孝
江﨑　俊夫	嘉本　将治	佐合　健	青木　洋一郎	
第 4 班　　班　　長　　今泉　松久				
日野　輝夫	安田　雅則	關谷　俊之	竹田　智雄	高橋　捷允
竹田　具史	渡邉　一司	木村　　豪	二宮　卓之	
第 5 班　　班　　長　　谷本　幸也				
松岡　正治	服部　和樹	尾関　茂彦	川瀬　光八郎	佐野　公泰
加納　寛悠	吉田　直優	山本　憲司	川崎　浩史	
第 6 班　　班　　長　　安 江 晃 子				
高津　敏郎	桑山　正美	森　　厚	田中　真司	和田　祐爾
早野　洋司	鈴木　由里子	棚橋　哲也	雄山　瑞栄	
第 7 班　　班　　長　　栗 山 尚 子				
細川　嘉彦	天野　　肇	髙橋　誠一郎	初音　俊樹	森　一真
小木曽　和夫	渡辺　　敬	田島　尚美	野川　秀利	
第 8 班　　班　　長　　山 賀　　寛				
山本　典孝	下村　哲也	森　紳	江崎　淳	守屋　斗人
葛西　正好	木野村　育子	伊藤　雅康	和泉　勝彦	
第 9 班　　班　　長　　佐々木　稔				
江﨑　正浩	澤田　逸志	鈴木　荘太郎	高橋　啓一	渡辺　寛
安藤　智重	田尻下　孝夫	熊崎　　廣	大川　剛	
第 10 班　　班　　長　　服部　有博				
操　尚	角　智一朗	小石　浩久	小笠原　文雄	市田　正成
工藤　修三	窪田　智	水谷　大裕	後藤　尚己	

岐阜市歯科医師会医療救護隊編成表

救護隊長	会　　長	青木　雅敏
副　隊　長	副　会　長	中嶌　誠治
副　隊　長	副　会　長	糸尾　尚浩
副隊長先遣隊	専務理事	日比野　祥敬

班　別	班担当理事	班　　長	校　　区　　編　　成
第1班	鷲　見　幸　男	下　手　　暦	藍川・長良・長良西・長良東・常磐・岩野田 岩野田北・三輪南・三輪北・鷺山
第2班	河　野　承　子	松　原　充　直	木田・黒野・方県・西郷・七郷・合渡・網代 島・早田・城西・則武
第3班	中　嶌　誠　治	横　山　佳　郎	日野・長森北・長森西・長森東・岩・芥見 芥見東・芥見南・長森南
第4班	横　山　雅　行	荒　深　雄　一	金華・京町・明徳・梅林・本郷
第5班	伊　塚　良　彦	岸　本　千　佳	徹明・白山・華陽
第6班	各　務　尚　之	飯　田　貴　敏	木之本・本荘・三里・市橋・鏡島
第7班	糸　尾　尚　浩	清　水　浩　一	加納・加納西・茜部・厚見・鶉・日置江 柳津

岐阜市薬剤師会災害時派遣編成表

本　　部	一般社団法人　岐阜市薬剤師会
本部長	会　長　　大　橋　哲　也
副本部長	副会長　　栗　本　秀　文
防災責任者	副会長　　潮　順　一　郎
調整部長	副会長　　井　深　宏　和
情報部長	副会長　　武　山　則　行
派遣隊長	常務理事　　小　池　　紫

班名	地区	小学校区	医療担当	衛生担当
1	長良地区	三輪北・三輪南・藍川・ 岩野田北・岩野田・長良東・ 長良・長良西	○河村 文彦　荒引 俊 神野 円　岸邉 美紀子 水野 牧子	神野 円　飯田 大作
2	鷺山・常磐・黒野地区	網代・方県・西郷・黒野 常磐・鷺山	○河合 琢良　小栗 佑治 前田 佳代	種田 美保　永田 ゆかり 河合 琢良　遠藤　英一
3	島地区	七郷・合渡・島・城西・ 木田・則武・早田	○平松 秀昭　小島 史紀	日髙 健詞　近藤 恵子 北原 敏　小島 史紀
4	梅林・金華地区	梅林・白山・華陽 岐阜・明郷	○柳原 孝是　篠田 真理子 宮下 貴博　吉田 称子	日置 慎吾　長井 章 小林 真穂
5	長森・芥見地区	芥見東・芥見・岩 日野・長森東・長森北・ 長森西	○小林 篤史　川出 悟 柴山　泰之	杉浦 智彦　髙島 英滋 望月　祐子
6	木之本・鏡島・本荘・ 市橋・明徳・徹明地区	鏡島・市橋 徹明さくら・本荘	○野々村和哉 望月 祐子 木村 淳一　柴田 亜希子 新川 清美　村地 沙央里	橋本 恵子　木村 淳一 野々村 和哉 岸邉　美紀子
7	加納・本荘・市橋・柳津 地区	加納西・三里・柳津・且格・ 鶉・加納・茜部	○青木 翔太　今井 淳仁 小石 正孝　林　誠	松原 佳子　市原 裕 中村 仁美　吉田　知弘
8	加納・南長森・厚見地区	長森南・厚見	○恩田　哲裕　津村 英明 藪下 朋弘	後藤 佐和子

関係機関の連絡先

国の機関

部署	住所	電話	休日夜間等緊急連絡先	
国土交通省木曽川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	251-1321	251-1408, 251-3235	流水管理センター
国土交通省岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	271-9817	同左	
岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島 1643-2	0576-62-3121	090-7603-9124	
岐阜森林事務所	岐阜市夕陽ヶ丘 2-6	263-0153	090-2132-2415	
中部運輸局岐阜運輸支局	岐阜市日置江 2648-1	279-3716		
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸 6	271-4108		

陸上自衛隊

部署	住所	電話	休日夜間等緊急連絡先	
陸上自衛隊第 35 普通科連隊	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191	同左	

県の機関

部署	住所	電話	休日夜間等緊急連絡先	
岐阜県危機管理部危機管理政策課 岐阜地域防災係	岐阜市薮田南 2 丁目 1 番 1 号	272-8481	同左	
岐阜土木事務所	岐阜市薮田南 5-14-53 ふれあい福寿会館第 1 棟 8 階	214-9603	同左	
岐阜中警察署	岐阜市美江寺町 2-10	263-0110	同左	
岐阜南警察署	岐阜市茜部菱野 1-88	276-0110	同左	
岐阜北警察署	岐阜市上土居 2-2-22	233-0110	同左	
岐阜羽島警察署	岐阜市柳津町梅松 3 丁目 108	387-0110	同左	
岐阜保健所　総務課	各務原市那加不動丘１－１ 岐阜県健康科学センター内	380-3001	同左	

防災関係機関

機関名	住所	電話	休日夜間等緊急連絡先	
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島 2-9	272-3561	090-3309-0468 090-1096-1306	
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町 2-3	265-8051		
（株）岐阜放送	岐阜市橋本町 2 丁目 52 岐阜シティ・タワー43　4 階	264-1181		
岐阜中央郵便局	岐阜市清住町 1-3-2	266-9726	058-263-4834	
東海旅客鉄道（株）岐阜駅	岐阜市橋本町 1 丁目 10 番地			
名古屋鉄道（株）岐阜幹事駅	岐阜市神田町 1 丁目	263-4561	052-882-8301	事故発生時
NTT 西日本（株）岐阜支店	岐阜市八ツ寺町 1-15　ＮＴＴ八ツ寺ビル 4F	214-8417	同左	
東邦ガスネットワーク（株）地域計画部　岐阜事業所	岐阜市加納愛宕町 37-2	272-8162	272-0088	
中部電力パワーグリッド（株） 岐阜支社	岐阜市美江寺町 2-5	264-3716		
岐阜市医師会	岐阜市青柳町 5 丁目 4 番地	255-1550	同左	
岐阜市歯科医師会	岐阜市美殿町 46	264-0738	同左	
岐阜市薬剤師会	岐阜市九重町 4 丁目 5 番地	260-9900		
岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部	岐阜市薮田南 5-11-11	274-3941	同左	
岐阜土木工業会	岐阜市杉山町 2	265-0411		
岐阜県建築工業会	岐阜市薮田東 1-3-5	273-3401		
岐阜県石油商業組合岐阜支部	岐阜市東鶉 1-3-2	271-4601		
ぎふ農業協同組合	岐阜市司町 37	265-3521	同左	

県内近隣の市町

市町名	住所	防災担当課	電話
各務原市	各務原市那加桜町 1-69	防災対策課	383-1190
関市	関市若草通 3 丁目 1	危機管理課	0575-22-3131
大垣市	大垣市丸の内 2-29	危機管理室	0584-47-7385
羽島市	羽島市竹鼻町 55	危機管理課	392-9915
瑞穂市	瑞穂市別府 1288	市民協働安全課	058-327-4130
本巣市	本巣市文殊 324	総務課	0581-34-5020
山県市	山県市高木 1000-1	総務課	0581-32-9100
笠松町	羽島郡笠松町司町 1	総務課	388-1111
岐南町	羽島郡岐南町八剣 7-107	総務課	247-1360
北方町	本巣郡北方町北方 1323-5	総務危機管理課	058-323-1111

災害時相互応援協定締結市

市名	協定種別	住所	防災担当課	電話
函館市	中核市	函館市東雲町 4 番 13 号	総務課	0138-21-3654
旭川市	中核市	旭川市東光 27 条 8 丁目	防災課	0166-33-9969
青森市	中核市	青森市中央一丁目 22 番 5 号	総務課危機管理室	017-777-8850
盛岡市	中核市	盛岡市内丸８番５号	消防防災課	019-626-7404
八戸市	中核市	八戸市内丸一丁目 1 番 1 号	防災危機管理課	0178-43-2147
秋田市	中核市	秋田市山王一丁目 1 番 1 号	防災対策課	018-866-2021
山形市	中核市	山形市旅篭町 2 丁目 3-25	防災対策課	023-641-1212
福島市	中核市	福島市五老内町３番１号	危機管理室	024-525-3793
郡山市	中核市	郡山市朝日一丁目２３番７号	消防防災課	024-924-2161
いわき市	中核市	いわき市平字梅本 21 番地	危機管理課	0246-22-7551

市名	協定種別	住所	防災担当課	電話
水戸市	中核市	水戸市中央 1－4-1	防災・危機管理課	029-232-9152
宇都宮市	中核市	宇都宮市旭一丁目 1 番 5 号	危機管理課	028-632-2052
前橋市	中核市	前橋市大手町 2 丁目 12-1	安全安心課	027-898-5935
高崎市	中核市	群馬県高崎市高松町 35 番地 1	防災安全課	027-321-1352
日立市	鵜飼サミット	日立市助川町 1-1-1	生活安全課	0294-22-3111
川越市	中核市	川越市元町１丁目３番地１	防災危機管理課	049-224-5016
川口市	中核市	川口市三ツ和 1-14-3	防災課	048-242-6358
越谷市	中核市	越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号	危機管理課	048-963-9285
船橋市	中核市	船橋市湊町 2 丁目６番１０号	防災課	047-436-2032
柏市	中核市	柏市柏五丁目１０番１号	防災安全課	04-7167-1115
調布市	個別	調布市小島町 2 丁目 35 番地 1	総合防災安全課	042-481-7346
八王子市	中核市	八王子市元本郷町 3 丁目 24 番 1 号	生活安全部防災課	042-620-7208
相模原市	個別	相模原市中央区中央 2-11-15	危機管理局　危機管理統括部	042-769-8208
横須賀市	中核市	横須賀市小川町１１番地	危機管理課	046-822-9708
藤沢市※	個別、中核市	藤沢市朝日町 1 番地の 1	災害対策課	0466-50-0700
甲府市	中核市	甲府市丸の内 1 丁目 18 番 1 号	防災危機管理課	055-237-5331
笛吹市	鵜飼サミット	笛吹市石和町市部 777	総務課	055-262-4111
富山市	中核市、個別	富山市新桜町７番３８号	防災対策課	076-443-2181
金沢市	中核市	金沢市広坂１丁目 1 番 1 号	防災管理課	076-220-2060
福井市	中核市	福井市大手 3 丁目 10-1	危機管理課	0776-20-5234
長野市	中核市	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地	危機管理防災課	026-224-5006
松本市	中核市	松本市丸の内３番７号	危機管理課	0263-33-9119
飯田市	個別	長野県飯田市大久保町 2534	危機管理・交通安全対策室	0265-22-4511
豊橋市	中核市	豊橋市今橋町１番地	防災対策課	0532-51-3116

市名	協定種別	住所	防災担当課	電話
岡崎市	中核市	岡崎市十王町二丁目９番地	防災危機管理課	0564-23-6533
一宮市	中核市	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	危機管理課	0586-28-8959
豊田市	中核市	豊田市西町３丁目６０番地	防災防犯課	0565-34-6750
犬山市	鵜飼サミット	犬山市大字犬山字東畑 36 番地	防災安全課	0568-44-0346
四日市市※	中核市	三重県四日市市諏訪町１番 5 号	危機管理室	059-354-8119
津市※	中核市	津市西丸之内 23 番１号	防災室	059-229-3104
大津市	中核市	大津市御陵町 3 番 1 号	総合防災課	077-528-2616
高槻市	中核市	高槻市桃園町２番１号	危機管理課	072-674-7314
東大阪市	中核市	東大阪市荒本北一丁目１番１号	危機管理室	06-4309-3130
豊中市	中核市	豊中市中桜塚３丁目１番１号	危機管理室	06-6858-2525
吹田市	中核市	吹田市泉町 1 丁目３－４０	危機管理室	06-6384-1753
枚方市	中核市	枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号	危機管理室	072-841-1221
八尾市	中核市	八尾市本町１丁目１番１号	危機管理課	072-924-3817
寝屋川市	中核市	寝屋川市本町 1 番 1 号	危機管理室	072-824-1181
神戸市	個別	神戸市中央区加納町 6-5-1	危機管理室	078-322-6232
姫路市	中核市	姫路市三左衛門堀西の町３番地	危機管理室	079-223-9593
尼崎市	中核市、個別	尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	防災対策課	06-6489-6165
西宮市	中核市	西宮市六湛寺町 10 番 3 号	防災・安全局	0798-35-3546
明石市	中核市	明石市中崎１丁目５－１	総合安全対策室	078-918-5069
奈良市	中核市、個別	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号	危機管理課	0742-34-4714
和歌山市	中核市	和歌山市八番丁 12 番地	総合防災課	073-435-1199
鳥取市	中核市	鳥取市尚徳町 116 番地	危機管理課	0857-20-3127
松江市	中核市	松江市末次町 86 番地	防災安全課	0852-55-5115
倉敷市	中核市	倉敷市西中新田６４０	防災危機管理室	086-426-3131

市名	協定種別	住所	防災担当課	電話
呉市	中核市	呉市中央４丁目１番６号	危機管理課	0823-25-3326
福山市	中核市	福山市東桜町３番５号	危機管理防災課	084-928-1228
三次市	鵜飼サミット	三次市十日市中二丁目８番１号	危機管理課	0824-62-6116
岩国市	鵜飼サミット	岩国市今津町一丁目 14 番 51 号	危機管理課	0827-29-5119
下関市	中核市	下関市南部町１番１号	防災安全課	083-231-9333
高松市	中核市	高松市番町一丁目８番１５号	危機管理課	087-839-2184
松山市	中核市	松山市萱町６丁目３０－５	防災対策課	089-926-9132
大洲市	鵜飼サミット	愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1	危機管理課	0893-24-1742
高知市	中核市	高知市本町５丁目１番 45 号	危機管理室	088-822-8111
久留米市	中核市	久留米市城南町 15-3	防災対策室	0942-30-9074
長崎市	中核市	長崎市興善町３番１号	防災危機管理室	095-822-0480
佐世保市	中核市	佐世保市八幡町１番 10 号	防災危機管理局	0956-23-9258
大分市	中核市	大分市荷揚町２番３１号	総務課（防災･危機管理室）	097-537-5664
宮崎市	中核市	宮崎市橘通西一丁目１番１号	危機管理室	0985-21-1730
鹿児島市	中核市	鹿児島市山下町１１番１号	安心安全課	099-216-1213
那覇市	中核市	那覇市泉崎１丁目１番１号	市民防災室	098-867-0111

※印は、中核市災害時相互応援協定のうち、中核市ではないが中核市市長会防災担当者会議の構成市となっている市。

民間の機関（主な協定・覚書締結先）

機関名	住所	窓口	電話
岐阜市指定管工事協同組合	岐阜市祈年町 8 丁目 7		245-3033
（株）トヨタオートモールクリエイト （カラフルタウン岐阜）	岐阜市柳津町丸野 3-3-6		388-5400
（株）イトーヨーカドー （イトーヨーカドー柳津店）	岐阜市柳津町丸野 3-3-6		388-5511
生活協同組合コープぎふ	各務原市鵜沼各務原町 1 丁目 4-1		370-6888
岐阜県自動車整備振興会	岐阜市日置江 2648-4	事業部	279-3721
シーシーエヌ（株）	岐阜市須賀 1 丁目 2-16		268-2304
岐阜県電気工事業工業組合岐阜支部	岐阜市今川町 2 丁目 26-3		263-6010
イオン（株）中部カンパニー（イオン柳津店）	岐阜市柳津町本郷 4 丁目 1-1		388-2221
イオン（株）中部カンパニー（イオン岐阜店）	岐阜市正木中 1 丁目 2-1		294-1100
カワボウ（株）（マーサ 21）	岐阜市正木中 1 丁目 2-1		295-2228
岐阜市建築技術協会	岐阜市薮田東 1 丁目 2-2	事務局	274-8886
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市田端町 1-12		248-1895
（株）シティエフエムぎふ	岐阜市本荘西 2 丁目 1 番地　敷島ビル 1 号室		253-7850
（株）バローホールディングス	可児市広見北反田 1957-2	総務部 物流部	0574-60-0861 0574-60-0689
岐阜大学	岐阜市柳戸 1-1		293-2007
（一社）岐阜県測量設計業協会	岐阜市六条南 2 丁目 11-1		274-4795
岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター1-14-1		279-3001
（一社）日本自動車連盟中部本部岐阜支部	岐阜市六条江東 2-4-11		052-872-1104, 1105 090-7606-3349
（株）コガネパン	岐阜市柳津町上佐波西 1 丁目 127		279-6611

機関名	住所	窓口	電話
（有）カワダ建設	岐阜市村山 1756		235-7225
岐阜県橋梁会	岐阜市六条大溝 3-13-3(㈱安部日鋼工業)		271-2092
岐阜県瓦葺組合　岐阜支部、岐東支部	―		232-5632（岐阜） 535-2841（岐東）
岐阜市土木企業共同体	岐阜市折立北浦 294（同和建設㈱）		239-6585
岐阜県タクシー協会　岐阜支部	岐阜市茜部菱野 2 丁目 34-5		273-1003
（株）トーカイ	岐阜市若宮町 9 丁目 16	総務部	263-5111
岐阜市北部建設ＣＳＲ推進協議会	岐阜市岩崎 806-3（㈱大村建設）		237-2811
一般社団法人解体工事業協会	岐阜市六条大溝 4 丁目 12-19		277-3315
社団法人　日本福祉用具供給協会（東海北陸支部）	静岡市駿河区南町 18-1　サウスポット静岡 1F		054-202-3348
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂９－７－１		03-6864-3399 03-6440-6747
赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合	岐南町平成 3-152		058-247-4451
岐阜県トラック協会岐阜支部	日置江 2648-2　岐阜県自動車会館４階		279-3777
株式会社ＬＩＸＩＬビバ （スーパービバホーム岐阜柳津店）	柳津町流通センター1 丁目 52 番		270-1811
大丸板紙加工株式会社	笠松町田代６６７		058-388-3388
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4501-1		025-371-4185
エフイーエム㈲	岐阜市柳津町北塚 3-82		387-8639
（一社）全日本冠婚葬祭互助協会	東京都港区新橋 1 丁目 18-16 日本生命新橋ビル９Ｆ		03-3596-0061
ゼンリン㈱岐阜営業所	岐阜市薮田南 1 丁目 6 番 3 号		272-2002
（公財）岐阜市国際交流協会	岐阜市司町 40 番地 5		058-263-1741
日本建設機械レンタル協会中部支部	名古屋市中区栄 1 丁目 14-14		052-203-1657
（一社）災害対策建設協会 JAPAN47	東京都品川区東品川 4-10-18		0120-954-084

機関名	住所	窓口	電話
	カスタリアタワー6F		
（一社）日本カーペットタイルリセット協会	東京都江東区北砂 1-11-5		03-5632-7101
ヴェオリア・ジェネッツ㈱中部支店	名古屋市東区葵 3-15-31 千種ニュータワービル		052-930-5514
㈱クボタ中部支社	名古屋市中村区名駅 3 丁目 22 番 8 号		052-564-5151
㈱クボタケミックス中日本支社	名古屋市中村区名駅 3 丁目 22 番 8 号		052-564-5145
住友重機械エンバイロメント㈱　中部支店	名古屋市東区東桜 1 丁目 10 番 24 号		052-971-0538
㈱日本タクシー	岐阜市鶴田町 3 丁目 7-1		058-247-7033
あいおいニッセイ同和損害保険㈱岐阜支店	岐阜市橋本町 2 丁目 8　濃飛ニッセイビル 7 階		254-8561
岐阜乗合自動車㈱	岐阜市九重町 4 丁目 20		240-8800
（一社）ＤＰＣＡ	京都市南区東九条西岩本町 10-2　イリアスオフィス 2 階		075-606-6865
（一社）地域再生・防災ドローン利活用推進協会	京都市南区東九条西岩本町 10-2　イリアスオフィス 3 階 C		075-606-6865
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町 1295 番地 1	人事総務本部	052-752-5312
ALSOK 岐阜株式会社（旧日本ガード株式会社）	岐阜市茜部中島 2 丁目 66 番 6		274-4400
東海移動販売車組合	岐阜県各務原市蘇原栄町 2 丁目 10 番地 1		058-371-9037
フジパン株式会社	名古屋市瑞穂区松園町 1 丁目 50 番地		052-831-5151
特定非営利活動法人Ｖネット	岐阜県高山市桐生町 2 丁目 315 番地 7	法人本部	090-8862-7999
岐阜災害特別支援協会	岐阜市柳津町南塚 4 丁目 249 番地		058-388-5678
岐阜信用金庫	岐阜市神田町 6 丁目 11 番地		058-265-1151
岐阜市総合飲食組合	岐阜市金園町 4-20		058-240-5619